

平成20年第4回（12月）坂城町議会定例会会期日程

平成20年12月2日

日次	月 日	曜日	開議時刻	内 容
1	12月 2日	火	午前10時	○本会議 ・町長招集あいさつ ・議案上程
2	12月 3日	水		○休 会（一般質問通告午前11時まで）
3	12月 4日	木		○休 会
4	12月 5日	金		○休 会
5	12月 6日	土		○休 会
6	12月 7日	日		○休 会
7	12月 8日	月	午前10時	○本会議 ・一般質問
8	12月 9日	火	午前10時	○本会議 ・一般質問
9	12月10日	水	午前10時	○本会議 ・一般質問 ○委員会（総務産業、社会文教）
10	12月11日	木		○休 会
11	12月12日	金	午前10時	○本会議 ・条例案、補正予算案等質疑 討論 採決

付議事件及び審議結果

12月2日上程

発委第 4号	坂城町議会会議規則の一部を改正する規則について	12月12日	可決
報告第 2号	町長の専決処分事項の報告について	12月12日	同意
議案第64号	坂城町選挙ポスター掲示場の設置に関する条例の一部を改正する条例について	12月12日	可決
議案第65号	工業振興施設等整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例について	12月12日	可決
議案第66号	坂城町土地開発公社定款の変更について	12月12日	可決
議案第67号	長野広域連合規約の変更について	12月12日	可決
議案第68号	長野県市町村自治振興組合規約の変更及び組合を組織する市町村数の減少について	12月12日	可決
議案第69号	長野県市町村総合事務組合を組織する市町村数の減少について	12月12日	可決
議案第70号	坂城町公の施設の指定管理者の指定について	12月12日	可決
議案第71号	平成19年度公共土木施設災害復旧事業橋梁災害復旧工事（昭和橋）変更請負契約の締結について	12月12日	可決
議案第72号	調停事件の合意について	12月12日	可決
議案第73号	平成20年度坂城町一般会計補正予算（第5号）について	12月12日	可決
議案第74号	平成20年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について	12月12日	可決
議案第75号	平成20年度坂城町老人保健特別会計補正予算（第2号）について	12月12日	可決
議案第76号	平成20年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について	12月12日	可決
議案第77号	平成20年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第2号）について	12月12日	可決

12月12日上程

議案第78号	坂城町国民健康保険条例の一部を改正する 条例について	12月12日	可決
発委第5号	共済法制定を求める意見書について	12月12日	可決
発委第6号	介護保険制度の抜本的改善を求める意見書 について	12月12日	可決
発委第7号	介護労働者の処遇改善を求める意見書につ いて	12月12日	可決

平成20年第4回坂城町議会定例会

目 次

第1日	12月2日(火)	
○議事日程	2
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○町長招集あいさつ	3
○監査報告	10
○発委第4号、報告第2号、議案第64号～議案第77号の 上程、提案理由の説明	12
第2日	12月8日(月)	
○議事日程	20
○一般質問	柳沢 昌雄 議員	21
	安島ふみ子 議員	33
	円尾美津子 議員	46
	大森 茂彦 議員	63
第3日	12月9日(火)	
○議事日程	78
○一般質問	林 春江 議員	78
	入日 時子 議員	94
	春日 武 議員	108
	田中 邦義 議員	123

第4日 12月10日(水)

○議事日程	142
○一般質問 山城 賢一 議員	142
宮島 祐夫 議員	157

第5日 12月12日(金)

○議事日程	174
○陳情の質疑、討論、採決	175
○発委第4号、報告第2号、議案第64号～議案第77号の 質疑、討論、採決	175
○追加議案上程、提案理由の説明	199
○議案第78号、発委第5号～発委第7号の質疑、採決	201
○町長閉会あいさつ	204

平成20年第4回坂城町議会定例会会議録

1. 招集年月日 平成20年12月2日
2. 招集の場所 坂城町議会議場
3. 開 会 12月2日 午前10時00分
4. 応招議員 14名

1 番議員	田 中 邦 義 君	8 番議員	春 日 武 君
2 "	山 城 賢 一 君	9 "	林 春 江 君
3 "	柳 澤 澄 君	10 "	安 島 ふみ子 君
4 "	中 嶋 登 君	11 "	円 尾 美津子 君
5 "	塚 田 忠 君	12 "	柳 沢 昌 雄 君
6 "	大 森 茂 彦 君	13 "	宮 島 祐 夫 君
7 "	入 日 時 子 君	14 "	池 田 博 武 君
5. 不応招議員 なし
6. 出席議員 14名
7. 欠席議員 なし
8. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	中 沢 一 君
副 町 長	柳 澤 哲 君
教 育 長	長谷川 臣 君
会 計 管 理 者	塩野入 猛 君
総 務 課 長	中 村 忠比古 君
企 画 政 策 課 長	片 桐 有 君
住 民 環 境 課 長	宮 下 和 久 君
福 祉 健 康 課 長	塚 田 好 一 君
子 育 て 推 進 室 長	中 沢 恵 三 君
産 業 振 興 課 長	宮 崎 義 也 君
建 設 課 長	村 田 茂 康 君
教 育 文 化 課 長	西 沢 悦 子 君
総 務 課 長 補 佐	柳 澤 博 君
総 務 係 長	
総 務 課 長 補 佐	塩 澤 健 一 君
財 政 係 長	
企 画 政 策 課 長 補 佐	塚 田 郁 夫 君
企 画 調 整 係 長	
9. 職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	吾 妻 忠 明 君
議 会 書 記	金 丸 恵 子 君

10. 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 町長招集あいさつ
- 第 4 諸報告
- 第 5 発委第 4 号 坂城町議会会議規則の一部を改正する規則について
- 第 6 報告第 2 号 町長の専決処分事項の報告について
- 第 7 議案第 6 4 号 坂城町選挙ポスター掲示場の設置に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議案第 6 5 号 工業振興施設等整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議案第 6 6 号 坂城町土地開発公社定款の変更について
- 第 1 0 議案第 6 7 号 長野広域連合規約の変更について
- 第 1 1 議案第 6 8 号 長野県市町村自治振興組合格約の変更及び組合を組織する市町村数の減少について
- 第 1 2 議案第 6 9 号 長野県市町村総合事務組合を組織する市町村数の減少について
- 第 1 3 議案第 7 0 号 坂城町公の施設の指定管理者の指定について
- 第 1 4 議案第 7 1 号 平成 1 9 年度公共土木施設災害復旧事業橋梁災害復旧工事（昭和橋）変更請負契約の締結について
- 第 1 5 議案第 7 2 号 調停事件の合意について
- 第 1 6 議案第 7 3 号 平成 2 0 年度坂城町一般会計補正予算（第 5 号）について
- 第 1 7 議案第 7 4 号 平成 2 0 年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 第 1 8 議案第 7 5 号 平成 2 0 年度坂城町老人保健特別会計補正予算（第 2 号）について
- 第 1 9 議案第 7 6 号 平成 2 0 年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 第 2 0 議案第 7 7 号 平成 2 0 年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について

11. 本日の会議に付した事件

10. 議事日程のとおり

12. 議事の経過

議長（池田君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成20年第4回坂城町議会定例会を開会いたします。

なお、会議に入る前にカメラ等の使用の届出がなされており、これを許可してあります。

ただちに本日の会議を開きます。

地方自治法第121条の規定により、出席を求めた者は理事者をはじめ各課等の長であります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「会議録署名議員の指名について」

議長（池田君） 会議規則第120条の規定により、1番 田中邦義君、2番 山城賢一君、3番 柳澤澄君を会議録署名議員に指名いたします。

◎日程第2「会期の決定について」

議長（池田君） お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月12日までの11日間といたしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（池田君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から12月12日までの11日間とすることに決定いたしました。

なお、一般質問の通告は3日午前11時までといたします。質問時間は答弁を含め1人1時間以内とし、発言順位は抽選で行いますのでご承知願います。

◎日程第3「町長招集あいさつ」

議長（池田君） 町長から、招集のあいさつがあります。

町長（中沢君） おはようございます。

本日ここに平成20年第4回坂城町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には全員のご出席をいただき、開会できますことを心から御礼申し上げます。

さて、アメリカの金融危機が発端となり、世界規模での景気後退が顕著化する中で、原油価格の下落による一定の効果は期待するものの、株式、為替市場の大幅な変動等による景気の一層の下振れ、さらには雇用状況等と大変憂慮しているところでございます。

11月20日に開催した町内の大手企業経営者と商工会役員の皆さんによる懇談会、地域経済振興懇話会と称しているわけですが、この話し合いの中でも輸出関連の企業にとって円高の為替変動にとどまらず、海外の相手先の購買力等の状況が悪化しており、工場の集約化や派遣社員の縮小等、自社生き残りに懸命という状況でございます。食料品関係でも原材料費の高騰、円高還元セールへの対応など、今後の影響が懸念されているところでございます。同席された商工会の比較的小規模企業の皆さんも、これからさらに厳しくなるという見方を強めております。

町では、商工会をはじめ関係団体、県等と連携をとりながら窓口相談機能の充実や国や県の経済対策を受け、特に中小企業の資金繰り支援のための緊急保証制度の周知にも努めていきたいと考えております。

テクノセンターにおきましても、ものづくりコンソーシアムを始め、各種の研究会を開催するとともに、地域企業立地促進等整備費補助金の助成を受け、人材養成や試験、研究、器具の整備にあたっているところでもございます。

10月8日には、議会、商工団体、農業団体、区長会等の代表者とともに村井知事をお尋ねし、産業振興、基盤整備など、町の諸課題についてご支援をお願いしたところでもございます。11月14日は、私自ら経済産業省を訪れ、そしてまた12月4日には関東経済産業局を訪れ、国の経済対策等の把握とその対応について、いろいろと工夫を凝らしてまいりたいと考えているところでもございます。12月10日には、緊急保証相談会も開催する予定となっております。

こうした中で、新年度の予算編成期を迎えているところでございます。歳入面では企業環境の悪化により、かなり厳しい状況にございます。県内企業の間接決算による町民税法人分の申告納付が集中する11月末の調定状況を見まして、予算編成を行うこととしております。

予算編成にあたりましては、第4次長期総合計画後期基本計画を念頭におきまして、町政運営の基本方向を「自律のまちづくり」に据え、町行財政改革推進計画のより一層の取り組みにより、人件費や物件費など、経常経費の抑制を図らなければならないと考えているところでもございます。「ものづくりとやすらぎのまちづくり」「住民・企業との協働のまちづくり」「効果的で質の高い行政サービスの提供」等を事業推進のキーワードに据えまして、限られた財源の計画的・重点的配分に努めてまいります。

さて、師走ともなり、一年の町の動き等を振り返ってみたいと思います。

『ばらサミット2009』プレイベントとして銘打ちました「さかき千曲川・ばらフォーラム」が11月15日に坂城テクノセンターにおいて、町内外から約100名の皆さんの参加を得まして、盛会のうち開催されました。フォーラムは国土交通省千曲川河川事務所の安達所長さんによる「ふるさと再発見 千曲川・坂城町」と題した基調講演に続き、坂城中学校生徒のばら栽培に関わる学習活動や「さかき千曲川賛歌」の創作活動の発表、坂城高校生徒の長野大学と連携しての「千曲川支流周辺での環境学習」等も発表されました。フォーラムの後半では、「薔薇人の会」の成澤会長が来年のばらサミットに向けての活動内容の紹介、さらに大橋幸文元教育長さんによる「さかきの歴史と千曲川ーその利水と治水・恵みと祈りー」と題しましてのお話もございまして、地域活動の大切さ、みんなで郷土について学ぶことの大切さを知る機会ともなったわけでございます。

このフォーラムを通じ、千曲川バラ公園を拠点とした、町花である「ばら」のまちづくりを広げていくことにより、「水と緑」「花と緑」による自然豊かなやすらぎのまちづくりを進めていくことが大切だということを改めて確信したところでもございます。『ばら制定都市会議 2009ばらサミット』につなげていきたいと考えております。「さかき千曲川バラ公園」の拡張事業につきましては、約7割の用地契約が完了するとともに現地測量及び工事の設計がほぼ完了し、河川法の申請と工事発注の準備を進めているところでもございます。

11月15日、16日にねずみ大根振興協議会が実施した「第9回ねずみ大根パワーアップツアー」収穫体験には250人ほどの来場がございまして、35aの圃場に栽培されたねずみ大根がすべて収穫されるなど、来年の計画に向けて、全国辛味大根フォーラムについて弾みがついたところでもございます。

同じ日に東京港区の麻布十番商店街で開催された「信州農林産物祭り」に出展い

たしました味ロジワクワクサカキも、特産のりんご、ばら、ねずみ大根をはじめおやき、ドレッシングなどの加工品を販売いたしました。これまた大変な人気でPR効果があったとお聞きしております。味ロジワクワクサカキの皆さんは、平成20年度農村女性きらめきコンクールの起業活動の部におきまして、最優秀賞にあたる長野県知事賞を受賞されました。さらなる活躍をご期待申し上げます。

次に、教育文化、国際交流の面でございます。

まず、南条小学校の金管バンドが『第27回全日本小学校バンドフェスティバル』において金賞に輝いたこと、心からお喜び申し上げます。そして町内の各学校が特色ある学習活動を通じて発信していることを、心から敬服し、心強く感じているところでもございます。

上海市嘉定区実験小学校との国際教育交流につきましては、12月18日から21日までの予定で、実験小学校の生徒を中心に、18名の交流団をお迎えすることになっております。ホームステイや学校訪問などを通じ、お互いに理解を深めるよう教育交流の機会になればと考えているところでもございます。来年1月末には、坂城町日中友好国際交流員として委嘱しております中国湛江師範大学外国語学院副院長の陳俊英先生が来日される予定となっております。国際交流協会との交流をはじめいろいろな面で理解し合える場が設けられればよいと思っております。

近年、中国との経済的な相互交流が盛んになる中で、企業をはじめ子どもたちの国際理解を深め、住民の国際感覚を高揚するためにも、復旦大学の日本研究センターなどを1つの連携のもとに、さまざまな機会による積極的な交流を実現してまいりたいと考えているところでもございます。

かねてより計画しておりました町内各遺跡から出土しました埋蔵文化財の一般公開が11月1日からB・Iプラザ内の文化センターで始まっております。土器や石器、銅鏡、耳飾りのほかに青木下遺跡から出土した高杯等を展示しております。坂木宿ふるさと歴史館でも「北国街道 横吹の今昔」と題しましてパネル展を開催しています。坂城町の歴史をもう一度学び合う機会になればと考えております。

安心・安全な学校づくりのための校舎の耐震化対策については、村上小学校体育館の耐震化工事が完了し、坂城小学校校舎の耐震診断にも取り組んでおります。坂小体育館の耐震診断も併せて実施してまいります。

次に、福祉、医療でございます。

長野赤十字上山田病院は去る10月20日の経営審議会において、来年4月移行

の後医療の引き受け先として、愛知県の医療法人「寿光会」に引き継ぐ方針を内定いたしました。最終的な決定は、長野赤十字病院の役員会で審議されることになっております。

「寿光会」は、愛知県に本部を持ち、病院、老人保健施設、グループホームを経営し、これら医療施設が全国29カ所を持っております。現在、「寿光会」が提案しております医療体制は、常勤医師4名で、診療科目は内科、循環器科、呼吸器科、消化器科、それと外科、泌尿器科等の6つの科目でございますが、人工透析、訪問看護などの在宅看護サービスの継続も行うということにしております。来年の21年度内には1次救急を開始し、以後、2次救急にも対応するという方針でございます。さらには将来、高齢者入居施設を設けるなど福祉サービスの充実も提案されております。

先日、寿光会医師グループの本部長さんがお越しになりました。いずれにいたしましても、この地域の医療、福祉の基幹的な施設にしたいということで、意欲あることを申しておりましたので、期待するところでもございます。

去る10月4日には、健康フロンティア事業の一環として「健康づくり子育て支援講演会」を開催し、信州大学医学部附属病院長の小池健一先生による「小児科医療から見える子育て」と題してお話ございました。「少子化」が大きな社会問題となる中で、「健やかに子どもを育てるために、今私たちに必要なこと…」などを基本に、未来を担う子どもたちの成長に親や地域がどう関わり、どう支援していけばよいのか、少子化対策の一助として開催したものでございます。

町民の健康づくり事業につきましては、本年から実施された特定健診、特定保健指導をはじめ健康教室や予防学習の実施のほか、子育て支援など、保健センター等を中心に健康意識の普及や啓発を一層進めてまいります。

後期高齢者医療制度の特例として、被扶養者であった被保険者に係る保険料は、4月から半年間は賦課せず、10月から3月までの間においては被保険者均等割額を9割軽減に、また所得による7割、5割、2割軽減も実施されたところでございますが、年齢による制度加入や年金からの天引きなど、多くの問題を抱え、議論を呼んでいるところでもございます。これら制度の度重なる見直しにあたっては、住民の皆さんへの対応、事務処理など市町村にも大きな負担がかかっているわけでございますが、早期に高齢者の心情に配慮した制度の確立を強く望むものでございます。

本年度は、介護保険事業計画の見直しの年にあたります。介護保険制度は急速に進む高齢化社会に対応し、介護を必要とする高齢者ができる限り自立して暮らせるように介護を社会全体で支える仕組みとして、平成12年に施行され、今日に至っているものでございます。

この介護保険制度は、3年ごとに3年間の事業計画を策定することとなっております。本年度は、平成21年度から23年度までの3年間の事業計画を策定いたします。今回改正される主なものといたしましては、介護療養病床から老人保健施設等への転換分の取り扱いの規定や、第1号被保険者と第2号被保険者の負担割合の見直し、介護従事者の待遇改善と人材確保の必要性等から介護報酬の引き上げなどを行う見込みとなっております。町といたしましても、第4次介護保険料の算定にあたり、介護保険運営協議会を開催し、広く意見を聴取する中で、住民の負担をできるだけ低く抑え、よりよい制度にしていきたいと思います。

びんぐし湯さん館は、開業から6年半が経過し、入館者数は11月13日に190万人に達し、1日あたり850人と、大変多くの皆さんにご利用いただいているところでございます。予想以上の入館者ということもあって、昨年は洗いの増設を行いました。今年度は畳の表替えを済ませ、カランの取り換え工事などを予定しております。年末年始、お客さんにより親しみを持って利用いただけるよう努力してまいります。

次に基盤整備についてでございます。

国道18号バイパス早期実現につきましては、10月21日「新国道上田篠ノ井間建設促進期成同盟会」において、国、県、選出国會議員に陳情し、12月4日には「町国道バイパス県道整備促進期成同盟会」において、再度、陳情することとしております。

A09号線につきましては、一部の交通安全施設の工事を残して完成いたしました。11年と長い時間はかかりましたが、幅が9m、延長794mの基幹道路が完成したところでもございます。A01号線の整備につきましては、金井、南条小学校から以北への整備に着手し、順次進めております。

まちづくり交付金による中之条の開畝地区の町営住宅中之条団地C・D棟の建設工事につきましては、工程どおり工事を進めているところでございます。今後も適正、安全な工事管理を行う中で、早期竣工に向けて鋭意努力しております。A・B棟につきましては、現在、入居手続を進めております。今月から順次入居者が入る

予定でございます。近隣市町村から町内企業に勤める方々の入居も期待しているところでもございます。

下水道工事につきましては、中之条地区で3地区、月見区で4地区、併せて7地区の工事を実施しております。小網地区につきましては、合併処理浄化槽を取り入れるという新たな方向で、早期竣工に向けて、いろいろ話し合いを進めているところでもございます。

土地開発公社で進めております食育・給食センター造成工事につきましては、現在、掘削土の搬出等が概ね完了し、粗造成による一宅面の状況となってきております。12月1日は、食育・学校給食センター建設委員会において、基本設計について検討されるなど、具体的な取り組みが進んでいるところでございます。

前田工業団地につきましては、今年8月に汚染土壌の除去浄化を主目的に造成工事に着手したところでございます。汚染土壌の処理については、汚染土壌措置計画に基づいて、区域外搬出による恒久対策を講じ、シアン化合物については秋田県大館市にあります管理型の最終処分場へ、六価クロム及びホウ素につきましては、新潟県糸魚川市のセメント工場に搬出し、焼成処理による原材料化によって対応しております。

汚染を特定したシアン及び六価クロムのうち、一部の区域において汚染の浸食が明らかになったことから、県と協議を重ね、完全除去を行いました。これら汚染土壌の除去浄化につきましては、11月末をもって完了いたします。早期の販売、利用等に努めてまいります。

長野広域連合で進めておりますごみ処理広域化につきましては、11月開催されました広域連合議会におきまして、長野市に予定されるA施設、須坂市に予定される最終処分場の稼動目標年度の計画の見直し案が示され、26年度中に稼動目標とすることとなっております。現在、A施設の環境影響評価方法書が公告・縦覧されております。千曲市に予定されておりますB施設の関連では、市内5カ所に候補地を絞り込み、地域の説明会が開催されているところでもございます。

今議会に広域連合規約の一部改正案が上程されております。ごみ処理施設の建設に要する経費負担を人口割10%、ごみ量割90%とするものでありますが、管理運営費負担金につきましては、今後の研究課題ということになっております。町で要望した形が反映されたものと理解しております。広域のごみ処理施設の経費負担がごみ量割が90%ということに決まってきておりますので、より一層のごみの分

別あるいは減量化を徹底してまいりたいと考えております。

最後に消防の広域化に関してでございますが、長野県内の消防組織を東北信と中
南信の2ブロックにするという県の消防広域推進計画が示されております。東北信
32市町村及び消防本部を設置している団体によりまして「消防広域化研究協議
会」の設立総会が開催され、今後、幹事会、専門部会等を通じまして、具体的な調
査、研究を行うことになっております。

以上、1年を振り返りつつ、町の概況を申し上げましたが、今議会に審議をお願
いする案件は、専決の報告1件、条例の改正2件、土地開発公社定款の変更、広域
連合規約など3件、公の施設の指定管理者の指定など、多くにわたっております。
一般、特別会計補正予算5件をあわせて、計15件でございます。よろしくご審議
を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げまして、招集のごあいさつといた
します。

◎日程第4「諸報告」

議長（池田君） 地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により、定期事務監
査が実施され、意見書の提出が監査委員よりありました。監査委員の監査所見を求
めます。

代表監査委員（三井君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、地方
自治法第199条第1項及び第4項の規定により、平成20年度の坂城町定期事務
監査を実施いたしました。その結果について、報告いたします。

監査の対象は坂城町一般会計歳入歳出状況、坂城町有線放送電話特別会計歳入歳
出状況、坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出状況、坂城町同和地区住宅新築資金
等貸付事業特別会計歳入歳出状況、坂城町老人保健特別会計歳入歳出状況、坂城町
工業地域開発事業特別会計歳入歳出状況、坂城町下水道事業特別会計歳入歳出状況、
坂城町介護保険特別会計歳入歳出状況、坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出状
況の一般会計及び8つの特別会計であります。

審査方法といたしましては、各課等から今年度計画された事務事業の執行状況に
ついて、資料の提出及び説明を求めるなどして監査を実施いたしました。監査の期
間は平成20年10月21日から10月28日まで実施をいたしました。

監査の結果、各所管における財務に関する事務処理及び事業の計画、執行等につ
いては関係法令、条例、規則に準拠して適正に処理されているものと認められまし

た。以下、監査の内容について、意見を申し述べます。

平成20年度の予算執行は、実施計画に沿って執行されており、概ね良好であります。主要事業の執行状況については、積極的な取り組みがなされています。事務事業の内容及び年間計画とその執行状況については、全体的に住民福祉の増進に重点を置かれ執行されており、評価いたします。平成20年度の事務事業の執行状況については、ほぼ予定どおり行われていました。

一般会計の予算執行状況は、9月末現在、収入率は予算現額に対して42.1%で、前年比3ポイントの減、執行率は39.7%で前年比1.6ポイントの増であった。特別会計全体の収入率は26.7%で、前年比7.4ポイントの減、執行率は32.6%で、前年比11.1ポイントの減、いずれも前年と比較して減となっています。これは9月の補正予算で新たに工業地域開発事業特別会計が設置され、無執行のためであります。

一般会計及び特別会計全体の執行率は、前年と比較して、歳入が4.5ポイント、歳出が4.0ポイント減であった。また、工事については、工程表どおりに執行されていました。

次に、町税については、9月末現在の徴収実績は、調定額30億1,720万円、収入済額は20億9,872万円で、前年比3.6%の増、金額で約7,200万円の増となっております。個人町民税については、収入額は4億5,291万円で、前年比11.3%の増、金額で約4,600万円の増となっています。一方、法人町民税については、原油や原材料価格の高騰、円高の影響などで、景気の減速によって、収入済額は2億9,599万円で、前年比38.3%の減、金額にして約1億8千万円減少しています。今後も厳しい経済状況が続くものと推測されますので、予算執行には十分注意してください。

収入率については、前年に比べ、ほとんどの税目で増加しています。徴税と収納対策会議の努力がうかがえます。引き続き、収入率のアップに努めてください。

主要事業の執行状況については、年間計画に従い、ほぼ計画的に執行されている。今後も住民福祉の向上のために努力をしてください。

工事の執行状況については、概ね予定どおり執行されていました。別紙「工事等検査箇所調書」を参照していただきたいと存じます。工事の施工に関しては、今後安全には十分注意され、進めてください。

今日の経済情勢は、かつて経験したことのない大変厳しい状況にあります。今後

もしばらくこの状況が続くものと推測されています。引き続き、財源の確保、経費の節減、事務事業の見直しなどを図り、予算執行には十分留意され、簡素で効率的な運営に努めてください。各課等の指摘事項及び特別会計所管事務につきましては、報告書に挙げてありますので、申し述べることを省略させていただきます。

以上をもちまして、平成20年度の定期事務監査の報告といたします。

議長（池田君） 監査所見の報告が終わりました。

また、監査委員から例月現金出納検査報告書が提出されております。お手元に配付のとおりであります。

次に、本日までに受理した陳情は、お手元に配付のとおりであります。所管の常任委員会に審査を付託いたしましたので、報告いたします。

議長（池田君） 日程第5「発委第4号 坂城町議会会議規則の一部を改正する規則について」から日程第20「議案第77号 平成20年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第2号）について」までの16件を一括議題とし、提案理由の説明までを行います。

職員に議案を朗読させます。

（議会事務局長朗読）

議長（池田君） 朗読が終わりました。

会議の途中ですが、ここでテープ交換のため、暫時休憩いたします。

（休憩 午前10時51分～再開 午前11時06分）

議長（池田君） 再開いたします。

趣旨説明及び提案理由の説明を求めます。

10番（安島さん） 発委第4号 坂城町議会会議規則の一部を改正する規則について、趣旨説明いたします。

本案は、地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴い、法第100条第12項に、「議会は会議規則の定めるところにより議案の審査または議会の運営に関し、協議または調整を行うための場を設けることができる」の規定が新たに設けられました。これにより、全員協議会等の活動が正規の議会活動として、明確に位置づけられました。議員各位におかれましては、本案の趣旨をご理解いただき、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。趣旨説明といたします。

町長（中沢君） 議案説明を申し上げます。

専決第 8 号 平成 20 年度坂城町一般会計補正予算（第 4 号）についてでございます。

本案は、役場庁舎の冷暖房施設の修繕等について、急を要する案件として 10 月 31 日に専決いたしましたものでございます。その内容は、歳出予算の組み替えによる補正でございまして、庁舎修理で 250 万円、南条小学校に係るクラブ活動助成金で 20 万円をそれぞれ追加いたしまして、これを予備費 270 万円を減額いたしましたものでございます。

次に、議案第 64 号 坂城町選挙ポスター掲示場の設置に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

本案は、現在まで町議会議員選挙においてのみ設置されておりました公営ポスターの掲示場に関し、より公営選挙の推進を図ることや候補者が要する経費の負担などを考慮して、町長選挙においても設置することにしたもので、本条例に関する所事項の改正でございます。

議案第 65 号 工業振興施設等整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

本案は、工業振興施設等整備基金の整備対象をより明確化するために、本条例の一部を改正するものでございます。主な内容ですが、本基金の対象となる町が行う工業振興施設等の整備に町が出資、出捐等を行う法人に対して補助を行い、整備する場合も含めるものでございます。

議案第 66 号 坂城町土地開発公社定款の変更についてでございます。

本案は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴いまして、関係法令の整備に関する法律及び郵政民営化法案等の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う公有地の拡大の推進に関する法律の一部の改正と、土地開発公社の経理についての一部改正に伴う坂城町土地開発公社定款の変更でございます。

主な改正内容は、役員に関する規定のうち、民法での引用条項を削除して、公有地の拡大推進に関する法律での引用条項とすることとし、経理基準の改正により、財政諸表等について、キャッシュ・フロー計算書を加えるものでございます。

次に、議案第 67 号 長野広域連合規約の変更についてでございます。

本案は、本町外周辺の 10 市町村が事務を共同処理するために設置しております長野広域連合が処理する事務のうち、養護老人ホームの設置、管理及び運営に関す

る事務につきまして、関係市町村が設置する養護老人ホームがなくなったことに伴い、長野広域連合の運営する養護老人ホームを松寿荘及びはにしな寮に限定する規定がなくなったこと、また小布施を除く10市町村により進めておりますごみ処理施設及び最終処分施設の建設に関する経費の市町村負担割合を定めることに伴い、広域連合規約の所要の改正を行うものでございます。

議案第68号 長野県市町村自治振興組合規約の変更及び組合を組織する市町村数の減少についてでございます。

市町村職員の情報管理に関わる技術、能力の向上を図るため、当組合に電子自治体推進部門を新たに設置し、人材の養成、相談窓口の設置などの事業を実施することなどに伴い組合規約を変更すること、また、平成21年3月31日の下伊那郡阿智村と同郡清内路村の合併に伴い、組合を組織する市町村数が減少することについて、地方自治法第286条第1項の規定による協議の依頼があり、同法第290条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

議案第69号 長野県市町村総合事務組合を組織する市町村数の減少についてでございます。

本案は、平成21年3月31日の下伊那郡阿智村及び同郡清内路村の合併に伴いまして、組合を組織する市町村数が減少することについて、地方自治法第286条第1項の規定による協議の依頼があり、同法第290条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

議案第70号 坂城町公の施設の指定管理者の指定についてでございます。

本案は、平成18年4月1日から指定管理者が管理運営しております町内8施設に関して、平成21年3月31日をもって指定の期間が満了することに伴い、同年4月1日から当該各施設に関する指定管理者を指定することについて、議会の議決を求めるものでございます。

議案第71号 平成19年度公共土木施設災害復旧事業橋梁災害復旧工事（昭和橋）変更請負契約の締結についてでございますが、変更請負契約の締結でございます。

今回の変更請負の内容は、主に仮締切工の増額によるものでございます。当初、仮締切工の土砂につきましては、重機による周辺の土砂を採取する工法が考えられておりましたが、河道の洗掘が想定以上に深く洗掘されており、ダンプトラックによる周辺からの土砂の運搬が必要となりました。契約の相手方は、株式会社守

谷商会で、変更前の請負契約は7, 182万円、変更請負代金増加が156万4, 500円、変更後の請負金額は7, 338万4, 500円でございます。

次に、議案第72号 調停事件の合意についてでございます。

本案は、平成20年2月20日付で土地売買関係調整調停事件として、坂城町に対して申し立てがありました調停に際し、申立人3人により調停成立することに合意を得ましたので、地方自治法第96条第1項第12号の規定より、議会の議決をお願いするものでございます。

事業の内容でございますが、地域内の狭い道路や密集した住宅環境の改善を目的に実施された坂城町小集落改善事業のうち、昭和54年に相続登記が完了しないまま買収した土地を昭和63年に売却したものでございます。しかし、事業実施から約30年たちまして、売却してから約20年が経過しております。土地の相続関係人が多数存在し、所有権移転の完了ができていない状況となったものでございます。この度、当時町が売却した方の相続人3人が申立人となり、所有権移転の確約をしながら実施できていない町に対して、調停の申し立てがあったものでございます。調停の合意の主な内容でございますが、町が売却した土地を買い戻すこと、売却代金については、上田簡易裁判所が指定する不動産鑑定士による鑑定額もしくは平成20年度固定資産評価額のいずれか高いほうの額とすること、当該土地の隣接にまたがり建設されている住宅については、現在、居住されている申立人の居住状況も考慮しながら、町の負担により解体するというところでございます。

議案第73号 平成20年度坂城町一般会計補正予算（第5号）についてでございます。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4, 500万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を67億5, 431万6千円といたすものでございます。

歳出の主な内容ですが、地方特別交付金で948万円、普通交付税の再算定で449万1千円、まちづくり交付金等の国庫支出金で3, 017万2千円、基金からの繰り入れで137万5千円をそれぞれ追加し、災害復旧事業等に係る町費で9, 720万円を減額いたすものでございます。

歳出の主なものでございますが、年金特別徴収に係る住民税システムの改修費用で685万2千円、電子自治体事業におけるL G W A N設備の更新で610万円、保健センターの増築工事で895万2千円、テクノセンターへの試験機器整備補助金で600万円、除雪費で300万円、A01号線道路改修事業で1, 190万円、

坂城駅周辺道路整備事業で700万円、坂城小学校体育館の耐震第2次診断で200万円それぞれ追加し、A09号線道路改修事業で4千万円、昭和橋ほか災害復旧費で5,545万4千円をそれぞれ減額いたすものでございます。

また、平成21年度において、一般廃棄物収集運搬等の業務委託を行うための債務負担行為補正につきましても、併せて審議を賜るものでございます。

議案第74号 平成20年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ117万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ16億2,315万9千円といたすものでございます。

その内容でございますが、歳出は基金繰入金を117万6千円増額し、歳出として審査支払手数料117万6千円、特定保健指導事業費72万6千円、保健衛生普及費11万4千円を増額し、特定健康診査等事業費84万円を減額するものでございます。

次に、議案第75号 平成20年度坂城町老人保健特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、歳入歳出それぞれ4,100万円を減額し、歳入歳出それぞれ2億916万1千円とするものでございます。

その内容でございますが、歳入では支払基金交付金が2,311万8千円、国庫負担金が1,192万2千円、県負担金が298万円、他会計繰入金が298万円をそれぞれ減額し、歳出としては医療給付費4,100万円を減額するものでございます。

次に、議案第76号 平成20年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

本案は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,365万2千円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ8億4,348万1千円とするものでございます。

歳入でございますが、下水道負担金992万7千円、雑入569万3千円等を追加し、一般会計繰入金161万円を減額するものでございます。

歳出でございますが、一般管理費で消費税を784万2千円減額し、公共下水道事務費で委託料466万9千円、工事請負費1,470万円、補償補填及び賠償金を212万5千円追加するものでございます。

議案第77号 平成20年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

本案は、歳入歳出予算を補正するものでございます。介護サービスの利用増加に伴いまして、保険給付の内容についての組み替えを行うもので、主なものとして、介護サービス等の諸費150万円、高額介護サービス等費が100万円、特定入所者介護サービス等が300万円それぞれ増額し、介護予防サービス等諸費を550万円減額するものでございます。

よろしくご審議を賜り、適切なお決定をいただきますようお願い申し上げます。

なお、本年12月1日から私が長野県市町村職員共済組合の理事長に選任されまして、これから2年間、県下市町村の職員及びその家族の福祉向上に努めるということになりましたので、ご報告申し上げます。

議長（池田君） 趣旨説明及び提案理由の説明が終わりました。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

明日3日から12月7日までの5日間は、議案調査等のため、休会にいたしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（池田君） 異議なしと認めます。

よって、明日3日から12月7日までの5日間、議案調査等のため、休会とすることに決定いたしました。

次回は12月8日午前10時より会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（散会 午前11時29分）

1 2 月 8 日 本 会 議 再 開 (第 2 日 目)

1. 出席議員 14名
- | | | | |
|-------|-----------|-------|-----------|
| 1 番議員 | 田 中 邦 義 君 | 8 番議員 | 春 日 武 君 |
| 2 " | 山 城 賢 一 君 | 9 " | 林 春 江 君 |
| 3 " | 柳 澤 澄 君 | 10 " | 安 島 ふみ子 君 |
| 4 " | 中 嶋 登 君 | 11 " | 円 尾 美津子 君 |
| 5 " | 塚 田 忠 君 | 12 " | 柳 沢 昌 雄 君 |
| 6 " | 大 森 茂 彦 君 | 13 " | 宮 島 祐 夫 君 |
| 7 " | 入 日 時 子 君 | 14 " | 池 田 博 武 君 |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者
- | | |
|-----------------|-----------|
| 町 長 | 中 沢 一 君 |
| 副 町 長 | 柳 澤 哲 君 |
| 教 育 長 | 長谷川 臣 君 |
| 会 計 管 理 者 | 塩野入 猛 君 |
| 総 務 課 長 | 中 村 忠比古 君 |
| 企 画 政 策 課 長 | 片 桐 有 君 |
| 住 民 環 境 課 長 | 宮 下 和 久 君 |
| 福 祉 健 康 課 長 | 塚 田 好 一 君 |
| 子 育 て 推 進 室 長 | 中 沢 恵 三 君 |
| 産 業 振 興 課 長 | 宮 崎 義 也 君 |
| 建 設 課 長 | 村 田 茂 康 君 |
| 教 育 文 化 課 長 | 西 沢 悦 子 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 柳 澤 博 君 |
| 総 務 係 長 | |
| 総 務 課 長 補 佐 | 塩 澤 健 一 君 |
| 財 政 係 長 | |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | 塚 田 郁 夫 君 |
| 企 画 調 整 係 長 | |
4. 職務のため出席した者
- | | |
|-------------|-----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 吾 妻 忠 明 君 |
| 議 会 書 記 | 金 丸 恵 子 君 |
5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- | | |
|--------------------|--------------|
| (1) 地域医療の動向についてほか | 柳 沢 昌 雄 議員 |
| (2) ごみ減量に向けてほか | 安 島 ふ み 子 議員 |
| (3) 21年度予算編成についてほか | 円 尾 美 津 子 議員 |
| (4) 緊急経済対策についてほか | 大 森 茂 彦 議員 |

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（池田君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、会議に入る前に、本日から3日間、カメラ等の使用の届出がなされており、これを許可してあります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

会議に入る前に、総務課長より発言を求められております。これを許可いたします。

総務課長（中村君） 貴重なお時間をちょうだいをいたしまして恐縮でございますが、上程いただいております議案のうち、議案第76号「平成20年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第2号）」に、1ページ欠落をするという不備がございました。申しわけございません。

お許しをいただきまして、後ほど整備させていただきたいと存じます。よろしくお願いたします。

議長（池田君） 説明のとおり、下水道事業の補正予算書に1ページ追加することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（池田君） ご異議なしと認め、さよう決定いたします。

◎日程第1「一般質問」

議長（池田君） 質問者はお手元に配付したとおり、10名であります。質問時間は答弁を含めて1人1時間以内でありますので、理事者等は通告されている案件につ

いて、簡明に答弁されるようお願いいたします。なお、通告者もこれには格段のご協力をお願いいたします。

それでは順番によりまして、最初に12番 柳沢昌雄君の質問を許します。

12番（柳沢君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして、一般質問をいたします。

今、世界においては金融危機、経済危機、大変な事態であるわけでありまして。このようなときに、わが町もその影響は大きく受けているわけでございます。私たちも行政も、一生懸命にこの問題に取り組んでいかなければならないわけでありまして。そういう意味からも、これからの一般質問においても、そのようなことを加味しながら、質問をさせていただきたいと思っております。

1. 地域医療の動向について

イ. 住民医療の円滑な享受を

長野赤十字上山田病院は、国の医療機関の機構改革による国立長野病院の統廃合に伴い移管されたものの、後医療の引き受け先の見通しのつかない中で、当時、長野赤十字病院が関係自治体からの総額25億円余の財政支援を行う中で同病院が引き受け、平成9年7月長野赤十字上山田病院として開設され、以後、地域の基幹病院として堅実な運営により地域医療の役割を果たしてきましたことは、周知のことです。

しかし、近年の国の医療制度改革により、医師不足、医療費抑制政策等の多くの要因により、これ以上の経営は困難である、このようなことから存続を不可能とされ、昨年の経営審議会で平成21年3月末をもって閉院を表明されたことも胸中深く残っていることでもあります。以後、地元自治体、関係者、地域住民の揺るぎない後医療の存続を求める取り組みがされてきました。その努力により、結果、長野赤十字病院附属上山田診療所として1年間という期限のもと運営されてきました。その間において、地元自治体及び関係者は、後医療の引き受け先について、懸命に模索をされてまいったわけでもあります。

ご存じのように、去る10月9日、千曲市は来年4月以降の後医療を愛知県で病院経営と老人保健施設を運営する医療法人寿光会に依頼すると発表されたわけでございます。

それによれば、引き継ぎ時点では、常時、医師4人体制で、内科など6診療科を開設し、現在稼働の人工透析15床と訪問看護ステーションは継続するということ

であります。これまでに至った経過を見たとき、関係自治体、関係者に深く敬意を表さざるを得ないのであります。

地域医療体制の崩壊ともいわれる現在の折、このような地域医療の充実、後医療対策に一定の方向性が見出されたことは、地域住民の安心と期待も大きいものがあると思います。一連の地域医療の動向をどのように受け止め、当町の住民が安心して医療の享受ができるようにすることが行政の責務であり、それが何も気兼ねなく住民が受けられることこそ大事なことであります。そのような考えの中から、町はどのようにお考えか、ご所見をお伺いいたしたいと思います。

ロ. 救命救急対策について

長野赤十字附属上山田診療所の後医療は、ただいま申し上げたように、来年4月より、医療法人寿光会により病院経営がされていくことは周知でございますけれども、今後、経営されていく病院関係によれば、住民は総合病院を期待しているが、医師不足や診療報酬の削減で不可能だ、開業医や周辺病院と連携し、地域医療を支えていきたい。当面は内科など6診療科の外来が主で、数年後には救急や入院を始めたいと報じられております。

数年後という未確定のことではありますが、救急体制、入院施設等は、地域医療の充実には最も重要な課題であるわけであります。全国各地で救急患者の受け入れ拒否によるたらい回しで、尊い命が亡くなるという悲惨な事態が起こっていることを見ても、救急問題はないがしろにはできないわけであります。

私が去る6月の議会に一般質問でも申し上げましたけれども、厚生連総合病院は救命救急センターの設置を強く望んでおります。このやる気のある病院こそ、今大切であるという感じであります。近隣関係自治体で、設置に向けて支援対応を考えるべく質問した経過がございます。聞くところによりますと、当町の町長は、7月初日、即篠ノ井総合病院に赴き、院長並びに関係者と会い、話し合われたということであります。しかも、これまた即には県当局、県議会所管委員会に陳情されたということであります。当町住民が安心して生活できる医療体制に、このように配慮され、実現には大変な至難な課題ではありますけれども、対応されていることにつきましては、高くこれを評価いたすところであります。

来年4月よりの後医療引き受け医療機関も、救急については未知であり、町民の生命を守る救急時に円滑に対応できる体制づくりをどのようにこれからも進められていかれるのか、ご所見をお伺いいたします。

町長（中沢君） 地域医療に関するお話でございます。

まず、ご案内のように長野赤十字上山田病院は、去る10月20日の経営審議会におきまして、来年4月以降の上山田診療所の後医療について、愛知県医療法人寿光会に引き継ぐ方針を内定し、最終的な決定は、長野赤十字病院の役員会において審議決定されるということでございます。

後医療等については、日赤上山田病院との関わりでありまして、後医療の選定や上山田診療所の経営問題など、こういった問題は、長野赤十字病院の責任において対処していただくということが当初からの私の考えであり、経営審議会や町議会の場においても、その旨をお話してきたところでございます。今回の後医療の選定につきましては、当然、地元である千曲市も交えて協議をされておりました、それぞれの責任において対応がなされ、最善の選択ができたものと理解しております。

今回内定いたしました寿光会は、愛知県に本部を持ち、病院1カ所、老人保健施設2カ所、グループホーム2カ所を経営し、医療の連携、応援体制を確立するために寿光会グループを組織し、これら医療施設が全国29カ所ある医療法人と伺っております。この11月からは、日赤上山田診療所内に後医療の準備室を設置し、来年4月からの体制づくりに着手しております。

現在、寿光会が計画しております医療体制は、常勤医師4名で、診療科目は内科、循環器科、呼吸器科、消化器科、外科、泌尿器科の6科のほか人工透析、訪問看護などの在宅介護サービスを継続していくということでもあります。日赤上山田病院からの後医療もこれによりスムーズに進み、体制が整ったところでもございます。

先日、寿光会医療介護グループの山田本部長さんがあいさつに訪れ、当地域の医療向上に頑張りたいとの力強いお話をいただきました。いずれにいたしましても、この地域の医療福祉の基幹的施設として役割を担い、発展していただくことを期待するものでございます。町といたしましても、今後の寿光会の病院運営に関しましては、町の開業医の皆さん、あるいは関係機関等と連絡を図り、地域医療の確立に向けて必要な支援をその都度協議し、対応してまいりたいと考えているところでもございます。

救急救命医療につきましては、先ほど議員さんがお話しされましたように、何度かのご質問もいただいたところでもございます。厚生連の篠ノ井病院の院長さん等と話す中で、さらにまた県の衛生部長あるいは議会等々にもいろいろその実現を要請しているところでもございます。この面につきましては、担当の福祉健康課長に

答弁させます。

福祉健康課長（塚田君） 救急救命対策についてお答えいたします。

救急救命センターの設置につきましては、県の保健医療計画によりまして、第3次医療圏に1カ所設置するという基本的な設置計画となっております。現在、長野県には7カ所の病院が指定されておりますが、北信では長野赤十字病院、東信では佐久総合病院の2カ所が指定されております。救急救命センターはご存じのように、集中治療室、心臓病の治療室、脳卒中治療室等を備え、常時、重篤な患者に対し、高度な医療をすることが可能な施設であり、救急患者を必ず受け入れることができる体制があることが条件とされております。

厚生連篠ノ井病院は、発足当初から救急医療に力を入れ、急性期病院としての基礎を固め、安全で安心な医療を提供し、さらに他の病院にない高度医療と、いつでも、どこでも、誰でも診療する救急医療の体制を目指しているというふうに伺っております。先ほどご質問にもありましたが、町長、出向いて行かれまして、厚生連篠ノ井病院の関係者にお聞きしますと、救急救命センターの指定条件は十分満たしていると、ぜひ救急救命センターの指定を受けたいということですが、この指定を受けるには県の保健医療計画等、大変厳しい状況にあるということでもあります。

議員さんからお話のように、6月の議会の提言を受けまして、病院へ出向いてお話を聞きする中、去る7月24日は、長野県議会社会衛生委員会へ千曲市とともに厚生連篠ノ井総合病院が救急救命センターとしての指定をされるよう陳情を行ったところでもあります。地域の高度医療の確立は、地域住民の願いでありまして、救急救命体制の整備は、ますます重要な課題となってきております。中南信地域においては、複数指定されている状況もありますので、篠ノ井病院の救急救命センター指定については、引き続き、近隣市町と足並みを揃えた対応をしてまいりたいというふうに考えております。

また、上山田診療所の後医療を引き受ける寿光会の救急医療の対応につきましては、現在の方針の中で、平成21年度内に1次救急という一般病床、療養病床を持たない救急医療を行っていきたいということを提言されていますし、以後、2次救急につきましても、人員体制の確立を図りながら、順次行っていきたいというふうに伺っております。病床につきましても、将来的には、一般病床120床、療養・介護病床各60床、高齢者用入所施設約100室を設けるなど、福祉サービスの充実も提示されている状況にあります。

いずれにいたしましても、今後、寿光会が当地域を含めた地域の中核的医療として活躍していただくことを期待するものであります。

12番（柳沢君） それぞれご答弁をいただいたわけですが、再質問をさせていただきます。

地域医療の動向についての話をしているわけなんですけれども、ただいま篠ノ井病院の関係、また寿光会についてのお話を承ったわけですが、今まで千曲市と坂城町、これを私たちは地元と認識しながら、いろいろと話をしてまわっているわけなんですけれども、病院の統計によりますと、本年4月より日赤上山田診療所として経営されてきたこの病院の利用者数、これが4月から8月までの利用者は、千曲市5,618人、77.2%、坂城町1,470人、20.2%で、他の市町村、上田、長野等もありますけれども、いずれにしても、この近隣市町が利用されてきたことは明らかであります。

ということになりますと、これから寿光会が来年4月から経営を始めるということでもありますけれども、私たち坂城町の住民は、この病院にもこれから診療をお願いしていくということであるわけであります。町の長期総合計画でも示されております地域医療体制の整備で、地域医療機関との連携を図る中で診療の充実を図っていく。先ほども町長のほうから地元開業医さんともいろいろ相談をしながら、これを進めていく、円滑にこれが進められていかれるよう私たち住民は願っているわけですが、そういうような中で、住民が気兼ねなく気遣うことなくこの病院が利用できるような体制づくりこそ、行政のやる役割、責務ではないかというふうに思うわけですが、この辺についてのお考えをお聞きいたしたいと思っております。

また、救命救急センターについてでありますけれども、これは救命救急については、生と死を分かたず争う非常な事態であります。それだけに、これが受け入れ先がないというようなことがあってはならないわけであります。あの病院が集中する東京都が7カ所も病院を歩いた妊婦の方が、どこでも受け入れ体制ができなかったということで一命が亡くなっているわけであります。また、奈良県においても10施設に行ったけれども、これも拒否されて、生命が落とされている。こういうようなことがあったわけですが、

長野県にはそのような例はないにしても、それには常に医療機関との連携を図りながら、円滑に医療システムの機能発揮ができるようにしていく、この辺も行政として行っていかなければならないわけであります。これにも当町の基本計画でもは

つきり示されている中でも、医療施策で救急医療体制の充実に近隣市町とともに医師会、歯科医師会などとの連携を図り、救急医療体制の充実に努めてまいりますということでもあります。

千曲市と県のほうへ陳情をされた、私もこの点については大変評価するところであります。今後も近隣市町村との関係を密にし、連携をし合う中で、町民が安心して生活ができる医療体制こそ重要課題であります。どのようなお考えでこれを進められていかれるのか、お伺いを申し上げます。

町長（中沢君） 第1点の上山田病院に関するご質問でございますが、先日、寿光会の山田本部長さんが見えた折に、当初、需要の範囲が千曲市の6万3千人をベースに考えていたんだけど、坂城町の1万6千人余のそういった人口を踏まえると8万人の医療圏域になると。そうすると努力すれば大変いい運営ができる。坂城からのご利用も期待しますというようなお話があったわけでございます。

日赤に対しては、すでに当町として3億5千万円を出して、その後引き継いでいただいたということの責任において、その後については自立でというお話でございますが、今回の寿光会の皆さんも自立でいろいろやり、その上は救命救急医療もというようなお話もあったわけでございます。私どももそれなりにお世話になるものでいろいろと連携を密にして、いろいろ支援できるものは支援していく体制をとっていきたいというお話を申し上げたところでもございます。

厚生連の篠ノ井病院を中心に救急医療体制をさらに強めていくということは、現在、篠ノ井病院にそういうスタッフがおられるということでございますので、何とかその充実した機能を生かしてまいりたいと、こんなふう考えているところでもございますが、救命救急医療は私どもといたしましては、上田圏、長野広域圏等々のいろいろな面から体制を確立する必要がございますので、各市町村間でも連携をとりまして、より充実した方向に進めていくよう努力してまいりたいと思います。

12番（柳沢君） 非常に熱意ある考え、熱意ある行動を今までこの医療問題においてとられてきているわけでございますが、引き続き、町民福祉のために、町民の健康維持のため、安心できる医療体制づくりにご努力を願うことをお願い申し上げます。

2. 計画事業の推進について

イ. 食育・学校給食センター建設の進捗は

現在使用の学校給食センターは、建設されて以来、長年、児童生徒にバランス性

ある食を通じて、体力増強に、健康保持に、心身ともにすこやかな育成、成長にその役割を果たしてきました。

しかし、この建物も、施設も老朽化となり、また設備も時代のニーズに応じていくためには、その機能も十分備わっていることが求められるのは、時代の趨勢であります。そこで当町は、念願であった時代に即応した食育・学校給食センター建設に今取り組まれております。しかし昨今、予期せぬ世界的金融経済危機という情勢下となり、当町にもその影響が及んでいることは周知のことです。

この建設は、町にとって大きな事業であります。町民の期待もあるとともに、昨今の景況から不安もないわけではありません。この事業が円滑に目的の達成を果たすとともに、私たちはこれを敢行することを願うものであります。しかし、多額の費用を要する事業であり、建設についての経過と現在の進捗状況はどうであるのか。プロポーザル方式採用経過と今後の進め方、建設資金計画はどのようにされていくのか、お伺いいたします。

ロ. 不況による減収と新年度予算編成の重点は

未曾有の世界的金融危機は、先行き不透明のまま、金融経済に大きな打撃となっていることは、先ほども申し上げたとおりであります。世界各国との関連を持つ輸出産業の製造販売の企業を持つ、ものづくりの町、当町においても金融はもとより経済に及ぼす影響は多いものと予測されております。

また国においては、三位一体「骨太2004」を打ち出して以来、財政改革で地方自治体の財政均衡を図っていかねばならない目的の地方交付税の減少となる中で、年次の基本計画を策定し、施策の遂行、推進を図ってきているが、今回の予期できない景況の未知数の中ではあるが、据えた計画上でどのくらいの減収が見込まれるのか。また、第4次長期総合計画の後期基本計画の実現を図っていくのは当然であります。基本施策は行政の公約ともいえるものであります。町民が期待をされているのも当然であります。新年度予算は、中沢町政の最も重要課題遂行期でもあります。

重点施策をどこに置き、均衡を図りながら組まれていかなければならないと思いますが、どのようなお考えで行われていかれるのか、お伺いをいたします。

町長（中沢君） いろいろな町の計画事業の推進という観点からのご質問でございます。まず、食育・給食センターの建設でございます。

老朽化した学校給食センターを改修し、子どもたちに安心、安全な学校給食を提

供する、また子どもたちと家庭を結びつけ、そして食の大切さを広げていくとか、そういったこと。さらにまた地産地消、ふるさとの食事を、こんないろいろな願いを込めまして、現在、食育・学校給食センターを建設委員会と相談しながら、いろいろと検討している段階でございます。経済情勢が大変厳しい時期になってまいりました。しかしながら、来年度の最重要課題として位置づけ、財政面からも工夫を凝らし進めてまいりたいと、こんなふうに思うわけでございます。

食育ということは、今までの学校給食に合わせまして、食に対する重要さ、それを町民全体で学び合う場ともなればと考えているところでもございます。具体的な対応については、教育文化課長に答弁させます。

次に、不況による減収と申しますか、それに合わせての新年度予算編成についてでございます。米国のサブプライム住宅ローン問題に端を發した世界的な金融危機、株価の大幅な変動、円高等の影響により、この秋以降、景気の後退が本当に鮮明になり、町内製造業等の経営環境も急速に悪化してきておりまして、大変憂慮すべき事態と認識しているところでもございます。

企業の皆さんが、何とか頑張ってこの事態を乗り越えていただくべくお願いしたいと思うところでもございます。

平成20年度の町税収入、特に法人町民税につきましては、11月現在の収入済額が4億4,700万円で、前年同期と比較しますとマイナス36.5%、金額で2億5,700万円の減となっております。町内企業への影響も顕著になってきたわけでございます。

当初予算では、5億円を計上いたしておりますが、予算割れの心配される状況にも相なってまいりました。本年度の町税全体では、固定資産税の償却資産分の伸び等もあって、当初計上した予算は、何とか確保できる見通しでございます。

景気後退の長期化に懸念される中で、新年度予算の編成期を迎えております。来年度の町税収入につきましては、個人所得の伸び悩み、固定資産評価替え等もあって、極めて厳しい状況が予想されます。また、地方交付税につきましても、国の交付税総額の圧縮、基準財政需用額の抑制等により、税収と合わせて一般財政ベースで2割程度の減額が見込まれているところでもございます。例年、普通建設事業、いわゆるハード事業につきましては、特定財源の確保に努めながら、総合計画の実施計画に沿って事業を実施してきたところでもございます。

新年度の重点施策としては、先ほどの食育・学校給食センターの建設など、まち

づくり交付金の事業をはじめ公共下水道事業の推進、ばらサミット、辛味大根フォーラム等の開催、学校施設の耐震化の診断などに鋭意取り組んでまいりたいと考えております。また、基幹道路の整備の促進、少子高齢化社会に向けての福祉の充実や健康づくりへの取り組み、環境循環社会の対応など、さらなる需要が見込まれますが、それを重点化、取捨選択が必要になってきていると思うところでもございます。

また、公債費負担の適正化、平準化という観点から、引き続き、財政の健全化に努めるとともに、実質公債費比率、経常収支比率の抑制など、財政指標の改善にも努めてまいりたいと考えております。今後の厳しい財政状況の中で、町行財政改革推進計画集中プランに基づき、人件費、物件費など、経常経費の削減、また投資的経費の重点化による歳出の抑制を図りながら、来年度以降の実施計画に上がっております諸課題について、いろいろ選択し、事業熟度、必要性、緊急性などを考慮し、鋭意予算化に努力してまいりたいと考えております。

教育文化課長（西沢さん） イの食育・学校給食センター建設の進捗はについて、お答えいたします。

食育・学校給食センターの建設につきましては、この12月1日に今年度第3回目の建設委員会を開催し、実施設計について、ご意見、ご要望をいただいたところでございます。現在、実施設計の完成に向けて鋭意進めておりますが、これまでの経過について申し上げますと、まず食育・学校給食センターの設計業者を選定するにあたり、プロポーザル方式を採用することといたしました。本年4月の指名業者等選定委員会において、プロポーザルに参加する業者、5社を選定していただきました。この5社は過去5年間において、県内で1,000食以上の給食センターの設計の経験がある業者でございます。6月に入りまして、参加業者の提案について審査をするプロポーザル審査会を学校の代表者及び町部局の関係者等で設置いたしました。次に6月26日に、プロポーザル参加業者5社による提案説明会を開催いたしました。提案の内容は、食育の推進についての考え方、施設計画、衛生管理、省エネルギー、ランニングコスト、環境への配慮、調理機器などで、それぞれ1時間の持ち時間の中で説明が行われました。翌27日、審査会を開催し、提案をした5社それぞれについて、審査員の意見を聞き、総合的に一番評価の高かった業者に決定をいたしましたところでございます。

7月に入りまして1日、当該設計業者と設計委託契約を締結し、基本設計に入り

ました。そして8月29日に開催された第2回食育・学校給食センターの建設委員会では、この基本設計に対し、たくさんのご意見、ご要望をいただきました。

続いて9月3日に中之条公民館で、地元説明会を開催いたしました。基本設計に対しての建設委員会及び地元説明会でいただいたご意見、ご要望を踏まえ、引き続き、実施設計に着手をいたし、この1日の建設委員会でお示しをしたところでございます。

続きまして、今後の予定でございますが、現在進めております実施設計終了後、ただちに建築確認申請の準備に入り、提出の予定であります。

来年度に入りまして、早々に指名業者等選定委員会において、建築の入札に参加する業者について、お諮りをしてまいりたいと考えております。工事の完成につきましては、概ね22年1月ごろにできればと予定をいたしております。

財源につきましては、用地、工事にかかる費用をまちづくり交付金で、厨房機器、排水設備、残菜・残飯処理設備などについては、安全・安心学校づくり交付金を充て、残る部分につきましては、起債と一般財源で充当する考えでおります。

12番（柳沢君） それぞれ説明をいただいたわけでございます。この食育・学校給食センターの問題につきましては、こういう不況の状況であるわけで、この予算関係、組み立て、どのようにされていかれるのかなということは、町民の皆さん方も、これは心配しているわけでございます。

この事業は約7億円余というふうに試算されているとお聞きしております。これは町の庁舎、年代は違いますけれども、当時、昭和58年に庁舎を建てたときには7億3千円余でありました。また、びんぐし湯さん館は6年目になりますけれども、これは平成12年の建設でありますけれども、これがやはり6億円余かかっているというふうになっているわけであります。という、これに匹敵するような大きな事業であるわけです。それだけに、今建設業者が大変いろいろ困窮している状況の中で、その業者選定が何ととっても大事なわけです。これはアフターメンテナンスサービス、この辺においても、つくってはもらったが業者がいなくなっちゃってどういうふうにもならないというようなことのないように、また、その監督、管理等もしっかりしたものをやっていってもらふことこそ、ここに建設費を費やす実効、有効、これらの成果があると思います。これらをきちっと管理されて、やっていただきたいというふうに思うわけです。

いろいろ時間的な都合がありますので、もし答弁ができれば、またそれは答弁し

ていただくということでもありますけども、次に、不況による減収ですけども、先ほど町長のほうからのお話の中では、約4億4,700万円のうち3.6%、同期と比べて2億700万円の減ということでもあります。これは大変な金額がこのようにマイナスということになるわけでもあります。ここら辺においても、しっかりした町の行政財政改革の推進計画に則って、きちっとした対策をしていっていただかなければならない。町長は、人件費だとか物件費の抑制を図っていくということを町長招集あいさつの中でもあったわけです。これはいろいろの角度から精査し、検証しながらやっていっていただいて、実現をしていただかなければならない。しかも、今現在、企業問題、雇用問題いろいろあるわけですけれども、町に要望されたそれぞれ施策、それぞれの考えは、即これを実行し、緊急対策本部を設けるなりして、これの対応に考慮していただきたいと思うわけですけれども、その辺について、もう一度お伺いをいたします。

町長（中沢君） 町の財政の厳しい折でございます。国、県からいろいろ導入できる施策は導入することとし、取捨選択し、そしてまたできるだけ住民のニーズに応えるべく努力してまいります。

12番（柳沢君） 3. 企業用地について

イ. 用地確保の実状は

昨年より町内外企業より用地確保の要望があり、それに対し、町はプロジェクトチームを立ち上げ、検討に入ったということでありました。これらの問題で、私もたびたび質問をいたしてきた経過がありますが、それは過去において、町内で操業してきた企業が、業務拡張のため用地確保を求めたが、いかなる理由があったのか、他市に転出した経過があったわけであります。このことは、いまだに多くの人の脳裏に印象されているところであります。

それゆえに真剣に取り組んでいかなければならないと思います。町はプロジェクトチームを立ち上げたのでありますが、どのように要望に対し、対応されているのか、その進捗状況についてと、昨今の世界的金融危機での町内企業の影響の実状についてと、町は常に2haぐらいの用地の用意が必要という考えはあったわけでありますが、今もその考え方には変わりはないのか。また具体的な対策は立てられているのか、お伺いいたします。

産業振興課長（宮崎君） 企業用地に関しまして、ご答弁させていただきたいと思っております。

ご案内のとおり、先ほどご質問の中でも言われてございましたが、工業用地に關しまして、昨年、プロジェクトチームをつくりまして、町内の各所において、土地の形状ですとか、そういう造成可能面積、あるいは投資額等について、検討してまいりました。

ご案内のとおり、途中、今年に入りまして、坂城オリンパスの跡地の工業用地というような活用が決定いたしまして、それに対応、さらにご質問の中でおっしゃられておりましたけれども、この世界同時不況による景気の後退、急速な円高など、日々、予断を許さない状況となっております、町内企業におきましても、機械工業を中心に生産が大きく落ち込んでおります。

年度当初におきましては、工業用地を希望されている企業もございました。用地に対する考え方や緊急性など、工業用地に対する需要の情勢も数カ月前とは大きく変わっているというふうに考えてございます。ここまでの急激な社会経済情勢の変動は、想像し切れない動きではございましたが、ご質問の工業用地確保に対する考え方につきましては、以前から町長も申し上げておりますとおり、一定規模の工業用地は常に保有しておくというのが町の工業施策における基本的な考えということでございます。

そうは申しましても、前田地区の京阪精工跡地の整備もございます。早急に新たな工業団地を整備していくということではなくて、企業の皆さんからの用地のご要望、この不況下の中で十分精査する中で、社会経済情勢を見極めながら、慎重に進めていくことが重要というふうに考えているところでございます。

12番（柳沢君） 基本的な考えはいつも持って、やはり時代の状況の流れは変わってきます。しかし、1つのものの基本は、不動なものとして、これを施策をやる。時によってはいろいろ変化はあると思いますけれども、目的達成のためには、その経営自体をきちっとやっていかなければいけないというのが行政であるわけであり

ます。

去る11月28日に坂城町の商工会の役員の皆さんと、また議員の総務産業常任委員会で懇談会をやったわけですけども、その中においても町の土地利用計画とか都市計画、農業振興など、提言がありました。この中にも町内大手、中堅企業が県外へ立地したということのお話もあったわけでございます。これらは先ほど申し上げるように、みんなその胸中にあるわけなんです。二度とそういうことのないようにという真剣さがあるわけなんです。これをぜひやっていていただきたいというふうに

思うわけであります。

この点については、先ほど課長が答弁されましたので、答弁は必要ありません。省略していきます。

4. 道州制問題について

イ. 道州制論議について

道州制をどのように考えているかということでもありますけれども、道州制反対というようなことで、市町村会で申されましたけれども、ぜひともそれをどういうふうにして、どういう考え方で反対したのかしないのか。町長の答弁をお聞きしたいと思えます。

議長（池田君） 12番議員に申し上げます。

もう残り時間がほとんどございませんが、答弁のほうはまた再度質問していただくということでご了解いただけますか。

12番（柳沢君） 時間的な制約の中で、一応私の一般質問を終わりいたします。

議長（池田君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前11時02分～再開 午前11時13分）

議長（池田君） 再開いたします。

次に、10番 安島ふみ子さんの質問を許します。

10番（安島さん） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

一問一答に形式が変わりましたので、答弁のほうも完結にお願いしたいと思えます。

1. ごみ減量に向けて

イ. ごみ焼却施設について

11月に開催されました長野広域連合議会で提出されましたところのAとB、2カ所のごみ処理施設建設の進捗状況について、まずお答えください。

ロ. 長野広域連合規約の改正について

今議会で上程されております議案の中で、ごみ処理施設建設に要する経費負担について、また管理運営費負担金については、町の要望が反映された形となったと町長は述べられておりますが、この点についてどういうことであるのか、お聞きいたします。

ハ. ごみ減量の具体的施策は

長野広域のごみ処理施設建設に係る各自治体の負担金の割合が人口割10%、ごみ量割90%ということで出ておりますが、これは燃やすごみを各自治体の責任で減らしていくべきで、ごみを出す分、その代償として負担金を払いなさいというふうな解釈ができます。

現実に町として、可燃ごみをどのような方法で減量をしていく考えなのか。12月の町の広報でも、「分ければ資源 混ぜればごみ! 可燃ごみを10%減らそう!!」とあり、紙製容器包装と古紙類の分け方が掲載されております。推進シリーズ第6回とあり、減量やリサイクルの啓発に積極的に取り組んでいただいていることは大いに評価しております。これらの効果はあったのか。可燃ごみの量は減っているのでしょうか、お聞きいたします。

二. 携帯電話リサイクルの推進を

携帯電話などに含まれます貴重な金属レアメタルの総量は、世界有数の貴金属高山の埋蔵量に匹敵するといわれております。どのように処分したらいいのかわからないなどの理由で、そのまま各家庭で眠っている使用済みの携帯電話を、回収ボックスなどを役場などに設置し、リサイクルできないのか。この点について、以上大項目1の質問とします。

町長（中沢君） ごみ処理施設に係るお話でございます。

長野広域で取り組んでおりますごみ処理施設につきましては、まず長野市に設置されるA施設につきましては、順調というか環境アセスメントの調査の段階にも入り、26年には完成するということで進められているところでございます。坂城町に特に関連の深い千曲市に建設される予定の長野広域連合焼却施設Bの進捗でございますが、昨年8月23日、当時検討されておりました千曲市中区の候補地という案が撤回され、そしてまた近藤新市長のもとでいろいろ検討委員会において候補地の絞り込みがなされております。それによりますと、10月に6カ所を候補地と挙げたけれども、現在、5カ所を候補地として対応しているということでもございます。

今後とも市民を対象にした経過の説明会等も計画されているようでもございます。1日も早く決定されんことを心から期待しているところでもございます。

次に、長野広域規約の改正でございますが、これは広域で整備するごみ焼却施設及び最終処分場の建設費用にかかる市町村の負担割合を、新たに加えるということでございます。人口割10%、ごみ量割90%ということで、ごみ量割では各市町

村の可燃ごみ処理実績で案分したもので負担額が決められるということでもあるわけでございます。こうした問題につきまして、広域では当初、建設費と合わせ管理運営費について、その市町村負担金をごみ量100%で算出するという案がございました。今年1月、私が長野市長である連合長と話し合い、現在で広域で計画されている事業の進捗状況、県内各施設の多くが20%から80%の人口割で採用されているということを指摘し、管理運営費のごみの100%で算出するということの見直しを認め、理解を得たわけでございます。その結果、理事会において、坂城町長と会談し、実行した結果、管理運営費については今後の課題とするということで、早くてもA施設ができ上がった目途としたところで決めるというふうに表明されたところでもございます。

1年にわたり、広域の中で建設費、管理運営費の負担割合については、均等割と人口割、市町村の責任というようなことは何であろうか、あるいは企業の処理責任は等、いろいろ問題提起をしまいたったところでもございますが、坂城町が主張するという事の中で割合等が決められてきているということでもございます。坂城町の広域で占める割合が、人口で約3%、ところがごみ量が実際3.5%となっているわけでございます。これからの負担の見込みですが、建設費等あくまでも概算とはなりますが、建設費の負担割合が均等割でなく人口割になったということでは、相当数の削減が見込まれるわけでもございますが、人口に比べごみ量が多いということになりますと、これまた大きな課題で、負担増につながってくるということでもございます。町の可燃ごみの処理が、今後、負担金に大きな影響を及ぼすということで、時には相当部分を町が担わなければならないことになれば大変でございます。ごみの減量化については、いろいろと力を合わせて、工夫を凝らしながら鋭意努力してまいりたいと、こんなふうに思う次第でございます。

住民環境課長（宮下君） ごみ減量の具体的施策はということでございますが、町では町民の皆さま、各自治区の皆さまのご理解とご協力をいただき、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、有害ごみなど18区分による分別収集を行い、減量化に取り組んでいるところでございます。

広域連合のごみ処理基本計画では、平成15年の排出量を基準として、平成22年度までに家庭系可燃ごみについては10%、事業系可燃ごみについては15%の削減を目標としております。当町の平成15年度の家庭系可燃ごみの実績は3,576トンでございますので、目標は3,218トンとなり、358ト

ンの削減が必要となります。平成19年度の家庭系可燃ごみの実績が3,359トン、15年度比93.9%でございましたので、目標までにあと141トンの削減が必要となります。

事業系の可燃ごみにつきましては、平成15年度の実績が1,751トンでしたので、1,488トンが目標となり、263トンの削減が必要となります。平成19年度の実績は1,450トンと、同じく15年度比82.8%でしたので、301トンの減少となり、現在のところ目標値を達成しているところでございます。

広域連合ごみ処理施設の建設に係る経費は、お話がございましたように関係市町村が負担いたします。その負担割合が人口割10%、実績割90%の規約改正を今議会に上程しております。また、予想される運営に係る経費の負担につきましても、ごみ処理の実績が負担金に反映されますので、ごみ量を減らすことは、町の負担金を削減するというものになります。

現在、議員さんのご質問でもございましたが、町の広報では、ごみの出し方、分別の方法について、よりわかりやすく表現したものを掲載し、ごみの減量化の推進を図っております。また、今年、11月の文化祭に合わせまして開催された消費生活展では、販売業者に依頼をし、生ごみ処理機等の展示を行い、ごみの減量化の啓発を図ってきたところでございます。具体的な効果ということですが、それはなかなか難しいことではありますが、改めて町民の皆さまにごみというものを考えていただく機会を提供しているというふうに考えております。

現在のところ、可燃ごみの排出量は年々減少傾向にありますが、引き続き、広報での啓発、ごみ処理機の普及等々、ごみ減量化に向け、目標達成に向け、努力をしてまいりたいと考えますので、町民の皆さま、事業者の皆さまにも一層のご理解とご協力をお願いいたします。

続きまして、携帯電話の回収ボックスを公共施設に設置し、リサイクルの推進ができないかというご質問でございますが、携帯電話などの電子機器には希少金属が含有されているということから、貴重な資源にされているということは認識しておりますが、回収にあたりましては、携帯電話に個人情報が残されている可能性もあり、回収の方法、残された個人情報についての管理、取り扱い等、どのようにしていくかという問題が発生いたします。現在、電気通信事業者や製造メーカーでは、循環型社会に向け、貴重な資源の有効利用と廃棄物削減に取り組み、携帯電話、電池、附属品などを自社、他社を問わず回収し、適正な処理のもと、リサイクルをし

ておりますので、不要となりました携帯電話につきましては、販売店等にお持ちいただくことが最良かと存じます。

10番（安島さん） 簡潔にご答弁いただきまして、ありがとうございました。

ただいま課長のほうから、家庭用の可燃ごみの削減目標が10%で、現在93.9%ということで、あと6%ほど削減すればいいということでございましょうか。

事業用のごみのほうが15%削減という目標は達成しているということで、非常に素晴らしいこととございます。ということでございますが、その家庭用の可燃ごみを減らしていくということでございますが、今スーパーなどの買い物の際、持って行きますマイバッグでございまして、レジ袋削減のためにさまざまな活動がされております。このマイバッグも最近、スーパーなどに行きますと、ほとんどの方が持参されていまして、持っていないと非常に恥ずかしい思いをするような、そういう時代になってまいりました。これはどうしてこんなに早く普及したかと考えますと、やはり持参すると支払額から2円引いてくれるとか、スタンプを集めると100円の買い物券になるとか、そういったメリット、特典があることから、マイバッグの普及は早かったんだなというふうに思っております。

何か町として、可燃ごみを減らすとこんないいメリットがありますよというようなアイデアを町民から募集し、ごみ減量に対して、いま一步関心を持っていただけるような、そういった取り組みができないのか。

金曜日、ニュースが流れまして、小諸市の職員が市長をはじめマイバッグ持参啓発のキャンペーンを、法被を着てスーパーの前でやっておりました。ごみ処理施設建設負担金は、私たちの税金で払われるものですから、町民一人ひとりが、自分たちが出しているごみの減量に関心を持っていただくためには、子どもたちへの環境教育も大切ですし、さまざまな団体の皆さまにも働きかけていく必要を感じております。町で何ができるのか。各区の環境委員さんもおられるわけでございますので、もう一步その辺の協議をしていただき、推進できないのか、お聞きいたします。

それと携帯電話のリサイクルにつきましては、東京都、また一部、東北地方で始まっているということですので、これに関しては、また研究していただきたいと思っております。

住民環境課長（宮下君） ごみ減量化とメリットというようなお話でございます。私の考え方というと、ごみの減量化のところにはメリットがあるからごみを減量化して

いるのではなくて、地球環境にやさしい考え方の中でごみ減量化にご協力をいただいているというふうに考えております。

もちろん、そういった面で事業を推進するために、各企業、スーパー等がそういったスタンプ、割引等をやって、それを推進している大きな推進力ではあるというふうに考えております。ただ、ご質問の中にありましたように、今後どのような形の中でごみを減量化できるのかということにつきましては、そういったアイデア等を含めまして、今後検討させていただければと思います。

10番（安島さん） また、環境委員さん等でアイデアを出して、協議願いたいと思います。

それと町長に、今回通告はしていないんですが、前回の質問でも申しましたように、プラごみは、上田市ではステーションで収集して出しているんですね。坂城町というのは、やはり千曲市とそういう話し合いをされて、そういうことが今後できないのか。新しい焼却の施設で、そういう形でできないのか、話し合いはされているんですか。それともまったくこれはそういう話はないんでしょうか。ちょっと町長にお聞きしたいと思います。

町長（中沢君） プラごみのいろいろな処理等については葛尾組合、そしてまた千曲市、坂城町が一体となって、その手法等を検討して研究はしているところでございます。今、環境の問題という中で、ごみ処理というものを今の規制の中が最高なのかどうか、そういった面についても、いろいろ研究していかなければならない課題だと、こんなふうに理解しております。

10番（安島さん） 2. 指定管理者制度について

イ. 導入効果は

平成15年9月に地方自治法の一部を改正する法律が施行され、公の施設の管理について、適正かつ効率的な運営を図ることを目的に、この制度が導入されました。それを受けまして、町でも平成17年9月に条例制定を、また今議会ではそれを更新する議案が出されております。

3年たちまして、7施設の運営は以前の町直営、また三セクの運営とどう変わったのか。この制度に変わって、住民ニーズに対応し、民間のノウハウを活用しつつサービスアップができ、さらに経費の削減ができたのか。その点について、お聞きいたします。

副町長（柳澤君） 現在、町の施設において、指定管理者が管理運営を行っている施

設は19施設ございまして、今お話のありましたように、平成18年度から運用が始められたところでございます。主な施設の運用状況を申し上げますと、びんぐし湯さん館などの温泉施設に関しましては、平成14年の開業時からの委託先である坂城町振興公社を指定管理者としております。開業時から大変盛況であったこともありまして、その後も継続して管理運営をお願いしたところでございます。

この3年間の状況を見ますと、燃料費の高騰など、非常に厳しい社会経済状況に見舞われましたが、経費の削減はもとより、さまざまな企画やサービス向上などの営業努力によりまして、1日平均850人の入館者があり、黒字経営を維持しております。また、物産の開発、振興といったところにも特色を出していただきまして、温泉経営にそれらが活かされているところでございます。

このほか、びんぐしの里公園、和平公園などの公園施設につきましても、振興公社に管理運営をお願いしております。地理的なものを含めまして、連携性を生かした利用者の利便性あるいは効率的な運営を行っていただいているところでございます。

次に、福祉関連施設である老人福祉センター、共同作業所、そして在宅介護支援センターの3施設についてでございます。これらにつきましては、福祉施設という性質上、実績やノウハウを考慮しまして、現在、社会福祉協議会に委託しております。そのノウハウ等を生かしていただき、安定した福祉サービスの提供に努めていただいているところでございます。また、デイサービスセンターに関しましては、美山園内に開設しているところございまして、坂城福祉会を指定管理者としておりますが、その利便性、そしてまた効率的な運営が図られているところでございます。

勤労者総合福祉センターにつきましては、平成20年度までの3カ年で財団法人更埴地域勤労者共済会を指定管理者としていただいているところでございます。毎年、3万2千人ほどの利用がございまして、開設されている各種講座につきましても、徐々に受講者が増えてきております。

以上が主な施設に関する運用状況でございますが、このほかに、施設の性質上、利用者がある程度限られてしまうもの、あるいはまた地元のコミュニティの場としての施設もございまして、このような施設は、地元での地域づくり等に有効に活用が図られております。

いずれにしろ、この制度によって、これまでの単なる委託とは違い、事業者の自

主性が拡大し、そしてサービスやコストの面においても、主体性を生かした管理運営ができる点において、メリットがあると思うところがございます。

今後さらにこれまで積み上げたノウハウを生かしていただいて、そしてサービスの提供や自主運営に力を入れてもらう、そして町においても、そうしたことによる経費削減によって、委託料など財政負担の削減に努められるようにしていきたいと思っております。

10番（安島さん） 今回の町の公の施設、7施設の中で、びんぐし湯さん館につきましては、開業6年半にして入館者190万人を達成したという、この結果に対しては、本当に素晴らしい快挙であると、関係者の皆さまのご努力には深く感謝申し上げます。これらの施設におきましては、第三セクターから指定管理者制度に移行したものの、社長さんは中沢町長、同じですので、制度が変わったといっても特に大きな変わった、何が変わったのだろうというふうに、はっきりしないところがあります。

7施設を見ますと、公募による完全な民営化ということではないので、やはり町の指導、監督のもとにありまして、条例や規則などの縛りもあります。そういうことで、坂城町の指定管理者制度の施設については、それほど変わりはないのかなというふうには私は思っているんですけども、その中で利用者の満足度調査とか、そういうものは行われているのか。この1点だけ、お聞きいたします。

企画政策課長（片桐君） 私のほうからは、びんぐし湯さん館の点について、お答えを申し上げます。

特別、満足度調査ということは、施設のほうでは取り組んでおりませんが、常日ごろ、利用者の平等性の確保という点に重点を置きながら、また要望等については、食堂前に意見箱を置いたり、あるいは直接、受付のほうへお申し出いただくことについては、その都度、早急に対応して気持ちよく利用できるような施設運営に現場のほうで努めていただいているということでございます。

10番（安島さん） 3. 健康増進について

イ. 子宮頸がんの予防について

子宮がんには子宮体がんと子宮頸がんがあります。その子宮頸がんはウイルスにより発症するがんですので、発症する前に予防できます。つまり、子宮頸がんは定期的に検査を受けていれば予防可能な病気であります。

しかし日本では、毎年8千人の女性が新たに患者として診断され、2,500人

の方が亡くなっております。長野県でも昨年は99人の方が子宮がんで亡くなっておられます。がんといいますと中高年の病気というイメージがありますが、この子宮頸がんは20代、30代の女性に急増しております、検診の受診率を上げていく強い必要性を感じております。

2004年の長野県の子宮がんの検診の受診率は22.2%と非常に低迷しております。子宮頸がんがどんながんかという認識度が欧米に比べて低く、名前すら知らない人が多いわけでございます。また、この頸がんには有効なワクチンがありまして、現在20カ国の国で接種の勧告があり、多くの国が公費の無料接種に取り組んでおります。日本では、このワクチンが未承認でしたが、公明党の女性国会議員の貢献で来年には承認され、使用できる見込みとなっております。このワクチンを接種し、検診を受けることで100%、この子宮頸がんは予防できるということでございます。

これらの周知を徹底することで、検診率をアップできると思っておりますが、この点について、どういう方法でやっていただけるか、お聞きいたします。

ロ. 妊婦健診 完全無料化について

これにつきましては、今までも一般質問で取り上げてまいりましたが、2回から5回の公費助成、無料となりました。最近、舛添厚生労働大臣が少子化対策の観点から、14回完全無料化にしていきたいと発言されております。しかしこれは、交付税措置であります。交付税には色がついておりませんので、町として、この妊婦健診をやって完全に無料化するかどうかというのは、町の裁量にかかっているわけでございます。14回の完全無料化に積極的に取り組んでいただけるかどうか、町長にお聞きいたします。

福祉健康課長（塚田君） 子宮頸がんの予防について、お答えを順次申し上げます。

ご質問のとおり、子宮がんにつきましては、子宮頸がんと子宮体がんに分類されております。子宮頸がんの罹患数、若い世代から多くなるというのが特徴でありまして、この20年間、20歳から24歳で約2倍、25歳から29歳では約3倍という状況でありまして、ご質問のとおり、ウイルスの感染による発がんが多く関与されているところです。また、子宮体がんという種類の罹患数は40歳代後半から徐々に増加傾向になり、中高年の女性に多いのが特徴とされているということです。

近年、ご質問の中でありましたが、子宮がんの死亡率がわずかながら増加傾向にあ

り、全国で約5,500人余の方が子宮がんで亡くなられておりますが、このうち45%以上が頸がんであるということでもあります。

町では、子宮がんの早期発見のために、子宮頸がん検診として20歳以上の女性を対象に検診車で集団検診、それと個々に産婦人科医院に受診をしていただく施設検診の2つの方法で実施しておりまして、平成19年度は637人ということで、全体の26.8%という受診率になっております。

海外では、頸がん予防のためのワクチン接種を実施している国が20カ国ほどあるというご質問ですが、日本ではまだ認可されておられません。検診を受けなければ頸がんを発見できないという状況に現在あります。国では、年1回の受診としておりますが、早期発見には、毎年受け、受診することが望ましいとの専門医の意見も多いことから、町では1年に1回の受診を進めて啓発に努めております。

また、若い世代から増加する子宮頸がんを早期発見するために25歳、35歳になる方を対象に節目検診として受診料の割引を行い、受診勧奨も実施しています。特に平成19年度、20歳代、30歳代の方の受診は低い状況にあります。21年度から議員さんお話のようにワクチンの使用ができるということではありますが、特に20歳代、30歳代の若い世代をターゲットに、一層啓発活動に努めて、受診勧奨を強化していきたいというふうに考えます。

妊婦健診の無料化、町長にということですが、町長と十分協議してありますので、私のほうからお答えいたしますけれども、町では母子健康手帳を交付する際に、その重要性ということで、妊婦健康診査受診票を妊婦さんに手渡し、受診勧奨をしております。19年度までは、ご案内のように妊娠前期1回、妊娠後期1回の計2回を公費負担、無料ということで実施していましたが、ご案内のとおり、今年度からは妊娠前期1回、中期2回、妊娠後期2回の計5回に増加して実施をしております。また35歳以上の妊婦さんについては、5回の健診のほかに超音波検診を1回受けていただいております。利用については、ほぼ全員の妊婦さんに5回分すべて利用していただいている状況にあります。

厚生労働省、出産までに必要な14回の健診の費用をすべて無料化にするという方針を打ち出しておることはご案内のとおりですが、現在、地方財政措置で14回に足りない残りの9回は、国と市町村で2分の1ずつ見なさいということで、国庫補助事業にするかというようなことで立ち上げも検討されています。妊婦中を健康に過ごすこと、安全な出産を確保することは大変重要でありまして、将来の母子の

健康を大きく左右するというものであります。妊婦健診の費用は1回5千円から1万円程度かかり、経済的にも大きな負担になりますが、このことによって妊婦健診が受けられないということがあってはならないというふうに考えます。

国の方針の詳細についてはまだ具体的に示されてはおりませんが、今後、示されてくるものと思いますので、国の動向を見る中で十分検討をして対応していきたいというふうに考えます。

10番（安島さん） 子宮頸がんにつきましては、広報へぜひ記事を掲載していただきたいなと思います。最近是一般の新聞でも何回もこの子宮頸がんを取り上げておりますし、テレビの人気番組でもタケシの何とかという番組でも報道されております。非常に関心の高いところがございます。

舛添厚生労働大臣もワクチンの承認には前向きな発言をしております。とにかく町民の皆さまには、この頸がんは検診さえ受ければ予防可能であるということの周知徹底を広報などで行い、検診率アップに取り組んでいただきたいと強く要請しておきます。

次に、妊婦健診の完全無料化についてでございますが、現在のところ、全国では平均5.5回の妊婦健診が無料化とされております。近くでは飯綱町などは10回無料化となっております。この5.5回を14回に一気に無料化するということは、非常に飛躍しているような感があるかもしれませんが、国が予定しております2次補正予算では、増える9回分に関して、その財源1,580億円のうち2分の1である790億円を交付税として市町村に交付し、残りの2分の1を市町村負担とするという方向性が出されております。まだ2次補正予算が決まらないわけで、詳細は不明なわけでございますけれども、大事なことは、交付税、また国庫補助金というのを町としてどのように使っていくかという使い道であると思います。

先日も札幌市内の女性が自宅出産した未熟児が7病院で拒否され、NICU（新生児集中治療室）に入れず、死亡していたというニュースが流れております。また、上田広域連合でも、医師確保のため、産科医師らに研究費を支給する方針が出ておりました。来年2月の議会で、この予算が上程されると聞いております。産科医師の確保も本当に大切ですが、子どもを産んでくださる妊婦さんにも手厚い助成が必要でございます。ぜひ坂城町でも、この14回の完全無料化を実現していただきたいと思います。財政の厳しいことは承知しております。しかし、少子化対策を積極的に取り組んでいかなければ、将来の納税者は生まれませんので、ぜひこの件につ

きましては、町長の前向きなご答弁をお願いしたいと思います。

町長（中沢君） 妊婦の一般健康診査ということの重要性は、十分承知しているところでもございます。ご承知のように、町では、ようやく今年度、5回の健診をという事で取り組んだばかりでございます。

先日、町村会の役員会等でもいろいろ論議されたわけでございますが、5回から14回というのは、行政的にちょっと跳びすぎがあるわなというようなお話もございました。国においては、いろいろ試算する中で、現行5回でのいろいろな助成が3万4,100円、14回とした場合に7万4,260円というような試算もあって、数の割合にいろいろな助成金額は少ないなど、こんな思いもあったわけでもございます。

いずれにいたしましても、大事な問題でございます。現在いろいろと健診の時期あるいは健診の内容、さらにまた健診単価等々、医師会ともいろいろお話し合わなければならない問題でございますので、いろいろな周辺の皆さん等とも協議し、また、関係の医師会の皆さんとも協議する中で、最善の方向を求めてまいりたいと、こんなふうに考えております。

10番（安島さん） 4. 雇用促進住宅について

イ. その後の経過と見通しは

9月議会で、私はこの中之条にあります雇用促進住宅について、廃止の方向を国が出しておまして、それに対して、町はどのようなことができるのかということでご質問をしました。それに対しまして、相談窓口を設置して対応していくという町長の答弁をいただきました。その翌日に、新聞でも大きく取り上げていただいております。その後、問い合わせですとか、相談というのが具体的にあったのかどうか。また、どういうふうに対応しているのか、その後の経過と見通しについて、お答えください。

建設課長（村田君） 雇用促進住宅について、その後の経過と見通しはということでご答弁させていただきます。

ご承知のとおり、独立行政法人雇用・能力開発機構が運営する雇用促進住宅の廃止につきましては、県内では当町にある坂城宿舎をはじめ長野市、須坂市、上田市など10市1町にある14カ所の雇用促進住宅が23年度までに廃止される対象住宅となっているわけでございます。

町といたしましては、雇用促進住宅の廃止は、入居されている方の多くの住民の

皆さんの生活に関わる重要課題であると認識するところであります。譲渡についても、その明確な内容が示されていない状況であることから、7月15日に雇用・能力開発機構長野センターに説明を求めるとともに、入居者に対して誠意のある説明会の開催及び町との協議の開催について、要請を行ったところでございます。

その後の経過と見通しはというご質問でございますが、9月議会以降におきましても、県下の廃止対象となっている市町と情報交換、連携を図る中で、国、県等関係する機関への働きかけを随時行うとともに看板などの設置は行っておりませんが、住宅担当の窓口に来庁された方などについては、誠意を持って相談を行ってきたところでございます。

このような状況下の中、10月に厚生労働省から手続の変更の要請を受けた旨の通知が機構側から県を通じてあったところでございます。内容的には、最短で本年12月より実施する予定であった住宅の明け渡し期限を、平成22年11月30日までの2年間、明け渡し期限を延長する。また、各宿舎の入居者説明会を実施するなどの対応をするというものでありまして、当坂城宿舎においても、入居者説明会がこの12月3日に中之条公民館で開催されたわけでございます。

今後の対応といたしましては、説明会の内容も決して満足のいくものではなく、明け渡し期限が2年間延長はされましたが、廃止、譲渡の方針は変わっていない状況でありますので、今後も引き続き、入居者の相談などに対応していくとともに雇用促進住宅の廃止方針がされている県内の各市町と連携を図り、存続要請などの取り組みをしていきたいと考えております。

また譲渡につきましては、機構側からいまだその明確な内容が示されておきませんので、明確な回答ができないわけでございますが、今後、機構側から示される内容を十分精査検討し、財政負担の生じない最善の方策を、国、県等関係機関と協議してまいりたいと考えております。

ご質問の中にありました窓口への相談ということの内容でございますが、入居者説明会が開催されていない中では、意外と少ない件数でございますが、窓口へ相談に来られた方が6件、電話等で問い合わせのあった件数が11件ございました。そんな中で、住宅担当の窓口といたしましては、新規に建設をされた中之条団地を含めて、町営住宅の現在の状況、あるいは申し込み方法等について相談の回答をいたしたところでございます。

10番（安島さん） この質問に関しましては、今回、12月の長野県会でも県会議

員さんが質問されておりましたが、廃止を撤回して存続するということはもう難しいと村井知事ははっきりと答弁されておりましたけれども、本当にそんな中で2年延長したといいますが、非常に景気の悪い時代ですので、しっかり町として相談に乗っていただけるようお願いしておきます。

さて、世界の2008年金融暴走恐慌の大津波が全世界の海岸に押し寄せ、日本にも例外なくやってまいりました。未曾有の事態、今まで経験したことのない事態だといわれておられて、毎日のように不景気な暗いニュースが流れております。こんなときこそ、明るい話題が必要ではないかと思えます。政府与党の新たな経済対策の柱である総額2兆円の定額給付金でございます。これにつきましては、マスコミではばらまきだ、経済効果がないと政局絡みの庶民感覚から外れた報道ばかり流されておりますが、果たして庶民の皆さんはそう思っておられるのでしょうか。当初は、定額減税の方向でしたが、これは非課税世帯の一番生活の大変な皆さまに恩恵がないということで、給付金に変わりました。

今のところ、来年3月末には給付される予定と聞いております。私のところにはいつお金がもらえるだろうと、1日も早い給付を待ちわびておられる方々の声が入ってまいります。1人1万2千円で18歳未満の子どもさんと65歳以上の高齢者には8千円の加算があるということですので、6人家族でしたら10万4千円が給付されるわけで、今まで我慢していた買い物ができるわという期待の声も聞こえてまいります。また、今年の冬は電気毛布をやめて湯たんぽに切り換えたわという家計のやりくりを懸命に頑張っておられる声も聞かれます。坂城町も本当の意味でのポテンシャルティと体力があるのかどうか、真価を問われるこれからの3年間になりそうでございます。何とか知恵とやる気を出して、これからの厳しい冬の時代を乗り切っていただきたい。また乗り切りたいとエールを送り、私の一般質問とさせていただきます。

議長（池田君） ここで、昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。

（休憩 午後12時07分～再開 午後1時30分）

議長（池田君） 再開いたします。

次に、11番 円尾美津子さんの質問を許します。

11番（円尾さん） 議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い質問いたします。

1. 21年度予算編成について

イ. 財源確保について

アメリカ発の金融危機は、世界経済の大混乱を引き起し、日本経済にも深刻な影響を与えています。10月末からの急激な冷え込みは、坂城の中小零細企業に大きな打撃を与えています。経営者の皆さんからは、年を越せるのか、働いている皆さんからは仕事を続けることができるか心配といった切実な声が聞かれます。

これらの大変厳しい状況の中で、21年度の予算編成の時期になりました。企業の町、坂城にとっては法人税の行方が即影響してきます。先を見通すことは至難の技だと思いますが、行財政を運営していくためにはやらざるを得ない仕事です。厳しいときだからこそ、あらゆる情報をつかみ、より確実な判断が求められます。財源確保のためにどんな努力していくのか。どんな可能性を模索しているのか、まずお聞きしたいと思います。

ロ. 事業の優先度の判断は

町長の招集あいさつでは、予算編成にあたっては第4次長期総合計画後期計画を念頭に、基本方向を自律のまちづくりに据えて、行政改革推進計画の取り組みにより、人件費や物件費などの経常経費を抑えていくと決意が述べられました。

昨年12月議会での20年度予算編成にあたっての答弁とまったく同じ内容でした。基本的には大きく変わるものではないのかもしれませんが、少々気になりましたし、ちょっとがっかりしました。法人税の減額に合わせて交付税等の減額が予想されていますが、町民サービスの後退は避けなくてはなりません。また、決まって支出されていく必要経費は確保しなければなりません。限られた財源を計画的、重点的に配分していく取捨選択をするんだと町長が述べていますが、とすると、継続事業も含めて事業の優先順位を決めざるを得なくなるのではないかと思います。食育・給食センター建設の大型事業も取り組まなければなりません。下水道などはどうなるのだろうか、大変気がかりです。事業の優先度の判断基準をどうされるのか、まずお聞きします。

町長（中沢君） 21年度予算に向けてのご質問でございます。

最初に、財源の確保でございます。平成19年度の決算では、三位一体改革による地方への本格的な税源移譲と定率減税の廃止などの税制改正と相まって、景気の回復基調による法人町民税の増収により、町の町税収入が大きく伸びたところです。しかしながら、本年度は、世界的な金融危機、原材料価格の高騰などにより、景気の減速が拡大しておりまして、町内企業への影響が心配されるところでございます。

1 1月末の法人町民税の収納状況を見ましても、前年度同期と比較してマイナス36.5%、2億5,700万円の大きな減額となっております。また一方では、国の交付税総額の圧縮が続いておりまして、地方再生対策費の創設や頑張る地方応援プログラムによる割増算定はあるものの、今年度の普通交付税交付決定額は前年対比マイナス25.2%の4億400万円余りということになっております。

新年度の予算編成にかかる財源確保につきましては、景気の後退局面の長期化が懸念されております。法人町民税については大変厳しいものが予想されるところで、地方交付税につきましても、地方財政計画による歳出削減策等により、基準財政需要額の減少、交付税の縮減などが懸念されるところでもございます。一般財源の確保についても、また厳しい状況になっております。諸々の事情等を区市町村課長等といろいろと意を尽くした対応をお願いすべく進めているところでございます。

国の緊急経済対策による一刻も早い景気回復、経営環境の好転を期待するところでございますが、こういった状況にあっては、支援機関等の特定財源の確保と合わせて、保育園跡地や前田工業団地などの公有財産の利活用につきましても、具体的に取り組んでまいりたいと考えております。

新年度の予算編成にあたりましては、第4次長期総合計画の後期5カ年計画を念頭に、町政運営の基本方向を、自律のまちづくりに据えまして、行財政改革推進の積極的な取り組みにより、引き続き、人件費をはじめ物件費などの徹底した経常経費抑制を図ってまいります。一般財源ベースでは、2割程度の削減に努めてまいりたいと考えております。計画的な財政運営を行っていく上で、臨時的に多額の出費を余儀なくされる場合や後年度にわたって経費の負担を分担しなければならないことが、むしろ公平である場合もございます。地方債の活用が不可欠となるわけでもございます。起債の残高や公債費と新規発行額とのバランスを図りながら、基金の活用や繰上償還なども視野に入れて、より効率的な財政運営に心がけ、財政の健全化に努めてまいるところでございます。

自律の町を標榜している坂城町にとって、都市基盤の整備をはじめとする必要な事業は、今実施しなければなりません。いろいろ住民サービスの後退も許されないわけではございますが、やむを得ない面もございます。公務サービスの質を何とか落とすことなく、公平なサービスが提供できるよう、安全性と雇用の安定確保といった観点からもすべての事業を行政が直営で担うという手法ばかりでなく、指定管理者制度等も有効に活用するとともに、民間活力、民間のノウハウをより導入しなが

らさらなる経費の削減と地域経済の活性化を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、事業の優先度でございます。いろいろな観点が必要かと思えます。まず、特殊財源の確保ということも大事でございます。また、緊急性ということも大事でございます。しかし、教育あるいは医療等々の面も、生活の面からもいろいろと確保しなければならない面がございます。そうした中で、投資的事業につきましては、特定財源の確保等に努めながら、毎年度の実施計画に沿っていろいろ事業を進めてまいらなければならないわけでございます。

来年度におきましては、平成17年から5年間計画で取り組んでまいりましたまちづくり交付金の最終年度ということでございまして、食育・学校給食センターの建設、これは交付金を使っての事業ということでございますので、これを優先することは当然でございます。さらに公共下水道の促進、これまた坂城町にとって緊急な課題でもございます。一般浄化槽の導入も考えてまいります。安心、安全な学校づくりのための耐震対策、全国的なレベルのばらの都市制定会議、いわゆるばらサミット、さらには全国的な観点で辛味大根フォーラムの開催、そしてまた工業面では産学官連携をより進め、重点化してまいりたいと考えておるところでございます。

さらに生活道路の整備や防災対策、少子高齢化社会に向けての福祉施策の充実、地域医療の確保と健康づくり、環境、循環社会の対応など、さらなる需要が見込まれるもので、いろいろと工夫を凝らし、順次進めてまいりたい、こんなふうに思う次第でございます。

ものづくりや安らぎの町の構築に向けて、諸々の政策課題の実施にあたりましては、それぞれ事業の熟度や必要性、緊急性などを考慮いたすとともに、事業の重点化、取捨選択を図り、そして予算の効率化に努めてまいりたいと考えているところでもございます。なお、国、県との関連事業、例えば22年3月鼠まで開通する上田坂城国道バイパスの先線への事業化とか、あるいは県道上室賀坂城停車場線の促進などには、財源が国、県に持っていただけるものでございますので、こういったものには、より積極的に対応してまいりたいと考えております。

11番（円尾さん） 答弁をいただきました。その中で、やはり21年度の財源を確保していくということが至難の技だろうと思うんですけども、いろんなところで、保育園の跡地だとか、工業団地だとかというお話もありました。そんな中でやっていくんですが、今回、人件費を減らしていくという点でも多くの方が退職なさるといようなことがあって、そこがターゲットになっているんだろうと思うんですけど

ども、そういう点で人件費を減らしていくと言っていますけれど、そんなに多くのことがここから出てくるわけではないと思うんですね。そういう意味で、やっぱり有効な財源をちゃんと確保していくこと。それが何よりも大切だろうと私は考えます。

そして21年度予算編成について、いつもの年ですと、今編成方針はどうなんだとか、重点事業はどうなんだとかということを知ることが今回の12月議会だと思うんですけども、今年は厳しさがあって、なかなかそういう意味での編成方針というのがまだ出されてこないというような状況があって、本当に苦慮しているんだなということはいくぶんわかります。その中で、ちょっと1点、確認だけをしておきたいと思うんですけども、国の2次補正予算をはじめとして地方交付税の財源や年金の国庫負担率、それから道路特定財源の一般財源化についてなどなど、方針がかなり揺れています。麻生政権は迷走が特徴のようですが、この中でやはり依存財源を、先ほどは県や国などの動向を見ながらというお話がありましたけれども、依存財源が3月ぎりぎりになって決定されてくるんじゃないのかなというところが大変気になるわけです。それでは予算編成に間に合わないわけですので、その辺に対する対応をどのように考えておいでになるのか、お聞きしたいと思います。

町長（中沢君） こういった時代、時世になりますと、それに対応するには、まず自らの仕組みを簡素化し、そして対応しなければならないと、こういうことが第1点であろうかと。来年度、町で予定される退職者は9名でございます。採用は4名ということでございまして、少なからず財政的にはいい状況になるかな。負担が軽減されるということでございます。その分、職員に重くかかる面はあるわけですが、職員に鋭意努力し、工夫して仕事を進めてほしいと、こんなふうに願うわけでございます。

そしてまた、今までの仕事の中で重複するもの、あるいはまた他のいろいろな民間団体、あるいは住民の皆さんができるもの等の組分けもしていくことが大事だなと考えております。

国に対しての対応でございますが、この間、町村会の役員会でもございましたが、専ら国の対応について、先の見通しがどうなんだろうかとということで悩み抜き、そして総体的には全国の町村会のほうからいろいろと吸い上げて、適切な対応をお願いしているところでもございます。しかし、行政の中で国が1つの方向を出し、これをいついつまでにとというお話になりますと、全国的に見ても坂城町だけ少し待っ

てとはまいりませんので、そういった面は、これまた処理していかなければならないなど、こんなふうに思っております。できるだけ、国に早く、その方向を出していただいて、それに合わせて町が対応するというのではなからうかと、こんなふうに考えております。

これから予算編成期に向けて、職員とともに悩み抜き、そしてどういう形が一番いいのか、そしてまた最終的にはどのような予算を組んでいかなければならないか、悩み、悩んで対応を考えてまいりたいと、こんなふうに思う次第でございます。

11番（円尾さん） 大変苦しい状況というのを町長のほうからも伺いましたけれども、そんな中でやはり職員の皆さんの活力を本当に十分発揮できるような形をぜひとっていただきたいなということを常に思うわけです。たぶん、仕事量が減ってくるわけじゃありませんので、職員数が減ってくるとそれだけのオーバーワークが出てくるわけですね。そういう点への配慮もぜひしていただきたいと思えます。

そして具体的なことで1つお尋ねしますが、先ほどの町長の答弁の中で、直営だけでなく、指定管理者制度を増やしていったり、民間活力を活用していくんだというお話がありました。これは具体的にその方向を、何がどうなるんだという方向を持っていますでしょうか。21年度の予算編成についてお聞きしていますので、21年度にはそこをどうするんだという予定があるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

町長（中沢君） 先ほど、いろいろ新たな優先順位の中で食育・学校給食センターを優先的に取り上げていきたいという、こういうお話もしたところでもございます。学校給食センターということと併せて食育という面になりますと、より民間とのつながりも深いわけでございます。そういった面からの手立てを、協力をどう得るか。さらにまた食育・学校給食センターの今後の運営について、人的の面でも、いろいろの面でも民間活力をより求められる部分はどんな部分か等々も検討させていきたいと、こんなふうに思っております。よろしく願いいたします。

11番（円尾さん） 具体的にまだ給食センターのことなどが出されてきています。いろんな状態の中で予算編成が厳しいということは私も承知しているわけですがけれども、事業の優先度をつけていくとか、いろんな点で配慮していく必要があるんだろうけれども、じゃあ一体、これだけのことをやっていくために21年度の予算はどれくらいの規模にしていくというふうなお考えを持っているのか、最後にお聞き

したいと思います。

総務課長（中村君） 大変厳しい、苦しいという状況というところは皆さん方に大変よくご理解をいただけていてありがたいなということでもあります。

本年当初、62億9千万円ほどの規模であったかと思えます。現時点で、何度か一般質問の答弁の中で申し上げましたように、依存財源を含めた一財的に地方交付税込みで概ね対前年の8割くらいの一財しか確保できないだろうというように思われます。従いまして、55～56億円がアッパーリミットかなというように私どもといたしますと考えております。それは過去それなりに財政調整基金といったものを確保をしてきたわけでありましてけれども、現在、10億円を割る程度までになっております。21年が苦しいということは22年だって楽になるという保証はどこにもないわけですから、ある程度の余力はそこに残しておかなければいけないだろうなというように考えるといたしますと、そのような規模が限界なのかな。あるいは何らか事業執行にあたって特別に特定財源が生じ得るというような方法論も、これから一生懸命探してみたい。さらには、収納率をより向上させるという努力を、今一生懸命やっておりますけれども、そういったところも含めて、努力をいたしてまいりたいというように考えるわけでありまして。

11番（円尾さん） 大変厳しさのある中ということを聞きました。そうなってくると55億円から56億円というような形の予算ですと、どうしても今の継続事業に対しても手を加えていかなければ予算が立てられないんじゃないかなと大変心配になります。それと同時に、やはり町民へのサービスということは後退させないでほしい。それがもう絶対させていただきたくないということなんですけれども、それからやっぱりこういう厳しいときになりますと、どうしても予算編成とかいろんなことに対しては守りの姿勢に入ってしまうんですけれども、こういうときだからこそ、しっかりと見極めて、守るだけでなくて発信していける、そういう状態の予算を組んでいていただきたいことを期待いたします。

2. 農業施策に重点を

これはパート2であります。

イ. 耕作放棄地調査から見えたものは

耕作放棄地が増加したことを受けて、全国で耕作放棄地全体調査が行われました。坂城町でも農業委員会を中心にして耕作放棄地を3区分して、1つとして人力・農業用機械で草刈りなどを行うことで耕作可能な農地、緑という形。

2として草刈りなどではただちに耕作できないが、基盤整備して農業利用すべき土地というのが黄色。森林原野化しているなど、農地に復元利用できない土地を赤。信号のように区分けをするという形での調査が行われたわけです。

数値的な結果がそろそろまとまってもいい時期ではないかと思いますが、調査から見えた坂城町の状況はどうなのでしょう、お伺いいたします。

また、農業委員会では現況をどう受け止めたのでしょうか。今後、どのような対応をしていくのか、どんな検討がされていますでしょうか。

6月議会の答弁では、耕作放棄地解消を図るために検討委員会を設けたとのことでしたが、検討が始められたのでしょうか。その辺についてもお伺いいたします。

また、この調査をして、町として産業振興課として調査の現況をどう受け止めているのか、お伺いいたします。

ロ. 地域経済をささえる農業

急激に進んでいる経済危機は、ばくち経済の破綻に起因していることは多くの方が認めるところです。加えて、日本の景気をここまで深刻化させている根本には、極端なまでの「外需、輸出だのみ」という日本経済の抱えている弱さがあります。そのために、アメリカ経済が減速し、世界経済が混乱すると日本の景気悪化が一気に進むという事態がつくられています。外需だのみは海外の景気に左右されることから、内需主導への声が大きくなっています。

そういう意味からも、農業の再生は内需そのものであります。地域経済の活性化に欠かすことができないものだと思います。農業の再生と自給率の向上は、地域経済全体を再生させる土台となるのではないのでしょうか。さらに、食料自給率の向上は、国際的な食料不足と価格高騰のもとで、安心・安全な食料の確保をすることで、命と健康、生活を守る上で欠かすことのできないものです。

坂城町では、農業と工業、商業がバランスのとれたまちづくりとありますが、中心は誰が見ても工業であります。ブランド品などへの挑戦もありますが、もっと農業施策に重点を置いて、農業の再生を図っていただきたいと思います。

地形的にも広い土地は難しいと思いますが、坂城に合った果樹や花など、また団塊の世代が定年を迎えます。農業への参加も期待できるのではないかと思います。採算のとれる農業を目指して、21年度予算編成時期であります。坂城町に合った農業の方向づけをしていただきたいと思いますが、見解を伺います。

産業振興課長（宮崎君） 農業施策に重点をとというご質問でございます。順次ご答弁

させていただきたいと思います。

農地は食料を供給するための基礎的な生産要素ということでございます。農業者にとって極めて重要な経営基盤でございます。その一方で、農業者の減少、高齢化の進行等によりまして、耕作放棄地は年々増加してございまして、その解消を図ることが、国、そして私ども坂城町にとりましても大変重要な課題でございます。

国際的な食料事情が不安定化する一方、今後とも農地面積の減少が懸念される中で、食料の安定供給を図るためには優良農地の確保とともに耕作放棄地を解消することが大変重要であると考えております。また、消費者の食の安全・安心に対する関心が高まる中で、耕作放棄地を解消して地域の農業振興を図ることが大切というふうに考える次第でございます。

しかし、耕作放棄地の状況はさまざまございまして、その解消を図るためには、まずそれを的確に把握した上で対策を講じることが必要であるということで、ご質問でもいただいておりますが、町、農業委員会が連携いたしまして、8月末から9月にかけて耕作放棄地全体調査を実施したところであります。

町内すべての耕作放棄地の状況を一筆ごとに、先ほど言われましたように、青、黄色、赤というようなことで、具体的には農地、非農地、その区分をするという調査でございます。

調査から見えたものというご質問でございますけれども、数値的な結果につきましては、ちょっと遅れておりますが、現在集計中でございます。耕作放棄地の状況は、中山間地だけでなく、比較的条件のよい、平地の農業地帯にも点在しているということで、本当に農業の抱える課題を露呈しているような、そういう状況でございます。これは農業従事者の高齢化、あるいは担い手不足、農産物の価格低迷等々がそれに起因するものというふうに考えております。

今後、調査の結果を踏まえまして、耕作放棄地解消計画、これを数値とともに取りまとめて、農地に区分された土地について、町、農業委員会、農業支援センターなどが連携し、趣向を探りながら、農地の利用について最大限努めてまいりたいと考えるところでございます。この耕作放棄地解消については、協議会等を立ち上げる中で意見をお聞きしながらということでございますけれども、私どもには農業支援センターもございますので、その組織を使って検討できればというふうに今考えているところでございます。

農業委員会と支援センターでは、年4回、各地区において、農地相談会を実施し

ておりまして、農地についての疑問、困っていることや農地の貸し借りの希望などの相談を行っておりまして、耕作放棄地の未然防止に努めているというところでございます。

先ほどもお話がありましたけれども、今後さらに見込まれる団塊の世代の定年退職者等就農希望者には、町、農業委員会、農業支援センター、JA等関係機関が連携し、空き農地の情報、農作業の指導等、ご案内できる仕組みについて考えていくことが必要だというふうに考えておりまして、対応してまいりたいというふうに思っています。

このような要望にも、現在行っております耕作放棄地全体調査の結果を生かしつつ、土地所有者の方にもご理解いただきながら、耕作放棄地の農地利用について進めていきたいと考えているところであります。農業委員会、私ども産業振興課もそうでございますけれども、この調査の結果をもとに耕作放棄地の現状を把握し、地域農業の実態と照らし合わせつつ、農業者の意向、相談、指導、これらの機能を有効に活用して、耕作放棄地解消を進めていきたいということでございます。

現在も地域の中で農業委員さんが中心になりまして、耕作放棄地解消の取り組みが展開されているところであります。今後も、関係機関が連携するとともに、地域での活動の支援も検討する等、耕作放棄地解消に向けて取り組みを推進していきたいというふうに考えるところでございます。

次に、地域経済を支える農業ということについて、お答え申し上げます。

国は今年2月に、現在40%の食料自給率を概ね10年後に50%に引き上げる政府目標を達成するための工程を発表いたしました。この会見において、石破農林水産大臣は、食料の多くを外国に依存しているわが国の状況は、先進国の中でも決して一般的ではないと述べるなど、国産農産物の国内での内需拡大や食料自給率の向上に向けて取り組みを強化する方針を示しました。具体的には、耕作放棄地の解消や農地の有効利用による食料供給力の強化、飼料米、麦、大豆などの生産拡大、米をはじめとする国産農産物の消費拡大と原材料としての積極的な利用等を挙げているところであります。

ご質問のとおり、食は健康で生きていくための基本であります。農業は人の生命と生活を支える基盤となるものでございます。また、食料自給率の向上や国産農産物の消費拡大などは、農業の再生はもちろん、地域経済全体に大きな波及効果を持つものと考えております。しかしながら、日本の食料と農業は大変厳しい状況にお

かれております。国際的な食料需給は、途上国の経済発展やバイオ燃料による需要増大、地球規模の気候変動という構造要因のほか、輸出国の輸出規制も影響いたしまして、逼迫の度合いを強めてございます。このため、穀物の国際価格は依然として高い水準となっております、食品や飼料の値上げなど、国民の中に大きな不安が広がっております。

また、農業従事者の高齢化、後継者不足、先ほどのように遊休農地の増加、農家が販売する農産物の価格低迷など、当町においてもこれは非常に深刻なことでございます。新年度に向けて、坂城町に合った農業の方向づけをとというご質問でございますけれども、町といたしましては、今日まで進めてまいりました農家の皆さんの活動を引き続き、支援、応援してまいりたいということでございます。

ご案内のように当町の農業は、農家の皆さんの努力によりまして、りんごやぶどうの果樹栽培に特化する形で振興が図られてまいりました。さらに町特産のねずみ大根や五里ヶ峯横坑を利用したマイタケ、ヤマブシタケ等の原木茸の栽培、ホワイトアスパラガス栽培など、多くの農業振興に向けた活動がなされております。

また、味ロジックわくわくさかきの皆さんが、ねずみ大根やりんご、ぶどうなど、町内で生産された相当量の農産物を原材料として使用した農産物加工品を生産、そしてそれらの加工品の多くが町内で販売されておまして、地産地消に貢献している部分でもございます。

加えて、今年度、町と商工会では、関係機関と連携する中で、地域資源無限大全国展開プロジェクトに取り組んでおります。この事業は、農商工とそれぞれの事業者が連携して行う、地域の資源を生かした新商品の開発などを支援するものであります。来年度に開催したいと考えております、仮称でございますが「辛味大根フォーラム」に向けた体制づくりを行うとともに、ねずみ大根を中心とした町特産品の全国への情報発信や、新たな商品の開発を目指してまいります。

独自の技術集積を持つ当町の工業と農業、商業の連携によりまして、何か新しいことができないか、これもものづくりの町として知られる当町の特色を生かした農業振興の1つかと考えているところでございます。いずれにいたしましても、りんご、ぶどう等の果樹栽培の振興、農産物加工による高付加価値化、ねずみ大根と言えば坂城というように、町の特産品として周知されつつあるこのねずみ大根等の生産振興とブランド化、農商工連携などについて、農業支援センター、農業委員会、JAちくま、農業改良普及センターをはじめ関係機関と連携を図る中で、鋭意推進

していきたいと考えているところでございます。

11番（円尾さん） それぞれに対して答弁をいただきました。本当に耕作放棄地を解消していくということは、そんな簡単にできるものではないわけですし、大変難しいことは承知しております。その中で1つお尋ねしたいのは、遊休農地を解消しようということで、連携を図るために県の農政部農村振興課が事務局になって、農業会議が中心になって、6月に信州の田畑を耕そう連絡会が発足したのは承知のことと思いますが、それに対して坂城町は参加していくのか、参加しているのか、その辺をちょっと確かめたいと思います。

そして、県が今遊休農地を解消するために推奨しているものが、そばいっぱい運動であったり、大豆の手前味噌運動などがやられていますが、坂城町の中で、そんなことが検討されたことがあるのかどうか。その辺について、農業委員会であったり、産業振興課であったり、その中でこういうことが今始まっているよというようなことで、坂城にそれが合うのかどうか、その辺のことを検討されたのかどうか、その辺について、お尋ねしたいと思います。

産業振興課長（宮崎君） 先ほどの県農業会議の6月の提案ということでございますけれども、やはり私ども、それぞれの県内には地域の中で特色もございまして。そば、大豆、こういうものについては、なかなか現在の中では町の中でという部分では難しさもあるという部分で考えてございます。ただ、遊休農地対策という部分の中では、それぞれの中山間地、上平ですとか、南日名の皆さんですとか、農業委員さんを中心に、そういうところで大根をつくっていただいたり、今の作物関係、ねぎをつくっていただいたりしているところでございまして、具体的に今言った部分について、農業委員会等の中でこうしよう、ああしようという部分では、県の農業会議の話はなかなか話題に出てこない部分もあるんですけれども、一様に言えることは、やっぱり坂城に合った遊休農地対策をどうしていくんだという部分の中で、例えばねずみ大根についても、本当に何と申しますか、作付けしていただいてそれも残りが無いというような部分もございまして。それがイコール農家の皆さんの収入アップにつながっているかという点、なかなかそれは難しさがまた別の面であるわけですが、そんなことで町に合った部分の中で、今のブランド化というのもそんな意味で何がいいんだろうかと考えたりしながらやっているわけですが、いろいろなトータル的に検討していきたいというふうに思っていますので、ご理解いただきたいと思っております。

11番（円尾さん） なかなか、作物を何に限定していくかというようなことは大変難しいことでしょうけれども、確かにねずみ大根だったり、いろんなどころでの作業はしているわけですが、やっぱりその中で、まず、県でもこういうことを始めたと。県は大変今の荒廃農地が非常に進んでいることに危惧をしていますよね。坂城と違って、もっと広く農業で町を支えているところなんかは、大変な思いをしてこういう運動を進めています。ですけども、大豆の手前味噌運動なんていうのは、消費者を含めながらできることだろうと思うんです。そんなことで、やっぱりこういうこともできないか、こういうこともできないかと、1つに絞っていくというわけではなくて、そういうことでぜひ検討をしていただきたいと思っています。

それと同時に、これは提案になるわけですが、坂城町の特産であるりんごやぶどうが、高齢化が進む中であと何年続けられるだろうかと、大変心配な声がよく聞かれます。県内のある町で、高齢者の農業経営者に対して、あと何年農業を続けられるかというアンケートを行ったそうです。結果は、予想以上に短くて、大変びっくりして、これでは農業がなくなってしまうと危機感で対策を見直したそうです。こんなことを参考にしながら、聞き取り調査など、実態をつかむこと、それも大切ではないかと思います。

坂城のように兼業農家が多い地域ではいろんな点で、後を継いでくれる人も、あとから定年になったらまた農業を、りんごでというような話もあるかもしれませんが、現状がどうなのかという調査はきちんとしていくことが大事だろうと思うんですけども、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。聞き取り調査でも、アンケート調査でもどちらでもいいかと思うんですが、そういう今のぶどうやりんごの耕作している人たちがどういう状況にあるかというのをきちんとかかむこと、予想でなくきちんとかかむことというのが大事だと思います。これは課長にお尋ねします。

もう1点は、これは町長にお尋ねしたいと思います。それは、農業振興条例についてです。この農業振興条例というのは、昭和53年に制定されていて、30年が経過をしています。農業政策というのが、国の農業政策というのは、かつて猫の目農政とよく言われていましたけれども、とにかくくるくる変わっていったということがある中で立てられてきている振興条例です。農業を取り巻く状況というのは、30年前とは随分変わっていますし、求められるものも変わってきています。坂城町の農業をきちんと守っていくんだ、再生させていくだというような意味から

も、条件整備のためにも、この振興条例を見直す必要があるのではないかと思います。その辺について、町長のご所見を伺います。

町長（中沢君） 農業については、実に多い、厳しい課題を持っております。

かつて坂城町は、工業もいけれど農業も盛んだよ。ぶどう、りんご、花等、内外に誇るものもあったわけでございます。そしてまた、ぶどうなり、りんごなども団地化が進んでいる。しかし昨今、そこが荒れて、あと何年持つんだというような厳しい状況の中にもございます。後継者の問題があろうかなと、こんなふうに思っています。

今まで、60歳まで工業で働いたら、その後は農業でというように、何かそうなるんだろうなと思っていたところ、また団塊の皆さんが、次に農業を選ぶのではなくて他の道筋を選ぶ。農業の危機があるなど。後継者の問題は早急に取り組まなければならない問題でもある。

そしてまた、そういう観点で条例をどういうふうに検討していくかということ、これは大事でございます。現状にあったそれぞれの対応、そしてまた、新しい農業が生まれる、そういった後押しのできるような、そういった助成的な面をさらに付け加えていくことが大事かなと、こんなふうに思っております。

来年度に向けては、これは職員交流でございますけれども、県から農業の専門家も1人受け入れまして、新たな観点で総合的に、そして現在に合った農業政策を、また、農業への振興政策をつくってまいりたいと、こんなふうに考えております。

産業振興課長（宮崎君） 農作物生産の状況の調査ということを含めて、答弁させていただきます。

先ほど遊休農地の利用について、上平、南日名というようにお話もさせていただきましたけれども、あと麦づくり等で、農業委員さんに本当にお力をいただいております。また、そばという話もありますが、遊休農地を利用して、最近はそばも植えさせていただいたというような状況もございます。

それと今のりんご、ぶどう、確かに施設園芸について、高齢化とともにぶどう園、りんご園はそのままあるけど辞めていってしまうと、こういう部分の中で、四ツ屋の一部の皆さんについては、加工品としてそれを摘果がなくても出せるということで加工品として回しているということで、知り合いにお声をかけていただいて、辞めるという、そういうところも心配いただいているという、そういうこともございます。

いずれにしても、農業委員さんは、地域の状況というのはよくご存じなものですから、そこら辺をいろいろまとめれば、ある程度の方向が出ると思いますので、そんな取りまとめについても検討していきたいと思います。

11番（円尾さん） 農業の問題については、それぞれ答弁をいただきました。時間の関係もありますので、まとめていきたいと思いますが、私は残念ながら、農業を生業としている立場ではありません。そんな中で、やっぱり安心・安全な食料を求めてという点から、消費者の立場から坂城の農業ということに対して、大変危機感を持っています。この輸入食品のいろんな問題などを含めたり、偽装問題も含めたりしている中で、やはり目の前で顔が見える農業、生産地の中で食料を供給していくということが、私たち消費者にとっては実に楽しいことであるし、大切なことだと考えている。そんな立場から、農業の問題について、質問をいたしました。

特にこの中で、農業委員会の皆さんや農業支援センターの皆さんたちと今共同しながらということがありますけれども、やっぱりその中で一番の旗振りをしていくのは町だろうと思うんですよね。その辺でやっぱり積極的な対応をというのを、相手の人たちと相談はするけれども、私たちはこう思っていますよというものをしっかり持っていただきたい。そのことが私は一番願うところであります。

そして今農業委員会では、なかなか坂城町の農業委員会は、事務局は職員がやっているということもありまして、建議書というようなものが提出されてきませんけれども、本来、農業委員会の中では論議をされたものが町へ向けて、坂城の農業ではこういうことをしていくんだというような建議書が出せるような農業委員会を育成していくというのも、やっぱり町の責任だろうと思うんです。その辺についてもぜひやっていっていただければと思います。

それからやっぱり、持続可能な農業にするためには、これは国の大きな問題ですけども、農業に対して、価格保障であったり、所得保障が必要になってきます。そうでなければ農業に携わる人たちがいなくなってしまうたりするものですから、そういう中で、きちんとしたものやっつけていかなければ、これは国の大きな政策してやっていっていただくようなことを地元からもそれを突き上げてほしい。そういうふうには思っています。

また、WTOの会議が今始まっていますけれども、日本の農業に対しては、大変厳しい状況だろうと思うんです。いろんなものをやられた中で。その中でもやはり外需だけを頼みにするのではなくて、農業と交換して輸出をしていくんだという方向

ではなくて、やはり今の日本にとって一番何が大事かということを見極めていく必要があるんだろうと思います。それはやはり国がやればよいというのではなくて、地元から積み上げていくものだろうと思います。そんな中で、この前のときは地産地消計画もつくってくださいよというお話をしました。こんな点からも、やっぱり前へ進めていただきたい。いろんな中で麦をつくっていただく人、そばをつくっていただく人、あるいはねぎをつくっていただく人という形が出されてきていますけど、まだ本当にそれが点という段階にあるかと思うんです。これをやっぱり線にして面にしていく、そういう農業政策というのをしっかり考えていただかなければ、今の坂城の農業どうなっちゃうかなって心配になってくるかと思いますが、そんなことを希望しながら、次の質問に入ります。

3. 定額給付金について

自民・公明の麻生政権は、選挙目当てといわれる景気対策、経済対策として2兆円の定額給付金を全国民にばらまくといいます。実施については、迷走に迷走を続けて、最後には自治体に丸投げをするという最悪の結果になりました。3日には、県で担当者に説明があったことが報道されていました。

2兆円をばらまく事務費や職員手当などの経費は8千億円と総務省が試算しているそうです。これが経済対策といえるのでしょうか。1回こっきりの2兆円をばらまいて、3年後には消費税の税率アップがセットだと言います。大增税の予告付きで、1回だけの2兆円の給付金をもらって、景気がよくなる道理がありません。自民党の中でさえ、定額給付金などやめるべきだと意見が出されているほどです。もらうときはいいけど、後に増税になるのではたまらない。子どもじみた政策にびっくりだ。国民をばかにしているんじゃないか。もっとほかに使い道があるはず。などなど、町民の皆さんの感想です。給付金について、好意的な意見はほとんどありませんでした。

私も、これだけの税金を使うのであれば、後期高齢者医療制度や障害者自立支援法などの廃止、医療体制を充実するなど、社会保障の充実に使ってほしいと思います。ばらまきの給付金は世紀の愚作だと言わざるを得ません。白紙撤回すべきだと思います。

県の町村会では、町村長さんたちに要望や疑問点を出してもらってアンケートを早急に実施して、国に意見を提出するという報道がありました。このような政策を、自治体を預かる町長として、どういうふうに考えているのか、お尋ねいたします。

町長（中沢君） 定額給付金については、8月29日に政府与党におきまして、総合経済対策として定額減税方式が打ち出され、10月30日の追加経済対策で給付金方式が出されたところでございます。その後、所得制限の論議などを経て11月28日に総務省から都道府県、そして事務の原案が示され、12月3日には県から市町村にもいろいろ説明があったところでもございます。

原案に示されてある支給目的は、生活支援と併せて経済対策ということですが、ややあいまいな面があるなども感じているところでもございます。支給時期は、年度内ということになっております。

しかしながら、定額給付金について、新聞などで4人家族で6万円というような報道もされておりますので、そういった面を待っておられる皆さんのあることも事実でございます。定額給付金事業については、事業費は10分の10ということで、国が持ちますので、国の政策を受けて、町がそれに対応するというところでございますので、そういった面に対しては、高額所得者の支給についてもいろいろ容認しながら、より簡易な方法をとってまいりたいなど、こんなふうにも思っているところでもございます。いろいろと事務の面から、あるいは全体の面から大変なことではございますけれども、こういった面も容認しながら、事務に間違いのないように進めてまいりたいと、こんなふう考えております。

11番（円尾さん） 定額給付金については、間違いのないように、10分の10の補助金だからやっていくだというお話でした。私はどうしても、やはりこういう政策を自治体に押しつけてくる、そのやり方についてどうなんだろうとお聞きしているわけであって、当然、決まればそれに粛々とやっていくのが行政の仕事だろうと思います。

本当に税金がどのように使われていくのか。本当にこれで経済対策なんてとてもじゃないけど言えないじゃないかということが論戦の中でもはっきりしていますし、しかも年度内にと、最初はそんなつもりで出発したと思いますが、いよいよ解散ができなくなってしまったという中で、今年度中にとというようなお話があるわけです。ですから、こういう政策も、きちんとやはり町民にとってどうなんだ、自治体にとってどうなんだという観点でものを言っていっていただきたい。それがやはり町民を守ったり自治体を守っていく、その基本になるんだろうと思います。

時間がありませんので、この辺で終わりたいと思います。

議長（池田君） ここで、10分間休憩いたします。

(休憩 午後2時29分～再開 午後2時40分)

議長(池田君) 再開いたします。

次に、6番 大森茂彦君の質問を許します。

6番(大森君) ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問を行います。

1. 緊急経済対策について

イ. 緊急対策について

アメリカ発の金融不安は世界を巡り、今では实体经济にまで及び、自動車産業をはじめとするすべての産業で減産体制に入りました。派遣労働者から解雇が進められております。経済状況が9月の段階よりもより悪化しており、今までは正規雇用の労働者の解雇もリストラの対象になるのではないかと心配するところであり、ますます深刻な状況になってまいります。

町長の招集あいさつで、町内の大手企業の経営者の皆さんや商工会の小規模企業の皆さんと懇談される、町内企業の状況の把握に努力されていると思うわけですが、また、経済産業省へも行かれたというようにお聞きしましたが、9月議会以降、この間、どんな対応、対策をされてこられたのか。そして、それに基づいて、今後どんな施策を考えてられるのか、お尋ねいたします。

中小企業庁は11月7日、原材料価格高騰対応等緊急保証制度、セーフティネット5号の特定業種に73業種を追加いたしました。これまでのものと合わせて618業種になります。町内の業者の皆さんのほとんどでは、このセーフティネットの対象になるのではないかと思います。町では、この説明会を10日に行うという有線放送が流れましたが、これ1回にせず、何回か実施することを要望しておきたいと思います。

今多くの業者は年が越せない不安感でいっぱいになっております。町の制度資金を使いやすく、来年もものづくりの町を支えてほしい、こう町から下支えが必要ではないでしょうか。例えば経営安定特別資金の利率の引き下げ、据え置き期間の延長、借り換え融資の利息分への負担軽減など、これらの対応を考えてほしいと思います。

次に、町単工事で現在計画されているものを繰り上げて発注することも考えられないでしょうか。答弁を求めます。

ロ. 恒久的施策について

町内経済活性化のため、次の2点について、質問いたします。

1つは、小規模事業者登録制度であります。この制度の創設について、昨年12月でも取り上げましたけども、工事の中には専門的な知識や資格を要するものや、町内では対応できる業者がないなど、発注先が限定されてしまう、こういうものも相当あるというお答えでありました。十分に考慮が必要で実効性を考える、このことを慎重に対応したいとの答弁をいただいております。

ここで参考例として、上田市の例を挙げていたわけですが、県内でも岡谷市や下諏訪町などでも実施しております。全国では44都道府県で361市町村で実施されております。地域経済活性化のためにどうすればこういういい制度が創設できるか、真剣に研究していただきたいと思います。

次に、住宅リフォーム制度の導入であります。平成16年3月議会でこのことを初めて取り上げました。そのときに制度については細かくお話し、説明してありますので、かいつまんでお話しすけども、町民が個人住宅のリフォームを町内の業者で施工する場合、何らかの補助をするという制度であります。

例えば10万円を最高限度に工事費の10%をリフォーム発注者に助成するというものであります。このことによって呼び水となり、助成額の10倍も15倍もなつて仕事おこしをして、町内の業者や町民の懐を温めて、巡り巡って町税として戻ってくる。こういうふうの説明をいたしました。

このときの答弁では、経済的波及効果を町長は認めておられます。またこの助成制度がどのように対応することによって、町なりの施策に馴染むのかどうか、慎重に検討したい、こういうお答えでありました。いよいよ公共事業の減少もあつて、建設関係の皆さんも大変苦しいところでもあります。そういう意味からも、こういう制度をぜひ導入し、建設関係の皆さんを応援していただきたい、このように考えるわけです。前回質問いたしまして、慎重に検討していきたいと、こういう答弁でありましたので、その後どのように検討されたのか、お尋ねいたします。以上、緊急経済対策について、お尋ねいたします。

町長（中沢君） 緊急経済対策についてでございます。

本年8月29日に政府により策定されました、安心実現のための緊急総合対策の一環として、緊急保証制度が10月31日にスタートしたわけでございます。この保証制度は、中小企業の資金繰りに不安が生じないよう策定されたものでございます。町といたしましても、町内中小企業者等の事業所の資金調達の窓口となる町内

金融機関及び商工会等に制度の周知徹底等をお願いしているところでもございます。また、今年10日には緊急保証制度の内容について、県信用保証協会上田支店の支店長が講師となりまして、説明会がございました。その後、日本政策金融商工会経営指導員の協力もいただきながら、融資等の相談をさせていただいているところでもございます。

融資等の相談につきましては、今後とも町、商工会等と一緒に随時その体制を組んでまいりたいと、こんなふうに思っております。

中小企業への融資でございますが、事業所により経営状況も異なり、融資に対する要望あるいは条件も異なったものになっております。町といたしましては、融資の相談を受けた場合、融資の窓口となる金融機関等におつなぎするわけでございます。今回実施された緊急保証制度あるいは県、町の融資制度、そして時にはそういった制度より、より利用が進めたい金融機関の融資等もございまして、よりそれぞれの事業所に合った資金調達等にいろいろお手伝いしているところでもございます。

町の制度資金につきましては、県の制度資金と連動するということが大事なことでございます。そういった観点で、より着実に進めてまいりたいと、こんなふうに思っております。そういう中で、金融機関の皆さんにも、貸し渋りや貸しはがし等がないようにという観点で、いろいろお願いもしているところでもございます。

緊急対策ということの一番は、何といってもこういった2年、3年の先の見えないとき、こういった先の見通しを何とか的確にとらえて、企業の皆さんの参考になる、そういった仕組みづくりがまず第一ではなかろうかと、こんなふうに考えております。さらにまた、こういう時期であればあるほど、新製品の開発ということ、その場づくりが大事だと。そしてまた長い目で見ますと、産学官の皆さん、坂城のようにとりわけ産業総合技術センター等との連携の中で、いろいろ模索すること、今こそ求められていることはないかと、こんな思いもするわけでございます。

世界的な動向、また新たな情報、そういったものを的確にとらえ、情報をお伝えする仕組みということに意を用いてまいりたいと、こんなふうに思っております。

11月4日には坂城ものづくり講演会として、本田技研工業の前の社長さんである吉野さんに講師となっていただき、講演会を開催いたしました。その後、車座と申しますか、みんなでより懇親会を開いて、いろいろお付き合いを深めたところでもございます。今後も1月4日の賀詞交歓会の前に、経済産業省製造産業局の次長さんにお越しいただき、そしてまた1月には、中国湛江師範大学の外国語の副院長

である陳先生に中国経済を、そして2月にはイトーヨーカ堂の代表取締役の鈴木敏文さんをお招きするなど、坂城ならではのいろいろとそういった催しを開催し、よりよい情報提供に努めてまいりたいと、こんなふうに思うところでもございます。

特効薬ということはなかなかございません。一番求められているのは2年、3年に向けての見通しと対応でございます。そういった面からの切り口と技術開発、受注対策等々、通常そういった面についてもお手伝いできればと考えております。行政のできる範囲というのは極めて限られております。限られた中で、より関係機関、関係団体、そして関係市場との結びつきをつけ、そしてそれが坂城町の工業おこしにつながればと、こんなふうに思う次第でございます。

企画政策課長（片桐君） 緊急対策についてのうちの公共事業の繰上発注の実施と恒久的施策についてのうちの小規模事業者登録制度の導入をについて、お答えをさせていただきます。

まず、公共事業の繰上発注の実施についてでございますけれども、町におきましても、予算化をされている事業は早期に発注をすることで、基本に取り組んでいるところでございます。

本年度におきましても、工事が長期にわたる下水道工事につきましては、8月に発注が完了しておりますし、道路整備等につきましても、早めの発注に努めてきているところであります。ただ、補助事業などにつきましては、内示等一定の手続の中で発注時期が限られてしまうということもございますし、また、農作業等に影響がある事業につきましては、その農繁期を避けて発注せざるを得ないという状況もございますけれども、このような経済情勢に鑑みまして、先ほどご指摘のありました町単独事業を含め、引き続き早期に体制を整えて、早めの発注に今後も努めるよう対応してまいりたいというふうに考えております。

次に、小規模事業者登録制度の導入について、お答えをいたします。

町で発注する建設工事等の受注につきましては、事前に入札参加資格の審査申請をしていただき、登録をされた業者さんということが基本でございます。登録業者さんにつきましては、それぞれ入札参加資格の取得にそれ相応の努力をされておるということも事実でございます。

小規模事業者登録制度の導入という点でございますけれども、対象となる発注案件は金額的にも小規模、また内容的にも軽易で履行の確保が容易なものということが対象になってくるのではないかとということでございます。1つの目安とすれば、

決算カードにあります維持補修費に関するものの中から簡易なものということになるかと存じます。19年度決算におきましては、対前年度比がマイナス9%、18年度がマイナス21.4%、17年度がマイナス14%というふうに減額の状況でございます。また、この中には専門的な知識や資格を要するものなど、発注先が限定されてしまうものも含まれておるといふふうに思われるところでございます。このような状況の中で、登録制度により登録された方にどの程度の発注ができるかなという点、また登録されたからといいましても、仕事を保証するというものでもございませんので、慎重に検討をといふふうに考えているところでございます。

ただ、こういった経済状況でございますので、特別な資格等を要しない小規模で簡易な補修等につきましては、可能な限り町内業者に発注をするよう、改めて各課に対し要請をしまいたいと考えております。

建設課長（村田君） 私からは口の恒久対策についての中の住宅基本制度の導入をといふご質問にご答弁させていただきます。

住宅リフォーム制度の導入といふご質問でございますが、全国の自治体の中には、それぞれの自治体の施策によりまして、例えば水洗化や持ち家の修繕、改築などの住宅のリフォームを行った際に、融資、利子補給、補助金などといった助成方法により、助成制度を行っている市町村も確かにございます。

ご承知のように、現在、坂城町におきましては、耐震改修、介護保険、合併浄化槽などの国、県の施策を活用する中で、住宅のリフォームに関わる補助金を交付し、対応をしているところでございます。ご質問の中にもありましたとおり、住宅リフォーム助成制度は、住宅のリフォームを行った場合に、その経費の一部を自治体が助成することにより、住宅の改善を容易にして、ともに中小零細事業者の振興を図るといふものでございます。

その後の検討はどうなったかといふご質問でございますが、現状におきましては、町単独の新たな制度の導入につきましては、財政状況等を勘案する中で、大変困難な状況ではございますが、今後、国、県の住宅などの施策の中で、新たな制度の導入があった場合におきましては、今後検討をしまいたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

6番（大森君） これまでの対策と今後の施策といふことで、最初にお尋ねしたわけですけれども、ちょっとゆっくりかな、正月を迎えられるかなと不安になります。2、3年先まで見据えて施策を行っていく、このことは当然大事なものであります。そ

のことで、今緊急にどうするか、政府がここまで用意するわけですね。今緊急にどうするか。正月が迎えられない、年が越せない、こういう方が全国にいるということで政府はやらざるを得なかったし、またセーフティネットを拡大する、ほとんどの業種でありますよね。そういうことまでやっているのに、どちらかといえばのんきだなと、私はちょっと感じます。

その2つの面をやっぱりきちっと施策の中で持って行っていただきたいというふうに思います。2、3年先まで待てる場所は、当然体力のある事業所であり、企業であります。また、製品開発あるいはいろんな講座で学習し、それをものづくり、あるいは新しい製品をつくっていくと、こういうことについても、それだけのスタッフがいるところはそれは可能でありましょう。しかし、町内の零細業者は2人、3人、家族でやっているところです。こういう皆さんを行政がどうやってこの産業をきちっと育てていくか。この施策はどうしても必要であります。

制度資金の点でもお話がありましたけれども、御代田町では利子補給を行うということで新聞報道がありました。これをちょっと読んでみますが、「12月議会が5日開かれ、茂木町長は議会招集あいさつで町単独の商工業者向け利子補給制度を12月1日から実施したと報告。制度は国、県の融資制度の運転資金借入れをした場合、1千万円を上限に貸付利率の1%を3年間、町が利子補給するというものです。実施した理由として」ここが大事です、「国や県から一向に効果的な対策が打ち出されていない。そういう状況にあるため、緊急の不況対策として制度を創設した」こう説明しております。茂木町長は「年末融資の申込締切が今月22日で12月議会の議決を待つてからは年末の資金繰りには間に合わない。そのために業者が年越しができない事情も考えて、予備費から対応した」と。「そしてこの制度は、当面2010年3月までの時限措置で行う」と。こういう緊急の行動、機敏な行動が今求められているわけです。

3年先、皆さんが耐え忍べればいいですが、そうはいかないというふうに思います。行政のできることは限られている。それはそうですけれども、しかし町民の皆さんで必死に頑張っている。そういう工業の町、この坂城を支えている皆さんが、年が越せない、こういう状況になっている。そういう点では、2年、3年先まで待ってられないですね。ぜひ利子補給を行ったり、あるいは借り入れしたときの据え置き延長を考えるなど、そういうことを求めたいと思いますが、町長の見解を求めます。

町長（中沢君） こういった大きな経済不況に恵まれたときの一番頑張ってもらうものは、国でございます。そして、その国が緊急保証制度をつくったわけでございます。今までの保証額の倍額ということでもあるわけでございます。そして業種も増やしたわけでございます。そういうことから考えれば、先ほど申し上げましたように、町と商工会等々一体となって、その制度を活用する。これが何よりの基本であるわけでございます。そしてまた各地域では、それぞれいろいろな面で特色ある対応しております。坂城町のようにテクノセンターをつくりながら、そこで技術開発、あるいはまたテクノハートともどもに受注、そういう仕組み、それでまた保証協会の保証の面においても、他の町村がやらなくも坂城町はその一部の保証料を負担しているわけでございます。それぞれでございます。

先ほど申し上げましたように、たとえ1つの利率をとってみても、それぞれが特徴あるわけでございます。坂城町は企業もたくさんございます。それぞれの中で、まずは国、県のそういったものをより利用していただくということ、そしてその手立てを町がいろいろと考えるということから出発するということが大事であろうと、こんなふうを考えているわけでございます。

また、利子を、単にそうは申し上げましても、私がかどく県の制度資金と連動し、準じてやるというのは、その間の利子等が大きく変わりますと坂城町のほうへシフトしてくるわけです。そうすると財政的に大変でございます。できるだけ県の制度を利用するという、そのことから出発する。国、県の対応を期待し、そしてまた、きめ細かな相談の機能の面だけは十分生かしてまいりたいというのが、私の工業あるいは商業に対する基本的考え方でございます。

6番（大森君） 特に零細業者にとって、経営が成り立たなくなれば生活もできなくなるということです。そのことについて、きちっと考えていただきたい。これは議論していても県や国がやらなければ、当然町の仕事ではないと、まったく受け入れないということです。こういう町民あるいは零細業者もきちっと保護する、これも地方自治体の役目でもあります。そここのところもきちっと考えていただきたいというふうに思います。

次に恒久的な施策についてでありますけれども、入札参加資格の登録が条件だということですが、今こういう情勢でありますので、可能な限り各課に要請して、登録されてない業者さんも使う、仕事をやっていただくようなことを考えていくというふうにご答弁いただきましたけれども、こういう業者さんをどうやって見つけら

れるのか、そのことについて、ちょっと1つお聞きしたいと思います。企画政策課長、答弁をお願いいたします。

企画政策課長（片桐君） 基本的には事業所名簿が基本になりますけども、職員の中で、例えば保育園の中では、その地域の中で顔見知りで知っている方とか、そういう職員同士の情報も含めた中で、そういった小さな規模の事業者さんにもお願いしているという事実があるわけです。そういった面も含めながら、情報を仕入れる中で、各課に要請をしてまいりたいというふうに考えております。

6番（大森君） この小規模事業者登録で上田市の例を以前参考にして、お話がありましたけども、登録はしたが一度も仕事が来ないという業者さんもあるというふうに答弁がありました。やはり今のやり方をしても、結局はそことつながりがない人は、仕事をいただけないということになるわけですね。それはきちっと登録をしていただいて、その中で、とりあえずは閲覧するなりして、やはりそういう公平性を保証していただきたいというふうに思うわけであります。

住宅リフォームについてでありますけども、いろんなやり方、それぞれの自治体によって、いろんな補助制度、助成制度があるということでもありますけども、特に今耐震工事だ、あるいは介護保険でのリフォーム、あるいは合併浄化槽などのことで助成などしながらやっていくということでわけであるわけですが、ここから離れた町民の皆さんも、やはり地域経済活性化のためにどう協力していただくか。そういうことの誘い水、地域経済をどうやって活性化させるか、この施策はどうしても必要だと思えます。

その点で、以前、下水道の導入のためにリフォームするという点については、町は利子補給をしているということで、それもどうかという答弁がありました。それについてですけども、やはりそれについては、当然除外するなりしながら、それはいろんな制度の中でそういうことはいろいろとつくられているわけですから、やはりそれは町長の政策としてきちっと位置づけて、そのことはやっていく必要があるというふうに思うわけであります。

特に接続されている方が今1,897世帯、未接続が828世帯であります。今年度の10月末の接続世帯は1,967世帯で、今年度新たに接続された方は70世帯いらっしゃるということで、やはりまだまだ接続しなければいけない家族があるわけであります。そういう方々の掘り起こしということからいっても、やはりこういう住宅のリフォーム制度も利用しながら行っていく、こういうことが町内の建

設業者の皆さんの励みになるし、経営安定に協力できる、そういうことではないかというふうに思うわけです。その点での町長の見解を求めたいと思います。

町長（中沢君） 下水道を何とかして管線を入れた、しかしながら、利用がまだまだというような家庭もあることも承知しております。いろいろとお話し合いを進めて、そしてぜひ利用していただきたいなど、こんなふうに考えているところでもございます。

いろいろ住宅等のリフォームに対するお話でもございます。いろいろ事業者の立場もありましょうし、またいろいろとそれを使う人たちの皆さんの立場もあるかと思えます。町もやりたいことは山々ございます。そうした中で、検討する中で、まだまだこの事業が優先するというところでございますので、ご理解いただきたいなど、こんなふうに思う次第でございます。

6番（大森君） なかなかこの制度について、ご理解いただきたいということであるわけですが、水と油といいますか、理解はできないんですが、これだけやっていると次のことに行かれませんので、この緊急対策の点でありますけども、公共工事の計画があるものについては早めにとということで、そういう形でやっているということであるわけですから、これを今後も早急に行っていただきたいというふうに要望をしておきたいと思えます。

2. 食育・学校給食センターについて

イ. 実施設計の決定過程について

食育・学校給食センターが新しく建設されるわけですが、今までの給食センターと非効率的な労働環境あるいは間取り、作業性、空間のとり方、調理器具など、一つひとついろんな種類と形があるわけですが、今度新しくなる食育・学校給食センターですが、この準備について調理される現場の皆さんの意見が反映されているかどうか、そして実施計画設計をする上で特に留意されていく、そういう点など、どういうものなのか、お尋ねいたします。

本日、私の前のほかの方が財政問題について、お話がありましたけども、私も質問を出してありますので質問させていただきますが、これはまちづくり交付金事業で追加して行われるわけですが、来年度の税収見込みがだいぶ落ち込むというような答弁などがありました。この辺を心配するところですが、建設費の財源はどのようになっていくのか、そしてその見通しはどうか、お尋ねいたします。

ロ. 運営はどうなるか

食育機能を持つ学校給食センターとして、どんな運営になっていくのか、お尋ねしたいと思います。

これは町民が生涯にわたって健康に過ごせる、健全な食生活の維持や地産地消による地域活性化など、町の食育活動の拠点となるというような、今までもいろいろなところで説明がありましたが、具体的にどのように運営になっていくのか、お尋ねいたします。

次に、食育・学校給食センターは時代の要請に応じて、食育という機能を新たに持つわけでありますけれども、調理職員の雇用のあり方も今後考えていくことが必要ではないか。今、この人たちは1年単位の雇用で全員が臨時職員となっております。最も基本的な食育を担って、子どもたちに食を提供するわけですから、この責任に見合った雇用でなければならないと考えます。何らかの検討はされているのでしょうか。お尋ねいたします。

以上で、食育・学校給食センターについて、お尋ねいたします。

教育長（長谷川君） ただいま大森議員さんから、食育・学校給食センターにつきまして、いくつかご質問をいただきました。その基本的な部分について、お答えをさせていただきます。

現在、教育委員会として懸案になっている大規模な改修とか改築の課題が2つありまして、1つはご指摘いただきました食育・学校給食センターの全面改築であります。もう1つは、3つの小学校の校舎の耐震化工事を推進するという2つの課題があります。そのうちの食育・学校給食センターの建設は、老朽化した学校給食センターを学校給食衛生管理基準に対応できるような施設、設備に改修して、子どもたちのために安心、安全な学校給食を提供するため、また調理員の皆さんにとっても働きやすい調理場になるために、さらに子どもたち及び子育て世代の食の大切さを広げて、町民の健康づくりにつながっていく施設を建設しようとするものであります。

数年前より準備を進めてまいりました。この12月1日には実施設計に向けての建設委員会を開くなど、多くの皆様のご意見をお聞きしながら、食育・学校給食センターの建設に向けて、着実に準備をしてきているところであります。教育委員会としましては、学校施設の耐震化工事の推進も緊急の課題として持つてはおりますけれども、計画の進み具合のことから見ても、それから財源の確保の点から見ましても、食育・学校給食センターの建設を最優先で取り組んでほしいと思っております。

願いをしているところであります。

財源につきましては、大変厳しい状況であることはご指摘のとおりであります。国からの補助金として、まちづくり交付金、安心・安全な学校づくり交付金をお願いしております。このうちの補助金の多くの部分を占めますまちづくり交付金事業は、平成21年度までと聞いておりますので、ですから、ぜひ補助金のある来年度のうちに食育・学校給食センターを建設していただきたい。これが教育委員会の基本的な立場であります。財源としましては、補助金のほかに起債でありますとか、一般財源等が考えられるわけでありまして、これにつきましては、関係の皆さん方に極力お願いをして、ぜひ実現に向かって努力をしていただくようお願いしたいと考えております。詳しい部分については、課長よりお答えを申し上げます。

教育文化課長（西沢さん） 初めに、イの実施設計の決定過程について、お答え申し上げます。

食育・学校給食センターの建設につきましては、この1日の建設委員会で実施設計に対してのご意見、ご要望をいただいたところでございます。現在、そのご意見、ご要望を踏まえた実施設計の完成に向けて、鋭意進めております。

食育・学校給食センターの調理員の労働環境の面から申し上げますと、今回採用をするドライシステムは、細菌、カビの発生を抑え、清掃を容易にすると同時に、調理員の働く環境の向上につながります。現在のウェットシステムの調理場は、ビニール製エプロン、長靴を使用していますが、ドライシステムでは、布製のエプロンやドライシューズとなり、調理作業がしやすくなります。調理場は見通しのよい空間、調理作業の効率性、安全性を確保しております。調理場の見通しのよさは調理同士の作業の進み具合やお互いの連携がスムーズにとれたり、さらにけがなどの危険防止にもつながります。

また、現在の調理場に比べ、新給食センターでは、加熱器周辺での効率的な給排気システムの採用により、より快適な調理場にしてまいります。

現場からの基本設計に対する要望といたしましては、荷受け、下処理関係、調理関係、洗浄関係と区分し、食材のスムーズな搬入のための間取りの変更、より衛生的、より確実な洗浄、異物発見のための水槽、調理台のレイアウトの変更、また、手洗いについては、確実な手洗いになる方法への設置場所の変更、調理機器につきましては、より衛生的、また温度管理の確実性、作業時間の短縮ができる仕様など、細部にわたり実施設計に反映をさせております。

続きまして、口の運営はどうかということについて、お答えいたします。

食育・学校給食センターは、まず児童生徒に安心、安全な栄養価が高く、バランスのとれた給食を提供し、心身の調和のとれた発達、望ましい食習慣を身につけるなどの大切な目的を遂行すると同時に、食に対する重要性を学校給食を通じて、家庭や地域とともに考えていく場として進めてまいります。その中で、食育・学校給食センターの食育にかかる部分につきましては、1階の調理場に多機能調理コーナー、2階には見学通路、研修会議室、試作調理室、展示ホールを設け、活用を図りたいと思います。

まず、多機能調理コーナーは、他の調理施設と区分、独立させることにより、作業効率が向上し、さまざまな食材が柔軟に加工、調理ができるようになります。例えば、多機能調理コーナーで地元産食材の一時加工を行い、次の汁物、煮物調理への連携や、その他の調理機器との複合的加熱調理が可能となり、現在よりバラエティに富んだ献立を提供できます。

次に、2階の食育に関する施設について、それぞれの活用方法を申し上げますと、今まで一部しか見ることができなかった調理場が、見学通路を設けることにより、調理作業、洗浄作業の全般を見学することができます。また、研修会議室では、児童生徒、保護者対象の食育研修、地域の皆さんとの給食試食会、さらに地産地消協力団体との交流を通して、給食、食育に対する理解を深めてまいりたいと思います。

試作調理室では、郷土の伝統食を取り入れた新しい献立の開発や地元産食材を活用した献立の開発などの利用を考えております。

さらに展示ホールでは、食育関連の展示、地産地消協力団体の活動内容の展示等をし、学校給食を通じて児童生徒、保護者及び家庭、また地域へ食育活動を広げる拠点となればと考えております。

食育・学校給食センターの運営、調理員の雇用形態につきましては、この食育機能も併せながら、児童生徒に安全・安心な給食を提供していくための望ましい方法を検討してまいります。

6番（大森君） 現場の意見もだいぶ取り入れて、間取りあるいは荷受けの場所、そういう作業性等、それからドライシステムの採用というようなことで、労働環境もよくなるということでもあります。

こういう建物をつくっていく上で財源の問題、やはりこれについて、教育委員会と2つの大きな仕事だということ、もう1つは校舎の耐震の問題ということであ

るわけですが、やはりこの食育・学校給食センターを建設するにあたって、むだのない設計あるいは町民への負担になるような、そういう財政的な支出については、十分検討していただきたいというふうに思うわけであります。

また、21年がまちづくり交付金事業の期限ということがありますので、やはりきちっとこれまでにやっていただきたいというふうに思います。

また、職員の対応についてですけども、この建設に合わせて、望ましい方向について検討していきたいということであるわけですが、先ほども指摘しましたが1年雇用ということで、本当に食育・学校給食センターの職員として、責任を持って従事できるのか。このことは本当に心配であります。そういうことについて、町長はどのように感じておられるのか。どう思っておられるのか、答弁を求めます。

町長（中沢君） 先日、県の町村会で63の町村の中でどういった業務にどのくらいの人たちが就いているかという調査があったわけでございますが、その中で臨時的職員あるいは嘱託職員のウエートの高いというのは保育園と給食センターです。各行政の中でいろいろ頑張っているけれども、そんな状況にあるということでもございます。

学校給食センターをつくるにあたって、お願いしたのは、いろいろ機能を強化して8時間くらいの体制の中で仕事ができないかということ、そしてまた、いろいろ時間的には少し伸ばした中で交替制をとということ、さらに半数ぐらいの皆さんには長期雇用というものを取り入れる。そしてそういう中でどういう状況をつくり出すかということが課題と。町として、いろいろな立場の皆さんに現在研究させているところでもございます。そういった観点からすると、町の従前の職員ということについては難しい面もございますので、それに代わる仕組みが可能なかどうか、そこら辺も検討しているところでございます。

6番（大森君） 今の給食をつくっていらっしゃる方の職員の点で、町長のほうで8時間の仕事まで広げて延長してできないか。また延ばして交代でできないか、そういういろいろな対応を考えているということではありますが、やはり働きがいがあるといいますか、本当に食育・学校給食センターが新しくなって、自分たちの雇用もきちっと守られる、こういう方向はきちっと持っていただくということは大事だというふうに思います。

時間がちょっとありませんので、次の点について、急いでいきたいと思えます。

3. 消防の広域化について

イ. 広域化で消防体制が強化になるか

県の消防広域化推進計画では、14ある消防本部を東北信と中南信の2本立てにするということで、それぞれのところが100万人を超える大消防本部が誕生するのかなというところへ来ています。これは2010年までにそれぞれの市町村議会の議決を経て広域化が実現する。そうすれば、いろんな整備で国の援助が得られるということでもあります。これから見れば、今回の広域化について、国は財政支援をするのに期限を設けずということで、合併先にありきということが見え見えであります。私たちは、先の平成の大合併という、いろんなところの状況などを知るわけですが、合併した周辺地域では、住民サービスがないがしろにされてくることがあります。そういう点で、広域化になることによって、坂城町の町民の命と財産が本当に守れるのかどうか。これについて、今後具体化するということですが、町長の見解を求めます。

議長（池田君） 残り時間が少ないですが、答弁できますか。

住民環境課長（宮下君） ただいまのご質問でありますけども、住民の皆さんが安心して暮らせるような消防体制となるよう、東北信地域32市町村が消防広域化研究協議会を立ち上げました。ただいま、スタート位置についたという状況であります。具体的な検討内容、事項はこれからという状況でございます。その中で住民の安心と安全を守るために、地域の皆さんでどういうふうを考えるか、これからの協議をさせていただきたいと思えます。

6番（大森君） 時間がありませんので要望でありますけども、長野市あるいは上田市というように大きな自治体と一緒にするわけでありまして。心配されるのが、そういう大きな自治体主導でこの広域化がどんどん進められるということについて、危惧するところでありまして。このことについてきちっと指摘して、皆平等になるようにやっていっていただきたいと思えます。以上で、一般質問を終わります。

議長（池田君） 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

明日9日は午前10時から会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（散会 午後3時40分）

1 2 月 9 日 本 会 議 再 開 (第 3 日 目)

1. 出席議員 14名
- | | | | |
|-------|-----------|-------|-----------|
| 1 番議員 | 田 中 邦 義 君 | 8 番議員 | 春 日 武 君 |
| 2 " | 山 城 賢 一 君 | 9 " | 林 春 江 君 |
| 3 " | 柳 澤 澄 君 | 10 " | 安 島 ふみ子 君 |
| 4 " | 中 嶋 登 君 | 11 " | 円 尾 美津子 君 |
| 5 " | 塚 田 忠 君 | 12 " | 柳 沢 昌 雄 君 |
| 6 " | 大 森 茂 彦 君 | 13 " | 宮 島 祐 夫 君 |
| 7 " | 入 日 時 子 君 | 14 " | 池 田 博 武 君 |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者
- | | |
|-----------------|-----------|
| 町 長 | 中 沢 一 君 |
| 副 町 長 | 柳 澤 哲 君 |
| 教 育 長 | 長谷川 臣 君 |
| 会 計 管 理 者 | 塩野入 猛 君 |
| 総 務 課 長 | 中 村 忠比古 君 |
| 企 画 政 策 課 長 | 片 桐 有 君 |
| 住 民 環 境 課 長 | 宮 下 和 久 君 |
| 福 祉 健 康 課 長 | 塚 田 好 一 君 |
| 子 育 て 推 進 室 長 | 中 沢 恵 三 君 |
| 産 業 振 興 課 長 | 宮 崎 義 也 君 |
| 建 設 課 長 | 村 田 茂 康 君 |
| 教 育 文 化 課 長 | 西 沢 悦 子 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 柳 澤 博 君 |
| 総 務 係 長 | |
| 総 務 課 長 補 佐 | 塩 澤 健 一 君 |
| 財 政 係 長 | |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | 塚 田 郁 夫 君 |
| 企 画 調 整 係 長 | |
4. 職務のため出席した者
- | | |
|-------------|-----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 吾 妻 忠 明 君 |
| 議 会 書 記 | 金 丸 恵 子 君 |
5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- | | |
|-------------------------|------------|
| (1) 緊急経済対策についてほか | 林 春 江 議員 |
| (2) プラゴミ収集についてほか | 入 日 時 子 議員 |
| (3) 中心市街地についてほか | 春 日 武 議員 |
| (4) 緊急中小企業対策の取り組みについてほか | 田 中 邦 義 議員 |

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（池田君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（池田君） 最初に9番 林春江さんの質問を許します。

9番（林さん） ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従って一般質問を行います。

1. 緊急経済対策について

アメリカ発サブプライムローン問題に端を発した金融危機、原材料価格の高騰、円高、株安といった経済情勢の悪化は、まさに100年に一度の大不況といわれております。日本の経済を支えてきた企業の倒産は戦後最悪となり、それらに伴い失業者は3万人を超し、新規採用の内定取り消しは去年の8倍とも言われ、将来が期待される若者の芽さえも摘まれかねない大変逼迫した経済危機下であります。

工業の町を標榜し、県下でも誇れるほどの財政力を底力に、自律のまちづくりを目指し歩み続けるわが坂城町であります。輸出型産業が主要であるがために、直撃となった円の高騰や先行き不透明といわれる世界的な経済危機で、町内中小企業や小規模事業所は、大変厳しい局面に立たされている状況であります。言い換えれば、工業の町坂城の存亡にもつながりかねない大変な事態と危惧するところであります。この危機に対し、議会として、また町として何をしたらよいのか。何ができるのか。そんな思いで順次質問をいたします。

イ. 町議会と商工会提出の要望書を受けて

ただいま申し上げてまいりましたような事態から、町議会、総務産業常任委員会は11月20日、緊急会議を開催し、町内企業の動向及び緊急経済対策について、町の対応をお聞きすることと決め、11月28日はこれらの説明を受けた上で、緊急経済対策について要望書の提出を決定、12月3日、議会は町長宛てに坂城町中小企業振興資金、経営安定資金等の利子を無利子にすること等も含め、3項目にわたる要望書を提出するに至っております。

一方、坂城町商工会においては11月4日、坂城町長宛てに緊急経済対策にかかる要望書を提出され、経営安定資金の利率の引き下げほか4項目について、町の対応を求められているということでもあります。

大変逼迫感の中、12月議会が開催されたわけではありますが、招集あいさつで町長は、現在の経済情勢とその影響に対し、商工会や県等と連携しながら、相談窓口機能の充実や国の経済対策を受け、特に中小企業の資金繰り支援のための緊急保証制度の周知に努めていきたいとお考えを示されました。経済対策が優先を強調しながら何の政策も打ち出さず、迷走を続ける国政には、ほとんど愛想も尽き果てますが、工業の町坂城という看板を背負っている坂城町の首長として、さらに一歩進んだ対応を期待するところであります。これらの要望書に対する町長の見解をお聞かせ願います。

ロ. 総合的相談窓口の開設を

さて、世界的な経済危機や原油高騰のあおりを受けた企業の景況感悪化は企業のみならず、当然、町民生活にも不安の波が押し寄せてきております。年の瀬を迎え、不況対応に頭を悩ます企業、また就労の場を失った人たちが直面する生活不安など、やり場のない思いに耳を傾け、相談できるような窓口の早急な開設を求めるものであります。

町長が言われております商工会や県等と連携しながら、相談窓口機能の充実を図るとは、具体的にどのような体制をお考えになっているのか、お示しいただきたいと思っております。

ハ. 相次ぐスーパーマーケットの閉店について

景気後退の影響は、消費生活者側にもじわじわと浸透し、スーパーマーケットの閉店が全国的に広がっておりますが、当坂城町もここ数カ月の間に2店のスーパーが閉店という事態に至っております。

人口1万6千と少々の町民の顔と顔とが見えるという小さな町にとって、これらのスーパーは存在感も大きく、買い物がてら住民のコミュニケーションの場として、多くの人たちに愛され、親しまれてまいりました。今回の閉店を受け、消費者は大変な不自由を強いられており、特に高齢者など車の運転ができない人たちは、これからどうしたらよいのか、買い物にも行けないなど、切実な訴えの声も聞き及んでおります。本当に大変なことと受け止め、いずれ我が身と決して遠くない将来の自分の姿をダブらせ、思いをつのらせたところでもあります。

坂城町は工業の町が故に雇用の場に恵まれ、その潤いが地域経済の活性化へとつながることを求めたまちづくりがなされてきたところではありますが、残念ながら、地元への集客体制は弱く、結果として個人商店を追い込むような形になっております。今回、このような事態に至ったことにしても、その辺にも要因があるかと思うところでもあります。今回のスーパーマーケットの閉店の重みを、消費者である私たち町民、そして安心できる町民生活の舵取りをする行政とがそれぞれの立場で真剣に向き合うときが来ていることを実感するところでもあります。

それにはまず、坂城町の産業形態のうち、特に弱い状況にある第3次産業を発展させ、人の流れが変わるような政策をとることが不可欠であると考えているところであります。新しい道路ができ、新しい住宅ができて、買い物をする店がないということは町のイメージダウンにつながり、人の集積を求めることは難しいのではないかと危惧するわけであり、第3次産業発展に向けての政策を、今後どう考えていくのか、町長のお考えをお聞かせ願います。

以上で、最初の質問といたします。

町長（中沢君） 緊急経済対策でございます。

お話のように、アメリカに端を発しました世界的な金融の混乱や株安、加えて急激な円高の状況などについて、こういったことから国内の大企業においても生産活動が縮小され、さらに町内の企業の皆さんも大変大きな影響を受け、苦慮しているところであり、さらにはまた、雇用の問題も心配しているところでもございます。

お話のように、議会及び商工会等々は、それぞれの場でいろいろなお話も伺っているところでもございます。共通して要望されているなという中で、町の制度資金及び経営安定資金の金利の引き下げ、または無利子化、返済の据え置き期間の延長と、そういった面が出ておりますが、本来、町の制度資金は、国や県といろいろと融資の面でも連動して、それを補完するという役割が強いところでもございます。

ご要望につきましては、理解できる面はありますが、まず、いろいろな金融機関等の協力も得ながら、貸し渋りのないよう、そしてまた緊急の保証制度、セーフティネット等が国でもいち早くできましたもので、それを十分活用するということが大事だなど、こんなふうに思う次第でございます。

今回のような世界的な不況となると、やはり町だけでどのようなことができるかということが大変危惧しているところでもございますが、それなりに町にも企業をはじめいろいろな潜在力がございます。それを生かしていくということが大事だなどと思う次第でございます。

そこで、行政として、どういうところに基本方針を置き、何が適切にできるかということでございますが、その第一は何といても適切な、今2年、3年の中での情報収集、これが一番でございます。そうした中で、有識者を相次いで招きながら、企業の皆さんにお伝えし、それを根っこにいろいろプロである当事者にいろいろ考えていただくということが何より大事だなど、こんな思いもするところでございます。

そしてまた2番目のお話としては、先ほども申し上げましたように、いろいろとお金の面というか、融資の面でございます。こういった面は、国や県の施策と相まって、頑張っていきたい。時には金融機関のいろいろのプロの対応も求めてまいりたいなど、こんなふうに思う次第でございます。

3番目でございますが、他の町村にない私たちの誇れる商業施策は何かということでございますが、県下で町村の中でテクノセンターあるいはテクノハートというような機能を持っているのは、坂城ただ1つでございます。そういった機能をどう生かしていくかということが大事であるわけでございます。技術の問題あるいは受注の問題、そしてまた経営の問題等、いろいろ相互に情報提供しながら進めていくということございまして、このためには、町も産学官の広い知識等も導入したり、時には、またいろいろな生きた情報を収集しながら提供する場ということで、こういった場を通じて企業のお助けになればと考えているところでございます。

産業振興課長（宮崎君） 緊急経済対策のうち、総合的な相談窓口等についてから、ご答弁申し上げます。

先ほども町長が申し上げたところでございますけども、今回の世界的な金融不安から来る非常に厳しい経済状況というような中で、町内の事業所におかれましても、受注や生産が減少するなど、深刻な影響を受けているということでございます。

気回復につきましては、なかなか見通しが見つからないということで、先行き不安感に対するそういう企業についても見通しが立たないというような状況で、困っているというのが実態でございます。

ご質問の総合的相談窓口の開設についてでございますけれども、町といたしまして、明日10日にこの10月31日から実施された緊急保証制度の説明会及び併せて金融個別相談会を商工会館におきまして関係機関と連携を図り、開催することにしてございます。緊急保証制度の説明会は、県保証協会上田支店の支店長さんをお招きいたしまして、午前10時から開催いたします。緊急保証制度の概要といたしましては、セーフティネットの認定業種の大幅拡大や認定条件が緩和されました。このセーフティネットの認定を受けることによりまして、一般融資枠とは別枠の融資枠が用意され、事業所の状況により、違いはございますけれども、中小企業の資金調達をやすくする制度となっております。

また、緊急保証制度の説明会に続きまして、金融個別相談会を午後3時まで開設いたします。相談員として、保証協会の上田支店の支店長さん、日本政策金融公庫の長野支店のご担当の方、商工会の経営指導員等があたることとしてございます。

当産業振興課におきましては、融資相談等窓口を開設いたしまして、金融機関など関係機関と連携を図りつつ、町内事業所のご相談に対応してまいりたいということでございますので、ご活用いただければと思います。

どのような窓口を考えているのかということでございますけれども、ご案内のとおり、当課には融資等の専門という部分の中で、各企業の相談にはなかなか応じるという仕組みはできてございませんが、関係の商工会の経営指導員ですとか、窓口へ来ていただいております方には、相応の機関等へおつなぎするなどして対応していきたいというふうに考えているところでございます。

次に、ハの相次ぐスーパーマーケットの閉店についてのご質問について、ご答弁させていただきます。

スーパーマーケットの閉店でございますけれども、この11月末に西友坂城店さんが閉店いたしました。ご案内のとおりでございますが、地域の生活物資の調達先として、大いに役割を担っていただいておりますので、町といたしましても、非常に残念な結果となってしまったと言わざるを得ません。また、町内において営業されている他のスーパーマーケットにおきましては、現在のところ、閉店等の検討を行っている事業所はないと伺っております。しかしながら、このような経済状況

下におきまして、企業の経営の一環として、出店や撤退などは非常にシビアに短期間において実施されることから、今後とも情報の収集について、努めてまいりたいと考える次第でございます。

次に、当町の第3次産業の発展に向けた施策についてでございます。

一般的には、第3次産業は、小売業やサービス業に代表される産業でございます。このような産業につきましては、先ほど申し上げましたように、基本的にはそれぞれの事業主体の判断により、出店やときには撤退というようなことが行われてきているところでございます。町の商圈は上田地域ということでございまして、この上田地域においても、長野市や、時には東京まで行って買い物をしているというようなことで、シャッター化が問題になっているという部分でもございます。

町内の消費者の動向は、こういう働く町という部分、いろいろ加味される中では、レジャーを兼ねた郊外の大型店で買い物というような構図も伺っております。町内における小売りサービス業にとって、依然厳しい状況にあるわけでございますが、ただ、高齢者や移動が困難な皆さんにやさしいコンパクトシティという部分も、前々から1つの話題にはなっております。

町といたしましては、地道ではございますけれども、駅周辺を中心に訪れる方の滞留時間が少しでも長くできるよう、鉄の展示館、ふるさと歴史館、けやき横丁などの充実を図ってまいりまして、まちづくり坂城や関係まちづくり団体と連携しながら、にぎわいの創出ということに取り組んできたところでございますが、今後もその路線を崩さずに、地道に対応をさせていただきたいと考えております。

9番（林さん） ただいまお答えをいただいたところでありますけれども、こういう危機的なときに、行政として何ができるかということでは、今適切な情報収集が大切ということが一番先に町長、お考えを述べられました。

この情報収集についてでありますけれども、国や県の流れの情報を企業の皆さんにお知らせする。また一方では、企業の皆さんたちの大変な状況を、行政としても集めなければいけないという両方の立場があると思っておりますけれども、今回、私ら商工会役員さんとの懇談の折には、本当に大変厳しい状況の中で、仕事があればありがたい、どんな仕事でもやりたいけれども仕事がないということ。そういうことで、春までは耐えて、春先、4月、5月になるか、そのころまでは耐えているしかないというような厳しい赤裸々なお話をお聞きするわけです。その中では、もう人材をカットせざるを得なかった、そういう情報について、町としても、当然、収集はで

きているかと思うんですけれども、その辺、いかがでしょうか。

私たちはそういう懇談の中で聞きましたけども、行政としても、当然、その点についてのお聞きした後の対応とかは、どのようになさっているか。ちょっと1点、お聞かせください。

町長（中沢君） 情報収集あるいは企業の悩み、そういったものについて、現状等の把握については、何度も申し上げておりますが、商工会、そして30人以上の企業の皆さんにお集まりいただいて、現実をお話し合うとか、あるいはまた、もっと生きた情報を交換したいということで、例えば本田技研の前の社長さんに来ていただいて、講演の後、膝を交えて、いろいろ企業と話し合う。そしてまた、そういった面を私なりがいろいろ補完しながら、お聞きする。

先ほど申し上げましたように、そのほか商工会、あるいはテクノセンター、テクノハート、そういった総会の都度、いろいろな面で情報収集はしておりますし、併せて、担当課において、金融機関等を通じながら、いろいろ現実を把握しているところでもございます。

何よりも、こういった対応ということは、金融ばかりでなくて総合的にものを見なければいけないし、この2、3年、ただ困る、困るというよりも、先がこのように見えてきたから、見えるからこういうことを今やって、苦勞しようじゃないかというような面もなければならぬなど、こんな思いもするわけでございます。

いずれにいたしましても、いろいろ国や県、そしてまた民間のノウハウを生かしながらの対応、そうしたことに学びながら、町が何ができるかということの中で、対応してまいりたいと考えているところでございます。

9番（林さん） こういう議会をはじめ商工会のほうから要望が出たということで、受けた要望については、私らはこうやって議会で議論することができますけど、受けた回答というか、町でする対応については、商工会のほうへはどのような手段で回答できるようにしているのか。その辺はいかがでしょうか。

町長（中沢君） 商工会長とは、週に1回となく2回、また今日もお会いするわけでございます。そういう中で、回答というよりも、互いに状況を把握し、議論し、どういうふうにするかということが大事でございますので、常に常時やっているところでもございます。

9番（林さん） 総合的な相談窓口について、お伺いいたしますけれども、先ほどの答弁の中では、企業さんのほうの相談窓口についての内容が、私には聞き取れたわ

けですけれども、生活に困っていて働き口がないような人たちに対する、そういうお話を聞く体制はどのようになさっているか、お聞かせください。

産業振興課長（宮崎君） 相談窓口というようなことで、一応、私どものカウンターの前にすでにその表示はさせていただいてございますけれども、いろいろな意味で、今の雇用のお話ということであろうかと思えますけれども、それらにつきましては、実際の話は、やっぱり職業安定所等々の話という部分にも、場合によっては、職業斡旋は私どもはできませんので、話になってくる部分もございます。いずれにしても、お話いただければ、そういうところへおつながりはしてまいりたいというふうに考えてございます。どのくらいできるのかという問題はありますけれども、できるだけお話は承っていきたいというふうに考えております。

9番（林さん） 次の、相次ぐスーパーマーケットの閉店についてですけれども、西友がなくなったということについては、本当に大変な思いをしていますけど、先ほども何か、これからも情報収集には努めていただけるというお話が課長のほうからありましたけれども、西友跡地についての情報は、何かおつかみでしょうか。利用方法について、もしおありでしたらお聞かせください。

産業振興課長（宮崎君） 西友跡地の利用につきましては、今の西友さんの本社からお見えになった皆さんとお話をさせていただきました。

そういう中で、やっぱり一番私どもがお願いしたのは、すでにそこに地権者さんもいらっしゃると。最初に、業務については、答弁で申し上げましたように、もう決定されているということで、覆すことができないというような部分でございます。次に私ども心配するのは、やっぱり地権者さんの対応ということでございまして、それについては、一応ご理解をいただく中で進めているということと、現在の建物等については、次の準備ということも含めて、全部撤去して舗装も剥ぐというようなことでございます。

ただ、私どもがお願いしているのは、やっぱり後利用について、ぜひお力を借りたいんだというお話をさせていただいてございます。その中で、斡旋したところもあるようですが、現実的にはうまくいかないということでございますが、そこら辺の真偽というのはどうなっていくのかという問題はありますが、私どものお話の中では、引き続き、努力はしていきたいというお話をいただいております。

9番（林さん） それに関連してですけれども、産業構成の中で、昨日の一般質問では、農業振興が大変弱いというようなお話がありましたけれど、坂城町の場合は、

商業もそれに劣らず悪い状況にあると思います。

先ほど政策について、どのように考えていくかということでお聞きしたんですけど、今のご答弁では、現在の状況をお聞きするだけにとどまっていたように感じますけど、これからの方向がとても大事だと思います。お店がなくなった町で、どうやって住民は生きていくのかということ。その辺を考えれば、政策の重みはそちらへ向けていただけることが、ぜひ必要ではないかと思いますが、政策に対して、もうひとつお答えいただきたいと思います。

町長（中沢君） 町の商店街がさびれていく、なくなっていくということは、大変寂しいことだと思います。住みよいまちづくりになくてはならないことが、商店街のサービスでございます。楽しみでございます。そういった中で、従前、いろいろ上田やあるいは長野に商圈があって、やむを得ないんだよというような理解が一般的でございましたけれども、ここで私は、政策提言として、坂城に住む方が、いろいろ商店街の活性化のために、坂城で物を買ってくださいよと、こういった運動展開が必要であろうと、こんなふうを考えております。そのためには、それに似合うものの物産等の開発も必要でございますけれども、そういった面で、各家庭が、それぞれそういう気になってもらわないとさびれるばかりでございます。そういった行動、新たな行動を展開するべく施策展開をしてまいりたいなど、こんなふうに思っております。

そしてさらに、いろいろと足の確保ということがございます。広範な行動が容易にできるということになれば、道の安心、安全、道路の整備、あるいはまた巡回バス、こういったものをもう少し工夫することができないか等々、あろうかと思えます。これはみんな考えてもらわないと、施設的には、この10年で相当、鉄の展示館もいろいろ整備されたと思いますので、そういった面は、みんなの意識改革、協力でやる以外に、町のそういったにぎわいの創出はできないんじゃないかと、こんなふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

9番（林さん） ただいまの町長の、坂城の町は今までも十分の整備を、横町、立町についてでありますけど、にぎわいの創出に向けては、いろんな政策をしてきた。あとは坂城町に住む人の気持ちにかかっている、確かに私もそう思います。坂城に住む人が坂城の町を育てないでどうするんだというような極論もあると思います。みんなの意識計画は、坂城の町をいずれにぎやかな創出で、あっちにもこっちにも人が見えるような、今歩けば本当に通りに人がいないんですけども、そういうと

ころがにぎやかになることを願ってやみません。

また、足の確保について、今町長のほうからお話がありましたけれども、確かにお店ができれば、その循環バスに乗って、町のほうへもお買い物に来ていただけるということで、どのくらい先の話かはちょっと目安がつきませんが、早い段階で効果が現れるような政策の展開をぜひ願っております。

2. 中沢町政3期目の折返し点で

イ. 公約達成をどう評価するか

平成21年4月、中沢町政は3期目の折返し点を迎えることとなります。平成19年6月議会で、町長は3期目の町政運営にあたり、選挙で訴えた公約を踏まえ、自然と人と産業が共生する、ものづくりとやすらぎのまちづくりに精一杯努力すると固い決意を述べられてから、早いもので任期後半への過渡期にさしかかるわけがあります。

平成11年の町長就任以降、地方自治体を取り巻く環境は、地方分権を旗印に、平成の大合併、三位一体改革等による歳出削減は、地方の財政運営をますます厳しいものとしている状況にあります。その中にありながらも、自律のまちづくりに町の方向性を決め、歩み続けられたということは、町政運営の要である足腰の強さ、言い換えれば財政力に大変恵まれていたからこそにはかならないと考えるところであります。

しかし、予想外である今回の世界金融危機のとてつもない打撃が、坂城町の今後にどれほどの影響を与えるのか、大変危惧するところであります。時を同じくして、中沢町政は、3期目の折返し点を迎えるわけであり。そこでまず、町長は3期目の出馬にあたり示された公約の達成をどのように評価されるのか、お伺いいたします。

ロ. 任期後半に臨む課題と姿勢は

任期後半のスタートである平成21年度予算編成は、企業環境の悪化を受け、法人税減収など、相当の厳しい状況下で組まれることとなります。今後の町政運営で課題とするところはどんなことであるのか。またそれらに対し、どのような姿勢で取り組まれていくのか、併せてお伺いいたします。

町長（中沢君） 私が第3期の町政を担う、まだ半分来ないところがございますので、評価というよりも、この1、2年の中での足取りといいますか、そういった面を少々申し上げていきたいなど、こんなふうに思うところでもございます。

町政を担当するにあたって、公約として5つの柱立てをしたなど。そういった面から、状況をお話してまいると。

まず、ものづくり、創造と技術の地域の経済の活性化をすべての基幹にしたいということであったわけですが、そういう中では、産業集積と雇用の創出という観点から、工業用地の確保、坂城テクノセンターによる支援体制あるいは営農共同活動のためのそういったものの強化等に努めたところでございます。

匠と歴史の里、にぎわいのまちづくりという中では、鉄の展示館あるいは宮入行平刀匠の顕彰機能をより充実するというところで、新たに改修工事を進めております。内外の皆さんで、坂城町の鉄の展示館はという思いから、最近、何人かが大事な刀を寄贈していただけたということで、この1、2年のうちに3人、4人の皆さんからお話が出てまいっております。

ふるさと歴史館におきましても、北国街道、横吹の今と昔をテーマに、新たなる展示も始まっておりますし、埋蔵文化財センターの中でもいろいろな新たな展示、青木下の展示もようやく皆さんの目に触れるようになったところでもございます。

特産品の開発、これは大事だということで、ブランド化でございます。味ロジックわくわくさかきの皆さん、あるいはねずみ大根の焼酎といった現実にさらに将来が見込めるものも出てきたなという思いがございます。

安心、安全、支え合う子育て、あるいは高齢者支援の関係でございますが、福祉の制度は、国において、改正が常に頻繁に行われるということで大変でございますが、周辺に落ちないように、負けないように、いろいろ職員にも対応させていただいているところでもございます。

障害支援の関係では、千曲市とともに、障害者相談支援室等をつくり、いろいろな面で対応しておりますし、障害者計画の策定に取り組んでいるところでもございます。

日々の防犯、交通安全等の支援、そしてまた、そういった面から、特に防災面では、村上地区に万一に備えた備蓄庫と消防署の詰所を整備したということでもあろうかと思えます。

保健、介護、医療の充実、生き生きとした健康づくりもでございます。特定健診、特定保健指導をはじめ乳児、乳幼児等の各種健診、そして健康教室等々、いろいろ進めておりますし、時にはびんぐし湯さん館との連携で、水中健康教室、比較的人気を得ているなど、こんな思いもでございます。

新たなものとして、健康フロンティア、自分の体は自分で守っていこうということの基礎づくりに、信州大学の学長さんや病院長さんまでもお願い申し上げまして、少子化対策の一助にと考えて、対応したところでもございます。

日赤上山田病院の後医療につきましては、愛知県の医療法人寿光会が決まったということで、今後に期待されるところでもございます。

食育の関係でございますが、健康はまず食事に始まります。そういった面から、食育・学校給食センターという構想の中で、厳しい中でも対応してまいりたいと、こんなふうに思っております。

坂城ならではの新たな柱として、花と緑いっぱいのもちづくりということ、ばらのまちづくりでございます。産業が息づくところには住みよいものが欲しいんだと、その中でばらに挑戦している。技術面にも大変難しいことではございますが、薔薇人の皆さん、あるいは企業の皆さん等の本当のボランティアを根っこにしたばらづくりが進んでいるなど、こんなふうに思っております。

来年の6月には、全国ばら制定都市会議等も開かれるということで、これまた薔薇人の会が主体ということでもございます。さかき千曲川バラ公園の拡張工事を進めるとともに、国道18号線の昭和橋左岸あるいは各学校等にもばらが見えてきているということで、新たな潤いと、そしてまた、各地域で坂城をいろいろと注目していただいているということでもあろうかと思っております。

循環型社会の対応といたしましては、長野広域連合の焼却施設建設が計画どおりには進んでおりませんが、その方向に進んでいるということでございますし、また、坂城の課題でございます下水道、道路整備づくりについても、いろいろな面から進めております。小網地区については、一般浄化槽ということの新たな提案もいたし、そういった方向に走っているところでもございます。

道路ということは重要な課題で、まちづくり交付金等も来年は最終年度を迎えるということでもございます。とりわけ、坂城更埴バイパスの早期実現ということ、これは大事でございまして、先日も国のほうへいろいろお願いもしてまいっております。鼠橋の開通と合わせて、その先線の事業化にも出端がついたなど、こんな思いもいたしております。県道上室賀停車場線の整備も進んでおります。これらは国や県の財政が9割以上を持っていただけるということで、そういった面を生かしながらのお話でございます。

ふるさとの発信あるいは地域力、教育力の向上も1つの柱に掲げております。信

州大学、長野大学、そしてまた遠くは中国の復旦大学等の経済文化交流も進めております。今年は特に上海の嘉定区の実験小学校と坂城の3小学校の相互交流ができたということは、新たなる歩みかなと、こんなふうにも思っているところでもございます。ふるさとの再発見、さかきルネッサンスといった面からも、いろいろ施策を展開しているところでもございますし、村上フォーラム等を通じて、新たなる芽生えが出てきたと、こんなふうにも思っております。

坂城高校の支援につきましては、これは坂城の本当に大事なことでございますので、今後とも意を尽くしてまいらなければならないと思っておりますし、小学校の耐震化も進めていくということでございます。児童には、生きる力を身につけるということをいろいろの面から対応してまいりたいと、こんなふうにも思っております。

さらに、オリンパスの跡地利用につきましては、時代の趨勢等を的確に把握しながら、工業用地ということで、新たなる展開をしたところでもございます。

最後に、未来を開く創造と自律のまちづくりということ、これは大事なことでございます。住民自らが考え、住民の責任において行動をする、こういったコミュニティが重要でございますので、そういったコミュニティ機能の充実にいろいろ意を用いたと、こんなふうにも思っているところでもございます。

また、行財政の改革という面においても、経費の削減、そして22年度を最終年とする集中改革プランの実行に向けて、取り組んでまいったところでもございます。今後の問題といたしましては、今の長期計画が22年までが長期計画の目標年次でございますが、21年に新たなるものを作成していかなければいけないという時期にもかかっているかなと、慎重に対応してまいりたいと、こんなふうにも思っております。

そのほか、皆さん同様、下水道の問題があります。食育・給食センターの問題がございまして、いろいろ財政の厳しい中ではございますが、工夫を凝らしながら、何とか対応していきたいというのが今後への対応でございます。町全体が一人ひとりが輝く町ということ、さらにそういったきずなの深い町にしたいと、こんなふうにも思っております。

9番（林さん） 町長の自己評価をお伺いいたしたところでありますが、先ほどの話にも出ては来ておりますけど、町長が一番、3期に出たときのインタビューか何かでお答えになっていたことで、まちづくり活動の参加者が一部に偏っているというような課題を発言されておりました。これからのまちづくりは、住民皆さんがどんど

ん参加していく中でというような、今町長のお話がありましたけれども、これにダ
ブらせてみますと、2年の間にどれだけ参加状況が増えた等、町長自身、その点は
どんな評価をなさいますか。その点をお聞かせください。

町長（中沢君） テレビの影響で、村上義清を中心にした、そういったイベント、そ
してまた鉄の展示館なる歴史がある。さらにばらづくりという面では、多くの皆さんが、より参加し、内外の人にもいろいろ認め合っただけのような、そういう
ことになってきたかなど、こんなふうに思います。

それともう1つ、地味ではありますが、各地域におけるコミュニティ活動
があちこちに展開してまいりました。そういった芽を大事にしていきたいなど、こ
んなふうに思っております。それにいたしましても、町を担う、関心を持つ、そう
いった人材の養成が大事でございます。そのためには、町の職員が各部署を離れて、
そういったものに参加するような、そういった体制づくりを改めてしてまいりたい
と、こんなふうに考えております。

9番（林さん） ただいまのお話の中にもありましたように、今職員の体制なんかも
これからは広げていきたいというお話がありました。私は来年度のばらサミットに
向けては、町の一大イベントであるので、職員が率先して参加をするべきではない
かということも、かつて質問したところでもありますけれども、薔薇人の会に入っ
ている職員の皆さんは、本当にごく一部であります。町の職員の皆さんが、仕事にご
苦勞されていることはわかりますけども、ボランティアの皆さんも、仕事の中での
時間をさいて、ああいう活動をしているという中で、ぜひこの辺は、町長のもう一
押しで、職員の方が率先して参加できるような体制を希望しております。

それは返事をもらうということもちよっと具合が悪い面もありましようから、こ
ちらの希望として、お聞きしていただければよろしいです。

自律への意識を高めたいということが、結局は一番の課題だと思います。そのた
めに、町長はGOGO機構をつくって、政策提言を受けて、3期目は実践していく
んだというような心のうちを語っておられました。私もこのことについて、幾度か
聞いている中で、長期総合計画の中でやっていくんだというような話が出ておりま
すけど、結局は長期総合計画でなさっているということは、行政がやっているとい
うことではないかと思います。やはり、その立ち上げた人たちの力というものが、
今後、何らかの形で組織化して、今の町長の一番望んでいる、住民の人たちが何と
かしようというようなことにつながっていくような展開が、とても私としては大事

なことで、一番望むところではないかなという考えも持っているわけですが、結局はこのままGOGO機構の皆さんがいない中でやっていくということよりか、やはり組んでいただいた人たちの力を、もう少し町政に生かせるような仕組みについては、いかがお考えになっていくのか、町長のご見解を求めたいと思います。

町長（中沢君） まちづくりの中において、核を成す、そういった人の集団の養成というよりも、参加者がより多くなければならないなど、こんなふうに思っております。

GOGO機構に携わった方、一生懸命いろいろ提言していただき、それが長期計画の実行計画にも移されているわけでございます。そうした面での参加者が、各地域でいろいろな面で活躍されているということ、これまた心強く思う次第でございます。

まちづくりといいましても、いろいろな手法があるなど。しかし、坂城の町は変ってきたなど。例えば、国道事務所が横吹にばらの国道を、国道ばら街道をつくる。そのときの水管理をどうするかとあって、悩み悩んだところ、結果的には苅屋原で何人かの皆さんが、私たちも担うよというお話も出てきております。あるいはまた、先日、上平の区民まつりに参加しますと、これほどまでこの地域は頑張っているかなど、こんな思いもしております。南条の中でも、いろいろと花づくりに精を出していただいて、四ツ屋、いろいろな面で頑張っておりますし、また南日名でも生産を中心にした新たなグループ活動ができてきているかなど。

これは、行政の力というよりも、地域の皆さんの意識が変わってきて、おれたちの町をよくしようという意欲の現れだなど、こんなふうに思っております。そういった皆さんの力を、より生かしながら、みんなで進めていく行政、これが自律のまちづくりかなど。おらの町はこうだよということで、一人ひとりが誇りを持ち、参加することが何より大事だと、こんなふうに考えております。皆さんのご支援をお願いいたします。

9番（林さん） 私、今の2の項目の中では、ロの任期後半に臨む課題と姿勢についても質問しておりますけど、これについてのご答弁は、どなたからいただけるのでしょうか。

町長（中沢君） 先ほど申し上げた中で、時間を見ながら、一定の方向はお答えしたつもりでございますが、今後の町政運営ということについては、いろいろな新たな問題が出てきております。とりわけ、財政的な面でも問題が出ております。将来

世代の負担を極力抑えろとか、公債費等の義務的経費がございすが、こういった体質を改善していくということもいろいろあるかと思ひます。集中プランによる持続的な取り組み、いずれにいたしましてもやるべきことはやる。そのためには経常経費の徹底した削減ということ、それと坂城町ならではの潜在力を生かして、そういった産業の基盤づくりをしていきたいと、こんなふうを考えております。

一人ひとりが生き生きと暮らし得る、そういったものづくりとやすらぎの町に向けて頑張つてまいりたいと、こんなふうを考えております。

9番（林さん） 時間の都合でカットされそうになつたかななんて思ひながらも、1点だけお聞きいたします。

下水道事業の10年短縮について、前議会で町長が提案されたことがあります。こういう厳しい状況の中、国のほうへ話をもちかけてということで、課題も大きいかと思ひますけれども、その辺、小網の状況と国への要望の状況で何かお話いただけることがありましたら、お話いただきたいと思ひます。

町長（中沢君） 町民の皆さんに何とか下水道を、あるいは浄化槽をとすることは私の切なる願ひでございます。小網につきましては、何度かいろいろ懇談し、一般浄化槽ということで、より早くするという方向で進めてまいります。また、下水道についての国への陳情でございますが、国と県、町という関係になるわけでございます。県と町が、合わせて国へ、何とか幹線をより伸ばしていただき、そしてそれが経費につながるよふにということ、その前提にたつて10カ年計画を立て、よりよい下水道づくりに進めてまいりたいと、こんなふうを考えております。

9番（林さん） あと1分という貴重な時間でおしまいにするわけです。平成19年4月の町長及び私も議員選挙において、当時、一番重要な課題とされた1つに、長野赤十字上山田病院の存続問題がありました。存続させるにつけて求められた病院運営で生じる巨額の赤字に対する財政支援をするか否か。地域医療のあり方を巡つて論戦が交わされておりました。ここ1年、だいぶ状況が変わりまして、診療所体制を経て、来年4月には、医療法人寿光会が後医療を引き受けてくれるということで、その準備が進められているということで、大変うれしく思つております。今、世界中がこのよふな危機に陥つている。この危機も、時がたてば上山田病院の大変な問題のよふに、また何らかの解決方法が出てくるのではないかと心から1日も早い回復を願ふところでありまふ。

それにつけても、厳しい財政状況の中で、どこにお金を使うのが一番ベストなの

か。究極の判断が求められている時期でもあると強く思うところであります。

以上で一般質問を終わります。

議長（池田君） ここで、10分間休憩いたします。

（休憩 午前11時01分～再開 午前11時12分）

議長（池田君） 再開いたします。

次に、7番 入日時子さんの質問を許します。

7番（入日さん） 今年も残すところ20日余りになりました。相次ぐ食品偽装や冷凍食品の農薬混入、汚染米など、食の安全がないがしろにされ、検査体制の不備と政府の無責任な輸入政策が浮き彫りになりました。今まで日本は、自動車など工業製品の輸出と引き換えに、農産物の輸入自由化を図り、日本の農業を切り捨ててきました。これから起こる食料不足に対しても、全く無策です。

さらにこの暮れに来て、地球規模の経済不況により、職を失う人や仕事がない企業など、多くの人々が不安と困窮にさらされています。この不況を乗り切るには、政府や大企業の意識改革が必要です。日本経済を安定させ、経済大国としての主導的役割を果たすべきだと思います。そのためには、政府が雇用を守る社会的ルールをつくり、大企業の優遇税制の見直しや内部留保を吐き出させれば、下請いじめの低コストや首切りを回避できます。優れた経営者なら、自社の利益だけでなく、日本経済全体の発展に展望と責任を持ち、「金余れども人減ぶ」にならないように心がけるべきです。

政府も2兆円をばらまきではなく、消費税率の引き下げや福祉予算の増額を図り、年金の充実や後期高齢者医療制度の廃止を図るほうがはるかに経済効果も上がります。すでにイギリスでは、消費税率を引き下げ、個人消費の拡大を図っています。

町長も、国の経済対策任せではなく、全国の自治体に呼びかけ、地方自治体が自律できる財源確保や個人消費が伸びる経済対策を要求すべきだと思います。

それでは本題に入ります。

1. プラゴミ収集について

イ. プラスチック製容器包装の収集について

焼却ゴミを減らすため分別収集が進められ、その一環としてプラスチック収集が始まり、毎週、区の役員さんや区民が交代で当番をしています。町から支給された大きな袋がいっぱいになると縛り、次の袋を用意するなど、結構力のいる作業です。早朝の忙しい時間帯でもあり、冬の寒い時期や雨降りの日などは、当番の負担も重

く、何とかならないかという声も多く聞かれます。すでに導入されてから数年が経過し、分別収集も徹底されてきました。

上田市では、プラゴミを指定袋に入れ、最寄りのゴミ集積所に出しています。坂城町でも、可燃ゴミの収集日と曜日を変え、指定袋に記名して、近くのゴミステーションに出せるようにできないか。袋も可燃ゴミと同じ袋で、色だけ変えるとか、不燃ゴミの袋を利用するようにするとか、工夫すれば、町も新たな開発コストをかけなくて済むと思います。既存のゴミステーションを使うので、歩いて行ける範囲にあり、収集場所が車で混雑することもなくなります。省エネやエコにもつながると思います。プラゴミ収集について、課長の前向きな答弁を期待して、最初の質問を終わります。

住民環境課長（宮下君） プラスチック製容器包装ですとか、紙製容器包装などの資源物の収集につきましては、区の役員の皆さま、当番の方々には、大変なご尽力を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

プラスチック製容器包装用の指定袋を作成し、指定袋によって収集所に出すよう改善したらどうかというご質問でございますが、ご質問のとおり、現在、当町では、町民の皆さま、各自治区の皆さまのご理解とご協力のもと、循環型社会の形成に向け、ゴミの分別収集を行い、減量化に取り組んでいるところでございます。

収集されました資源物は、葛尾組合のストックヤードにおきまして、圧縮、梱包などの処理がなされ、財団法人日本容器包装リサイクル協会が指定しました業者に引き取られ、リサイクルがされています。この引き取りの際に、リサイクル協会の規定に基づいた品質検査によりまして、ランク付がされております。このランクが最下位となりますと、引き取りが拒否されることになり、リサイクル協会以外の引き取り業者に高額な費用を支払い、処理することになります。

現に、県外のある自治体がその対応に苦慮しているとの報道もあったこともございます。当町におきましては、現在のところ、皆さまのご協力によりまして、上位にランクされ、高い評価を受けているところでございます。

現在、可燃ゴミ、不燃ゴミの収集につきましては、町民の皆さまに指定袋の購入代金を負担しているところでございますが、新たにプラスチック製容器包装の収集に指定袋を導入する、もしくは今あるものを流用するという形になりますと、さらなるご負担をいただくことになるということでございますので、慎重に考えていかなければならないと存じます。

また、生活様式が多様化する中で、地域で決められました排出時間に出すのが大変ですとか、もちろん雨ですとか、風ですとか、そういった状況もあろうかと思いますが、地域によっては、1時間半、1時間の対応、30分というようなところもごございます。地域の皆さんが排出しやすい方法を、地域において協議をされ、現在の分別収集システムの中での対応をお願いしたいと存じます。

また、お話のとおり、お勤めの方等、大変かと存じます。一歩進んでいただきまして、地域での社会参加や地域貢献の1つともお考えいただきまして、事業者等の皆さまにもご理解とご協力を賜りたいと存じます。

7番（入日さん） 今課長の答弁では、地域コミュニティの上でも必要ではないかということと、それから負担を新たに強いるという答弁でしたが、負担については、いろいろな人に聞いたら、今の可燃ゴミの袋程度の負担でプラゴミの当番をしなくても済むなら、そのほうがずっといいということが圧倒的でした。

地域のコミュニティ上、当番も必要ではないかという地域の声も確かにあります。でも、だんだん高齢になってきて、やはり立つということ自体が大変になっているという、地域の高齢化については、役場の方々は十分ご承知かと思っておりますので、やはり今後に向けて、今のままでいいとは思ってはいらっしゃると思います。そういう意味でも、多少の負担は増えても、町民ができるだけ負担がかからないように、本当にそういうことを心がけているやさしい課長ですので、1年ぐらい熟慮の機会を与えますので、ぜひ前向きに検討して、実行していただけるように信じています。

それでは時間の関係で、次の質問に入らせていただきます。

2. 温暖化防止の取り組みについて

9月議会で町長は「研究に研究を重ねてまいりたい」という悠長な答弁でしたが、報道では2005年の長野県のCO₂排出量は、前年度比2.1%増となり、1990年より15.3%増えてしまい、削減に向け、一層の取り組みが必要になっています。地球温暖化による異常気象や農作物への被害、ツバルやベネチア等の浸水被害、氷河の減少など、影響は広がる一方で、まさに今真剣に取り組む、対策をとらないと地球は壊滅してしまいます。今生きている大人の責任として、もっと危機意識を持ち、坂城町の首長として、でき得る最大限の対策をとる答弁を期待して、質問に入ります。

イ. 新エネルギー活用について

町でも平成17年に新エネルギービジョン策定事業報告書が出され、新エネルギーの導入や研究開発に対し、町独自の助成、支援制度の制定を検討するといっています。

データでは、町の1人あたりのエネルギー需要量は、年172.2で全国平均の112.9を大きく上回り、CO₂排出量も年14.9で全国平均8.8の1.7倍です。原因は、製造業の多さや自動車の保有台数、冬の暖房などが影響していると分析しています。アンケート調査では、省エネや環境問題に関心のある人が95%と圧倒的でした。太陽光発電や太陽熱など、コストが安ければ導入したいという人も多くいます。省エネを進める対策として、補助金制度を望むと答えた人が、一般では35.1%、事業者では45.2%と強い要望があります。

上田市では、新エネルギー活用施設設置補助制度により、太陽光発電や太陽熱利用が飛躍的に増えています。前回は紹介しましたが、坂城町より財政規模の小さい御代田町は、新エネルギー導入奨励金として、太陽光発電、太陽熱、クリーンエネルギー自動車など、幅広い対応をし、確実に成果を上げています。クリーンエネルギーの軽自動車を購入したら2年間、軽自動車税の免除をする自治体もあります。来年度は財政が大変厳しくなることは十分承知していますが、不況で大変なときこそ、新エネルギー活用を進め、内需拡大を図ることが大切だと思います。

中東でも石油枯渇を見据え、石油に代わる新エネルギーの活用を力を入れています。まして輸入頼みの日本は、率先して自然エネルギーの活用を図るべきだと考えます。家庭や中小企業を応援するためにも、町民要望に基づき、補助金制度の実施を強く期待し、町長に答弁を求めます。

ロ. 自治体の省エネ計画は

9月議会で町長は「役場庁舎をはじめ公共施設について実行計画を策定するよう指示している」と答弁されました。住民環境課長も「公共施設で使用した電気、ガス、ガソリンなどの使用料からCO₂排出量を算定し、平成28年までに6%削減を目指すべく資料を集めている」という答弁でした。

18年度の使用料や排出量は算出できたのでしょうか。南条保育園では、太陽光発電を設置しましたが、使用量が多く、売電分はほとんどないと伺いました。しかし、昼の明るいときに電気をつける必要があるのでしょうか。もちろん、むやみに各施設の消灯をしろと言っているわけではありません。照度計できちんと計り、十分な明るさがあれば、電気をつけないという心がけが必要ではないでしょうか。

この前は、自動販売機のことにも触れましたが、細かく点検すれば、省エネは十分可能だと思います。エコチャリに取り組み、近いところは自転車で行く自治体や、マイコップ、マイはし、冷暖房の温度設定など、全国の自治体でも省エネへの取り組みや意識も広がっています。

川越市役所では、壁面にアサガオのつるを伸ばして、目にも涼しく、室温の上昇を抑える緑のカーテンや、昼休みの消灯などを行い、「無理なく、抵抗なく、自然体で省エネ」を呼びかけ、節電運動を実践したところ、1年間で5%以上の電力を削減でき、節電で浮いた5千万円を市民に還元すべく、住宅の太陽光発電システム設置費補助事業を実施しました。また、図書館に屋上庭園をつくり、ハーブを植え、室温を下げるとともに、心地よい香りが漂い、カラスよけにも効果があるというすばらしい成果を上げています。

当町でも、職員の提案制度などで、よいアイデアが出るとは思いますが、公共施設の省エネ計画はどこまで進んでいるのでしょうか。

ハ. まきストーブの普及を

町内には果樹栽培に携わる農家も多く、剪定の枝や森林から出る間伐材なども多いと思います。灯油の高騰に伴い、ペレットやまきストーブが脚光を浴びてきました。特に今のまきストーブは、煙や臭いも出ず、灰も少ない高性能な製品になってきています。火力も強く、調理もでき、省エネにもつながります。

もう1つの利点は、紙なども燃やせ、ごみも減らせます。今後、長野広域では、ごみ量に対して経費負担が9割になり、ごみの減量を図ることが自治体の経費削減にもつながります。

昨日の住民課長の答弁でも、ごみの減量は地球環境を守る上で重要だと言われました。まさにそのとおりで、ごみの減量を図り、化石燃料に頼らないためにも、まきストーブの普及は意義があると思います。助成制度があれば、普及の大きな力になります。実施に向け、前向きな答弁を期待して、1回目の質問を終わります。

町長（中沢君） 温暖化防止への取り組みという中で、新エネルギーの活用を私のほうから説明させていただきます。

エネルギーの枯渇問題、地球温暖化問題、環境破壊問題など、私たち周辺のエネルギーとの関わりは深くなってきており、地球規模での深刻な問題にも直面しております。

坂城町におきましても、環境負荷の少ない新エネルギーの導入や省エネルギーの

推進に努めるべく、いろいろ努力しておるわけですが、その具体的な対応として、16年、17年の2年間にわたり、坂城町の地域新エネルギービジョンを作成させていただきました。140ページに及ぶ労作でございますが、いろいろなことが盛り込まれているわけでございます。

ご質問のとおり、ビジョン策定にあたっては、いろいろ、まず町民のアンケート調査も実施いたしました。そうした調査の中では、新エネルギーについて、コストが安ければ導入してもよいという回答は少なくございません。特に、太陽光発電については45.4%の最も高い割合で関心を持っておられます。小中学生に対するアンケート調査でも、坂城町において、導入を望む新エネルギーについては、まず太陽光発電が76.1%と圧倒的に高く、降水量が少なく日照時間が比較的長いという坂城町の自然条件を反映しているかなと、こんな思いもございます。

町民のアンケート調査における新エネルギーの導入施策についての回答では、公共施設への太陽光発電の導入を期待するものが66.3%、そしてまた、補助金などの助成策が35.1%でございました。

これらを受けて、ハード面での導入プロジェクトとして、太陽光発電を第一に位置づけたわけですが、平成17年に建設いたしました南条保育園には、太陽光発電システムを導入したところでもございます。個人向け、いわゆる住宅用太陽光発電につきましては、新エネルギー財団の助成が当時あったんですが、現在、国の施策の中で、その施策は終了となっております。

独自の助成制度ということ、自治体でいろいろ工夫しているよということですが、こういった問題は、何より国の対策を受けてやるのが大事かなと、こんなふうにも思っております。坂城町として、何らかの取り組みを考えてみたいとは思いますが、まずは地球規模での課題ということでございますので、国の助成制度を補完するという形ができればと考えているところでございます。そういった観点から言えば、より多くの皆さんが参加、実施するということがなければ効果が上がらないと、こんなふうに考えております。

国においては、住宅用太陽光発電の価格低下などを盛り込んだ、太陽光発電の導入拡大のためのアクションプログラムを11月に公表されました。家庭用太陽光発電の設備費用の一部を助成するというもので、2009年の予算要求の中でも盛り込まれているというような新聞報道でもあるわけでございます。これらの動きを期待するとともに、町民アンケートにおいても実に95%の皆さんが関心を持っている、

そういった省エネルギーからいろいろ進めることが大事かなと、こんな思いもいたしているわけでございます。

坂城町の地域新エネルギービジョンの中にも、いろいろさまざまな提案がございます。導入プロジェクトといたして、太陽光発電の問題、太陽熱利用の問題、あるいは環境に即した自動車の投入等々、またできれば小型でもあるが水力発電の問題等々も提案されているところでもございますが、生活の面では、省エネ対策ということから出発することが大事かなと、こんなふうに思っております。

こういった取り組みがなされるわけでございますが、私どもといたしましては、総体的組織の中で、そういったより関心を持つということ、そしてまたリーダーの養成、そして学校あるいはいろいろな面で環境教育といたしますか、省エネの普及に努力してまいりたいと考えております。

企画政策課長（片桐君） まきストーブの普及をについて、お答えを申し上げます。

間伐材など、山林の中に放置され利用されていない資源の有効利用と、併せて地球温暖化防止にも効果があるといわれている木質バイオマスエネルギーの利用促進として、ペレットストーブやまきストーブの導入を進める動きも出てきております。

長野県におきましては、県が認定した信州型ペレットストーブ3製品の導入に限って補助制度を設けております。ペレットストーブ、また、まきストーブ、いずれも燃焼する際に二酸化炭素を排出するため、温暖化防止の効果を疑問視する声も一方にあるわけでございますが、また他方、その排出量は、樹木が成長する過程で吸収する二酸化炭素の量とほぼ同じと、つまり木は二酸化炭素を出した分だけ吸収する賢い燃料で、温暖化防止に効果があるともいわれておるところでございます。

しかし、ペレットストーブもまきストーブも、購入や設置に多額の費用がかかるということで、また、まきストーブにつきましては、手入れが大変、また燃料とするまきの確保につきましても、庭木の剪定の枝だけというわけにはまいらないという状況で、なかなかご苦勞をされているということも聞いておるところでございます。低価格化や管理のしやすさといったことが進まなければ、特にまきストーブにつきましては、相当の補助を行わなければ温暖化防止のための普及拡大を図ることは難しいのではないかと感じております。

近年、町財政も急激に厳しさを増している状況でございます。今後、国、県等の動向も合わせ、将来に向けての検討課題というふうと考えております。

住民環境課長（宮下君） ロの坂城町の省エネ計画はというご質問にお答えいたしま

す。

政令都市、特令都市、中核都市には、地球温暖化対策の推進に関する法律によりまして、それぞれ地域推進計画の策定が義務付けられております。長野県全体といたしましては、長野県地球温暖化防止県民計画が策定されております。

ご質問のありましたすべての市町村が策定しなければならぬ地方公共団体の事務及び事業に関する実行計画等の策定につきましては、9月の議会でもお答えをしたところでございますが、平成18年度の役場庁舎をはじめとする町の出先機関、例えば文化センターですとか保育園、消防詰所を含め40カ所で使用しました電気、重油、灯油、ガス、ガソリン、軽油の使用量から二酸化炭素の排出量を算出し、これを基礎とし、ご質問の中では28年ということでしたが24年までに6%の削減を目指すと、目標とするものでございます。

進行状況はというご質問でございますが、現在、18年度と19年度の使用量という形での取りまとめをしているところでございます。使用量に排出係数を掛けましてCO₂の排出量を計算しますと、平成18年度が1,451トン、CO₂が排出されたということでございます。19年度を比較しますと18年度に比べまして5.7%の削減が図られております。このうち全体の60%が電気の使用によるものでございますので、今後、排出量削減に向けまして、役場内の各関係部署とできる施策等を協議し、策定をしまいたいと思います。なお、当町の実行計画につきましては、年度内での策定を進めているところでございます。

7番（入日さん） 地球温暖化は、ここ50年、すごい速度で進み、予想を大きく上回っています。これを止めるには、この10年が決定的な意味を持つというのに、日本政府は何も対策を立てず、せっかく開かれた洞爺湖サミットでもイニシアチブがとれず、会議の進展に最も後ろ向きの発言や行動をした国として、環境NGOから日本政府はバッドジョークの化石賞を与えられました。受賞の第1の理由は、京都議定書の枠組みで、自国の削減目標を明らかにしていない、第2は京都議定書の本質を葬ろうとしている、第3は途上国への技術移転に消極的だということで、日本は不名誉の1位から3位を独占しました。

省エネは大事だが、国の制度がなければやらないという町長の答弁も、まさに化石賞ものです。財政の悪化が予想され、町政運営が大変なことはわかりますが、そんなときだからこそ、町民や企業の省エネを推進し、経費削減を図る必要があると思います。中東のオイルマネーも自国の利益になる開発には資金援助を惜しまない

と、日本の国際銀行と提携しました。そこが窓口になり、有望な開発には資金援助されます。坂城の企業も大学の協力を得て、性能がよく安価なソーラーパネルの開発や高性能な充電システムなど、新エネルギーや省エネ関連製品など、市場が求めるものづくりができれば、展望が開けると思います。

温暖化防止の取り組みは、待ったなしの緊急課題であり、次世代にこの美しいかけがえのない地球を残せるかどうかの瀬戸際に来ています。新エネルギーの活用は、環境にもやさしく、省エネナンバーワンであり、多くの町民も助成制度を強く望んでいます。自治体によっては10万円から30万円の太陽光発電への補助制度を策定しているところもあります。せめて太陽光やクリーンエネルギー自動車への補助金制度を実施できないか、町長の英断ある答弁を再度求めます。

自治体の省エネ計画については、先ほど住民環境課長から答弁がありました。先ほどの川越市でも、公共施設の省エネを進めた結果、町民のエコ意識も大きく育っています。測定器を無料で貸し出し、家庭の消費電力の節減や省エネに取り組んだ家庭を、エコチャレンジファミリーとして認定したり、学校では、エコチャレンジスクール認定授業を出前講座や温暖化対策ハンドブックを普及しながら、取り組んでいます。年度内に自治体の実行計画を策定するということでしたが、ぜひそういう先進地の事例なども参考にして、取り組んでいただきたいと思います。

続いてハのまきストーブですが、今まで確かに非常に性能もあまりよくなくて、煙だとか臭いだとかが出て、迷惑をかけたというまきストーブも多くつくられていたようですが、戸倉のまきストーブの制作会社に私も見学に行きました。煙も臭いも出ない、非常に高性能な製品をつくっていて、一番安くても15～16万円ぐらいかかるんです。それで、煙突などの附帯工事をするとも10万円ぐらいかかると。30万円近くはかかってしまう。そういう中で、やはり少しでも補助制度があれば、そういう普及も進むのではないかと。

たまたま、昨日の信毎に、この「カラマツストーブ普及を」というのがあったんです。今までカラマツ材はヤニが出すぎて、燃料には向かない、まきには向かないということでしたが、このカラマツストーブは、そのヤニがあっても燃せるような工夫をしているというので、これからこの普及に力を入れると。それから、私有地のカラマツを民間業者が間伐して、その費用は地主から取らない代わりに間伐材を無料でもらって、それを販売して自社の利益を上げているという、そういうことに取り組んでいるところもあるわけです。ぜひ、いろいろな方向で検討して、ぜひ省

エネや温暖化防止のために実践していただきたいと思います。この2点について、もう一度答弁をお願いいたします。

町長（中沢君） 環境問題や省エネ問題等々については、ご指摘のように世界各国が取り組んでいる。方向はわかったけれども実践はなかなかという中で、実効が上がりにくいということは、残念なことでもあるわけでございます。

坂城町で熱エネルギー利用、省エネ利用ということは意外に先進地でございます。工業におけるそういった面での対応は他を抜いているなど。現在も産業技術総合研究所と合わせまして、町内の皆さんがいろいろシンポジウムなり研究をしている。その主要目的は、省エネから入っていくということで、そういった実践の事例と合わせて、みんな頑張っているということをご理解いただきたいなど、こんなふうに思っております。

併せて、これから各家庭における省エネルギー対策でございます。国もいろいろな面から提案はするんですが、ある面では、それがかえってなくなってしまうというような面も出ております。国のほうへも、そういったエネルギー対策というのは、国の骨幹として進めてもらおうと。そして、各県、各市町村がそれに対応して進めていくということであろうなど。家庭における省エネルギー対策というものには、それぞれの皆さんが意を用いてもらうことから始めていきたいと、こんなふうに思っております。いろいろ助成制度のそれなりの必要性はわかっていますが、意のままにならないというのが実状でございますので、こういった面もご理解いただきたいと思っております。

企画政策課長（片桐君） 確かに地球温暖化という点からでは、よろしいかと思うご提案でございますけれども、先ほど、昨日の新聞発表にありましたようにカラマツストーブのほうもだいぶ改良されてきているという状況も見ただけでございますけれども、間伐材と併せてということもありますので、森林整備という面からも含めまして、今後、考えてみたいと思います。ただ、先ほど議員さんが調べておいでになったように、安いもので15万円、煙突を入れると30万円からという結構高額な投資ということもありますので、今後、検討ということで、ご理解いただきたいと思っております。

7番（入日さん） ただいまの町長の答弁にもありましたが、全国でも坂城町の企業は頑張っって省エネを進めているよという話でした。本当にそれはそれで、企業の方々の大きな協力があって、町もこれだけのエネルギー削減ができてきたのだと思

いますけれども、そういう意味でも、やはり町としても、これから財政力の厳しいことは重々わかりますが、ぜひそういう助成制度を取り組んでいただきたいということ強く要望して、次の質問に入ります。

3. 坂城町の将来ビジョンは

イ. 住み良い町づくりについて

町内の大手スーパーや量販店の撤退が相次ぎ、歩いて行ける店が少なくなり、子どもや高齢者にとって暮らしにくい町になってきました。横町、立町も商店が激減し、さびれてしまい、子どものころのにぎわいがなつかしく思い出されます。「坂城どんどん」や「お客さま感謝祭」には大勢の人が集まり、にぎわいます。この人たちが町のお店で買い物をしてくれたらといつも思います。

それには、値段や品揃えの問題があるでしょうが、町民が地元のお店を大切にし、育てるという気持ちを持つことも必要だと思います。私も今まで、安いところに行き物に行く傾向でしたが、中国の冷凍食品の問題が起きてから、手づくりや地元のものを買うようになりました。

先ごろ、商工会の役員さんとの懇談会が行われ、工業の不況は今年の後半からだが、商業はバブル崩壊後からずっと落ち込んだままだと言われました。とても後を継がせる状況ではなく、後継者が育たない現状です。何とかにぎわいをつくりたいと、商店の方々は通りに花を飾ったり、古雛まつりなどを企画して、集客に大変な努力を重ねています。しかし、現実はなかなか人が集まらず、苦慮しています。

町でも、鉄の展示館やふるさと歴史館等、回遊できる施設や商業インキュベータとしてけやき横丁をつくりましたが、商店がにぎわうようにはなっていません。新たにけやき横丁で飲食店を開いた人も、人通りがなく、さっぱりお客が来ない。何とか人通りができる商店街にならないかと言われました。

今、ふるさと歴史館では「北国街道―横吹の今昔―」のパネル展をやっています。常設の坂木宿や和算の展示などもあります。私も何回も行きましたが、結構、見応えがあり、興味をそそるものがあります。庭も回遊できるようにするとか、和算についての実演をするとか、もっといろいろな取り組みをすれば集客が望め、滞留時間も増えると思います。駅前のB・Iプラザも埋蔵文化財の展示が行われ、坂城の歴史がわかり、勉強になります。駅周辺にいろいろな施設や周遊できる環境はあるのですが、PR不足なのか、人は来ません。改修した駅舎も黒づくめで暗いイメージが強く、電車から降りて見てみたいという気がまったく起きません。

鉄の展示館も、刀の展示に興味のある人はわずかで、最初から集客はあまり期待できませんでしたが、特別展で何とか人を集めている状況だと思います。

どうしたら人通りができるか。滞留してもらえるか。私なりに考えてみました。コミュニティーセンターでばらを使ったアレンジフラワーやアクセサリーづくり、坂城の匠の技を利用したおもちゃや模型づくり、町内ウォッチングなど、学びながら楽しむ、遊べる企画を立て、集客を図る。駅から横町、込山、立町に花のプロムナードをつくり、散策の環境を整えるなど、駅のイベント広場建設と併せて考えてはどうでしょうか。

横・立町には景観づくりに協力して、昔風の家を改修された方もおられます。小布施とまではいきませんが、町内にも散策を楽しめる要素はたくさんあると思います。今こそ、行政と商店と町民がともに知恵を出し合い、安心して暮らせるまちづくりをするときだと思います。特に、日常の必需品である食料品店が少ないことや、履物のお店がまったくないなど、生活していく上で不便を感じています。町としてどう考えているのか。取り組みと心意気をお伺いします。

町長（中沢君） 町の、要するに買い物を中心にしたいろいろなご提案、これが住み良いまちづくりに続くという観点からのいろいろな提案があったわけでございます。

横町周辺のまちづくりについては、平成12年に基本計画を立てまして、主にそういう中で、鉄の展示館あるいは駅改修、いろいろな提案があったわけでございます。それに乗って、何とか施設整備をしてきたなど。それにしても、今そういったものがなかったら、一体、横町、立町はどうなっているであろうかと、そんな思いもし、それなりに努力している実績は見えてきているなど、こんなふうにも思っております。

生活に密着したマーケット、こういったことも大事でございますし、またそれぞれのお店の努力というものも大事でございます。今、町が進めている中では、製品のブランド化ということで、いろいろな農工商が一体となって、坂城町に誇れる産品をつくっていかないかということで、対応も急いでいるわけでございます。

ねずみ大根というような、思いのほか人気のある製品も生まれてきました。ねずみ年のねずみの効用かなとも思いますけれども、まずまずすばらしいことだなど。この間のそういった大根の収穫祭にも、本当によく人々が集まったなど。これもひとつ大事だよと、こんな思いもいたしております。

また、ばらのまちづくり、難しい課題ではございましたけれども、薔薇人の会あ

るいは企業オーナーの皆さんが頑張りに頑張っていただいて、町中がばらのまちづくりになってきているわなと、併せて花のまちづくりもする。さらにいろいろ五里ヶ峯トンネルを中心にした茸等の、あるいはアスパラ等のまちづくりもする。素材だけはできているけれども、これをどうつなぐかと、こんな思いもあるわけでございます。

町がこれから進めていく上においては、そういう12年につくったいろいろなまちづくり計画はございますけれども、日に日に情勢は変わっておりますし、新しい対応を考えていかなければならないと、こんなふうに思っております。21年、22年にかけて、新たなる町の長期計画をつくるわけでございますが、そういった中で、環境問題とか、まちづくりとか、やすらぎの町とか、そういったもの、さらににぎわいの町等は基本のお話として検討しなければいけない問題かなと、こんなふうに思っているところでもございます。

それぞれの施設が、それにしてもいくらかでも新しい息吹を感じてきているということ、拠点づくりも進められてきているということもご理解いただきたいと思うところでもございます。びんぐし湯さん館などは、思いのほか、内外の皆さんに愛されまして、この年末年始には、よりいろいろな面でのにぎわいの1つになるし、それがまたふるさとづくりにつながればと、こんなふうに考えているところでもございます。

大手のスーパーマーケットがなくなってしまったということで、先日、東京の本部の皆さんに来ていただきまして、こういった問題は、ある日突然、新聞を見てこれで終わったというんでなくて、経営ですから難しい面はあるけれども、事前に町と、あるいは関係機関と相談すべきことが筋じゃないですか、社会的責任じゃないですかというようなお話もしたところでもございますが、その面については、ご理解いただきましたけれども、すでに自分の社、本社の指令でやってますものでということで、残念だったわけでもございます。考えてみれば、ちくま農協がいろいろな事業をやっておりますが、それぞれのところにみんないろいろな生鮮野菜的な生活品はあったわけでもございます。こういった面でもみんなで検証し合って、何とか支え合うことを考えてきてこなかったということには反省もしながら、そういったものを的確に見つめながら対応していくことが大事だと、こんなふうに思っております。

もとより、上田市と長野市の2大商圈という中にはございますが、そういう中で生きるということ、そういったものへの暮らし、そのためには町民の皆さまもわが

町をこうするんだ、こういう面では協力していこうといった、そういう面の対応がこれからも求められてきているかなと、こんなふう思う次第でございます。

それにいたしましても、まちづくりの坂城でもございますし、商店街もあります、にぎわいの皆さんもあります、一体となって、そういったものを工夫を凝らし、今こそそういったものにどう対応するか、新しく芽生えた素材をいかに生かすかということに意を用いながら進めてまいりたいと、そんなふう考えております。

7番（入日さん） この間の商工会との懇談会で、ねずみ大根の焼酎を、酒を扱っている小売店に卸してほしい、商業も参加できるばらサミットにしてほしいなど、いろいろな意見が出されました。町長の答弁にもありましたねずみ大根の焼酎も、売れ行きがよいようですが、ネーミングを郷土の誇り稲玉徳兵衛翁にちなみ、稲玉徳兵衛としたほうがよいという意見もあったようです。私もそのほうが、何となく徳が舞い込む気がしますし、命名のいわれを入れておくと、坂城の心光寺や平沢にも行ってみたいという人も現れると思います。芋焼酎も十六夜の月とでも名付ければ、十六夜観月堂や芭蕉の句碑など、見に来る人も増えると思います。

商店に活気がないと、魅力の乏しい町になり、人口も増えませんし、力のある企業も集まりません。取り組みが少し遅すぎた感じはしますが、商店の人や行政、町民を巻き込んだプロジェクトを立ち上げ、町の将来像を考えるべきだと思います。私たち議会もいろいろな先進地へ視察に行っているのですから、ぜひその経験等も生かすべきだと思います。

また、ネーミングの問題ですが、ある町民の方が、坂城町は思いつきで名前をつけている。坂城大橋なんてつまらない名前じゃなくて、十六夜橋とでも付ければ、十六夜まんじゅうや十六夜最中、十六夜弁当、十六夜井など、あるいは十六夜の通りなど、村上のメイン通りをそういうことをするとちょっと、興味があるから行ってみようかなという、そういう発想につながると。そういうインスピレーションが非常に坂城町は貧しいんじゃないかと言われて、かなり文化的な方だったので、私も非常にはずかしい思いをしました。

今、イベントのときに宮入刀匠のご協力を得まして、刀ができるまでの実演もしていただいておりますが、そういうイベントのときだけではなくて、春先から秋口のそんなに寒くない時期は、土日にもそういうイベントを常設にやるなどすると、私も国宝の宮入刀匠の刀をつくるビデオを見まして、ああ、こんなに何回も火打ちを繰り返して、鋼をつくって、ああいうすばらしい刀になるんだなど、非常に感銘を受

けたわけです。そういうことが実際に実行されれば、鉄の展示館も、もっと脚光を浴びてくるのではないかと思います。そういういろいろなことを本当に多くの人で検討したり、多角的に考える中で、もっともっと坂城町が活性化する、にぎわいが取り戻せる、そういうふうになっていくのではないかと思いますので、町も、議会も、そして町民も巻き込んだ取り組みを今後の要望として期待しております。

最後になりましたが、町の商工業、建設業はとても大変な状況で、無事に年を越せるか心配です。企業で働く人も首切りが相次ぎ、職を失う人も増えると予想され、政府の対策だけでは不十分です。来年は、交付税も法人税も大幅に減り、とても厳しい財政になると予測されます。町長をはじめ特別職は8%から5%の給与カットをしており、その姿勢は評価いたしますが、来年度の財政悪化を考えると、もっと身を削る必要があると思います。

町内企業や商店の方から、行政は何もしてくれないという怒りの声が上がっています。町長を代えなければよくなるという厳しい声さえ、足元で起きています。この不況下の企業や町民の痛みがわかるなら、特別職の給与も8%ではなく20%くらいのカットが必要ではないでしょうか。もちろん、私たち議員報酬のカットも必要です。来年3月の予算議会には、ぜひ減額の議案を提出していただきたいと思います。為政者に最も必要なのは、私欲のない心と弱者への思いやりだと思います。この不況を何とか乗り越え、明るい希望の持てる坂城町にするために、ともに力を尽くそうではありませんか。

以上で私の質問を終わります。

議長（池田君） ここで、昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。

（休憩 午後12時09分～再開 午後1時30分）

議長（池田君） 再開いたします。

西沢文化教育課長より、早退する旨の届出があり、これを許可してあります。

では、一般質問を行います。8番 春日武君の質問を許します。

8番（春日君） 議長より発言の許可を得ましたので、一般質問を行います。

1. 中心市街地について

遠いころの町は、農村とは対立した概念で、人が高い密度で集まっている場所であって、そこは人が住んで、働いて遊ぶという世代をまたいで交流しながら生活してきたという姿があったのであります。その町の記憶の中心は、密集した家々といろいろな店が並ぶ町並みだったと思います。その一つひとつのお店が、代々、家業

を受け継いだりしながら、ほどよくバランスのとれた町並みを形成し、長いこと店を維持してきたのであります。それは、お客と店の人という、うんと長い間の人間関係を基軸に成り立っていたと思います。

それが時代の変遷とともにまったく疲弊した町になってしまったのであります。坂城町の今までであった町の姿を追い求め、また、新しい町を想像しながら、これに取り組み始めてからおよそ10年になります。平成14年度B・Iプラザ、15年度駅舎整備、けやき横丁、16年度中心市街地コミュニティーセンター、坂木宿ふるさと歴史館等であります。総工費5億円、うち補助金が1億5千万円、起債が1億円であります。

当時、TMOをいち早く立ち上げ、即対応したことが今になってみると適時打であったと思うのであります。世上を取り巻く今の経済状況では、まちづくりの発想すらも遠のいてしまったのではと思うことしきりであります。ハード面でのまちづくりの集大成はほぼでき上がり、これからは町民の着想、アイデアと参加を前提とした方向になっていくと思いますが、今回は町の使い勝手の面から、いささかハード面も含めての質問をするわけであります。

イ．一筋の小道がほしい

町を歩くという観点からすると、立町、横町のメイン通りを歩き、鉄の展示館を巡り、それから坂木宿ふるさと歴史館を巡ると相成りますが、以前公民館のあったところから最短距離での歴史館までの一筋の小道がほしいのであります。

同じ道をまた戻るといよりも、一巡できるということのほうが何倍もの、あるいは比較にできぬほどの楽しさを味わえるものと思うのであります。昔へのあこがれをいただいた町づくりは、乗物は離れたところにおいて歩くことが主体だろうと思う。車窓からの眺めでは、細やかな町のたたずまいを見ることはできないし、そこに住む人々と同じ目線で、その町の雰囲気をとらえなくてはならないと私は思います。

変化著しい町でも、どこかに町の起こりを見出せるかもしれないし、変遷の歴史をかいま見ることができるかもしれない。一筋の道がほしいのであります。

ロ．ベンチがほしい

何かお聞きになった人は、小学生の作文かと思われるかもしれませんが、それは何でもほしい、ほしいという題名のもとに、私が物申しているからかもしれませんが、ご承知おきをいただきたいのであります。

さて、口の項、ベンチがほしいであります。車社会では、車と相撲をとっても勝つことはできないので、ここでのマナーは、より歩行者にやさしい町でなくてはならないと思う。私は以前、高齢者のたむろする場所がほしいと言ったが、ベンチの設置をそれへの試行としたいのであります。

高齢者はもちろん、そうでない訪問者にも1分でも長くこの町にとどまってもらうのも、観光の面からすると鉄則だと思います。とどまる時間とお金の使いようは比例するのではと思うのであります。そういうお店はあるのかいと問われれば、いざれ必ずと私は言うつもりであります。たたずむところとしての公共物敷地内のベンチがほしいのであります。

ハ. 宿屋がほしい

藤村の詩の一節に「千曲川 いざよう波の岸近き宿にのぼりつ にごり酒にごれる飲みて草枕しばしなぐさむ」とありますが、旅情はその地の宿でということにつきるのではないかと思うのであります。

坂城町全体のまちづくりは駅の南から田町の中心に向けての道路を起点に、中之条、南条、村上と町全体のまちづくりに向けての大きな計画がありますが、あるいはそこへ組み込めるのかどうか、そんなことは全然考えてもいないことと言われれば私はうんと困るが、それでも宿屋がほしいのであります。

ニ. アイディアの受け皿がほしい

昔繁盛したお店はどうだったかを考えてみると、そこにはお客とお店の人の信頼関係があったからにはほかならないのであります。それぞれにお店を通して、お互いに固いきずながあり、断ち切れない結びつきができていたと思うのであります。きずながあり、断ち切れない結びつきというのは、今の世でどう扱えばよいのか。どうしようもないこととは思いますが、大型店のように豊富な商品も提供できないし、そうするときずなの面での商いと、お客それぞれのニーズに応える商いしかないのかと思うのであります。そうすると、それを武器にしての自助努力しかないのかと思うところであります。

まちづくりに金をかけたということは、地域の人がまちおこしの行動を起こすきっかけになったのであります。街道塾の開催や古雛まつりの催しや、おびたしい花の管理もやればできるということを実証してくれました。みんなの心の中にある古きものへのあこがれを呼び戻してくれたことは大きな手柄と思うのであります。来年が待ち遠しいのであります。

さて、同じ催しもえらい長く続くわけではないと思います。いろいろな面からのまちおこしを進めていくことにはなりますが、ここでソフト面でのまちづくりはすべて地域にお任せという方式も考えられるし、また他の方式もいろいろあると思いますが、町長はこのことに関してどういうお考えをお持ちであるか、お答えをいただきたいのであります。

また、株式会社まちづくり坂城もあるし、50軒以上もの商店が加わるにぎわい坂城もあるし、加えて町民と、この三者が持つアイデアの受け皿はどうなっているのか。極めて効率的にそれぞれ反映されていることとは思いますが、お感じになられていることをまちづくり坂城の専務である副町長にお答えをいただきたいのであります。

以上、1回目の質問を終わります。

町長（中沢君） 駅前を中心とする中心市街地に対する思い、そしてまた、いろいろ町で取り組んできていること、地域で取り組んでいることをお認め願いながら、よりよき方向への支援というか、発信ということを期待していることに、心温まる思いでございます。

第4次長期総合計画の中でも住民の皆さんと行政が一体となって築く協働の町、自律の町ということが強く位置づけられているわけでございます。そういった観点から申し上げますも、まちづくりはみんなで築き上げるものでございます。関係各位のアイデアをよりの確にとらえながら進めていくということが大事でございます。自ら行動するという、目標に向かって進むということ、そんな過程の中で、いろいろ関係の皆さんと町とが一体となって、それぞれの役割を果たし、そうすることがよりよいまちづくり、目標につながると、こんな構図を描いているところでもございます。

その地域をどうするか、具体的に何をしたいのか、それにはどういう対応が必要なのか、仲間が必要であることは申し上げるまでもございません。共通するイメージをしっかりとらえながら、それぞれの皆さんが頑張る、そういった組む体制と申しますか、そしてまた手法を生み出す体制が重要だと考えているところでもございます。

地域づくりの方式というか、手法には、何が正しいんだ、こうやればいいんだというようなことは、一概に言えないことはもちろんでございます。いろいろな過程の中で、それが遠回りであっても、住民の皆さんの共通な考え方に近く、より結び

つきが強まるということを大事にしていかなければならないなど、こんなふうに思っております。

特色のあるパワフルな地域づくり、こういったものの成功というのは、なかなか見出せないわけですが、今みんなが努力しているということでもあろうなと。お話の中でございましたように、歴史館やあるいは鉄の展示館、そしてまたそこに古雛まつり等が取り組まれる。各地域にそれぞれ大変すばらしい動きが出ております。こういった人材をより大切に、いろいろなまちづくりを進めていくことが大事だなと、こんな思いもするところでございます。

みんながふるさとのよさをまず発見するんだと。生かす工夫を何とかして見出していくんだと、そしてみんな楽しく、生活の中で利用していく。こんなキーポイントを求めながら、その機能をよりよく生み出し、生かすべき受け皿、ご提言のように大事だなと、こんなふうに考えるところでもございます。

今、まちづくり交付金等で、いろいろな事業も進めております。平成12年につくりました中心市街地のまちづくり基本計画がございます。それを見ましても、この10年、やるべきことをより具体的に提言もしているわけですが、その章に携わったころは、こんなに夢のようなことを書いて、できるんかっちゃやと自らに自問した時期もございます。しかしながら、まちづくりについてTMOが結成され、商工会も一緒になってやろうという兆しも見えてきたわけでございます。そういう計画のもとにまちづくり交付金の制度ができた。それではこれによって対応していこうじゃないかということで、今いろいろな事業を進め、最終的にはハード面では来年で、ある輪郭はできてくるな。然らばこれからは、今まで培ったソフトの面をより生かしていくことが何よりかと、こんなふうに考えているところでもございます。皆さんのお力添えをお願いいたしまして、まず最初の受け皿がほしいということの中でのご答弁にさせていただきます。

副町長（柳澤君） 株式会社まちづくり坂城の専務としての立場から、アイディアの受け皿についてどう感じるかということについて、お答えいたします。

ご案内のとおり、株式会社まちづくり坂城は、平成14年2月に、町と商工会、それから商店街、地域の皆さまの主体的参加により、中心市街地を魅力と活力ある町に再生するために、第三セクターとして設立されたものでございます。過程の中で、街路灯の整備など、ハード事業にも取り組んできているところですが、現在は、鉄の展示館の管理を行うとともに街道塾を開催するほか、にぎわいの創出を考えた

りしております。特に直近では、商業インキュベータの施設の空き店舗の活用等も研究、検討し、商工会や町とも力を合わせて、その実現に向けて活動してきたところでございます。

株式会社でございますので、ハード事業やソフト事業の実施も可能であります、現在のところ、まだ資金調達等に限りがございますので、国の制度や地域の盛り上がり、さらには国の補助など、財源がないとなかなか簡単には動けないということも、これまた当社の実状でございます。

加えて役員はもちろん、事務局にも専任の者を置けるというゆとりはなく、いろいろと大変な中でやっているわけでございますが、そのような中にはありますが、経理等の庶務をはじめ先に述べたようなハードやソフト事業についても、頑張っておるところでございます。

中心市街地のまちづくりについては、株式会社のほうでも検討、研究をしているわけでございますが、とりわけ商工会の皆さまをはじめにぎわい坂城や同若妻会、たんぽぽの会の皆さん、さらには地域の皆さん等が古雛まつり、花の植栽や手入れなどに力を入れてくださっており、それぞれの活動によりまして、町が非常に明るくなってきているなどという実態、また実感もするわけございまして、感謝申し上げる次第でございます。

そんな中で、アイディアの受け皿ということについてですが、その熟度というようなことにもよりますが、日々の活動の中で、まちづくり坂城の役員や商工会の事務局も加わっておりますし、産業振興と商工会事務局で、随時、連絡会議も開かれております。そういった意味で、それぞれ情報の共有化という点では、特段難しいことではないと、そんな思いがいたします。また、物によっては、まちづくり坂城での調査研究ということも可能だと考えております。

いろいろアイディアにもよるわけでございますが、こういうアイディアを出したからまちづくり坂城で全部責任を持ってやれと、そういうことではちょっと難しい面もあるかなと思います。まちづくりのアイディアを実現していくというときには、先ほども町長からもお話がありましたように、まず地元の主体性、その上に立って、やはり連携、協働ということが大事になってくるかなと、そんな思いでございます。

産業振興課長（宮崎君） 中心市街地に関するご質問について、イからハについて、順次ご答弁させていただきたいと思っております。

まず、一筋の小道がほしいというご質問でございます。

鉄の展示館とふるさと歴史館を結ぶ小道についてのご提案をいただきましたけれども、ご案内のとおり、町といたしましては、平成14年度のB・Iプラザをはじめとして平成16年度のふるさと歴史館に至るまで、計画的に中心市街地における施設整備を順次進めてまいりました。このようなそれぞれの拠点を結ぶ線としての小道につきましては、訪れた方々が町中を回遊できるという観点やルートによっては、歩く方たちにとって大変魅力的なものであると思います。

しかし、現時点の中で、この地域のハード事業は、一段落している部分もございますし、ご提案の小道については、かつて計画当初に提案されていた部分もあろうかと思えます。そういう中で、いろいろな判断の中で、周辺の道路整備も含めて、現在の状況となっているということで、来訪された方々の鉄の展示館、ふるさと歴史館への回遊を踏まえ、整備も行ってきております。このような状況下でもありますので、直接それぞれの施設へ行くとなると、皆さんがよく言われます、逆に回遊性というものもいかなものかという部分もございます。当面は既存の道路を活用する中で、展示館、歴史館の見学やけやき横丁において、買い物や食事をしていただくような人の流れで考えていければというふうに考えております。

次に、ロのベンチがほしいということでのご質問でございます。

ご指摘のとおり、お年寄りに限らず、先ほど申しました周辺を散策される方々の回遊性を高めて、中心市街地のにぎわいの創出、滞留時間、いろいろな部分を検討する中で、ご提案として、有効な部分があるんじゃないかというふうに判断させていただいてございます。そんな意味も含めまして、このベンチの設置については、公共敷地ということですが、検討、研究をさせていただきたいと考えております。

次に、宿屋がほしいというご質問でございますが、中心市街地につきましては、第4次長期総合計画や坂城町中心市街地まちづくり基本計画に基づいて、整備を進めてまいりました。ハードにつきましては、ご案内のとおり、先にも申し上げましたが、鉄の展示館やふるさと歴史館、けやき横丁あるいは中心市街地コミュニティーセンターなどといった拠点を整備し、現在、県道田町区間、駅南進入路の整備を実施してございます。整備前と比較いたしますと、町外からのお客さんも訪れてはいますが、にぎわいの創出ということからすると、さらなる頑張りが必要であるというふうに考えるところでもございます。引き続き、まちづくり坂城やにぎわい坂城の皆さん、ステキさかき観光協会等々と連携し、中心市街地に限らず、町内にお

ける観光資源などを研究し、来訪者の増加についても努力していきたいと思うところであります。

ご指摘のように、町の骨格となる道路が順次整備され、町内の回遊性も向上する中で、町内からこの地区へ車による移動も便利になりつつあります。しかし、逆に言えば、外部からのお客さまは、行政の境にとらわれず、より広範囲の中で行動ができ、他市町村に宿泊し、町内の観光に訪れるということも可能となります。このような現状において、周辺地域に宿泊施設もあり、それぞれが生き残りをかけて取り組んでおられる状況にあって、町内において、宿泊施設の経営ができるのか。私ども行政において、宿泊施設の経営そのものを進めていくことは、現状の中では大変考えにくいところがございます。その意味も含めると、現状の中でほしいということで立地していただける方がいらっしゃるかどうか、これまた大変な、大きな課題であろうと考えているところでございます。

8番（春日君） イから順々に再質問をしていきたいと思えます。

一筋の小道がほしいというところがございますが、一筋の小道というのは、一体どの程度の道かと、昨日、ある人に聞かれましたが、ごもっともなことで、質問の説明が足りませんでした。一筋とは、細くて歩くための道であって、歩きながらこの町の雰囲気味わってもらえれば十分なる、そういう道のことを私は言ったわけでありませぬ。

利便性もあるが、散策の楽しさも与えてくれるし、人がすれ違うことができる程度でよいと思うのであります。そのくらいの道がほのぼのとした譲り合いの雰囲気も醸し出してくれるのではないかと、こう思うところであります。ですが、私はこの小道を、この場合は連絡路、裏道、間道程度のものと思っております。

車で通る道は、おっしゃるとおり少し大回りですが、すでに立派に完成しているのであります。現場は、一部水路敷のところもあって、水路に蓋をすれば幅は確保できると思うのであります。ですが、私も今の経済状況では、道の話はなかなか言い出せないのですが、経費がたくさんかかるわけではないので申し上げました。町長にお答えをいただきたいのであります。

町長（中沢君） 中心市街地の計画を平成12年のときにつくった折にも、周辺を歩かせていただきました。当時、まだ鉄の展示館もなく、そんな時代であったんですけども、ご指摘の今の御前小路といいますか、込山の歴史の町でございます。そういう面でも、いろいろ検討の対象になったわけでございます。併せて、その計

画が56haに及ぶということでございますので、そういったときには、いや横町、立町、新町、大宮合わせて日名沢ぐらいまでのそういった中で、いろいろ対応できたらというお話もあったことを思い出すわけでございます。

今、いろいろな面で、まちづくりの手法がございしますが、坂城町の場合には、今の込山地区の小道を渡りまして、ふるさと歴史館へ、さらにそれが中部電力の跡地、今の駐車場でございますが、あの場も建物が今度歴史的なものに利用していくというような関係、そして下へ下りまして、埋蔵文化財センターの青木下等、そして駅、駅前には板倉藩にかかるお話等々、つなぐべきものはたくさんあるなど、こんなふうにする次第でございます。そうしたことは、地域の皆さんが、時にはまちづくり資金を得ながら、みんなでやっていただければ、それなりの住みよい町ができるかなと、こんな思いもございします。

ちょっと別件ですが、国道工事事務所の長野の所長さんによく言うんですけど、荻屋原の横吹のところの下のばらをつくっているわいと、それはいいことだわい、もう1つ頼みたいのは、あの上に昔の北国街道の小道があるんですわと、そういうところがうまく改修されれば、また私どもの誇りやあるいは快適な利用の場所になるなど、こんなことを申し上げたこともございします。併せて、それがバラ公園につながったり、各地の歴史的な施設等につながれば幸いだなど、こんなふうにする次第でございます。

8番（春日君） 町長のお話を一生懸命聞いていましたが、ちょっと私の能力では、結論がどこへ絞っていいのかわかりませんので、これはまた後でお預けといたします。

ロの項でございますが、ベンチがほしいであります。

この項では、課長は、研究、検討するという、こういう行政答弁用語を用いてお答えをいただきましたが、中にはちょっといくらか気があるかなと思うのが、有効な部分もありという、こういうような言葉も出てきたのでありますが、私のほうから、ちょっと思うところ、研究、検討の一助になることを申し上げたく思います。

不思議なもので、学生でも大人でもお年寄りでも、どなたでもベンチに座るといふ人は、ちょっとその中でも少し心身ともにいくらか弱い方がお座りになるという、こういうことでございます。それでなぜか、その弱い方の周りには強い人の取り巻きができるという、こういうことでございます。これがまさにベンチの效能かというふうと、私は本屋の立ち読みであります、そういうことを書いてあった本が

ありますので、ひとつご披露を申し上げました。

それからこのベンチですが、3人掛けでは話が三角関係になってしまうので、真ん中の人がどっち向いていいかわからないと。4人掛けは最低必要なのかなと、私は思っているのですが、ご参考までに申し上げました。

これは、この私の質問の中でも一番可能性があるものと思っておるところでございますが、課長に聞いたらよろしいのか、町長に聞いたらよろしいのか、可能性80%というようなお答えをいただきたいのですが、ついでだから課長にお願いいたします。

産業振興課長（宮崎君） ベンチについて、お答えさせていただきます。

今、私ども行政は、非常に苦しいところではありますが、予算がないとか、そういうことはあまり言わないようにということで、私どもはできるだけことは対応していきたいということでもあります。今3人掛けではなくて4人掛けというお話で、ちょっと予算も増えてきたわけでございますけれども、そういう中で、私どもがやるにはやっぱり自分のところでこの時期でございまして、予算をやりくりしないと難しい状況というので、今財政当局、これから2割減とか、またいろいろ厳しい方針を出してくる中で、確約というわけにはいきませんが、本当に80%ぐらいできるように、そうは言っても4人掛けを一度にできるかという、努力はいたしますけれど、順次進めさせていただければと考えておるところでございます。

町長（中沢君） 私はベンチの機能というものについては、ちょっと神経質ほど評価しているわけでございます。いろいろな場において、ベンチというものは、楽しく語り合う場であり、休息の場でもある。あるいはあそこへ行けばベンチがあるよと、そこへ人寄せる力もあるのかなと、こんなふうにも思っているところでもございます。

中心市街地のそれぞれの場所に、みんなが集えるベンチ、どういう形がいいか、あるいは、時には今度、千曲川沿いにバラ公園のところに拡張工事をするわけでございますが、そういった中でもベンチというものが重要になるなど。坂城高校と金比羅山の遊歩道があるわけでございます。そういったところにも、それぞれのベンチがあれば、休息しながら年寄りもやすらぎを求めながら行くなと、こんな面で見えざる力を持っていると、こんなふうにも思っております。まちづくりの中で、1つの基地になる、ある場になるということを念じながら、少しずつでも整備してまいりたいと、こんなふうにも考えています。

8番（春日君） 次はハの項であります、宿屋がほしいであります。

先ほどの答弁で、町長は、まちづくりを夢と思ったが、結果的には夢でなくなったというお話が出ておりましたが、私はこれを聞いて、今の宿屋がほしいという部分で、意表をついたというような、こういうことでございます。坂城町はうんとい町で、何でもあるけれども、ただないものが1つだけある。それは泊まるどころだと、こういうことあります。

中心市街地についての質問ですから、それより少し外れてしまうのもいかなものかと私は思って、初めから場所は申し上げませんでした、まさに湯さん館という、こういうことございまして、場所的には湯さん館という、こういうことございまして。

湯につきものの宿と、宿につきものの湯は界限随一で、となりの市には旅館、ホテルがいくらかもあるけれど、そこへ泊まればいいというものでもないような気もいたします。泊まってこの湯に入りたいという人は大勢いるのではないかと私は思います。

中心市街地からちょっと話はずれておりますけども、湯さん館内に宿泊するところが併設できないものか。今すぐというのはご無理でしょうが、その必要性は感じになられたことはありますか。そうだとしたら、湯さん館の今後ということも絡めて、湯さん館の社長の町長にお答えをいただきたいのであります。

町長（中沢君） 明治37年に町政がひかれたということは、古い古い坂城町でございます。100年たちます。そうした歴史の町の中で、ご指摘のように、宿泊、宿屋的な施設がないと。これまた不思議なことだと、こんな思いもいたしております。

時代も変わってきておりますので、私はしばしば、大手のそれなりの皆さんに坂城ってところはいいだで、ビジネスは盛んだし、18号線は走っているし、そうした中で、民で皆さん、ビジネスを含めたそういう宿泊施設を何とかうまくつくってくんないかやと、こういうことも問いただしているところでもございます。それも1つの私の気持ちでございます。

もう1つ、湯さん館でございますが、事実、当初からそういった宿泊施設をというお話もあったことは事実でございます。そして昨今、相当数の皆さんが見える。泊まる場所があればなという声も大きくなっていることも事実でございます。株式会社ということの中で、そういった面の検討もしているわけでございます。ただ、

管理の面が24時間体制になる。今の施設に合わせてつなげるということが、建築基準法、無理だということ等もあって、ひとつ論議を待っているところでございます。さらに企業の関係者の皆さんから、大きくなくもいいんだよ、湯さん館を使ってお客が泊まれる、そういった施設があれば、よりこしたことはない、こういった提案も出ております。少し時間をかけて、いろいろ検討すべき大事な課題だなと、こんな理解をしております。

8番（春日君） 夢の実現に向けて邁進されますようにお祈りをいたします。

さて、アイデアの受け皿は、これは町長、副町長にそれぞれご答弁いただきましたけども、ただ私がひとこと申し上げたいのは、例えば私がアイデアを持っていたとする。さて、どこへ行ってそのアイデアが活用できるのかと、その極めて素朴な質問にどう対応できるかということが、今後の課題であろうと私は思うのであります。

さて、時間も少なくなってきましたので、2番の古文書について。

2. 古文書について

弘化4年のこと、上五明村は100軒の家がありました。たびたびの洪水被害で、村は困窮していました。それを打開するため、村内ではサツマイモをつくり、上田の市場へこれを担いで行って現金収入の助けとしていた。ところが、下塩尻村から苦情が出て、上山田へのサツマイモを多量に出荷されては、こちらの芋が売れなくなるので、年貢納めが済むまで上五明村の芋の出荷を待ってほしいということになりました。上五明村曰く、当村が出荷を控えることになれば、困窮している百姓は生活が成り立たなくなるので、それは断ったと。10月に次兵衛という人以下11人がサツマイモを担いで上田へ行く途中に、岩鼻で下塩尻村の者にさんざんに打ちのめされた。この事件の続きはまだありますが、これが世にいう芋騒動であります。上五明区有文書目録として、この騒動の顛末は訴訟1、岩鼻事件として、1から112番までの整理番号が付けられて整理され、保管されているわけでありす。

また、中之条村では、元禄16年の鉄砲御改帳があります。鉄砲の大きさとそれを預かる7名が記され、この7挺は村で猪鹿が多く、作物を荒らし、百姓が迷惑するので、元禄16年以前に地頭の板倉甲斐守様とき、訴訟して、この鉄砲を預かったというもので、持ち主のほか、他人にはもちろん、親類縁者にも貸してはならないという一札が入っている、こういう文書であります。ですが、この文書は、板

倉甲斐守さまという方の末裔は県の副知事もしておられる方ということで、この町へも何度かおいでになられた方だということでもあります。

さて、古文書については、3月の同僚議員の質問に対し、教育文化課長は、古文書を保存する重要性を縷々お述べになられました。今回はそれを踏まえての質問をします。

イ. 目録づくりを急いで

近世の古文書は、庶民の資料として身近な暮らしを伝えるものが多いようです。坂城町には、いまだ目録づくりされていない文書も、これは読んで仕分けする文書が1万以上はあるだろうといわれています。

そして、所有者自身も古文書であることを知らないでいる場合もあります。古文書を読むには、総合的な知識が求められます。私も10年以上これをやっていますが、なかなか難しいところもあるわけでありです。町には、生き字引といわれるお年寄りもおられます。その方は、どのお宅にはどういう古文書があるということも知っておられます。若い歴史家へのバトンタッチもしないと埋もれたままになってしまうのであります。

いわば、また日を追うごとに、家屋の建て替えやらでその散逸もしてしまうのでありまして、いわばこれは時間との戦いかとも思います。目録づくりのスケジュールを立てて、それに取り組むべきと思いますが、教育長に答弁をいただきます。

ロ. 保管できるか

町には、たくさんの古文書をお持ちの方も何軒かあります。ただ、そういうお宅の中には目録づくりがすでにされているお宅もあるわけでありです。何百年の間、大切に保存されてきたわけで、それなりの保管場所があるわけでありです。

ところが、作業を進めていく中で、諸般の事情で、家では保管できないので何とかしてほしいという、こういう方も大勢おられることでもあります。そういう方に対しては、町で保管できるということの対応はすべきであろうと、私はこう思います。具体策はありますか。これも教育長に答弁をいただきたいのであります。

教育長（長谷川君） 古文書についてのご質問にお答えを申し上げます。

坂城町には、古文書をはじめ個人の日記であるとか、備忘録、書籍など、歴史を証するための重要な資料がたくさん残されているというふう聞いております。江戸時代、徳川幕府並びに全国の諸大名は、文書を通じて全国の村を支配したということから、旧村落にも膨大な数の古文書が作成され、保管、管理されてきました。明

治以降についても、この方式は今日まで続いていると思います。

町内の江戸時代の名主と肝入といった村役員を努めた家々には、村の政治を進めるために作成された村方文書が多数残されており、当時の坂城地域の村々の様子、支配の仕組み、出来事等を知ることができるわけであります。先ほどご紹介をいただきました上五明区の所有文書もこのような文書の1つであります。上五明文書は、江戸時代の初期から大正時代までの文書が集められていることでありますけれども、これは、大正時代に区内の各家庭に保存されていた文書を提供していただき、区有文書として保管して整理し、目録をつくったというふう聞いております。

今ご提案をいただきましたような作業が、上五明区では大正時代に行われていたということで、古文書等の保存の面からいいますと、大変すばらしい先見的な活動であったというふうに思います。また、地域でできる古文書保存という面でも1つの方法を示している事例かとも思われます。

町内に残されている文書は、長野県史とか坂城町史、更科、埴科、地方史などの自治体の歴史の編纂事業の折に調べられた記録はありまして、このうち、坂城町史の編纂の折に調査の対象になった文書については、目録がしっかりとでき上がり、保存されております。しかし、対象になった文書は非常に少ないということで、その後も平成12年度から町として少しずつではございますけれども、目録づくりに手をつけてまいりました。

具体的には、中之条陣屋関係の古文書の整理でありまして、所蔵している皆さん方にご協力をいただいて、期限を切って古文書を借用し、有識者の先生方にご協力をいただいて、目録化を進めました。そして、目録は2通つくりまして、1つは町が、1つは所有者がお持ちになりまして、文書は所有者の方にお返しして、その内容の説明と今後も長く保存してほしいという依頼を申しているわけであります。

このように、町内に残る古文書の散失とか消失には、防ぐように努力をしてまいりましたけれども、まだまだ個人のお宅で所蔵されているものがほとんどでありますので、これからも調査が必要であります。ただ、1軒、1軒のお宅に伺って調査することになりますので、多くの時間と労力が必要になります。また、ご指摘のように、古文書は、私もそうですが読めない方が多く、その価値がわからないということで、家の建て替えとか、そういうときに破棄されてしまったり、代替わりのときにわからなくなってしまったりということが多いわけで、まさに時間との戦いであるかなというふうに思います。

ですので、まずは町内に、どの家にどんな古文書が残されているのかを早急に把握して、作業していく必要があると考えております。幸い、町にはたくさんの歴史同好会の皆さんとか、古文書を読める方がいらっしゃいますので、そういう方のお力をお借りして、この活動を進めていきたいなというふうに思っております。

古文書をお持ちの皆さまの理解を得ながら、これからどういうふうに調査を進めていくかももう一度考え、早急に古文書の目録化を進める体制を築いてまいりたいと思います。

次に、保管できる場所ということでありますけども、これもご指摘のように、もし保管場所があればというお話はお聞きしている事例もございますので、その必要性は痛感しております。しっかりした保管場所があればというのは、私たちの願いでもあります。古文書の保管には、本来ですと、火災からの防ぐ手立てだとか、あるいは湿気から守る、あるいは直射日光から守るといような建物が必要でありますけれども、とりあえずとしては、そこまでいかなくても、古文書を保管し、整理し、閲覧ができるような施設をこれから町内の中で探して、多少の改良を加えて、そういう活動に使えればいいなというふうに考えております。

候補地として、若干の候補もありますけど、まだ検討は十分進んでおりませんので、これから進めていきたいなと思いますが、ご指摘のように時間との戦いでもありますので、なるべく早く、この方向を決めたいというふうに考えております。

8番（春日君） 時間がないのでちょっと端折りますが、刀の保管というのは、力を入れているのもこれはうんと当然のことかと思いますが、古文書の保管も併せてお願いをいたしたいと思っております。鉄は重いので、そちらが今のところ勝っているのかなという、こんなような気もするところがございますが、町長に何か保管のことで候補地でもあれば、1分以内で答弁をいただきたいのですが。

町長（中沢君） 昔からの古文書あるいは生活用具等々、失われるということは許されないことでございます。そういった面の保存はしていかなければならない。順次進めてまいりたいと考えるところでございます。

8番（春日君） 以上で、私の質問を終わります。

議長（池田君） ここで、10分間休憩いたします。

（休憩 午後2時30分～再開 午後2時41分）

議長（池田君） 再開いたします。

次に、1番 田中邦義君の質問を許します。

1 番（田中君） 世界同時不況の嵐が吹き荒れておりますが、10月以降、一段と悪化が強まっており、昨日から何人かの議員がこの対策について、質問をしたところでありまして、明確といいますか、納得できる答弁が見えませんでしたので、改めて私は、この景気の悪化に伴う町内中小企業や事業所などへの緊急対策とそれに伴う財政運営の2つの項目について、順次質問を行います。

1. 緊急中小企業対策の取り組みについて

最近、町内がだいぶ静かになったように私は感じます。少子高齢社会が進んだことや大型食品スーパーの閉店などのこともあります。何よりもこの工業の町、中小企業集積の町としての基盤であり力である、そしてまたシンボルでもある工場、事業所が、そういう場所におけるモーターや機械の音、加工や組み立てなどの操業の音が、心なし弱く、小さくなって萎えたように感じるからであります。

この生産活動の落ち込みは、急速、急激で大きく、かつほとんどのすべての業種にわたっており、今までの不況期なら、電気や一般機械がだめでも他の自動車関連や建設機械がよいとか、業種によって差があったわけですが、今回はおしなべて悪く、中には70%以下に落ちたという、そういう業種なども町内にいくつか見られるわけですが、こういうかつて経験したことがない、まさに未曾有の不景気といわれておるわけですが。

そこで、本定例会には、町は当然、緊急的な支援対策を、あるいは補正予算の提出があるものと期待をしておりましたが、誠に残念なことに何もありませんでした。寂しく感じたところであります。

イ. 町内中小企業の景況把握について

町長は11月20日に町内大手企業経営者、商工会役員の皆さんと懇談会を開催したとのことですが、町内の90%以上を超える中小零細規模の景況状況について、イとして町長はどのように把握しているのか、また対策や施策の前提となる、こういう緊急、実態の把握をするための調査をどう行ったのか、行っていくのか。

さらに緊急対策について、今回、補正予算等明確な予算的な措置等が見られないわけですが、どう考え、そのもらなかった理由などについて、町長に伺います。

ロ. 緊急景気対策の取り組みについて

このような危機的で先が予測できない景気の悪化が進む中で、町内の企業や事業所など1社たりとも行き詰まることがないように、そういうものを出さないという強

く固い決意を持って、実効的な支援対策を緊急に打ち出すべきと考えますが、町長の所見を伺います。

回復まで2年から3年ともいわれる長いトンネルに入ったばかりの町内中小企業の皆さんが、期待と希望を感じられる工業の町ならではの対策が町に求められていると私は思います。緊急対策への基本的な考え方について、町長の考えをお聞きして、1回目の質問といたします。

町長（中沢君） 中小企業に対する緊急的な取り組みということでもあるわけでございます。

現在の中小企業の景況と申しますか、状況というものにつきましては、テクノセンター、テクノハート、商工会等々、いろいろな会議の中で、すべて出席し、お話をし、耳にしているところでもございます。また先般、経済産業省やあるいは他のところへもまいりまして、いろいろ景気動向等も把握し、その動向、国の対策等も伺ってきたところでもございます。

県の商工労働部や金融機関等でもいろいろな状況もお聞きしているわけでございます。景気をどういうふう把握するか、なかなか難しい問題でもございます。しかし、その対応はより難しいということでもございます。この3カ月間の景気動向の落差といいますか、現実には、誰が予測できたかということは、専門家でも予測できない問題でもあるということを感じているところでもございます。

町内の企業は申すまでもございませませんが、大きな企業と中堅企業とそして零細企業との1つが一体となってつながり合い、構築されているところでもございます。大手にいろいろな問題があれば、常に小規模企業にいろいろと影響をもたらすという特色もあるわけでございます。そういった中で、大手企業の皆さんと直に話し合いますと、生産的な減産もさることながら、雇用不安につながるというような、これは耐えているだわいという面も出てきていることも事実でございます。こういった実態は、本当に当事者のみが知ることか、あるいは我々には本当の真の姿は推察するにすぎないなど、こんな思いも持っているところでもございます。

11月20日に商工会の主催しました、企業の皆さんとの、あるいは小規模の商工会の役員との経済振興懇談会の中でも、いろいろと厳しいご指摘もあり、また実状も報告されたところでもございます。アメリカに端を発した金融不安や株価の下落が世界を取り巻き、世界経済の縮小、さらに加えてドルやユーロによる問題、円高の急激な進み等々、本当にそれに合わせて、すべての企業において、生産的なも

の、経営的なものを見直す必要に迫っているということでもございます。さらにまた、欧米はもとより東南アジアをはじめとする新興国の経済状態も厳しく、世界どこへ行っても、ここがいいという場がなくなってしまったというのが現実でございます。

11月、12月がさらに厳しさを増し、3割減あるいは4割減という話もお聞きしております。どこが底かということさえも計り知れないし、また2年先、3年先に先が見えてくるよ、そこまで我慢しろというお話もございますけれども、それさえもおぼつかないという状況に相成っているなど、こんな思いもいたします。

そうした中で、取引先が国内企業であったり、機械金属以外の一部の業種では、若干の業績の上向きもないこともないようでございますけれども、それはほんの一部で、全体的には厳しさを増すばかりということで、年明け以降の状況がさらに懸念されるところでございます。

この時期に、各団体、各地域でいろいろな懇談会にいろいろ招かれるわけですが、町長どうだや、困ったわいやという声が一段と高くなってきているところでもございます。行政としてどう対応するかということに、極めて苦慮するところでもございます。そうした中で、国は経済対策を先行するということ、その1つとして、緊急保証制度を打ち出したわけでございます。この制度をよりよく利用するということが、現状における金融対策の一番の大事なことかなと、骨組みだなと、こんなふうに思っております。

ご案内のとおり、県の融資制度につきましても、融資枠の拡大は図っているものの利子という面については据え置きで、特段の見直しはないわけでございます。利子をゼロにするということが、現時点で政策的に正しいのかどうか、苦悶するところでもございます。特色ある商工業施策を展開するというに何とか心を配ってまいりたいと、こんなふうに思っております。

田中議員さんからも、いろいろのご提案もございます。国における緊急保証制度あるいは県の制度、あるいはまた金融機関そのものの実態、金融の状況はどうかということを把握する中において、諸々の対応ができるなど。それを選択することが大事で、町の融資制度だけをということは波及効果が疑問な面もあろうかと、こんなふうに考えているところでもございます。

先ほども触れましたけれども、雇用不安ということがそこまでまいっております。総合的にいろいろ相談するという窓口よりも、個々の問題について窓口をしっかりと

して、関係機関できめ細かく対応しなければ、何ら具体的な対応はできないというふうにも思う次第でございます。

そうした中で、町は何ができるか。その第一は、こういったときこそ、経営なり課題の見通しをつけるということではなかろうかと。そのためには、今各施策を展開する中で、第一にはいろいろな情報収集機能を高めてまいりたいということでございます。企業が今何をやるべきかということ、世界経済の中で何とか見出す、その手立てを進めていく。

先日も、本田技研の前の吉野前社長に来ていただきまして、こんなときでも夢への挑戦を忘れるなというお話もございました。そしてまた先日は、前に東京高検の検事長をやられておまして今弁護士の濱田邦夫さんでございますが、こういったときこそ企業のリスク管理をどうするかというお話もいただいたところでもございます。さらに先日、国のほうへまいりまして1月4日には賀詞交歓会があると。それはみんなが新年を祝うのであるが、その前に企業関係者とまずこれからの経済の中で、企業がどう対応するかということ、国の高い目で見たいという話を願いたいということで、産業製造部の次長さんでございますが、部長さんの上の方で局の次長さんでございますが、その後藤さんにも、見えていろいろとご示唆いただきたいということ。

そして2月には、イトーヨーカ堂の鈴木敏文会長にも来ていただく。この間お尋ねし、いろいろお話も承ってきました。こういう時期に話すことは大変だよというお話もございました。それぞれ話す人も聞く人も悩んでいるわけでございます。これがいいということはありません。それがいいということではございませんが、そういったものに挑戦することこそ現状において大事なことだと、こんなふうにも思う次第でございます。

次に、こういった時代ではございますが、坂城町には他の市町村にないテクノセンターがございます。またテクノハートもございます。商工会とも一体となっております。産業技術の開発機構との連携をとって、こういうときこそ、いろいろ対応していかなければならない、技術対応していかなければならないというようなことから、いろいろなコンソーシアムも進めているところでもございます。さらに今後、県のマーケティングセンター、あるいは人材育成センター等も、私といろいろつながりがございますので、そういったところとの連携をより深め、こういう中においての技術開発、受注対策等を進めてまいりたいと、こんなふうにも思っております。

ろでございます。

金融制度そのものについても大事なことでございます。しかし、金融というのは連携しております。国、県、市町村、その連携をより高めながら、より友好的に使っていくことが何よりのことと、こんなふうに使っているわけでございます。こういったときに福祉的と思われるような面というよりも、企業はあくまでも自ら立って自ら経営していただくかなければならないわけでございます。そういった視点に立っての支援をどうしていくか。これからの課題ということでもございます。それぞれの場で精一杯やっていきたいなど、こんなふうに使っております。

先ほど、雇用にかかわる問題等々のお話も申し上げました。今こういった問題は、職業安定所等との関わりで論ずることでもございますので、またそんな事態がまいる、あるいは予備的にいろいろやることはなかなか行政的には難しい、禁じられたことでもございます。その点も十分ご承知おきいただきまして、みんなで知恵を出し合っていく、そういった仕組みをつくることこそ、私に求められた責務かなと思っている次第でございます。

1 番（田中君） 初めの質問の中で、町長に、1 2 月予算等に対して何も対策的なことはなかった、それはどうしてだという質問が漏れていますので、答弁をお願いします。

町長（中沢君） ご承知のように予算は通年予算でございまして、当初にそれなりの対応は商工業をいろいろ振興する立場の坂城町においては、予算措置はしてあるわけでございます。国のようにとか、県ではさることながら、町がこの際、金融の利子をこういうふうに下げるといようなこと、私は否定はいたしませんけれども、先ほど申し上げましたように、もっと大事なことがありますよ。例えばテクノセンターでいろいろやっていただいている経営懇談会的なものは、すべてテクノセンターに予算措置がされておりますので、すでにされているから今は予算計上する必要がないということでございます。

1 番（田中君） お言葉を返すようですけれども、町長は十分この3カ月というか、この急激な変化というものをご理解されているわけでございます。そういう中であって、当初予算という形の中で対応しているからということは、いささか論理が違っているのではないかなと私は思います。

金の卵を生む鶏が今ひもじくて、弱ってきているときに、今年1年はこれで餌なんだよってやったらそれでいいのかということですね。私は、今こういう時期だから

からこそ、昨日から町長の答弁を聞いていますと、まさに平時の何でもないときの対策を縷々述べておられるように感じます。私はこういうときだからこそ、ああ、さすが町もやってくれている、汗をかいてくれているという町内の中小企業の皆さん方が、それをわかっていると思うんです。皆さん方は自助努力の世界で勝負をして生きているわけですから、そういうだけでも町が頑張ってくれている、おれたちのためにやってくれている、そういう姿勢を形の上で示してもらいたいなど。そういう思いでこの質問をしたわけですから。

私は今日は具体的な質問を、現在の経営環境に関わる具体的な質問をいくつか述べて、町や担当課長の考え方を聞きたい。そしてそれを実行してもらいたいという思いでありますので、町長には一応、1番の質問は以上で終わりいたします。

現在の中小企業の取り巻く経営的な環境の中で、まず資金繰りの問題があります。それから受注開拓、そして先ほど町長もお話したとおり雇用の問題があります。さらにその消費流通の分野、この4つの分野について、町として望まれる支援策、そういうものを要望するわけですから。

私の考えている範囲の中で、私は何も自分の頭の中だけではなくて、実際に約30社近くの小規模中小企業の社長さんやその役員の皆さん方と、ここ1カ月ぐらいい間の間、時間の長短はありますけれど、お聞きしました。そういう皆さんのお気持ち、要望、だから調査をする、緊急調査をなぜしないのかという、そういう思いでさっき質問したわけなんです。私はしっかり自分の足でその辺をつかんでまいりましたので、この提案をいたしますので、しっかりと実行できるものからやっていただきたいと思います。

まず、資金繰りの対策でございますけれども、企業の皆さんは、既存の借入金、今まで借りているものをお返ししているわけです。これは今までは売り上げがまだ9月ごろまではあったから、その中で運転資金として支払いができたわけです。ところが今、がくっと3割以下に落ちているわけです。そうすると、入ってくる返済のいわゆるキャッシュ・フロー、お金が少なくなった、薄くなっているわけです。そこで私は、まず町が当面、金融機関に中小企業の皆さんがお借りしてお返ししているその元金の返済を、当面は利息ぐらいいに抑えていただいて、元金はここ1年ぐらいいは様子を見て、据え置いてもらうという、そういうことを町がしっかりと金融機関に要求、要請、要望をしていただく。ただし、それは何も野放図じゃなくて、しっかりその前に実質的な充実した相談を受けて、そして内容を、経理、財務をしっ

かりと精査した上で、この1年耐えるという、1つのめどの範囲の中で銀行の協力をいただくと、そういう取り組みをまずしていただきたいなと思います。これには、町の予算は一銭も使わなくて済むわけですから、そういうことをしっかりとやって、中小企業の皆さん方の後ろ盾をしていただきたいなと思います。

それから、資金繰りの2点目でございますけども、緊急暫定措置として、ただいま町長は、金利なんかのあれは無理だというようなお話ですけども、町の利子補給対象があるわけですね。これは町の中小企業振興条例にちゃんと載っているわけなんです。これも、私どもはもっと早く、本当は議員提案でも条例改正をしておくべきだったんですけども、利子補給をしているのは工場移転とか公害防止とか、平時の中でも何か特異なもので、しかも利子補給する限度の幅が4%とか5%を超える分について1%というような言い方になっているわけです。もうここ10年以上低金利が続いているわけです、日本の場合。4%、5%を超えるような金利を借りるということ自身が、町の制度資金にはないわけでございます、そういうものを今まで放っておいているということで、本来なら条例改正をすべきなんですけども、ここで緊急措置としてそういうものを少しでも広げていただいたらどうかなど。

その広げるという資金ですけども、経営安定資金とか、セーフティネットの経営安定特別資金、そういうものに限って、これから生き延びていくために必要な中小企業の資金を応援してあげたらどうかなど。そういうことを、これは町長に後で答弁をいただきたいなと思います。

さらに、そういう資金の、もし金利助成については、当然、既存の今現在返しているもの、本当はこれは企業の皆さんは急いでいるわけでございます。売り上げが7割も減っている人たちが今までの支払いをどうやってしていくかという、そういうものを応援してあげる。国が特別保証なんかをやっても、借りたお金は返さなくちゃいけない。じゃなくて、今返しているものを何とか応援してあげられないかという、このことが私の資金繰りの具体的な予算を要する問題でございます。

時間の関係もあります、次に行きます。

②として受注対策でございます。私は6月のまさかこれほど秋に落ちるとは思わなかったんですけども、どうも中小企業の皆さんに聞くと仕事が減ってきている、減ってきているというお話があったから、町独自の、国や県やなんかでやっているテクノフェアとか何とかじゃなくて、町独自、工業の町独自での受注開拓に取り組んだらどうかという質問を提案したわけでございますけども、前向きにとらえられ

ておりません。今日のこの落ち込みを思うと、もっともっと強く要請しておくべきだったと残念でなりません。中小企業の皆さん方が、後で評価される、町はいいことやってくれた、あるいは次の時代につながる、そういう受注開拓の取り組みを改めてここで提案します。答弁はいいです。

③として、雇用対策についてであります。現在、大企業の大量の派遣切り、非正規雇用者の整理が社会問題となっており、さらに今ここへ来て、来春の新卒者への内定取消など、雇用が急速に冷え込んで、厳しさを増しておるところであります。そこで、雇用対策について、3点について対策を要望、提案します。

まず1点でございますけれども、新卒者の内定取消が町内企業さんにおいては絶対起きないように、起こさないようにという、そういうことを町長が各企業さん、事業所さんに協力要請を行っていただきたいと思います。

2点目は、生産減によって休業者を支援する。というのは、生産減によって解雇の前に、例えば週に2日、3日休むという、そういう解雇するよりは休業していただく、そういう休業者の人のために、国では、雇用調整給付金という助成金という制度があるわけですね。これは簡単にいえば、週に2日休業したと、その分はお給料が事業主さんが6割以上お支払いすれば、国はその一定の限度額の8割を後で補給していただけると。そして、そういうことでできるだけ雇用をとめておいてほしいという制度なんです。これこそは使うべきであって、私はこういう問題に、せっかく企業さんが今大変資金繰りが厳しいときに、8割を負担するならあと2割ぐらいは暫定的に1年ぐらい、町が応援するよと言ってもいいんじゃないかということで、そういう施策を提案するわけです。

実はこの施策について、過日、篠ノ井の職安さんにどうだと言ったら、この町の辺から5社ほどこの休業の給付金に対する引き合いなり説明を受けに来ていると言っておりました。それで、こういうことで国が出している残りへ町がやるということに対してどうなんだということで、長野労働基準局の課長さんに電話したところ、私じゃわからないから本省へ聞いてみるということで、本省へ聞いてくれました。3時間ほどしたら電話がかかってきまして、本省でもおもしろいと。そういうことでやって雇用確保をしてもらえるとということであればおもしろいと言ってもらったので、工業の町だからこそ、こういうものをこういうときだからやっていただくと、そういうことを要望するものでございます。

3番目でございますけれども、不運にして、不幸にして派遣切りを受けた人たちも

このあたりにいらっしゃるわけでございます。そういう人たちに今一番欲しいのは、働く場と収入だと思います。

そこで、坂城版のニューディール政策とでもいえる雇用の創出について、町が一時的に取り組んでみたらどうかということで提案を申し上げます。どういうことかという、いわゆる雇用整理を受けた人たちを対象に、その人たちに町が一時的に、臨時的に雇用をして、そして道路沿いや河川沿いなどの公有地の環境美化とかあるいは里山づくり、特にこの私どもも見て、いつも思うんですけど五里ヶ峯のところ縦状にカラマツを伐採した列状間伐がありまして、去年あたりは比較的きれいだったんですけど、今年は檜を植えたまわりの草が生えちゃって、この間も林業関係の人にお聞きしたら、草のほうが勝っちゃっていると言っているんですね。ああいうところの下草刈り、今枯れているんですけども、ああいうものをしていただいて、育林なりそういう地域の、ふだんできないことをこの際だからやってみたらどうかという取り組みでございませう。

こういうことで、今雇用の機会と収入の機会が企業サイドから急速に今離れているわけです。従って、そういうところへ町が景気対策として独自に取り組む。住民並びに将来への工業の町の人材の確保に効果的と考えられますので、実践への取り組みを強く要望いたします。

最後に、緊急対策の④であります。町内で消費を支援する。昨日来、町の商業活性化という質問も出ておりましたけども、私はまず町でお買い物をしていただく。そういう運動と実際に町の振興券というプレミアム付きの商品券の発行というものをここで臨時的に行って、それがもし効果ははっきりしていいものであれば、そういうものを経常的に続けたらどうかということでございませう。町内の商店のみならず、サービス業や職人さんなど、中小規模の事業者に使えるプレミアム券付きの商品券でございませう。

かつて、たばこは町内で買いましょうという運動が非常に表に出ておりました。今、この町に必要なのは町内でお買物をというキャンペーンじゃないかと思うんです。そういうことを行政が積極的に取り組むべきではないかということで提案するわけでございませう。申し上げるまでもなく、日用品などの生活用品や各種サービスなどの提供機能というのは、町の重要な、地域の重要な生活インフラでもあります。わけても高齢化社会、いわゆるスーパー砂漠や商店過疎地が今この町内にどんどんできてきておられます。そういうものへの行政と住民がバックアップ、手を取り

合って、より確かな対策を、しかも具体的に実効があるものをつくっていくべきではないかということで提案をするわけでございます。

以上、4つの分野について、緊急対策を提案しました。私が試算してみたところ、この金額そのものは、そんなに大きいものではございません。こういうことをこういうときだからやってこそ、地方分権、地方の自律の町であるわけでございまして、そういうことをしっかりと自覚をして、認識をしていただいて取り組むことを期待して、私の2回目の質問を終わります。

町長（中沢君） 先ほど、町は平時の対策しかしていないじゃないかというご指摘もあったわけでございます。こういう時期だからこそ、国の代表する経済人なり指揮者等をお招きしているということは、こういう時期だからこそやるべきことで、また町が一生懸命やっているということの理解をしていただきたいなど、こんなふうに思っております。

田中議員は、県で商工のいろいろ長年の経験もありましょう。私もそれぞれあるわけでございます。受注対策1つとっても、何かパフォーマンスで、行ってきて話してきたわいということで、実効がどれだけ上がったかということは、今にして反省しているところでもございます。そうした反省から、私は坂城の場合にテクノセンターをつくったわ、技術開発に頑張るわ、あるいは受注等については、みんなで、124社のテクノハートの皆さん、頑張ってくださいよと、こういう仕組みづくりをしたのは坂城町だけでございます。他の市町村ではありません。こういった仕組みこそ、急にここで何々をやれというんでなくて、そういう仕組みをより生かしたらどうなるかという、今まで皆さんが頑張っている基盤に立って、いろいろ施策展開をしていただければありがたいなど、こんなふうに思っているわけでございます。

あそこには開眼塾も、あるいはごさる会もございます。いろいろな皆さんが寄り集まって頑張っているわけでございます。そういった面に坂城ならではのいろいろな支援をしていくということでもあります。

また金融の問題について、この面をこうしたらこうなるというのも、これも1つの理屈かもしれませんが、金融の大きな流れという大勢というものの中では、国あるいは県のそういうものを見ながら連動していくと。しかし、選択として、保証料の問題がございまして。県では一部はやめました。だけれども、坂城町はその分については持つというように、いろいろと特色もあるわけでございます。それぞれの施策というものが、こうやればこうなるわい、こうなればこうなるわいという端

的な話でなくて、広いベースの中で着実に進めていくというようなことが大事なかと。時には田中議員も産業振興課の皆さんと、軸に話し合っ、いろいろこうだねえか、あだねえか、あるいはテクノセンターの皆さんも頑張っているわけで、そういう中で、声援を送りながら提案していくということがより大事で、急にこの場でこれはどうだということはどうかなと。それだけでは施策は進みませんということも申し伝えておきたいと思います。

しかしながら、いずれにしても貴重な提案でございますので、一つひとつ受けながら、また胸に秘めながら対応してまいりたいと、こんなふうに思う次第でございます。

産業振興課長（宮崎君） 緊急景気対策の取り組みについてのご質問に順次答弁させていただきます。

基本的な考え方は今町長から説明させていただきましたので、個々のお話ということになるかと思えます。私も先日、町内の金融機関4行を回りまして、今日の支店長さんが見えておられましたけれども、融資の状況や町内中小企業の資金調達の状況のお話をお聞きしたり、そういう中で貸し渋りや貸し剥がしがないようにというお願いをしてまいりました。

そういう中で、支店長さんとの話では、今元金据え置きというようなこととというようなご質問がございましたけれども、それぞれの企業に応じて、できるだけことはしていきたいというようなお話も受けてございます。と申しますのは、それぞれの企業によりまして、条件がご案内のようにすべて違います。そういうことで、個々にできるだけ話を聞いてほしいんだというお願いもしてまいりまして、支店長さんたちも、ぜひそうさせていただきたいということでございます。

町としては、この金融機関や商工会など、十分に相談に乗っていただいて、あす、緊急保証制度の説明会、さらには金融個別相談会を開催いたします。新たに設けられました中小企業のための資金調達制度についても、本当にご存じなのかどうか。ここらでセーフティネット等について、本当に理解していただいて、進めていただければと。

今、利子補給のお話もありました。利子補給は、利子が高いときの補給ということでございます。今私どもの制度資金、2%という部分から、ちょっと高いので振興資金が2.7ということでございますけれども、それよりも、町内では低いレートでやっておられるというのが一般的でございます。利子補給については、ちょ

っと考え方がどうなのかなというふうに思います。

それと、受注対策については、先ほど町長のほうからも出てございます。ただ、私どもも、そうは言っても、これまで町の出品者協会等で、ほかにはなく、いろいろな出展等受注確保について、独自の取り組みも、お金をかけて進んできております。今大手企業さん、内外を問わず展示会には大勢来るけれども、受注に結びつかない。だけど次の仕事を探っているんだよというような話も共通しているところでございます。こういう地道な、次のステップというのもやっぱり重要であろうと思います。

それと今雇用の関係でございますが、県が緊急労働相談窓口を各労政事務所と県労働保健課に設置して、労働条件、一般の相談に応じております。今ハローワーク等のお話もございましたけれども、雇用調整助成金もございます。この12月1日以降には、中小企業緊急雇用安定助成金ということで、5分の4の補助をするということで、残り分ということでございますけれども、これについても今まで3分の2だったものが、新しい制度の中で国は5分の4というようなことでしております。ですから、これについて、町の補助ということでございますけれども、当面についてはこの中でどうなのか。それよりもやっぱり、こういった労働局等と連携しながら、いろいろこれから出てくるような場合が多ければ、相談等のいろんなお手伝いのできればというふうに考えるところでございます。

次に、雇用確保のためのソフトな整備事業、ご提案では、今坂城版のニューディール策というようなことで、里山の整備や下草刈りなどの雇用の機会をつくって、生活支援はどうかというようなことでございます。これについて、賃金に関わるものということで、町におきまして、これらの支出については、本当に必要最小限しか組んでございませぬ。そういう中で、10人の林業委員さんにそれぞれ手分けの中で仕事をお願いしたり、さらに多くは地元区や関係団体へお願いして実施しておるものも予算の中に100万円という部分の中であるわけでございます。そういう部分の中で、これもまた一概に、すべてそういったところへ対応できるかということ、なかなかこれは今の状況の中で、町自体がそうやって経費節減を図っている中で、新たな施策としてどのくらい取り組んでいけるかというのは、なかなか難しい話だろうと考えております。

それと、町のプレミアム付きの振興券でございますが、これにつきましては、当然新たな予算化が必要でございます。商工会の中でもそういったお話は聞いてござ

いません。非常に厳しい話だろうなというふうに考えてございます。ただ、町内でのお買い物キャンペーンというのは、これは大事なことだろうなと思います。商工会等と連携して、検討を進めていきたいと思えます。

全般的に私ども、融資の関係でございますけれども、皆さんの質問をお聞きすると、町の融資はうんと悪いように聞こえます。けれど、町はこれまでいろんな部分で対策に取り組んできておりまして、それは町より1、2の市の中では、ここへ来て打ち出している部分もでございますけれども、ただそういう中でも、いろいろ考え方があろうかと思えます。私どもとすれば、まず、今国、県が示している、そういうものをまず使っていただく。その上でどうなのかという部分が大事だろうというふうに考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

1番（田中君） ご答弁をいただいたわけでございます。

こういう席で言うてどうかと思うんですけど、私の長い職場の大先輩としての町長さんから、こういうところでいきなりやるんじゃないかと、もっと着実に担当の部署へ来て相談するなり、そういうことも大事だよというご忠告をいただきました。まさにそのとおりでございます、これからも努めてまいりたいと思えます。

ただ、町長をはじめ産業振興課長の話で共通する点は、くどいようですけども、今大変な時期なんだということで、そこにやっぱり認識を置いて、今国もどもも財政は厳しいわけでございます。歳出削減や財政健全化という大きな課題に向かっているわけでございます。わけても、ここへ来て急激に税収が落ちているということで、さらに財布のひもを締めなくちゃいけないんだけど、大事なことは、やはり通常のは締めても、こういう緊急時でございますので、いわゆる昔の景気対策、いわゆる公共事業の増額とか、そういうことじゃなくて、もっとソフト的に近いような分で、住民なり、中小企業の皆さんにある程度納得していただけるような、希望を持ってもらえるような、そういうものを取り組んでいただきたいなということで私は質問したわけでございます。

冒頭、2回目の答弁の町長の言葉の中に、アウトカム、いわゆる何かやった、ものをつくった、何かやったというだけじゃなくて、そこから何が派生したかという、今まさに中央分権、行政に問われるアウトカムという考え方、これをぜひ役場全体に広げていただくということをお願い申し上げまして、本当はもっと利子の補給の問題とかあるいは繰り延べ、雇用に向けても続けたいんですけど、時間等の関係があります。

課長の答弁、町長でもいいんですけども、簡単なことなんですけど、町長のほうがいいと思うんですけど、新卒者の取消はしないようにということを町内の企業さんなりにぜひ要請をしていただきたいと思いますんですけど、その決意をひとつお願いします。

町長（中沢君） いろいろとご意見を交わす中で、景気に対する厳しい認識、そこに対する手法等々については、共通するところが多々あるなど。ただ、私と若干違うなどと思うのは、私はこういう厳しいときであればあるほど、受注でもいろいろのもの対策は企業自身のベテランの手で担ってもらわないと先へ進まない、民のほうは行政より上だよということをあえて申し上げたかったという面でもございます。

いろいろとこの19日にもテクノセンターの理事会等もございます。いろいろな面で、これは全体の中で町はこういった面で新入者が何とかなればというところまでは、ちょっと行きかねるなど。個々の企業の中での話の中で、新規採用したところもございますので、そういった面はどうなっているか、それはどういうふうにといいことで、話の中でいろいろ、よりそういうことのないような対応を求めてまいりたいなど、こんなふうに思っております。

1番（田中君） 中小企業なり事業の皆さんの自助努力というのは、十分理解をし、尊敬をしているわけですが、非常時、緊急時ということでございますので、町長、この景気なり、こういう状況が年明け後、さらにというようなことの場合は、場合によっては補正予算なり、あるいは新年度事業の中に、今スピードが大事だと思えますけど、そういう面で期待を申し上げておきます。時間もありませんので、次の2項目めに入ります。

2. 景気悪化に伴う財政運営について

イ. 町民税収の上期実績と今年度の見通しは

当然、昨日からいくつかの方から出ておりますけども、景気がこれだけ落ち込んで、特に法人町民が落ちていると。昨日の答弁の中にも、来年は2割減というようなことが伝えられております。1つ、今年の見込みとしてはどうなのかということ、それが予算との絡みの中でどうなるかということをお聞きしたいと思えます。

ロ. 人件費を含む歳出削減策の取り組みを

法人町民が大幅に減ったということ、これは町民税だけじゃなくて、おそらく全体にもそういう形のものが出てくる。あるいは未済額が増えるんじゃないかという心配が同然あるわけですが、そういう中においても、先ほどもちょっと同僚

議員の質問の中で出ましたけども、議員の歳費の前のように、削減、私も賛成でございますので、そういうものを含めて人件費の削減あるいは経費の一層の削減というものに取り組んでいただきたいなと思います。

そこで、削減にあたって説明を求めるものでありますけれど、事務的経費、経常経費などの一律の削減ということをどう考えるかということ。それから、あれかこれかの選択で、あれもこれもじゃなくて、あれかこれかで緊急性のない工事等の先送りということについてはどうかということ。それから③として歳出削減を行う場合に、これは当然のことでございますけども、住民サービスへのしわ寄せや支障というか、そういうものが起きないように特段の配慮をしていただく、配慮をしてほしいということを要望します。

そしてできることなら、今年度予算でも節減して、浮いたお金でできたら雇用の創出なり、できるところへ中小企業の応援に緊急的に回していただくようなお考えがあるかどうか。この辺も町長をはじめ総務課長に説明をお願いします。

総務課長（中村君） ちょっと用意をさせていただいた原稿がまた長いものですから、端折りながら申し上げてまいります。

法人町民税、上半期は昨日も数字申し上げました。収入済額2億9,600万円ということ、マイナス38.3%、1億8千万円の減ということ。ただ11月末で一番新しい数字を見ますと、収入済額4億4,700万円、対前年比ですと36%の減ということ、2億5,700万円と大きなダウンであります。

ただ、予算の当初計上は5億円ということでございます。そこに5千万円ちょっと差がございます。これが完全に埋められるかなというのはちょっと厳しいかなと、こんなように思います。ただ、お気づきかと思えますけれども、今年度の補正予算の中では税にはさわっておりません。それは5月くらいから何か霽囲気がおかしいのかなという感じがちょっと税の面で感じられましたので、余裕のある税目について計上をいたさないでまいっております。税で当初計上をいたしております28億6千万円、これについては当然歳入できるであろうという見通しを持っております。

それは今年度のお話ということ。来年度、今ご指摘もあったんでありますけども、法人税ばかりじゃないだろうということ。当然、個人の所得というのは、歴年なものですから、1月から12月までということであります。今年の後半、個人の収入、お勤めの方はある程度以上に落ちているかなというように考えるのが正しいのかな

というように思います。そこへ加えて、平成21年度は固定資産税の評価替えということがございます。11月27日の新聞に出ておりました基準値の価格11%余の落ちということでありまして。これは市町村間の均衡を図るために、都道府県知事が県の審議会の意見を求めて、定めて、私どもへお知らせをいただいて、それに従って、私どもは不動産鑑定士等の鑑定評価結果と合わせて評価替えをやっていくということになっております。3年前と比べて11%余落ちているということの中では、当然、土地、負担調整はありますけれども、家屋はこれはもう確実に落ちるだろうと。新たな投資がなかったであろう状況からすると、償却資産も償却方法が変わるということも合わせて、ある程度以上に落ちるだろうと。そんな状況にあるわけでございます。

歳出削減というところであります。人件費の削減であります。これまでも町の特別職について、町長8%、副町長・教育長5%の減額を行っておりますし、管理職手当につきましても10%の削減を実施いたしているところでございます。また、現状の給与の体系からしますと、50歳を超えている程度の職員は、構造的に定年まで給料は上がらないという構造になっておりまして、少なくとも増はないというようなことがございます。また、地方行革の指針ということで、21年度までの集中改革プランの策定をし、行政機構の改革を生かし、定員管理の適正化等を図っているところでございまして、そういった中で人件費の支出の削減にも努めているわけでありまして。

来年度というところでございますが、その歳出というところでは、おっしゃられるとおり、事業として取捨選択というようなことを考えていかなければ、他の住民サービスへ回すお金はないというように考えざるを得ないなということでございます。なものですから、削減額を他へというお話は大変厳しいかなというところがございます。

1番（田中君） また今回も2問目が時間切れというか、ちょっと失礼なんですけども、いずれにせよ、こういう経済が非常に悪化している状況の中で、やっぱり工業の町ならではの、さすが坂城だというような運営、そしてまた町の中小企業の皆さん、商店の皆さんに、町も頑張っている、おれたちも頑張ろうという、そういう思いをしっかりと伝えられる、そんな行政をしっかりと緊急に、スピーディにやっていただくことを望んで私の質問を終わります。

議長（池田君） 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

明日10日は午前10時から会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(散会 午後3時42分)

1 2 月 1 0 日 本 会 議 再 開 (第 4 日 目)

1. 出席議員 14名
- | | | | |
|-------|-----------|-------|-----------|
| 1 番議員 | 田 中 邦 義 君 | 8 番議員 | 春 日 武 君 |
| 2 " | 山 城 賢 一 君 | 9 " | 林 春 江 君 |
| 3 " | 柳 澤 澄 君 | 10 " | 安 島 ふみ子 君 |
| 4 " | 中 嶋 登 君 | 11 " | 円 尾 美津子 君 |
| 5 " | 塚 田 忠 君 | 12 " | 柳 沢 昌 雄 君 |
| 6 " | 大 森 茂 彦 君 | 13 " | 宮 島 祐 夫 君 |
| 7 " | 入 日 時 子 君 | 14 " | 池 田 博 武 君 |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者
- | | |
|-----------------|-----------|
| 町 長 | 中 沢 一 君 |
| 副 町 長 | 柳 澤 哲 君 |
| 教 育 長 | 長谷川 臣 君 |
| 会 計 管 理 者 | 塩野入 猛 君 |
| 総 務 課 長 | 中 村 忠比古 君 |
| 企 画 政 策 課 長 | 片 桐 有 君 |
| 住 民 環 境 課 長 | 宮 下 和 久 君 |
| 福 祉 健 康 課 長 | 塚 田 好 一 君 |
| 子 育 て 推 進 室 長 | 中 沢 恵 三 君 |
| 産 業 振 興 課 長 | 宮 崎 義 也 君 |
| 建 設 課 長 | 村 田 茂 康 君 |
| 教 育 文 化 課 長 | 西 沢 悦 子 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 柳 澤 博 君 |
| 総 務 係 長 | |
| 総 務 課 長 補 佐 | 塩 澤 健 一 君 |
| 財 政 係 長 | |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | 塚 田 郁 夫 君 |
| 企 画 調 整 係 長 | |
4. 職務のため出席した者
- | | |
|-------------|-----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 吾 妻 忠 明 君 |
| 議 会 書 記 | 金 丸 恵 子 君 |
5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

(1) 21年度予算編成に向けてほか 山城賢一 議員

(2) 厳しい経済状況での坂城町の実体と見通しについてほか

宮島祐夫 議員

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（池田君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（池田君） 最初に2番 山城賢一君の質問を許します。

2番（山城君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今年の世相は「脅」という字でございますけども、そういう年だという表現する方がおりました。これはご承知のとおり、オレオレ詐欺とか還付金詐欺とか、保証金詐欺あるいは食品の偽装問題など、社会不安が揺れております。その中で、金融危機をきっかけとした世界的な景気の悪化が、日本の企業活動に深刻な打撃を与えている現状が刻々と鮮明になっておるわけでございます。

予測につきましても、今年また来年、マイナス成長を見込んでおりまして、実際に2年連続で減少という形になりますれば、1997年から98年以来のことといわれております。グローバル経済の中で、日本は欧米に比較的に強く、傷は浅いという見方ございましたけれども、この10月以降、景気は急速に減速し、後退局面が明らかになったのであります。景気底打ちの時期につきましても、09年後半以降とする声がございますが、経営環境は一段と厳しさを増すと予想されまして、景気低迷が長期化する懸念が強まっております。

企業の町、わが坂城町におきましても、大変な状況に直面しておりまして、この危機をどう乗り越えていくかが大きな課題といえます。

それでは、本題に入らせていただきます。

1. 21年度予算編成に向けて

これは同僚議員からもいろいろとご答弁いただきました。答弁の内容は変わりはないかなと思いますが、改めて質問をさせていただきます。

イ. 経済減速のなかで編成方針は

坂城町は世界に誇れる産業の町として、企業の皆さまのご努力と企業マインドの躍進によりまして支えられ、企業の町として、平成18年度工業製造品出荷額1,847億円余の実績と、県下町村ではトップであること、ご承知のとおりであります。従業員の方々につきましても、5,830人余と微増に推移している状況にあり、比較的雇用の安定が確保されている町でもあります。

また、商業にありましては、平成16年度の商業調査でございますが、年間商品販売額170億円余でありまして、また、農業の面では18年度でございますが12億6千万円余となっております。

しかしながら、ご承知のとおり、サブプライムローンに端を発し、世界経済をリードしてきた自動車産業が大きな減産に追い込まれ、またIT産業も直撃、9月15日のリーマンブラザーズの経営破綻により、世界的な金融危機が起こってまいりました。株価の乱高下、円高等により景気後退が鮮明になりまして、製造企業の経営環境の急速な悪化が浮き彫りになったわけであります。

金融機関も保有する債券や株式、また投資信託などの有価証券の評価損益が株式市場の急落や債権市場の混乱などを受けて悪化しまして、自己資本比率の低下に及んでいる状況にあります。県下の上場企業、9月の決算でございますけれども、前年同期と比較できる38社のうち、売上が減少した企業は7割近い26社という報道がされております。

町におきましても、基幹産業である自動車関連や輸出型産業におきまして、減産による影響を受けて、仕事量の減少、雇用に厳しさを増している状況にあります。

21年度は3年に一度の固定資産税の算定基礎とする基準値価格の評価替えの年でもあります。県内で06年度と比較して、比較可能な71市町村すべてにおいて下落し、平均下落率は11%、町では11.8%と報道されておりました。

定例会初日でございますが、代表監査委員さんから平成20年度9月末の町税賦課徴収状況について説明がございました。個人町民税、現年分でございますが、収入済額は4億5,291万3千円で前年比11.3%増でありましたが、法人町民

税、これも現年分でございますが、景気の減速によりまして、収入済額 2 億 9, 599 万 6 千円の前年比マイナス 38. 3%の減少と報告がございました。町内事業所の厳しい状況が伺われます。このような未曾有の状況の中、厳しい観測になるわけでございますが、21年度はどのような見通しを持たれ、また予算編成の重点や規模を考えておられるか、お伺いをしたいと思います。

ロ. 町内産業の実態と町の取り組みについて

先ほども申し上げましたところでございますが、金融危機をきっかけとした世界的な景気の悪化が日本企業に深刻な打撃を与え、基幹産業である自動車や電機など、輸出関連産業の不振が、経営環境を一段と厳しさを増している状況であります。

輸出減少から大手の減産体制に踏み切ったことから、設備投資にも慎重になっておりまして、中小企業は過去最悪の水準に落ち込むなど、下請企業の皆さんの受注や販売に打撃を与えておるわけでございます。

年末から来年の1月あるいは3月にかけて、経済情勢が一段と厳しくなるものと推定されております。景気対策の実行加速は緊急の課題と考える次第であります。

11月28日でございますが、商工会の役員の方々と懇談会に出席をいたし、現況のお話をいただきました。欧米が悪い、アメリカ向けは3月までストップ、3月までは何とか耐えたい、円高推移が心配だ、非常に厳しいとか貸し渋りの問題、来年はさらに厳しいとの見通しを持っておられたり、また、今の状況はカットでなくて生産の見直しだといわれていると。また、在庫を抱えており、来年1月、2月は発注がないだろう。

また、坂城の商業におきましては、先が見えない惨憺たるものだが、あと5年たったらどういう状況になるだろう、後継者もいなくなる、金融面での対策などのお話をいただきました。

これは世界的な外部要因はあるものの、やはり先人が培った「産業の町坂城」、「工業の町坂城」を行政、企業、地域が一体となって取り組む必要があるのではないかと思います。また先日も同僚議員からお話ございましたが、スーパーが撤退することになりました。本当に日常生活にも事欠く地域になりつつあることも事実でありまして、これもまた市場原理主義の負の遺産かなとも考えます。

「工業の町坂城」に現在、企業279社、従業員も先ほど申し上げました5, 800人余の雇用が存在する町でございます。坂城は本当に住みよい町に進んでいるのか。また町外から定住者を受け入れるような魅力ある町でなければと痛感

する次第であります。

町は商工会や県等と連結しながら、相談窓口機能の充実や国の経済対策を受け、特に中小企業の皆さんの資金繰り支援のための緊急保証制度の周知の努めていきたいということでもあります。年度末の12月あるいは来年3月をいかに乗り越えるかです。緊急経済対策として具体的に何ができるのか。また何をお考えになっておられるのかお伺いをして、1回目の質問を終わります。

町長（中沢君） 21年度予算、経済の厳しい中で、どのように編成するかというお尋ねであるわけでございます。

ご案内のとおり、世界的な金融危機、この秋以降の景気の後退局面によりまして、町内企業の実績が急速に悪化しているということで、大変憂慮しているところでもございます。耐えて、耐えて企業の皆さんに次なる段階へ頑張ってもらいたい、こんなふうにも思っております。高騰した原油価格も落ち着きを取り戻しているというような面にも期待してまいりたい、こんなふうにも思っております。

平成20年度の町税の状況でございますが、法人町民税につきましては、11月末現在の収入済額が4億4,700万円、前年同期に比べてマイナス36.5%、金額で2億5,700万円の減収となっております。町内企業への影響が伺えるわけでございます。当初予算では5億円を計上してまいったところでございますが、予算割れの心配も出てきているという状況でもございます。本年度の町税全体から見ると、固定資産税の償却資産分が伸びておりますので、予算では28億6千万円が確保でき、何とかしのげていくかなど、こんな思いでございます。

来年度の町税収入の見通しでございますが、このまま景気の後退が長期化するということでございますので、個人所得の伸び悩み、固定資産税の評価替えなどもあって、極めて厳しい状況が予測される場所でもございます。また、地方交付税におきましても、ここ数年、国の交付税総額の圧縮が続いております。標準財政需要額の抑制等により、町税と合わせまして、一般財政ベースで2割程度の減額が見込まれるわけでございます。

新年度の重点施策でございますが、食育・学校給食センターの建設など、最終年度となるまちづくり交付金事業をはじめといたしまして、公共下水道事業の推進、学校施設の耐震化対策、産学官連携による産業の活性化、全町体制で一体となって臨んでまいりますばらサミット、あるいは辛味大根フォーラムなどには取り組んでまいりたいと、こんなふうにも思う次第でございます。

また、基幹道路、生活道路の整備の促進、少子高齢化社会に対応した福祉の充実、地域の確保、健康づくりへの取り組み、環境に配慮した環境社会への対応等々、いろいろな面での対応が求められているところでもございます。今後、予想される厳しい財政状況の中で、行財政改革の推進計画、集中プランの持続的な取り組みをより強めてまいらなければと考えているところでもございます。

当初経費につきましても、その重点化、事業の見直しによる削減の抑制、そして政策課題の実施に向けては、事業熟度あるいは必要性、緊急性等を考慮していくことが大事であるわけでもございます。従来の、これはやったほうがよいというような発想から、やらなければならないものに集中すること、行政と住民の担う分野はどうなんだ、行政あるいは企業が我慢しながらやる分野はどうなのか、県、国、地方自治体、いわゆる町村が独自に担わなければならないものは何なのかというものの十分な検討、そしてまた行政は総合行政でございますので、いろいろな新しい事業実施についても、その真の効果はどうだ、財源はどこから求めるんだというような厳しい検討が求められるなど、常に思っているところでもございます。

いずれにいたしましても、職員一人ひとりが厳しい行財政の状況をまず認識して、そして一連の構造改革への取り組みなど、国、県のいろいろな施策、動向を見るというよりもそういったものの施策検討等を行いまして、事業の必要性、費用対効果、後年度負担等にもいろいろと精査することが大事でございます。山積する行政需要に対して、優先度あるいは効率という面で、いろいろ頑張らなければいけないなど。これは議会ともどもにお願いするところでもございます。

総額では、先ほど申し上げましたように、一般財政ベースでは平成20年当初予算の20%の削減をしなければならない状況におかれているということをみんなで理解し合い、それに向けて対応してまいりたいと思う次第でございます。

産業振興課長（宮崎君） 町内産業の実態と町の取り組みについてのご質問に対して、お答え申し上げます。

町内の産業につきましては、工業に限らず、大変厳しい状況でございます。アメリカ発の金融危機の影響を受け、日本経済の低迷は長期化し、底が見えず、その影響は深く広がる状況と懸念しているところでございます。

町内には、部品の加工組み立て産業が多いわけでもございますが、特に自動車産業関連で、町内企業への影響が深刻化してございます。また、最近にはない円高の影響によりまして、輸出関連製造業に依存度の高い町内企業にとっては、さらに厳し

い経営環境となっております。また、日本工作機械工業会では、平成20年のこの1年、最高高と最低月産を記録するというようなことでございまして、かつてない激動の波のある経済状況が窺い知ることができるということでございます。

町内企業におきましても、この非常事態にどのように対応するか、本当に大変厳しい状況と、選択も求められるというようなことであろうかと思えます。このような状況は、もちろん町内、国内だけでなく世界的に、あるいは新興国等についてはさらに深刻ということで厳しさが窺い知るわけでございますけれども、中小企業などの皆さんの資金調達に不安が生じないよう、国は経済対策の一環として、緊急保証制度を設けたということでございます。

この制度の主な内容につきましては、中小企業庁よりセーフティネットの認定の対象となる業況の悪化している業種というのが618業種と拡大され、今日からさらに80業種増やされまして698業種というようなところでございます。その業種に該当し、一定の条件を満たした場合、セーフティネットの認定を受けることができます。この業種が認定され、さらに拡大されたことによりまして、町内の事業所ほぼすべてがこのセーフティネットの認定の対象業種になるものと考えております。この保証制度において、セーフティネット認定を受け、経営安定資金として、県、町の制度資金を活用した場合は、町に保証制度もございまして、保証協会による保証が100%というようなことで、全額、県、町で負担というような形になってまいります。

融資枠につきましても、一般の融資枠とは別に、最大2億8千万円まで新たな融資を受けることができます。別の融資制度でありますセーフティネット貸付という部分の中で充実も図られ、償還期間の延長、融資枠の拡大、下請事業者の保護などが強化された内容となっております。

町といたしましては、より多くの町内企業の皆さんにこの制度をご理解いただくということで、信用保証協会上田支店長さんによる緊急保証制度の説明会を本日10時から、商工会館において実施いたしてございます。説明会終了後、引き続き、金融個別相談会を日本政策金融公庫長野支店の担当者や商工会経営指導員により、それぞれの企業の状況に合わせた融資相談を行うというようなことを予定してございます。ぜひ大勢の企業さん、事業主さんの皆さんに参加していただければというふうに考えてございます。

産業振興課内に相談窓口を設けまして、商工会や保証協会、各金融機関などの関

係機関と連携を図りまして、町内企業の資金調達のために、今回実施されました緊急保証制度や県、町の融資制度、金融機関の融資等、事業所の状況により合った資金調達のバックアップに努めてまいりたいと考えておるところでございます。

昨日もある企業の社長さんがお見えになりまして、公図が欲しいということでございました。担当のほうでどうするんですかと言ったら、担保を考えなければいけないと。今まで融資はあまり受けたことないけれども厳しいということ、その状況はわかったわけですが、そういう中でセーフティネット、経営安定資金のご説明をしたら、ああ、そんな制度は知らなかったわということで、さっそく今日の説明会とおつなぎするなどしたわけですが、この制度の周知というものも本当にやっていかなければいけないというふうにも考えております。説明会等、今回12月本日ということでございますけれども、年明け等についても、適宜開けるよう進めてまいりたいと考えております。

2番（山城君） それぞれ答弁をいただきました。来年度の予算編成につきましては、先ほど町長からお話ございましたけれども、当初予算は2割減ということで、相当厳しさは私素人でもございまして、100のものが80になりますから、相当厳しい編成になることを私自身も承知をしています。

行政、民間でもそうですけれども、家庭においてもそうですけど、何か削るといったらやっぱり人件費とか物件費とか単純なことになりますけれども、これもやはりある程度効果はありましようけれども、また仮に人件費を削った場合に、これはまたそれぞれの働く立場になると、また士気が損われるということもございます。どこで、あれこれじゃなくて、何を優先するかということが重要な問題になるかと思えますけれども、この点は刻々と状況が変わっております。けさもニュースを見ますと、トヨタショックもそうでございますが、ソニーショックもございまして、1万6千人、正社員でさえ8千人もリストラするというような状況でございます。

行政の立場からしても大変なことは承知をしておりますけれども、今現在、何が特効薬か見出せないんじゃないかなと思います。でも、そういう2割減を目標とした予算にどんな特効薬を考えておられるか。ありましたらお答えをお願いいたします。

それから、産業の関係についてですけども、今日、実は緊急保証制度の説明会が開催されるとおっしゃられましたけれども、時期的にはもっと早くできたんじゃないかな、この辺はどうだったのか。また相談窓口を開くことをもう少し早くに行えれば、先ほど課長からもお話ございましたけれども、明日あるよということですが、

それは専門的なことも兼ねますので、なかなか難しい面はあるとは思いますが、保証制度の説明会、町側としてできる範囲はどうしてもおつなぎ申し上げるといふ範囲で、なかなか難しい面があるかと思いますが、もう少し早目の対応が欲しかったなと私は思っています。

それからこれについて、今後、国、県と協力は本当に大切なことですが、説明会、どの範囲まで、また予定をされているか、お聞き願えればと思います。

2回目を終わります。

町長（中沢君） 先ほどお話のございましたように、いろいろ大手企業の人員整理ということが1つの契機になって、本当に我慢に我慢を重ねている町内企業のそういった雇用がどのように動くか、どのように耐えていくか、耐えていってもらおうかという面、そして現実の問題として、周辺すべてが雇用というものに大変悩んでいるわけですので、従来のように次へという段階もないわけですので。そういったものへの対応が求められてくるなど。それは個々の対応として、いろいろ進めていきます。

それと何回も申し上げていますように、坂城ならではの対応として、テクノセンターあるいはテクノハート協同組合、そして商工会が一体となって知恵を出し合うという仕組みもあるわけですので。そうした皆さんと本当にフェイストゥフェイス、悩みをともに共感しながら、施策的には国の施策のより有効な面、そしてまた産学官等を通じて今耐えることと、しかしながら2年、3年の中で、より頑張るといふような素地を何とか見出していくことが大事だなど。合わせて、明日、議会の一段落する中で、早急にふるさと納税について、各企業へ回って、そしていろいろと窮状、そしてまた、しかしながら、より町が求めている、そういった事業への参加ということでお願いし合うといふようなことまでしなければならぬ状況であると、そういう皆さんのお手もお借りしたいと、こんなふうにいる次第でございます。

産業振興課長（宮崎君） ご質問に順次、お答えしてまいりたいと思います。

まず、緊急保証制度の説明会、参集範囲等はどうなのかということでございます。これにつきましては、この説明会を決めて、今月に入りまして12月4日から有線ということで町内PR、さらに金融機関等のほうにもお知らせをする中で、関係のところがあったら出ていただきたいといふようなことでもございまして、その参集範囲は、企業、事業所といふようなことでもございまして、どこからどこまでといふふ

うには決めてはございません。どのくらいの皆さんにお集まりいただくかというようなことで、ちょっとどうなのかという心配もしているところでございます。

あと、私どもの相談会、説明会が遅いじゃないかというようなご指摘でございます。おっしゃるとおりかというふうに思いますけれども、ご案内のとおり、10月、11月、急激に落ち込んでございます。そういう部分の中で、私どもの対応が遅れてしまったということではございますが、いろいろな説明会等を進めていく中では、関係機関との共通の認識の中で、ご協力をいただきながら進めなきゃという部分もでございます。ご案内のとおり、私どもの融資担当窓口も、個々の本当に深い部分で、企業のそれぞれの状況の経営分析等する中でという部分ではなくて、やっぱり受け持ちの中でやっている話でございますので、そこら辺をよく連絡しないと相談会等もなかなか単独でも効果のあるものにならないのではないかなというように、そんな懸念もございます。ただ、いずれにいたしましても、これを機に開いているわけでございますから、私どもとすれば、どういう形で、やっぱりおつながりがどういふうにできるかという部分も正直に言ってございます。できるだけの利用をいただければと考えております。

2番（山城君） お答えをいただきました。

時間がちょっと詰まっていますが、私も通告の範疇と思っていましたけど、今町長から、ふるさと納税について、お話をいただきました。同僚議員が前に一般質問した内容でございますが、坂城町では現状はどうですか、状況をいただければよろしいかと思えます。

坂城の産業の関係についてですけども、これはできるだけ、それぞれテクノハートあるいはテクノセンター、または商工会の皆さん方、また行政と連携を強くして、前向きな対応をお願いしたいと思えます。

町長（中沢君） ふるさと納税については、インターネット等にもいろいろ提案し、お願いはしているんですけども、全県的な問題であり、全国的な問題でございますので、もう一押ししないといろいろ関心が薄いなど。知らない人もいるなどという状況でございます。現在、入れていただいた方もございますが、より周知してまいりたいと。また、皆さん方の中で、こんな方があるよということになれば、これは法で定められたことで、無理押しの寄付金ではございまして、そこら辺を理解していただきながら、応援していただければありがたいと、こんなふうに思う次第でございます。

先ほど答弁申し上げましたように、1、2はございますが、低調であることは説明したとおりでございます。

2番（山城君） 時間が詰まっていますから、次へ入らせていただきます。

2. まちづくり交付金事業について

イ. 最終年度となる事業の進捗は

まちづくり交付金は、地域の歴史、文化、自然環境の特性を生かした地域主導の個性あふれるまちづくりを実施し、地域住民の生活の質の向上と地域経済、社会の活性化を目的としているわけでございます。

坂城町は、都市再生整備計画を坂城開畝地区をエリアとして、平成16年に策定し、平成17年3月25日、国の採択を受けまして、計画期間は平成17年度から平成21年度の5年間ということで事業を進めてまいりました。第1次まちづくり交付金事業としまして、坂城駅南側進入路、老人福祉センター入り口の道路、それから中之条団地周辺道路、文化センター交差点の改良、中之条のふれあい公園、坂城駅多目的広場、坂城駅駅前歩行者広場、案内標識や散策道の整備、中之条団地2棟、坂城駅周辺防災事業として前田川バイパス路の整備、坂城駅周辺交流事業と花のまちづくり事業ということであります。

また、第2次まちづくり交付金事業といたしましては、仮称であります、坂城町食育・学校給食センターの建設、文化センター第2駐車場整備の計画が進められてございます。総額にいたしまして15億6,500万円余の事業でございますけれども、種々事業の進捗について、お伺いをいたします。

ロ. 見直しはあるのか

にぎわいのある町を取り戻し、誰もが住んでよかったと感じ、安心して暮らせる生活基盤の創設を目標にしたまちづくり交付金事業であります。第2次まちづくり交付金事業として、先ほど申し上げました食育・学校給食センターについて、関係者の要望や住民のアンケートの実施、学校給食の衛生管理基準の対応等々を含めまして、まちづくり交付金と安全・安心な学校づくり交付金を生かし、理想的なセンター建設の運びになったわけであります。

健全なる食生活の推進、地産地消による地域活性化など、食育活動の拠点ということでもあります。供用開始が平成22年4月という予定でございますが、当初の予定どおり進める方針を示されました。前回の定例会でもちょっとお話しましたが、県下初という立派な最新施設ということで期待をしているわけでございますけれども、

その内容とスケジュールについてお伺いをして、1回目の質問を終わります。

町長（中沢君） まちづくり交付金について、ご答弁申し上げます。

にぎわいのある町を取り戻し、誰もが住んでよかったなという、こんな町、安心して快適に暮らせる生活基盤を何とかつくりたいというような目標、テーマを掲げまして、坂城駅周辺地域から中之条開畝地区までの153haにわたる範囲で、平成17年から平成21年までの5カ年間を実施期間といいますか、これが補助金の交付される期間でございますが、都市再生整備計画を策定いたしまして、まちづくりに係る事業を順次進めているところでございます。

当初の計画におきましては、基幹事業として坂城駅南口の進入路などの道路整備4路線、中之条住宅団地あるいは坂城駅前多目的広場等の9事業もその中に入れております。それに併せまして、例年いろいろな被害を被ります前田川のバイパス路ができないか、そしてさらにソフトなものとして、花のまちづくり、ばらいっぱい
のまちづくり等の事業も進めているわけでございます。そして、この5年間に、総額で9億9,300万円ということでございます。その4割相当は国が助成するというものでございます。

その後、19年度に入りまして、都市再生整備計画を変更いたしました。町民の健全な食生活、そういったものや生涯にわたる食育教育の拠点として、最新基準、学校給食衛生管理基準にも適合した学校給食センターを併せ持つ食育・学校給食センターの建設ということで、新たに5億5,900万円を追加した次第でございます。

現在のまちづくり交付金の事業の状況といたしましては、道路事業4路線、坂城駅前の多目的広場等の地域生活基盤施設の4事業、中之条住宅団地、食育・学校給食センター、そして前田川の整備等々でございまして、ソフトの2事業を入れまして14事業で15億円ということになっております。

今年度までに8事業が完成し、継続事業がいろいろございますが、9億8,500万円がすでに予算化され、そしてまた、進捗状況も66%ということでございます。最終年度は来年でございます。これが過ぎるとこの制度がなくなるというようなこと等から、学校給食センター、この3月間の状況を見ると、極めて厳しい財政状況の中で、それができるのかどうかということ、いろいろな面から検討いたしましたけれども、こういうときでもやらなければならない事業だと、将来に向けてという事業の重さから考えて、これを継続するというにしましたわけござ

います。そういう中では、すべてこれはよしというのではなくて、機能面が充実していることがまず第一だと、そしてプラスいろいろ附帯的なものは儉約できるもの、簡素化できるものは簡素化していくという厳しい査定等をこれから行いまして、対応してまいりたいなど、こんなふうに思っております。

他の公共事業というものに対しても、いろいろと影響を及ぼすということもございしますが、それは後ほど、少し我慢していただいとすることで、順次進めてまいるといってございします。そういった面について、より具体的な進捗状況につきましては、担当課長から答弁させます。

建設課長（村田君） 個々の事業に関する進捗状況をご説明申し上げます。

町長答弁にもありましたように、現在、計画事業は14事業がございします。このうち、昨年度、平成19年度末までに完了いたしましたのは、老人福祉センター入り口事業、総事業費約990万円、町道A01号線文化センター北改良工事、総事業費約1,030万円の道路2事業がございします。平成17年度以降からの継続事業で、平成20年度末における各事業の進捗は、坂城駅南進入路事業、総事業費約2億6千万円が完成する予定でございしますので、道路4事業中3路線が完了し、道路整備事業費ベースで約91%の完了予定になってございします。

また、坂城駅前多目的広場事業、総事業費約8,200万円、坂城駅前歩行者広場事業、総事業費約890万円、文化センター第2駐車場整備事業、総事業費約790万円、案内板設置事業、総事業費約300万円の地域生活基盤施設4事業及び中之条住宅団地整備事業、総事業費約4億6千万円も今年度完了の予定となっております。

食育・学校給食センターにつきましては、今年度事業の用地及び建物設計等の部分が完了し、総事業費に対しまして約1億500万円ということございまして、進捗率で約19%の見通しとなる予定でございします。

継続事業として実施しております地域交流推進事業、総事業費約300万円、花のまちづくり事業、総事業費約500万円のソフト2事業につきましては、2つの事業を合わせて約55%の進捗状況でございします。中之条開畝地区のふれあい公園事業及び前田川バイパス整備事業につきましては、平成21年度の単年度事業として計画しておりますので、平成20年度末における事業費ベースの進捗はございしません。

教育文化課長（西沢さん） ロの見直しはあるのかについて、お答え申し上げます。

食育・学校給食センターの建設につきましては、平成17年度に給食センター課題検討会を設置して以来、学校給食センター建設検討委員会を経て、今年度、食育・学校給食センター建設委員会におきまして、具体的な建設の検討に入ったところでございます。

財源につきましては、財政状況の厳しい中、検討を重ね、まちづくり交付金と安心・安全な学校づくり交付金を組み合わせて活用することとし、広報により町民の皆さまにまちづくり交付金事業についてアンケートをお願いし、事業を進めてまいりました。

食育・学校給食センターの今後の建設予定であります。12月1日の建設委員会で、実施設計に対してのご意見、ご要望をいただき、そのご意見、ご要望を踏まえた実施設計を12月中の完成を目指して、現在、作成中であります。実施設計終了後、引き続き、建築確認申請の準備を進めてまいります。来年1月早々に建築確認申請を提出し、また現在、土地開発公社で造成中の用地も2月ごろには完成する予定であります。

新年度には、早いうちに建築工事の入札を実施し、その後、工事を着工し、当初の計画どおり22年1月ごろには建築工事を完成させたいと考えております。なお、新センターからの子どもたちへの給食の提供の時期につきましては、今後、学校側と協議しながら、調整をしてまいりたいと考えております。

2番（山城君） それぞれ答弁をいただきました。時間がなくなりました。

1点だけ町長にお聞きをしたいと思います。

工事の進捗状況については、それぞれ答弁をいただきましたけども、一応計画どおりという判断をしております。1点申し上げますが、1つ、坂城駅前広場の工事をやっておるんですけども、あそこに駅を降りまして右側ですけども、ちょうど街路灯と電柱の間に、歩行道路用のところに消火栓がございますけども、これが私も常々ちょっと邪魔だなということを思ったんですが、この辺の交付金事業の中で移設が可能かどうか。せつかく駅前広場の整備を行っているんですが、これについて、景観上もよろしくないということで、お答えを1点だけ、お願いしたいと思います。

建設課長（村田君） ご質問の消火栓でありますけど、駅前広場、この広場の関連というご質問の中で、私のほうから答弁させていただきます。

今ご質問の中に、まちづくり交付金事業の中でというようなお話がございましたが、この都市再生整備計画のこの広場事業の中に当初計画は盛られていない状況で

ございます。国土交通省のこの補助事業の採択につきましては、非常に厳しい状況であるかなという状況でございます。そんな中で、ご質問の中にありましたとおり、歩道上、大変好ましくないという状況は、建設課といたしましても、そのように認識はしてございます。

ただ、移設ということになりますと、そこは県道敷地ということもございまして、また、移設工事ということになりますと、県営水道の直轄事業ということで、町負担でございますが、そんなようなことの中で、このまちづくり交付金の中の採択がなかなか厳しいという状況でございます。

いずれにいたしましても、立町通りの本管からの移設ということでございますので、財源的な要素も多分にあるわけでございます。また、そういう県との関係からもいろんな制約が出てくるというようなことでございます。状況はわかりますので、今後の検討課題ということで答弁させていただきます。よろしく願いいたします。

2番（山城君） ぜひ、今後の検討課題から少し進んだ、実施に向けた計画をお願いをしたいと思えます。

3. 長野広域ごみ対応について

イ. 可燃ごみ減量化に向けて

自治区並びに町民の皆さまには、それぞれ大変なご理解、ご協力をいただき、分別収集がスムーズに運営をされております。これについては、心から感謝を申し上げます。

実は、今回の案件にもございましたけども、新たにごみ処理の建設につきましては、その建設に要する経費は人口割10%、ごみ割90%ということになりまして、そのごみ量割の基礎となりますごみ量については、その予算の属するその年度の前々年度中に処理された可燃ごみの重量によって割り当てられるということになっております。ごみ量が多くなるわけでございますが、多くなると町の負担がございまして、負担軽減に向けた減量化への協力や理解をいただくことが大切になりますが、町の取り組みについて、答弁をお願いします。

1回目を終わります。

住民環境課長（宮下君） 可燃ごみの排出量につきましては、山城議員さんからもございましたが、ここ数年、減少傾向にあります。しかし、引き続き、可燃ごみの削減が最大重点になろうと思えます。

可燃ごみの約25%が生ごみといわれており、生ごみには多くの水分が含まれて

おります。各家庭で水切りをしていただきまして、生ごみの量を20%削減いたしますと、19年度の排出量で考えますと671トンが生ごみとなり、それを20%削減いたしますと134トンと、全体の4%の削減ができるということでございます。15年度比10%マイナスの目標値により近づくものでございます。町民の皆さまにとっても、ごみ量を減らし、町の負担を減らすということは、メリットがあるということでございますので、町民の皆さま、事業者の皆さまの一層のご理解とご協力をお願いしたいと存じます。

2番（山城君） 町でもそれなりの取り組みをされております。水分をなくすとそれだけ重量が減るわけですが、住民の皆さまの一層のご理解をお願いしたいと。

1点だけ、1つ申し上げたいと思いますが、町の中で可燃ごみを出されておるのですが、ちゃんとした保管の場所がない場所があります。これについては、やはり減量させる部分からしても何らかのバケツタイプ、例えば折り畳みのバケツもでございますが、その中へきちんと収納させていただいて、処理していただくと。終わった後はまた折り畳みできますので、それなりのスペースがとれないと思いますが、この辺の対応について、答弁をお願いします。

住民環境課長（宮下君） バケツを保管するためには、保管庫というものが必要となろうかと思っております。地域の中でご協議いただきまして、収集所または保管庫の設置のための用地確保ができますれば、町の補助制度をご利用いただきたいと思います。

2番（山城君） それぞれ答弁をいただきました。

まちづくり交付金事業は、にぎわいのある町を取り戻し、誰もが住んでよかったと感じる、また安心して快適に暮らせる生活基盤の創設を目標としております。来年は集大成の年でございます。取り巻く環境が厳しいわけですが、新しい年を迎えるにあたって、想定以上の課題に遭遇するかもしれません。ですけども、これは自律の町として、まさに真価を問う年となると思っております。

来る年は、運気はやっぱり今期のごとく、町民の皆さんから苦悩の選択であったけれどもよかったなというような年になることを願い、一般質問を終わります。

議長（池田君） ここで、10分間休憩いたします。

（休憩 午前11時01分～再開 午前11時12分）

議長（池田君） 再開いたします。

次に、13番 宮島祐夫君の質問を許します。

13番（宮島君） ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

今年も南条小学校の金管バンドが「第27回全日本小学校バンドフェスティバル」において金賞に入賞され、指導者の先生、生徒一体となり、練習の成果に対し、心からお喜び申し上げる次第であります。またさらに、ご家族のご苦勞に対しても、改めてこの場を借りて、感謝と敬意を申し上げる次第であります。わが坂城町の子どもたちの誇りとして、このようなことが続くことを願うわけであります。また、教育長さんをはじめ教育委員会も地域の3小学校の特性、また中学の特性などを含める中で、指導にあたっていただくことをお願いする次第でございます。

また、地域の伝統野菜のねぎみ大根の収穫も終わり、いよいよ食卓にもおしぼりうどんの料理の食べられる時期になってきているわけでございます。最近では、和食の柱、米と汁との存在感が薄れ、一汁三菜の庶民の食は、和食伝統が消えつつある昨今であるわけです。中でも、昔を忍びながらおしぼりうどんを食べる坂城町のブランド化についてもお願いするわけでございます。後ほど、これについては質問をさせていただきます。

また、今定例会は、世界的な金融危機によるわが坂城町の産業支援対策、行政と議会の一体的な議論という場でございますが、私は最後ということで、もうすでに出尽くしたという感があるわけでございますが、最後の最後まで議論を重ねていただくことをお願い申し上げまして、本題に入らせていただきます。

1. 厳しい経済状況での坂城町の実体と見通しについて

イ. 産業界の声は

米国発の金融危機が日本の実体経済に影響を及ぼし、日米欧揃って景気後退局面に入り、基幹産業の自動車、家電製造業の悪化と輸出不振と国内外のマーケットの減退による厳しい経済状況での坂城町の実体と見通し、産業界の声をどのように受け止めたかについて、まず最初にお伺いをさせていただきます。

ロ. 今年度自主財源の町税収納状況について

町内経済を支える企業の生産計画に不透明が増している状況の中で、先般開催された商工会主催地域経済懇話会、12月20日に開催の意見集約をどのように対応するかについてもお伺いをさせていただきます。

民間の景況判断指数の調査によると、11月まで連続して判断指数が下回ってい

るわけであり、従って、中小企業の景況感是最悪であり、年末から年始にかけ、さらに経済情勢が一段と厳しくなるのは必至であるわけであり、金融危機での経済成長は減少しており、自動車、電機などの主要産業での減産が拡大されている状況の中で、今年度の自主財源町税収納状況と上半期の収納状況の見通しはどうなっているかについてもお伺いをさせていただきます。

ハ．依存財源の状況について

ただいまの麻生首相の連日の発言あるいは失言等の問題発生が続く中で、いまだ不透明と思われることが非常に多いわけであり、国からの依存財源の状況と交付税、道路特定財源の見込みはどうなるのかについてもお伺いをさせていただきます。

ニ．平成21年度予算の編成方針について

町の財政は、地域の経済力があってはじめて運営できるわけであり、従って、地域経済の活力ある活性化対策が極めて重要課題でもあり、現下の経済状況からして、平成21年度の予算編成は、どのような見通しを立てて予算編成するのかについてもお伺いをさせていただきます。

町長（中沢君） 最初に、新しい経済状況の中で、その実態あるいは見通し等の中で、産業界の声をというお話でございます。

先日も開催されました地域経済振興懇話会でも、いろいろと金融危機と経済悪化をしているということを強く受け止めているところでもございます。今後の行方等を慎重かつ長期的に見据えている状況でもございます。また、さきに本田技研の吉野前社長さんが講演会にお見えになった折にも、その後の懇談会で、それぞれ産業界の皆さんにいろいろお聞きしているところでもございます。

そういう中で、皆一様に、景気ということの厳しさ、それと見通しがなかなか見えないというようなこと等についても、いろいろ悩み、困惑し、なかなか方向が見出せないということでもございます。地域経済産業の懇談会等に出た、そういった諸々の課題は、なかなかこういった小規模の町で、おれがやるというようなわけにはまいりません。国や県の施策動向をしっかりと見つめながら、そして、それに基づいて応援するという仕組み、これが基本であろうと、こんなふうに思っております。

緊急保証制度も、今日も開かれておりまして、予想以上の皆さんにお集まりいただき、現在、いろいろ説明を受けて、相談に乗っているところでもございます。そ

うした中で、この制度がなかなか知らなかったというような例もございます。昨日、産業振興課のほうへ見えまして、いや、実はこの制度があるんだよというお話をしたら、ああ、そうですか、そんないい制度があるんですか、じゃあ、それを利用してみたい、早速、昨日のことですから、明日その会場に訪れてということでございますので、これはある程度長い目で、そしていろいろ啓発しながら、よりよい活用をしてまいりたいなど、こんなふうに思っているところでもございます。

皆さん方が、いろいろ町の融資制度等についてのご提案、その気持ちはわかるんですけども、いろいろそういう中で、町がやってきた商工行政そのものには、いろいろな面で、他の市町村にない特色もあるということも自負しているところでもございます。長年のいろいろな経験の中で、金融行政というのは、やっぱり大事なことは、国、県を踏まえ、連動させ、なおかつ市場の商工団体あるいは金融機関等と相まっての対応が何より求められる、ある面で特出しますと、そういう面におきまして、県等でやるべきものが町に偏ってきってしまうという危険もあるわけでございます。産業政策ということを基本に据えながら、効率的でよりリスクの少ない方法をとってまいりたいなど、こんなふうに思っているわけでございます。

そういった中で、何度も申し上げていますが、テクノセンターあるいはテクノハート協同組合、商工会という仕組みの中で、今までつくり上げてきたその機構を、今日こそより生かして、そしてみんなで悩み、みんなでいろいろと耐えて、さらなる方向を見出していくということが大事でございます。今の状況を耐えるということ、次につなげる素地をつくること、いろいろな潜在力を生かしながら、進めていくということでございまして、よりよい情報収集と併せてそういった機会をつくる、高度な情報を提供できるということ、さらにテクノセンター、テクノハートと相まっての常に技術開発、人材要請、受注確保が大事であると。坂城の1つの新しい方向としての産学官連携等々も踏まえながら、進めてまいりたいと、こんなふうに思う次第でございます。

産業政策の中で、相当判断をしなければならないときは、人員の整理の問題もございましょうし、規模縮小の問題もありましょう。また、金融の役割の大きいことも十分承知しているつもりでございますけれども、企業の皆さんに潜在力を生かしながら、精一杯頑張っていただきたいなど、こんなふうに思う次第でございます。

産業界の声をということでご答弁申し上げたら、町長は予算編成についても語る状況になっているということでございますので、また、その面についてもご答弁申

上げます。

申すまでもございませんが、最近の経済情勢ということは、米国のサブプライム住宅ローンの問題に端を発し、世界的な金融危機そして原油、原材料の価格高騰や円高、いろいろ申し上げる中で、景気の減速は拡大しつつあるということで、先が見えてこないということでもございます。町内企業の経営も、先ほど町内の皆さん等とお聞きする中でも、大変危惧した状況にもなっているわけでもございます。

来年度の財政見通しでございますが、景気が後退している局面に入っているということと、個人所得が伸び悩むということ、これはいろいろな面が出てきております。また、土地等の下落が続く、固定資産税の評価替えという年でもあるわけでもございます。法人町民税をはじめとして、町の税収は、本当に厳しい状態におかれているなど、こんなふうに思います。しかし、法人税がいろいろ減収ということは、実状でやむを得ないことでもございますが、企業の皆さんにとっては、まず、企業を存続してもらおうということに思いを馳せまして、しかし減収の面については、私どもの責任において、何とか対応していくという道筋をはっきりさせてみたいと思っているところでもございます。

地方の交付税につきましても、国の交付税総額の圧縮、基準財政需要額の抑制等による減少傾向、あるいは町税や譲与税、交付金などを合わせての一般財源ベースでは、何度も申し上げておりますが、何とか2割ぐらい減少する規模にしたいなという気持ちはございますが、なかなか難しい面もあろうかなと、こんなふうに思っております。

国の予算編成方針に関連いたしまして、麻生首相が、地方交付税の1兆円規模での上積みを示しているということ、自由に使える財源確保という面で、これは期待ができるかなという面はございますが、交付税の増額による赤字国債の発行に伴うということでもございますので、そういった面は、やっぱり厳重に注視していかなければいけないなど、こういった問題もあろうかと思っております。

歳出面でございますが、学校給食センター、加えて食育・給食センターということで、これは交付税の最終年度ということ、ぎりぎりいっぱい時期に追い込まれておりますので、これはやっていくということでもございます。併せて、主要な公共下水道の問題、そしてまた、より前進させるべく小網地区の一般浄化槽化の問題等もございます。さらに、学校施設の耐震化対策、今いろいろ調査しておりますが、その結果を踏まえ、順次進めていくことかなと。基幹道路の整備でございますが、

県あるいは国等のそういった面での基幹道路ということになりますと、町が1割負担あるいはバイパスですと負担しなくも済むという、そういったものは、より前進させるといたしましても、時には道路の整備について、若干の先送りということもあろうかと思えます。

しかしながら、町の1つのまちづくりも前進しなければなりませんので、全国のばらサミットの開催、福祉施策の充実等も、あるいは健康づくり等もいろいろ手を引くわけにはいかないわけでございます。あれもこれもとございますけれども、できるだけ住民の皆さんの意に沿うような対応、今までのものは、取捨選択はいたしますけれども、できるだけ継続する方向でやっていきたいなと、こんなふうに思っております。

それにつけましても、当面、町行財政改革の推進とか、あるいは地方改革プランがございますので、それに沿って、人件費、物件費等の削減ということには、意を用いていくということでございます。そういった中で職員の皆さんに、どのように意欲を持って取り組んでいただくか、取り組ませるかということ、これも新しい課題になってきていると、こんなふうにも思う次第でございます。公有財産の利活用、これも大事でございます。整備するもの、また買っていただけるものは買っていただくというようなこと等を踏まえながら、遊休財産というものについては、厳しく見極めてまいりたいと、こんなふうに思っております。

いずれにいたしましても、職員一人ひとりの皆さんが、事務事業の必要性、緊急性あるいは費用対効果等を十分精査する、一人ひとりが精査する上における積み重ねた判断をしてまいりたいなと、こんなふうに思う次第でございます。総額において、一般財源ベースですと、前年の20%の削減はやむを得ないなと、努めていかなければならない課題だと、こんなふうに思う次第でございます。

公債費の負担の適正化、平準化という観点からも、健全財政に努めるということは当然でございます。経常収支比率あるいは実質公債費比率の抑制、これらも1つの大きな課題として、いろいろな面から総合的に知恵を絞って、努力してまいりたいと、こんなふうに考えるところでもございます。

以下、関係の面について、担当課長から答弁させます。

総務課長（中村君） 私からは、町税の収納状況等について、お答えをいたします。

最初に上半期の状況ということでございました。調定額が30億1,700万円、昨年同期に比べまして4,900万円の増ということ、収入額で20億9,800

万円、前年同期で7,200万円の増ということになっております。収納率は69.6%、昨年同期を1.3ポイント上回っております。

税目ごとに申し上げますと、個人住民税は、調定額が8億6,100万円、これは2,700万円の増、収入は4億5,300万円、4,600万円の増でありまして、収納率が52.6%、3.8ポイント昨年を上回っております。固定資産税であります、調定額が15億5,200万円、昨年同期に比べまして1億7,400万円の増、収入が12億5,200万円、2億円余りの増となっております。まして、収納率が80.7%、前年を4.4ポイント上回っております。

一方、法人町民税は、収納率は99.7%で昨年同様でございますけれども、調定額が2億9,700万円、前年同期に1億8,200万円足りません。収入が2億9,600万円、同じく1億8,400万円の減ということでありまして。

今後の見通しであります。11月分の申告状況を見ますと、11月までということで見ますと、調定額4億6,400万円、2億6千万円の減ということでありまして。収入済額も4億4,700万円ということで、2億5,700万円の減ということでございます。しかし、あと4カ月あるわけでありまして。また予算も5億円という計上であります。また、町税全体、11月末現在で、調定額が31億9,500万円ということで、収入済額25億6,100万円、収入率80%であります。当初予算に計上いたしております税は、歳入できるものと考えております。

次に、依存財源の状況ということでございます。

地方交付税でございますが、基準財政収入額27億8,400万円、8.4%、2億1,500万円の大幅増となっております。基準財政需要額は、頑張る地方応援プログラムによる割増算定や本年度新設をされました地域再生対策費などがあるものの、需要額31億9千万円、前年対比2.4%、7,600万円の増加にとどまっております。10月の再算定後の交付決定額は4億400万円余りで、前年対比マイナス25.2%、1億3,600万円の大幅なダウンとなった次第であります。

今後の見通しでございます。交付税総額は12年度をピークといたしまして減少を続けております。また、所得税から住民税への税源移譲などによる基準財政収入額の増等々、今後も続いていく傾向にあると思います。財政力指数の上昇とともに交付税を取り巻く情勢、一般財源の確保は、一層厳しくなるものと考えております。

次に、道路特定財源であります。現在、A01号線の道路改良事業につきまして、道路特定財源を原資といたします地方道臨時交付金、この補助率は10分の5.5ということでありますが、これが補助として入っております。また、まちづくり交付金事業におきましても、道路特定財源を原資とする交付金として充当がされております。来年度から、道路特定財源が一般財源化されるということでありまして、町への影響等につきましては、いまだ不透明な部分が多いわけでありまして、そこらはきちんと注視をして、誤りのないように努めてまいりたいと考えているところであります。

13番（宮島君） いろいろご答弁をいただきましたが、あらかじめ通告の中では、町長に予算のことについては通告をしてありますので、そのつもりでひとつ、お答えをいただいております。

そこで、時間の配分もございまして、できるだけ私の質問をまとめて申し上げますが、いわゆる厳しい経済状況の実体の見通しの中で、町長にひとつお聞きするわけですが、我々議会の担当委員会で、今回、緊急対策要望が出されているわけですが、これらについては、殊さらわが坂城町は、いわゆる早い機会に自律というものを選択をしているわけですが、ここへ来て、大変経済状況が厳しくなっているわけですが、今回、それらを含める中で、いわゆる企業対策について、町長の、いわゆる今回2日間、今日で3日ですが、それらを総合して、この対策を打って出れば、絶対坂城町は自律の町を目指していかれるんだと。今殊さら、長野県下の中には、まだまだ合併をしようとするような町村もあるわけですが、合併シミュレーションに向かって、財政運営をしているわけですが、それらを含める中で町長の基本姿勢の中で、ただいま申し上げた我々議会の要望を含める中で対策のポイントは何か、これについて、ひとつ簡略に説明を願いたいと思います。

もう1点、担当課長にお願いをするわけですが、いわゆる私どもの財政の中で、基金というものがあるわけですが、一般で言うならば、へそくりということになるかと思いますが、この状況を昨年の決算の中で見てまいりますと、約26億4,400万円の総額があるわけですが、これらを今期のいわゆる20年度予算にもどのような取り口をするか、また新年度の中でのそういうもの予測をする中でやるかどうかについて、ひとつ財政の中で、いわゆる決算期において、剰余金3千万円、それから年度中に7,400万円崩した金は1億8,400

万円ほど取り崩しているわけですが、これらの考え方について、いわゆる今年の決算、来年の見通しの中でどんなふうに考えているかについて、この2点をひとつお願いしたいと思います。

町長（中沢君） 議会から対策ということで3点あったかなど。1つの相談機能の充実、そういったものは、もうすでに各部署ごとにきめ細かくやるということがございます。そしてまた、緊急制度の問題については国で国家的に進めているので、それを十分生かすということでもございます。

制度金融につきましては、県と連動していくことが大事なことだと。それと併せて、私が金融機関の皆さんとお話している中でも、あるいは産業の皆さんとお話する中で、そういったもののチャンスが生かせればいいというのが大事なことだと、そういう機能があるということが大事なことだということでもございますので、意向に沿って、ともに対応しているなど、こんなふうに思う次第でございます。

次に、これからのお話として、財政をいろいろ見つめる中で、一般財源の20%ぐらいをいろいろ軽減していかなければならないということもございますので、一般財源の要しない、いろいろ主要な施策というものは展開いたしますし、また、国、県と連動している福祉あるいは保健等、また教育等のお話については、何とか住民の皆さんにサービスが行き届かないということではなくて、精一杯努力していくということでもございます。

そしてまた、こういった不況を乗り越えるということは、正直申し上げまして、企業の皆さんのプロのノウハウ、今まで培った力を信じてお願いする以外にないと思います。こういう事態のときに、何かこれをやりましたというのは、それなりの気持ちはわかりますけれども、こういった時期における産業政策としては、より企業の皆さん、本当に耐えて頑張ってください、われらもそれに対して情報収集とかあるいは相談事には、そしてまた、みんなで生き延びる策はとりますからという仕組みづくりではなかろうかと、こんなふうに思う次第でございます。

総務課長（中村君） 基金の状況ということで申し上げますが、へそくりというご発言がありました。これは決してそういうことじゃございませんで、予算に計上をして積み立てをしたり、予算に計上をして取り崩しをしたりということもございますので、お間違えのないようによろしくお願いいたします。

今年度も、財政調整基金から予算上、9億6,400万円ほど取り崩しをいたしております。そのほか、減債基金も1億4千万円ほどであります。そのほか、特定

目的基金等々もございます。現在、予算上の基金残高は25億円ほどございます。特定目的のものは、その目的にしか使えないというのが原則でありますから、予算のところへ、一般会計の予算の中で使える、現状、予算上の額というのは、財政調整基金で9億7千万円と10億円を割ってきている。過去、そんなにためておく必要はないじゃないかというようなご議論もあるにはあったんですが、こんなときにはもう少しあったほうがよかったかと、こんな気持ちを強くするところでございます。

一昨日も少し申し上げたかと思いますが、21年度の予算ももちろんそうなんですが、22年度も考えなければいけませんでしょうし、23年度も考えておかなければいけないだろうというように考えますと、9億7千万円もこの20年度の予算からも節約をしていって、少しでも増やしていきたいと、そんなように考えますし、そういったことで21年度の予算編成にあたって、多少なりともその基金を入れていくという予算編成になるんであろうと考えているところでございます。

13番（宮島君） いろいろご答弁をいただきましたが、どうか答弁のとおり、ひとつ実行に結びつけていただきたいというふうに思うわけであります。

ただいま総務課長から、私の発言の中で、へそくりというような表現、これは正式な言葉ではないですけども、いろいろ行政のほうの中にもそういう表現をしております。決して私の思いつきではないということ、文献にちゃんと載っていることをただ私は引用しただけでございますので、私の発想ではございませんので、そういう意味のことでひとつ、ただいま言っていたんですが、一般的にはそういうことが通っているということを申し添えておきます。

いよいよ時間もありませんので、かいつまんで申しますが、2番目の産業振興の方策はどう進めるかということでございます。

2. 産業振興の方策はどう進めるのか

イ. 農業、工業、商業の連携による振興策について

近年における地域経済社会の急速な変化について、国際化の著しい進展等に伴い、農工商の連携が、地域活性化のために最重要課題であるわけであります。従って、三者がバランスのとれた振興化が必要不可欠であるわけですが、これらの振興策について、お伺いをさせていただきます。

地域農業、農村を巡る状況は、大きく変化し、農業生産活動の停滞、加えて高齢化担い手不足、農産物の再生産確保が非常に困難な状況にあるわけでありますが、

農業者が自信と誇りを持って農業を展開し、農業の維持拡大を可能とする所得、経営安定対策を講ずるために、わが坂城町のある特産品、ばら、ぶどう、りんご、ねぎみ大根のブランド化の構築と販売戦略と町の施策はどう考えているかについても伺いをさせていただきます。

また、金融危機と景気の減退が深刻化し、家計の個人消費の変化により、大型店の撤退と小売店の廃業は、地域住民の生活には極めて重要な課題であるわけですが、ご案内のように、高齢者の買い物の便利性はどう対応するかについても伺いをさせていただきます。

また、上信越自動車道パーキングエリア、サービス施設についてでございます。私は平成19年3月、同じく12月に2回質問をしておりますが、その後の対策の変化があったら、また、早期実現はできないのかについて、伺いをさせていただきます。

町長（中沢君） 産業振興施策の方向等については、実践的に苦勞している産業振興課長に答弁させることといたしまして、私のほうでは、上信越自動車道パーキングのこと、特色がございますので、答弁させていただきます。

上信越自動車道の坂城パーキングの利用ということは、宮島議員さんが何度もご質問し、その熱意にほだされるわけでございます。道路公団の民営化等によりまして、サービス施設の設置がより厳しくなり、また常に採算性が求められているという現状もございます。そういう中で、私も議員さんと同様、そういった夢を捨て切れず、何度か各方面へあたりながら、模索しているところでもございます。

昨年、パーキングエリアやサービスエリアにコンビニエンスストアが出店するというような事例が、いろいろ報道されたわけでございます。新たな方法として、それも1つの大事なことだなということで、副町長をはじめ関係課長にいろいろな手法、可能性等を関係の皆さんとお話し合いを持たせて、進められたところでもございます。いろいろ可能性ということもさることながら、こういったことが大事だという観点から、私は長野管理事務所やあるいは東京本社事業部の幹部の皆さんともお話し合いを持った次第でございます。

パーキングからのすばらしい眺めということについては、これは上信越道唯一だということは互いに認識し、こういったものが大事だということは、認識していただいているわけでございますけれども、さて、自分たちがやるということには、いろいろ慎重な中にも慎重だなと、こういった思いもございます。それは、コンビニ

の経営ということと併せて、私も欲深い、いろいろなご提案もしている関係もありましょうが、いろいろ問題も提起されております。

大型のコンビニエンスの方にいろいろ調査をし、直接、お会いもしているんですけども、そんなに積極的なお話はないと。少し時間をかけながらと、断られてしまうと大変でございますので、交渉は慎重にも慎重に、そして着実に、そして前進させるという手法が何よりということで、時間をいただきながら、そういった面での対応をより進めてまいりたいと、こんなふうを考える次第でございます。

以下、関係について担当課長から説明させます。

産業振興課長（宮崎君） 農業、工業、商業の連携による振興策について、お答えいたします。

国は、活力ある経済社会を構築するためには、地域経済の中心を成す中小企業者や農林漁業者の活性化を図ることが重要であるという考え方から、農商工等連携促進法を制定いたしまして、今年の7月から施行させたところでございます。

この事業は、法律に基づく認定を受けた中小商工業者と農林漁業者が共同で行う新商品の開発や販路開拓等の事業に対して、低利融資や設備投資減税、補助金交付など、各種の支援措置が受けられるものでございます。加えて、農商工等連携をより推進するために、事業者の支援を行う広域法人や商工団体などの支援機関に対する各種措置も設けられております。町及び商工会では、今年度、地域資源を生かした新商品の開発などを支援する補助事業でありますところの地域資源無限大全国展開プロジェクトに取り組んでおります。

本事業によりまして、来年度開催したいと考えております仮称「辛味大根フォーラム」に向けた体制づくりを行うとともに、ねずみ大根を中心とした町特産品の全国への情報発信やご質問のブランド化、新たな商品開発を目指してまいりたいと考えております。

さらに国では、地域の特性や強みを生かした企業立地や企業の設備投資等を促進するため、企業立地促進法に基づく支援措置を講じております。この支援措置に、地域を支える農林水産関連産業に対する支援策が追加、拡充されるなど、地域の農業、工業、商業の連携を含めまして、地域経済の活性化を促進することを目指しております。この事業におきましても、同法に基づく計画承認を受けた企業に対する支援と、財団法人さかきテクノセンター等の支援機関に対する支援がございました。町内におきまして、この事業を活用して設備投資を計画している企業もございました。

財団法人さかきテクノセンターでは、補助金をいただいて、試験検査機器の更新、整備やセミナー等の人材育成事業を行っております。

いずれにいたしましても、独自の技術集積を持つ当町の工業と農業、商業の連携によりまして、何か新しいものができないかと思うところでございます。町といたしましては、国等の支援策を十分活用する中で、また、農商工それぞれの関係機関と連携しながら、町特産品であるブランド化と販路の拡大に努めてまいりたいと考えております。

次に、地域量販店の撤退などによる高齢者の買い物への利便性への対応についてでございます。

ご案内のとおり、11月をもって西友坂城店が閉店されたわけでございます。地域に密着したスーパーマーケットの撤退が与える影響は、高齢者のみならず、地元の消費者へも及び、町といたしましても、本当に残念というようなことでございます。私どもも、状況を把握するために、西友本部の担当者をお呼びし、撤退に至るまでの経過説明をお聞きしたわけでございますが、全国的に展開をしている大手企業の経営の見直しの一環として進められた撤退ということで、この撤退にあたり、地権者へのアフターケアをしっかりと対応してほしいということを言うのが精一杯だったというのが実態でございます。

町内において、西友と同じような業種はほかにもあるわけですが、主に西友さんをご利用されていた地元消費者の皆さん、特に高齢者や移動が困難な皆さんの生活用品などの調達の利便性が悪くなるケースが生じてくるというふうにも考えられるわけでございます。利便性への対応ということでございますが、1つの経済活動の枠組みの中で生じてしまったというようなこと、また、町といたしましても、非常に急な状況であったというようなことで、有効な代替案といえますか、代替措置はなかなか見出せないというのが正直なところでございます。

そうは申しましても、地域内には地元のスーパーもございます。時といたしましては、村上、南条方面につきまして、循環バスの停車も、それぞれ関係のところにはバス停もございますので、このご利用等をしていただければということでございます。よろしくお願いいたします。

13番（宮島君） 町長に、先ほどパーキングエリアのことについて、お答えがあったわけですが、ちょっと私がテープをとって、ここへ書いてきているわけですが、今まで2回の経過の中では最初に、3月には、これは副町長さんの答えでございま

すが、「このことについては、またしばらく状況を見ていただきと考えておりますので、ご理解をいただきたい」と、こう結んでいるわけです。そして12月になったら何と答えたか、「その時点と状況はまったく変わってないというのが率直なところでございます」と、こういうことが答えとしてきているわけです。

それでただいま、私は早急にやるかどうかということ、しめることの中で、ある量販店に話を持っていっていると。これは本当に真新しい情報でもあり、これは本当に実現するかしないかは、それらはいろいろ経済状況もありますので、どうかひとつ、どこでやっているかということは、およそ見当はつきますけども、ぜひひとつ強力に、また次回にそのことがどう進んだかと言われないように、ひとつ実現に向けていただきたいということをお願いをしたいと。これは答弁はいりません。次回にそのことを、期待を申し上げているということで。

さてそこで、町長にいま一つ本題に入る前に、一昨日、先輩議員の中で答弁をしている、いわゆる県の出向の農業技術の関係の職員の話がありました。私はまさにそのことを今日質問しようと思ったら、一昨日、それを要望しているということ言われていますので、これは私が今回質問している、いわゆるブランド化なり、あるいは上信越のいわゆる地産地消というような、いろんな面から大事なことでありまして、また、それらを進めるには、今の産業担当職員の努力はわかるんですが、やはり最近、非常に新しい技術が出ているわけ。例えば品種にしても然り、もちろん技術もそうなんですが、一体どういう考え方の中で派遣社員を受け入れるか、あるいは年度はどことか、このことの質問をさせていただく。

というのは、実は一昨日、担当課のほうへ、建設課にそういう方が、専門官がいたが、この間見えないじゃないかと言ったら、4月に転勤されて、専門官であるので、浅川ダム、穴あきダムの今話題になっているところの専門官のところへ出ていると、こういう話を聞いて、ああそうか、私も明日は町長にその専門官にふさわしいような、いわゆるそういう地域の農業振興あるいはブランド化のできるようなことをぜひ要望したいわけですが、その状況についてちょっとかいつまんでお答えをいただきたいと思います。

町長（中沢君） 施策をより効率的に実のあるものにしていくということの中では、町の職員のノウハウをいただくことは当然ながら、さらにまた、違う角度から見られる、そういう方々にお手伝いをいただくということも大事なことでございます。今まで、町が県とのつながりの中では、町の職員は1年に一度ずつ必ず県のほうへ研

修に出しますよと。そういったものを厳しく勉強してくださいというのと併せまして、今までの過程の中では、工業が本当に大事なときは、工業の皆さんに来ていただきました。次にいろいろと建設事業を進めるときには、建設部の皆さんにお願いしたと。そしてまた、農業が大事だというときには、一昨々年ですか、そういった面でもお願いもしたわけでございます。

今町が抱えているものの中に、農業と工業と商業のこういった連携の中でのブランド化という課題があるわけでございます。そうしたブランド化というのは、単にここだけでこうというよりも、県あるいは国の応援も得るべき問題もあろうかと思えます。そういう観点から、来年度、今のばらのまちづくりあるいは辛味大根フォーラム等々を抱えており、なおかつ、いろんな課題を抱えておりますので、そういったところから優秀な人材を、私たちが発奮できるような、そういう素養を持った人材をお願いしたいということで、内々に進めているということで、現在は、そういう私たちの気持ちを県に伝えているという段階だということをご理解いただきたいと思えます。

13番（宮島君） ただいまのお答えは、今は気持ちを県につなげているということのようでございますが、ぜひひとつ実現をさせていただきたいと。これは、町の産業振興課のフォローなり、いわゆる地域農業の生産拡大あるいはブランド化のためにも、ぜひひとつ実現をお願いしたいというふうに思っております。

次に、時間の関係で2、3点、いわゆるブランド化についての事例を担当課長に申し上げ、ちょっとそのことは認識しているかどうかの確認をさせていただきたいわけですが。去る11月5日にさかき千曲川・ばらフォーラムがテクノセンターで行われました。私も参加させていただいたんですが、多分、課長もお出かけいただいているというふうに思うわけでございます。そのときのいわゆる坂城中学校の生徒の文書は、本当に涙ぐましい文句があるわけですが。坂城町のばら生産量は年々減少しております。その数字を見ても、生徒たちは、このままでは坂城のばらがなくなってしまう。何とかしなければならぬ気持ちを持っているという報告が出ているわけ。これは本当に未来を担う子どもたちの率直な声だというふうに受け止めてきました。またさらに、坂中も坂高もそうなんですが、いずれもちょっと時間の関係もございまして、私は資料を持ってきてはいますが、ぜひひとつ、もしお出かけにならなかったとしたら、この資料を見てください。非常にいろんな面で実態を見ているので、これをひとつお願いをするわけでございます。

もう1点、ブランド化の中に、先般、ちょっと所用がございまして、隣接する市へちょっと用があつて行ったわけですが、そこに信州地大根たくあんの張り紙が出ていたわけでございます。ちょっと参考に申し上げます。いかにねずみ大根の付加価値が高ければ、わが坂城町も味ロジックわくわくさかきもやっていると思いますが、これはいわゆる信州大根の地大根という表現でやっております。ここに資料もございすけども、何と1kgの樽入れ、7本ないし8本、これを2,100円で売っているわけだ。キロ単価2千円ですよ。それで地域をやるうとして、隣接の市がいろいろ枠を広げているという資料を私は持っているわけですが、そういった関係の中で、ぜひ参考にさせていただきたいというふうに思うわけでありす。そんなことを付け加え、そして1つ、りんご、ぶどう、ただいまも町長からの話のように、そういう先端技術を持った県の職員の派遣もあるようございすけども、ひとことだけ、担当課としての考え方をまとめて、ひとつお願いをしたいと思ひす。

産業振興課長（宮崎君） 今の特産品等に対する担当課の考え方ということでございす。今農業を取り巻く環境は非常に厳しいわけございす。遊休農地対策を含めまして、非常に難しいと。いかに今ある農産物等の付加価値を高めて、生産意欲をそれぞれの農業の皆さんに増していただきながら、後継者をどうやって育てていくかというのは非常に難しい、難しいけれどもこれからの大きな課題というふうに認識してございす。

今、ばらフォーラム、地大根の話等をいただきましたわけですけれども、今後もしろいろそういった先進的なところも勉強しつつ、取り組んでまいりたいと思ひす。

13番（宮島君） 担当課長から大変心強いご発言をいただきました。ぜひひとつ、ただいまのような取り組みの姿勢を間違いなく全うしていただくことをご期待申し上げたいというふうに思うわけでありす。

いよいよ最後のお願いで締めくくりでございすけども、これからいよいよ来年度の予算編成、また、事業計画等、大変目白押しに出てきて、もうすでに素案はできているかどうかわかりませんけども、そういった中、今回、町長が何回も繰り返している国、県、それらの対策と併せて、ぜひひとつ新しい立派な予算ができ、町民が安心して暮らせるような、いわゆるものづくりとやすらぎの町を目指すために発展することを願ひ、私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（池田君） 以上で、通告のありました10名の一般質問は終了いたしました。

本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

ただいまから明日 11 日までの 2 日間は、委員会審査等のため休会にいたしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(池田君) 　ご異議なしと認めます。

よって、ただいまから明日 11 日までの 2 日間は、委員会審査等のため休会とすることに決定いたしました。

次回は 12 月 12 日午前 10 時より会議を開き、条例案、補正予算案等の審議を行います。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(散会　午後 12 時 12 分)

1 2 月 1 2 日 本 会 議 再 開 (第 5 日 目)

1. 出席議員 14名
- | | | | |
|-------|-----------|-------|-----------|
| 1 番議員 | 田 中 邦 義 君 | 8 番議員 | 春 日 武 君 |
| 2 〃 | 山 城 賢 一 君 | 9 〃 | 林 春 江 君 |
| 3 〃 | 柳 澤 澄 君 | 10 〃 | 安 島 ふみ子 君 |
| 4 〃 | 中 嶋 登 君 | 11 〃 | 円 尾 美津子 君 |
| 5 〃 | 塚 田 忠 君 | 12 〃 | 柳 沢 昌 雄 君 |
| 6 〃 | 大 森 茂 彦 君 | 13 〃 | 宮 島 祐 夫 君 |
| 7 〃 | 入 日 時 子 君 | 14 〃 | 池 田 博 武 君 |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者
- | | |
|-----------------|-----------|
| 町 長 | 中 沢 一 君 |
| 副 町 長 | 柳 澤 哲 君 |
| 教 育 長 | 長谷川 臣 君 |
| 会 計 管 理 者 | 塩野入 猛 君 |
| 総 務 課 長 | 中 村 忠比古 君 |
| 企 画 政 策 課 長 | 片 桐 有 君 |
| 住 民 環 境 課 長 | 宮 下 和 久 君 |
| 福 祉 健 康 課 長 | 塚 田 好 一 君 |
| 子 育 て 推 進 室 長 | 中 沢 恵 三 君 |
| 産 業 振 興 課 長 | 宮 崎 義 也 君 |
| 建 設 課 長 | 村 田 茂 康 君 |
| 教 育 文 化 課 長 | 西 沢 悦 子 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 柳 澤 博 君 |
| 総 務 係 長 | |
| 総 務 課 長 補 佐 | 塩 澤 健 一 君 |
| 財 政 係 長 | |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | 塚 田 郁 夫 君 |
| 企 画 調 整 係 長 | |
4. 職務のため出席した者
- | | |
|-------------|-----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 吾 妻 忠 明 君 |
| 議 会 書 記 | 金 丸 恵 子 君 |
5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

- 第 1 陳情について
- 第 2 発委第 4 号 坂城町議会会議規則の一部を改正する規則について
- 第 3 報告第 2 号 町長の専決処分事項の報告について
- 第 4 議案第 6 4 号 坂城町選挙ポスター掲示場の設置に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 5 議案第 6 5 号 工業振興施設等整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 6 議案第 6 6 号 坂城町土地開発公社定款の変更について
- 第 7 議案第 6 7 号 長野広域連合規約の変更について
- 第 8 議案第 6 8 号 長野県市町村自治振興組合規約の変更及び組合を組織する市町村数の減少について
- 第 9 議案第 6 9 号 長野県市町村総合事務組合を組織する市町村数の減少について
- 第 1 0 議案第 7 0 号 坂城町公の施設の指定管理者の指定について
- 第 1 1 議案第 7 1 号 平成 1 9 年度公共土木施設災害復旧事業橋梁災害復旧工事（昭和橋）変更請負契約の締結について
- 第 1 2 議案第 7 2 号 調停事件の合意について
- 第 1 3 議案第 7 3 号 平成 2 0 年度坂城町一般会計補正予算（第 5 号）について
- 第 1 4 議案第 7 4 号 平成 2 0 年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 第 1 5 議案第 7 5 号 平成 2 0 年度坂城町老人保健特別会計補正予算（第 2 号）について
- 第 1 6 議案第 7 6 号 平成 2 0 年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 第 1 7 議案第 7 7 号 平成 2 0 年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 追加第 1 議案第 7 8 号 坂城町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 追加第 2 発委第 5 号 共済法制定を求める意見書について

- 追加第 3 発委第 6 号 介護保険制度の抜本的改善を求める意見書について
- 追加第 4 発委第 7 号 介護労働者の処遇改善を求める意見書について
- 追加第 5 閉会中の委員会継続審査申し出について

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（池田君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、会議に入る前に、カメラ等の使用の届出がなされており、これを許可してあります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「陳情について」

議長（池田君） 各常任委員会に審査を付託いたしました陳情について、各委員長から審査結果の報告がなされております。

お手元に配付のとおりであります。

陳情第4号「共済法制定を求めることについて」

「質疑、討論なく（委員長報告賛成、挙手全員により）採択」

陳情第5号「介護保険制度の抜本的改善を求めることについて」

「質疑、討論なく（委員長報告賛成、挙手全員により）採択」

陳情第6号「介護労働者の処遇改善を求めることについて」

「質疑、討論なく（委員長報告賛成、挙手全員により）採択」

議長（池田君） 日程第2「発委第4号」以下、日程に掲げた議案につきましては、すべて去る12月2日の会議において、趣旨説明及び提案理由の説明を終えております。

◎日程第2「発委第4号 坂城町議会会議規則の一部を改正する規則について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第3「報告第2号 町長の専決処分事項の報告について」

専決第8号「平成20年度坂城町一般会計補正予算（第4号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）承認」

◎日程第4「議案第64号 坂城町選挙ポスター掲示場の設置に関する条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第5「議案第65号 工業振興施設等整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例について」

議長（池田君） これより質疑に入ります。

3番（柳澤君） 町が整備するという部分であります、「町が出資、出捐等を行う法人に対して補助を行い整備する場合を含む」を加えるということであり、これは新聞にも報道がされましたが、ここでちょっとお伺いをしておきたいわけですが、この括弧で付け加えられる部分について、具体的にどのようなことを想定されておられるのか、あるいはまた、その枠的な、例えば金額の上限だとか、こういうものとはどのような、そういう何か具体的な、そういったことの整理はされているのかどうか。そんなことを、これだけだとちょっと範囲とか、そういったことがわかりかねるので、ご説明をいただきたいと思います。

産業振興課長（宮崎君） どういうことを想定しているのかというようなことでございますが、この括弧書きにつきましては、財団法人さかきテクノセンターを想定しているところでございます。そういう中で、枠というのをどのように考えるのかというご質問につきましては、これについては、上限はいくらだとかというところはございませんが、それについては、やる場合については、もちろん予算計上というものも必要になってまいりますので、その都度、それについては、議会等でご審議いただく部分もあろうかと思っております。そんなことで、特にこれに対する枠というのは、この条例の中では定めてございません。

6番（大森君） 一応、今の説明で大体わかったわけですが、テクノセンターのいろんな検査機だとか、そういう高価なものの購入等にも流用することなどでしょうか。

産業振興課長（宮崎君） 現時点の中で、今想定しているのは、この中に施設、設備というような部分がございます、今補正予算でも上程させていただいてございま

すけれども、今試験機器類の整備をテクノセンターが補助金を得てやるというようなことで、それで利用者だとか、技術交流研究会あるいは役員の皆さんと相談する中で、主に環境に関するいろんな測定をするもの、あるいは省エネに対してする試験機器がどうしても必要ということでございまして、ここら辺について、補助していきたいということを考えてございます。

6番（大森君） 一応、想定はテクノセンターですが、例えば土地開発公社だとかあるいはまちづくり坂城だとか、そういうようなところへの今後、そういう方向性というのは、可能性としてはどうなんでしょうか。

産業振興課長（宮崎君） これにつきましては、あくまでも工業振興施設等整備基金ということでございますので、まちづくり坂城等に対するものについては考えてございません。

11番（円尾さん） 中身的にはそれぞれ答弁がありましたのでわかりましたけれども、テクノセンターを考えているんだというお話がありましたけれども、この中で、工業振興施設整備基金という形の中で、工業整備ということになると、ほかにもあるわけですがけれども、そういうのというのは、今後、今はテクノセンターを想定しているでしょうけれども、その枠を広げていくという考えはないのかどうか。その辺をお聞きしたいと思います。

それから、もしテクノセンターということがきちんとなっているんだしたら、要綱の中で、テクノセンターと明記すべきではないかと思うんですが、その辺についてはどうでしょうか。

産業振興課長（宮崎君） その前に、今の宮崎議員さんのご質問でございましたけれども、工業振興ということの中で、これについては、将来、工業団地の基盤を整備する、そういうような場合、この基金から支出するというような部分がございまして、土地開発公社等についても、これの中に含まれるというように解釈してございます。

そういう意味で、円尾議員さんのテクノセンターと明記してはどうかというようなことでございますけれども、現状の中ではそんなことで、括弧書きでこういう形の中で表現させていただいているというようなことでございまして、具体的に、この1つの条例の中に、固有名詞がいろいろ出てくるという部分もまた、いかがなものかと思っておりますので、現状にさせていただければと思います。

11番（円尾さん） 言葉を返すようですけども、条例に固有名詞をするわけではな

くて、要綱でも規則でも、その中でやっていけばいいと思いますが、私はちょっと心配になったのは、やっぱりテクノセンターを考えている上で、開発公社も入ってくる、いろいろ入ってくると、ほかのことで工業に関するもので、まだほかにも入る可能性があるんじゃないかということが心配になるからお聞きしているわけですが、今のところ想定しているのはテクノセンターであったり、開発公社であるというふうにとらえていいんでしょうかね。

産業振興課長（宮崎君） 現状の中では、今申し上げた部分でとらえていただければというふうにとらえていただければとさせていただきます。

いずれにしても、こういう基金の趣旨からいうと、やっぱりそういうところで、どのくらい広げるといってもまたそれも1つの課題でございます。当面、そういう形の中で進んでいきたいと。そうは言っても、先ほど申し上げましたけれども、必ず、支出の中で、いろいろ議会等のご審議もいただくということでございますので、そこら辺も含めてでございますが、当面はそんなところで想定してございます。

町長（中沢君） こういった工業の振興上の、そしてまた出捐している、そういったものに対する関係で、基金の使い道をより具体的に明確にしておきたいということの中での改正でございまして、今までの中でも議会にお諮りしながら予算は計上しているところでございます。

今後、そういった関連の施設等が出てくるとすれば、それはそれなりにその中に入るということでございます。そしてまた、具体的な対応等については、規則なり要綱を定めて、いろいろ進めてまいりたい。こんなふうに思っております。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第6「議案第66号 坂城町土地開発公社定款の変更について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第7「議案第67号 長野広域連合規約の変更について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第8「議案第68号 長野県市町村自治振興組合規約の変更及び組合を組織する市町村数の減少について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第9「議案第69号 長野県市町村総合事務組合を組織する市町村数の減少について」

「質疑・討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第10「議案第70号 坂城町公の施設の指定管理者の指定について」

議長（池田君） これより質疑に入ります。

1番（田中君） 指定管理者制度、2003年にスタートして更新期に入ってくるわけですけど、指定管理者制度のいわゆるねらいである民間ノウハウをいかに活用して取り組んで、効率的な運営そして住民サービスへの質の向上を図るという法律のねらい、趣旨でいきますと、質問として温泉とか今回更新の中に民間の企業なり団体なりが指定の候補としてどのように取り組んだか、状況をちょっと説明をお願いします。

総務課長（中村君） 指定管理者を選定するにあたって、議案の内容、それぞれ継続をいたしてということになってございます。民間と、この中でいいますと社会福祉法人2つ、これはいえば町が出資している部分もございますけれども、あるいは全く民間もございます。

これまでの指定管理者としてきちんと運営をされているということの中で、継続いたすが相当であろうという判断を審議会の中でいたしまして、それぞれ継続するという方向づけをいたしたところでございます。

1番（田中君） 昨年の全国の調査を見ますと、市町村においても民間企業や何かが指定管理者になっている割合、施設の割合が約18%台だったという思うんですね、5分の1近くあるんですけども、例えばそういうものへの今後の、今回は審議会で評価をされたら、今までの継続でということなんですけども、そういうことについて、本来の指定管理者制度の法律のねらいに基づくそういう民間活力を、こういうサービスや効率的な運営に活用するという、そういう趣旨からいって、そういうものについて今後の取り組みはどう考えているかも、まだこれから更新であと3年あるわけですけども、そういう民間なり企業の活用ということについても法律の趣旨からいって取り組むべきだという思いをするわけですけども、その辺はどう考えるかをちょっと聞かせていただければと思います。

総務課長（中村君） 個別、個別というお話だろうと思いますし、今朝の北信のある

市の施設のどうのこうのというような新聞記事もあったかなど。そんなような状況みたいなことにならないようにしていかなければいけないなというようにも感じます。

当然、その法なりが持つ趣旨、それからより効率的にということを考えましたらば、個別、個別の公の施設について、より効率を求めていくというのは、これは当然のことであろうと考えるところでございます。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第11「議案第71号 平成19年度公共土木施設災害復旧事業橋梁災害復旧工事（昭和橋）変更請負契約の締結について」

議長（池田君） これより質疑に入ります。

12番（柳沢君） 議案第71号の関係ですけれども、請負変更契約156万4,500円、これは一応仮締めというようなこと、鉄鋼の関係のようですけれども、工期は平成19年12月4日から平成21年3月27日までということなんですけれども、今現状、工事をやられてあるわけなんですけれども、この工事、大雨が降ったときに洪水が出たとき、このままの状況でいいのかどうかということも私もちょっと、今まで見た状況ではこれでいいのかなという疑問はあるわけなんですけれども、この変更増の関係をもう少し詳しくちょっとお話を聞きたいんですけども。

建設課長（村田君） この変更請負契約でございますが、議案の説明にもございました河道の洗掘が想定以上に深く洗掘されておるということで、当初はその周辺の土砂といいますか、川の土砂を集めて仮締切工を計画しておったわけでございますが、先ほども申し上げたとおり、予想以上に深いということの中で、周辺の土砂をダンプトラックで運搬をしながら、この仮締工をしなければいけないということで、先ほども質問にございましたが、大雨のときというようなことでございます。きちっと仮締工をおよそ200mほどでございますが、高さ2mほどにきちっと仮締工をやるには、その周辺から土砂をダンプトラックにて運ばなければいけないということで増加額156万4,500円を増額してお願いするものでございます。

12番（柳沢君） これは橋脚が相当年数的な問題、それから千曲川の流れ、こういう問題、洪水等については、今の現状でいくと相当大変な事態になるんじゃないかなというふうに憂いてのお話をしているわけなんですけれども、今の現状のテトラポットを置いてある程度のものであれば、もしやということになれば、これは

大変なことになるということなんです。この辺はきちっと監督管理、町としてもよくやっていていただかなければ、第2、第3というような、いろいろの被害が出てくるという場合で、被害が出てからでは遅いと。出る前にきちっとやっておいていただきたいということで、一応、私の今までずっと見た状況の中で申し上げているわけですが、この辺、監督管理のこれからの行き方として、どのように進められていくのか、その辺をお伺いしたいと思います。

建設課長（村田君） ご指摘の点、もっともでございます。請負業者の現場代理人、それから建設系の監督員、連携を密にいたしまして、本当にご質問の中にありましたとおり、第2次災害にならぬよう、きちっと施工管理、また現場等の巡視をいたしまして、完成に向けて頑張っていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第12「議案第72号 調停事件の合意について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第13「議案第73号 平成20年度坂城町一般会計補正予算（第5号）について」

議長（池田君） これより質疑に入ります。

7番（入日さん） ちょっと3点ほどお伺いします。

私が説明のときに聞き漏れたのかもしれませんが、5ページ、項2 国庫補助金の中で7 災害復旧事業、国庫補助金で約4千万円ほど減額になっていますが、これはそんなにかからなかったから減額になったのでしょうか。

それから9ページ、総務費の中の2 文書費で印刷製本費の100万円増えたというのは、条例の改正が多かったからでしょうか。

15ページ、衛生費の中で保健センターの改修工事830万円ですが、これはどんな改修をするのか。その3点お伺いします。

建設課長（村田君） 1 問目の5ページ、災害復旧事業の関係、私のほうからご答弁申し上げます。

この災害復旧事業でございますが、5カ所ほど災害復旧をされまして、主なものは昭和橋でございますが、事業をやらなかったということではなくて、19年度繰越事業ということになってございます。19年度の繰り越しの補助金でいただける

かどうか、またその分が20年度になるかという国の補助金の関係がございまして、今回、19年度繰越工事の国庫補助金として完了をいたしたということで20年度に盛りさせていただいた予算について、精算がついたものですから減額をさせていただくということでございます。

総務係長（柳澤君） 9ページ、文書費の印刷製本費の増という部分でございます。

この部分につきましては、例規集の加除に関する経費でございます。条例の改正が多かったのかという部分でございますけれども、例規集につきましては、条例のほか規則あるいは要綱といった部分の改正もございまして、この部分の経費が増加したということでございます。

福祉健康課長（塚田君） 保健センターの改修工事でございますが830万円。これは

前々から懸案でありましたが、健診、相談等、最近健康問題に関するいろんな状況が増加する中、また見ていただくとご案内のとおり、事務室が大変狭い状況になっております。その関係で、事務室と診察室の前に概ね24㎡ほど増築をして、事務スペース、それから事務の効率の改善を図ると、そういうことで今回830万円計上させていただいた状況であります。

9番（林さん） 3点ほどお伺いいたします。

9ページ、款2総務費、項1総務管理費の目1一般管理費中、職員の海外研修負担金が21万4千円、これは何名でどちらへ行かれるのか、お伺いいたします。

15ページ、款4衛生費、項1保健衛生費、目10合併浄化槽設置費の中の152万6千円の補助金。これは何個をあてにして1個あたりどのくらいの補助ということか、お伺いいたします。

17ページ、款7商工費、目4商工企画費の中で聞かせていただければと思いますけれども、実は今回の議会では、だいたひ企業の皆さんの大変な状況の中で、財政支援、経済緊急支援などをというような質問が相次いだところでもありますけれども、法人町民税について、この中でお聞かせいただきたいと思ひます。

市町村の法人町民税率は資本金と従業員数に併せた額を決めるという均等割と、また一方では、法人税額に一定の割合を乗せるという税割法を取り入れているということでもありますけれども、税割は標準12.3%に対して14.7%まで超過できるところを、坂城町は14.5%ですかね、その辺でやっているということですが、この緊急な事態において、私の要望も含めての質問なんですけれど、この超過税率ということは、どんなころから、いつからの実施であるのかということ

と、また期間を決めて、超過の税率を決めているのかということをお聞きしたいんですけど。たぶん条例では決まっていると思うんですけど、議会に対して、そういう説明などはその後なされているのかという点もお聞かせいただきたいと思います。

総務係長（柳澤君） 9ページの総務管理費の職員研修の部分でございます。職員の海外研修という部分でございますが、本年度につきましては、市町村職員研修センターの企画に合わせまして、職員研修を行いたいという部分でございます。派遣の職員は1名を予定をしておりますが、派遣先につきましては、ヨーロッパということで想定をしているところでございます。

建設課長（村田君） 2番目の合併処理浄化槽の関係のご質問に答弁させていただきます。

152万6千円の中身は何かということですが、当初、5人槽を5基予定をしておりましたが、10基ということですが、この5人槽につきましては1基あたり33万2千円ということで、5基でございますから166万円。それから7人槽ですが、当初、20基という予定でしたが1基増えまして、これが41万4千円ということですが、それで10人槽でございますが、当初、1基を予定しておりましたがこれがゼロということで、これが54万8千円ということで、これをマイナスさせていただくと152万6千円になるということでございます。

議長（池田君） 9番議員に申し上げますが、先ほど法人税に関する4目で関連で質問をしてきたわけですが、これ担当課が違いますので関連扱いができません。それで、今前出でめくったんですけども、今回、法人税に関わる科目がちょっと見あたりませんので、質問をお受けかねますが。

9番（林さん） 私も歳入のほうで聞かなければと思いましたが、今議長おっしゃったように該当するのがなかったということで、あえて企業支援というほうで、産業担当のほうから質問させていただいたんですけども、お受けできないというようなことをおっしゃらないで、この大変な時期に拒否されるということは、何と申し上げていいか。大変残念というよりほかありませんけど、何分にもよきにお計らいいただいて、お引き受けいただきたいと思います。

議長（池田君） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前10時40分～再開 午前10時42分）

議長（池田君） 再開いたします。

総務課長（中村君） 住民税の法人分に限らず、これは地方税法という法律によって定められております。なおかつ、それぞれの税目に標準税率があつて、この範囲までは超過して賦課してよろしいということがあるわけでありまして。個人の住民税で今超過税率を使用している市町村は1市あります。これは夕張市であります。

それから法人分、均等割につきましても20%、120%まで均等割も超過して賦課してよろしいということ、県内市町村半分くらいは、不均一課税のところもありますけれども、半分くらいは超過して賦課している市町村がございます。

手元に資料がございませんので、記憶の範囲内で申し上げます。

それから、法人税割につきましても、これは制限税率が14.7%、標準税率が12.3%であります。これも不均一課税もございまして、超過税率を使っている市町村が多いということがございます。それで、現実に法人税割、私どもは超過税率を使用しているのは法人税割のみであります。これは何年度からやっているか、ちょっと記憶にないくらい古くからやっております。といいますのは、私は昭和59年から3年半ほど税務係長をやっております、その時点と一切、税率は同じであります。均等割につきましても、これは変化があります。

それで、地方税法という法律は、この枠の中で市町村が税条例を定めて賦課できる。市町村が税条例で定めて賦課するんだということでありまして、そういうことで賦課徴収をいたしておりますということでありまして。そして現実に法人税割をお納めいただいている法人、要するに黒字の法人というのは、法人税を均等割という形では納めていただくんですが、その3分の1、4分の1、場合によっては、年によっては5分の1ぐらいの法人からしか法人税割はかからないというようなこともございますけれども、少なくとも昭和50何年以降は、こういう超過税率を使用しておりますけれども、これまでもそうですけれども、超過部分につきましても、工業振興のために使うという目的があつて、いずれかの時点で超過税率を使うということになったんだろうなというようには考えられますし、今現実に超過した部分については、工業振興に使っている。予算として、歳出として工業振興のために充てているということでございます。

また、町内だけに法人があるようにお感じかもしれませんが、実は分割法人というようなことで、本社が東京であつたり、あるいは九州であつたり、それこそ申告をされる法人は長野県内ばかりでなくて、全国的に私どもへ申告をされるわけでありまして。税率の変更というのは、そういったところすべてにお知らせをして

いかなければならないということ、殊に法人の場合は申告の納付ですから、税率を承知した上で申告をされてまいるというようなこともございます。そう簡単に税率を動かせるという性格のものでもございません。

9番（林さん） ご無理な質問の中、総務課長からご答弁いただいてありがとうございます。

今お聞きしたところでは、簡単には動かせないけれど、いつのころからなっていたかということもわからないような状況の中で、この超過税率がずっと、ほとんどあたり前のように、当然のように企業の皆さんからいただいていたというようなことが想像できますけども、県の地方課のほうでも、課税自主権を尊重した上で、市町村の自主的な見直しを促したいという考え方も示しておられるようなことです。また、今日の新聞にも出ておりましたけれども、国のほうでも2009年度の税制改正大綱の中には企業税制にも法人税の軽減税率を22%から18%に、2年間の間引き下げるといような、そういう対応がこの緊急事態に対して施されているといような事態から、私はぜひ町のほうでも、こういう対応を考えていただくことが大事ではないかと思っているわけです。ずっとそうしろというんじゃなくて、この時期だからこそ、手を差し伸べたらどうかと。

また、企業の皆さんがこの危機を切り抜けられたら、また、そのときにはお願いするようなことが。とにかく企業の皆さんをこの際は守るということを優先にして考えていただきたいと思って質問したんですけど、その辺は町長、いかがでしょうか。

町長（中沢君） 企業のそういった法人の標準税率、ずっと調べていただきますと、企業が比較的多い町は、比較的高いなということは事実です。それは、ある程度工業振興を進める場合に、一般的な経費というよりも、企業の皆さんに何分にも負担していただいて、それでそれをより有効に、そして倍加していくということが行政の1つの哲学かなと、こんなふうに思っています。

具体的に言いますれば、坂城のテクノセンターあるいは勤労者福祉センター、そういったものは、他にない1つのものでもございますが、工業振興上、大事なことでございます。そういった経費というものは、法人税の上に課税されている、そういったものに利用していくんだと、有効にやるんだということは、常に企業の皆さんにお願いし、理解していただいておりますところでもあるわけでございます。こういった中で、町にもそれほど力がございません。これも低くしろ、これも低くしろ

というよりも、いただいたものをより知恵を絞って有効に、そしてまたそれが次の活性化につながるという手法が今こそ求められている時期ではないかと、私はそういうふうに理解しております。

2番（山城君） 17ページ、目の商工企画費、先ほども条例改正のお話でしたが、説明でテクノセンターの試験機器整備補助金でございますが、内容がわかりましたらお知らせを願います。

19ページ、目、道路新設改良費の説明でございますけども、改良事業A09号線、4千万円ほど、4,020万円減額になっておりますが、この理由をご説明お願いいたします。

産業振興課長（宮崎君） 17ページの商工企画費の関係、テクノセンター試験機器整備補助金について、ご答弁申し上げます。

これにつきましては、こういう非常に厳しい経済状況の中で、やっぱり中小企業が共同で利用する試験計測機器類、これが大変老朽化しているということと、それと時代のニーズに合ったものもやっぱり企業から整備を求められているというようなことで、国の補助金を得まして、総額では2,400万円ぐらいの事業でございます。その中で、半分は国からいただいて、残りは自己負担ということですが、その半分の半分をまた、約600万円を町が補助するというような内容でございます。

試験測定機器でございますけれども、全部で今のところ10基を予定してございます。中でも、エネルギー分散型蛍光X線分析装置というようなことでございまして、試料にX線を照射して発生する蛍光X線を検出する。元素の種類や含有量などを測定する機械ということで、それを照射することによって、試料の形態、固体、粉体、液体等の測定が非破壊でできるというようなこと、これは環境規制物質の検出を行っていくというもので、材料の関係で、これが900万円近いというようなことでございます。

こういったものを入れていく。あと、全体的には先ほども申し上げましたけれども、こういう時代になって省エネの関係の機器が必要ということで、これは細かい部分でございますけれども、例えばモーターの風速を測定する機械ですとか、電力を記録する装置ですとか、酸素の濃度、エンジン関係のものの濃度の測定だとか、そういったものをするような機器10台を購入する費用での補助ということでございます。

建設課長（村田君） 19ページの道路改良事業A09号線のご質問でございます。

お答え申し上げます。

この4千万円の減額につきましては、A09号線道路改良事業は、今年度の完成ということでございまして、すでに完成してございますが、その工事費について、精算減額をするものでございます。このA09号線につきましては、繰越事業として継続で進めてまいったわけでございますが、その繰越事業の中で、相当来工事ができました。また、20年度工事については、企業努力といたしますか、工事が済んだということでございます。この減額については、この工事をやらないということではなくて、今申し上げたとおりの状況で、精算で減額をさせていただくということでございます。

10番（安島さん） まず、13ページですけれども、目4心身障害者福祉費の中の自立支援対策特別事業で、進行性筋萎縮症激変緩和34万8千円あります。筋ジストロフィーの方の対策だと思うんですけれども、これはどういう内容なのか、お聞きいたします。

それと15ページですが、先ほど入日議員からも、保健センター改修工事について聞かれましたけれども、これにつきまして、工事期間はどれくらいになるのか。また母子、高齢者、たくさんの方が利用されます保健センターの改修について、業務に差し支えはないのか、安全対策はどういうふうに考えられているのか、お聞きいたします。

次に、15ページ、その下ですが、合併処理浄化槽設置費についてでございます。先ほども質問がありました152万6千円ということでございますが、今非常に不景気になってまいりまして、政府が緊急経済対策の1つとして、生活対策ということで浄化槽の普及促進事業ということで、国の補助率を、合併浄化槽における補助率ですが、これまでの3分の1から2分の1に引き上げていって、浄化槽の普及促進、支援の拡充を図っていくというふうに今回出しておりますが、小網の合併浄化槽でやっていくというふうな町の方針が出ておりますけれども、そういった予算を今回の緊急対策の事業を使ってやれないのかどうか。その点をお聞きいたします。

議長（池田君） 審議の途中ですが、ここでテープ交換のため10分間休憩いたします。

（休憩 午前11時00分～再開 午前11時11分）

議長（池田君） 再開いたします。

お諮りいたします。

ただいま提出された追加議案を、日程に追加いたしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長（池田君） ご異議なしと認め、日程に追加することに決定いたしました。

引き続き、審議を行います。

福祉健康課長（塚田君） 13ページの心身障害者福祉費、進行性筋萎縮症の激変緩和とということでございますが、この内容ということでございますが、本来、通常は全部1割負担という対応の中で行っておるんですが、この病気につきましては、利用者の負担軽減を図るという特別対策ができております。19年、20年度という2年間がとりあえず今対応になっておるんですが、一応補助事業ということで、取り扱っております。内容的には病院へ入所されているわけですが、それにかかる福祉サービス費、介護で該当にならない費用とか、食事あるいは医療費、それらについて、町のほうで自立支援法により、町のほうで給付関係を対応していくという状況のものでございます。

今回、予算計上させていただいておりますので、予算がお認めいただければ、早速、工事のほうの入札に対応していきたいと。年度内には完成をさせていきたいと思っております。ただ、工事に伴う保健業務がありますが、通常行っております。ただ、保健センターでの本年度の健診関係、一応12月で概ね終了をいたします。毎月行われている乳児健診等がございますけれども、影響のないように、安全には十分配慮していきたい。あとは、事務スペース、玄関のロビー等を工夫して、安全性を確保して対応していきたいというふうに考えております。

建設課長（村田君） 合併処理浄化槽のことでご質問をいただきました。平成20年度第2次補正予算案における浄化槽のご質問をいただきましたが、これにつきましては、事業の案といいますか、政府で出されている案は、地域生活排水対策推進浄化槽整備モデル事業ということでございますが、当町では、汚水処理施設整備交付金事業の中の個人設置型ということでございますので、当町は、もし、この案が進んでいくとしても、該当にはなりません。それで、小網地区の問題も、ご質問の中にありましたが、経費節減を図る中で、合併浄化槽方式ということで、今地元といろいろと協議をさせていただいておるということでございまして、これにつきましては、町といたしまして、できる限り、この方式による完成を目指し、できるだけの支援をしていきたいというふうに考えております。

10番（安島さん） 個人のお家の合併浄化槽は当てはまらないと思うんですけど、学校、公民館とか、公の施設とか、あとエコを推進しているところの浄化槽とか、そういうところに当てはまるように聞いているんですけども。例えば、小網の公民館の浄化槽とか、そういうところには使えないわけでしょうか。

建設課長（村田君） ご質問の中にありました公民館ということでございますが、これら大規模な集中合併ということにつきましては、該当になるのかなというふうに理解をしておるわけでございますが、まだ詳しい浄化槽の普及促進事業案について、県を通じて示されておられませんので、今のところ何とも申し上げられませんが、いずれにいたしましても、公民館ということになりますと、補助の残りの費用や、そういった負担についても、いろいろな調整が必要かなということになりますので、今後、そういう場面になりましたら、検討していきたいということでございます。よろしく願いいたします。

1番（田中君） 4点ほど、ちょっとお聞きいたします。できるだけ簡潔に申し上げますので、よろしく願いいたします。

まず1つ、町長にお聞きしたいんですけども、今回の一般会計補正予算は、私は一般質問でも行ったんですけど、非常に中小企業が疲弊しているという中で、補正予算を今回、その対策費を期待したんですけど、どうして上げなかったんですかという質問をしましたところ、町長は、通年予算主義だというような趣旨でおっしゃいました。自治体の通年予算主義、自治法でもそういう趣旨でいっているわけなんすけども、逆に言えば、補正予算の必要性の中に、いわゆる制度が変わったとか、国庫の補助金や負担金がついたとか、あるいは緊急な災害が起きたとかという中に経済変動というのもあるわけですね。

だからまさに今回などは、補正予算をすべき状況にあるんじゃないかと思うんです。そこで町長は通年予算主義ということで、まず1つは当初予算の中で間に合うんだというお考えだったのか。それから、国や県がやることにタイアップしていけばいいというお考えだったのか。それとも、必要ないということだったのか。もう1つは、これから緊急的に出すのか、その辺をちょっとお考えをお聞かせいただきたいと思います。

それから次に、細かい点で申しわけございません、3点ほどお願いします。

まず、予算補正書の中の5ページ、歳入の関係ですけども、国庫支出金、補助金が災害復旧の関係ですけども、計算しますと、今回減額して補助金の該当が104

万3千円になるわけですね。そうすると、国の補助金104万円ほどの補助金を受けると、どうしても補助金の交付の手續とか、いろいろ経費とか、費用対効果を考えると、これもやっぱり少しでも国保なりを財源として取り込む必要があるんですけども、この104万円も補助金として取り込むかどうか。そのメリットあるかどうか、ちょっと疑問だったので、ちょっと、もしお聞きします。歳入の5ページのところの13国庫支出金の7の災害復旧事業国庫補助金3,975万7千円減額してありますと、残りがたしか予算書から見ると104万3千円になると思いますので、その辺をちょっとお聞きいたします。

次に、今度は予算明細書の10ページでございます。総務費の総務管理費の中の7広報広聴費の関係でございます。LGWANサービス機器設定190万円、提供設備420万円、LGWANについて、パソコンだと思うんですけども、どういう設備なのかということ。それからLGWANの利用状況。総務省はできるだけ行政のネットは、これを使えとっているんですけど、今どういう状況で使っているのか。まだヤフーや何かの民間のネットワークで業務をやっているんじゃないかと、その辺をちょっと説明をお願いしたいと思います。

次に、14ページ、関連で一番後ろの給与明細書という、26ページ、同じですけども、保育園総務費が一般職で減額250万6千円ですか、減っているんですね。これはどういうことなのかということと、その給与明細説明の中の26ページの中で、時間外手当が323万円増えて、児童手当が395万円増えているわけです。児童手当、どうしてこんなに急に補正が必要なのか。それから時間外手当がこんなに増えた理由。一方で、職員給与費が250万円減っているということで、その辺の説明をお願いしたいと思います。

町長（中沢君） 田中議員も十分ご承知のように、議会は定例会で年4回あるわけでございます。通年予算を組みながら、そしてまた、その都度必要なものについて、そしてまた、その施策の必要性和併せて、予算の必要性なものについては、その都度提案し、対応しているということであるわけでございます。

今回の場合は、町がなぜ補正予算をしないのかと。補正予算というのは、施策があって、新しい施策を入れることによって必要になってきた場合には、それは提案するわけでもございます。町として、いろいろ国が頑張っていておられます金融なんかについても、緊急措置もとられているようでございます。そういったものを、国、県の対応をよく見極めながら、それに対応していきたいということでもあ

るわけでございます。特別に町がこの面について、金利を下げてということまでは考えておらないわけでもあるわけでございます。

じゃあ、どうするかというお話の中で、私が申し上げるのに、こういうときにこそ経済の動向というものを十分質の高いものを見極める必要があるんだと。こんな思いをいたしております。

この間、鈴木敏文さんの履歴の中での『挑戦』という本を、2、3日前に送っていただきました。そこの基本となるのは、どういう時代、苦勞なときでも常に先を見つめて、的確に見つめて、そこに挑戦していくという素地がないとまらないんだということでの強い指摘があったかなと。今回の場合にも、この間、吉野さんの本田の経営者が来てもらった、あるいはまた通産省の、そしてまた今度は鈴木さんということでございますが、そういった経費は、テクノセンターあるいは商工会、また町等で、今までの予算の中で補おうということでございますので、仕事はするけれども、そういった経費というものは、その中で進めていくということでございますので、ご理解いただきたいなど。

そしてまた、国の施策によって、いろいろあれば、それは緊急的に処理するわけでございますが、今度のテクノセンターへの機器の導入あるいは人材育成等々については、これは必要でございますので、今回の補正の中にも盛り込ませていただいているということで、予算編成については、粛々と進めているということをご理解いただきたいと思っております。

建設課長（村田君） 5ページの災害復旧事業費の国庫補助金の中の104万3千円のご質問をいただきました。これにつきましては、繰り越しで行っておった昭和橋の工事でございますが、完了に向けて努力をしているということで、精算になるわけでございますが、当然、精算をして増えた分については、20年度国庫補助金がいただけるということでございますので、いただけるものはいただくという方針で補正をさせていただきました。

全体が終了するときには、当然、精算をしないわけにはいきませんので、この数字に対して、事務量がどうかというようなご質問がございましたが、そういう事務手続の負担はございませんということでご理解をいただきたいと思っております。

企画調整係長（塚田君） 10ページのLGWANサービスの関連でご質問をいただきました。お答えを申し上げます。

LGWANにつきましては、地方公共団体相互のコミュニケーションの円滑化で

すとか、情報の共有、情報の高度利用化をはじめ国における各省庁間を結ぶネットワーク、霞が関WANといいますか、これらと接続いたしまして、国との情報交換を図ることを目的としたシステムでありまして、通常のインターネットとは分離をした別のネットワークということで、高度のセキュリティを維持した行政専用のネットワークということであります。このネットワークを活用することで、国や県をはじめとする機関のネットワークが共有使用のもとに構築されるということで、市町村における重複投資ですとか、そういったものを抑制したりというような効果があり、運用負担の軽減を図れるということで、すべての自治体に投入されております。

具体的な利用とすれば、毎日の県あるいは国とのメールのやりとりといいますか、そういったことが主の、今現状の利用であります。それから一般とすれば、電子申請サービスをこのネットワークを使ってサービス提供をしているということで、まだ坂城町では十分に提供しているという状況ではありませんが、今後の課題ということであります。

もう1つ、建設課にこの端末が導入されておまして、設計積算システム、これは共通のものをこのネットワークを使って利用しているという状況であります。

それぞれの市町村で導入時期は異なるんですが、多くの自治体が坂城町と同様に平成16年3月にこれを導入しておまして、ここで5年が経過するというところで、基本的なサービスが、保守が切れる、サポートが切れてしまうということで、これもまた新たに設備、いわゆる情報機器ですので、コンピューター関係の機器ということですが、更新をしなければならないということで、今回補正をさせていただきました。今年の3月に切れるということは、当初にも見通しはついておったんですけども、かなり高額なものでありまして、それぞれの市町村単独で導入するのではなくて、共同の利用ができないかということで、今年の初めぐらいから、それぞれの県の段階で検討してまいりましたが、どうしても厳しいと、そのシステム自体がまだ構築されていないというような状況の中で、県全体としての共同導入というのは断念せざるを得ないということで、その結果を待って、今回の補正ということになります。よろしく申し上げます。

総務課長（中村君） まず、14ページの人件費減額のお話であります。

田中議員さんをご存じでなかったかと存じますが、現役の職員が病を得て、闘病いたしておまして、快癒を祈っておったわけですが、お亡くなりになられ

ました。その方の分の給与等の減額が主であります。14ページの件は、そういうことでもあります。

それから、職員手当のうち、時間外勤務手当がずいぶん大きな補正になりました。これは主として、福祉保健係が、後期高齢者医療という制度が4月からスタートをいたしました。スタート時も多少なりとも住民の皆さま方のお問い合わせ等々で、そういう対応の中で、どうしても事務処理、時間外になってしまうというようなことがあったんであります。また、国保税の年金特徴というお話もありました。これもそれなりにございました。そうしましたら、これが実は途中で制度改正ということが後期高齢者、小さいのまで数えますと3回ぐらいあったかと思えます。国保の年金特徴についてもございました。これもやはり住民の皆さま方からのお問い合わせ、お知らせをした後のお問い合わせ、ご説明等々にかかなりの勤務時間をとられてしまいまして、具体的な事務処理はどうしても時間外になってしまうというようなことがありました。それから、今年から特定健診というようなことも入ってまいりまして、また、健康スクリーニングにつきましても、保健センター、勤務時間外、お休みの日なり、夜なりに健診をお受けいただくということで、より受診率を高められないかという取り組みを今年度いたしております。

そういうことで、あと、農業委員会費だったでしょうか、荒廃農地の全筆調査、農業委員さんと一緒にというようなことだと思いますけれども、これまでやったことがない全筆の遊休荒廃農地の調査というようなこともございました。その取りまとめ等々というようなこともございました。

税に関して言いますと、固定資産税の評価替えの事務的には最終の年でもあります。これから、実はご承知かもしれませんが、後期高齢者医療等、国保の年金特徴につきまして、またもう1回制度改正があります。1月中に取りまとめまして2月10日までに国保連などへデータをお送りするというので、また大変なんですけど、本当に職員の健康が心配になるぐらいでありますので、現在のところは、それなりに時間を制限しろと、休みの日は休めということで、職員には申し上げてあるところでございます。

それから、児童手当のお話であります。児童手当のお話は、ちょっと勘違いをされたかなということでよろしいでしょうか。

1番（田中君） だいぶ答弁でわかりました。町長にぜひお願いしたいんですけども、やっぱり緊急時でございますので、ひとつ早急にスピーディな対応が求められてお

りますので、ぜひ町独自の、工業の町ならではの中小企業対策の補正というか、事業に具体的に町としての事業に取り組んでいただくことを要望しておきます。

それから、私はうっかりしまして、職員の方がそういうことになったということを知らなかったものですから、すみません、ご冥福をお祈りさせていただきまして、私の質問を終わります。

6番（大森君） 1点だけお願いいたします。

19ページ、土木費、目3、説明がまちづくり交付金のところで15001道路新設の減額の説明をお願いします。

建設課長（村田君） 19ページの土木費のご質問でございますが、まちづくり交付金の中の道路新設500万円の減額でございます。この工事は、駅南進入路道路整備事業に関わるものでございまして、20年度完成に向けて、この夏に発注をして、今鋭意工事をやっておるところでございます。その中で、道路建設の工事につきましては、その計画の中で減額になってきたということでございまして、今年度完成ということでございます。

6番（大森君） 確認ですが、設計どおりきちとなされて、減額にできたということの確認でよろしいでしょうか。

建設課長（村田君） そういうことでございます。

11番（円尾さん） 1点のみお尋ねします。

4ページ、歳入の中で、目11分担金及び負担金の中で、土木負担金という形で項目が創設されたかと思えます。これは新しい町営住宅に関わることだろうと思うんですけども、普通、町営住宅というと使用料というような形になりますが、なぜここでこの項目が創設されたのか。それについて、ご説明いただきたいと思えます。

建設課長（村田君） 4ページの款11分担金及び負担金の中の住宅費負担金のご質問でございますが、これはご質問の中におりましたとおり、中之条団地の関係でございます。これにつきましては、家賃低廉化助成という制度がございまして、当町もこれの対象になる方には、そういう助成をしてまいるということでございまして、これは制度上、住宅使用料ではなくて、入居者負担金として家賃を徴収せよということでございますので、現在は該当になる方はおらないわけでございますが、今後、出てくる可能性もあるということで、新たに科目を設定をさせていただいたということでございます。よろしく申し上げます。

11番（円尾さん） 中身的にはわかりましたけれども、要は助成をしていくんだよというお話ですよ。その中で、今のところは該当者がいないんだということですけども、12月ぐらいから新しく入居が始まってきたかと思います。そんな中で、町営住宅の入居状況と、それからこれに関わってくるであろう対象者というのは、今はないけどこれからという形だろうと思うんですけども、把握できますでしょうか。予想できますでしょうか。その辺について、お尋ねします。

建設課長（村田君） ただいまのご質問の入居申込状況ということでございますが、この10月に現地見学会を開催をいたしましたところ、35世帯77人の方が見学においでたということでございます。現在でございますが、正式な申し込みは11件ございまして、その他、電話での問い合わせも数件寄せられている状況でございます。

それから、今の低廉化の助成の対象となる方ということで、今後、どうかというご質問がありました。今のところ、申し込みされた方では対象者はおりませんが、今後ということでございますが、何人いるかというのは、ちょっとまだ把握できてございません。よろしくお願ひします。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第14「議案第74号 平成20年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について」

議長（池田君） これより質疑に入ります。

11番（円尾さん） 国民健康保険特別会計の中身について、お尋ねします。

今、国保の滞納ということが大変問題になっていまして、国でも資格証をどうするかというようなことで対応が出てきていますが、新しい保険証が交付されて9月15日付で全県の調査されたのが報告されましたけれども、その中で坂城町は、資格証明書というものの発行も多いわけですよ。一応、81市町村がある中で37市町村だけが資格証明書というのを発行しているんですけども、そのことについて、これからはもう少し考えていく必要があるだろうということが1点です。

それからその中で、特に今国で、来年の4月からは、子どもさんのいるお宅へは資格証は出しませんよというような話が出てきています。これは決定されてくるだろうと思うんです。先日のニュースでも、委員会でこの法案が通ったという話が出ていましたので、4月から実施されてくると思いますが、すでに坂城町の中では、

子どもさんのいる家庭に1人だけ資格証明書が出ているんですが、ほかの市町村では、子どもさんに対してだけでも短期証を出すというような配慮が、この国の法律以前からやられているわけですよ。そんな点で、坂城町でも、それくらいのことはしてもいいんじゃないかと思うんですが、その辺についての見解をお聞きいたします。

福祉健康課長（塚田君） 資格証についてのご質問ですが、今後、どんなような方向で考えていくかということでもあります。

今のご質問のとおり、9月末におけます坂城町の資格証を発行されている方は18名、10月1日現在で新たに保険証を切り替えていきます関係で、1年間の状況を見ますと、そこへ多少、現状は増えているという状況になっております。

現在、資格証の発行については、町に国民健康保険滞納者対策事務処理規定要領がございまして、これは国民健康保険法に基づいて、一応、滞納者に対して、どういう対応をとっていくかということについての必要な事項を町で決めているものであります。その証明書の交付につきましては、議員さんをご存じかと思うんですが、特別な事情のない者について、1年間何も納付されなかった、保険税が納付されなかった世帯に対しまして保険証、被保険者証の返還を求めていくということになっております。また、短期証についても同じなんですけども、こういった返還を求めらるにあたっては、弁明書というものをその方から出していただいて、何で保険料を1年間も何も町のほうから催促、督促、臨戸徴収、いろんな相談をしたにも関わらず納付できなかったというような、そういうことの中で、弁明書を出していただくようになっております。

その中で、先ほどの事務処理要綱の中で、審査委員会を設けております。審査委員会の中で、その世帯に対する納入状況とか、納入の誓約関係のお話とか、そういうものについて審査をしまして、資格証を発行していくかどうかということを決めるのが一応9月、新しく保険証を出す前に決めていくということです。

いずれにしましても、やはり国民健康保険、相互扶助というような精神、それから税という関係で、公平の立場というものがあります。そんな関係から、今後、資格証の発行についてはどう考えていくんかというようなご質問でありますけども、保険法あるいは町の規定、そういうもの、それから今の国保の精神、それから納税の原則、そういうものに従って、慎重に対応していかざるを得ないんだろうかなと、そんなふう考えております。

それから、今話題になっております無保険者、いわゆる資格証を出されることによって、子どもたちが無保険になってしまうということで、その子どもたちの取り扱い、町としましても、保険証を出していったらどうかというご質問です。

国では、来年4月から、簡単に言いますと、中学生以下の子どもには6カ月の短期保険証を交付するというのを、今国会に出して、そういう方向で進めていくということで今検討されていると思います。今申しましたように、町での資格証の取り扱いにつきましては、国民健康保険の滞納者の対策特別要綱に基づいて、国の法律に基づいて、一応対処しているということでもありますし、また、保険証を、資格証が発行されたからといって国保の資格を喪失するということではなくて、やはり無保険という状況になりますけれども、保険は受けられるということであります。その中で、特別医療ということで、受けた保険に対して、引き続き、補填もあるということで、本当に特別の事情がない限りは、現行どおり、法施行になるまでには、特別の保険証がない限りは、現行で対応していくのが基本ではないかというふうに考えております。

先ほど、今ご質問ありましたように、4月から国のほうで、そういった施行を進めておりますので、一番は安心して医療を受けられるということが基本でありますので、例えばその制度が施行されることによって、滞納者等の面談とか、相談とか、そういうものについて、より具体的に対応がなされるような状況がとれば幸いかなということ、今後、国、県の制度の運用に準じて対応していきたいと、そんなように私の立場では考えております。

11番（円尾さん） 縷々説明をいただきましたけれども、法律に沿ってやっていくんだとか、それから、いろんな審査会などを通してやっていくんだというのは、別に坂城町だけがそれをやるわけではないんですよ。ほかの市町村だって、みんなそれを順番を通してやってきていると思うんです。その中で、長野県下の中では81市町村がある中で、37市町村しか資格証明書を出していませんよということ、その辺で、その裁量だと思うんですよ、その市町村の。その辺については、もう少ししっかり考えを、法律のとおりやればいいんだとか、税の公平性だとかと言われてはいますが、その辺のところだってきちんと考えていく必要があるだろうと思います。

これで、県の資料によりますと、長野市なんかでは、かなり滞納世帯が多いんですよ。23.6%もあります。この坂城の町を見ますと、19.4%でしょうか。

そういう中で長野市では、資格証明書が3人しか出ていません。こういう中身を見たときに、やはりほかの市町村でどういうことが配慮されているのか、どういう検討がされているのか。滞納に対しては、みんなそれぞれ大変な思いをしながら処理するとか、いろんなことをやっているかと思うんですけども、しかし、町民やその人たちに対して、やっぱりどこまで町として限界が持てるんかというようなところは、きちんと判断していく必要があるだろうと思うんです。だから、ほかの市町村でやっていることにぜひ学んでほしいと思うんですけども、その辺については、町長の答弁を求めます。

町長（中沢君） 国民健康保険、そういったものが、本当に市町村の財政の中であることがいいのか、あるいはもっと違う国家的なものじゃないかというような思いは日ごろございます。

それはさておき、そういった保険の運営というものは、より多くの人に、そして、なるように努力はしたいけれども、健全な運営ということ、これまた大事でございます。そして、さらにそれぞれの皆さんが公平に負担してもらうという中での対応が強く求められているわけでございます。各町村、それぞれの事情はございますが、今回の場合も国のほうで子どもたちにかかる、そういった対応をとということで出てまいりましたけれども、そういったことそのものも全体でいろいろ施策を展開していかなければならない一貫性のあるものだなと、こんなふうにも思っております。いろいろな状況等を踏まえながら、いろいろ工夫を凝らして対応してまいりたいと、こんなふうにも思っております。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第15「議案第75号 平成20年度坂城町老人保健特別会計補正予算（第2号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第16「議案第76号 平成20年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第17「議案第77号 平成20年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第

2号) について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

議長（池田君） 審議の途中ですが、昼食のため午後1時まで休憩をいたします。

（休憩 午前11時58分～再開 午後1時00分）

議長（池田君） 再開いたします。

次に、追加議案の審議に入ります。

追加日程第1「議案第78号 坂城町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」から、追加日程第4「発委第7号 介護労働者の処遇改善を求める意見書について」までの4件を一括議題とし、議決の運びまでいたします。

職員に議案を朗読いたさせます。

（議会事務局長朗読）

議長（池田君） 朗読が終わりました。

提案理由の説明及び趣旨説明を求めます。

町長（中沢君） 議案第78号 坂城町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、説明いたします。

本案は、産科医療補償制度が創設されることに伴い、健康保険法施行令の出産育児一時金に関する一部改正が行われ、坂城町国民健康保険についても同様に対応するために、坂城町国民健康保険条例の一部を改正するものでございます。

その内容ですが、来年1月1日から始まります産科医療補償制度に加入する医療機関において、被保険者が出産した場合の出産育児一時金について、現在の支給額の35万円に3万円を加算して支給するものでございます。よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

4番（中嶋君） 発委第5号 共済法制定を求める意見書について、意見書の朗読をもって趣旨説明に代えさせていただきます。

ニセ共済の規制から始まった流れが、保険業法の改正により「団体内の助け合い」まで保険業の規制に含まれてしまいました。本来、社会のなりたちは、同等において行われる福祉教育施策（公助）や市場主義（自助）と並んで相互扶助（互助）が重要であることはいうまでもありません。現にわが国の公的施策の中に「協同組合」「NPO法人」などが位置づけられているほか、国民各階層の中に「共済」というかたちの助け合いが発展し広がってきました。そうした「非営利・協同」の

理念に基づく共済は、国民の安心と暮らしを支える上で大きな役割を果たしてきました。また「非営利・協同」が社会において重要であることは、国際社会においても広く認識され、国連やILO（国際労働機関）において高く評価され位置づけられているところであり、アメリカや欧州諸国では「共済法」などが整備されています。

ところが、わが国においては2006年4月施行の「改定保険業法」において、「原則として共済は認められない」「営利会社の実施する保険によること」という重大なしぼりがかけられ、国内各分野に大きな影響が発生し、国民の安心がおびやかされております。

そこで、わが国においても共済法を制定するよう強く要請する。

記 1. 互助共済制度の法律の制定をすること。2. 法律制定までは互助共済について保険業法の適用除外すること。

以上、よろしくご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、趣旨説明といたします。

3番（柳澤君） 私からは、発委第6号以下2件の発委がございますが、一括して説明いたします。

発委第6号 介護保険制度の抜本的改善を求める意見書について、意見書の朗読をもって趣旨説明に代えさせていただきます。

「安心して老後をおくりたい」、これはすべての国民の願いです。しかし、いま介護保険制度は崩壊の危機にさらされています。不透明な認定制度や様々なサービスの利用制限による「介護の取り上げ」が利用者に生活困難をもたらし、重い利用料負担がサービス利用の取りやめや減らさざるを得ない事態を生んでいます。この間の介護報酬の引き下げは労働者に多大なしわ寄せをもたらし、生活できない低賃金、働き続けられない労働環境の中、福祉・介護サービスに携わる労働者の確保を困難にしています。事業者にとっても介護報酬引き下げが経営難に直結する事態となっています。

第169通常国会では「介護従事者等の人材確保のための介護従事者等の処遇改善に関する法律」が全会一致で可決・成立しました。この法律を実効あるものにするのは国の責任であり、介護労働者の処遇改善をはじめ、介護保険制度の抜本的改善は待ったなしの状況です。

よって、国においては、介護保険制度の抜本的改善のために、以下の事項の実現

を強く要請します。

記 1. 利用者の必要なサービスを保障すること。2. 介護労働者の処遇改善を図り、介護の人材を確保すること。3. 介護報酬を引き上げること。4. 介護保険に対する国の負担を大幅に増やし、保険料や利用料を引き下げること。

以上、よろしくご審議の上、ご協賛を賜りますようお願い申し上げまして、趣旨説明といたします。

続いて、発委第7号 介護労働者の処遇改善を求める意見書について、意見書の朗読をもって趣旨説明に代えさせていただきます。

いま、介護・福祉労働者の人材確保が国民的課題となっている。

財団法人介護労働安定センターの平成18年度調査では、介護労働者の1年間の離職率は20.3%で、離職者の8割以上が「3年未満」と報道されており、介護労働者の処遇改善が緊急に求められている。

第169通常国会では「介護従事者等の人材確保のための介護従事者等の処遇改善に関する法律」が全会一致で可決・成立しているが、具体案は一切ない。

政府は、今後10年間に約40～60万人の介護労働者の確保が必要としており、現在約64万人の介護福祉士などの定着・増員は緊急の課題である。

介護報酬の引き上げとともに、報酬の引上げが保険料や利用料にはねかえらないように国庫負担を増額して労働条件を改善することを求めるものである。

記 1. 国は介護労働者の処遇改善について必要があると認め、直ちに具体化をはかること。2. 介護報酬を大幅に引き上げること。

以上であります。よろしくご審議の上、ご協賛を賜りますようお願い申し上げまして、趣旨説明といたします。

議長（池田君） 提案理由の説明及び趣旨説明が終わりました。

議案調査のため、暫時休憩いたします。

（休憩 午後1時13分～再開 午後1時21分）

議長（池田君） 再開いたします。

◎追加日程第1「議案第78号 坂城町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」

議長（池田君） これより質疑に入ります。

6番（大森君） 産科医療補償権ですか、これができるということで、条例改正されたわけですが、この3万円を上限ということと、もう1つは具体的にどんな制度的

な動きになるのか。ちょっとご説明願いたいと思います。

福祉健康課長（塚田君） この制度の条例改正の趣旨については、町長のほうからご説明がございましたけれども、健康保険法施行令の一部が改正されることに伴って、産科医療補償制度というものが創設されるということです。この制度が創設されるという目的、それからちょっとお話したほうがよろしいかと思うんですが、安心して子どもが産めるという、そういう環境の整備、それから分娩に係る医療事故、特に脳性マヒになった子ども、あるいはまたその家族の経済的な負担を速やかに補償していくと。それから、それらについての事故の原因だとか、将来そういった事故に対する防止の対策、情報収集。それから今分娩に対する訴訟だとか、紛争だとかは起きていますが、そういう早期解決。そういうことのないようにということで、産科医療制度というものが創設されたということです。

仕組みにつきましては、分娩機関と妊産婦との契約に基づきまして、通常の妊娠分娩等に関わらず脳性マヒとなった者に対して補償金を支払うという制度であります。分娩機関が補償金の支払いをするということで、契約者となりまして、損害保険に加入する。通常の保険金の金額が概ね3万円ということであります。

今回、3万円を加算するということにつきましては、この補償制度への加入、要するに補償金として分娩機関が補償機関へ支払いする金額を個人に転嫁しちゃうという状況が起きるとい状況の中で、その3万円を国保が負担をしていく。通常35万円の一時出産の費用に3万円を加え38万円を支給していくというふうに改正をしていきたいというものです。

補償の対象、内容ということなんですが、通常の分娩、妊娠分娩に関わらず脳性マヒとなった場合、ちょっと細かい制約があるんですが、補償金として3千万円、一時金として600万円で、成人になるまでの20年間、一時金を差し引いた2,400万円を20年間補償して、子ども、またその家族の経済的な負担を軽減していく。そういった内容の制度ができたことによって、今回この条例の一部を改正し、現行35万円の一時出産金を38万円にしていきたいというものでございます。

6番（大森君） 大まかな仕組みはわかりました。この3万円というのは、分娩された側に支払われて、それが医療機関のほうにその分が支払われるという見方でいいんでしょうか。ですから、35万円プラス3万円が分娩された方の懐に丸のまま、そのまま入るということではないということですかね。

福祉健康課長（塚田君） 産科医療制度として、いわゆる保険の掛け金というふうに考えていただければよろしいんですが、保険会社と契約している医療機関がその保険会社へ保険として3万円払うわけです。そうすると3万円は医療機関は負担になりますので、それを個人からいただかなければいけなくなってしまう。個人に転嫁をしていくような状況になってしまうということで、その3万円について、通常、出産費35万円をお支払いしているんですが、医療機関が補償制度としての保険会社へ掛ける3万円についても個人のほうへつけて、35万円を38万円に改正してお支払いする。ですから、町への請求は38万円。町からの支払いは38万円に個人にいくという形になります。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第2「発委第5号 共済法制定を求める意見書について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第3「発委第6号 介護保険制度の抜本的改善を求める意見書について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第4「発委第7号 介護労働者の処遇改善を求める意見書について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第5「閉会中の委員会継続審査申し出について」

議長（池田君） 各委員長から会議規則第75条の規定による閉会中の委員会継続審査、調査の申し出がありました。

お手元に配付のとおりであります。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査、調査とすることに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（池田君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査、調査とすることに決定いたしました。

議長（池田君） 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

ここで、町長から閉会のあいさつがあります。

町長（中沢君） 平成20年第4回坂城町議会定例会の閉会にあたり、ひとことごあいさつを申し上げます。

12月2日に開会されました今定例会は、本日までの11日間の長きにわたりご審議を賜りました。提案いたしました条例の改正案、一般、特別会計補正予算など、すべての議案について原案どおりご決定賜り、誠にありがとうございました。

年末を迎え、何かとあわただしい日々になってまいりましたが、現在、歳末特別警戒期間中でもございます。年末に向けて、警察、安協ともども交通安全運動を展開してまいりますし、消防団による歳末警戒も実施されます。

さて、本議会でも活発なご議論をいただきました緊急経済対策につきましては、10日に緊急保証の対象業種がさらに拡大し、689業種になりました。その日に商工会館で開催された説明会には、約20社の方々が参加いただいたところでございます。この保証対象は製造業だけでなく、町内の商業、サービス業等、ほぼ全業種が対象となっております。産業振興課あるいは商工会、金融機関にもいろいろとご相談いただきたいと思っております。商工会館で1月14日にも再度、説明会を開催いたしますので、関係の皆さまにご参加いただければと考えております。

また、1月4日の新春賀詞交歓会に先立ちまして、企業経営者を対象に、午前10時から、経済産業省製造産業局次長の後藤芳一さんに、経済状況等のご講演をいただく予定になっております。そしてまた2月14日には、名誉町民の鈴木敏文さんにいろいろと今日的課題等について、ご講演をお願いしてあるところでもございます。多くの皆さんが聴講され、何らかのいろいろな新たなる方向の1つを得られればと考えているところでございます。

来年6月開催予定の「ばら制定都市会議」ばらサミットに向けましては、薔薇人の役員の皆さん、また、職員によるばらサミット企画会議等をいろいろ開催して、準備を進めております。よりよきチャンスを生かしながらPRしてまいりたいなど思っております。

中之条住宅団地C・D棟の建設工事も、工程どおり進んでいます。すでに完成したA・B棟と併せて、いろいろ定住促進、雇用促進としての立場からも、先ほど町内の事業所を訪問し、より多くの皆さんが町外から入っていただくべくいろいろと

手当を講じているところでもございます。

年末年始、お手元に配付いたしましたように、盛りだくさんな行事が掲げられております。皆さんのそれぞれの予定もございましょうが、ご参加いただければと考えております。向寒に向かっております。くれぐれも健康に留意されまして、新しい年をお迎えいただきますようお願い申し上げます。閉会のごあいさつといたします。

議長（池田君） これにて、平成20年第4回坂城町議会定例会を閉会といたします。ご苦労さまでした。

（閉会 午後1時36分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

坂城町議会議長

坂城町議会議員

坂城町議会議員

坂城町議会議員

一般質問通告一覧表

発言順位	要 旨	通 告 者	答弁を求める者
1	1. 地域医療の動向について イ. 住民医療の円滑な享受を ロ. 救命救急対策について 2. 計画事業の推進について イ. 食育・学校給食センター建設の進捗は ロ. 不況による減収と新年度予算編成の重点は 3. 企業用地について イ. 用地確保の実状は 4. 道州制問題について イ. 道州制論議について	12番 柳沢昌雄	町 長 福祉健康課長 教育文化課長 産業振興課長
2	1. ごみ減量に向けて イ. ごみ焼却施設について ロ. 長野広域連合規約の改正について ハ. ごみ減量の具体的施策は ニ. 携帯電話リサイクルの推進を 2. 指定管理者制度について イ. 導入効果は 3. 健康増進について イ. 子宮頸がんの予防について ロ. 妊婦健診 完全無料化について 4. 雇用促進住宅について イ. その後の経過と見通しは	10番 安島ふみ子	町 長 副 町 長 住民環境課長 企画政策課長 福祉健康課長 建設課長
3	1. 21年度予算編成について イ. 財源確保について ロ. 事業の優先度の判断は 2. 農業施策に重点を イ. 耕作放棄地調査から見えたものは ロ. 地域経済をささえる農業 3. 定額給付金について	11番 円尾美津子	町 長 総務課長 産業振興課長

発言順位	要 旨	通 告 者	答弁を求める者
4	1. 緊急経済対策について イ. 緊急対策について ロ. 恒久的施策について 2. 食育・学校給食センターについて イ. 実施設計の決定過程について ロ. 運営はどうか 3. 消防の広域化について イ. 広域化で消防体制が強化になるか	6 番 大森茂彦	町 長 教 育 長 企画政策課長 建 設 課 長 教育文化課長 住民環境課長
5	1. 緊急経済対策について イ. 町議会と商工会提出の要望書を受けて ロ. 総合的相談窓口の開設を ハ. 相次ぐスーパーマーケットの閉店について 2. 中沢町政3期目の折返し点で イ. 公約達成をどう評価するか ロ. 任期後半に臨む課題と姿勢は	9 番 林 春江	町 長 産業振興課長
6	1. プラゴミ収集について イ. プラスチック製容器包装の収集について 2. 温暖化防止の取り組みについて イ. 新エネルギー活用について ロ. 自治体の省エネ計画は ハ. まきストーブの普及を 3. 坂城町の将来ビジョンは イ. 住み良い町づくりについて	7 番 入日時子	町 長 住民環境課長 企画政策課長
7	1. 中心市街地について イ. 一筋の小道がほしい ロ. ベンチがほしい ハ. 宿屋がほしい ニ. アイディアの受け皿がほしい 2. 古文書について イ. 目録づくりを急いで ロ. 保管できるか	8 番 春日 武	町 長 副 町 長 教 育 長 産業振興課長

発言順位	要 旨	通 告 者	答弁を求める者
8	1. 緊急中小企業対策の取り組みについて イ. 町内中小企業の景況把握について ロ. 緊急景気対策の取り組みについて 2. 景気悪化に伴う財政運営について イ. 町民税収の上期実績と今年度の見通しは ロ. 人件費を含む歳出削減策の取り組みを	1 番 田中邦義	町 長 産業振興課長 総務課長
9	1. 21年度予算編成に向けて イ. 経済減速のなかで編成方針は ロ. 町内産業の実態と町の取り組みについて 2. まちづくり交付金事業について イ. 最終年度となる事業の進捗は ロ. 見直しはあるのか 3. 長野広域ごみ対応について イ. 可燃ごみ減量化に向けて	2 番 山城賢一	町 長 産業振興課長 建設課長 教育文化課長 住民環境課長
10	1. 厳しい経済状況での坂城町の実体と見通しについて イ. 産業界の声は ロ. 今年度自主財源の町税収納状況について ハ. 依存財源の状況について ニ. 平成21年度予算の編成方針について 2. 産業振興の方策はどう進めるのか イ. 農業、工業、商業の連携による振興策について	13番 宮島祐夫	町 長 総務課長 産業振興課長

共済法制定を求める意見書について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第7項及び坂城町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

(別紙)

共済法制定を求める意見書

ニセ共済の規制から始まった流れが、保険業法の改正により「団体内の助け合い」まで保険業の規制に含まれてしまいました。本来、社会のなりたちは、同等において行われる福祉教育施策（公助）や市場主義（自助）と並んで相互扶助（互助）が重要であることはいまでもありません。現にわが国の公的施策の中に「協同組合」「NPO法人」などが位置づけられているほか、国民各階層の中に「共済」というかたちの助け合いが発展し広がってきました。そうした「非営利・協同」の理念に基づく共済は、国民の安心と暮らしを支える上で大きな役割を果たしてきました。また「非営利・協同」が社会において重要であることは、国際社会においても広く認識され、国連やILO（国際労働機関）において高く評価され位置づけられているところであり、アメリカや欧州諸国では「共済法」などが整備されています。

ところが、わが国においては2006年4月施行の「改定保険業法」において、「原則として共済は認められない」「営利会社の実施する保険によること」という重大なしかりがかけられ、国内各分野に大きな影響が発生し、国民の安心がおびやかされています。

そこで、わが国においても共済法を制定するよう強く要請する。

記

- 1 互助共済制度の法律の制定をすること。
- 2 法律制定までは互助共済について保険業法の適用除外すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年12月12日

内閣総理大臣 麻生太郎
内閣府特命担当大臣（金融） 中川昭一
法務大臣 森英介 殿
金融庁長官 佐藤隆文

長野県埴科郡

坂城町議会議長 池田博武

平成20年第4回坂城町議会定例会会議録

1. 招集年月日 平成20年12月2日
2. 招集の場所 坂城町議会議場
3. 開 会 12月2日 午前10時00分
4. 応招議員 14名

1 番議員	田 中 邦 義 君	8 番議員	春 日 武 君
2 "	山 城 賢 一 君	9 "	林 春 江 君
3 "	柳 澤 澄 君	10 "	安 島 ふみ子 君
4 "	中 嶋 登 君	11 "	円 尾 美津子 君
5 "	塚 田 忠 君	12 "	柳 沢 昌 雄 君
6 "	大 森 茂 彦 君	13 "	宮 島 祐 夫 君
7 "	入 日 時 子 君	14 "	池 田 博 武 君
5. 不応招議員 なし
6. 出席議員 14名
7. 欠席議員 なし
8. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	中 沢 一 君
副 町 長	柳 澤 哲 君
教 育 長	長谷川 臣 君
会 計 管 理 者	塩野入 猛 君
総 務 課 長	中 村 忠比古 君
企 画 政 策 課 長	片 桐 有 君
住 民 環 境 課 長	宮 下 和 久 君
福 祉 健 康 課 長	塚 田 好 一 君
子 育 て 推 進 室 長	中 沢 恵 三 君
産 業 振 興 課 長	宮 崎 義 也 君
建 設 課 長	村 田 茂 康 君
教 育 文 化 課 長	西 沢 悦 子 君
総 務 課 長 補 佐	柳 澤 博 君
総 務 係 長	
総 務 課 長 補 佐	塩 澤 健 一 君
財 政 係 長	
企 画 政 策 課 長 補 佐	塚 田 郁 夫 君
企 画 調 整 係 長	
9. 職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	吾 妻 忠 明 君
議 会 書 記	金 丸 恵 子 君

10. 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 町長招集あいさつ
- 第 4 諸報告
- 第 5 発委第 4 号 坂城町議会会議規則の一部を改正する規則について
- 第 6 報告第 2 号 町長の専決処分事項の報告について
- 第 7 議案第 6 4 号 坂城町選挙ポスター掲示場の設置に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議案第 6 5 号 工業振興施設等整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議案第 6 6 号 坂城町土地開発公社定款の変更について
- 第 1 0 議案第 6 7 号 長野広域連合規約の変更について
- 第 1 1 議案第 6 8 号 長野県市町村自治振興組合格約の変更及び組合を組織する市町村数の減少について
- 第 1 2 議案第 6 9 号 長野県市町村総合事務組合を組織する市町村数の減少について
- 第 1 3 議案第 7 0 号 坂城町公の施設の指定管理者の指定について
- 第 1 4 議案第 7 1 号 平成 1 9 年度公共土木施設災害復旧事業橋梁災害復旧工事（昭和橋）変更請負契約の締結について
- 第 1 5 議案第 7 2 号 調停事件の合意について
- 第 1 6 議案第 7 3 号 平成 2 0 年度坂城町一般会計補正予算（第 5 号）について
- 第 1 7 議案第 7 4 号 平成 2 0 年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 第 1 8 議案第 7 5 号 平成 2 0 年度坂城町老人保健特別会計補正予算（第 2 号）について
- 第 1 9 議案第 7 6 号 平成 2 0 年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 第 2 0 議案第 7 7 号 平成 2 0 年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について

11. 本日の会議に付した事件

10. 議事日程のとおり

12. 議事の経過

議長（池田君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成20年第4回坂城町議会定例会を開会いたします。

なお、会議に入る前にカメラ等の使用の届出がなされており、これを許可してあります。

ただちに本日の会議を開きます。

地方自治法第121条の規定により、出席を求めた者は理事者をはじめ各課等の長であります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「会議録署名議員の指名について」

議長（池田君） 会議規則第120条の規定により、1番 田中邦義君、2番 山城賢一君、3番 柳澤澄君を会議録署名議員に指名いたします。

◎日程第2「会期の決定について」

議長（池田君） お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月12日までの11日間といたしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（池田君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から12月12日までの11日間とすることに決定いたしました。

なお、一般質問の通告は3日午前11時までといたします。質問時間は答弁を含め1人1時間以内とし、発言順位は抽選で行いますのでご承知願います。

◎日程第3「町長招集あいさつ」

議長（池田君） 町長から、招集のあいさつがあります。

町長（中沢君） おはようございます。

本日ここに平成20年第4回坂城町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には全員のご出席をいただき、開会できますことを心から御礼申し上げます。

さて、アメリカの金融危機が発端となり、世界規模での景気後退が顕著化する中で、原油価格の下落による一定の効果は期待するものの、株式、為替市場の大幅な変動等による景気の一層の下振れ、さらには雇用状況等と大変憂慮しているところでございます。

11月20日に開催した町内の大手企業経営者と商工会役員の皆さんによる懇談会、地域経済振興懇話会と称しているわけですが、この話し合いの中でも輸出関連の企業にとって円高の為替変動にとどまらず、海外の相手先の購買力等の状況が悪化しており、工場の集約化や派遣社員の縮小等、自社生き残りに懸命という状況でございます。食料品関係でも原材料費の高騰、円高還元セールへの対応など、今後の影響が懸念されているところでございます。同席された商工会の比較的小規模企業の皆さんも、これからさらに厳しくなるという見方を強めております。

町では、商工会をはじめ関係団体、県等と連携をとりながら窓口相談機能の充実や国や県の経済対策を受け、特に中小企業の資金繰り支援のための緊急保証制度の周知にも努めていきたいと考えております。

テクノセンターにおきましても、ものづくりコンソーシアムを始め、各種の研究会を開催するとともに、地域企業立地促進等整備費補助金の助成を受け、人材養成や試験、研究、器具の整備にあたっているところでもございます。

10月8日には、議会、商工団体、農業団体、区長会等の代表者とともに村井知事をお尋ねし、産業振興、基盤整備など、町の諸課題についてご支援をお願いしたところでもございます。11月14日は、私自ら経済産業省を訪れ、そしてまた12月4日には関東経済産業局を訪れ、国の経済対策等の把握とその対応について、いろいろと工夫を凝らしてまいりたいと考えているところでもございます。12月10日には、緊急保証相談会も開催する予定となっております。

こうした中で、新年度の予算編成期を迎えているところでございます。歳入面では企業環境の悪化により、かなり厳しい状況にございます。県内企業の間接決算による町民税法人分の申告納付が集中する11月末の調定状況を見まして、予算編成を行うこととしております。

予算編成にあたりましては、第4次長期総合計画後期基本計画を念頭におきまして、町政運営の基本方向を「自律のまちづくり」に据え、町行財政改革推進計画のより一層の取り組みにより、人件費や物件費など、経常経費の抑制を図らなければならないと考えているところでもございます。「ものづくりとやすらぎのまちづくり」「住民・企業との協働のまちづくり」「効果的で質の高い行政サービスの提供」等を事業推進のキーワードに据えまして、限られた財源の計画的・重点的配分に努めてまいります。

さて、師走ともなり、一年の町の動き等を振り返ってみたいと思います。

『ばらサミット2009』プレイベントとして銘打ちました「さかき千曲川・ばらフォーラム」が11月15日に坂城テクノセンターにおいて、町内外から約100名の皆さんの参加を得まして、盛会のうち開催されました。フォーラムは国土交通省千曲川河川事務所の安達所長さんによる「ふるさと再発見 千曲川・坂城町」と題した基調講演に続き、坂城中学校生徒のばら栽培に関わる学習活動や「さかき千曲川賛歌」の創作活動の発表、坂城高校生徒の長野大学と連携しての「千曲川支流周辺での環境学習」等も発表されました。フォーラムの後半では、「薔薇人の会」の成澤会長が来年のばらサミットに向けての活動内容の紹介、さらに大橋幸文元教育長さんによる「さかきの歴史と千曲川ーその利水と治水・恵みと祈りー」と題しましてのお話もございまして、地域活動の大切さ、みんなで郷土について学ぶことの大切さを知る機会ともなったわけでございます。

このフォーラムを通じ、千曲川バラ公園を拠点とした、町花である「ばら」のまちづくりを広げていくことにより、「水と緑」「花と緑」による自然豊かなやすらぎのまちづくりを進めていくことが大切だということを改めて確信したところでもございます。『ばら制定都市会議 2009ばらサミット』につなげていきたいと考えております。「さかき千曲川バラ公園」の拡張事業につきましては、約7割の用地契約が完了するとともに現地測量及び工事の設計がほぼ完了し、河川法の申請と工事発注の準備を進めているところでもございます。

11月15日、16日にねずみ大根振興協議会が実施した「第9回ねずみ大根パワーアップツアー」収穫体験には250人ほどの来場がございまして、35aの圃場に栽培されたねずみ大根がすべて収穫されるなど、来年の計画に向けて、全国辛味大根フォーラムについて弾みがついたところでもございます。

同じ日に東京港区の麻布十番商店街で開催された「信州農林産物祭り」に出展い

たしました味ロジワクワクサカキも、特産のりんご、ばら、ねずみ大根をはじめおやき、ドレッシングなどの加工品を販売いたしました。これまた大変な人気でPR効果があったとお聞きしております。味ロジワクワクサカキの皆さんは、平成20年度農村女性きらめきコンクールの起業活動の部におきまして、最優秀賞にあたる長野県知事賞を受賞されました。さらなる活躍をご期待申し上げます。

次に、教育文化、国際交流の面でございます。

まず、南条小学校の金管バンドが『第27回全日本小学校バンドフェスティバル』において金賞に輝いたこと、心からお喜び申し上げます。そして町内の各学校が特色ある学習活動を通じて発信していることを、心から敬服し、心強く感じているところでもございます。

上海市嘉定区実験小学校との国際教育交流につきましては、12月18日から21日までの予定で、実験小学校の生徒を中心に、18名の交流団をお迎えすることになっております。ホームステイや学校訪問などを通じ、お互いに理解を深めるよう教育交流の機会になればと考えているところでもございます。来年1月末には、坂城町日中友好国際交流員として委嘱しております中国湛江師範大学外国語学院副院長の陳俊英先生が来日される予定となっております。国際交流協会との交流をはじめいろいろな面で理解し合える場が設けられればよいと思っております。

近年、中国との経済的な相互交流が盛んになる中で、企業をはじめ子どもたちの国際理解を深め、住民の国際感覚を高揚するためにも、復旦大学の日本研究センターなどを1つの連携のもとに、さまざまな機会による積極的な交流を実現してまいりたいと考えているところでもございます。

かねてより計画しておりました町内各遺跡から出土しました埋蔵文化財の一般公開が11月1日からB・Iプラザ内の文化センターで始まっております。土器や石器、銅鏡、耳飾りのほかに青木下遺跡から出土した高杯等を展示しております。坂木宿ふるさと歴史館でも「北国街道 横吹の今昔」と題しましてパネル展を開催しています。坂城町の歴史をもう一度学び合う機会になればと考えております。

安心・安全な学校づくりのための校舎の耐震化対策については、村上小学校体育館の耐震化工事が完了し、坂城小学校校舎の耐震診断にも取り組んでおります。坂小体育館の耐震診断も併せて実施してまいります。

次に、福祉、医療でございます。

長野赤十字上山田病院は去る10月20日の経営審議会において、来年4月移行

の後医療の引き受け先として、愛知県の医療法人「寿光会」に引き継ぐ方針を内定いたしました。最終的な決定は、長野赤十字病院の役員会で審議されることになっております。

「寿光会」は、愛知県に本部を持ち、病院、老人保健施設、グループホームを経営し、これら医療施設が全国29カ所を持っております。現在、「寿光会」が提案しております医療体制は、常勤医師4名で、診療科目は内科、循環器科、呼吸器科、消化器科、それと外科、泌尿器科等の6つの科目でございますが、人工透析、訪問看護などの在宅看護サービスの継続も行うということにしております。来年の21年度内には1次救急を開始し、以後、2次救急にも対応するという方針でございます。さらには将来、高齢者入居施設を設けるなど福祉サービスの充実も提案されております。

先日、寿光会医師グループの本部長さんがお越しになりました。いずれにいたしましても、この地域の医療、福祉の基幹的な施設にしたいということで、意欲あることを申しておりましたので、期待するところでもございます。

去る10月4日には、健康フロンティア事業の一環として「健康づくり子育て支援講演会」を開催し、信州大学医学部附属病院長の小池健一先生による「小児科医療から見える子育て」と題してお話ございました。「少子化」が大きな社会問題となる中で、「健やかに子どもを育てるために、今私たちに必要なこと…」などを基本に、未来を担う子どもたちの成長に親や地域がどう関わり、どう支援していけばよいのか、少子化対策の一助として開催したものでございます。

町民の健康づくり事業につきましては、本年から実施された特定健診、特定保健指導をはじめ健康教室や予防学習の実施のほか、子育て支援など、保健センター等を中心に健康意識の普及や啓発を一層進めてまいります。

後期高齢者医療制度の特例として、被扶養者であった被保険者に係る保険料は、4月から半年間は賦課せず、10月から3月までの間においては被保険者均等割額を9割軽減に、また所得による7割、5割、2割軽減も実施されたところでございますが、年齢による制度加入や年金からの天引きなど、多くの問題を抱え、議論を呼んでいるところでもございます。これら制度の度重なる見直しにあたっては、住民の皆さんへの対応、事務処理など市町村にも大きな負担がかかっているわけでございますが、早期に高齢者の心情に配慮した制度の確立を強く望むものでございます。

本年度は、介護保険事業計画の見直しの年にあたります。介護保険制度は急速に進む高齢化社会に対応し、介護を必要とする高齢者ができる限り自立して暮らせるように介護を社会全体で支える仕組みとして、平成12年に施行され、今日に至っているものでございます。

この介護保険制度は、3年ごとに3年間の事業計画を策定することとなっております。本年度は、平成21年度から23年度までの3年間の事業計画を策定いたします。今回改正される主なものといたしましては、介護療養病床から老人保健施設等への転換分の取り扱いの規定や、第1号被保険者と第2号被保険者の負担割合の見直し、介護従事者の待遇改善と人材確保の必要性等から介護報酬の引き上げなどを行う見込みとなっております。町といたしましても、第4次介護保険料の算定にあたり、介護保険運営協議会を開催し、広く意見を聴取する中で、住民の負担をできるだけ低く抑え、よりよい制度にしていきたいと思います。

びんぐし湯さん館は、開業から6年半が経過し、入館者数は11月13日に190万人に達し、1日あたり850人と、大変多くの皆さんにご利用いただいているところでございます。予想以上の入館者ということもあって、昨年は洗いの増設を行いました。今年度は畳の表替えを済ませ、カランの取り換え工事などを予定しております。年末年始、お客さんにより親しみを持って利用いただけるよう努力してまいります。

次に基盤整備についてでございます。

国道18号バイパス早期実現につきましては、10月21日「新国道上田篠ノ井間建設促進期成同盟会」において、国、県、選出国會議員に陳情し、12月4日には「町国道バイパス県道整備促進期成同盟会」において、再度、陳情することとしております。

A09号線につきましては、一部の交通安全施設の工事を残して完成いたしました。11年と長い時間はかかりましたが、幅が9m、延長794mの基幹道路が完成したところでもございます。A01号線の整備につきましては、金井、南条小学校から以北への整備に着手し、順次進めております。

まちづくり交付金による中之条の開畝地区の町営住宅中之条団地C・D棟の建設工事につきましては、工程どおり工事を進めているところでございます。今後も適正、安全な工事管理を行う中で、早期竣工に向けて鋭意努力しております。A・B棟につきましては、現在、入居手続を進めております。今月から順次入居者が入る

予定でございます。近隣市町村から町内企業に勤める方々の入居も期待しているところでもございます。

下水道工事につきましては、中之条地区で3地区、月見区で4地区、併せて7地区の工事を実施しております。小網地区につきましては、合併処理浄化槽を取り入れるという新たな方向で、早期竣工に向けて、いろいろ話し合いを進めているところでもございます。

土地開発公社で進めております食育・給食センター造成工事につきましては、現在、掘削土の搬出等が概ね完了し、粗造成による一宅面の状況となってきております。12月1日は、食育・学校給食センター建設委員会において、基本設計について検討されるなど、具体的な取り組みが進んでいるところでございます。

前田工業団地につきましては、今年8月に汚染土壌の除去浄化を主目的に造成工事に着手したところでございます。汚染土壌の処理については、汚染土壌措置計画に基づいて、区域外搬出による恒久対策を講じ、シアン化合物については秋田県大館市にあります管理型の最終処分場へ、六価クロム及びホウ素につきましては、新潟県糸魚川市のセメント工場に搬出し、焼成処理による原材料化によって対応しております。

汚染を特定したシアン及び六価クロムのうち、一部の区域において汚染の浸食が明らかになったことから、県と協議を重ね、完全除去を行いました。これら汚染土壌の除去浄化につきましては、11月末をもって完了いたします。早期の販売、利用等に努めてまいります。

長野広域連合で進めておりますごみ処理広域化につきましては、11月開催されました広域連合議会におきまして、長野市に予定されるA施設、須坂市に予定される最終処分場の稼動目標年度の計画の見直し案が示され、26年度中に稼動目標とすることとなっております。現在、A施設の環境影響評価方法書が公告・縦覧されております。千曲市に予定されておりますB施設の関連では、市内5カ所に候補地を絞り込み、地域の説明会が開催されているところでもございます。

今議会に広域連合規約の一部改正案が上程されております。ごみ処理施設の建設に要する経費負担を人口割10%、ごみ量割90%とするものでありますが、管理運営費負担金につきましては、今後の研究課題ということになっております。町で要望した形が反映されたものと理解しております。広域のごみ処理施設の経費負担がごみ量割が90%ということに決まってきておりますので、より一層のごみの分

別あるいは減量化を徹底してまいりたいと考えております。

最後に消防の広域化に関してでございますが、長野県内の消防組織を東北信と中
南信の2ブロックにするという県の消防広域推進計画が示されております。東北信
32市町村及び消防本部を設置している団体によりまして「消防広域化研究協議
会」の設立総会が開催され、今後、幹事会、専門部会等を通じまして、具体的な調
査、研究を行うことになっております。

以上、1年を振り返りつつ、町の概況を申し上げましたが、今議会に審議をお願
いする案件は、専決の報告1件、条例の改正2件、土地開発公社定款の変更、広域
連合規約など3件、公の施設の指定管理者の指定など、多くにわたっております。
一般、特別会計補正予算5件をあわせて、計15件でございます。よろしくご審議
を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げまして、招集のごあいさつといた
します。

◎日程第4「諸報告」

議長（池田君） 地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により、定期事務監
査が実施され、意見書の提出が監査委員よりありました。監査委員の監査所見を求
めます。

代表監査委員（三井君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、地方
自治法第199条第1項及び第4項の規定により、平成20年度の坂城町定期事務
監査を実施いたしました。その結果について、報告いたします。

監査の対象は坂城町一般会計歳入歳出状況、坂城町有線放送電話特別会計歳入歳
出状況、坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出状況、坂城町同和地区住宅新築資金
等貸付事業特別会計歳入歳出状況、坂城町老人保健特別会計歳入歳出状況、坂城町
工業地域開発事業特別会計歳入歳出状況、坂城町下水道事業特別会計歳入歳出状況、
坂城町介護保険特別会計歳入歳出状況、坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出状
況の一般会計及び8つの特別会計であります。

審査方法といたしましては、各課等から今年度計画された事務事業の執行状況に
ついて、資料の提出及び説明を求めるなどして監査を実施いたしました。監査の期
間は平成20年10月21日から10月28日まで実施をいたしました。

監査の結果、各所管における財務に関する事務処理及び事業の計画、執行等につ
いては関係法令、条例、規則に準拠して適正に処理されているものと認められまし

た。以下、監査の内容について、意見を申し述べます。

平成20年度の予算執行は、実施計画に沿って執行されており、概ね良好であります。主要事業の執行状況については、積極的な取り組みがなされています。事務事業の内容及び年間計画とその執行状況については、全体的に住民福祉の増進に重点を置かれ執行されており、評価いたします。平成20年度の事務事業の執行状況については、ほぼ予定どおり行われていました。

一般会計の予算執行状況は、9月末現在、収入率は予算現額に対して42.1%で、前年比3ポイントの減、執行率は39.7%で前年比1.6ポイントの増であった。特別会計全体の収入率は26.7%で、前年比7.4ポイントの減、執行率は32.6%で、前年比11.1ポイントの減、いずれも前年と比較して減となっています。これは9月の補正予算で新たに工業地域開発事業特別会計が設置され、無執行のためであります。

一般会計及び特別会計全体の執行率は、前年と比較して、歳入が4.5ポイント、歳出が4.0ポイント減であった。また、工事については、工程表どおりに執行されていました。

次に、町税については、9月末現在の徴収実績は、調定額30億1,720万円、収入済額は20億9,872万円で、前年比3.6%の増、金額で約7,200万円の増となっております。個人町民税については、収入額は4億5,291万円で、前年比11.3%の増、金額で約4,600万円の増となっています。一方、法人町民税については、原油や原材料価格の高騰、円高の影響などで、景気の減速によって、収入済額は2億9,599万円で、前年比38.3%の減、金額にして約1億8千万円減少しています。今後も厳しい経済状況が続くものと推測されますので、予算執行には十分注意してください。

収入率については、前年に比べ、ほとんどの税目で増加しています。徴税と収納対策会議の努力がうかがえます。引き続き、収入率のアップに努めてください。

主要事業の執行状況については、年間計画に従い、ほぼ計画的に執行されている。今後も住民福祉の向上のために努力をしてください。

工事の執行状況については、概ね予定どおり執行されていました。別紙「工事等検査箇所調書」を参照していただきたいと存じます。工事の施工に関しては、今後安全には十分注意され、進めてください。

今日の経済情勢は、かつて経験したことのない大変厳しい状況にあります。今後

もしばらくこの状況が続くものと推測されています。引き続き、財源の確保、経費の節減、事務事業の見直しなどを図り、予算執行には十分留意され、簡素で効率的な運営に努めてください。各課等の指摘事項及び特別会計所管事務につきましては、報告書に挙げてありますので、申し述べることを省略させていただきます。

以上をもちまして、平成20年度の定期事務監査の報告といたします。

議長（池田君） 監査所見の報告が終わりました。

また、監査委員から例月現金出納検査報告書が提出されております。お手元に配付のとおりであります。

次に、本日までに受理した陳情は、お手元に配付のとおりであります。所管の常任委員会に審査を付託いたしましたので、報告いたします。

議長（池田君） 日程第5「発委第4号 坂城町議会会議規則の一部を改正する規則について」から日程第20「議案第77号 平成20年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第2号）について」までの16件を一括議題とし、提案理由の説明までを行います。

職員に議案を朗読させます。

（議会事務局長朗読）

議長（池田君） 朗読が終わりました。

会議の途中ですが、ここでテープ交換のため、暫時休憩いたします。

（休憩 午前10時51分～再開 午前11時06分）

議長（池田君） 再開いたします。

趣旨説明及び提案理由の説明を求めます。

10番（安島さん） 発委第4号 坂城町議会会議規則の一部を改正する規則について、趣旨説明いたします。

本案は、地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴い、法第100条第12項に、「議会は会議規則の定めるところにより議案の審査または議会の運営に関し、協議または調整を行うための場を設けることができる」の規定が新たに設けられました。これにより、全員協議会等の活動が正規の議会活動として、明確に位置づけられました。議員各位におかれましては、本案の趣旨をご理解いただき、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。趣旨説明といたします。

町長（中沢君） 議案説明を申し上げます。

専決第 8 号 平成 20 年度坂城町一般会計補正予算（第 4 号）についてでございます。

本案は、役場庁舎の冷暖房施設の修繕等について、急を要する案件として 10 月 31 日に専決いたしましたものでございます。その内容は、歳出予算の組み替えによる補正でございまして、庁舎修理で 250 万円、南条小学校に係るクラブ活動助成金で 20 万円をそれぞれ追加いたしまして、これを予備費 270 万円を減額いたしましたものでございます。

次に、議案第 64 号 坂城町選挙ポスター掲示場の設置に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

本案は、現在まで町議会議員選挙においてのみ設置されておりました公営ポスターの掲示場に関し、より公営選挙の推進を図ることや候補者が要する経費の負担などを考慮して、町長選挙においても設置することにしたもので、本条例に関する所事項の改正でございます。

議案第 65 号 工業振興施設等整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

本案は、工業振興施設等整備基金の整備対象をより明確化するために、本条例の一部を改正するものでございます。主な内容ですが、本基金の対象となる町が行う工業振興施設等の整備に町が出資、出捐等を行う法人に対して補助を行い、整備する場合も含めるものでございます。

議案第 66 号 坂城町土地開発公社定款の変更についてでございます。

本案は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴いまして、関係法令の整備に関する法律及び郵政民営化法案等の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う公有地の拡大の推進に関する法律の一部の改正と、土地開発公社の経理についての一部改正に伴う坂城町土地開発公社定款の変更でございます。

主な改正内容は、役員に関する規定のうち、民法での引用条項を削除して、公有地の拡大推進に関する法律での引用条項とすることとし、経理基準の改正により、財政諸表等について、キャッシュ・フロー計算書を加えるものでございます。

次に、議案第 67 号 長野広域連合規約の変更についてでございます。

本案は、本町外周辺の 10 市町村が事務を共同処理するために設置しております長野広域連合が処理する事務のうち、養護老人ホームの設置、管理及び運営に関す

る事務につきまして、関係市町村が設置する養護老人ホームがなくなったことに伴い、長野広域連合の運営する養護老人ホームを松寿荘及びはにしな寮に限定する規定がなくなったこと、また小布施を除く10市町村により進めておりますごみ処理施設及び最終処分施設の建設に関する経費の市町村負担割合を定めることに伴い、広域連合規約の所要の改正を行うものでございます。

議案第68号 長野県市町村自治振興組合規約の変更及び組合を組織する市町村数の減少についてでございます。

市町村職員の情報管理に関わる技術、能力の向上を図るため、当組合に電子自治体推進部門を新たに設置し、人材の養成、相談窓口の設置などの事業を実施することなどに伴い組合規約を変更すること、また、平成21年3月31日の下伊那郡阿智村と同郡清内路村の合併に伴い、組合を組織する市町村数が減少することについて、地方自治法第286条第1項の規定による協議の依頼があり、同法第290条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

議案第69号 長野県市町村総合事務組合を組織する市町村数の減少についてでございます。

本案は、平成21年3月31日の下伊那郡阿智村及び同郡清内路村の合併に伴いまして、組合を組織する市町村数が減少することについて、地方自治法第286条第1項の規定による協議の依頼があり、同法第290条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

議案第70号 坂城町公の施設の指定管理者の指定についてでございます。

本案は、平成18年4月1日から指定管理者が管理運営しております町内8施設に関して、平成21年3月31日をもって指定の期間が満了することに伴い、同年4月1日から当該各施設に関する指定管理者を指定することについて、議会の議決を求めるものでございます。

議案第71号 平成19年度公共土木施設災害復旧事業橋梁災害復旧工事（昭和橋）変更請負契約の締結についてでございますが、変更請負契約の締結でございます。

今回の変更請負の内容は、主に仮締切工の増額によるものでございます。当初、仮締切工の土砂につきましては、重機による周辺の土砂を採取する工法が考えられておりましたが、河道の洗掘が想定以上に深く洗掘されており、ダンプトラックによる周辺からの土砂の運搬が必要となりました。契約の相手方は、株式会社守

谷商会で、変更前の請負契約は7, 182万円、変更請負代金増加が156万4, 500円、変更後の請負金額は7, 338万4, 500円でございます。

次に、議案第72号 調停事件の合意についてでございます。

本案は、平成20年2月20日付で土地売買関係調整調停事件として、坂城町に対して申し立てがありました調停に際し、申立人3人により調停成立することに合意を得ましたので、地方自治法第96条第1項第12号の規定より、議会の議決をお願いするものでございます。

事業の内容でございますが、地域内の狭い道路や密集した住宅環境の改善を目的に実施された坂城町小集落改善事業のうち、昭和54年に相続登記が完了しないまま買収した土地を昭和63年に売却したものでございます。しかし、事業実施から約30年たちまして、売却してから約20年が経過しております。土地の相続関係人が多数存在し、所有権移転の完了ができていない状況となったものでございます。この度、当時町が売却した方の相続人3人が申立人となり、所有権移転の確約をしながら実施できていない町に対して、調停の申し立てがあったものでございます。調停の合意の主な内容でございますが、町が売却した土地を買い戻すこと、売却代金については、上田簡易裁判所が指定する不動産鑑定士による鑑定額もしくは平成20年度固定資産評価額のいずれか高いほうの額とすること、当該土地の隣接にまたがり建設されている住宅については、現在、居住されている申立人の居住状況も考慮しながら、町の負担により解体するというところでございます。

議案第73号 平成20年度坂城町一般会計補正予算（第5号）についてでございます。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4, 500万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を67億5, 431万6千円といたすものでございます。

歳出の主な内容ですが、地方特別交付金で948万円、普通交付税の再算定で449万1千円、まちづくり交付金等の国庫支出金で3, 017万2千円、基金からの繰り入れで137万5千円をそれぞれ追加し、災害復旧事業等に係る町費で9, 720万円を減額いたすものでございます。

歳出の主なものでございますが、年金特別徴収に係る住民税システムの改修費用で685万2千円、電子自治体事業におけるL G W A N設備の更新で610万円、保健センターの増築工事で895万2千円、テクノセンターへの試験機器整備補助金で600万円、除雪費で300万円、A01号線道路改修事業で1, 190万円、

坂城駅周辺道路整備事業で700万円、坂城小学校体育館の耐震第2次診断で200万円それぞれ追加し、A09号線道路改修事業で4千万円、昭和橋ほか災害復旧費で5,545万4千円をそれぞれ減額いたすものでございます。

また、平成21年度において、一般廃棄物収集運搬等の業務委託を行うための債務負担行為補正につきましても、併せて審議を賜るものでございます。

議案第74号 平成20年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ117万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ16億2,315万9千円といたすものでございます。

その内容でございますが、歳出は基金繰入金を117万6千円増額し、歳出として審査支払手数料117万6千円、特定保健指導事業費72万6千円、保健衛生普及費11万4千円を増額し、特定健康診査等事業費84万円を減額するものでございます。

次に、議案第75号 平成20年度坂城町老人保健特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、歳入歳出それぞれ4,100万円を減額し、歳入歳出それぞれ2億916万1千円とするものでございます。

その内容でございますが、歳入では支払基金交付金が2,311万8千円、国庫負担金が1,192万2千円、県負担金が298万円、他会計繰入金が298万円をそれぞれ減額し、歳出としては医療給付費4,100万円を減額するものでございます。

次に、議案第76号 平成20年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

本案は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,365万2千円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ8億4,348万1千円とするものでございます。

歳入でございますが、下水道負担金992万7千円、雑入569万3千円等を追加し、一般会計繰入金161万円を減額するものでございます。

歳出でございますが、一般管理費で消費税を784万2千円減額し、公共下水道事務費で委託料466万9千円、工事請負費1,470万円、補償補填及び賠償金を212万5千円追加するものでございます。

議案第77号 平成20年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

本案は、歳入歳出予算を補正するものでございます。介護サービスの利用増加に伴いまして、保険給付の内容についての組み替えを行うもので、主なものとして、介護サービス等の諸費150万円、高額介護サービス等費が100万円、特定入所者介護サービス等が300万円それぞれ増額し、介護予防サービス等諸費を550万円減額するものでございます。

よろしくご審議を賜り、適切なお決定をいただきますようお願い申し上げます。

なお、本年12月1日から私が長野県市町村職員共済組合の理事長に選任されまして、これから2年間、県下市町村の職員及びその家族の福祉向上に努めるということになりましたので、ご報告申し上げます。

議長（池田君） 趣旨説明及び提案理由の説明が終わりました。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

明日3日から12月7日までの5日間は、議案調査等のため、休会にいたしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（池田君） 異議なしと認めます。

よって、明日3日から12月7日までの5日間、議案調査等のため、休会とすることに決定いたしました。

次回は12月8日午前10時より会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（散会 午前11時29分）

1 2 月 8 日 本 会 議 再 開 (第 2 日 目)

1. 出席議員 14名
- | | | | |
|-------|-----------|-------|-----------|
| 1 番議員 | 田 中 邦 義 君 | 8 番議員 | 春 日 武 君 |
| 2 〃 | 山 城 賢 一 君 | 9 〃 | 林 春 江 君 |
| 3 〃 | 柳 澤 澄 君 | 10 〃 | 安 島 ふみ子 君 |
| 4 〃 | 中 嶋 登 君 | 11 〃 | 円 尾 美津子 君 |
| 5 〃 | 塚 田 忠 君 | 12 〃 | 柳 沢 昌 雄 君 |
| 6 〃 | 大 森 茂 彦 君 | 13 〃 | 宮 島 祐 夫 君 |
| 7 〃 | 入 日 時 子 君 | 14 〃 | 池 田 博 武 君 |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者
- | | |
|-----------------|-----------|
| 町 長 | 中 沢 一 君 |
| 副 町 長 | 柳 澤 哲 君 |
| 教 育 長 | 長谷川 臣 君 |
| 会 計 管 理 者 | 塩野入 猛 君 |
| 総 務 課 長 | 中 村 忠比古 君 |
| 企 画 政 策 課 長 | 片 桐 有 君 |
| 住 民 環 境 課 長 | 宮 下 和 久 君 |
| 福 祉 健 康 課 長 | 塚 田 好 一 君 |
| 子 育 て 推 進 室 長 | 中 沢 恵 三 君 |
| 産 業 振 興 課 長 | 宮 崎 義 也 君 |
| 建 設 課 長 | 村 田 茂 康 君 |
| 教 育 文 化 課 長 | 西 沢 悦 子 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 柳 澤 博 君 |
| 総 務 係 長 | |
| 総 務 課 長 補 佐 | 塩 澤 健 一 君 |
| 財 政 係 長 | |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | 塚 田 郁 夫 君 |
| 企 画 調 整 係 長 | |
4. 職務のため出席した者
- | | |
|-------------|-----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 吾 妻 忠 明 君 |
| 議 会 書 記 | 金 丸 恵 子 君 |
5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- | | |
|--------------------|--------------|
| (1) 地域医療の動向についてほか | 柳 沢 昌 雄 議員 |
| (2) ごみ減量に向けてほか | 安 島 ふ み 子 議員 |
| (3) 21年度予算編成についてほか | 円 尾 美 津 子 議員 |
| (4) 緊急経済対策についてほか | 大 森 茂 彦 議員 |

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（池田君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、会議に入る前に、本日から3日間、カメラ等の使用の届出がなされており、これを許可してあります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

会議に入る前に、総務課長より発言を求められております。これを許可いたします。

総務課長（中村君） 貴重なお時間をちょうだいをいたしまして恐縮でございますが、上程いただいております議案のうち、議案第76号「平成20年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第2号）」に、1ページ欠落をするという不備がございました。申しわけございません。

お許しをいただきまして、後ほど整備させていただきたいと存じます。よろしくお願いたします。

議長（池田君） 説明のとおり、下水道事業の補正予算書に1ページ追加することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（池田君） ご異議なしと認め、さよう決定いたします。

◎日程第1「一般質問」

議長（池田君） 質問者はお手元に配付したとおり、10名であります。質問時間は答弁を含めて1人1時間以内でありますので、理事者等は通告されている案件につ

いて、簡明に答弁されるようお願いいたします。なお、通告者もこれには格段のご協力をお願いいたします。

それでは順番によりまして、最初に12番 柳沢昌雄君の質問を許します。

12番（柳沢君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして、一般質問をいたします。

今、世界においては金融危機、経済危機、大変な事態であるわけでありまして。このようなときに、わが町もその影響は大きく受けているわけでございます。私たちも行政も、一生懸命にこの問題に取り組んでいかなければならないわけでありまして。そういう意味からも、これからの一般質問においても、そのようなことを加味しながら、質問をさせていただきたいと思っております。

1. 地域医療の動向について

イ. 住民医療の円滑な享受を

長野赤十字上山田病院は、国の医療機関の機構改革による国立長野病院の統廃合に伴い移管されたものの、後医療の引き受け先の見通しのつかない中で、当時、長野赤十字病院が関係自治体からの総額25億円余の財政支援を行う中で同病院が引き受け、平成9年7月長野赤十字上山田病院として開設され、以後、地域の基幹病院として堅実な運営により地域医療の役割を果たしてきましたことは、周知のことです。

しかし、近年の国の医療制度改革により、医師不足、医療費抑制政策等の多くの要因により、これ以上の経営は困難である、このようなことから存続を不可能とされ、昨年の経営審議会で平成21年3月末をもって閉院を表明されたことも胸中深く残っていることでもあります。以後、地元自治体、関係者、地域住民の揺るぎない後医療の存続を求める取り組みがされてきました。その努力により、結果、長野赤十字病院附属上山田診療所として1年間という期限のもと運営されてきました。その間において、地元自治体及び関係者は、後医療の引き受け先について、懸命に模索をされてまいったわけでもあります。

ご存じのように、去る10月9日、千曲市は来年4月以降の後医療を愛知県で病院経営と老人保健施設を運営する医療法人寿光会に依頼すると発表されたわけでございます。

それによれば、引き継ぎ時点では、常時、医師4人体制で、内科など6診療科を開設し、現在稼働の人工透析15床と訪問看護ステーションは継続するということ

であります。これまでに至った経過を見たとき、関係自治体、関係者に深く敬意を表さざるを得ないのであります。

地域医療体制の崩壊ともいわれる現在の折、このような地域医療の充実、後医療対策に一定の方向性が見出されたことは、地域住民の安心と期待も大きいものがあると思います。一連の地域医療の動向をどのように受け止め、当町の住民が安心して医療の享受ができるようにすることが行政の責務であり、それが何も気兼ねなく住民が受けられることこそ大事なことであります。そのような考えの中から、町はどのようにお考えか、ご所見をお伺いいたしたいと思います。

ロ. 救命救急対策について

長野赤十字附属上山田診療所の後医療は、ただいま申し上げたように、来年4月より、医療法人寿光会により病院経営がされていくことは周知でございますけれども、今後、経営されていく病院関係によれば、住民は総合病院を期待しているが、医師不足や診療報酬の削減で不可能だ、開業医や周辺病院と連携し、地域医療を支えていきたい。当面は内科など6診療科の外来が主で、数年後には救急や入院を始めたいと報じられております。

数年後という未確定のことではありますが、救急体制、入院施設等は、地域医療の充実には最も重要な課題であるわけであります。全国各地で救急患者の受け入れ拒否によるたらい回しで、尊い命が亡くなるという悲惨な事態が起こっていることを見ても、救急問題はないがしろにはできないわけであります。

私が去る6月の議会に一般質問でも申し上げましたけれども、厚生連総合病院は救命救急センターの設置を強く望んでおります。このやる気のある病院こそ、今大切であるという感じであります。近隣関係自治体で、設置に向けて支援対応を考えるべく質問した経過がございます。聞くところによりますと、当町の町長は、7月初日、即篠ノ井総合病院に赴き、院長並びに関係者と会い、話し合われたということであります。しかも、これまた即には県当局、県議会所管委員会に陳情されたということであります。当町住民が安心して生活できる医療体制に、このように配慮され、実現には大変な至難な課題ではありますけれども、対応されていることにつきましては、高くこれを評価いたすところであります。

来年4月よりの後医療引き受け医療機関も、救急については未知であり、町民の生命を守る救急時に円滑に対応できる体制づくりをどのようにこれからも進められていかれるのか、ご所見をお伺いいたします。

町長（中沢君） 地域医療に関するお話でございます。

まず、ご案内のように長野赤十字上山田病院は、去る10月20日の経営審議会におきまして、来年4月以降の上山田診療所の後医療について、愛知県医療法人寿光会に引き継ぐ方針を内定し、最終的な決定は、長野赤十字病院の役員会において審議決定されるということでございます。

後医療等については、日赤上山田病院との関わりでありまして、後医療の選定や上山田診療所の経営問題など、こういった問題は、長野赤十字病院の責任において対処していただくということが当初からの私の考えであり、経営審議会や町議会の場においても、その旨をお話してきたところでございます。今回の後医療の選定につきましては、当然、地元である千曲市も交えて協議をされておきまして、それぞれの責任において対応がなされ、最善の選択ができたものと理解しております。

今回内定いたしました寿光会は、愛知県に本部を持ち、病院1カ所、老人保健施設2カ所、グループホーム2カ所を経営し、医療の連携、応援体制を確立するために寿光会グループを組織し、これら医療施設が全国29カ所ある医療法人と伺っております。この11月からは、日赤上山田診療所内に後医療の準備室を設置し、来年4月からの体制づくりに着手しております。

現在、寿光会が計画しております医療体制は、常勤医師4名で、診療科目は内科、循環器科、呼吸器科、消化器科、外科、泌尿器科の6科のほか人工透析、訪問看護などの在宅介護サービスを継続していくということでもあります。日赤上山田病院からの後医療もこれによりスムーズに進み、体制が整ったところでもございます。

先日、寿光会医療介護グループの山田本部長さんがあいさつに訪れ、当地域の医療向上に頑張りたいとの力強いお話をいただきました。いずれにいたしましても、この地域の医療福祉の基幹的施設として役割を担い、発展していただくことを期待するものでございます。町といたしましても、今後の寿光会の病院運営に関しましては、町の開業医の皆さん、あるいは関係機関等と連絡を図り、地域医療の確立に向けて必要な支援をその都度協議し、対応してまいりたいと考えているところでもございます。

救急救命医療につきましては、先ほど議員さんがお話しされましたように、何度かのご質問もいただいたところでもございます。厚生連の篠ノ井病院の院長さん等と話す中で、さらにまた県の衛生部長あるいは議会等々にもいろいろその実現を要請しているところでもございます。この面につきましては、担当の福祉健康課長に

答弁させます。

福祉健康課長（塚田君） 救急救命対策についてお答えいたします。

救急救命センターの設置につきましては、県の保健医療計画によりまして、第3次医療圏に1カ所設置するという基本的な設置計画となっております。現在、長野県には7カ所の病院が指定されておりますが、北信では長野赤十字病院、東信では佐久総合病院の2カ所が指定されております。救急救命センターはご存じのように、集中治療室、心臓病の治療室、脳卒中治療室等を備え、常時、重篤な患者に対し、高度な医療をすることが可能な施設であり、救急患者を必ず受け入れることができる体制があることが条件とされております。

厚生連篠ノ井病院は、発足当初から救急医療に力を入れ、急性期病院としての基礎を固め、安全で安心な医療を提供し、さらに他の病院にない高度医療と、いつでも、どこでも、誰でも診療する救急医療の体制を目指しているというふうに伺っております。先ほどご質問にもありましたが、町長、出向いて行かれまして、厚生連篠ノ井病院の関係者にお聞きしますと、救急救命センターの指定条件は十分満たしていると、ぜひ救急救命センターの指定を受けたいということですが、この指定を受けるには県の保健医療計画等、大変厳しい状況にあるということでもあります。

議員さんからお話のように、6月の議会の提言を受けまして、病院へ出向いてお話を聞きする中、去る7月24日は、長野県議会社会衛生委員会へ千曲市とともに厚生連篠ノ井総合病院が救急救命センターとしての指定をされるよう陳情を行ったところでもあります。地域の高度医療の確立は、地域住民の願いでありまして、救急救命体制の整備は、ますます重要な課題となってきております。中南信地域においては、複数指定されている状況もありますので、篠ノ井病院の救急救命センター指定については、引き続き、近隣市町と足並みを揃えた対応をしてまいりたいというふうに考えております。

また、上山田診療所の後医療を引き受ける寿光会の救急医療の対応につきましては、現在の方針の中で、平成21年度内に1次救急という一般病床、療養病床を持たない救急医療を行っていきたいということを提言されていますし、以後、2次救急につきましても、人員体制の確立を図りながら、順次行っていきたいというふうに伺っております。病床につきましても、将来的には、一般病床120床、療養・介護病床各60床、高齢者用入所施設約100室を設けるなど、福祉サービスの充実も提示されている状況にあります。

いずれにいたしましても、今後、寿光会が当地域を含めた地域の中核的医療として活躍していただくことを期待するものであります。

12番（柳沢君） それぞれご答弁をいただいたわけですが、再質問をさせていただきます。

地域医療の動向についての話をしているわけなんですけれども、ただいま篠ノ井病院の関係、また寿光会についてのお話を承ったわけですが、今まで千曲市と坂城町、これを私たちは地元と認識しながら、いろいろと話をしてまわっているわけなんですけれども、病院の統計によりますと、本年4月より日赤上山田診療所として経営されてきたこの病院の利用者数、これが4月から8月までの利用者は、千曲市5,618人、77.2%、坂城町1,470人、20.2%で、他の市町村、上田、長野等もありますけれども、いずれにしても、この近隣市町が利用されてきたことは明らかであります。

ということになりますと、これから寿光会が来年4月から経営を始めるということでもありますけれども、私たち坂城町の住民は、この病院にもこれから診療をお願いしていくということであるわけであります。町の長期総合計画でも示されております地域医療体制の整備で、地域医療機関との連携を図る中で診療の充実を図っていく。先ほども町長のほうから地元開業医さんともいろいろ相談をしながら、これを進めていく、円滑にこれが進められていかれるよう私たち住民は願っているわけですが、そういうような中で、住民が気兼ねなく気遣うことなくこの病院が利用できるような体制づくりこそ、行政のやる役割、責務ではないかというふうに思うわけですが、この辺についてのお考えをお聞きいたしたいと思っております。

また、救命救急センターについてでありますけれども、これは救命救急については、生と死を分かたず争う非常な事態であります。それだけに、これが受け入れ先がないというようなことがあってはならないわけであります。あの病院が集中する東京都が7カ所も病院を歩いた妊婦の方が、どこでも受け入れ体制ができなかったということで一命が亡くなっているわけであります。また、奈良県においても10施設に行ったけれども、これも拒否されて、生命が落とされている。こういうようなことがあったわけですが、

長野県にはそのような例はないにしても、それには常に医療機関との連携を図りながら、円滑に医療システムの機能発揮ができるようにしていく、この辺も行政として行っていかなければならないわけであります。これにも当町の基本計画でもは

つきり示されている中でも、医療施策で救急医療体制の充実に近隣市町とともに医師会、歯科医師会などとの連携を図り、救急医療体制の充実に努めてまいりますということでもあります。

千曲市と県のほうへ陳情をされた、私もこの点については大変評価するところであります。今後も近隣市町村との関係を密にし、連携をし合う中で、町民が安心して生活ができる医療体制こそ重要課題であります。どのようなお考えでこれを進められていかれるのか、お伺いを申し上げます。

町長（中沢君） 第1点の上山田病院に関するご質問でございますが、先日、寿光会の山田本部長さんが見えた折に、当初、需要の範囲が千曲市の6万3千人をベースに考えていたんだけど、坂城町の1万6千人余のそういった人口を踏まえると8万人の医療圏域になると。そうすると努力すれば大変いい運営ができる。坂城からのご利用も期待しますというようなお話があったわけでございます。

日赤に対しては、すでに当町として3億5千万円を出して、その後引き継いでいただいたということの責任において、その後については自立でというお話でございますが、今回の寿光会の皆さんも自立でいろいろやり、その上は救命救急医療もというようなお話もあったわけでございます。私どももそれなりにお世話になるものでいろいろと連携を密にして、いろいろ支援できるものは支援していく体制をとっていきたいというお話を申し上げたところでもございます。

厚生連の篠ノ井病院を中心に救急医療体制をさらに強めていくということは、現在、篠ノ井病院にそういうスタッフがおられるということでございますので、何とかその充実した機能を生かしてまいりたいと、こんなふう考えているところでもございますが、救命救急医療は私どもといたしましては、上田圏、長野広域圏等々のいろいろな面から体制を確立する必要がございますので、各市町村間でも連携をとりまして、より充実した方向に進めていくよう努力してまいりたいと思います。

12番（柳沢君） 非常に熱意ある考え、熱意ある行動を今までこの医療問題においてとられてきているわけでございますが、引き続き、町民福祉のために、町民の健康維持のため、安心できる医療体制づくりにご努力を願うことをお願い申し上げます。

2. 計画事業の推進について

イ. 食育・学校給食センター建設の進捗は

現在使用の学校給食センターは、建設されて以来、長年、児童生徒にバランス性

ある食を通じて、体力増強に、健康保持に、心身ともにすこやかな育成、成長にその役割を果たしてきました。

しかし、この建物も、施設も老朽化となり、また設備も時代のニーズに応じていくためには、その機能も十分備わっていることが求められるのは、時代の趨勢であります。そこで当町は、念願であった時代に即応した食育・学校給食センター建設に今取り組まれております。しかし昨今、予期せぬ世界的金融経済危機という情勢下となり、当町にもその影響が及んでいることは周知のことです。

この建設は、町にとって大きな事業であります。町民の期待もあるとともに、昨今の景況から不安もないわけではありません。この事業が円滑に目的の達成を果たすとともに、私たちはこれを敢行することを願うものであります。しかし、多額の費用を要する事業であり、建設についての経過と現在の進捗状況はどうであるのか。プロポーザル方式採用経過と今後の進め方、建設資金計画はどのようにされていくのか、お伺いいたします。

ロ．不況による減収と新年度予算編成の重点は

未曾有の世界的金融危機は、先行き不透明のまま、金融経済に大きな打撃となっていることは、先ほども申し上げたとおりであります。世界各国との関連を持つ輸出産業の製造販売の企業を持つ、ものづくりの町、当町においても金融はもとより経済に及ぼす影響は多いものと予測されております。

また国においては、三位一体「骨太2004」を打ち出して以来、財政改革で地方自治体の財政均衡を図っていかねばならない目的の地方交付税の減少となる中で、年次の基本計画を策定し、施策の遂行、推進を図ってきているが、今回の予期できない景況の未知数の中ではあるが、据えた計画上でどのくらいの減収が見込まれるのか。また、第4次長期総合計画の後期基本計画の実現を図っていくのは当然であります。基本施策は行政の公約ともいえるものであります。町民が期待をされているのも当然であります。新年度予算は、中沢町政の最も重要課題遂行期でもあります。

重点施策をどこに置き、均衡を図りながら組まれていかねばならないと思いますが、どのようなお考えで行われていかれるのか、お伺いをいたします。

町長（中沢君） いろいろな町の計画事業の推進という観点からのご質問でございます。まず、食育・給食センターの建設でございます。

老朽化した学校給食センターを改修し、子どもたちに安心、安全な学校給食を提

供する、また子どもたちと家庭を結びつけ、そして食の大切さを広げていくとか、そういったこと。さらにまた地産地消、ふるさとの食事を、こんないろいろな願いを込めまして、現在、食育・学校給食センターを建設委員会と相談しながら、いろいろと検討している段階でございます。経済情勢が大変厳しい時期になってまいりました。しかしながら、来年度の最重要課題として位置づけ、財政面からも工夫を凝らし進めてまいりたいと、こんなふうに思うわけでございます。

食育ということは、今までの学校給食に合わせまして、食に対する重要さ、それを町民全体で学び合う場ともなればと考えているところでもございます。具体的な対応については、教育文化課長に答弁させます。

次に、不況による減収と申しますか、それに合わせての新年度予算編成についてでございます。米国のサブプライム住宅ローン問題に端を発した世界的な金融危機、株価の大幅な変動、円高等の影響により、この秋以降、景気の後退が本当に鮮明になり、町内製造業等の経営環境も急速に悪化してきておりまして、大変憂慮すべき事態と認識しているところでもございます。

企業の皆さんが、何とか頑張ってこの事態を乗り越えていただくべくお願いしたいと思うところでもございます。

平成20年度の町税収入、特に法人町民税につきましては、11月現在の収入済額が4億4,700万円で、前年同期と比較しますとマイナス36.5%、金額で2億5,700万円の減となっております。町内企業への影響も顕著になってきたわけでございます。

当初予算では、5億円を計上いたしておりますが、予算割れの心配される状況にも相なっておりました。本年度の町税全体では、固定資産税の償却資産分の伸び等もあって、当初計上した予算は、何とか確保できる見通しでございます。

景気後退の長期化に懸念される中で、新年度予算の編成期を迎えております。来年度の町税収入につきましては、個人所得の伸び悩み、固定資産評価替え等もあって、極めて厳しい状況が予想されます。また、地方交付税につきましても、国の交付税総額の圧縮、基準財政需用額の抑制等により、税収と合わせて一般財政ベースで2割程度の減額が見込まれているところでもございます。例年、普通建設事業、いわゆるハード事業につきましては、特定財源の確保に努めながら、総合計画の実施計画に沿って事業を実施してきたところでもございます。

新年度の重点施策としては、先ほどの食育・学校給食センターの建設など、まち

づくり交付金の事業をはじめ公共下水道事業の推進、ばらサミット、辛味大根フォーラム等の開催、学校施設の耐震化の診断などに鋭意取り組んでまいりたいと考えております。また、基幹道路の整備の促進、少子高齢化社会に向けての福祉の充実や健康づくりへの取り組み、環境循環社会の対応など、さらなる需要が見込まれますが、それを重点化、取捨選択が必要になってきていると思うところでもございます。

また、公債費負担の適正化、平準化という観点から、引き続き、財政の健全化に努めるとともに、実質公債費比率、経常収支比率の抑制など、財政指標の改善にも努めてまいりたいと考えております。今後の厳しい財政状況の中で、町行財政改革推進計画集中プランに基づき、人件費、物件費など、経常経費の削減、また投資的経費の重点化による歳出の抑制を図りながら、来年度以降の実施計画に上がっております諸課題について、いろいろ選択し、事業熟度、必要性、緊急性などを考慮し、鋭意予算化に努力してまいりたいと考えております。

教育文化課長（西沢さん） イの食育・学校給食センター建設の進捗はについて、お答えいたします。

食育・学校給食センターの建設につきましては、この12月1日に今年度第3回目の建設委員会を開催し、実施設計について、ご意見、ご要望をいただいたところでございます。現在、実施設計の完成に向けて鋭意進めておりますが、これまでの経過について申し上げますと、まず食育・学校給食センターの設計業者を選定するにあたり、プロポーザル方式を採用することといたしました。本年4月の指名業者等選定委員会において、プロポーザルに参加する業者、5社を選定していただきました。この5社は過去5年間において、県内で1,000食以上の給食センターの設計の経験がある業者でございます。6月に入りまして、参加業者の提案について審査をするプロポーザル審査会を学校の代表者及び町部局の関係者等で設置いたしました。次に6月26日に、プロポーザル参加業者5社による提案説明会を開催いたしました。提案の内容は、食育の推進についての考え方、施設計画、衛生管理、省エネルギー、ランニングコスト、環境への配慮、調理機器などで、それぞれ1時間の持ち時間の中で説明が行われました。翌27日、審査会を開催し、提案をした5社それぞれについて、審査員の意見を聞き、総合的に一番評価の高かった業者に決定をいたしましたところでございます。

7月に入りまして1日、当該設計業者と設計委託契約を締結し、基本設計に入り

ました。そして8月29日に開催された第2回食育・学校給食センターの建設委員会では、この基本設計に対し、たくさんのご意見、ご要望をいただきました。

続いて9月3日に中之条公民館で、地元説明会を開催いたしました。基本設計に対しての建設委員会及び地元説明会でいただいたご意見、ご要望を踏まえ、引き続き、実施設計に着手をいたし、この1日の建設委員会でお示しをしたところでございます。

続きまして、今後の予定でございますが、現在進めております実施設計終了後、ただちに建築確認申請の準備に入り、提出の予定であります。

来年度に入りまして、早々に指名業者等選定委員会において、建築の入札に参加する業者について、お諮りをしてまいりたいと考えております。工事の完成につきましては、概ね22年1月ごろにできればと予定をいたしております。

財源につきましては、用地、工事にかかる費用をまちづくり交付金で、厨房機器、排水設備、残菜・残飯処理設備などについては、安全・安心学校づくり交付金を充て、残る部分につきましては、起債と一般財源で充当する考えでおります。

12番（柳沢君） それぞれ説明をいただいたわけでございます。この食育・学校給食センターの問題につきましては、こういう不況の状況であるわけで、この予算関係、組み立て、どのようにされていかれるのかなということは、町民の皆さん方も、これは心配しているわけでございます。

この事業は約7億円余というふうに試算されているとお聞きしております。これは町の庁舎、年代は違いますが、当時、昭和58年に庁舎を建てたときには7億3千円余でありました。また、びんぐし湯さん館は6年目になりますけれども、これは平成12年の建設でありますけれども、これがやはり6億円余かかっているというふうになっているわけでありまして。という、これに匹敵するような大きな事業であるわけです。それだけに、今建設業者が大変いろいろ困窮している状況の中で、その業者選定が何ととっても大事なわけです。これはアフターメンテナンスサービス、この辺においても、つくってはもらったが業者がいなくなっちゃってどういうふうにもならないというようなことのないように、また、その監督、管理等もしっかりしたものをやっていってもらふことこそ、ここに建設費を費やす実効、有効、これらの成果があると思います。これらをきちっと管理されて、やっていただきたいというふうに思うわけです。

いろいろ時間的な都合がありますので、もし答弁ができれば、またそれは答弁し

ていただくということでもありますけども、次に、不況による減収ですけども、先ほど町長のほうからのお話の中では、約4億4,700万円のうち3.6%、同期と比べて2億700万円の減ということでもあります。これは大変な金額がこのようにマイナスということになるわけでもあります。ここら辺においても、しっかりした町の行政財政改革の推進計画に則って、きちっとした対策をしていただかなければならない。町長は、人件費だとか物件費の抑制を図っていくということを町長招集あいさつの中でもあったわけです。これはいろいろの角度から精査し、検証しながらやっていただいで、実現をしていただかなければならない。しかも、今現在、企業問題、雇用問題いろいろあるわけですけれども、町に要望されたそれぞれ施策、それぞれの考えは、即これを実行し、緊急対策本部を設けるなりして、これの対応に考慮していただきたいと思うわけですけれども、その辺について、もう一度伺いをいたします。

町長（中沢君） 町の財政の厳しい折でございます。国、県からいろいろ導入できる施策は導入することとし、取捨選択し、そしてまたできるだけ住民のニーズに応えるべく努力してまいります。

12番（柳沢君） 3. 企業用地について

イ. 用地確保の実状は

昨年より町内外企業より用地確保の要望があり、それに対し、町はプロジェクトチームを立ち上げ、検討に入ったということでありました。これらの問題で、私もたびたび質問をいたしてきた経過がありますが、それは過去において、町内で操業してきた企業が、業務拡張のため用地確保を求めたが、いかなる理由があったのか、他市に転出した経過があったわけであります。このことは、いまだに多くの人の脳裏に印象されているところであります。

それゆえに真剣に取り組んでいかなければならないと思います。町はプロジェクトチームを立ち上げたのでありますが、どのように要望に対し、対応されているのか、その進捗状況についてと、昨今の世界的金融危機での町内企業の影響の実状についてと、町は常に2haぐらいの用地の用意が必要という考えはあったわけでありますが、今もその考え方には変わりはないのか。また具体的な対策は立てられているのか、お伺いいたします。

産業振興課長（宮崎君） 企業用地に関しまして、ご答弁させていただきたいと思っております。

ご案内のとおり、先ほどご質問の中でも言われてございましたが、工業用地に關しまして、昨年、プロジェクトチームをつくりまして、町内の各所において、土地の形状ですとか、そういう造成可能面積、あるいは投資額等について、検討してまいりました。

ご案内のとおり、途中、今年に入りまして、坂城オリンパスの跡地の工業用地というような活用が決定いたしまして、それに対応、さらにご質問の中でおっしゃられておりましたけれども、この世界同時不況による景気の後退、急速な円高など、日々、予断を許さない状況となっております、町内企業におきましても、機械工業を中心に生産が大きく落ち込んでおります。

年度当初におきましては、工業用地を希望されている企業もございました。用地に対する考え方や緊急性など、工業用地に対する需要の情勢も数カ月前とは大きく変わっているというふうに考えてございます。ここまでの急激な社会経済情勢の変動は、想像し切れない動きではございましたが、ご質問の工業用地確保に対する考え方につきましては、以前から町長も申し上げておりますとおり、一定規模の工業用地は常に保有しておくというのが町の工業施策における基本的な考えということでございます。

そうは申しましても、前田地区の京阪精工跡地の整備もございます。早急に新たな工業団地を整備していくということではなくて、企業の皆さんからの用地のご要望、この不況下の中で十分精査する中で、社会経済情勢を見極めながら、慎重に進めていくことが重要というふうに考えているところでございます。

12番（柳沢君） 基本的な考えはいつも持って、やはり時代の状況の流れは変わってきます。しかし、1つのものの基本は、不動なものとして、これを施策をやる。時によってはいろいろ変化はあると思いますけれども、目的達成のためには、その経営自体をきちっとやっていかなければいけないというのが行政であるわけであり

ます。

去る11月28日に坂城町の商工会の役員の皆さんと、また議員の総務産業常任委員会で懇談会をやったわけですけども、その中においても町の土地利用計画とか都市計画、農業振興など、提言がありました。この中にも町内大手、中堅企業が県外へ立地したということのお話もあったわけでございます。これらは先ほど申し上げるように、みんなその胸中にあるわけなんです。二度とそういうことのないようにという真剣さがあるわけなんです。これをぜひやっていっていただきたいというふうに

思うわけであります。

この点については、先ほど課長が答弁されましたので、答弁は必要ありません。省略していきます。

4. 道州制問題について

イ. 道州制論議について

道州制をどのように考えているかということでありますけれども、道州制反対というようなことで、市町村会で申されましたけれども、ぜひともそれをどういうふうにして、どういう考え方で反対したのかしないのか。町長の答弁をお聞きしたいと思えます。

議長（池田君） 12番議員に申し上げます。

もう残り時間がほとんどございませんが、答弁のほうはまた再度質問していただくということでご了解いただけますか。

12番（柳沢君） 時間的な制約の中で、一応私の一般質問を終わりいたします。

議長（池田君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前11時02分～再開 午前11時13分）

議長（池田君） 再開いたします。

次に、10番 安島ふみ子さんの質問を許します。

10番（安島さん） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

一問一答に形式が変わりましたので、答弁のほうも完結にお願いしたいと思えます。

1. ごみ減量に向けて

イ. ごみ焼却施設について

11月に開催されました長野広域連合議会で提出されましたところのAとB、2カ所のごみ処理施設建設の進捗状況について、まずお答えください。

ロ. 長野広域連合規約の改正について

今議会で上程されております議案の中で、ごみ処理施設建設に要する経費負担について、また管理運営費負担金については、町の要望が反映された形となったと町長は述べられておりますが、この点についてどういうことであるのか、お聞きいたします。

ハ. ごみ減量の具体的施策は

長野広域のごみ処理施設建設に係る各自治体の負担金の割合が人口割10%、ごみ量割90%ということで出ておりますが、これは燃やすごみを各自治体の責任で減らしていくべきで、ごみを出す分、その代償として負担金を払いなさいというふうな解釈ができます。

現実に町として、可燃ごみをどのような方法で減量をしていく考えなのか。12月の町の広報でも、「分ければ資源 混ぜればごみ! 可燃ごみを10%減らそう!!」とあり、紙製容器包装と古紙類の分け方が掲載されております。推進シリーズ第6回とあり、減量やリサイクルの啓発に積極的に取り組んでいただいていることは大いに評価しております。これらの効果はあったのか。可燃ごみの量は減っているのでしょうか、お聞きいたします。

二. 携帯電話リサイクルの推進を

携帯電話などに含まれます貴重な金属レアメタルの総量は、世界有数の貴金属高山の埋蔵量に匹敵するといわれております。どのように処分したらいいのかわからないなどの理由で、そのまま各家庭で眠っている使用済みの携帯電話を、回収ボックスなどを役場などに設置し、リサイクルできないのか。この点について、以上大項目1の質問とします。

町長（中沢君） ごみ処理施設に係るお話でございます。

長野広域で取り組んでおりますごみ処理施設につきましては、まず長野市に設置されるA施設につきましては、順調というか環境アセスメントの調査の段階にも入り、26年には完成するということで進められているところでございます。坂城町に特に関連の深い千曲市に建設される予定の長野広域連合焼却施設Bの進捗でございますが、昨年8月23日、当時検討されておりました千曲市中区の候補地という案が撤回され、そしてまた近藤新市長のもとでいろいろ検討委員会において候補地の絞り込みがなされております。それによりますと、10月に6カ所を候補地と挙げたけれども、現在、5カ所を候補地として対応しているということでもございます。

今後とも市民を対象にした経過の説明会等も計画されているようでもございます。1日も早く決定されんことを心から期待しているところでもございます。

次に、長野広域規約の改正でございますが、これは広域で整備するごみ焼却施設及び最終処分場の建設費用にかかる市町村の負担割合を、新たに加えるということでございます。人口割10%、ごみ量割90%ということで、ごみ量割では各市町

村の可燃ごみ処理実績で案分したもので負担額が決められるということでもあるわけでございます。こうした問題につきまして、広域では当初、建設費と合わせ管理運営費について、その市町村負担金をごみ量100%で算出するという案がございました。今年1月、私が長野市長である連合長と話し合い、現在で広域で計画されている事業の進捗状況、県内各施設の多くが20%から80%の人口割で採用されているということを指摘し、管理運営費のごみの100%で算出するということの見直しを認め、理解を得たわけでございます。その結果、理事会において、坂城町長と会談し、実行した結果、管理運営費については今後の課題とするということで、早くてもA施設ができ上がった目途としたところで決めるというふうに表明されたところでもございます。

1年にわたり、広域の中で建設費、管理運営費の負担割合については、均等割と人口割、市町村の責任というようなことは何であろうか、あるいは企業の処理責任は等、いろいろ問題提起をしまいたところでございますが、坂城町が主張するという事の中で割合等が決められてきているということでもございます。坂城町の広域で占める割合が、人口で約3%、ところがごみ量が実際3.5%となっているわけでございます。これからの負担の見込みですが、建設費等あくまでも概算とはなりますが、建設費の負担割合が均等割でなく人口割になったということでは、相当数の削減が見込まれるわけでございますが、人口に比べごみ量が多いということになりますと、これまた大きな課題で、負担増につながってくるということでもございます。町の可燃ごみの処理が、今後、負担金に大きな影響を及ぼすということで、時には相当部分を町が担わなければならないことになれば大変でございます。ごみの減量化については、いろいろと力を合わせて、工夫を凝らしながら鋭意努力してまいりたいと、こんなふうに思う次第でございます。

住民環境課長（宮下君） ごみ減量の具体的施策はということでございますが、町では町民の皆さま、各自治区の皆さまのご理解とご協力をいただき、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、有害ごみなど18区分による分別収集を行い、減量化に取り組んでいるところでございます。

広域連合のごみ処理基本計画では、平成15年の排出量を基準として、平成22年度までに家庭系可燃ごみについては10%、事業系可燃ごみについては15%の削減を目標としております。当町の平成15年度の家庭系可燃ごみの実績は3,576トンでございますので、目標は3,218トンとなり、358ト

ンの削減が必要となります。平成19年度の家庭系可燃ごみの実績が3,359トン、15年度比93.9%でございましたので、目標までにあと141トンの削減が必要となります。

事業系の可燃ごみにつきましては、平成15年度の実績が1,751トンでしたので、1,488トンが目標となり、263トンの削減が必要となります。平成19年度の実績は1,450トンと、同じく15年度比82.8%でしたので、301トンの減少となり、現在のところ目標値を達成しているところでございます。

広域連合ごみ処理施設の建設に係る経費は、お話がございましたように関係市町村が負担いたします。その負担割合が人口割10%、実績割90%の規約改正を今議会に上程しております。また、予想される運営に係る経費の負担につきましても、ごみ処理の実績が負担金に反映されますので、ごみ量を減らすことは、町の負担金を削減するというものになります。

現在、議員さんのご質問でもございましたが、町の広報では、ごみの出し方、分別の方法について、よりわかりやすく表現したものを掲載し、ごみの減量化の推進を図っております。また、今年、11月の文化祭に合わせまして開催された消費生活展では、販売業者に依頼をし、生ごみ処理機等の展示を行い、ごみの減量化の啓発を図ってきたところでございます。具体的な効果ということですが、それはなかなか難しいことではありますが、改めて町民の皆さまにごみというものを考えていただく機会を提供しているというふうに考えております。

現在のところ、可燃ごみの排出量は年々減少傾向にありますが、引き続き、広報での啓発、ごみ処理機の普及等々、ごみ減量化に向け、目標達成に向け、努力をしてまいりたいと考えますので、町民の皆さま、事業者の皆さまにも一層のご理解とご協力をお願いいたします。

続きまして、携帯電話の回収ボックスを公共施設に設置し、リサイクルの推進ができないかというご質問でございますが、携帯電話などの電子機器には希少金属が含有されているということから、貴重な資源にされているということは認識しておりますが、回収にあたりましては、携帯電話に個人情報が残されている可能性もあり、回収の方法、残された個人情報についての管理、取り扱い等、どのようにしていくかという問題が発生いたします。現在、電気通信事業者や製造メーカーでは、循環型社会に向け、貴重な資源の有効利用と廃棄物削減に取り組み、携帯電話、電池、附属品などを自社、他社を問わず回収し、適正な処理のもと、リサイクルをし

ておりますので、不要となりました携帯電話につきましては、販売店等にお持ちいただくことが最良かと存じます。

10番（安島さん） 簡潔にご答弁いただきまして、ありがとうございました。

ただいま課長のほうから、家庭用の可燃ごみの削減目標が10%で、現在93.9%ということで、あと6%ほど削減すればいいということでございましょうか。

事業用のごみのほうが15%削減という目標は達成しているということで、非常に素晴らしいこととございます。ということでございますが、その家庭用の可燃ごみを減らしていくということでございますが、今スーパーなどの買い物の際、持って行きますマイバッグでございまして、レジ袋削減のためにさまざまな活動がされております。このマイバッグも最近、スーパーなどに行きますと、ほとんどの方が持参されていまして、持っていないと非常に恥ずかしい思いをするような、そういう時代になってまいりました。これはどうしてこんなに早く普及したかと考えますと、やはり持参すると支払額から2円引いてくれるとか、スタンプを集めると100円の買い物券になるとか、そういったメリット、特典があることから、マイバッグの普及は早かったんだなというふうに思っております。

何か町として、可燃ごみを減らすとこんないいメリットがありますよというようなアイデアを町民から募集し、ごみ減量に対して、いま一步関心を持っていただけるような、そういった取り組みができないのか。

金曜日、ニュースが流れまして、小諸市の職員が市長をはじめマイバッグ持参啓発のキャンペーンを、法被を着てスーパーの前でやっておりました。ごみ処理施設建設負担金は、私たちの税金で払われるものですから、町民一人ひとりが、自分たちが出しているごみの減量に関心を持っていただくためには、子どもたちへの環境教育も大切です、さまざまな団体の皆さまにも働きかけていく必要を感じております。町で何ができるのか。各区の環境委員さんもおられるわけでございますので、もう一步その辺の協議をしていただき、推進できないのか、お聞きいたします。

それと携帯電話のリサイクルにつきましては、東京都、また一部、東北地方で始まっているということですので、これに関しては、また研究していただきたいと思っております。

住民環境課長（宮下君） ごみ減量化とメリットというようなお話でございます。私の考え方というと、ごみの減量化のところにはメリットがあるからごみを減量化して

いるのではなくて、地球環境にやさしい考え方の中でごみ減量化にご協力をいただいているというふうに考えております。

もちろん、そういった面で事業を推進するために、各企業、スーパー等がそういったスタンプ、割引等をやって、それを推進している大きな推進力ではあるというふうに考えております。ただ、ご質問の中にありましたように、今後どのような形の中でごみを減量化できるのかということにつきましては、そういったアイデア等を含めまして、今後検討させていただければと思います。

10番（安島さん） また、環境委員さん等でアイデアを出して、協議願いたいと思います。

それと町長に、今回通告はしていないんですが、前回の質問でも申しましたように、プラごみは、上田市ではステーションで収集して出しているんですね。坂城町というのは、やはり千曲市とそういう話し合いをされて、そういうことが今後できないのか。新しい焼却の施設で、そういう形でできないのか、話し合いはされているんですか。それともまったくこれはそういう話はないんでしょうか。ちょっと町長にお聞きしたいと思います。

町長（中沢君） プラごみのいろいろな処理等については葛尾組合、そしてまた千曲市、坂城町が一体となって、その手法等を検討して研究はしているところでございます。今、環境の問題という中で、ごみ処理というものを今の規制の中が最高なのかどうか、そういった面についても、いろいろ研究していかなければならない課題だと、こんなふうに理解しております。

10番（安島さん） 2. 指定管理者制度について

イ. 導入効果は

平成15年9月に地方自治法の一部を改正する法律が施行され、公の施設の管理について、適正かつ効率的な運営を図ることを目的に、この制度が導入されました。それを受けまして、町でも平成17年9月に条例制定を、また今議会ではそれを更新する議案が出されております。

3年たちまして、7施設の運営は以前の町直営、また三セクの運営とどう変わったのか。この制度に変わって、住民ニーズに対応し、民間のノウハウを活用しつつサービスアップができ、さらに経費の削減ができたのか。その点について、お聞きいたします。

副町長（柳澤君） 現在、町の施設において、指定管理者が管理運営を行っている施

設は19施設ございまして、今お話のありましたように、平成18年度から運用が始められたところでございます。主な施設の運用状況を申し上げますと、びんぐし湯さん館などの温泉施設に関しましては、平成14年の開業時からの委託先である坂城町振興公社を指定管理者としております。開業時から大変盛況であったこともありまして、その後も継続して管理運営をお願いしたところでございます。

この3年間の状況を見ますと、燃料費の高騰など、非常に厳しい社会経済状況に見舞われましたが、経費の削減はもとより、さまざまな企画やサービス向上などの営業努力によりまして、1日平均850人の入館者があり、黒字経営を維持しております。また、物産の開発、振興といったところにも特色を出していただきまして、温泉経営にそれらが活かされているところでございます。

このほか、びんぐしの里公園、和平公園などの公園施設につきましても、振興公社に管理運営をお願いしております。地理的なものを含めまして、連携性を生かした利用者の利便性あるいは効率的な運営を行っていただいているところでございます。

次に、福祉関連施設である老人福祉センター、共同作業所、そして在宅介護支援センターの3施設についてでございます。これらにつきましては、福祉施設という性質上、実績やノウハウを考慮しまして、現在、社会福祉協議会に委託しております。そのノウハウ等を生かしていただき、安定した福祉サービスの提供に努めていただいているところでございます。また、デイサービスセンターに関しましては、美山園内に開設しているところございまして、坂城福祉会を指定管理者としておりますが、その利便性、そしてまた効率的な運営が図られているところでございます。

勤労者総合福祉センターにつきましては、平成20年度までの3カ年で財団法人更埴地域勤労者共済会を指定管理者としていただいているところでございます。毎年、3万2千人ほどの利用がございまして、開設されている各種講座につきましても、徐々に受講者が増えてきております。

以上が主な施設に関する運用状況でございますが、このほかに、施設の性質上、利用者がある程度限られてしまうもの、あるいはまた地元のコミュニティの場としての施設もございまして、このような施設は、地元での地域づくり等に有効に活用が図られております。

いずれにしろ、この制度によって、これまでの単なる委託とは違い、事業者の自

主性が拡大し、そしてサービスやコストの面においても、主体性を生かした管理運営ができる点において、メリットがあると思うところがございます。

今後さらにこれまで積み上げたノウハウを生かしていただいて、そしてサービスの提供や自主運営に力を入れてもらう、そして町においても、そうしたことによる経費削減によって、委託料など財政負担の削減に努められるようにしていきたいと思っております。

10番（安島さん） 今回の町の公の施設、7施設の中で、びんぐし湯さん館につきましては、開業6年半にして入館者190万人を達成したという、この結果に対しては、本当に素晴らしい快挙であると、関係者の皆さまのご努力には深く感謝申し上げます。これらの施設におきましては、第三セクターから指定管理者制度に移行したものの、社長さんは中沢町長、同じですので、制度が変わったといっても特に大きな変わった、何が変わったのだろうというふうには、はっきりしないところがあります。

7施設を見ますと、公募による完全な民営化ということではないので、やはり町の指導、監督のもとにありまして、条例や規則などの縛りもあります。そういうことで、坂城町の指定管理者制度の施設については、それほど変わりはないのかなというふうには私は思っているんですけども、その中で利用者の満足度調査とか、そういうものは行われているのか。この1点だけ、お聞きいたします。

企画政策課長（片桐君） 私のほうからは、びんぐし湯さん館の点について、お答えを申し上げます。

特別、満足度調査ということは、施設のほうでは取り組んでおりませんが、常日ごろ、利用者の平等性の確保という点に重点を置きながら、また要望等については、食堂前に意見箱を置いたり、あるいは直接、受付のほうへお申し出いただくことについては、その都度、早急に対応して気持ちよく利用できるような施設運営に現場のほうで努めていただいているということでございます。

10番（安島さん） 3. 健康増進について

イ. 子宮頸がんの予防について

子宮がんには子宮体がんと子宮頸がんがあります。その子宮頸がんはウイルスにより発症するがんですので、発症する前に予防できます。つまり、子宮頸がんは定期的に検査を受けていれば予防可能な病気であります。

しかし日本では、毎年8千人の女性が新たに患者として診断され、2,500人

の方が亡くなっております。長野県でも昨年は99人の方が子宮がんで亡くなっておられます。がんといいますと中高年の病気というイメージがありますが、この子宮頸がんは20代、30代の女性に急増しております、検診の受診率を上げていく強い必要性を感じております。

2004年の長野県の子宮がんの検診の受診率は22.2%と非常に低迷しております。子宮頸がんがどんながんかという認識度が欧米に比べて低く、名前すら知らない人が多いわけでございます。また、この頸がんには有効なワクチンがありまして、現在20カ国の国で接種の勧告があり、多くの国が公費の無料接種に取り組んでおります。日本では、このワクチンが未承認でしたが、公明党の女性国会議員の貢献で来年には承認され、使用できる見込みとなっております。このワクチンを接種し、検診を受けることで100%、この子宮頸がんは予防できるということでございます。

これらの周知を徹底することで、検診率をアップできると思っておりますが、この点について、どういう方法でやっていただけるか、お聞きいたします。

ロ. 妊婦健診 完全無料化について

これにつきましては、今までも一般質問で取り上げてまいりましたが、2回から5回の公費助成、無料となりました。最近、舛添厚生労働大臣が少子化対策の観点から、14回完全無料化にしていきたいと発言されております。しかしこれは、交付税措置であります。交付税には色がついておりませんので、町として、この妊婦健診をやって完全に無料化するかどうかというのは、町の裁量にかかっているわけでございます。14回の完全無料化に積極的に取り組んでいただけるかどうか、町長にお聞きいたします。

福祉健康課長（塚田君） 子宮頸がんの予防について、お答えを順次申し上げます。

ご質問のとおり、子宮がんにつきましては、子宮頸がんと子宮体がんに分類されております。子宮頸がんの罹患数、若い世代から多くなるというのが特徴でありまして、この20年間、20歳から24歳で約2倍、25歳から29歳では約3倍という状況でありまして、ご質問のとおり、ウイルスの感染による発がんが多く関与されているところです。また、子宮体がんという種類の罹患数は40歳代後半から徐々に増加傾向になり、中高年の女性に多いのが特徴とされているということです。

近年、ご質問の中でありましたが、子宮がんの死亡率がわずかながら増加傾向にあ

り、全国で約5,500人余の方が子宮がんで亡くなられておりますが、このうち45%以上が頸がんであるということでもあります。

町では、子宮がんの早期発見のために、子宮頸がん検診として20歳以上の女性を対象に検診車で集団検診、それと個々に産婦人科医院に受診をしていただく施設検診の2つの方法で実施しておりまして、平成19年度は637人ということで、全体の26.8%という受診率になっております。

海外では、頸がん予防のためのワクチン接種を実施している国が20カ国ほどあるというご質問ですが、日本ではまだ認可されておられません。検診を受けなければ頸がんを発見できないという状況に現在あります。国では、年1回の受診としておりますが、早期発見には、毎年受け、受診することが望ましいとの専門医の意見も多いことから、町では1年に1回の受診を進めて啓発に努めております。

また、若い世代から増加する子宮頸がんを早期発見するために25歳、35歳になる方を対象に節目検診として受診料の割引を行い、受診勧奨も実施しています。特に平成19年度、20歳代、30歳代の方の受診は低い状況にあります。21年度から議員さんお話のようにワクチンの使用ができるということではありますが、特に20歳代、30歳代の若い世代をターゲットに、一層啓発活動に努めて、受診勧奨を強化していきたいというふうに考えます。

妊婦健診の無料化、町長にということですが、町長と十分協議してありますので、私のほうからお答えいたしますけれども、町では母子健康手帳を交付する際に、その重要性ということで、妊婦健康診査受診票を妊婦さんに手渡し、受診勧奨をしております。19年度までは、ご案内のように妊娠前期1回、妊娠後期1回の計2回を公費負担、無料ということで実施していましたが、ご案内のとおり、今年度からは妊娠前期1回、中期2回、妊娠後期2回の計5回に増加して実施をしております。また35歳以上の妊婦さんについては、5回の健診のほかに超音波検診を1回受けていただいております。利用については、ほぼ全員の妊婦さんに5回分すべて利用していただいている状況にあります。

厚生労働省、出産までに必要な14回の健診の費用をすべて無料化にするという方針を打ち出しておることはご案内のとおりですが、現在、地方財政措置で14回に足りない残りの9回は、国と市町村で2分の1ずつ見なさいということで、国庫補助事業にするかというようなことで立ち上げも検討されています。妊婦中を健康に過ごすこと、安全な出産を確保することは大変重要でありまして、将来の母子の

健康を大きく左右するというものであります。妊婦健診の費用は1回5千円から1万円程度かかり、経済的にも大きな負担になりますが、このことによって妊婦健診が受けられないということがあってはならないというふうに考えます。

国の方針の詳細についてはまだ具体的に示されてはおりませんが、今後、示されてくるものと思いますので、国の動向を見る中で十分検討をして対応していきたいというふうに考えます。

10番（安島さん） 子宮頸がんにつきましては、広報へぜひ記事を掲載していただきたいなと思います。最近是一般の新聞でも何回もこの子宮頸がんを取り上げておりますし、テレビの人気番組でもタケシの何とかという番組でも報道されております。非常に関心の高いところがございます。

舛添厚生労働大臣もワクチンの承認には前向きな発言をしております。とにかく町民の皆さまには、この頸がんは検診さえ受ければ予防可能であるということの周知徹底を広報などで行い、検診率アップに取り組んでいただきたいと強く要請しておきます。

次に、妊婦健診の完全無料化についてでございますが、現在のところ、全国では平均5.5回の妊婦健診が無料化とされております。近くでは飯綱町などは10回無料化となっております。この5.5回を14回に一気に無料化するということは、非常に飛躍しているような感があるかもしれませんが、国が予定しております2次補正予算では、増える9回分に関して、その財源1,580億円のうち2分の1である790億円を交付税として市町村に交付し、残りの2分の1を市町村負担とするという方向性が出されております。まだ2次補正予算が決まらないわけで、詳細は不明なわけでございますけれども、大事なことは、交付税、また国庫補助金というのを町としてどのように使っていくかという使い道であると思います。

先日も札幌市内の女性が自宅出産した未熟児が7病院で拒否され、NICU（新生児集中治療室）に入れず、死亡していたというニュースが流れております。また、上田広域連合でも、医師確保のため、産科医師らに研究費を支給する方針が出ておりました。来年2月の議会で、この予算が上程されると聞いております。産科医師の確保も本当に大切ですが、子どもを産んでくださる妊婦さんにも手厚い助成が必要でございます。ぜひ坂城町でも、この14回の完全無料化を実現していただきたいと思います。財政の厳しいことは承知しております。しかし、少子化対策を積極的に取り組んでいかなければ、将来の納税者は生まれませんので、ぜひこの件につ

きましては、町長の前向きなご答弁をお願いしたいと思います。

町長（中沢君） 妊婦の一般健康診査ということの重要性は、十分承知しているところでもございます。ご承知のように、町では、ようやく今年度、5回の健診をという事で取り組んだばかりでございます。

先日、町村会の役員会等でもいろいろ論議されたわけでございますが、5回から14回というのは、行政的にちょっと跳びすぎがあるわなというようなお話もございました。国においては、いろいろ試算する中で、現行5回でのいろいろな助成が3万4,100円、14回とした場合に7万4,260円というような試算もあって、数の割合にいろいろな助成金額は少ないなど、こんな思いもあったわけでもございます。

いずれにいたしましても、大事な問題でございます。現在いろいろと健診の時期あるいは健診の内容、さらにまた健診単価等々、医師会ともいろいろお話し合わなければならない問題でございますので、いろいろな周辺の皆さん等とも協議し、また、関係の医師会の皆さんとも協議する中で、最善の方向を求めてまいりたいと、こんなふうに考えております。

10番（安島さん） 4. 雇用促進住宅について

イ. その後の経過と見通しは

9月議会で、私はこの中之条にあります雇用促進住宅について、廃止の方向を国が出しておまして、それに対して、町はどのようなことができるのかということでご質問をいたしました。それに対しまして、相談窓口を設置して対応していくという町長の答弁をいただきました。その翌日に、新聞でも大きく取り上げていただいております。その後、問い合わせですとか、相談というのが具体的にあったのかどうか。また、どういうふうに対応しているのか、その後の経過と見通しについて、お答えください。

建設課長（村田君） 雇用促進住宅について、その後の経過と見通しはということでご答弁させていただきます。

ご承知のとおり、独立行政法人雇用・能力開発機構が運営する雇用促進住宅の廃止につきましては、県内では当町にある坂城宿舎をはじめ長野市、須坂市、上田市など10市1町にある14カ所の雇用促進住宅が23年度までに廃止される対象住宅となっているわけでございます。

町といたしましては、雇用促進住宅の廃止は、入居されている方の多くの住民の

皆さんの生活に関わる重要課題であると認識するところであります。譲渡についても、その明確な内容が示されていない状況であることから、7月15日に雇用・能力開発機構長野センターに説明を求めるとともに、入居者に対して誠意のある説明会の開催及び町との協議の開催について、要請を行ったところでございます。

その後の経過と見通しはというご質問でございますが、9月議会以降におきましても、県下の廃止対象となっている市町と情報交換、連携を図る中で、国、県等関係する機関への働きかけを随時行うとともに看板などの設置は行っておりませんが、住宅担当の窓口に来庁された方などについては、誠意を持って相談を行ってきたところでございます。

このような状況下の中、10月に厚生労働省から手続の変更の要請を受けた旨の通知が機構側から県を通じてあったところでございます。内容的には、最短で本年12月より実施する予定であった住宅の明け渡し期限を、平成22年11月30日までの2年間、明け渡し期限を延長する。また、各宿舎の入居者説明会を実施するなどの対応をするというものでありまして、当坂城宿舎においても、入居者説明会がこの12月3日に中之条公民館で開催されたわけでございます。

今後の対応といたしましては、説明会の内容も決して満足のいくものではなく、明け渡し期限が2年間延長はされましたが、廃止、譲渡の方針は変わっていない状況でありますので、今後も引き続き、入居者の相談などに対応していくとともに雇用促進住宅の廃止方針がされている県内の各市町と連携を図り、存続要請などの取り組みをしていきたいと考えております。

また譲渡につきましては、機構側からいまだその明確な内容が示されておきませんので、明確な回答ができないわけでございますが、今後、機構側から示される内容を十分精査検討し、財政負担の生じない最善の方策を、国、県等関係機関と協議してまいりたいと考えております。

ご質問の中にありました窓口への相談ということの内容でございますが、入居者説明会が開催されていない中では、意外と少ない件数でございますが、窓口へ相談に来られた方が6件、電話等で問い合わせのあった件数が11件ございました。そんな中で、住宅担当の窓口といたしましては、新規に建設をされた中之条団地を含めて、町営住宅の現在の状況、あるいは申し込み方法等について相談の回答をいたしたところでございます。

10番（安島さん） この質問に関しましては、今回、12月の長野県会でも県会議

員さんが質問されておりましたが、廃止を撤回して存続するということはもう難しいと村井知事ははっきりと答弁されておりましたけれども、本当にそんな中で2年延長したといいますが、非常に景気の悪い時代ですので、しっかり町として相談に乗っていただけるようお願いしておきます。

さて、世界の2008年金融暴走恐慌の大津波が全世界の海岸に押し寄せ、日本にも例外なくやってまいりました。未曾有の事態、今まで経験したことのない事態だといわれておられて、毎日のように不景気な暗いニュースが流れております。こんなときこそ、明るい話題が必要ではないかと思えます。政府与党の新たな経済対策の柱である総額2兆円の定額給付金でございます。これにつきましては、マスコミではばらまきだ、経済効果がないと政局絡みの庶民感覚から外れた報道ばかり流されておりますが、果たして庶民の皆さんはそう思っておられるのでしょうか。当初は、定額減税の方向でしたが、これは非課税世帯の一番生活の大変な皆さまに恩恵がないということで、給付金に変わりました。

今のところ、来年3月末には給付される予定と聞いております。私のところにはいつお金がもらえるだろうと、1日も早い給付を待ちわびておられる方々の声が入ってまいります。1人1万2千円で18歳未満の子どもさんと65歳以上の高齢者には8千円の加算があるということですので、6人家族でしたら10万4千円が給付されるわけで、今まで我慢していた買い物ができるわという期待の声も聞こえてまいります。また、今年の冬は電気毛布をやめて湯たんぽに切り換えたわという家計のやりくりを懸命に頑張っておられる声も聞かれます。坂城町も本当の意味でのポテンシャルティと体力があるのかどうか、真価を問われるこれからの3年間になりそうでございます。何とか知恵とやる気を出して、これからの厳しい冬の時代を乗り切っていただきたい。また乗り切りたいとエールを送り、私の一般質問とさせていただきます。

議長（池田君） ここで、昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。

（休憩 午後12時07分～再開 午後1時30分）

議長（池田君） 再開いたします。

次に、11番 円尾美津子さんの質問を許します。

11番（円尾さん） 議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い質問いたします。

1. 21年度予算編成について

イ. 財源確保について

アメリカ発の金融危機は、世界経済の大混乱を引き起し、日本経済にも深刻な影響を与えています。10月末からの急激な冷え込みは、坂城の中小零細企業に大きな打撃を与えています。経営者の皆さんからは、年を越せるのか、働いている皆さんからは仕事を続けることができるか心配といった切実な声が聞かれます。

これらの大変厳しい状況の中で、21年度の予算編成の時期になりました。企業の町、坂城にとっては法人税の行方が即影響してきます。先を見通すことは至難の技だと思いますが、行財政を運営していくためにはやらざるを得ない仕事です。厳しいときだからこそ、あらゆる情報をつかみ、より確実な判断が求められます。財源確保のためにどんな努力していくのか。どんな可能性を模索しているのか、まずお聞きしたいと思います。

ロ. 事業の優先度の判断は

町長の招集あいさつでは、予算編成にあたっては第4次長期総合計画後期計画を念頭に、基本方向を自律のまちづくりに据えて、行政改革推進計画の取り組みにより、人件費や物件費などの経常経費を抑えていくと決意が述べられました。

昨年12月議会での20年度予算編成にあたっての答弁とまったく同じ内容でした。基本的には大きく変わるものではないのかもしれませんが、少々気になりましたし、ちょっとがっかりしました。法人税の減額に合わせて交付税等の減額が予想されていますが、町民サービスの後退は避けなくてはなりません。また、決まって支出されていく必要経費は確保しなければなりません。限られた財源を計画的、重点的に配分していく取捨選択をするんだと町長が述べていますが、とすると、継続事業も含めて事業の優先順位を決めざるを得なくなるのではないかと思います。食育・給食センター建設の大型事業も取り組まなければなりません。下水道などはどうなるのだろうか、大変気がかりです。事業の優先度の判断基準をどうされるのか、まずお聞きします。

町長（中沢君） 21年度予算に向けてのご質問でございます。

最初に、財源の確保でございます。平成19年度の決算では、三位一体改革による地方への本格的な税源移譲と定率減税の廃止などの税制改正と相まって、景気の回復基調による法人町民税の増収により、町の町税収入が大きく伸びたところです。しかしながら、本年度は、世界的な金融危機、原材料価格の高騰などにより、景気の減速が拡大しておりまして、町内企業への影響が心配されるところでございます。

1 1月末の法人町民税の収納状況を見ましても、前年度同期と比較してマイナス36.5%、2億5,700万円の大きな減額となっております。また一方では、国の交付税総額の圧縮が続いておりまして、地方再生対策費の創設や頑張る地方応援プログラムによる割増算定はあるものの、今年度の普通交付税交付決定額は前年対比マイナス25.2%の4億400万円余りということになっております。

新年度の予算編成にかかる財源確保につきましては、景気の後退局面の長期化が懸念されております。法人町民税については大変厳しいものが予想されるところで、地方交付税につきましても、地方財政計画による歳出削減策等により、基準財政需要額の減少、交付税の縮減などが懸念されるところでもございます。一般財源の確保についても、また厳しい状況になっております。諸々の事情等を区市町村課長等といろいろと意を尽くした対応をお願いすべく進めているところでございます。

国の緊急経済対策による一刻も早い景気回復、経営環境の好転を期待するところでございますが、こういった状況にあっては、支援機関等の特定財源の確保と合わせて、保育園跡地や前田工業団地などの公有財産の利活用につきましても、具体的に取り組んでまいりたいと考えております。

新年度の予算編成にあたりましては、第4次長期総合計画の後期5カ年計画を念頭に、町政運営の基本方向を、自律のまちづくりに据えまして、行財政改革推進の積極的な取り組みにより、引き続き、人件費をはじめ物件費などの徹底した経常経費抑制を図ってまいります。一般財源ベースでは、2割程度の削減に努めてまいりたいと考えております。計画的な財政運営を行っていく上で、臨時的に多額の出費を余儀なくされる場合や後年度にわたって経費の負担を分担しなければならないことが、むしろ公平である場合もございます。地方債の活用が不可欠となるわけでもございます。起債の残高や公債費と新規発行額とのバランスを図りながら、基金の活用や繰上償還なども視野に入れて、より効率的な財政運営に心がけ、財政の健全化に努めてまいるところでございます。

自律の町を標榜している坂城町にとって、都市基盤の整備をはじめとする必要な事業は、今実施しなければなりません。いろいろ住民サービスの後退も許されないわけではございますが、やむを得ない面もございます。公務サービスの質を何とか落とすことなく、公平なサービスが提供できるよう、安全性と雇用の安定確保といった観点からもすべての事業を行政が直営で担うという手法ばかりでなく、指定管理者制度等も有効に活用するとともに、民間活力、民間のノウハウをより導入しなが

らさらなる経費の削減と地域経済の活性化を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、事業の優先度でございます。いろいろな観点が必要かと思えます。まず、特殊財源の確保ということも大事でございます。また、緊急性ということも大事でございます。しかし、教育あるいは医療等々の面も、生活の面からもいろいろと確保しなければならない面がございます。そうした中で、投資的事業につきましては、特定財源の確保等に努めながら、毎年度の実施計画に沿っていろいろ事業を進めてまいらなければならないわけでございます。

来年度におきましては、平成17年から5年間計画で取り組んでまいりましたまちづくり交付金の最終年度ということでございまして、食育・学校給食センターの建設、これは交付金を使っての事業ということでございますので、これを優先することは当然でございます。さらに公共下水道の促進、これまた坂城町にとって緊急な課題でもございます。一般浄化槽の導入も考えてまいります。安心、安全な学校づくりのための耐震対策、全国的なレベルのばらの都市制定会議、いわゆるばらサミット、さらには全国的な観点で辛味大根フォーラムの開催、そしてまた工業面では産学官連携をより進め、重点化してまいりたいと考えておるところでございます。

さらに生活道路の整備や防災対策、少子高齢化社会に向けての福祉施策の充実、地域医療の確保と健康づくり、環境、循環社会の対応など、さらなる需要が見込まれるもので、いろいろと工夫を凝らし、順次進めてまいりたい、こんなふうに思う次第でございます。

ものづくりや安らぎの町の構築に向けて、諸々の政策課題の実施にあたりましては、それぞれ事業の熟度や必要性、緊急性などを考慮いたすとともに、事業の重点化、取捨選択を図り、そして予算の効率化に努めてまいりたいと考えているところでもございます。なお、国、県との関連事業、例えば22年3月鼠まで開通する上田坂城国道バイパスの先線への事業化とか、あるいは県道上室賀坂城停車場線の促進などには、財源が国、県に持っていただけるものでございますので、こういったものには、より積極的に対応してまいりたいと考えております。

11番（円尾さん） 答弁をいただきました。その中で、やはり21年度の財源を確保していくということが至難の技だろうと思うんですけども、いろんなところで、保育園の跡地だとか、工業団地だとかというお話もありました。そんな中でやっていくんですが、今回、人件費を減らしていくという点でも多くの方が退職なさるといようなことがあって、そこがターゲットになっているんだろうと思うんですけど

ども、そういう点で人件費を減らしていくと言っていますけれど、そんなに多くのことがここから出てくるわけではないと思うんですね。そういう意味で、やっぱり有効な財源をちゃんと確保していくこと。それが何よりも大切だろうと私は考えます。

そして21年度予算編成について、いつもの年ですと、今編成方針はどうなんだとか、重点事業はどうなんだとかということを知ることが今回の12月議会だと思うんですけども、今年は厳しさがあって、なかなかそういう意味での編成方針というのがまだ出されてこないというような状況があって、本当に苦慮しているんだなということはいくぶんわかります。その中で、ちょっと1点、確認だけをしておきたいと思うんですけども、国の2次補正予算をはじめとして地方交付税の財源や年金の国庫負担率、それから道路特定財源の一般財源化についてなどなど、方針がかなり揺れています。麻生政権は迷走が特徴のようですが、この中でやはり依存財源を、先ほどは県や国などの動向を見ながらというお話がありましたけれども、依存財源が3月ぎりぎりになって決定されてくるんじゃないのかなというところが大変気になるわけです。それでは予算編成に間に合わないわけですので、その辺に対する対応をどのように考えておいでになるのか、お聞きしたいと思います。

町長（中沢君） こういった時代、時世になりますと、それに対応するには、まず自らの仕組みを簡素化し、そして対応しなければならないと、こういうことが第1点であろうかと。来年度、町で予定される退職者は9名でございます。採用は4名ということでございまして、少なからず財政的にはいい状況になるかな。負担が軽減されるということでございます。その分、職員に重くかかる面はあるわけですが、職員に鋭意努力し、工夫して仕事を進めてほしいと、こんなふうに願うわけでございます。

そしてまた、今までの仕事の中で重複するもの、あるいはまた他のいろいろな民間団体、あるいは住民の皆さんができるもの等の組分けもしていくことが大事だなと考えております。

国に対しての対応でございますが、この間、町村会の役員会でもございましたが、専ら国の対応について、先の見通しがどうなんだろうかとということで悩み抜き、そして総体的には全国の町村会のほうからいろいろと吸い上げて、適切な対応をお願いしているところでもございます。しかし、行政の中で国が1つの方向を出し、これをいついつまでにといいお話になりますと、全国的に見ても坂城町だけ少し待っ

てとはまいりませんので、そういった面は、これまた処理していかなければならないなど、こんなふうに思っております。できるだけ、国に早く、その方向を出していただいて、それに合わせて町が対応するというのではなからうかと、こんなふうに考えております。

これから予算編成期に向けて、職員とともに悩み抜き、そしてどういう形が一番いいのか、そしてまた最終的にはどのような予算を組んでいかなければならないか、悩み、悩んで対応を考えてまいりたいと、こんなふうに思う次第でございます。

11番（円尾さん） 大変苦しい状況というのを町長のほうからも伺いましたけれども、そんな中でやはり職員の皆さんの活力を本当に十分発揮できるような形をぜひとっていただきたいなということを常に思うわけです。たぶん、仕事量が減ってくるわけじゃありませんので、職員数が減ってくるとそれだけのオーバーワークが出てくるわけですね。そういう点への配慮もぜひしていただきたいと思えます。

そして具体的なことで1つお尋ねしますが、先ほどの町長の答弁の中で、直営だけでなく、指定管理者制度を増やしていったり、民間活力を活用していくんだというお話がありました。これは具体的にその方向を、何がどうなるんだという方向を持っていますでしょうか。21年度の予算編成についてお聞きしていますので、21年度にはそこをどうするんだという予定があるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

町長（中沢君） 先ほど、いろいろ新たな優先順位の中で食育・学校給食センターを優先的に取り上げていきたいという、こういうお話もしたところでもございます。学校給食センターということと併せて食育という面になりますと、より民間とのつながりも深いわけでございます。そういった面からの手立てを、協力をどう得るか。さらにまた食育・学校給食センターの今後の運営について、人的の面でも、いろいろの面でも民間活力をより求められる部分はどんな部分か等々も検討させていきたいと、こんなふうに思っております。よろしく願いいたします。

11番（円尾さん） 具体的にまだ給食センターのことなどが出されてきています。いろんな状態の中で予算編成が厳しいということは私も承知しているわけですがけれども、事業の優先度をつけていくとか、いろんな点で配慮していく必要があるんだろうけれども、じゃあ一体、これだけのことをやっていくために21年度の予算はどれくらいの規模にしていくというふうなお考えを持っているのか、最後にお聞き

したいと思います。

総務課長（中村君） 大変厳しい、苦しいという状況というところは皆さん方に大変よくご理解をいただけていてありがたいなということでもあります。

本年当初、62億9千万円ほどの規模であったかと思います。現時点で、何度か一般質問の答弁の中で申し上げましたように、依存財源を含めた一財的に地方交付税込みで概ね対前年の8割くらいの一財しか確保できないだろうというように思われます。従いまして、55～56億円がアッパーリミットかなというように私どもといたしますと考えております。それは過去それなりに財政調整基金といったものを確保をしてきたわけでありましてけれども、現在、10億円を割る程度までになっております。21年が苦しいということは22年だって楽になるという保証はどこにもないわけですから、ある程度の余力はそこに残しておかなければいけないだろうなというように考えるといたしますと、そのような規模が限界なのかな。あるいは何らか事業執行にあたって特別に特定財源が生じ得るというような方法論も、これから一生懸命探してみたい。さらには、収納率をより向上させるという努力を、今一生懸命やっておりますけれども、そういったところも含めて、努力をいたしてまいりたいというように考えるわけでありまして。

11番（円尾さん） 大変厳しさのある中ということを知りました。そうなってくると55億円から56億円というような形の予算ですと、どうしても今の継続事業に対しても手を加えていかなければ予算が立てられないんじゃないかなと大変心配になります。それと同時に、やはり町民へのサービスということは後退させないでほしい。それがもう絶対させていただきたくないということなんですけれども、それからやっぱりこういう厳しいときになりますと、どうしても予算編成とかいろんなことに対しては守りの姿勢に入ってしまうんですけれども、こういうときだからこそ、しっかりと見極めて、守るだけでなくて発信していける、そういう状態の予算を組んでいていただきたいことを期待いたします。

2. 農業施策に重点を

これはパート2であります。

イ. 耕作放棄地調査から見えたものは

耕作放棄地が増加したことを受けて、全国で耕作放棄地全体調査が行われました。坂城町でも農業委員会を中心にして耕作放棄地を3区分して、1つとして人力・農業用機械で草刈りなどを行うことで耕作可能な農地、緑という形。

2として草刈りなどではただちに耕作できないが、基盤整備して農業利用すべき土地というのが黄色。森林原野化しているなど、農地に復元利用できない土地を赤。信号のように区分けをするという形での調査が行われたわけです。

数値的な結果がそろそろまとまってもいい時期ではないかと思いますが、調査から見えた坂城町の状況はどうなのでしょう、お伺いいたします。

また、農業委員会では現況をどう受け止めたのでしょうか。今後、どのような対応をしていくのか、どんな検討がされていますでしょうか。

6月議会の答弁では、耕作放棄地解消を図るために検討委員会を設けたとのことでしたが、検討が始められたのでしょうか。その辺についてもお伺いいたします。

また、この調査をして、町として産業振興課として調査の現況をどう受け止めているのか、お伺いいたします。

ロ. 地域経済をささえる農業

急激に進んでいる経済危機は、ばくち経済の破綻に起因していることは多くの方が認めるところです。加えて、日本の景気をここまで深刻化させている根本には、極端なまでの「外需、輸出だのみ」という日本経済の抱えている弱さがあります。そのために、アメリカ経済が減速し、世界経済が混乱すると日本の景気悪化が一気に進むという事態がつくられています。外需だのみは海外の景気に左右されることから、内需主導への声が大きくなっています。

そういう意味からも、農業の再生は内需そのものであります。地域経済の活性化に欠かすことができないものだと思います。農業の再生と自給率の向上は、地域経済全体を再生させる土台となるのではないのでしょうか。さらに、食料自給率の向上は、国際的な食料不足と価格高騰のもとで、安心・安全な食料の確保をすることで、命と健康、生活を守る上で欠かすことのできないものです。

坂城町では、農業と工業、商業がバランスのとれたまちづくりとありますが、中心は誰が見ても工業であります。ブランド品などへの挑戦もありますが、もっと農業施策に重点を置いて、農業の再生を図っていただきたいと思います。

地形的にも広い土地は難しいと思いますが、坂城に合った果樹や花など、また団塊の世代が定年を迎えます。農業への参加も期待できるのではないかと思います。採算のとれる農業を目指して、21年度予算編成時期であります。坂城町に合った農業の方向づけをしていただきたいと思いますが、見解を伺います。

産業振興課長（宮崎君） 農業施策に重点をとというご質問でございます。順次ご答弁

させていただきたいと思います。

農地は食料を供給するための基礎的な生産要素ということでございます。農業者にとって極めて重要な経営基盤でございます。その一方で、農業者の減少、高齢化の進行等によりまして、耕作放棄地は年々増加してございまして、その解消を図ることが、国、そして私ども坂城町にとりましても大変重要な課題でございます。

国際的な食料事情が不安定化する一方、今後とも農地面積の減少が懸念される中で、食料の安定供給を図るためには優良農地の確保とともに耕作放棄地を解消することが大変重要であると考えております。また、消費者の食の安全・安心に対する関心が高まる中で、耕作放棄地を解消して地域の農業振興を図ることが大切というふうに考える次第でございます。

しかし、耕作放棄地の状況はさまざまでございまして、その解消を図るためには、まずそれを的確に把握した上で対策を講じることが必要であるということで、ご質問でもいただいておりますが、町、農業委員会が連携いたしまして、8月末から9月にかけて耕作放棄地全体調査を実施したところであります。

町内すべての耕作放棄地の状況を一筆ごとに、先ほど言われましたように、青、黄色、赤というようなことで、具体的には農地、非農地、その区分をするという調査でございます。

調査から見えたものというご質問でございますけれども、数値的な結果につきましては、ちょっと遅れておりますが、現在集計中でございます。耕作放棄地の状況は、中山間地だけでなく、比較的条件のよい、平地の農業地帯にも点在しているということで、本当に農業の抱える課題を露呈しているような、そういう状況でございます。これは農業従事者の高齢化、あるいは担い手不足、農産物の価格低迷等々がそれに起因するものというふうに考えております。

今後、調査の結果を踏まえまして、耕作放棄地解消計画、これを数値とともに取りまとめて、農地に区分された土地について、町、農業委員会、農業支援センターなどが連携し、趣向を探りながら、農地の利用について最大限努めてまいりたいと考えるところでございます。この耕作放棄地解消については、協議会等を立ち上げる中で意見をお聞きしながらということでございますけれども、私どもには農業支援センターもございますので、その組織を使って検討できればというふうに今考えているところでございます。

農業委員会と支援センターでは、年4回、各地区において、農地相談会を実施し

ておりまして、農地についての疑問、困っていることや農地の貸し借りの希望などの相談を行っておりまして、耕作放棄地の未然防止に努めているというところでございます。

先ほどもお話がありましたけれども、今後さらに見込まれる団塊の世代の定年退職者等就農希望者には、町、農業委員会、農業支援センター、JA等関係機関が連携し、空き農地の情報、農作業の指導等、ご案内できる仕組みについて考えていくことが必要だというふうに考えておりまして、対応してまいりたいというふうに思っています。

このような要望にも、現在行っております耕作放棄地全体調査の結果を生かしつつ、土地所有者の方にもご理解いただきながら、耕作放棄地の農地利用について進めていきたいと考えているところであります。農業委員会、私ども産業振興課もそうでございますけれども、この調査の結果をもとに耕作放棄地の現状を把握し、地域農業の実態と照らし合わせつつ、農業者の意向、相談、指導、これらの機能を有効に活用して、耕作放棄地解消を進めていきたいということでございます。

現在も地域の中で農業委員さんが中心になりまして、耕作放棄地解消の取り組みが展開されているところであります。今後も、関係機関が連携するとともに、地域での活動の支援も検討する等、耕作放棄地解消に向けて取り組みを推進していきたいというふうに考えるところでございます。

次に、地域経済を支える農業ということについて、お答え申し上げます。

国は今年2月に、現在40%の食料自給率を概ね10年後に50%に引き上げる政府目標を達成するための工程を発表いたしました。この会見において、石破農林水産大臣は、食料の多くを外国に依存しているわが国の状況は、先進国の中でも決して一般的ではないと述べるなど、国産農産物の国内での内需拡大や食料自給率の向上に向けて取り組みを強化する方針を示しました。具体的には、耕作放棄地の解消や農地の有効利用による食料供給力の強化、飼料米、麦、大豆などの生産拡大、米をはじめとする国産農産物の消費拡大と原材料としての積極的な利用等を挙げているところであります。

ご質問のとおり、食は健康で生きていくための基本であります。農業は人の生命と生活を支える基盤となるものでございます。また、食料自給率の向上や国産農産物の消費拡大などは、農業の再生はもちろん、地域経済全体に大きな波及効果を持つものと考えております。しかしながら、日本の食料と農業は大変厳しい状況にお

かれております。国際的な食料需給は、途上国の経済発展やバイオ燃料による需要増大、地球規模の気候変動という構造要因のほか、輸出国の輸出規制も影響いたしまして、逼迫の度合いを強めてございます。このため、穀物の国際価格は依然として高い水準となっております、食品や飼料の値上げなど、国民の中に大きな不安が広がっております。

また、農業従事者の高齢化、後継者不足、先ほどのように遊休農地の増加、農家が販売する農産物の価格低迷など、当町においてもこれは非常に深刻なことでございます。新年度に向けて、坂城町に合った農業の方向づけをとというご質問でございますけれども、町といたしましては、今日まで進めてまいりました農家の皆さんの活動を引き続き、支援、応援してまいりたいということでございます。

ご案内のように当町の農業は、農家の皆さんの努力によりまして、りんごやぶどうの果樹栽培に特化する形で振興が図られてまいりました。さらに町特産のねずみ大根や五里ヶ峯横坑を利用したマイタケ、ヤマブシタケ等の原木茸の栽培、ホワイトアスパラガス栽培など、多くの農業振興に向けた活動がなされております。

また、味ロジックわくわくさかきの皆さんが、ねずみ大根やりんご、ぶどうなど、町内で生産された相当量の農産物を原材料として使用した農産物加工品を生産、そしてそれらの加工品の多くが町内で販売されておまして、地産地消に貢献している部分でもございます。

加えて、今年度、町と商工会では、関係機関と連携する中で、地域資源無限大全国展開プロジェクトに取り組んでおります。この事業は、農商工とそれぞれの事業者が連携して行う、地域の資源を生かした新商品の開発などを支援するものであります。来年度に開催したいと考えております、仮称でございますが「辛味大根フォーラム」に向けた体制づくりを行うとともに、ねずみ大根を中心とした町特産品の全国への情報発信や、新たな商品の開発を目指してまいります。

独自の技術集積を持つ当町の工業と農業、商業の連携によりまして、何か新しいことができないか、これもものづくりの町として知られる当町の特色を生かした農業振興の1つかと考えているところでございます。いずれにいたしましても、りんご、ぶどう等の果樹栽培の振興、農産物加工による高付加価値化、ねずみ大根と言えば坂城というように、町の特産品として周知されつつあるこのねずみ大根等の生産振興とブランド化、農商工連携などについて、農業支援センター、農業委員会、JAちくま、農業改良普及センターをはじめ関係機関と連携を図る中で、鋭意推進

していきたいと考えているところでございます。

11番（円尾さん） それぞれに対して答弁をいただきました。本当に耕作放棄地を解消していくということは、そんな簡単にできるものではないわけですし、大変難しいことは承知しております。その中で1つお尋ねしたいのは、遊休農地を解消しようということで、連携を図るために県の農政部農村振興課が事務局になって、農業会議が中心になって、6月に信州の田畑を耕そう連絡会が発足したのは承知のことと思いますが、それに対して坂城町は参加していくのか、参加しているのか、その辺をちょっと確かめたいと思います。

そして、県が今遊休農地を解消するために推奨しているものが、そばいっぱい運動であったり、大豆の手前味噌運動などがやられていますが、坂城町の中で、そんなことが検討されたことがあるのかどうか。その辺について、農業委員会であったり、産業振興課であったり、その中でこういうことが今始まっているよというようなことで、坂城にそれが合うのかどうか、その辺のことを検討されたのかどうか、その辺について、お尋ねしたいと思います。

産業振興課長（宮崎君） 先ほどの県農業会議の6月の提案ということでございますけれども、やはり私ども、それぞれの県内には地域の中で特色もございまして。そば、大豆、こういうものについては、なかなか現在の中では町の中でという部分では難しさもあるという部分で考えてございます。ただ、遊休農地対策という部分の中では、それぞれの中山間地、上平ですとか、南日名の皆さんですとか、農業委員さんを中心に、そういうところで大根をつくっていただいたり、今の作物関係、ねぎをつくっていただいたりしているところでございまして、具体的に今言った部分について、農業委員会等の中でこうしよう、ああしようという部分では、県の農業会議の話はなかなか話題に出てこない部分もあるんですけれども、一様に言えることは、やっぱり坂城に合った遊休農地対策をどうしていくんだという部分の中で、例えばねずみ大根についても、本当に何と申しますか、作付けしていただいてそれも残りが無いというような部分もございまして。それがイコール農家の皆さんの収入アップにつながっているかという点、なかなかそれは難しさがまた別の面であるわけですが、そんなことで町に合った部分の中で、今のブランド化というのもそんな意味で何がいいんだろうかと考えたりしながらやっているわけですが、いろいろなトータル的に検討していきたいというふうに思っていますので、ご理解いただきたいと思っております。

11番（円尾さん） なかなか、作物を何に限定していくかというようなことは大変難しいことでしょうけれども、確かにねずみ大根だったり、いろんなところでの作業はしているわけですが、やっぱりその中で、まず、県でもこういうことを始めたと。県は大変今の荒廃農地が非常に進んでいることに危惧をしていますよね。坂城と違って、もっと広く農業で町を支えているところなんかは、大変な思いをしてこういう運動を進めています。ですけども、大豆の手前味噌運動なんていうのは、消費者を含めながらできることだろうと思うんです。そんなことで、やっぱりこういうこともできないか、こういうこともできないかと、1つに絞っていくというわけではなくて、そういうことでぜひ検討をしていただきたいと思っています。

それと同時に、これは提案になるわけですが、坂城町の特産であるりんごやぶどうが、高齢化が進む中であと何年続けられるだろうかと、大変心配な声がよく聞かれます。県内のある町で、高齢者の農業経営者に対して、あと何年農業を続けられるかというアンケートを行ったそうです。結果は、予想以上に短くて、大変びっくりして、これでは農業がなくなってしまうと危機感で対策を見直したそうです。こんなことを参考にしながら、聞き取り調査など、実態をつかむこと、それも大切ではないかと思います。

坂城のように兼業農家が多い地域ではいろんな点で、後を継いでくれる人も、あとから定年になったらまた農業を、りんごでというような話もあるかもしれませんが、現状がどうなのかという調査はきちんとしていくことが大事だろうと思うんですけども、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。聞き取り調査でも、アンケート調査でもどちらでもいいかと思うんですが、そういう今のぶどうやりんごの耕作している人たちがどういう状況にあるかというのをきちんとかかむこと、予想でなくきちんとかかむことというのが大事だと思います。これは課長にお尋ねします。

もう1点は、これは町長にお尋ねしたいと思います。それは、農業振興条例についてです。この農業振興条例というのは、昭和53年に制定されていて、30年が経過をしています。農業政策というのが、国の農業政策というのは、かつて猫の目農政とよく言われていましたけれども、とにかくくるくる変わっていったということがある中で立てられてきている振興条例です。農業を取り巻く状況というのは、30年前とは随分変わっていますし、求められるものも変わってきています。坂城町の農業をきちんと守っていくんだ、再生させていくだというような意味から

も、条件整備のためにも、この振興条例を見直す必要があるのではないかと思います。その辺について、町長のご所見を伺います。

町長（中沢君） 農業については、実に多い、厳しい課題を持っております。

かつて坂城町は、工業もいけれど農業も盛んだよ。ぶどう、りんご、花等、内外に誇るものもあったわけでございます。そしてまた、ぶどうなり、りんごなども団地化が進んでいる。しかし昨今、そこが荒れて、あと何年持つんだというような厳しい状況の中にもございます。後継者の問題があろうかなと、こんなふうに思っています。

今まで、60歳まで工業で働いたら、その後は農業でというように、何かそうなるんだろうなと思っていたところ、また団塊の皆さんが、次に農業を選ぶのではなくて他の道筋を選ぶ。農業の危機があるなど。後継者の問題は早急に取り組まなければならない問題でもある。

そしてまた、そういう観点で条例をどういうふうに検討していくかということ、これは大事でございます。現状にあったそれぞれの対応、そしてまた、新しい農業が生まれる、そういった後押しのできるような、そういった助成的な面をさらに付け加えていくことが大事かなと、こんなふうに思っております。

来年度に向けては、これは職員交流でございますけれども、県から農業の専門家も1人受け入れまして、新たな観点で総合的に、そして現在に合った農業政策を、また、農業への振興政策をつくってまいりたいと、こんなふうに考えております。

産業振興課長（宮崎君） 農作物生産の状況の調査ということを含めて、答弁させていただきます。

先ほど遊休農地の利用について、上平、南日名というようにお話もさせていただきましたけれども、あと麦づくり等で、農業委員さんに本当にお力をいただいております。また、そばという話もありますが、遊休農地を利用して、最近はそばも植えさせていただいたというような状況もございます。

それと今のりんご、ぶどう、確かに施設園芸について、高齢化とともにぶどう園、りんご園はそのままあるけど辞めていってしまうと、こういう部分の中で、四ツ屋の一部の皆さんについては、加工品としてそれを摘果がなくても出せるということで加工品として回しているということで、知り合いにお声をかけていただいて、辞めるという、そういうところも心配いただいているという、そういうこともございます。

いずれにしても、農業委員さんは、地域の状況というのはよくご存じなものですから、そこら辺をいろいろまとめれば、ある程度の方向が出ると思いますので、そんな取りまとめについても検討していきたいと思います。

11番（円尾さん） 農業の問題については、それぞれ答弁をいただきました。時間の関係もありますので、まとめていきたいと思いますが、私は残念ながら、農業を生業としている立場ではありません。そんな中で、やっぱり安心・安全な食料を求めてという点から、消費者の立場から坂城の農業ということに対して、大変危機感を持っています。この輸入食品のいろんな問題などを含めたり、偽装問題も含めたりしている中で、やはり目の前で顔が見える農業、生産地の中で食料を供給していくということが、私たち消費者にとっては実に楽しいことであるし、大切なことだと考えている。そんな立場から、農業の問題について、質問をいたしました。

特にこの中で、農業委員会の皆さんや農業支援センターの皆さんたちと今共同しながらということがありますけれども、やっぱりその中で一番の旗振りをしていくのは町だろうと思うんですね。その辺でやっぱり積極的な対応をといるのを、相手の人たちと相談はするけれども、私たちはこう思っていますよというものをしっかり持っていただきたい。そのことが私は一番願うところであります。

そして今農業委員会では、なかなか坂城町の農業委員会は、事務局は職員がやっているということもありまして、建議書というようなものが提出されてきませんけれども、本来、農業委員会の中では論議をされたものが町へ向けて、坂城の農業ではこういうことをしていくんだというような建議書が出せるような農業委員会を育成していくというのも、やっぱり町の責任だろうと思うんです。その辺についてもぜひやっていっていただければと思います。

それからやっぱり、持続可能な農業にするためには、これは国の大きな問題ですけども、農業に対して、価格保障であったり、所得保障が必要になってきます。そうでなければ農業に携わる人たちがいなくなってしまうたりするものですから、そういう中で、きちんとしたものをしていかなければ、これは国の大きな政策してやっていっていただくようなことを地元からもそれを突き上げてほしい。そういうふうには思っています。

また、WTOの会議が今始まっていますけれども、日本の農業に対しては、大変厳しい状況だろうと思うんです。いろんなものをやられた中で。その中でもやはり外需だけを頼みにするのではなくて、農業と交換して輸出をしていくんだという方向

ではなくて、やはり今の日本にとって一番何が大事かということを見極めていく必要があるんだろうと思います。それはやはり国がやればいいというのではなくて、地元から積み上げていくものだろうと思います。そんな中で、この前のときは地産地消計画もつくってくださいよというお話をしました。こんな点からも、やっぱり前へ進めていただきたい。いろんな中で麦をつくっていただく人、そばをつくっていただく人、あるいはねぎをつくっていただく人という形が出されてきていますけど、まだ本当にそれが点という段階にあるかと思うんです。これをやっぱり線にして面にしていく、そういう農業政策というのをしっかり考えていただかなければ、今の坂城の農業どうなっちゃうかなって心配になってくるかと思いますが、そんなことを希望しながら、次の質問に入ります。

3. 定額給付金について

自民・公明の麻生政権は、選挙目当てといわれる景気対策、経済対策として2兆円の定額給付金を全国民にばらまくといいます。実施については、迷走に迷走を続けて、最後には自治体に丸投げをするという最悪の結果になりました。3日には、県で担当者に説明があったことが報道されていました。

2兆円をばらまく事務費や職員手当などの経費は8千億円と総務省が試算しているそうです。これが経済対策といえるのでしょうか。1回こっきりの2兆円をばらまいて、3年後には消費税の税率アップがセットだと言います。大增税の予告付きで、1回だけの2兆円の給付金をもらって、景気がよくなる道理がありません。自民党の中でさえ、定額給付金などやめるべきだと意見が出されているほどです。もらうときはいいけど、後に増税になるのではたまらない。子どもじみた政策にびっくりだ。国民をばかにしているんじゃないか。もっとほかに使い道があるはず。などなど、町民の皆さんの感想です。給付金について、好意的な意見はほとんどありませんでした。

私も、これだけの税金を使うのであれば、後期高齢者医療制度や障害者自立支援法などの廃止、医療体制を充実するなど、社会保障の充実に使ってほしいと思います。ばらまきの給付金は世紀の愚作だと言わざるを得ません。白紙撤回すべきだと思います。

県の町村会では、町村長さんたちに要望や疑問点を出してもらってアンケートを早急に実施して、国に意見を提出するという報道がありました。このような政策を、自治体を預かる町長として、どういうふうに考えているのか、お尋ねいたします。

町長（中沢君） 定額給付金については、8月29日に政府与党におきまして、総合経済対策として定額減税方式が打ち出され、10月30日の追加経済対策で給付金方式が出されたところでございます。その後、所得制限の論議などを経て11月28日に総務省から都道府県、そして事務の原案が示され、12月3日には県から市町村にもいろいろ説明があったところでもございます。

原案に示されてある支給目的は、生活支援と併せて経済対策ということですが、ややあいまいな面があるなとも感じているところでもございます。支給時期は、年度内ということになっております。

しかしながら、定額給付金について、新聞などで4人家族で6万円というような報道もされておりますので、そういった面を待っておられる皆さんのあることも事実でございます。定額給付金事業については、事業費は10分の10ということで、国が持ちますので、国の政策を受けて、町がそれに対応するというところでございますので、そういった面に対しては、高額所得者の支給についてもいろいろ容認しながら、より簡易な方法をとってまいりたいなど、こんなふうにも思っているところでもございます。いろいろと事務の面から、あるいは全体の面から大変なことではございますけれども、こういった面も容認しながら、事務に間違いのないように進めてまいりたいと、こんなふう考えております。

11番（円尾さん） 定額給付金については、間違いのないように、10分の10の補助金だからやっていくだというお話でした。私はどうしても、やはりこういう政策を自治体に押しつけてくる、そのやり方についてどうなんだろうとお聞きしているわけであって、当然、決まればそれに粛々とやっていくのが行政の仕事だろうと思います。

本当に税金がどのように使われていくのか。本当にこれで経済対策なんてとてもじゃないけど言えないじゃないかということが論戦の中でもはっきりしていますし、しかも年度内にと、最初はそんなつもりで出発したと思いますが、いよいよ解散ができなくなってしまったという中で、今年度中というようにお話があるわけです。ですから、こういう政策も、きちんとやはり町民にとってどうなんだ、自治体にとってどうなんだという観点でものを言っていっていただきたい。それがやはり町民を守ったり自治体を守っていく、その基本になるんだろうと思います。

時間がありませんので、この辺で終わりたいと思います。

議長（池田君） ここで、10分間休憩いたします。

(休憩 午後2時29分～再開 午後2時40分)

議長（池田君） 再開いたします。

次に、6番 大森茂彦君の質問を許します。

6番（大森君） ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問を行います。

1. 緊急経済対策について

イ. 緊急対策について

アメリカ発の金融不安は世界を巡り、今では实体经济にまで及び、自動車産業をはじめとするすべての産業で減産体制に入りました。派遣労働者から解雇が進められております。経済状況が9月の段階よりもより悪化しており、今までは正規雇用の労働者の解雇もリストラの対象になるのではないかと心配するところであり、ますます深刻な状況になってまいります。

町長の招集あいさつで、町内の大手企業の経営者の皆さんや商工会の小規模企業の皆さんと懇談される、町内企業の状況の把握に努力されていると思うわけですが、また、経済産業省へも行かれたというようにお聞きしましたが、9月議会以降、この間、どんな対応、対策をされてこられたのか。そして、それに基づいて、今後どんな施策を考えてられるのか、お尋ねいたします。

中小企業庁は11月7日、原材料価格高騰対応等緊急保証制度、セーフティネット5号の特定業種に73業種を追加いたしました。これまでのものと合わせて618業種になります。町内の業者の皆さんのほとんどでは、このセーフティネットの対象になるのではないかと思います。町では、この説明会を10日に行うという有線放送が流れましたが、これ1回にせず、何回か実施することを要望しておきたいと思います。

今多くの業者は年が越せない不安感でいっぱいになっております。町の制度資金を使いやすく、来年もものづくりの町を支えてほしい、こう町から下支えが必要ではないでしょうか。例えば経営安定特別資金の利率の引き下げ、据え置き期間の延長、借り換え融資の利息分への負担軽減など、これらの対応を考えてほしいと思います。

次に、町単工事で現在計画されているものを繰り上げて発注することも考えられないでしょうか。答弁を求めます。

ロ. 恒久的施策について

町内経済活性化のため、次の2点について、質問いたします。

1つは、小規模事業者登録制度であります。この制度の創設について、昨年12月でも取り上げましたけども、工事の中には専門的な知識や資格を要するものや、町内では対応できる業者がないなど、発注先が限定されてしまう、こういうものも相当あるというお答えでありました。十分に考慮が必要で実効性を考える、このことを慎重に対応したいとの答弁をいただいております。

ここで参考例として、上田市の例を挙げていたわけですが、県内でも岡谷市や下諏訪町などでも実施しております。全国では44都道府県で361市町村で実施されております。地域経済活性化のためにどうすればこういういい制度が創設できるか、真剣に研究していただきたいと思います。

次に、住宅リフォーム制度の導入であります。平成16年3月議会でこのことを初めて取り上げました。そのときに制度については細かくお話し、説明してありますので、かいつまんでお話しすけども、町民が個人住宅のリフォームを町内の業者で施工する場合、何らかの補助をするという制度であります。

例えば10万円を最高限度に工事費の10%をリフォーム発注者に助成するというものであります。このことによって呼び水となり、助成額の10倍も15倍もなつて仕事おこしをして、町内の業者や町民の懐を温めて、巡り巡って町税として戻ってくる。こういうふうの説明をいたしました。

このときの答弁では、経済的波及効果を町長は認めておられます。またこの助成制度がどのように対応することによって、町なりの施策に馴染むのかどうか、慎重に検討したい、こういうお答えでありました。いよいよ公共事業の減少もあつて、建設関係の皆さんも大変苦しいところでもあります。そういう意味からも、こういう制度をぜひ導入し、建設関係の皆さんを応援していただきたい、このように考えるわけです。前回質問いたしまして、慎重に検討していきたいと、こういう答弁でありましたので、その後どのように検討されたのか、お尋ねいたします。以上、緊急経済対策について、お尋ねいたします。

町長（中沢君） 緊急経済対策についてでございます。

本年8月29日に政府により策定されました、安心実現のための緊急総合対策の一環として、緊急保証制度が10月31日にスタートしたわけでございます。この保証制度は、中小企業の資金繰りに不安が生じないよう策定されたものでございます。町といたしましても、町内中小企業者等の事業所の資金調達の窓口となる町内

金融機関及び商工会等に制度の周知徹底等をお願いしているところでもございます。また、今年10日には緊急保証制度の内容について、県信用保証協会上田支店の支店長が講師となりまして、説明会がございました。その後、日本政策金融商工会経営指導員の協力もいただきながら、融資等の相談をさせていただいているところでもございます。

融資等の相談につきましては、今後とも町、商工会等と一緒に随時その体制を組んでまいりたいと、こんなふうに思っております。

中小企業への融資でございますが、事業所により経営状況も異なり、融資に対する要望あるいは条件も異なったものになっております。町といたしましては、融資の相談を受けた場合、融資の窓口となる金融機関等におつなぎするわけでございます。今回実施された緊急保証制度あるいは県、町の融資制度、そして時にはそういった制度より、より利用が進めたい金融機関の融資等もございまして、よりそれぞれの事業所に合った資金調達等にいろいろお手伝いしているところでもございます。

町の制度資金につきましては、県の制度資金と連動するということが大事なことでございます。そういった観点で、より着実に進めてまいりたいと、こんなふうに思っております。そういう中で、金融機関の皆さんにも、貸し渋りや貸しはがし等がないようにという観点で、いろいろお願いもしているところでもございます。

緊急対策ということの一番は、何といってもこういった2年、3年の先の見えないとき、こういった先の見通しを何とか的確にとらえて、企業の皆さんの参考になる、そういった仕組みづくりがまず第一ではなかろうかと、こんなふうに考えております。さらにまた、こういう時期であればあるほど、新製品の開発ということ、その場づくりが大事だと。そしてまた長い目で見ますと、産学官の皆さん、坂城のようにとりわけ産業総合技術センター等との連携の中で、いろいろ模索すること、今こそ求められていることはないかと、こんな思いもするわけでございます。

世界的な動向、また新たな情報、そういったものを的確にとらえ、情報をお伝えする仕組みということに意を用いてまいりたいと、こんなふうに思っております。

11月4日には坂城ものづくり講演会として、本田技研工業の前の社長さんである吉野さんに講師となつていただき、講演会を開催いたしました。その後、車座と申しますか、みんなでより懇親会を開いて、いろいろお付き合いを深めたところでもございます。今後も1月4日の賀詞交歓会の前に、経済産業省製造産業局の次長さんにお越しいただき、そしてまた1月には、中国湛江師範大学の外国語の副院長

である陳先生に中国経済を、そして2月にはイトーヨーカ堂の代表取締役の鈴木敏文さんをお招きするなど、坂城ならではのいろいろとそういった催しを開催し、よりよい情報提供に努めてまいりたいと、こんなふうに思うところでもございます。

特効薬ということはなかなかございません。一番求められているのは2年、3年に向けての見通しと対応でございます。そういった面からの切り口と技術開発、受注対策等々、通常そういった面についてもお手伝いできればと考えております。行政のできる範囲というのは極めて限られております。限られた中で、より関係機関、関係団体、そして関係市場との結びつきをつけ、そしてそれが坂城町の工業おこしにつながればと、こんなふうに思う次第でございます。

企画政策課長（片桐君） 緊急対策についてのうちの公共事業の繰上発注の実施と恒久的施策についてのうちの小規模事業者登録制度の導入をについて、お答えをさせていただきます。

まず、公共事業の繰上発注の実施についてでございますけれども、町におきましても、予算化をされている事業は早期に発注をすることで、基本に取り組んでいるところでございます。

本年度におきましても、工事が長期にわたる下水道工事につきましては、8月に発注が完了しておりますし、道路整備等につきましても、早めの発注に努めてきているところであります。ただ、補助事業などにつきましては、内示等一定の手続の中で発注時期が限られてしまうということもございますし、また、農作業等に影響がある事業につきましては、その農繁期を避けて発注せざるを得ないという状況もございますけれども、このような経済情勢に鑑みまして、先ほどご指摘のありました町単独事業を含め、引き続き早期に体制を整えて、早めの発注に今後も努めるよう対応してまいりたいというふうに考えております。

次に、小規模事業者登録制度の導入について、お答えをいたします。

町で発注する建設工事等の受注につきましては、事前に入札参加資格の審査申請をしていただき、登録をされた業者さんということが基本でございます。登録業者さんにつきましては、それぞれ入札参加資格の取得にそれ相応の努力をされておるということも事実でございます。

小規模事業者登録制度の導入という点でございますけれども、対象となる発注案件は金額的にも小規模、また内容的にも軽易で履行の確保が容易なものということが対象になってくるのではないかと考えてございます。1つの目安とすれば、

決算カードにあります維持補修費に関するものの中から簡易なものということになるかと存じます。19年度決算におきましては、対前年度比がマイナス9%、18年度がマイナス21.4%、17年度がマイナス14%というふうに減額の状況でございます。また、この中には専門的な知識や資格を要するものなど、発注先が限定されてしまうものも含まれておるといふふうに思われるところでございます。このような状況の中で、登録制度により登録された方にどの程度の発注ができるかなという点、また登録されたからといいましても、仕事を保証するというものでもございませんので、慎重に検討をといふふうに考えているところでございます。

ただ、こういった経済状況でございますので、特別な資格等を要しない小規模で簡易な補修等につきましては、可能な限り町内業者に発注をするよう、改めて各課に対し要請をしまいたいと考えております。

建設課長（村田君） 私からは口の恒久対策についての中の住宅基本制度の導入をといふご質問にご答弁させていただきます。

住宅リフォーム制度の導入といふご質問でございますが、全国の自治体の中には、それぞれの自治体の施策によりまして、例えば水洗化や持ち家の修繕、改築などの住宅のリフォームを行った際に、融資、利子補給、補助金などといった助成方法により、助成制度を行っている市町村も確かにございます。

ご承知のように、現在、坂城町におきましては、耐震改修、介護保険、合併浄化槽などの国、県の施策を活用する中で、住宅のリフォームに関わる補助金を交付し、対応をしているところでございます。ご質問の中にもありましたとおり、住宅リフォーム助成制度は、住宅のリフォームを行った場合に、その経費の一部を自治体が助成することにより、住宅の改善を容易にして、ともに中小零細事業者の振興を図るといふものでございます。

その後の検討はどうなったかといふご質問でございますが、現状におきましては、町単独の新たな制度の導入につきましては、財政状況等を勘案する中で、大変困難な状況ではございますが、今後、国、県の住宅などの施策の中で、新たな制度の導入があった場合におきましては、今後検討をしまいたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

6番（大森君） これまでの対策と今後の施策といふことで、最初にお尋ねしたわけですが、ちょっとゆっくりかな、正月を迎えられるかなと不安になります。2、3年先まで見据えて施策を行っていく、このことは当然大事なものであります。そ

のことで、今緊急にどうするか、政府がここまで用意するわけですね。今緊急にどうするか。正月が迎えられない、年が越せない、こういう方が全国にいるということで政府はやらざるを得なかったし、またセーフティネットを拡大する、ほとんどの業種でありますよね。そういうことまでやっているのに、どちらかといえばのんきだなと、私はちょっと感じます。

その2つの面をやっぱりきちっと施策の中で持って行っていただきたいというふうに思います。2、3年先まで待てる場所は、当然体力のある事業所であり、企業であります。また、製品開発あるいはいろんな講座で学習し、それをものづくり、あるいは新しい製品をつくっていくと、こういうことについても、それだけのスタッフがいるところはそれは可能でありましょう。しかし、町内の零細業者は2人、3人、家族でやっているところです。こういう皆さんを行政がどうやってこの産業をきちっと育てていくか。この施策はどうしても必要であります。

制度資金の点でもお話がありましたけれども、御代田町では利子補給を行うということで新聞報道がありました。これをちょっと読んでみますが、「12月議会が5日開かれ、茂木町長は議会招集あいさつで町単独の商工業者向け利子補給制度を12月1日から実施したと報告。制度は国、県の融資制度の運転資金借入れをした場合、1千万円を上限に貸付利率の1%を3年間、町が利子補給するというものです。実施した理由として」ここが大事です、「国や県から一向に効果的な対策が打ち出されていない。そういう状況にあるため、緊急の不況対策として制度を創設した」こう説明しております。茂木町長は「年末融資の申込締切が今月22日で12月議会の議決を待ってからは年末の資金繰りには間に合わない。そのために業者が年越しができない事情も考えて、予備費から対応した」と。「そしてこの制度は、当面2010年3月までの時限措置で行う」と。こういう緊急の行動、機敏な行動が今求められているわけです。

3年先、皆さんが耐え忍べればいいですが、そうはいかないというふうに思います。行政のできることは限られている。それはそうですけれども、しかし町民の皆さんで必死に頑張っている。そういう工業の町、この坂城を支えている皆さんが、年が越せない、こういう状況になっている。そういう点では、2年、3年先まで待ってられないですね。ぜひ利子補給を行ったり、あるいは借り入れしたときの据え置き延長を考えるなど、そういうことを求めたいと思いますが、町長の見解を求めます。

町長（中沢君） こういった大きな経済不況に恵まれたときの一番頑張ってもらうものは、国でございます。そして、その国が緊急保証制度をつくったわけでございます。今までの保証額の倍額ということでもあるわけでございます。そして業種も増やしたわけでございます。そういうことから考えれば、先ほど申し上げましたように、町と商工会等々一体となって、その制度を活用する。これが何よりの基本であるわけでございます。そしてまた各地域では、それぞれいろいろな面で特色ある対応をしております。坂城町のようにテクノセンターをつくりながら、そこで技術開発、あるいはまたテクノハートともどもに受注、そういう仕組み、それでまた保証協会の保証の面においても、他の町村がやらなくも坂城町はその一部の保証料を負担しているわけでございます。それぞれでございます。

先ほど申し上げましたように、たとえ1つの利率をとってみても、それぞれが特徴あるわけでございます。坂城町は企業もたくさんございます。それぞれの中で、まずは国、県のそういったものをより利用していただくということ、そしてその手立てを町がいろいろと考えるということから出発するということが大事であろうと、こんなふうを考えているわけでございます。

また、利子を、単にそうは申し上げましても、私がくどくど県の制度資金と連動し、準じてやるというのは、その間の利子等が大きく変わりますと坂城町のほうへシフトしてくるわけです。そうすると財政的に大変でございます。できるだけ県の制度を利用するという、そのことから出発する。国、県の対応を期待し、そしてまた、きめ細かな相談の機能の面だけは十分生かしてまいりたいというのが、私の工業あるいは商業に対する基本的考え方でございます。

6番（大森君） 特に零細業者にとって、経営が成り立たなくなれば生活もできなくなるということです。そのことについて、きちっと考えていただきたい。これは議論していても県や国がやらなければ、当然町の仕事ではないと、まったく受け入れないということです。こういう町民あるいは零細業者もきちっと保護する、これも地方自治体の役目でもあります。そここのところもきちっと考えていただきたいというふうに思います。

次に恒久的な施策についてでありますけれども、入札参加資格の登録が条件だということですが、今こういう情勢でありますので、可能な限り各課に要請して、登録されてない業者さんも使う、仕事をやっていただくようなことを考えていくというふうにご答弁いただきましたけれども、こういう業者さんをどうやって見つけら

れるのか、そのことについて、ちょっと1つお聞きしたいと思います。企画政策課長、答弁をお願いいたします。

企画政策課長（片桐君） 基本的には事業所名簿が基本になりますけども、職員の中で、例えば保育園の中では、その地域の中で顔見知りで知っている方とか、そういう職員同士の情報も含めた中で、そういった小さな規模の事業者さんにもお願いしているという事実があるわけです。そういった面も含めながら、情報を仕入れる中で、各課に要請をしてまいりたいというふうに考えております。

6番（大森君） この小規模事業者登録で上田市の例を以前参考にして、お話がありましたけども、登録はしたが一度も仕事が来ないという業者さんもあるというふうに答弁がありました。やはり今のやり方をしても、結局はそことつながりがない人は、仕事をいただけないということになるわけですね。それはきちっと登録をしていただいて、その中で、とりあえずは閲覧するなりして、やはりそういう公平性を保証していただきたいというふうに思うわけであります。

住宅リフォームについてでありますけども、いろんなやり方、それぞれの自治体によって、いろんな補助制度、助成制度があるということでもありますけども、特に今耐震工事だ、あるいは介護保険でのリフォーム、あるいは合併浄化槽などのことで助成などしながらやっていくということでわけであるわけですが、ここから離れた町民の皆さんも、やはり地域経済活性化のためにどう協力していただくか。そういうことの誘い水、地域経済をどうやって活性化させるか、この施策はどうしても必要だと思えます。

その点で、以前、下水道の導入のためにリフォームするという点については、町は利子補給をしているということで、それもどうかという答弁がありました。それについてですけども、やはりそれについては、当然除外するなりしながら、それはいろんな制度の中でそういうことはいろいろとつくられているわけですから、やはりそれは町長の政策としてきちっと位置づけて、そのことはやっていく必要があるというふうに思うわけであります。

特に接続されている方が今1,897世帯、未接続が828世帯であります。今年度の10月末の接続世帯は1,967世帯で、今年度新たに接続された方は70世帯いらっしゃるということで、やはりまだまだ接続しなければいけない家族があるわけであります。そういう方々の掘り起こしということからいっても、やはりこういう住宅のリフォーム制度も利用しながら行っていく、こういうことが町内の建

設業者の皆さんの励みになるし、経営安定に協力できる、そういうことではないかというふうに思うわけです。その点での町長の見解を求めたいと思います。

町長（中沢君） 下水道を何とかして管線を入れた、しかしながら、利用がまだまだというような家庭もあることも承知しております。いろいろとお話し合いを進めて、そしてぜひ利用していただきたいなど、こんなふうに考えているところでもございます。

いろいろ住宅等のリフォームに対するお話でもございます。いろいろ事業者の立場もありましょうし、またいろいろとそれを使う人たちの皆さんの立場もあるかと思えます。町もやりたいことは山々ございます。そうした中で、検討する中で、まだまだこの事業が優先するということでございますので、ご理解いただきたいなど、こんなふうに思う次第でございます。

6番（大森君） なかなかこの制度について、ご理解いただきたいということであるわけですが、水と油といいますか、理解はできないんですが、これだけやっていると次のことに行かれませんので、この緊急対策の点でありますけども、公共工事の計画があるものについては早めにとということで、そういう形でやっているということであるわけですから、これを今後も早急に行っていただきたいというふうに要望をしておきたいと思えます。

2. 食育・学校給食センターについて

イ. 実施設計の決定過程について

食育・学校給食センターが新しく建設されるわけですが、今までの給食センターと非効率的な労働環境あるいは間取り、作業性、空間のとり方、調理器具など、一つひとついろんな種類と形があるわけですが、今度新しくなる食育・学校給食センターですが、この準備について調理される現場の皆さんの意見が反映されているかどうか、そして実施計画設計をする上で特に留意されていく、そういう点など、どういうものなのか、お尋ねいたします。

本日、私の前のほかの方が財政問題について、お話がありましたけども、私も質問を出してありますので質問させていただきますが、これはまちづくり交付金事業で追加して行われるわけですが、来年度の税収見込みがだいぶ落ち込むというような答弁などがありました。この辺を心配するところですが、建設費の財源はどのようになっていくのか、そしてその見通しはどうか、お尋ねいたします。

ロ. 運営はどうか

食育機能を持つ学校給食センターとして、どんな運営になっていくのか、お尋ねしたいと思います。

これは町民が生涯にわたって健康に過ごせる、健全な食生活の維持や地産地消による地域活性化など、町の食育活動の拠点となるというような、今までもいろいろなところで説明がありましたが、具体的にどのように運営になっていくのか、お尋ねいたします。

次に、食育・学校給食センターは時代の要請に応じて、食育という機能を新たに持つわけでありますけれども、調理職員の雇用のあり方も今後考えていくことが必要ではないか。今、この人たちは1年単位の雇用で全員が臨時職員となっております。最も基本的な食育を担って、子どもたちに食を提供するわけですから、この責任に見合った雇用でなければならないと考えます。何らかの検討はされているのでしょうか。お尋ねいたします。

以上で、食育・学校給食センターについて、お尋ねいたします。

教育長（長谷川君） ただいま大森議員さんから、食育・学校給食センターにつきまして、いくつかご質問をいただきました。その基本的な部分について、お答えをさせていただきます。

現在、教育委員会として懸案になっている大規模な改修とか改築の課題が2つありまして、1つはご指摘いただきました食育・学校給食センターの全面改築であります。もう1つは、3つの小学校の校舎の耐震化工事を推進するという2つの課題があります。そのうちの食育・学校給食センターの建設は、老朽化した学校給食センターを学校給食衛生管理基準に対応できるような施設、設備に改修して、子どもたちのために安心、安全な学校給食を提供するため、また調理員の皆さんにとっても働きやすい調理場になるために、さらに子どもたち及び子育て世代の食の大切さを広げて、町民の健康づくりにつながっていく施設を建設しようとするものであります。

数年前より準備を進めてまいりました。この12月1日には実施設計に向けての建設委員会を開くなど、多くの皆様のご意見をお聞きしながら、食育・学校給食センターの建設に向けて、着実に準備をしてきているところであります。教育委員会としましては、学校施設の耐震化工事の推進も緊急の課題として持つてはおりますけれども、計画の進み具合のことから見ても、それから財源の確保の点から見ましても、食育・学校給食センターの建設を最優先で取り組んでほしいと思っております。

願いをしているところであります。

財源につきましては、大変厳しい状況であることはご指摘のとおりであります。国からの補助金として、まちづくり交付金、安心・安全な学校づくり交付金をお願いしております。このうちの補助金の多くの部分を占めますまちづくり交付金事業は、平成21年度までと聞いておりますので、ですから、ぜひ補助金のある来年度のうちに食育・学校給食センターを建設していただきたい。これが教育委員会の基本的な立場であります。財源としましては、補助金のほかに起債でありますとか、一般財源等が考えられるわけでありまして、これにつきましては、関係の皆さん方に極力お願いをして、ぜひ実現に向かって努力をしていただくようお願いしたいと考えております。詳しい部分については、課長よりお答えを申し上げます。

教育文化課長（西沢さん） 初めに、イの実施設計の決定過程について、お答え申し上げます。

食育・学校給食センターの建設につきましては、この1日の建設委員会で実施設計に対してのご意見、ご要望をいただいたところでございます。現在、そのご意見、ご要望を踏まえた実施設計の完成に向けて、鋭意進めております。

食育・学校給食センターの調理員の労働環境の面から申し上げますと、今回採用をするドライシステムは、細菌、カビの発生を抑え、清掃を容易にすると同時に、調理員の働く環境の向上につながります。現在のウェットシステムの調理場は、ビニール製エプロン、長靴を使用していますが、ドライシステムでは、布製のエプロンやドライシューズとなり、調理作業がしやすくなります。調理場は見通しのよい空間、調理作業の効率性、安全性を確保しております。調理場の見通しのよさは調理同士の作業の進み具合やお互いの連携がスムーズにとれたり、さらにけがなどの危険防止にもつながります。

また、現在の調理場に比べ、新給食センターでは、加熱器周辺での効率的な給排気システムの採用により、より快適な調理場にしてまいります。

現場からの基本設計に対する要望といたしましては、荷受け、下処理関係、調理関係、洗浄関係と区分し、食材のスムーズな搬入のための間取りの変更、より衛生的、より確実な洗浄、異物発見のための水槽、調理台のレイアウトの変更、また、手洗いについては、確実な手洗いになる方法への設置場所の変更、調理機器につきましては、より衛生的、また温度管理の確実性、作業時間の短縮ができる仕様など、細部にわたり実施設計に反映をさせております。

続きまして、口の運営はどうかということについて、お答えいたします。

食育・学校給食センターは、まず児童生徒に安心、安全な栄養価が高く、バランスのとれた給食を提供し、心身の調和のとれた発達、望ましい食習慣を身につけるなどの大切な目的を遂行すると同時に、食に対する重要性を学校給食を通じて、家庭や地域とともに考えていく場として進めてまいります。その中で、食育・学校給食センターの食育にかかる部分につきましては、1階の調理場に多機能調理コーナー、2階には見学通路、研修会議室、試作調理室、展示ホールを設け、活用を図りたいと思います。

まず、多機能調理コーナーは、他の調理施設と区分、独立させることにより、作業効率が向上し、さまざまな食材が柔軟に加工、調理ができるようになります。例えば、多機能調理コーナーで地元産食材の一時加工を行い、次の汁物、煮物調理への連携や、その他の調理機器との複合的加熱調理が可能となり、現在よりバラエティに富んだ献立を提供できます。

次に、2階の食育に関する施設について、それぞれの活用方法を申し上げますと、今まで一部しか見ることができなかった調理場が、見学通路を設けることにより、調理作業、洗浄作業の全般を見学することができます。また、研修会議室では、児童生徒、保護者対象の食育研修、地域の皆さんとの給食試食会、さらに地産地消協力団体との交流を通して、給食、食育に対する理解を深めてまいりたいと思います。

試作調理室では、郷土の伝統食を取り入れた新しい献立の開発や地元産食材を活用した献立の開発などの利用を考えております。

さらに展示ホールでは、食育関連の展示、地産地消協力団体の活動内容の展示等をし、学校給食を通じて児童生徒、保護者及び家庭、また地域へ食育活動を広げる拠点となればと考えております。

食育・学校給食センターの運営、調理員の雇用形態につきましては、この食育機能も併せながら、児童生徒に安全・安心な給食を提供していくための望ましい方法を検討してまいります。

6番（大森君） 現場の意見もだいぶ取り入れて、間取りあるいは荷受けの場所、そういう作業性等、それからドライシステムの採用というようなことで、労働環境もよくなるということでもあります。

こういう建物をつくっていく上で財源の問題、やはりこれについて、教育委員会と2つの大きな仕事だということ、もう1つは校舎の耐震の問題ということであ

るわけですが、やはりこの食育・学校給食センターを建設するにあたって、むだのない設計あるいは町民への負担になるような、そういう財政的な支出については、十分検討していただきたいというふうに思うわけであります。

また、21年がまちづくり交付金事業の期限ということがありますので、やはりきちっとこれまでにやっていただきたいというふうに思います。

また、職員の対応についてですけども、この建設に合わせて、望ましい方向について検討していきたいということであるわけですが、先ほども指摘しましたが1年雇用ということで、本当に食育・学校給食センターの職員として、責任を持って従事できるのか。このことは本当に心配であります。そういうことについて、町長はどのように感じておられるのか。どう思っておられるのか、答弁を求めます。

町長（中沢君） 先日、県の町村会で63の町村の中でどういった業務にどのくらいの人たちが就いているかという調査があったわけでございますが、その中で臨時的職員あるいは嘱託職員のウエートの高いというのは保育園と給食センターです。各行政の中でいろいろ頑張っているけれども、そんな状況にあるということでもございます。

学校給食センターをつくるにあたって、お願いしたのは、いろいろ機能を強化して8時間くらいの体制の中で仕事ができないかということ、そしてまた、いろいろ時間的には少し伸ばした中で交替制をとということ、さらに半数ぐらいの皆さんには長期雇用というものを取り入れる。そしてそういう中でどういう状況をつくり出すかということが課題と。町として、いろいろな立場の皆さんに現在研究させているところでもございます。そういった観点からすると、町の従前の職員ということについては難しい面もございますので、それに代わる仕組みが可能なかどうか、そこら辺も検討しているところでございます。

6番（大森君） 今の給食をつくっていらっしゃる方の職員の点で、町長のほうで8時間の仕事まで広げて延長してできないか。また延ばして交代でできないか、そういういろいろな対応を考えているということでありますが、やはり働きがいがあるといいますか、本当に食育・学校給食センターが新しくなって、自分たちの雇用もきちっと守られる、こういう方向はきちっと持っていただくということは大事だというふうに思います。

時間がちょっとありませんので、次の点について、急いでいきたいと思っております。

3. 消防の広域化について

イ. 広域化で消防体制が強化になるか

県の消防広域化推進計画では、14ある消防本部を東北信と中南信の2本立てにするということで、それぞれのところが100万人を超える大消防本部が誕生するのかなというところへ来ています。これは2010年までにそれぞれの市町村議会の議決を経て広域化が実現する。そうすれば、いろんな整備で国の援助が得られるということでもあります。これから見れば、今回の広域化について、国は財政支援をするのに期限を設けずということで、合併先にありきということが見え見えであります。私たちは、先の平成の大合併という、いろんなところの状況などを知るわけですが、合併した周辺地域では、住民サービスがないがしろにされてくるということがあります。そういう点で、広域化になることによって、坂城町の町民の命と財産が本当に守れるのかどうか。これについて、今後具体化するということですが、町長の見解を求めます。

議長（池田君） 残り時間が少ないですが、答弁できますか。

住民環境課長（宮下君） ただいまのご質問でありますけども、住民の皆さんが安心して暮らせるような消防体制となるよう、東北信地域32市町村が消防広域化研究協議会を立ち上げました。ただいま、スタート位置についたという状況であります。具体的な検討内容、事項はこれからという状況でございます。その中で住民の安心と安全を守るために、地域の皆さんでどういうふうを考えるか、これからの協議をさせていただきたいと思えます。

6番（大森君） 時間がありませんので要望でありますけども、長野市あるいは上田市というように大きな自治体と一緒にするわけでありまして。心配されるのが、そういう大きな自治体主導でこの広域化がどんどん進められるということについて、危惧するところでありまして。このことについてきちっと指摘して、皆平等になるようにやっていっていただきたいと思えます。以上で、一般質問を終わります。

議長（池田君） 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

明日9日は午前10時から会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（散会 午後3時40分）

1 2 月 9 日 本 会 議 再 開 (第 3 日 目)

1. 出席議員 14名
- | | | | |
|-------|-----------|-------|-----------|
| 1 番議員 | 田 中 邦 義 君 | 8 番議員 | 春 日 武 君 |
| 2 〃 | 山 城 賢 一 君 | 9 〃 | 林 春 江 君 |
| 3 〃 | 柳 澤 澄 君 | 10 〃 | 安 島 ふみ子 君 |
| 4 〃 | 中 嶋 登 君 | 11 〃 | 円 尾 美津子 君 |
| 5 〃 | 塚 田 忠 君 | 12 〃 | 柳 沢 昌 雄 君 |
| 6 〃 | 大 森 茂 彦 君 | 13 〃 | 宮 島 祐 夫 君 |
| 7 〃 | 入 日 時 子 君 | 14 〃 | 池 田 博 武 君 |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者
- | | |
|-----------------|-----------|
| 町 長 | 中 沢 一 君 |
| 副 町 長 | 柳 澤 哲 君 |
| 教 育 長 | 長谷川 臣 君 |
| 会 計 管 理 者 | 塩野入 猛 君 |
| 総 務 課 長 | 中 村 忠比古 君 |
| 企 画 政 策 課 長 | 片 桐 有 君 |
| 住 民 環 境 課 長 | 宮 下 和 久 君 |
| 福 祉 健 康 課 長 | 塚 田 好 一 君 |
| 子 育 て 推 進 室 長 | 中 沢 恵 三 君 |
| 産 業 振 興 課 長 | 宮 崎 義 也 君 |
| 建 設 課 長 | 村 田 茂 康 君 |
| 教 育 文 化 課 長 | 西 沢 悦 子 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 柳 澤 博 君 |
| 総 務 係 長 | |
| 総 務 課 長 補 佐 | 塩 澤 健 一 君 |
| 財 政 係 長 | |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | 塚 田 郁 夫 君 |
| 企 画 調 整 係 長 | |
4. 職務のため出席した者
- | | |
|-------------|-----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 吾 妻 忠 明 君 |
| 議 会 書 記 | 金 丸 恵 子 君 |
5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- | | |
|-------------------------|------------|
| (1) 緊急経済対策についてほか | 林 春 江 議員 |
| (2) プラゴミ収集についてほか | 入 日 時 子 議員 |
| (3) 中心市街地についてほか | 春 日 武 議員 |
| (4) 緊急中小企業対策の取り組みについてほか | 田 中 邦 義 議員 |

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（池田君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（池田君） 最初に9番 林春江さんの質問を許します。

9番（林さん） ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従って一般質問を行います。

1. 緊急経済対策について

アメリカ発サブプライムローン問題に端を発した金融危機、原材料価格の高騰、円高、株安といった経済情勢の悪化は、まさに100年に一度の大不況といわれております。日本の経済を支えてきた企業の倒産は戦後最悪となり、それらに伴い失業者は3万人を超し、新規採用の内定取り消しは去年の8倍とも言われ、将来が期待される若者の芽さえも摘まれかねない大変逼迫した経済危機下であります。

工業の町を標榜し、県下でも誇れるほどの財政力を底力に、自律のまちづくりを目指し歩み続けるわが坂城町であります。輸出型産業が主要であるがために、直撃となった円の高騰や先行き不透明といわれる世界的な経済危機で、町内中小企業や小規模事業所は、大変厳しい局面に立たされている状況であります。言い換えれば、工業の町坂城の存亡にもつながりかねない大変な事態と危惧するところであります。この危機に対し、議会として、また町として何をしたらよいか。何ができるのか。そんな思いで順次質問をいたします。

イ. 町議会と商工会提出の要望書を受けて

ただいま申し上げてまいりましたような事態から、町議会、総務産業常任委員会は11月20日、緊急会議を開催し、町内企業の動向及び緊急経済対策について、町の対応をお聞きすることと決め、11月28日はこれらの説明を受けた上で、緊急経済対策について要望書の提出を決定、12月3日、議会は町長宛てに坂城町中小企業振興資金、経営安定資金等の利子を無利子にすること等も含め、3項目にわたる要望書を提出するに至っております。

一方、坂城町商工会においては11月4日、坂城町長宛てに緊急経済対策にかかる要望書を提出され、経営安定資金の利率の引き下げほか4項目について、町の対応を求められているということであります。

大変逼迫感の中、12月議会が開催されたわけではありますが、招集あいさつで町長は、現在の経済情勢とその影響に対し、商工会や県等と連携しながら、相談窓口機能の充実や国の経済対策を受け、特に中小企業の資金繰り支援のための緊急保証制度の周知に努めていきたいとお考えを示されました。経済対策が優先を強調しながら何の政策も打ち出さず、迷走を続ける国政には、ほとんど愛想も尽き果てますが、工業の町坂城という看板を背負っている坂城町の首長として、さらに一歩進んだ対応を期待するところであります。これらの要望書に対する町長の見解をお聞かせ願います。

ロ. 総合的相談窓口の開設を

さて、世界的な経済危機や原油高騰のあおりを受けた企業の景況感悪化は企業のみならず、当然、町民生活にも不安の波が押し寄せてきております。年の瀬を迎え、不況対応に頭を悩ます企業、また就労の場を失った人たちが直面する生活不安など、やり場のない思いに耳を傾け、相談できるような窓口の早急な開設を求めるものであります。

町長が言われております商工会や県等と連携しながら、相談窓口機能の充実を図るとは、具体的にどのような体制をお考えになっているのか、お示しいただきたいと思っております。

ハ. 相次ぐスーパーマーケットの閉店について

景気後退の影響は、消費生活者側にもじわじわと浸透し、スーパーマーケットの閉店が全国的に広がっておりますが、当坂城町もここ数カ月の間に2店のスーパーが閉店という事態に至っております。

人口1万6千と少々の町民の顔と顔とが見えるという小さな町にとって、これらのスーパーは存在感も大きく、買い物がてら住民のコミュニケーションの場として、多くの人たちに愛され、親しまれてまいりました。今回の閉店を受け、消費者は大変な不自由を強いられており、特に高齢者など車の運転ができない人たちは、これからどうしたらよいのか、買い物にも行けないなど、切実な訴えの声も聞き及んでおります。本当に大変なことと受け止め、いずれ我が身と決して遠くない将来の自分の姿をダブらせ、思いをつのらせたところでもあります。

坂城町は工業の町が故に雇用の場に恵まれ、その潤いが地域経済の活性化へとつながることを求めたまちづくりがなされてきたところではありますが、残念ながら、地元への集客体制は弱く、結果として個人商店を追い込むような形になっております。今回、このような事態に至ったことにしても、その辺にも要因があるかと思うところでもあります。今回のスーパーマーケットの閉店の重みを、消費者である私たち町民、そして安心できる町民生活の舵取りをする行政とがそれぞれの立場で真剣に向き合うときが来ていることを実感するところでもあります。

それにはまず、坂城町の産業形態のうち、特に弱い状況にある第3次産業を発展させ、人の流れが変わるような政策をとることが不可欠であると考えているところでもあります。新しい道路ができ、新しい住宅ができて、買い物をする店がないということは町のイメージダウンにつながり、人の集積を求めることは難しいのではないかと危惧するわけでもあります。第3次産業発展に向けての政策を、今後どう考えていくのか、町長のお考えをお聞かせ願います。

以上で、最初の質問といたします。

町長（中沢君） 緊急経済対策でございます。

お話のように、アメリカに端を発しました世界的な金融の混乱や株安、加えて急激な円高の状況などについて、こういったことから国内の大企業においても生産活動が縮小され、さらに町内の企業の皆さんも大変大きな影響を受け、苦慮しているところであり、さらにはまた、雇用の問題も心配しているところでもございます。

お話のように、議会及び商工会等々は、それぞれの場でいろいろなお話も伺っているところでもございます。共通して要望されているなという中で、町の制度資金及び経営安定資金の金利の引き下げ、または無利子化、返済の据え置き期間の延長と、そういった面が出ておりますが、本来、町の制度資金は、国や県といろいろと融資の面でも連動して、それを補完するという役割が強いところでもございます。

ご要望につきましては、理解できる面はありますが、まず、いろいろな金融機関等の協力も得ながら、貸し渋りのないよう、そしてまた緊急の保証制度、セーフティネット等が国でもいち早くできましたもので、それを十分活用するということが大事だなと、こんなふうに思う次第でございます。

今回のような世界的な不況となると、やはり町だけでどのようなことができるかということが大変危惧しているところでもございますが、それなりに町にも企業をはじめいろいろな潜在力がございます。それを生かしていくということが大事だなと思う次第でございます。

そこで、行政として、どういうところに基本方針を置き、何が適切にできるかということでございますが、その第一は何といても適切な、今2年、3年の中での情報収集、これが一番でございます。そうした中で、有識者を相次いで招きながら、企業の皆さんにお伝えし、それを根っこにいろいろプロである当事者にいろいろ考えていただくということが何より大事だなと、こんな思いもするところでございます。

そしてまた2番目のお話としては、先ほども申し上げましたように、いろいろとお金の面というか、融資の面でございます。こういった面は、国や県の施策と相まって、頑張っていきたいと。時には金融機関のいろいろのプロの対応も求めてまいりたいなと、こんなふうに思う次第でございます。

3番目でございますが、他の町村にない私たちの誇れる商業施策は何かということでございますが、県下で町村の中でテクノセンターあるいはテクノハートというような機能を持っているのは、坂城ただ1つでございます。そういった機能をどう生かしていくかということが大事であるわけでございます。技術の問題あるいは受注の問題、そしてまた経営の問題等、いろいろ相互に情報提供しながら進めていくということございまして、このためには、町も産学官の広い知識等も導入したり、時には、またいろいろな生きた情報を収集しながら提供する場ということで、こういった場を通じて企業のお助けになればと考えているところでございます。

産業振興課長（宮崎君） 緊急経済対策のうち、総合的な相談窓口等についてから、ご答弁申し上げます。

先ほども町長が申し上げたところでございますけども、今回の世界的な金融不安から来る非常に厳しい経済状況というような中で、町内の事業所におかれましても、受注や生産が減少するなど、深刻な影響を受けているということでございます。

気回復につきましては、なかなか見通しが見つからないということで、先行き不安感に対するそういう企業についても見通しが立たないというような状況で、困っているというのが実態でございます。

ご質問の総合的相談窓口の開設についてでございますけれども、町といたしまして、明日10日にこの10月31日から実施された緊急保証制度の説明会及び併せて金融個別相談会を商工会館におきまして関係機関と連携を図り、開催することにしてございます。緊急保証制度の説明会は、県保証協会上田支店の支店長さんをお招きいたしまして、午前10時から開催いたします。緊急保証制度の概要といたしましては、セーフティネットの認定業種の大幅拡大や認定条件が緩和されました。このセーフティネットの認定を受けることによりまして、一般融資枠とは別枠の融資枠が用意され、事業所の状況により、違いはございますけれども、中小企業の資金調達をやすくする制度となっております。

また、緊急保証制度の説明会に続きまして、金融個別相談会を午後3時まで開設いたします。相談員として、保証協会の上田支店の支店長さん、日本政策金融公庫の長野支店のご担当の方、商工会の経営指導員等があたることとしてございます。

当産業振興課におきましては、融資相談等窓口を開設いたしまして、金融機関など関係機関と連携を図りつつ、町内事業所のご相談に対応してまいりたいということでございますので、ご活用いただければと思います。

どのような窓口を考えているのかということでございますけれども、ご案内のとおり、当課には融資等の専門という部分の中で、各企業の相談にはなかなか応じるという仕組みはできてございませんが、関係の商工会の経営指導員ですとか、窓口へ来ていただいてお話された方には、相応の機関等へおつなぎするなどして対応していきたいというふうに考えているところでございます。

次に、ハの相次ぐスーパーマーケットの閉店についてのご質問について、ご答弁させていただきます。

スーパーマーケットの閉店でございますけれども、この11月末に西友坂城店さんが閉店いたしました。ご案内のとおりでございますが、地域の生活物資の調達先として、大いに役割を担っていただいておりますので、町といたしましても、非常に残念な結果となってしまったと言わざるを得ません。また、町内において営業されている他のスーパーマーケットにおきましては、現在のところ、閉店等の検討を行っている事業所はないと伺っております。しかしながら、このような経済状況

下におきまして、企業の経営の一環として、出店や撤退などは非常にシビアに短期間において実施されることから、今後とも情報の収集について、努めてまいりたいと考える次第でございます。

次に、当町の第3次産業の発展に向けた施策についてでございます。

一般的には、第3次産業は、小売業やサービス業に代表される産業でございます。このような産業につきましては、先ほど申し上げましたように、基本的にはそれぞれの事業主体の判断により、出店やときには撤退というようなことが行われてきているところでございます。町の商圈は上田地域ということでございまして、この上田地域においても、長野市や、時には東京まで行って買い物をしているというようなことで、シャッター化が問題になっているという部分でもございます。

町内の消費者の動向は、こういう働く町という部分、いろいろ加味される中では、レジャーを兼ねた郊外の大型店で買い物というような構図も伺っております。町内における小売りサービス業にとって、依然厳しい状況にあるわけでございますが、ただ、高齢者や移動が困難な皆さんにやさしいコンパクトシティという部分も、前々から1つの話題にはなっております。

町といたしましては、地道ではございますけれども、駅周辺を中心に訪れる方の滞留時間が少しでも長くできるよう、鉄の展示館、ふるさと歴史館、けやき横丁などの充実を図ってまいりまして、まちづくり坂城や関係まちづくり団体と連携しながら、にぎわいの創出ということに取り組んできたところでございますが、今後もその路線を崩さずに、地道に対応をさせていただきたいと考えております。

9番（林さん） ただいまお答えをいただいたところでありますけれども、こういう危機的なときに、行政として何ができるかということでは、今適切な情報収集が大切ということを一番先に町長、お考えを述べられました。

この情報収集についてでありますけれども、国や県の流れの情報を企業の皆さんにお知らせする。また一方では、企業の皆さんたちの大変な状況を、行政としても集めなければいけないという両方の立場があると思っておりますけれども、今回、私ら商工会役員さんとの懇談の折には、本当に大変厳しい状況の中で、仕事があればありがたい、どんな仕事でもやりたいけれども仕事がないということ。そういうことで、春までは耐えて、春先、4月、5月になるか、そのころまでは耐えているしかないというような厳しい赤裸々なお話をお聞きするわけです。その中では、もう人材をカットせざるを得なかった、そういう情報について、町としても、当然、収集はで

きているかと思うんですけれども、その辺、いかがでしょうか。

私たちはそういう懇談の中で聞きましたけども、行政としても、当然、その点についてのお聞きした後の対応とかは、どのようになさっているか。ちょっと1点、お聞かせください。

町長（中沢君） 情報収集あるいは企業の悩み、そういったものについて、現状等の把握については、何度も申し上げておりますが、商工会、そして30人以上の企業の皆さんにお集まりいただいて、現実をお話し合うとか、あるいはまた、もっと生きた情報を交換したいということで、例えば本田技研の前の社長さんに来ていただいて、講演の後、膝を交えて、いろいろ企業と話し合う。そしてまた、そういった面を私なりがいろいろ補完しながら、お聞きする。

先ほど申し上げましたように、そのほか商工会、あるいはテクノセンター、テクノハート、そういった総会の都度、いろいろな面で情報収集はしておりますし、併せて、担当課において、金融機関等を通じながら、いろいろ現実を把握しているところでもございます。

何よりも、こういった対応ということは、金融ばかりでなくて総合的にものを見なければいけないし、この2、3年、ただ困る、困るというよりも、先がこのように見えてきたから、見えるからこういうことを今やって、苦勞しようじゃないかというような面もなければならぬなど、こんな思いもするわけでございます。

いずれにいたしましても、いろいろ国や県、そしてまた民間のノウハウを生かしながらの対応、そうしたことに学びながら、町が何ができるかということの中で、対応してまいりたいと考えているところでございます。

9番（林さん） こういう議会をはじめ商工会のほうから要望が出たということで、受けた要望については、私らはこうやって議会で議論することができますけど、受けた回答というか、町でする対応については、商工会のほうへはどのような手段で回答できるようにしているのか。その辺はいかがでしょうか。

町長（中沢君） 商工会長とは、週に1回となく2回、また今日もお会いするわけでございます。そういう中で、回答というよりも、互いに状況を把握し、議論し、どういうふうにするかということが大事でございますので、常に常時やっているところでもございます。

9番（林さん） 総合的な相談窓口について、お伺いいたしますけれども、先ほどの答弁の中では、企業さんのほうの相談窓口についての内容が、私には聞き取れたわ

けですけれども、生活に困っていて働き口がないような人たちに対する、そういうお話を聞く体制はどのようになさっているか、お聞かせください。

産業振興課長（宮崎君） 相談窓口というようなことで、一応、私どものカウンターの前にすでにその表示はさせていただいてございますけれども、いろいろな意味で、今の雇用のお話ということであろうかと思えますけれども、それらにつきましては、実際の話は、やっぱり職業安定所等々の話という部分にも、場合によっては、職業斡旋は私どもはできませんので、話になってくる部分もございます。いずれにしても、お話いただければ、そういうところへおつながりはしてまいりたいというふうに考えてございます。どのくらいできるのかという問題はありますけれども、できるだけお話は承っていきたいというふうに考えております。

9番（林さん） 次の、相次ぐスーパーマーケットの閉店についてですけれども、西友がなくなったということについては、本当に大変な思いをしていますけど、先ほども何か、これからも情報収集には努めていただけるというお話が課長のほうからありましたけれども、西友跡地についての情報は、何かおつかみでしょうか。利用方法について、もしおありでしたらお聞かせください。

産業振興課長（宮崎君） 西友跡地の利用につきましては、今の西友さんの本社からお見えになった皆さんとお話をさせていただきました。

そういう中で、やっぱり一番私どもがお願いしたのは、すでにそこに地権者さんもいらっしゃる。最初に、業務については、答弁で申し上げましたように、もう決定されているということで、覆すことができないというような部分でございます。次に私ども心配するのは、やっぱり地権者さんの対応ということでございまして、それについては、一応ご理解をいただく中で進めているということと、現在の建物等については、次の準備ということも含めて、全部撤去して舗装も剥ぐというようなことでございます。

ただ、私どもがお願いしているのは、やっぱり後利用について、ぜひお力を借りたいんだというお話をさせていただいてございます。その中で、斡旋したところもあるようですが、現実的にはうまくいかないということでございますが、そこら辺の真偽というのはどうなっていくのかという問題はありますが、私どものお話の中では、引き続き、努力はしていきたいというお話をいただいております。

9番（林さん） それに関連してですけれども、産業構成の中で、昨日の一般質問では、農業振興が大変弱いというようなお話がありましたけれど、坂城町の場合は、

商業もそれに劣らず悪い状況にあると思います。

先ほど政策について、どのように考えていくかということでお聞きしたんですけど、今のご答弁では、現在の状況をお聞きするだけにとどまっていたように感じますけど、これからの方向がとても大事だと思います。お店がなくなった町で、どうやって住民は生きていくのかということ。その辺を考えれば、政策の重みはそちらへ向けていただけることが、ぜひ必要ではないかと思いますが、政策に対して、もうひとつお答えいただきたいと思います。

町長（中沢君） 町の商店街がさびれていく、なくなっていくということは、大変寂しいことだと思います。住みよいまちづくりになくてはならないことが、商店街のサービスでございます。楽しみでございます。そういった中で、従前、いろいろ上田やあるいは長野に商圈があって、やむを得ないんだよというような理解が一般的でございましたけれども、ここで私は、政策提言として、坂城に住む方が、いろいろ商店街の活性化のために、坂城で物を買ってくださいよと、こういった運動展開が必要であろうと、こんなふうを考えております。そのためには、それに似合うものの物産等の開発も必要でございますけれども、そういった面で、各家庭が、それぞれそういう気になってもらわないとさびれるばかりでございます。そういった行動、新たな行動を展開するべく施策展開をしてまいりたいなど、こんなふうに思っております。

そしてさらに、いろいろと足の確保ということがございます。広範な行動が容易にできるということになれば、道の安心、安全、道路の整備、あるいはまた巡回バス、こういったものをもう少し工夫することができないか等々、あろうかと思えます。これはみんな考えてもらわないと、施設的には、この10年で相当、鉄の展示館もいろいろ整備されたと思いますので、そういった面は、みんなの意識改革、協力でやる以外に、町のそういったにぎわいの創出はできないんじゃないかと、こんなふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

9番（林さん） ただいまの町長の、坂城の町は今までも十分の整備を、横町、立町についてでありますけど、にぎわいの創出に向けては、いろんな政策をしてきた。あとは坂城町に住む人の気持ちにかかっている、確かに私もそう思います。坂城に住む人が坂城の町を育てないでどうするんだというような極論もあると思います。みんなの意識計画は、坂城の町をいずれにぎやかな創出で、あっちにもこっちにも人が見えるような、今歩けば本当に通りに人がいないんですけども、そういうと

ころがにぎやかになることを願ってやみません。

また、足の確保について、今町長のほうからお話がありましたけれども、確かにお店ができれば、その循環バスに乗って、町のほうへもお買い物に来ていただけるということで、どのくらい先の話かはちょっと目安がつきませんが、早い段階で効果が現れるような政策の展開をぜひ願っております。

2. 中沢町政3期目の折返し点で

イ. 公約達成をどう評価するか

平成21年4月、中沢町政は3期目の折返し点を迎えることとなります。平成19年6月議会で、町長は3期目の町政運営にあたり、選挙で訴えた公約を踏まえ、自然と人と産業が共生する、ものづくりとやすらぎのまちづくりに精一杯努力すると固い決意を述べられてから、早いもので任期後半への過渡期にさしかかるわけがあります。

平成11年の町長就任以降、地方自治体を取り巻く環境は、地方分権を旗印に、平成の大合併、三位一体改革等による歳出削減は、地方の財政運営をますます厳しいものとしている状況にあります。その中にありながらも、自律のまちづくりに町の方向性を決め、歩み続けられたということは、町政運営の要である足腰の強さ、言い換えれば財政力に大変恵まれていたからこそにはかならないと考えるところであります。

しかし、予想外である今回の世界金融危機のとてつもない打撃が、坂城町の今後にどれほどの影響を与えるのか、大変危惧するところであります。時を同じくして、中沢町政は、3期目の折返し点を迎えるわけであり。そこでまず、町長は3期目の出馬にあたり示された公約の達成をどのように評価されるのか、お伺いいたします。

ロ. 任期後半に臨む課題と姿勢は

任期後半のスタートである平成21年度予算編成は、企業環境の悪化を受け、法人税減収など、相当の厳しい状況下で組まれることとなります。今後の町政運営で課題とするところはどんなことであるのか。またそれらに対し、どのような姿勢で取り組まれていくのか、併せてお伺いいたします。

町長（中沢君） 私が第3期の町政を担う、まだ半分来ないところがございますので、評価というよりも、この1、2年の中での足取りといいますか、そういった面を少々申し上げていきたいなど、こんなふうに思うところでもございます。

町政を担当するにあたって、公約として5つの柱立てをしたなど。そういった面から、状況をお話してまいると。

まず、ものづくり、創造と技術の地域の経済の活性化をすべての基幹にしたいということであったわけですが、そういう中では、産業集積と雇用の創出という観点から、工業用地の確保、坂城テクノセンターによる支援体制あるいは営農共同活動のためのそういったものの強化等に努めたところでございます。

匠と歴史の里、にぎわいのまちづくりという中では、鉄の展示館あるいは宮入行平刀匠の顕彰機能をより充実するというところで、新たに改修工事を進めております。内外の皆さんで、坂城町の鉄の展示館はという思いから、最近、何人かが大事な刀を寄贈していただけるということで、この1、2年のうちに3人、4人の皆さんからお話が出てまいっております。

ふるさと歴史館におきましても、北国街道、横吹の今と昔をテーマに、新たなる展示も始まっておりますし、埋蔵文化財センターの中でもいろいろな新たな展示、青木下の展示もようやく皆さんの目に触れるようになったところでもございます。

特産品の開発、これは大事だということで、ブランド化でございます。味ロジックわくわくさかきの皆さん、あるいはねずみ大根の焼酎といった現実にさらに将来が見込めるものも出てきたなという思いがでございます。

安心、安全、支え合う子育て、あるいは高齢者支援の関係でございますが、福祉の制度は、国において、改正が常に頻繁に行われるということで大変でございますが、周辺に落ちないように、負けないように、いろいろ職員にも対応させていただいているところでもございます。

障害支援の関係では、千曲市とともに、障害者相談支援室等をつくり、いろいろな面で対応しておりますし、障害者計画の策定に取り組んでいるところでもございます。

日々の防犯、交通安全等の支援、そしてまた、そういった面から、特に防災面では、村上地区に万一に備えた備蓄庫と消防署の詰所を整備したということでもあろうかと思えます。

保健、介護、医療の充実、生き生きとした健康づくりもでございます。特定健診、特定保健指導をはじめ乳児、乳幼児等の各種健診、そして健康教室等々、いろいろ進めておりますし、時にはびんぐし湯さん館との連携で、水中健康教室、比較的人気を得ているなど、こんな思いもでございます。

新たなものとして、健康フロンティア、自分の体は自分で守っていこうということの基礎づくりに、信州大学の学長さんや病院長さんまでもお願い申し上げまして、少子化対策の一助にと考えて、対応したところでもございます。

日赤上山田病院の後医療につきましては、愛知県の医療法人寿光会が決まったということで、今後に期待されるところでもございます。

食育の関係でございますが、健康はまず食事に始まります。そういった面から、食育・学校給食センターという構想の中で、厳しい中でも対応してまいりたいと、こんなふうに思っております。

坂城ならではの新たな柱として、花と緑いっぱいのもちづくりということ、ばらのまちづくりでございます。産業が息づくところには住みよいものが欲しいんだと、その中でばらに挑戦している。技術面にも大変難しいことではございますが、薔薇人の皆さん、あるいは企業の皆さん等の本当のボランティアを根っこにしたばらづくりが進んでいるなど、こんなふうに思っております。

来年の6月には、全国ばら制定都市会議等も開かれるということで、これまた薔薇人の会が主体ということでもございます。さかき千曲川バラ公園の拡張工事を進めるとともに、国道18号線の昭和橋左岸あるいは各学校等にもばらが見えてきているということで、新たな潤いと、そしてまた、各地域で坂城をいろいろと注目していただいているということでもあろうかと思っております。

循環型社会の対応といたしましては、長野広域連合の焼却施設建設が計画どおりには進んでおりませんが、その方向に進んでいるということでございますし、また、坂城の課題でございます下水道、道路整備づくりについても、いろいろな面から進めております。小網地区については、一般浄化槽ということの新たな提案もいたし、そういった方向に走っているところでもございます。

道路ということは重要な課題で、まちづくり交付金等も来年は最終年度を迎えるということでもございます。とりわけ、坂城更埴バイパスの早期実現ということ、これは大事でございまして、先日も国のほうへいろいろお願いもしてまいっております。鼠橋の開通と合わせて、その先線の事業化にも出端がついたなど、こんな思いもいたしております。県道上室賀停車場線の整備も進んでおります。これらは国や県の財政が9割以上を持っていただけるということで、そういった面を生かしながらのお話でございます。

ふるさとの発信あるいは地域力、教育力の向上も1つの柱に掲げております。信

州大学、長野大学、そしてまた遠くは中国の復旦大学等の経済文化交流も進めております。今年は特に上海の嘉定区の実験小学校と坂城の3小学校の相互交流ができたということは、新たなる歩みかなと、こんなふうにも思っているところでもございます。ふるさとの再発見、さかきルネッサンスといった面からも、いろいろ施策を展開しているところでもございますし、村上フォーラム等を通じて、新たなる芽生えが出てきたと、こんなふうにも思っております。

坂城高校の支援につきましては、これは坂城の本当に大事なことでございますので、今後とも意を尽くしてまいらなければならないと思っておりますし、小学校の耐震化も進めていくということでございます。児童には、生きる力を身につけるということをいろいろの面から対応してまいりたいと、こんなふうにも思っております。

さらに、オリンパスの跡地利用につきましては、時代の趨勢等を的確に把握しながら、工業用地ということで、新たなる展開をしたところでもございます。

最後に、未来を開く創造と自律のまちづくりということ、これは大事なことでございます。住民自らが考え、住民の責任において行動をする、こういったコミュニティが重要でございますので、そういったコミュニティ機能の充実にいろいろ意を用いたと、こんなふうにも思っているところでもございます。

また、行財政の改革という面においても、経費の削減、そして22年度を最終年とする集中改革プランの実行に向けて、取り組んでまいったところでもございます。今後の問題といたしましては、今の長期計画が22年までが長期計画の目標年次でございますが、21年に新たなるものを作成していかなければいけないという時期にもかかっているかなと、慎重に対応してまいりたいと、こんなふうにも思っております。

そのほか、皆さん同様、下水道の問題があります。食育・給食センターの問題がございまして、いろいろ財政の厳しい中ではございますが、工夫を凝らしながら、何とか対応していきたいというのが今後への対応でございます。町全体が一人ひとりが輝く町ということ、さらにそういったきずなの深い町にしてみたいと、こんなふうにも思っております。

9番（林さん） 町長の自己評価をお伺いいたしたところでありますが、先ほどの話にも出ては来ておりますけど、町長が一番、3期に出たときのインタビューか何かでお答えになっていたことで、まちづくり活動の参加者が一部に偏っているというような課題を発言されておりました。これからのまちづくりは、住民皆さんがどんど

ん参加していく中でというような、今町長のお話がありましたけれども、これにダブらせてみますと、2年の間にどれだけ参加状況が増えた等、町長自身、その点はどんな評価をなさいますか。その点をお聞かせください。

町長（中沢君） テレビの影響で、村上義清を中心にした、そういったイベント、そしてまた鉄の展示館なる歴史がある。さらにばらづくりという面では、多くの皆さんが、より参加し、内外の人にもいろいろ認め合っただけのような、そういうことになってきたかなど、こんなふうに思います。

それともう1つ、地味ではありますが、各地域におけるコミュニティ活動があちこちに展開してまいりました。そういった芽を大事にしていきたいなど、こんなふうに思っております。それにいたしましても、町を担う、関心を持つ、そういった人材の養成が大事でございます。そのためには、町の職員が各部署を離れて、そういったものに参加するような、そういった体制づくりを改めてしてまいりたいと、こんなふうに考えております。

9番（林さん） ただいまのお話の中にもありましたように、今職員の体制なんかもこれからは広げていきたいというお話がありました。私は来年度のばらサミットに向けては、町の一大イベントであるので、職員が率先して参加をするべきではないかということも、かつて質問したところでもありますけれども、薔薇人の会に入っている職員の皆さんは、本当にごく一部であります。町の職員の皆さんが、仕事にご苦労されていることはわかりますけども、ボランティアの皆さんも、仕事の中での時間をさいて、ああいう活動をしているという中で、ぜひこの辺は、町長のもう一押しで、職員の方が率先して参加できるような体制を希望しております。

それは返事をもらうということもちよっと具合が悪い面もありましょうから、こちらの希望として、お聞きしていただければよろしいです。

自律への意識を高めたいということが、結局は一番の課題だと思います。そのために、町長はGOGO機構をつくって、政策提言を受けて、3期目は実践していくんだというような心のうちを語っておられました。私もこのことについて、幾度か聞いている中で、長期総合計画の中でやっていくんだというような話が出ておりますけど、結局は長期総合計画でなさっているということは、行政がやっているということではないかと思います。やはり、その立ち上げた人たちの力というものが、今後、何らかの形で組織化して、今の町長の一番望んでいる、住民の人たちが何とかしようというようなことにつながっていくような展開が、とても私としては大事

なことで、一番望むところではないかなという考えも持っているわけですが、結局はこのままGOGO機構の皆さんがいない中でやっていくということよりか、やはり組んでいただいた人たちの力を、もう少し町政に生かせるような仕組みについては、いかがお考えになっていくのか、町長のご見解を求めたいと思います。

町長（中沢君） まちづくりの中において、核を成す、そういった人の集団の養成というよりも、参加者がより多くなければならないなど、こんなふうに思っております。

GOGO機構に携わった方、一生懸命いろいろ提言していただき、それが長期計画の実行計画にも移されているわけでございます。そうした面での参加者が、各地域でいろいろな面で活躍されているということ、これまた心強く思う次第でございます。

まちづくりといいましても、いろいろな手法があるなど。しかし、坂城の町は変ってきたなど。例えば、国道事務所が横吹にばらの国道を、国道ばら街道をつくる。そのときの水管理をどうするかとあって、悩み悩んだところ、結果的には苜屋原で何人かの皆さんが、私たちも担うよというお話も出てきております。あるいはまた、先日、上平の区民まつりに参加しますと、これほどまでこの地域は頑張っているかなど、こんな思いもしております。南条の中でも、いろいろと花づくりに精を出していただいて、四ツ屋、いろいろな面で頑張っておりますし、また南日名でも生産を中心にした新たなグループ活動ができてきているかなど。

これは、行政の力というよりも、地域の皆さんの意識が変わってきて、おれたちの町をよくしようという意欲の現れだなど、こんなふうに思っております。そういった皆さんの力を、より生かしながら、みんなで進めていく行政、これが自律のまちづくりかなど。おらの町はこうだよということで、一人ひとりが誇りを持ち、参加することが何より大事だと、こんなふうに考えております。皆さんのご支援をお願いいたします。

9番（林さん） 私、今の2の項目の中では、ロの任期後半に臨む課題と姿勢についても質問しておりますけど、これについてのご答弁は、どなたからいただけるのでしょうか。

町長（中沢君） 先ほど申し上げた中で、時間を見ながら、一定の方向はお答えしたつもりでございますが、今後の町政運営ということについては、いろいろな新たな問題が出てきております。とりわけ、財政的な面でも問題が出ております。将来

世代の負担を極力抑えろとか、公債費等の義務的経費がございすが、こういった体質を改善していくということもいろいろあるかと思ひます。集中プランによる持続的な取り組み、いずれにいたしましてもやるべきことはやる。そのためには経常経費の徹底した削減ということ、それと坂城町ならではの潜在力を生かして、そういう産業の基盤づくりをしていきたいと、こんなふうを考えております。

一人ひとりが生き生きと暮らし得る、そういったものづくりとやすらぎの町に向けて頑張つてまいりたいと、こんなふうを考えております。

9番（林さん） 時間の都合でカットされそうになつたかななんて思ひながらも、1点だけお聞きいたします。

下水道事業の10年短縮について、前議会で町長が提案されたことがあります。こういう厳しい状況の中、国のほうへ話をもちかけてということで、課題も大きいかと思ひますけれども、その辺、小網の状況と国への要望の状況で何かお話いただけることがありましたら、お話いただきたいと思ひます。

町長（中沢君） 町民の皆さんに何とか下水道を、あるいは浄化槽をとすることは私の切なる願ひでございます。小網につきましては、何度かいろいろ懇談し、一般浄化槽ということで、より早くするという方向で進めてまいります。また、下水道についての国への陳情でございますが、国と県、町という関係になるわけでございます。県と町が、合わせて国へ、何とか幹線をより伸ばしていただき、そしてそれが経費につながるよふということ、その前提にたつて10カ年計画を立て、よりよい下水道づくりに進めてまいりたいと、こんなふうを考えております。

9番（林さん） あと1分という貴重な時間でおしまいにするわけです。平成19年4月の町長及び私も議員選挙において、当時、一番重要な課題とされた1つに、長野赤十字上山田病院の存続問題がありました。存続させるにつけて求められた病院運営で生じる巨額の赤字に対する財政支援をするか否か。地域医療のあり方を巡つて論戦が交わされておりました。ここ1年、だいぶ状況が変わりまして、診療所体制を経て、来年4月には、医療法人寿光会が後医療を引き受けてくれるということで、その準備が進められているということで、大変うれしく思つております。今、世界中がこのよふな危機に陥つている。この危機も、時がたてば上山田病院の大変な問題のよふに、また何らかの解決方法が出てくるのではないかと心から1日も早い回復を願ふところでありまふ。

それにつけても、厳しい財政状況の中で、どこにお金を使うのが一番ベストなの

か。究極の判断が求められている時期でもあると強く思うところであります。

以上で一般質問を終わります。

議長（池田君） ここで、10分間休憩いたします。

（休憩 午前11時01分～再開 午前11時12分）

議長（池田君） 再開いたします。

次に、7番 入日時子さんの質問を許します。

7番（入日さん） 今年も残すところ20日余りになりました。相次ぐ食品偽装や冷凍食品の農薬混入、汚染米など、食の安全がないがしろにされ、検査体制の不備と政府の無責任な輸入政策が浮き彫りになりました。今まで日本は、自動車など工業製品の輸出と引き換えに、農産物の輸入自由化を図り、日本の農業を切り捨ててきました。これから起こる食料不足に対しても、全く無策です。

さらにこの暮れに来て、地球規模の経済不況により、職を失う人や仕事がない企業など、多くの人々が不安と困窮にさらされています。この不況を乗り切るには、政府や大企業の意識改革が必要です。日本経済を安定させ、経済大国としての主導的役割を果たすべきだと思います。そのためには、政府が雇用を守る社会的ルールをつくり、大企業の優遇税制の見直しや内部留保を吐き出させれば、下請いじめの低コストや首切りを回避できます。優れた経営者なら、自社の利益だけでなく、日本経済全体の発展に展望と責任を持ち、「金余れども人減ぶ」にならないように心がけるべきです。

政府も2兆円をばらまきではなく、消費税率の引き下げや福祉予算の増額を図り、年金の充実や後期高齢者医療制度の廃止を図るほうがはるかに経済効果も上がります。すでにイギリスでは、消費税率を引き下げ、個人消費の拡大を図っています。

町長も、国の経済対策任せではなく、全国の自治体に呼びかけ、地方自治体が自律できる財源確保や個人消費が伸びる経済対策を要求すべきだと思います。

それでは本題に入ります。

1. プラゴミ収集について

イ. プラスチック製容器包装の収集について

焼却ゴミを減らすため分別収集が進められ、その一環としてプラスチック収集が始まり、毎週、区の役員さんや区民が交代で当番をしています。町から支給された大きな袋がいっぱいになると縛り、次の袋を用意するなど、結構力のいる作業です。早朝の忙しい時間帯でもあり、冬の寒い時期や雨降りの日などは、当番の負担も重

く、何とかならないかという声も多く聞かれます。すでに導入されてから数年が経過し、分別収集も徹底されてきました。

上田市では、プラゴミを指定袋に入れ、最寄りのゴミ集積所に出しています。坂城町でも、可燃ゴミの収集日と曜日を変え、指定袋に記名して、近くのゴミステーションに出せるようにできないか。袋も可燃ゴミと同じ袋で、色だけ変えるとか、不燃ゴミの袋を利用するようにするとか、工夫すれば、町も新たな開発コストをかけなくて済むと思います。既存のゴミステーションを使うので、歩いて行ける範囲にあり、収集場所が車で混雑することもなくなります。省エネやエコにもつながると思います。プラゴミ収集について、課長の前向きな答弁を期待して、最初の質問を終わります。

住民環境課長（宮下君） プラスチック製容器包装ですとか、紙製容器包装などの資源物の収集につきましては、区の役員の皆さま、当番の方々には、大変なご尽力を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

プラスチック製容器包装用の指定袋を作成し、指定袋によって収集所に出すよう改善したらどうかというご質問でございますが、ご質問のとおり、現在、当町では、町民の皆さま、各自治区の皆さまのご理解とご協力のもと、循環型社会の形成に向け、ゴミの分別収集を行い、減量化に取り組んでいるところでございます。

収集されました資源物は、葛尾組合のストックヤードにおきまして、圧縮、梱包などの処理がなされ、財団法人日本容器包装リサイクル協会が指定しました業者に引き取られ、リサイクルがされています。この引き取りの際に、リサイクル協会の規定に基づいた品質検査によりまして、ランク付がされております。このランクが最下位となりますと、引き取りが拒否されることになり、リサイクル協会以外の引き取り業者に高額な費用を支払い、処理することになります。

現に、県外のある自治体がその対応に苦慮しているとの報道もあったこともございます。当町におきましては、現在のところ、皆さまのご協力によりまして、上位にランクされ、高い評価を受けているところでございます。

現在、可燃ゴミ、不燃ゴミの収集につきましては、町民の皆さまに指定袋の購入代金を負担しているところでございますが、新たにプラスチック製容器包装の収集に指定袋を導入する、もしくは今あるものを流用するという形になりますと、さらなるご負担をいただくことになるということでございますので、慎重に考えていかなければならないと存じます。

また、生活様式が多様化する中で、地域で決められました排出時間に出すのが大変ですとか、もちろん雨ですとか、風ですとか、そういった状況もあろうかと思いますが、地域によっては、1時間半、1時間の対応、30分というようなところもごございます。地域の皆さんが排出しやすい方法を、地域において協議をされ、現在の分別収集システムの中での対応をお願いしたいと存じます。

また、お話のとおり、お勤めの方等、大変かと存じます。一歩進んでいただきまして、地域での社会参加や地域貢献の1つともお考えいただきまして、事業者等の皆さまにもご理解とご協力を賜りたいと存じます。

7番（入日さん） 今課長の答弁では、地域コミュニティの上でも必要ではないかということと、それから負担を新たに強いるという答弁でしたが、負担については、いろいろな人に聞いたら、今の可燃ゴミの袋程度の負担でプラゴミの当番をしなくても済むなら、そのほうがずっといいということが圧倒的でした。

地域のコミュニティ上、当番も必要ではないかという地域の声も確かにあります。でも、だんだん高齢になってきて、やはり立つということ自体が大変になっているという、地域の高齢化については、役場の方々は十分ご承知かと思っておりますので、やはり今後に向けて、今のままでいいとは思ってはいらっしゃると思います。そういう意味でも、多少の負担は増えても、町民ができるだけ負担がかからないように、本当にそういうことを心がけているやさしい課長ですので、1年ぐらい熟慮の機会を与えますので、ぜひ前向きに検討して、実行していただけるように信じています。

それでは時間の関係で、次の質問に入らせていただきます。

2. 温暖化防止の取り組みについて

9月議会で町長は「研究に研究を重ねてまいりたい」という悠長な答弁でしたが、報道では2005年の長野県のCO₂排出量は、前年度比2.1%増となり、1990年より15.3%増えてしまい、削減に向け、一層の取り組みが必要になっています。地球温暖化による異常気象や農作物への被害、ツバルやベネチア等の浸水被害、氷河の減少など、影響は広がる一方で、まさに今真剣に取り組む、対策をとらないと地球は壊滅してしまいます。今生きている大人の責任として、もっと危機意識を持ち、坂城町の首長として、でき得る最大限の対策をとる答弁を期待して、質問に入ります。

イ. 新エネルギー活用について

町でも平成17年に新エネルギービジョン策定事業報告書が出され、新エネルギーの導入や研究開発に対し、町独自の助成、支援制度の制定を検討するといっています。

データでは、町の1人あたりのエネルギー需要量は、年172.2で全国平均の112.9を大きく上回り、CO₂排出量も年14.9で全国平均8.8の1.7倍です。原因は、製造業の多さや自動車の保有台数、冬の暖房などが影響していると分析しています。アンケート調査では、省エネや環境問題に関心のある人が95%と圧倒的でした。太陽光発電や太陽熱など、コストが安ければ導入したいという人も多くいます。省エネを進める対策として、補助金制度を望むと答えた人が、一般では35.1%、事業者では45.2%と強い要望があります。

上田市では、新エネルギー活用施設設置補助制度により、太陽光発電や太陽熱利用が飛躍的に増えています。前回は紹介しましたが、坂城町より財政規模の小さい御代田町は、新エネルギー導入奨励金として、太陽光発電、太陽熱、クリーンエネルギー自動車など、幅広い対応をし、確実に成果を上げています。クリーンエネルギーの軽自動車を購入したら2年間、軽自動車税の免除をする自治体もあります。来年度は財政が大変厳しくなることは十分承知していますが、不況で大変なときこそ、新エネルギー活用を進め、内需拡大を図ることが大切だと思います。

中東でも石油枯渇を見据え、石油に代わる新エネルギーの活用に力を入れています。まして輸入頼みの日本は、率先して自然エネルギーの活用を図るべきだと考えます。家庭や中小企業を応援するためにも、町民要望に基づき、補助金制度の実施を強く期待し、町長に答弁を求めます。

ロ. 自治体の省エネ計画は

9月議会で町長は「役場庁舎をはじめ公共施設について実行計画を策定するよう指示している」と答弁されました。住民環境課長も「公共施設で使用した電気、ガス、ガソリンなどの使用料からCO₂排出量を算定し、平成28年までに6%削減を目指すべく資料を集めている」という答弁でした。

18年度の使用料や排出量は算出できたのでしょうか。南条保育園では、太陽光発電を設置しましたが、使用量が多く、売電分はほとんどないと伺いました。しかし、昼の明るいときに電気をつける必要があるのでしょうか。もちろん、むやみに各施設の消灯をしろと言っているわけではありません。照度計できちんと計り、十分な明るさがあれば、電気をつけないという心がけが必要ではないでしょうか。

この前は、自動販売機のことにも触れましたが、細かく点検すれば、省エネは十分可能だと思います。エコチャリに取り組み、近いところは自転車で行く自治体や、マイコップ、マイはし、冷暖房の温度設定など、全国の自治体でも省エネへの取り組みや意識も広がっています。

川越市役所では、壁面にアサガオのつるを伸ばして、目にも涼しく、室温の上昇を抑える緑のカーテンや、昼休みの消灯などを行い、「無理なく、抵抗なく、自然体で省エネ」を呼びかけ、節電運動を実践したところ、1年間で5%以上の電力を削減でき、節電で浮いた5千万円を市民に還元すべく、住宅の太陽光発電システム設置費補助事業を実施しました。また、図書館に屋上庭園をつくり、ハーブを植え、室温を下げるとともに、心地よい香りが漂い、カラスよけにも効果があるというすばらしい成果を上げています。

当町でも、職員の提案制度などで、よいアイデアが出るとは思いますが、公共施設の省エネ計画はどこまで進んでいるのでしょうか。

ハ. まきストーブの普及を

町内には果樹栽培に携わる農家も多く、剪定の枝や森林から出る間伐材なども多いと思います。灯油の高騰に伴い、ペレットやまきストーブが脚光を浴びてきました。特に今のまきストーブは、煙や臭いも出ず、灰も少ない高性能な製品になってきています。火力も強く、調理もでき、省エネにもつながります。

もう1つの利点は、紙なども燃やせ、ごみも減らせます。今後、長野広域では、ごみ量に対して経費負担が9割になり、ごみの減量を図ることが自治体の経費削減にもつながります。

昨日の住民課長の答弁でも、ごみの減量は地球環境を守る上で重要だと言われました。まさにそのとおりで、ごみの減量を図り、化石燃料に頼らないためにも、まきストーブの普及は意義があると思います。助成制度があれば、普及の大きな力になります。実施に向け、前向きな答弁を期待して、1回目の質問を終わります。

町長（中沢君） 温暖化防止への取り組みという中で、新エネルギーの活用を私のほうから説明させていただきます。

エネルギーの枯渇問題、地球温暖化問題、環境破壊問題など、私たち周辺のエネルギーとの関わりは深くなってきており、地球規模での深刻な問題にも直面しております。

坂城町におきましても、環境負荷の少ない新エネルギーの導入や省エネルギーの

推進に努めるべく、いろいろ努力しておるわけですが、その具体的な対応として、16年、17年の2年間にわたり、坂城町の地域新エネルギービジョンを作成させていただきました。140ページに及ぶ労作でございまして、いろいろなことが盛り込まれているわけですが。

ご質問のとおり、ビジョン策定にあたっては、いろいろ、まず町民のアンケート調査も実施いたしました。そうした調査の中では、新エネルギーについて、コストが安ければ導入してもよいという回答は少なくございません。特に、太陽光発電については45.4%の最も高い割合で関心を持っておられます。小中学生に対するアンケート調査でも、坂城町において、導入を望む新エネルギーについては、まず太陽光発電が76.1%と圧倒的に高く、降水量が少なく日照時間が比較的長いという坂城町の自然条件を反映しているかなと、こんな思いもございます。

町民のアンケート調査における新エネルギーの導入施策についての回答では、公共施設への太陽光発電の導入を期待するものが66.3%、そしてまた、補助金などの助成策が35.1%でございました。

これらを受けて、ハード面での導入プロジェクトとして、太陽光発電を第一に位置づけたわけですが、平成17年に建設いたしました南条保育園には、太陽光発電システムを導入したところでもございます。個人向け、いわゆる住宅用太陽光発電につきましては、新エネルギー財団の助成が当時あったんですが、現在、国の施策の中で、その施策は終了となっております。

独自の助成制度ということ、自治体でいろいろ工夫しているよということですが、こういった問題は、何より国の対策を受けてやるのが大事かなと、こんなふうにも思っております。坂城町として、何らかの取り組みを考えてみたいとは思いますが、まずは地球規模での課題ということですので、国の助成制度を補完するという形ができればと考えているところでございます。そういった観点から言えば、より多くの皆さんが参加、実施するということがなければ効果が上がらないと、こんなふうに考えております。

国においては、住宅用太陽光発電の価格低下などを盛り込んだ、太陽光発電の導入拡大のためのアクションプログラムを11月に公表されました。家庭用太陽光発電の設備費用の一部を助成するというもので、2009年の予算要求の中でも盛り込まれているというような新聞報道でもあるわけですが、これらの動きを期待するとともに、町民アンケートにおいても実に95%の皆さんが関心を持っている、

そういった省エネルギーからいろいろ進めることが大事かなと、こんな思いもいたしているわけでございます。

坂城町の地域新エネルギービジョンの中にも、いろいろさまざまな提案がございます。導入プロジェクトといたして、太陽光発電の問題、太陽熱利用の問題、あるいは環境に即した自動車の投入等々、またできれば小型でもあるが水力発電の問題等々も提案されているところでもございますが、生活の面では、省エネ対策ということから出発することが大事かなと、こんなふうに思っております。

こういった取り組みがなされるわけでございますが、私どもといたしましては、総体的組織の中で、そういったより関心を持つということ、そしてまたリーダーの養成、そして学校あるいはいろいろな面で環境教育といいますか、省エネの普及に努力してまいりたいと考えております。

企画政策課長（片桐君） まきストーブの普及をについて、お答えを申し上げます。

間伐材など、山林の中に放置され利用されていない資源の有効利用と、併せて地球温暖化防止にも効果があるといわれている木質バイオマスエネルギーの利用促進として、ペレットストーブやまきストーブの導入を進める動きも出てきております。

長野県におきましては、県が認定した信州型ペレットストーブ3製品の導入に限って補助制度を設けております。ペレットストーブ、また、まきストーブ、いずれも燃焼する際に二酸化炭素を排出するため、温暖化防止の効果を疑問視する声も一方にあるわけでございますが、また他方、その排出量は、樹木が成長する過程で吸収する二酸化炭素の量とほぼ同じと、つまり木は二酸化炭素を出した分だけ吸収する賢い燃料で、温暖化防止に効果があるともいわれておるところでございます。

しかし、ペレットストーブもまきストーブも、購入や設置に多額の費用がかかるということで、また、まきストーブにつきましては、手入れが大変、また燃料とするまきの確保につきましても、庭木の剪定の枝だけというわけにはまいらないという状況で、なかなかご苦勞をされているということも聞いておるところでございます。低価格化や管理のしやすさといったことが進まなければ、特にまきストーブにつきましては、相当の補助を行わなければ温暖化防止のための普及拡大を図ることは難しいのではないかと感じております。

近年、町財政も急激に厳しさを増している状況でございます。今後、国、県等の動向も合わせ、将来に向けての検討課題というふうに考えております。

住民環境課長（宮下君） ロの坂城町の省エネ計画はというご質問にお答えいたしま

す。

政令都市、特令都市、中核都市には、地球温暖化対策の推進に関する法律によりまして、それぞれ地域推進計画の策定が義務付けられております。長野県全体といたしましては、長野県地球温暖化防止県民計画が策定されております。

ご質問のありましたすべての市町村が策定しなければならぬ地方公共団体の事務及び事業に関する実行計画等の策定につきましては、9月の議会でもお答えをしたところでございますが、平成18年度の役場庁舎をはじめとする町の出先機関、例えば文化センターですとか保育園、消防詰所を含め40カ所で使用しました電気、重油、灯油、ガス、ガソリン、軽油の使用量から二酸化炭素の排出量を算出し、これを基礎とし、ご質問の中では28年ということでしたが24年までに6%の削減を目指すと、目標とするものでございます。

進行状況はというご質問でございますが、現在、18年度と19年度の使用量という形での取りまとめをしているところでございます。使用量に排出係数を掛けましてCO₂の排出量を計算しますと、平成18年度が1,451トン、CO₂が排出されたということでございます。19年度を比較しますと18年度に比べまして5.7%の削減が図られております。このうち全体の60%が電気の使用によるものでございますので、今後、排出量削減に向けまして、役場内の各関係部署とできる施策等を協議し、策定をしまいたいと思います。なお、当町の実行計画につきましては、年度内での策定を進めているところでございます。

7番（入日さん） 地球温暖化は、ここ50年、すごい速度で進み、予想を大きく上回っています。これを止めるには、この10年が決定的な意味を持つというのに、日本政府は何も対策を立てず、せっかく開かれた洞爺湖サミットでもイニシアチブがとれず、会議の進展に最も後ろ向きの発言や行動をした国として、環境NGOから日本政府はバッドジョークの化石賞を与えられました。受賞の第1の理由は、京都議定書の枠組みで、自国の削減目標を明らかにしていない、第2は京都議定書の本質を葬ろうとしている、第3は途上国への技術移転に消極的だということで、日本は不名誉の1位から3位を独占しました。

省エネは大事だが、国の制度がなければやらないという町長の答弁も、まさに化石賞ものです。財政の悪化が予想され、町政運営が大変なことはわかりますが、そんなときだからこそ、町民や企業の省エネを推進し、経費削減を図る必要があると思います。中東のオイルマネーも自国の利益になる開発には資金援助を惜しまない

と、日本の国際銀行と提携しました。そこが窓口になり、有望な開発には資金援助されます。坂城の企業も大学の協力を得て、性能がよく安価なソーラーパネルの開発や高性能な充電システムなど、新エネルギーや省エネ関連製品など、市場が求めるものづくりができれば、展望が開けると思います。

温暖化防止の取り組みは、待ったなしの緊急課題であり、次世代にこの美しいかけがえのない地球を残せるかどうかの瀬戸際に来ています。新エネルギーの活用は、環境にもやさしく、省エネナンバーワンであり、多くの町民も助成制度を強く望んでいます。自治体によっては10万円から30万円の太陽光発電への補助制度を策定しているところもあります。せめて太陽光やクリーンエネルギー自動車への補助金制度を実施できないか、町長の英断ある答弁を再度求めます。

自治体の省エネ計画については、先ほど住民環境課長から答弁がありました。先ほどの川越市でも、公共施設の省エネを進めた結果、町民のエコ意識も大きく育っています。測定器を無料で貸し出し、家庭の消費電力の節減や省エネに取り組んだ家庭を、エコチャレンジファミリーとして認定したり、学校では、エコチャレンジスクール認定授業を出前講座や温暖化対策ハンドブックを普及しながら、取り組んでいます。年度内に自治体の実行計画を策定するということでしたが、ぜひそういう先進地の事例なども参考にして、取り組んでいただきたいと思います。

続いてハのまきストーブですが、今まで確かに非常に性能もあまりよくなくて、煙だとか臭いだとかが出て、迷惑をかけたというまきストーブも多くつくられていたようですが、戸倉のまきストーブの制作会社に私も見学に行きました。煙も臭いも出ない、非常に高性能な製品をつくっていて、一番安くても15～16万円ぐらいかかるんです。それで、煙突などの附帯工事をするとも10万円ぐらいかかると。30万円近くはかかってしまう。そういう中で、やはり少しでも補助制度があれば、そういう普及も進むのではないかと。

たまたま、昨日の信毎に、この「カラマツストーブ普及を」というのがあったんです。今までカラマツ材はヤニが出すぎて、燃料には向かない、まきには向かないということでしたが、このカラマツストーブは、そのヤニがあっても燃せるような工夫をしているというので、これからこの普及に力を入れると。それから、私有地のカラマツを民間業者が間伐して、その費用は地主から取らない代わりに間伐材を無料でもらって、それを販売して自社の利益を上げているという、そういうことに取り組んでいるところもあるわけです。ぜひ、いろいろな方向で検討して、ぜひ省

エネや温暖化防止のために実践していただきたいと思います。この2点について、もう一度答弁をお願いいたします。

町長（中沢君） 環境問題や省エネ問題等々については、ご指摘のように世界各国が取り組んでいる。方向はわかったけれども実践はなかなかという中で、実効が上がりにくいということは、残念なことでもあるわけでございます。

坂城町で熱エネルギー利用、省エネ利用ということは意外に先進地でございます。工業におけるそういった面での対応は他を抜いているなど。現在も産業技術総合研究所と合わせまして、町内の皆さんがいろいろシンポジウムなり研究をしている。その主要目的は、省エネから入っていくということで、そういった実践の事例と合わせて、みんな頑張っているということをご理解いただきたいなど、こんなふうに思っております。

併せて、これから各家庭における省エネルギー対策でございます。国もいろいろな面から提案はするんですが、ある面では、それがかえってなくなってしまうというような面も出ております。国のほうへも、そういったエネルギー対策というのは、国の骨幹として進めてもらおうと。そして、各県、各市町村がそれに対応して進めていくということであろうなど。家庭における省エネルギー対策というものには、それぞれの皆さんが意を用いてもらうことから始めていきたいと、こんなふうに思っております。いろいろ助成制度のそれなりの必要性はわかっていますが、意のままにならないというのが実状でございますので、こういった面もご理解いただきたいと思っております。

企画政策課長（片桐君） 確かに地球温暖化という点からでは、よろしいかと思うご提案でございますけれども、先ほど、昨日の新聞発表にありましたようにカラマツストーブのほうもだいぶ改良されてきているという状況も見ただけでございますけれども、間伐材と併せてということもありますので、森林整備という面からも含めまして、今後、考えてみたいと思います。ただ、先ほど議員さんが調べておいでになったように、安いもので15万円、煙突を入れると30万円からという結構高額な投資ということもありますので、今後、検討ということで、ご理解いただきたいと思っております。

7番（入日さん） ただいまの町長の答弁にもありましたが、全国でも坂城町の企業は頑張っって省エネを進めているよという話でした。本当にそれはそれで、企業の方々の大きな協力があって、町もこれだけのエネルギー削減ができてきたのだと思

いますけれども、そういう意味でも、やはり町としても、これから財政力の厳しいことは重々わかりますが、ぜひそういう助成制度を取り組んでいただきたいということ強く要望して、次の質問に入ります。

3. 坂城町の将来ビジョンは

イ. 住み良い町づくりについて

町内の大手スーパーや量販店の撤退が相次ぎ、歩いて行ける店が少なくなり、子どもや高齢者にとって暮らしにくい町になってきました。横町、立町も商店が激減し、さびれてしまい、子どものころのにぎわいがなつかしく思い出されます。「坂城どんどん」や「お客さま感謝祭」には大勢の人が集まり、にぎわいます。この人たちが町のお店で買い物をしてくれたらといつも思います。

それには、値段や品揃えの問題があるでしょうが、町民が地元のお店を大切にし、育てるという気持ちを持つことも必要だと思います。私も今まで、安いところに行き物に行く傾向でしたが、中国の冷凍食品の問題が起きてから、手づくりや地元のものを買うようになりました。

先ごろ、商工会の役員さんとの懇談会が行われ、工業の不況は今年の後半からだが、商業はバブル崩壊後からずっと落ち込んだままだと言われました。とても後を継がせる状況ではなく、後継者が育たない現状です。何とかにぎわいをつくりたいと、商店の方々は通りに花を飾ったり、古雛まつりなどを企画して、集客に大変な努力を重ねています。しかし、現実はなかなか人が集まらず、苦慮しています。

町でも、鉄の展示館やふるさと歴史館等、回遊できる施設や商業インキュベータとしてけやき横丁をつくりましたが、商店がにぎわうようにはなっていません。新たにけやき横丁で飲食店を開いた人も、人通りがなく、さっぱりお客が来ない。何とか人通りができる商店街にならないかと言われました。

今、ふるさと歴史館では「北国街道－横吹の今昔－」のパネル展をやっています。常設の坂木宿や和算の展示などもあります。私も何回も行きましたが、結構、見応えがあり、興味をそそるものがあります。庭も回遊できるようにするとか、和算についての実演をするとか、もっといろいろな取り組みをすれば集客が望め、滞留時間も増えると思います。駅前のB・Iプラザも埋蔵文化財の展示が行われ、坂城の歴史がわかり、勉強になります。駅周辺にいろいろな施設や周遊できる環境はあるのですが、PR不足なのか、人は来ません。改修した駅舎も黒づくめで暗いイメージが強く、電車から降りて見てみたいという気がまったく起きません。

鉄の展示館も、刀の展示に興味のある人はわずかで、最初から集客はあまり期待できませんでしたが、特別展で何とか人を集めている状況だと思います。

どうしたら人通りができるか。滞留してもらえるか。私なりに考えてみました。コミュニティーセンターでばらを使ったアレンジフラワーやアクセサリーづくり、坂城の匠の技を利用したおもちゃや模型づくり、町内ウォッチングなど、学びながら楽しむ、遊べる企画を立て、集客を図る。駅から横町、込山、立町に花のプロムナードをつくり、散策の環境を整えるなど、駅のイベント広場建設と併せて考えてはどうでしょうか。

横・立町には景観づくりに協力して、昔風の家を改修された方もおられます。小布施とまではいきませんが、町内にも散策を楽しめる要素はたくさんあると思います。今こそ、行政と商店と町民がともに知恵を出し合い、安心して暮らせるまちづくりをするときだと思います。特に、日常の必需品である食料品店が少ないことや、履物のお店がまったくないなど、生活していく上で不便を感じています。町としてどう考えているのか。取り組みと心意気をお伺いします。

町長（中沢君） 町の、要するに買い物を中心にしたいろいろなご提案、これが住み良いまちづくりに続くという観点からのいろいろな提案があったわけでございます。

横町周辺のまちづくりについては、平成12年に基本計画を立てまして、主にそういう中で、鉄の展示館あるいは駅改修、いろいろな提案があったわけでございます。それに乗って、何とか施設整備をしてきたなど。それにしても、今そういったものがなかったら、一体、横町、立町はどうなっているであろうかと、そんな思いもし、それなりに努力している実績は見えてきているなど、こんなふうにも思っております。

生活に密着したマーケット、こういったことも大事でございますし、またそれぞれのお店の努力というものも大事でございます。今、町が進めている中では、製品のブランド化ということで、いろいろな農工商が一体となって、坂城町に誇れる産品をつくっていかうじゃないかということで、対応も急いでいるわけでございます。

ねずみ大根というような、思いのほか人気のある製品も生まれてきました。ねずみ年のねずみの効用かなとも思いますけれども、まずまずすばらしいことだなど。この間のそういった大根の収穫祭にも、本当によく人々が集まったなど。これもひとつ大事だよと、こんな思いもいたしております。

また、ばらのまちづくり、難しい課題ではございましたけれども、薔薇人の会あ

るいは企業オーナーの皆さんが頑張りに頑張っていただいて、町中がばらのまちづくりになってきているわなと、併せて花のまちづくりもする。さらにいろいろ五里ヶ峯トンネルを中心にした茸等の、あるいはアスパラ等のまちづくりもする。素材だけはできているけれども、これをどうつなぐかと、こんな思いもあるわけでございます。

町がこれから進めていく上においては、そういう12年につくったいろいろなまちづくり計画はございますけれども、日に日に情勢は変わっておりますし、新しい対応を考えていかなければならないと、こんなふうに思っております。21年、22年にかけて、新たなる町の長期計画をつくるわけでございますが、そういった中で、環境問題とか、まちづくりとか、やすらぎの町とか、そういったもの、さらににぎわいの町等は基本のお話として検討しなければいけない問題かなと、こんなふうに思っているところでもございます。

それぞれの施設が、それにしてもいくらかでも新しい息吹を感じてきているということ、拠点づくりも進められてきているということもご理解いただきたいと思うところでもございます。びんぐし湯さん館などは、思いのほか、内外の皆さんに愛されまして、この年末年始には、よりいろいろな面でのにぎわいの1つになるし、それがまたふるさとづくりにつながればと、こんなふうに考えているところでもございます。

大手のスーパーマーケットがなくなってしまったということで、先日、東京の本部の皆さんに来ていただきまして、こういった問題は、ある日突然、新聞を見てこれで終わったというんでなくて、経営ですから難しい面はあるけれども、事前に町と、あるいは関係機関と相談すべきことが筋じゃないですか、社会的責任じゃないですかというようなお話もしたところでもございますが、その面については、ご理解いただきましたけれども、すでに自分の社、本社の指令でやってますものでということで、残念だったわけでございます。考えてみれば、ちくま農協がいろいろな事業をやっておりますが、それぞれのところにみんないろいろな生鮮野菜的な生活品はあったわけでございます。こういった面でもみんなで検証し合って、何とか支え合うことを考えてきてこなかったということには反省もしながら、そういったものを的確に見つめながら対応していくことが大事だと、こんなふうに思っております。

もとより、上田市と長野市の2大商圈という中にはございますが、そういう中で生きるということ、そういったものへの暮らし、そのためには町民の皆さまもわが

町をこうするんだ、こういう面では協力していこうといった、そういう面の対応がこれからも求められてきているかなと、こんなふう思う次第でございます。

それにいたしましても、まちづくりの坂城でもございますし、商店街もあります、にぎわいの皆さんもあります、一体となって、そういったものを工夫を凝らし、今こそそういったものにどう対応するか、新しく芽生えた素材をいかに生かすかということに意を用いながら進めてまいりたいと、そんなふう考えております。

7番（入日さん） この間の商工会との懇談会で、ねずみ大根の焼酎を、酒を扱っている小売店に卸してほしい、商業も参加できるばらサミットにしてほしいなど、いろいろな意見が出されました。町長の答弁にもありましたねずみ大根の焼酎も、売れ行きがよいようですが、ネーミングを郷土の誇り稲玉徳兵衛翁にちなみ、稲玉徳兵衛としたほうがよいという意見もあったようです。私もそのほうが、何となく徳が舞い込む気がしますし、命名のいわれを入れておくと、坂城の心光寺や平沢にも行ってみたいという人も現れると思います。芋焼酎も十六夜の月とでも名付ければ、十六夜観月堂や芭蕉の句碑など、見に来る人も増えると思います。

商店に活気がないと、魅力の乏しい町になり、人口も増えませんし、力のある企業も集まりません。取り組みが少し遅すぎた感じはしますが、商店の人や行政、町民を巻き込んだプロジェクトを立ち上げ、町の将来像を考えるべきだと思います。私たち議会もいろいろな先進地へ視察に行っているのですから、ぜひその経験等も生かすべきだと思います。

また、ネーミングの問題ですが、ある町民の方が、坂城町は思いつきで名前をつけている。坂城大橋なんてつまらない名前じゃなくて、十六夜橋とでも付ければ、十六夜まんじゅうや十六夜最中、十六夜弁当、十六夜井など、あるいは十六夜の通りなど、村上のメイン通りをそういうことをするとちょっと、興味があるから行ってみようかなという、そういう発想につながると。そういうインスピレーションが非常に坂城町は貧しいんじゃないかと言われて、かなり文化的な方だったので、私も非常にはずかしい思いをしました。

今、イベントのときに宮入刀匠のご協力を得まして、刀ができるまでの実演もしていただいておりますが、そういうイベントのときだけではなくて、春先から秋口のそんなに寒くない時期は、土日にもそういうイベントを常設にやるなどすると、私も国宝の宮入刀匠の刀をつくるビデオを見まして、ああ、こんなに何回も火打ちを繰り返して、鋼をつくって、ああいうすばらしい刀になるんだなど、非常に感銘を受

けたわけです。そういうことが実際に実行されれば、鉄の展示館も、もっと脚光を浴びてくるのではないかと思います。そういういろいろなことを本当に多くの人で検討したり、多角的に考える中で、もっともっと坂城町が活性化する、にぎわいが取り戻せる、そういうふうになっていくのではないかと思いますので、町も、議会も、そして町民も巻き込んだ取り組みを今後の要望として期待しております。

最後になりましたが、町の商工業、建設業はとても大変な状況で、無事に年を越せるか心配です。企業で働く人も首切りが相次ぎ、職を失う人も増えると予想され、政府の対策だけでは不十分です。来年は、交付税も法人税も大幅に減り、とても厳しい財政になると予測されます。町長をはじめ特別職は8%から5%の給与カットをしており、その姿勢は評価いたしますが、来年度の財政悪化を考えると、もっと身を削る必要があると思います。

町内企業や商店の方から、行政は何もしてくれないという怒りの声が上がっています。町長を代えなければよくなるという厳しい声さえ、足元で起きています。この不況下の企業や町民の痛みがわかるなら、特別職の給与も8%ではなく20%くらいのカットが必要ではないでしょうか。もちろん、私たち議員報酬のカットも必要です。来年3月の予算議会には、ぜひ減額の議案を提出していただきたいと思います。為政者に最も必要なのは、私欲のない心と弱者への思いやりだと思います。この不況を何とか乗り越え、明るい希望の持てる坂城町にするために、ともに力を尽くそうではありませんか。

以上で私の質問を終わります。

議長（池田君） ここで、昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。

（休憩 午後12時09分～再開 午後1時30分）

議長（池田君） 再開いたします。

西沢文化教育課長より、早退する旨の届出があり、これを許可してあります。

では、一般質問を行います。8番 春日武君の質問を許します。

8番（春日君） 議長より発言の許可を得ましたので、一般質問を行います。

1. 中心市街地について

遠いころの町は、農村とは対立した概念で、人が高い密度で集まっている場所であって、そこは人が住んで、働いて遊ぶという世代をまたいで交流しながら生活してきたという姿があったのであります。その町の記憶の中心は、密集した家々といろいろな店が並ぶ町並みだったと思います。その一つひとつのお店が、代々、家業

を受け継いだりしながら、ほどよくバランスのとれた町並みを形成し、長いこと店を維持してきたのであります。それは、お客と店の人という、うんと長い間の人間関係を基軸に成り立っていたと思います。

それが時代の変遷とともにまったく疲弊した町になってしまったのであります。坂城町の今までであった町の姿を追い求め、また、新しい町を想像しながら、これに取り組み始めてからおよそ10年になります。平成14年度B・Iプラザ、15年度駅舎整備、けやき横丁、16年度中心市街地コミュニティーセンター、坂木宿ふるさと歴史館等であります。総工費5億円、うち補助金が1億5千万円、起債が1億円であります。

当時、TMOをいち早く立ち上げ、即対応したことが今になってみると適時打であったと思うのであります。世上を取り巻く今の経済状況では、まちづくりの発想すらも遠のいてしまったのではと思うことしきりであります。ハード面でのまちづくりの集大成はほぼでき上がり、これからは町民の着想、アイデアと参加を前提とした方向になっていくと思いますが、今回は町の使い勝手の面から、いささかハード面も含めての質問をするわけであります。

イ．一筋の小道がほしい

町を歩くという観点からすると、立町、横町のメイン通りを歩き、鉄の展示館を巡り、それから坂木宿ふるさと歴史館を巡ると相成りますが、以前公民館のあったところから最短距離での歴史館までの一筋の小道がほしいのであります。

同じ道をまた戻るといよりも、一巡できるということのほうが何倍もの、あるいは比較にできぬほどの楽しさを味わえるものと思うのであります。昔へのあこがれをいただいた町づくりは、乗物は離れたところにおいて歩くことが主体だろうと思う。車窓からの眺めでは、細やかな町のたたずまいを見ることはできないし、そこに住む人々と同じ目線で、その町の雰囲気をとらえなくてはならないと私は思います。

変化著しい町でも、どこかに町の起こりを見出せるかもしれないし、変遷の歴史をかいま見ることができるかもしれない。一筋の道がほしいのであります。

ロ．ベンチがほしい

何かお聞きになった人は、小学生の作文かと思われるかもしれませんが、それは何でもほしい、ほしいという題名のもとに、私が物申しているからかもしれませんが、ご承知おきをいただきたいのであります。

さて、口の項、ベンチがほしいであります。車社会では、車と相撲をとっても勝つことはできないので、ここでのマナーは、より歩行者にやさしい町でなくてはならないと思う。私は以前、高齢者のたむろする場所がほしいと言ったが、ベンチの設置をそれへの試行としたいのであります。

高齢者はもちろん、そうでない訪問者にも1分でも長くこの町にとどまってもらうのも、観光の面からすると鉄則だと思います。とどまる時間とお金の使いようは比例するのではと思うのであります。そういうお店はあるのかいと問われれば、いざれ必ずと私は言うつもりであります。たたずむところとしての公共物敷地内のベンチがほしいのであります。

ハ. 宿屋がほしい

藤村の詩の一節に「千曲川 いざよう波の岸近き宿にのぼりつ にごり酒にごれる飲みて草枕しばしなぐさむ」とありますが、旅情はその地の宿でということにつきるのではないかと思うのであります。

坂城町全体のまちづくりは駅の南から田町の中心に向けての道路を起点に、中之条、南条、村上と町全体のまちづくりに向けての大きな計画がありますが、あるいはそこへ組み込めるのかどうか、そんなことは全然考えてもいないことと言われれば私はうんと困るが、それでも宿屋がほしいのであります。

ニ. アイディアの受け皿がほしい

昔繁盛したお店はどうだったかを考えてみると、そこにはお客とお店の人の信頼関係があったからにはほかならないのであります。それぞれにお店を通して、お互いに固いきずながあり、断ち切れない結びつきができていたと思うのであります。きずながあり、断ち切れない結びつきというのは、今の世でどう扱えばよいのか。どうしようもないこととは思いますが、大型店のように豊富な商品も提供できないし、そうするときずなの面での商いと、お客それぞれのニーズに応える商いしかないのかと思うのであります。そうすると、それを武器にしての自助努力しかないのかと思うところであります。

まちづくりに金をかけたということは、地域の人がまちおこしの行動を起こすきっかけになったのであります。街道塾の開催や古雛まつりの催しや、おびたしい花の管理もやればできるということを実証してくれました。みんなの心の中にある古きものへのあこがれを呼び戻してくれたことは大きな手柄と思うのであります。来年が待ち遠しいのであります。

さて、同じ催しもえらい長く続くわけではないと思います。いろいろな面からのまちおこしを進めていくことにはなりますが、ここでソフト面でのまちづくりはすべて地域にお任せという方式も考えられるし、また他の方式もいろいろあると思いますが、町長はこのことに関してどういうお考えをお持ちであるか、お答えをいただきたいのであります。

また、株式会社まちづくり坂城もあるし、50軒以上もの商店が加わるにぎわい坂城もあるし、加えて町民と、この三者が持つアイデアの受け皿はどうなっているのか。極めて効率的にそれぞれ反映されていることとは思いますが、お感じになられていることをまちづくり坂城の専務である副町長にお答えをいただきたいのであります。

以上、1回目の質問を終わります。

町長（中沢君） 駅前を中心とする中心市街地に対する思い、そしてまた、いろいろ町で取り組んできていること、地域で取り組んでいることをお認め願いながら、よりよき方向への支援というか、発信ということを期待していることに、心温まる思いでございます。

第4次長期総合計画の中でも住民の皆さんと行政が一体となって築く協働の町、自律の町ということが強く位置づけられているわけでございます。そういった観点から申し上げますも、まちづくりはみんなで築き上げるものでございます。関係各位のアイデアをよりの確にとらえながら進めていくということが大事でございます。自ら行動するという、目標に向かって進むということ、そんな過程の中で、いろいろ関係の皆さんと町とが一体となって、それぞれの役割を果たし、そうすることがよりよいまちづくり、目標につながると、こんな構図を描いているところでもございます。

その地域をどうするか、具体的に何をしたいのか、それにはどういう対応が必要なのか、仲間が必要であることは申し上げるまでもございません。共通するイメージをしっかりとらえながら、それぞれの皆さんが頑張る、そういった組む体制と申しますか、そしてまた手法を生み出す体制が重要だと考えているところでもございます。

地域づくりの方式というか、手法には、何が正しいんだ、こうやればいいんだというようなことは、一概に言えないことはもちろんでございます。いろいろな過程の中で、それが遠回りであっても、住民の皆さんの共通な考え方に近く、より結び

つきが強まるということを大事にしていかなければならないなど、こんなふうに思っております。

特色のあるパワフルな地域づくり、こういったものの成功というのは、なかなか見出せないわけですが、今みんなが努力しているということでもあろうなと。お話の中でございましたように、歴史館やあるいは鉄の展示館、そしてまたそこに古雛まつり等が取り組まれる。各地域にそれぞれ大変すばらしい動きが出ております。こういった人材をより大切に、いろいろなまちづくりを進めていくことが大事だなと、こんな思いもするところでございます。

みんながふるさとのよさをまず発見するんだと。生かす工夫を何とかして見出していくんだと、そしてみんな楽しく、生活の中で利用していく。こんなキーポイントを求めながら、その機能をよりよく生み出し、生かすべき受け皿、ご提言のように大事だなと、こんなふうに考えるところでもございます。

今、まちづくり交付金等で、いろいろな事業も進めております。平成12年につくりました中心市街地のまちづくり基本計画がございまして、それを見ましても、この10年、やるべきことをより具体的に提言もしているわけですが、その章に携わったころは、こんなに夢のようなことを書いて、できるんかっちゃやと自らに自問した時期もございまして。しかしながら、まちづくりについてTMOが結成され、商工会も一緒になってやろうという兆しも見えてきたわけですが、そういう計画のもとにまちづくり交付金の制度ができた。それではこれによって対応していこうじゃないかということで、今いろいろな事業を進め、最終的にはハード面では来年で、ある輪郭はできてくるな。然らばこれからは、今まで培ったソフトの面をより生かしていくことが何よりかと、こんなふうに考えているところでもございます。皆さんのお力添えをお願いいたしまして、まず最初の受け皿がほしいということの中でのご答弁にさせていただきます。

副町長（柳澤君） 株式会社まちづくり坂城の専務としての立場から、アイディアの受け皿についてどう感じるかということについて、お答えいたします。

ご案内のとおり、株式会社まちづくり坂城は、平成14年2月に、町と商工会、それから商店街、地域の皆さまの主体的参加により、中心市街地を魅力と活力ある町に再生するために、第三セクターとして設立されたものでございます。過程の中で、街路灯の整備など、ハード事業にも取り組んできているところですが、現在は、鉄の展示館の管理を行うとともに街道塾を開催するほか、にぎわいの創出を考えた

りしております。特に直近では、商業インキュベータの施設の空き店舗の活用等も研究、検討し、商工会や町とも力を合わせて、その実現に向けて活動してきたところでございます。

株式会社でございますので、ハード事業やソフト事業の実施も可能であります、現在のところ、まだ資金調達等に限りがございますので、国の制度や地域の盛り上がり、さらには国の補助など、財源がないとなかなか簡単には動けないということも、これまた当社の実状でございます。

加えて役員はもちろん、事務局にも専任の者を置けるというゆとりはなく、いろいろと大変な中でやっているわけでございますが、そのような中にはありますが、経理等の庶務をはじめ先に述べたようなハードやソフト事業についても、頑張っておるところでございます。

中心市街地のまちづくりについては、株式会社のほうでも検討、研究をしているわけでございますが、とりわけ商工会の皆さまをはじめにぎわい坂城や同若妻会、たんぽぽの会の皆さん、さらには地域の皆さん等が古雛まつり、花の植栽や手入れなどに力を入れてくださっており、それぞれの活動によりまして、町が非常に明るくなってきているなどという実態、また実感もするわけございまして、感謝申し上げる次第でございます。

そんな中で、アイディアの受け皿ということについてですが、その熟度というようなことにもよりますが、日々の活動の中で、まちづくり坂城の役員や商工会の事務局も加わっておりますし、産業振興と商工会事務局で、随時、連絡会議も開かれております。そういった意味で、それぞれ情報の共有化という点では、特段難しいことではないと、そんな思いがいたします。また、物によっては、まちづくり坂城での調査研究ということも可能だと考えております。

いろいろアイディアにもよるわけでございますが、こういうアイディアを出したからまちづくり坂城で全部責任を持ってやれと、そういうことではちょっと難しい面もあるかなと思います。まちづくりのアイディアを実現していくというときには、先ほども町長からもお話がありましたように、まず地元の主体性、その上に立って、やはり連携、協働ということが大事になってくるかなと、そんな思いでございます。

産業振興課長（宮崎君） 中心市街地に関するご質問について、イからハについて、順次ご答弁させていただきたいと思っております。

まず、一筋の小道がほしいというご質問でございます。

鉄の展示館とふるさと歴史館を結ぶ小道についてのご提案をいただきましたけれども、ご案内のとおり、町といたしましては、平成14年度のB・Iプラザをはじめとして平成16年度のふるさと歴史館に至るまで、計画的に中心市街地における施設整備を順次進めてまいりました。このようなそれぞれの拠点を結ぶ線としての小道につきましては、訪れた方々が町中を回遊できるという観点やルートによっては、歩く方たちにとって大変魅力的なものであると思います。

しかし、現時点の中で、この地域のハード事業は、一段落している部分もございますし、ご提案の小道については、かつて計画当初に提案されていた部分もあろうかと思えます。そういう中で、いろいろな判断の中で、周辺の道路整備も含めて、現在の状況となっているということで、来訪された方々の鉄の展示館、ふるさと歴史館への回遊を踏まえ、整備も行ってきております。このような状況下でもありますので、直接それぞれの施設へ行くとなると、皆さんがよく言われます、逆に回遊性というものもいかなものかという部分もございます。当面は既存の道路を活用する中で、展示館、歴史館の見学やけやき横丁において、買い物や食事をしていただくような人の流れで考えていければというふうに考えております。

次に、ロのベンチがほしいということでのご質問でございます。

ご指摘のとおり、お年寄りに限らず、先ほど申しました周辺を散策される方々の回遊性を高めて、中心市街地のにぎわいの創出、滞留時間、いろいろな部分を検討する中で、ご提案として、有効な部分があるんじゃないかというふうに判断させていただいてございます。そんな意味も含めまして、このベンチの設置については、公共敷地ということでございますが、検討、研究をさせていただきたいと考えております。

次に、宿屋がほしいというご質問でございますが、中心市街地につきましては、第4次長期総合計画や坂城町中心市街地まちづくり基本計画に基づいて、整備を進めてまいりました。ハードにつきましては、ご案内のとおり、先にも申し上げましたが、鉄の展示館やふるさと歴史館、けやき横丁あるいは中心市街地コミュニティーセンターなどといった拠点を整備し、現在、県道田町区間、駅南進入路の整備を実施してございます。整備前と比較いたしますと、町外からのお客さんも訪れてはいますが、にぎわいの創出ということからすると、さらなる頑張りが必要であるというふうに考えるところでもございます。引き続き、まちづくり坂城やにぎわい坂城の皆さん、ステキさかき観光協会等々と連携し、中心市街地に限らず、町内にお

ける観光資源などを研究し、来訪者の増加についても努力していきたいと思うところであります。

ご指摘のように、町の骨格となる道路が順次整備され、町内の回遊性も向上する中で、町内からこの地区へ車による移動も便利になりつつあります。しかし、逆に言えば、外部からのお客さまは、行政の境にとらわれず、より広範囲の中で行動ができ、他市町村に宿泊し、町内の観光に訪れるということも可能となります。このような現状において、周辺地域に宿泊施設もあり、それぞれが生き残りをかけて取り組んでおられる状況にあって、町内において、宿泊施設の経営ができるのか。私ども行政において、宿泊施設の経営そのものを進めていくことは、現状の中では大変考えにくいところがございます。その意味も含めると、現状の中でほしいという事で立地していただける方がいらっしゃるかどうか、これまた大変な、大きな課題であろうと考えているところでございます。

8番（春日君） イから順々に再質問をしていきたいと思えます。

一筋の小道がほしいというところがございますが、一筋の小道というのは、一体どの程度の道かと、昨日、ある人に聞かれましたが、ごもっともなことで、質問の説明が足りませんでした。一筋とは、細くて歩くための道であって、歩きながらこの町の雰囲気味わってもらえれば十分なる、そういう道のことを私は言ったわけでありませぬ。

利便性もあるが、散策の楽しさも与えてくれるし、人がすれ違うことができる程度でよいと思うのであります。そのくらいの道がほのぼのとした譲り合いの雰囲気も醸し出してくれるのではないかと、こう思うところであります。ですが、私はこの小道を、この場合は連絡路、裏道、間道程度のものと思っております。

車で通る道は、おっしゃるとおり少し大回りですが、すでに立派に完成しているのであります。現場は、一部水路敷のところもあって、水路に蓋をすれば幅は確保できると思うのであります。ですが、私も今の経済状況では、道の話はなかなか言い出せないのですが、経費がたくさんかかるわけではないので申し上げました。町長にお答えをいただきたいのであります。

町長（中沢君） 中心市街地の計画を平成12年のときにつくった折にも、周辺を歩かせていただきました。当時、まだ鉄の展示館もなく、そんな時代であったんですけども、ご指摘の今の御前小路といいますか、込山の歴史の町でございます。そういう面でも、いろいろ検討の対象になったわけでございます。併せて、その計

画が56haに及ぶということでございますので、そういったときには、いや横町、立町、新町、大宮合わせて日名沢ぐらいまでのそういった中で、いろいろ対応できたらというお話もあったことを思い出すわけでございます。

今、いろいろな面で、まちづくりの手法がございしますが、坂城町の場合には、今の込山地区の小道を渡りまして、ふるさと歴史館へ、さらにそれが中部電力の跡地、今の駐車場でございますが、あの場も建物が今度歴史的なものに利用していくというような関係、そして下へ下りまして、埋蔵文化財センターの青木下等、そして駅、駅前には板倉藩にかかるお話等々、つなぐべきものはたくさんあるなど、こんなふうにする次第でございます。そうしたことは、地域の皆さんが、時にはまちづくり資金を得ながら、みんなでやっていただければ、それなりの住みよい町ができるかなと、こんな思いもございします。

ちょっと別件ですが、国道工事事務所の長野の所長さんによく言うんですけど、荻屋原の横吹のところの下のばらをつくっているわいと、それはいいことだわい、もう1つ頼みたいのは、あの上に昔の北国街道の小道があるんですわと、そういうところがうまく改修されれば、また私どもの誇りやあるいは快適な利用の場所になるなど、こんなことを申し上げたこともございします。併せて、それがバラ公園につながったり、各地の歴史的な施設等につながれば幸いだなど、こんなふうにする次第でございます。

8番（春日君） 町長のお話を一生懸命聞いていましたが、ちょっと私の能力では、結論がどこへ絞っていいのかわかりませんので、これはまた後でお預けといたします。

ロの項であります、ベンチがほしいであります。

この項では、課長は、研究、検討するという、こういう行政答弁用語を用いてお答えをいただきましたが、中にはちょっといくらか気があるかなと思うのが、有効な部分もありという、こういうような言葉も出てきたのであります。私のほうから、ちょっと思うところ、研究、検討の一助になることを申し上げたく思います。

不思議なもので、学生でも大人でもお年寄りでも、どなたでもベンチに座るといふ人は、ちょっとその中でも少し心身ともにいくらか弱い方がお座りになるという、こういうことでございます。それでなぜか、その弱い方の周りには強い人の取り巻きができるという、こういうことでございます。これがまさにベンチの效能かというふうと、私は本屋の立ち読みであります。そういうことを書いてあった本が

ありますので、ひとつご披露を申し上げました。

それからこのベンチですが、3人掛けでは話が三角関係になってしまうので、真ん中の人がどっち向いていいかわからないと。4人掛けは最低必要なのかなと、私は思っているのですが、ご参考までに申し上げました。

これは、この私の質問の中でも一番可能性があるものと思っておるところでございますが、課長に聞いたらよろしいのか、町長に聞いたらよろしいのか、可能性80%というようなお答えをいただきたいのですが、ついでだから課長にお願いいたします。

産業振興課長（宮崎君） ベンチについて、お答えさせていただきます。

今、私ども行政は、非常に苦しいところではありますが、予算がないとか、そういうことはあまり言わないようにということで、私どもはできるだけことは対応していきたいということでもあります。今3人掛けではなくて4人掛けというお話で、ちょっと予算も増えてきたわけでございますけれども、そういう中で、私どもがやるにはやっぱり自分のところでこの時期でございまして、予算をやりくりしないと難しい状況というので、今財政当局、これから2割減とか、またいろいろ厳しい方針を出してくる中で、確約というわけにはいきませんが、本当に80%ぐらいできるように、そうは言っても4人掛けを一度にできるかという、努力はいたしますけれど、順次進めさせていただければと考えておるところでございます。

町長（中沢君） 私はベンチの機能というものについては、ちょっと神経質ほど評価しているわけでございます。いろいろな場において、ベンチというものは、楽しく語り合う場であり、休息の場でもある。あるいはあそこへ行けばベンチがあるよと、そこへ人寄せる力もあるのかなと、こんなふうにも思っているところでもございます。

中心市街地のそれぞれの場所に、みんなが集えるベンチ、どういう形がいいか、あるいは、時には今度、千曲川沿いにバラ公園のところに拡張工事をするわけでございますが、そういった中でもベンチというものが重要になるなど。坂城高校と金比羅山の遊歩道があるわけでございます。そういったところにも、それぞれのベンチがあれば、休息しながら年寄りもやすらぎを求めながら行くなと、こんな面で見えざる力を持っていると、こんなふうにも思っております。まちづくりの中で、1つの基地になる、ある場になるということを念じながら、少しずつでも整備してまいりたいと、こんなふうにも考えています。

8番（春日君） 次はハの項であります、宿屋がほしいであります。

先ほどの答弁で、町長は、まちづくりを夢と思ったが、結果的には夢でなくなったというお話が出ておりましたが、私はこれを聞いて、今の宿屋がほしいという部分で、意表をついたというような、こういうことでございます。坂城町はうんとい町で、何でもあるけれども、ただないものが1つだけある。それは泊まるどころだと、こういうことあります。

中心市街地についての質問ですから、それより少し外れてしまうのもいかなものかと私は思って、初めから場所は申し上げませんでした、まさに湯さん館という、こういうことございまして、場所的には湯さん館という、こういうことございまして。

湯につきものの宿と、宿につきものの湯は界限随一で、となりの市には旅館、ホテルがいくらかもあるけれど、そこへ泊まればいいというものでもないような気がします。泊まってこの湯に入りたいという人は大勢いるのではないかと私は思います。

中心市街地からちょっと話はずれておりますけども、湯さん館内に宿泊するところが併設できないものか。今すぐというのはご無理でしょうが、その必要性は感じになられたことはありますか。そうだとしたら、湯さん館の今後ということも絡めて、湯さん館の社長の町長にお答えをいただきたいのであります。

町長（中沢君） 明治37年に町政がひかれたということは、古い古い坂城町でございます。100年たちます。そうした歴史の町の中で、ご指摘のように、宿泊、宿屋的な施設がないと。これまた不思議なことだと、こんな思いもいたしております。

時代も変わってきておりますので、私はしばしば、大手のそれなりの皆さんに坂城ってところはいいだで、ビジネスは盛んだし、18号線は走っているし、そうした中で、民で皆さん、ビジネスを含めたそういう宿泊施設を何とかうまくつくってくれないかと、こういうことも問いただしているところでもございます。それも1つの私の気持ちでございます。

もう1つ、湯さん館でございますが、事実、当初からそういった宿泊施設をというお話もあったことは事実でございます。そして昨今、相当数の皆さんが見える。泊まる場所があればなという声も大きくなっていることも事実でございます。株式会社ということの中で、そういった面の検討もしているわけでございます。ただ、

管理の面が24時間体制になる。今の施設に合わせてつなげるということが、建築基準法、無理だということ等もあって、ひとつ論議を待っているところでございます。さらに企業の関係者の皆さんから、大きくなくもいいんだよ、湯さん館を使ってお客が泊まれる、そういった施設があれば、よりこしたことはない、こういった提案も出ております。少し時間をかけて、いろいろ検討すべき大事な課題だなと、こんな理解をしております。

8番（春日君） 夢の実現に向けて邁進されますようにお祈りをいたします。

さて、アイデアの受け皿は、これは町長、副町長にそれぞれご答弁いただきましたけども、ただ私がひとこと申し上げたいのは、例えば私がアイデアを持っていたとする。さて、どこへ行ってそのアイデアが活用できるのかと、その極めて素朴な質問にどう対応できるかということが、今後の課題であろうと私は思うのであります。

さて、時間も少なくなってきましたので、2番の古文書について。

2. 古文書について

弘化4年のこと、上五明村は100軒の家がありました。たびたびの洪水被害で、村は困窮していました。それを打開するため、村内ではサツマイモをつくり、上田の市場へこれを担いで行って現金収入の助けとしていた。ところが、下塩尻村から苦情が出て、上山田へのサツマイモを多量に出荷されては、こちらの芋が売れなくなるので、年貢納めが済むまで上五明村の芋の出荷を待ってほしいということになりました。上五明村曰く、当村が出荷を控えることになれば、困窮している百姓は生活が成り立たなくなるので、それは断ったと。10月に次兵衛という人以下11人がサツマイモを担いで上田へ行く途中に、岩鼻で下塩尻村の者にさんざんに打ちのめされた。この事件の続きはまだまだありますが、これが世にいう芋騒動であります。上五明区有文書目録として、この騒動の顛末は訴訟1、岩鼻事件として、1から112番までの整理番号が付けられて整理され、保管されているわけでありす。

また、中之条村では、元禄16年の鉄砲御改帳があります。鉄砲の大きさとそれを預かる7名が記され、この7挺は村で猪鹿が多く、作物を荒らし、百姓が迷惑するので、元禄16年以前に地頭の板倉甲斐守様とき、訴訟して、この鉄砲を預かったというもので、持ち主のほか、他人にはもちろん、親類縁者にも貸してはならないという一札が入っている、こういう文書であります。ですが、この文書は、板

倉甲斐守さまという方の末裔は県の副知事もしておられる方ということで、この町へも何度かおいでになられた方だということでもあります。

さて、古文書については、3月の同僚議員の質問に対し、教育文化課長は、古文書を保存する重要性を縷々お述べになられました。今回はそれを踏まえての質問をします。

イ. 目録づくりを急いで

近世の古文書は、庶民の資料として身近な暮らしを伝えるものが多いようです。坂城町には、いまだ目録づくりされていない文書も、これは読んで仕分けする文書が1万以上はあるだろうといわれています。

そして、所有者自身も古文書であることを知らないでいる場合もあります。古文書を読むには、総合的な知識が求められます。私も10年以上これをやっていますが、なかなか難しいところもあるわけでありです。町には、生き字引といわれるお年寄りもおられます。その方は、どのお宅にはどういう古文書があるということも知っておられます。若い歴史家へのバトンタッチもしないと埋もれたままになってしまうのであります。

いわば、また日を追うごとに、家屋の建て替えやらでその散逸もしてしまうのでありまして、いわばこれは時間との戦いかとも思います。目録づくりのスケジュールを立てて、それに取り組むべきと思いますが、教育長に答弁をいただきます。

ロ. 保管できるか

町には、たくさんの古文書をお持ちの方も何軒かあります。ただ、そういうお宅の中には目録づくりがすでにされているお宅もあるわけでありです。何百年の間、大切に保存されてきたわけで、それなりの保管場所があるわけでありです。

ところが、作業を進めていく中で、諸般の事情で、家では保管できないので何とかしてほしいという、こういう方も大勢おられることでもあります。そういう方に対しては、町で保管できるということの対応はすべきであろうと、私はこう思います。具体策はありますか。これも教育長に答弁をいただきたいのであります。

教育長（長谷川君） 古文書についてのご質問にお答えを申し上げます。

坂城町には、古文書をはじめ個人の日記であるとか、備忘録、書籍など、歴史を証するための重要な資料がたくさん残されているというふう聞いております。江戸時代、徳川幕府並びに全国の諸大名は、文書を通じて全国の村を支配したということから、旧村落にも膨大な数の古文書が作成され、保管、管理されてきました。明

治以降についても、この方式は今日まで続いていると思います。

町内の江戸時代の名主と肝入といった村役員を努めた家々には、村の政治を進めるために作成された村方文書が多数残されており、当時の坂城地域の村々の様子、支配の仕組み、出来事等を知ることができるわけであります。先ほどご紹介をいただきました上五明区の所有文書もこのような文書の1つであります。上五明文書は、江戸時代の初期から大正時代までの文書が集められていることでもありますけれども、これは、大正時代に区内の各家庭に保存されていた文書を提供していただき、区有文書として保管して整理し、目録をつくったというふう聞いております。

今ご提案をいただきましたような作業が、上五明区では大正時代に行われていたということで、古文書等の保存の面からいいますと、大変すばらしい先見的な活動であったというふうに思います。また、地域でできる古文書保存という面でも1つの方法を示している事例かとも思われます。

町内に残されている文書は、長野県史とか坂城町史、更科、埴科、地方史などの自治体の歴史の編纂事業の折に調べられた記録はありまして、このうち、坂城町史の編纂の折に調査の対象になった文書については、目録がしっかりとでき上がり、保存されております。しかし、対象になった文書は非常に少ないということで、その後も平成12年度から町として少しずつではございますけれども、目録づくりに手をつけてまいりました。

具体的には、中之条陣屋関係の古文書の整理でありまして、所蔵している皆さん方にご協力をいただいて、期限を切って古文書を借用し、有識者の先生方にご協力をいただいて、目録化を進めました。そして、目録は2通つくりまして、1つは町が、1つは所有者がお持ちになりまして、文書は所有者の方にお返しして、その内容の説明と今後も長く保存してほしいという依頼を申しているわけであります。

このように、町内に残る古文書の散失とか消失には、防ぐように努力をしてまいりましたけれども、まだまだ個人のお宅で所蔵されているものがほとんどでありますので、これからも調査が必要であります。ただ、1軒、1軒のお宅に伺って調査することになりますので、多くの時間と労力が必要になります。また、ご指摘のように、古文書は、私もそうですが読めない方が多く、その価値がわからないということで、家の建て替えとか、そういうときに破棄されてしまったり、代替わりのときにわからなくなってしまったりということが多いわけで、まさに時間との戦いであるかなというふうに思います。

ですので、まずは町内に、どの家にどんな古文書が残されているのかを早急に把握して、作業していく必要があると考えております。幸い、町にはたくさんの歴史同好会の皆さんとか、古文書を読める方がいらっしゃいますので、そういう方のお力をお借りして、この活動を進めていきたいなというふうに思っております。

古文書をお持ちの皆さまの理解を得ながら、これからどういうふうに調査を進めていくかももう一度考え、早急に古文書の目録化を進める体制を築いてまいりたいと思います。

次に、保管できる場所ということでありまして、これもご指摘のように、もし保管場所があればというお話はお聞きしている事例もございますので、その必要性は痛感しております。しっかりした保管場所があればというのは、私たちの願いでもあります。古文書の保管には、本来ですと、火災からの防ぐ手立てだとか、あるいは湿気から守る、あるいは直射日光から守るといような建物が必要でありますけれども、とりあえずとしては、そこまでいかなくても、古文書を保管し、整理し、閲覧ができるような施設をこれから町内の中で探して、多少の改良を加えて、そういう活動に使えればいいなというふうに考えております。

候補地として、若干の候補もありますけど、まだ検討は十分進んでおりませんので、これから進めていきたいなと思いますが、ご指摘のように時間との戦いでもありますので、なるべく早く、この方向を決めたいというふうに考えております。

8番（春日君） 時間がないのでちょっと端折りますが、刀の保管というのは、力を入れているのもこれはうんと当然のことかと思いますが、古文書の保管も併せてお願いをいたしたいと思っております。鉄は重いので、そちらが今のところ勝っているのかなという、こんなような気もするところがございますが、町長に何か保管のことで候補地でもあれば、1分以内で答弁をいただきたいのですが。

町長（中沢君） 昔からの古文書あるいは生活用具等々、失われるということは許されないことでございます。そういった面の保存はしていかなければならない。順次進めてまいりたいと考えるところでございます。

8番（春日君） 以上で、私の質問を終わります。

議長（池田君） ここで、10分間休憩いたします。

（休憩 午後2時30分～再開 午後2時41分）

議長（池田君） 再開いたします。

次に、1番 田中邦義君の質問を許します。

1 番（田中君） 世界同時不況の嵐が吹き荒れておりますが、10月以降、一段と悪化が強まっており、昨日から何人かの議員がこの対策について、質問をしたところでありまして、明確といいますか、納得できる答弁が見えませんでしたので、改めて私は、この景気の悪化に伴う町内中小企業や事業所などへの緊急対策とそれに伴う財政運営の2つの項目について、順次質問を行います。

1. 緊急中小企業対策の取り組みについて

最近、町内がだいぶ静かになったように私は感じます。少子高齢社会が進んだことや大型食品スーパーの閉店などのこともあります。何よりもこの工業の町、中小企業集積の町としての基盤であり力である、そしてまたシンボルでもある工場、事業所が、そういう場所におけるモーターや機械の音、加工や組み立てなどの操業の音が、心なし弱く、小さくなって萎えたように感じるからであります。

この生産活動の落ち込みは、急速、急激で大きく、かつほとんどのすべての業種にわたっており、今までの不況期なら、電気や一般機械がだめでも他の自動車関連や建設機械がよいとか、業種によって差があったわけですが、今回はおしなべて悪く、中には70%以下に落ちたという、そういう業種なども町内にいくつか見られるわけですが、こういうかつて経験したことがない、まさに未曾有の不景気といわれておるわけですが。

そこで、本定例会には、町は当然、緊急的な支援対策を、あるいは補正予算の提出があるものと期待をしておりましたが、誠に残念なことに何もありませんでした。寂しく感じたところであります。

イ. 町内中小企業の景況把握について

町長は11月20日に町内大手企業経営者、商工会役員の皆さんと懇談会を開催したとのことですが、町内の90%以上を超える中小零細規模の景況状況について、イとして町長はどのように把握しているのか、また対策や施策の前提となる、こういう緊急、実態の把握をするための調査をどう行ったのか、行っていくのか。

さらに緊急対策について、今回、補正予算等明確な予算的な措置等が見られないわけですが、どう考え、そのもらなかった理由などについて、町長に伺います。

ロ. 緊急景況対策の取り組みについて

このような危機的で先が予測できない景気の悪化が進む中で、町内の企業や事業所など1社たりとも行き詰まることのないよう、そういうものを出さないという強

く固い決意を持って、実効的な支援対策を緊急に打ち出すべきと考えますが、町長の所見を伺います。

回復まで2年から3年ともいわれる長いトンネルに入ったばかりの町内中小企業の皆さんが、期待と希望を感じられる工業の町ならではの対策が町に求められていると私は思います。緊急対策への基本的な考え方について、町長の考えをお聞きして、1回目の質問といたします。

町長（中沢君） 中小企業に対する緊急的な取り組みということでもあるわけでございます。

現在の中小企業の景況と申しますか、状況というものにつきましては、テクノセンター、テクノハート、商工会等々、いろいろな会議の中で、すべて出席し、お話をし、耳にしているところでもございます。また先般、経済産業省やあるいは他のところへもまいりまして、いろいろ景気動向等も把握し、その動向、国の対策等も伺ってきたところでもございます。

県の商工労働部や金融機関等でもいろいろな状況もお聞きしているわけでございます。景気をどういうふう把握するか、なかなか難しい問題でもございます。しかし、その対応はより難しいということでもございます。この3カ月間の景気動向の落差といいますか、現実、誰が予測できたかということは、専門家でも予測できない問題でもあるということを感じているところでもございます。

町内の企業は申すまでもございませませんが、大きな企業と中堅企業とそして零細企業との1つが一体となつてつながり合い、構築されているところでもございます。大手にいろいろな問題があれば、常に小規模企業にいろいろと影響をもたらすという特色もあるわけでもございます。そういった中で、大手企業の皆さんと直に話し合いますと、生産的な減産もさることながら、雇用不安につながるというような、これは耐えているだわいという面も出てきていることも事実でございます。こういった実態は、本当に当事者のみが知ることか、あるいは我々には本当の真の姿は推察するにすぎないなど、こんな思いも持っているところでもございます。

11月20日に商工会の主催しました、企業の皆さんとの、あるいは小規模の商工会の役員との経済振興懇談会の中でも、いろいろと厳しいご指摘もあり、また実状も報告されたところでもございます。アメリカに端を発した金融不安や株価の下落が世界を取り巻き、世界経済の縮小、さらに加えてドルやユーロによる問題、円高の急激な進み等々、本当にそれに合わせて、すべての企業において、生産的なも

の、経営的なものを見直す必要に迫っているということでもございます。さらにまた、欧米はもとより東南アジアをはじめとする新興国の経済状態も厳しく、世界どこへ行っても、ここがいいという場がなくなってしまったというのが現実でございます。

11月、12月がさらに厳しさを増し、3割減あるいは4割減という話もお聞きしております。どこが底かということさえも計り知れないし、また2年先、3年先に先が見えてくるよ、そこまで我慢しろというお話もございますけれども、それさえもおぼつかないという状況に相成っているなど、こんな思いもいたします。

そうした中で、取引先が国内企業であったり、機械金属以外の一部の業種では、若干の業績の上向きもないこともないようでございますけれども、それはほんの一部で、全体的には厳しさを増すばかりということで、年明け以降の状況がさらに懸念されるところでございます。

この時期に、各団体、各地域でいろいろな懇談会にいろいろ招かれるわけですが、町長どうだや、困ったわいやという声が一段と高くなってきているところでもございます。行政としてどう対応するかということに、極めて苦慮するところでもございます。そうした中で、国は経済対策を先行するということ、その1つとして、緊急保証制度を打ち出したわけでございます。この制度をよりよく利用するということが、現状における金融対策の一番の大事なことかなと、骨組みだなと、こんなふうに思っております。

ご案内のとおり、県の融資制度につきましても、融資枠の拡大は図っているものの利子という面については据え置きで、特段の見直しはないわけでございます。利子をゼロにするということが、現時点で政策的に正しいのかどうか、苦悶するところでもございます。特色ある商工業施策を展開するというに何とか心を配ってまいりたいと、こんなふうに思っております。

田中議員さんからも、いろいろのご提案もございます。国における緊急保証制度あるいは県の制度、あるいはまた金融機関そのものの実態、金融の状況はどうかということを把握する中において、諸々の対応ができるなど。それを選択することが大事で、町の融資制度だけをとすることは波及効果が疑問な面もあろうかと、こんなふうに考えているところでもございます。

先ほども触れましたけれども、雇用不安ということがそこまでまいっております。総合的にいろいろ相談するという窓口よりも、個々の問題について窓口をしっかりと

して、関係機関できめ細かく対応しなければ、何ら具体的な対応はできないというふうにも思う次第でございます。

そうした中で、町は何ができるか。その第一は、こういったときこそ、経営なり課題の見通しをつけるということではなかろうかと。そのためには、今各施策を展開する中で、第一にはいろいろな情報収集機能を高めてまいりたいということでございます。企業が今何をやるべきかということ、世界経済の中で何とか見出す、その手立てを進めていく。

先日も、本田技研の前の吉野前社長に来ていただきまして、こんなときでも夢への挑戦を忘れるなというお話もございました。そしてまた先日は、前に東京高検の検事長をやられておまして今弁護士の濱田邦夫さんでございますが、こういったときこそ企業のリスク管理をどうするかというお話もいただいたところでもございます。さらに先日、国のほうへまいりまして1月4日には賀詞交歓会があると。それはみんなが新年を祝うのであるが、その前に企業関係者とまずこれからの経済の中で、企業がどう対応するかということ、国の高い目で見たいという話を願いたいということで、産業製造部の次長さんでございますが、部長さんの上の方で局の次長さんでございますが、その後藤さんにも、見えていろいろとご示唆いただきたいということ。

そして2月には、イトーヨーカ堂の鈴木敏文会長にも来ていただく。この間お尋ねし、いろいろお話も承ってきました。こういう時期に話すことは大変だよというお話もございました。それぞれ話す人も聞く人も悩んでいるわけでございます。これがいいということはありません。それがいいということではございませんが、そういったものに挑戦することこそ現状において大事なことだと、こんなふうにも思う次第でございます。

次に、こういった時代ではございますが、坂城町には他の市町村にないテクノセンターがございます。またテクノハートもございます。商工会とも一体となっております。産業技術の開発機構との連携をとって、こういうときこそ、いろいろ対応していかなければならない、技術対応していかなければならないというようなことから、いろいろなコンソーシアムも進めているところでもございます。さらに今後、県のマーケティングセンター、あるいは人材育成センター等も、私といろいろつながりがございますので、そういったところとの連携をより深め、こういう中においての技術開発、受注対策等を進めてまいりたいと、こんなふうにも思っております。

ろでございます。

金融制度そのものについても大事なことでございます。しかし、金融というのは連携しております。国、県、市町村、その連携をより高めながら、より友好的に使っていくことが何よりのことと、こんなふうに思っているわけでございます。こういったときに福祉的と思われるような面というよりも、企業はあくまでも自ら立って自ら経営していただくかなければならないわけでございます。そういった視点に立っての支援をどうしていくか。これからの課題ということでもございます。それぞれの場で精一杯やっていきたいなど、こんなふうに思っております。

先ほど、雇用にかかわる問題等々のお話も申し上げました。今こういった問題は、職業安定所等との関わりで論ずることでもございますので、またそんな事態がまいる、あるいは予備的にいろいろやることはなかなか行政的には難しい、禁じられたことでもございます。その点も十分ご承知おきいただきまして、みんなで知恵を出し合っていく、そういった仕組みをつくることこそ、私に求められた責務かなと思っている次第でございます。

1 番（田中君） 初めの質問の中で、町長に、1 2 月予算等に対して何も対策的なことはなかった、それはどうしてだという質問が漏れていますので、答弁をお願いします。

町長（中沢君） ご承知のように予算は通年予算でございまして、当初にそれなりの対応は商工業をいろいろ振興する立場の坂城町においては、予算措置はしてあるわけでございます。国のようにとか、県ではさることながら、町がこの際、金融の利子をこういうふうに下げるといようなこと、私は否定はいたしませんけれども、先ほど申し上げましたように、もっと大事なことがありますよ。例えばテクノセンターでいろいろやっていただいている経営懇談会的なものは、すべてテクノセンターに予算措置がされておりますので、すでにされているから今は予算計上する必要がないということでございます。

1 番（田中君） お言葉を返すようですけれども、町長は十分この3カ月というか、この急激な変化というものをご理解されているわけでございます。そういう中であって、当初予算という形の中で対応しているからということ、いささか論理が違っているのではないかなと私は思います。

金の卵を生む鶏が今ひもじくて、弱ってきているときに、今年1年はこれで餌なんだよってやったらそれでいいのかということですね。私は、今こういう時期だから

からこそ、昨日から町長の答弁を聞いていますと、まさに平時の何でもないときの対策を縷々述べておられるように感じます。私はこういうときだからこそ、ああ、さすが町もやってくれている、汗をかいてくれているという町内の中小企業の皆さん方が、それをわかっていると思うんです。皆さん方は自助努力の世界で勝負をして生きているわけですから、そういうだけでも町が頑張ってくれている、おれたちのためにやってくれている、そういう姿勢を形の上で示してもらいたいなど。そういう思いでこの質問をしたわけですから。

私は今日は具体的な質問を、現在の経営環境に関わる具体的な質問をいくつか述べて、町や担当課長の考え方を聞きたい。そしてそれを実行してもらいたいという思いでありますので、町長には一応、1番の質問は以上で終わりいたします。

現在の中小企業の取り巻く経営的な環境の中で、まず資金繰りの問題があります。それから受注開拓、そして先ほど町長もお話したとおり雇用の問題があります。さらにその消費流通の分野、この4つの分野について、町として望まれる支援策、そういうものを要望するわけですから。

私の考えている範囲の中で、私は何も自分の頭の中だけではなくて、実際に約30社近くの小規模中小企業の社長さんやその役員の皆さん方と、ここ1カ月ぐらいい間の間、時間の長短はありますけれど、お聞きしました。そういう皆さんのお気持ち、要望、だから調査をする、緊急調査をなぜしないのかという、そういう思いでさっき質問したわけなんです。私はしっかり自分の足でその辺をつかんでまいりましたので、この提案をいたしますので、しっかりと実行できるものからやっていただきたいと思います。

まず、資金繰りの対策でございますけれども、企業の皆さんは、既存の借入金、今まで借りているものをお返ししているわけです。これは今までは売り上げがまだ9月ごろまではあったから、その中で運転資金として支払いができたわけです。ところが今、がくっと3割以下に落ちているわけです。そうすると、入ってくる返済のいわゆるキャッシュ・フロー、お金が少なくなった、薄くなっているわけです。そこで私は、まず町が当面、金融機関に中小企業の皆さんがお借りしてお返ししているその元金の返済を、当面は利息ぐらいいに抑えていただいて、元金はここ1年ぐらいいは様子を見て、据え置いてもらうという、そういうことを町がしっかりと金融機関に要求、要請、要望をしていただく。ただし、それは何も野放図じゃなくて、しっかりその前に実質的な充実した相談を受けて、そして内容を、経理、財務をしっ

かりと精査した上で、この1年耐えるという、1つのめどの範囲の中で銀行の協力をいただくと、そういう取り組みをまずしていただきたいなと思います。これには、町の予算は一銭も使わなくて済むわけですから、そういうことをしっかりとやって、中小企業の皆さん方の後ろ盾をしていただきたいなと思います。

それから、資金繰りの2点目でございますけども、緊急暫定措置として、ただいま町長は、金利なんかのあれは無理だというようなお話ですけども、町の利子補給対象があるわけですね。これは町の中小企業振興条例にちゃんと載っているわけなんです。これも、私どもはもっと早く、本当は議員提案でも条例改正をしておくべきだったんですけども、利子補給をしているのは工場移転とか公害防止とか、平時の中でも何か特異なもので、しかも利子補給する限度の幅が4%とか5%を超える分について1%というような言い方になっているわけです。もうここ10年以上低金利が続いているわけです、日本の場合。4%、5%を超えるような金利を借りるということ自身が、町の制度資金にはないわけでございます、そういうものを今まで放っておいているということで、本来なら条例改正をすべきなんですけども、ここで緊急措置としてそういうものを少しでも広げていただいたらどうかと。

その広げるという資金ですけども、経営安定資金とか、セーフティネットの経営安定特別資金、そういうものに限って、これから生き延びていくために必要な中小企業の資金を応援してあげたらどうかと。そういうことを、これは町長に後で答弁をいただきたいなと思います。

さらに、そういう資金の、もし金利助成については、当然、既存の今現在返しているもの、本当はこれは企業の皆さんは急いでいるわけでございます。売り上げが7割も減っている人たちが今までの支払いをどうやってしていくかという、そういうものを応援してあげる。国が特別保証なんかをやっても、借りたお金は返さなくちゃいけない。じゃなくて、今返しているものを何とか応援してあげられないかという、このことが私の資金繰りの具体的な予算を要する問題でございます。

時間の関係もあります、次に行きます。

②として受注対策でございます。私は6月のまさかこれほど秋に落ちるとは思わなかったんですけども、どうも中小企業の皆さんに聞くと仕事が減ってきている、減ってきているというお話があったから、町独自の、国や県やなんかでやっているテクノフェアとか何とかじゃなくて、町独自、工業の町独自での受注開拓に取り組んだらどうかという質問を提案したわけでございますけども、前向きにとらえられ

ておりません。今日のこの落ち込みを思うと、もっともっと強く要請しておくべきだったと残念でなりません。中小企業の皆さん方が、後で評価される、町はいいことやってくれた、あるいは次の時代につながる、そういう受注開拓の取り組みを改めてここで提案します。答弁はいいです。

③として、雇用対策についてであります。現在、大企業の大量の派遣切り、非正規雇用者の整理が社会問題となっており、さらに今ここへ来て、来春の新卒者への内定取消など、雇用が急速に冷え込んで、厳しさを増しておるところであります。そこで、雇用対策について、3点について対策を要望、提案します。

まず1点でございますけれども、新卒者の内定取消が町内企業さんにおいては絶対起きないように、起こさないようにという、そういうことを町長が各企業さん、事業所さんに協力要請を行っていただきたいと思います。

2点目は、生産減によって休業者を支援する。というのは、生産減によって解雇の前に、例えば週に2日、3日休むという、そういう解雇するよりは休業していただく、そういう休業者の人のために、国では、雇用調整給付金という助成金という制度があるわけですね。これは簡単にいえば、週に2日休業したと、その分はお給料が事業主さんが6割以上お支払いすれば、国はその一定の限度額の8割を後で補給していただけると。そして、そういうことでできるだけ雇用をとめておいてほしいという制度なんです。これこそは使うべきであって、私はこういう問題に、せっかく企業さんが今大変資金繰りが厳しいときに、8割を負担するならあと2割ぐらいは暫定的に1年ぐらい、町が応援するよと言ってもいいんじゃないかということで、そういう施策を提案するわけです。

実はこの施策について、過日、篠ノ井の職安さんにどうだと言ったら、この町の辺から5社ほどこの休業の給付金に対する引き合いなり説明を受けに来ていると言っておりました。それで、こういうことで国が出している残りへ町がやるということに対してどうなんだということで、長野労働基準局の課長さんに電話したところ、私じゃわからないから本省へ聞いてみるということで、本省へ聞いてくれました。3時間ほどしたら電話がかかってきまして、本省でもおもしろいと。そういうことでやって雇用確保をしてもらえるとということであればおもしろいと言ってもらったので、工業の町だからこそ、こういうものをこういうときだからやっていただくと、そういうことを要望するものでございます。

3番目でございますけれども、不運にして、不幸にして派遣切りを受けた人たちも

このあたりにいらっしゃるわけでございます。そういう人たちに今一番欲しいのは、働く場と収入だと思います。

そこで、坂城版のニューディール政策とでもいえる雇用の創出について、町が一時的に取り組んでみたらどうかということで提案を申し上げます。どういうことかという、いわゆる雇用整理を受けた人たちを対象に、その人たちに町が一時的に、臨時的に雇用をして、そして道路沿いや河川沿いなどの公有地の環境美化とかあるいは里山づくり、特にこの私どもも見て、いつも思うんですけど五里ヶ峯のところ縦状にカラマツを伐採した列状間伐がありまして、去年あたりは比較的きれいだったんですけど、今年は檜を植えたまわりの草が生えちゃって、この間も林業関係の人にお聞きしたら、草のほうが勝っちゃっていると言っているんですね。ああいうところの下草刈り、今枯れているんですけども、ああいうものをしていただいて、育林なりそういう地域の、ふだんできないことをこの際だからやってみたらどうかという取り組みでございませう。

こういうことで、今雇用の機会と収入の機会が企業サイドから急速に今離れているわけです。従って、そういうところへ町が景気対策として独自に取り組む。住民並びに将来への工業の町の人材の確保に効果的と考えられますので、実践への取り組みを強く要望いたします。

最後に、緊急対策の④であります。町内で消費を支援する。昨日来、町の商業活性化という質問も出ておりましたけども、私はまず町でお買い物をしていただく。そういう運動と実際に町の振興券というプレミアム付きの商品券の発行というものをここで臨時的に行って、それがもし効果ははっきりしていいものであれば、そういうものを経常的に続けたらどうかということでございませう。町内の商店のみならず、サービス業や職人さんなど、中小規模の事業者に使えるプレミアム券付きの商品券でございませう。

かつて、たばこは町内で買いましょうという運動が非常に表に出ておりました。今、この町に必要なのは町内でお買物をというキャンペーンじゃないかと思うんです。そういうことを行政が積極的に取り組むべきではないかということで提案するわけでございませう。申し上げるまでもなく、日用品などの生活用品や各種サービスなどの提供機能というのは、町の重要な、地域の重要な生活インフラでもあります。わけても高齢化社会、いわゆるスーパー砂漠や商店過疎地が今この町内にどんどんできてきております。そういうものへの行政と住民がバックアップ、手を取り

合って、より確かな対策を、しかも具体的に実効があるものをつくっていくべきではないかということで提案をするわけでございます。

以上、4つの分野について、緊急対策を提案しました。私が試算してみたところ、この金額そのものは、そんなに大きいものではございません。こういうことをこういうときだからやってこそ、地方分権、地方の自律の町であるわけでございまして、そういうことをしっかりと自覚をして、認識をしていただいて取り組むことを期待して、私の2回目の質問を終わります。

町長（中沢君） 先ほど、町は平時の対策しかしていないじゃないかというご指摘もあったわけでございます。こういう時期だからこそ、国の代表する経済人なり指揮者等をお招きしているということは、こういう時期だからこそやるべきことで、また町が一生懸命やっているということの理解をしていただきたいなど、こんなふうに思っております。

田中議員は、県で商工のいろいろ長年の経験もありましょう。私もそれぞれあるわけでございます。受注対策1つとっても、何かパフォーマンスで、行ってきて話してきたわいということで、実効がどれだけ上がったかということは、今にして反省しているところでもございます。そうした反省から、私は坂城の場合にテクノセンターをつくったわ、技術開発に頑張るわ、あるいは受注等については、みんなで、124社のテクノハートの皆さん、頑張ってくださいよと、こういう仕組みづくりをしたのは坂城町だけでございます。他の市町村ではありません。こういった仕組みこそ、急にここで何々をやれというんでなくて、そういう仕組みをより生かしたらどうなるかという、今まで皆さんが頑張っている基盤に立って、いろいろ施策展開をしていただければありがたいなど、こんなふうに思っているわけでございます。

あそこには開眼塾も、あるいはごさる会もございます。いろいろな皆さんが寄り集まって頑張っているわけでございます。そういった面に坂城ならではのいろいろな支援をしていくということでもあります。

また金融の問題について、この面をこうしたらこうなるというのも、これも1つの理屈かもしれませんが、金融の大きな流れという大勢というものの中では、国あるいは県のそういうものを見ながら連動していくと。しかし、選択として、保証料の問題がございまして。県では一部はやめました。だけれども、坂城町はその分については持つというように、いろいろと特色もあるわけでございます。それぞれの施策というものが、こうやればこうなるわい、こうなればこうなるわいという端

的な話でなくて、広いベースの中で着実に進めていくというようなことが大事なかと。時には田中議員も産業振興課の皆さんと、軸に話し合っ、いろいろこうだねえか、あだねえか、あるいはテクノセンターの皆さんも頑張っているわけで、そういう中で、声援を送りながら提案していくということがより大事で、急にこの場でこれはどうだということはどうかなと。それだけでは施策は進みませんということも申し伝えておきたいと思います。

しかしながら、いずれにしても貴重な提案でございますので、一つひとつ受けながら、また胸に秘めながら対応してまいりたいと、こんなふうに思う次第でございます。

産業振興課長（宮崎君） 緊急景気対策の取り組みについてのご質問に順次答弁させていただきます。

基本的な考え方は今町長から説明させていただきましたので、個々のお話ということになるかと思えます。私も先日、町内の金融機関4行を回りまして、今日の支店長さんが見えておられましたけれども、融資の状況や町内中小企業の資金調達の状況のお話をお聞きしたり、そういう中で貸し渋りや貸し剥がしがないようにというお願いをしてまいりました。

そういう中で、支店長さんとの話では、今元金据え置きというようなこととというようなご質問がございましたけれども、それぞれの企業に応じて、できるだけことはしていきたいというようなお話も受けてございます。と申しますのは、それぞれの企業によりまして、条件がご案内のようにすべて違います。そういうことで、個々にできるだけ話を聞いてほしいんだというお願いもしてまいりまして、支店長さんたちも、ぜひそうさせていただきたいということでございます。

町としては、この金融機関や商工会など、十分に相談に乗っていただいて、あす、緊急保証制度の説明会、さらには金融個別相談会を開催いたします。新たに設けられました中小企業のための資金調達制度についても、本当にご存じなのかどうか。ここらでセーフティネット等について、本当に理解していただいて、進めていただければと。

今、利子補給のお話もありました。利子補給は、利子が高いときの補給ということでございます。今私どもの制度資金、2%という部分から、ちょっと高いので振興資金が2.7ということでございますけれども、それよりも、町内では低いレートでやっておられるというのが一般的でございます。利子補給については、ちょ

っと考え方がどうなのかなというふうに思います。

それと、受注対策については、先ほど町長のほうからも出てございます。ただ、私どもも、そうは言っても、これまで町の出品者協会等で、ほかにはなく、いろいろな出展等受注確保について、独自の取り組みも、お金をかけて進んできております。今大手企業さん、内外を問わず展示会には大勢来るけれども、受注に結びつかない。だけど次の仕事を探っているんだよというような話も共通しているところでございます。こういう地道な、次のステップというのもやっぱり重要であろうと思います。

それと今雇用の関係でございますが、県が緊急労働相談窓口を各労政事務所と県労働保健課に設置して、労働条件、一般の相談に応じております。今ハローワーク等のお話もございましたけれども、雇用調整助成金もございます。この12月1日以降には、中小企業緊急雇用安定助成金ということで、5分の4の補助をするということで、残り分ということでございますけれども、これについても今まで3分の2だったものが、新しい制度の中で国は5分の4というようなことでしております。ですから、これについて、町の補助ということでございますけれども、当面についてはこの中でどうなのか。それよりもやっぱり、こういった労働局等と連携しながら、いろいろこれから出てくるような場合が多ければ、相談等のいろんなお手伝いのできればというふうに考えるところでございます。

次に、雇用確保のためのソフトな整備事業、ご提案では、今坂城版のニューディール策というようなことで、里山の整備や下草刈りなどの雇用の機会をつくって、生活支援はどうかというようなことでございます。これについて、賃金に関わるものということで、町におきまして、これらの支出については、本当に必要最小限しか組んでございませぬ。そういう中で、10人の林業委員さんにそれぞれ手分けの中で仕事をお願いしたり、さらに多くは地元区や関係団体へお願いして実施しておるものも予算の中に100万円という部分の中であるわけでございます。そういう部分の中で、これもまた一概に、すべてそういったところへ対応できるかということ、なかなかこれは今の状況の中で、町自体がそうやって経費節減を図っている中で、新たな施策としてどのくらい取り組んでいけるかというのは、なかなか難しい話だろうと考えております。

それと、町のプレミアム付きの振興券でございますが、これにつきましては、当然新たな予算化が必要でございます。商工会の中でもそういったお話は聞いてござ

いません。非常に厳しい話だろうなというふうに考えてございます。ただ、町内でのお買い物キャンペーンというのは、これは大事なことだろうなと思います。商工会等と連携して、検討を進めていきたいと思えます。

全般的に私ども、融資の関係でございますけれども、皆さんの質問をお聞きすると、町の融資はうんと悪いように聞こえます。けれど、町はこれまでいろんな部分で対策に取り組んできておりまして、それは町より1、2の市の中では、ここへ来て打ち出している部分もでございますけれども、ただそういう中でも、いろいろ考え方があろうかと思えます。私どもとすれば、まず、今国、県が示している、そういうものをまず使っていただく。その上でどうなのかという部分が大事だろうというふうに考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

1番（田中君） ご答弁をいただいたわけでございます。

こういう席で言うてどうかと思うんですけど、私の長い職場の大先輩としての町長さんから、こういうところでいきなりやるんじゃないかと、もっと着実に担当の部署へ来て相談するなり、そういうことも大事だよというご忠告をいただきました。まさにそのとおりでございます、これからも努めてまいりたいと思えます。

ただ、町長をはじめ産業振興課長の話で共通する点は、くどいようですけども、今大変な時期なんだということで、そこにやっぱり認識を置いて、今国もどこも財政は厳しいわけでございます。歳出削減や財政健全化という大きな課題に向かっているわけでございます。わけても、ここへ来て急激に税収が落ちているということで、さらに財布のひもを締めなくちゃいけないんだけど、大事なことは、やはり通常のは縮めても、こういう緊急時でございますので、いわゆる昔の景気対策、いわゆる公共事業の増額とか、そういうことじゃなくて、もっとソフト的に近いような分で、住民なり、中小企業の皆さんにある程度納得していただけるような、希望を持ってもらえるような、そういうものを取り組んでいただきたいということで私は質問したわけでございます。

冒頭、2回目の答弁の町長の言葉の中に、アウトカム、いわゆる何かやった、ものをつくった、何かやったというだけじゃなくて、そこから何が派生したかという、今まさに中央分権、行政に問われるアウトカムという考え方、これをぜひ役場全体に広げていただくということをお願い申し上げまして、本当はもっと利子の補給の問題とかあるいは繰り延べ、雇用に向けても続けたいんですけど、時間等の関係があります。

課長の答弁、町長でもいいんですけども、簡単なことですけど、町長のほうがいいと思うんですけど、新卒者の取消はしないようにということを町内の企業さんなりにぜひ要請をしていただきたいと思いますんですけど、その決意をひとつお願いします。

町長（中沢君） いろいろとご意見を交わす中で、景気に対する厳しい認識、そこに対する手法等々については、共通するところが多々あるなど。ただ、私と若干違うなど思うのは、私はこういう厳しいときであればあるほど、受注でもいろいろのもの対策は企業自身のベテランの手で担ってもらわないと先へ進まない、民のほう行政より上だよということをあえて申し上げたかったという面でもございます。

いろいろとこの19日にもテクノセンターの理事会等もございます。いろいろな面で、これは全体の中で町はこういった面で新入者が何とかなればというところまでは、ちょっと行きかねるなど。個々の企業の中での話の中で、新規採用したところもございますので、そういった面はどうなっているか、それはどういうふうにといいことで、話の中でいろいろ、よりそういうことのないような対応を求めてまいりたいなど、こんなふうに思っております。

1番（田中君） 中小企業なり事業の皆さんの自助努力というのは、十分理解をし、尊敬をしているわけでございますが、非常時、緊急時ということでございますので、町長、この景気なり、こういう状況が年明け後、さらにというようなことの場合は、場合によっては補正予算なり、あるいは新年度事業の中に、今スピードが大事だと思えますけど、そういう面で期待を申し上げておきます。時間もありませんので、次の2項目めに入ります。

2. 景気悪化に伴う財政運営について

イ. 町民税収の上期実績と今年度の見通しは

当然、昨日からいくつかの方から出ておりますけども、景気がこれだけ落ち込んで、特に法人町民が落ちていると。昨日の答弁の中にも、来年は2割減というようなことが伝えられております。1つ、今年の見込みとしてはどうなのかということ、それが予算との絡みの中でどうなるかということをお聞きしたいと思えます。

ロ. 人件費を含む歳出削減策の取り組みを

法人町民が大幅に減ったということ、これは町民税だけじゃなくて、おそらく全体にもそういう形のもので出てくる。あるいは未済額が増えるんじゃないかという心配が同然あるわけでございます。そういう中においても、先ほどもちょっと同僚

議員の質問の中で出ましたけども、議員の歳費の前のように、削減、私も賛成でございますので、そういうものを含めて人件費の削減あるいは経費の一層の削減というものに取り組んでいただきたいなと思います。

そこで、削減にあたって説明を求めるものでありますけれど、事務的経費、経常経費などの一律の削減ということをどう考えるかということ。それから、あれかこれかの選択で、あれもこれもじゃなくて、あれかこれかで緊急性のない工事等の先送りということについてはどうかということ。それから③として歳出削減を行う場合に、これは当然のことでございますけども、住民サービスへのしわ寄せや支障というか、そういうものが起きないように特段の配慮をしていただく、配慮をしてほしいということを要望します。

そしてできることなら、今年度予算でも節減して、浮いたお金でできたら雇用の創出なり、できるところへ中小企業の応援に緊急的に回していただくようなお考えがあるかどうか。この辺も町長をはじめ総務課長に説明をお願いします。

総務課長（中村君） ちょっと用意をさせていただいた原稿がまた長いものですから、端折りながら申し上げます。

法人町民税、上半期は昨日も数字申し上げました。収入済額2億9,600万円ということ、マイナス38.3%、1億8千万円の減ということ。ただ11月末で一番新しい数字を見ますと、収入済額4億4,700万円、対前年比ですと36%の減ということ、2億5,700万円と大きなダウンであります。

ただ、予算の当初計上は5億円ということでございます。そこに5千万円ちょっと差がございまして。これが完全に埋められるかなというのはちょっと厳しいかなと、こんなように思います。ただ、お気づきかと思えますけれども、今年度の補正予算の中では税にはさわっておりません。それは5月くらいから何か雰囲気がおかしいのかなという感じがちょっと税の面で感じられましたので、余裕のある税目について計上をいたさないでまいっておりますし、税で当初計上をいたしております28億6千万円、これについては当然歳入できるであろうという見通しを持っております。

それは今年度のお話ということ。来年度、今ご指摘もあったんでありますけども、法人税ばかりじゃないだろうということ。当然、個人の所得というのは、歴年なものですから、1月から12月までということであります。今年の後半、個人の収入、お勤めの方はある程度以上に落ちているかなというように考えるのが正しいのかな

というように思います。そこへ加えて、平成21年度は固定資産税の評価替えということがございます。11月27日の新聞に出ておりました基準値の価格11%余の落ちということでもあります。これは市町村間の均衡を図るために、都道府県知事が県の審議会の意見を求めて、定めて、私どもへお知らせをいただいて、それに従って、私どもは不動産鑑定士等の鑑定評価結果と合わせて評価替えをやっていくということになっております。3年前と比べて11%余落ちているということの中では、当然、土地、負担調整はありますけれども、家屋はこれはもう確実に落ちるだろうと。新たな投資がなかったであろう状況からすると、償却資産も償却方法が変わるといことも合わせて、ある程度以上に落ちるだろうと。そんな状況にあるわけでございます。

歳出削減というところであります。人件費の削減であります。これまでも町の特別職について、町長8%、副町長・教育長5%の減額を行っておりますし、管理職手当につきましても10%の削減を実施いたしているところでございます。また、現状の給与の体系からしますと、50歳を超えている程度の職員は、構造的に定年まで給料は上がらないという構造になっておりまして、少なくとも増はないというようなことがございます。また、地方行革の指針ということで、21年度までの集中改革プランの策定をし、行政機構の改革を生かし、定員管理の適正化等を図っているところでございまして、そういった中で人件費の支出の削減にも努めているわけであります。

来年度というところでございますが、その歳出というところでは、おっしゃられるとおり、事業として取捨選択というようなことを考えていかなければ、他の住民サービスへ回すお金はないというように考えざるを得ないなということでございます。なものですから、削減額を他へというお話は大変厳しいかなというところがございます。

1番（田中君） また今回も2問目が時間切れというか、ちょっと失礼なんですけども、いずれにせよ、こういう経済が非常に悪化している状況の中で、やっぱり工業の町ならではの、さすが坂城だというような運営、そしてまた町の中小企業の皆さん、商店の皆さんに、町も頑張っている、おれたちも頑張ろうという、そういう思いをしっかりと伝えられる、そんな行政をしっかりと緊急に、スピーディにやっていただくことを望んで私の質問を終わります。

議長（池田君） 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

明日10日は午前10時から会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(散会 午後3時42分)

1 2 月 1 0 日 本 会 議 再 開 (第 4 日 目)

1. 出席議員 14名
- | | | | |
|-------|-----------|-------|-----------|
| 1 番議員 | 田 中 邦 義 君 | 8 番議員 | 春 日 武 君 |
| 2 〃 | 山 城 賢 一 君 | 9 〃 | 林 春 江 君 |
| 3 〃 | 柳 澤 澄 君 | 10 〃 | 安 島 ふみ子 君 |
| 4 〃 | 中 嶋 登 君 | 11 〃 | 円 尾 美津子 君 |
| 5 〃 | 塚 田 忠 君 | 12 〃 | 柳 沢 昌 雄 君 |
| 6 〃 | 大 森 茂 彦 君 | 13 〃 | 宮 島 祐 夫 君 |
| 7 〃 | 入 日 時 子 君 | 14 〃 | 池 田 博 武 君 |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者
- | | |
|-----------------|-----------|
| 町 長 | 中 沢 一 君 |
| 副 町 長 | 柳 澤 哲 君 |
| 教 育 長 | 長谷川 臣 君 |
| 会 計 管 理 者 | 塩野入 猛 君 |
| 総 務 課 長 | 中 村 忠比古 君 |
| 企 画 政 策 課 長 | 片 桐 有 君 |
| 住 民 環 境 課 長 | 宮 下 和 久 君 |
| 福 祉 健 康 課 長 | 塚 田 好 一 君 |
| 子 育 て 推 進 室 長 | 中 沢 恵 三 君 |
| 産 業 振 興 課 長 | 宮 崎 義 也 君 |
| 建 設 課 長 | 村 田 茂 康 君 |
| 教 育 文 化 課 長 | 西 沢 悦 子 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 柳 澤 博 君 |
| 総 務 係 長 | |
| 総 務 課 長 補 佐 | 塩 澤 健 一 君 |
| 財 政 係 長 | |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | 塚 田 郁 夫 君 |
| 企 画 調 整 係 長 | |
4. 職務のため出席した者
- | | |
|-------------|-----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 吾 妻 忠 明 君 |
| 議 会 書 記 | 金 丸 恵 子 君 |
5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

(1) 21年度予算編成に向けてほか 山城賢一 議員

(2) 厳しい経済状況での坂城町の実体と見通しについてほか

宮島祐夫 議員

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（池田君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（池田君） 最初に2番 山城賢一君の質問を許します。

2番（山城君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今年の世相は「脅」という字でございますけども、そういう年だという表現する方がおりました。これはご承知のとおり、オレオレ詐欺とか還付金詐欺とか、保証金詐欺あるいは食品の偽装問題など、社会不安が揺れております。その中で、金融危機をきっかけとした世界的な景気の悪化が、日本の企業活動に深刻な打撃を与えている現状が刻々と鮮明になっておるわけでございます。

予測につきましても、今年また来年、マイナス成長を見込んでおりまして、実際に2年連続で減少という形になりますれば、1997年から98年以来のことといわれております。グローバル経済の中で、日本は欧米に比較的に強く、傷は浅いという見方ございましたけれども、この10月以降、景気は急速に減速し、後退局面が明らかになったのであります。景気底打ちの時期につきましても、09年後半以降とする声がございますが、経営環境は一段と厳しさを増すと予想されまして、景気低迷が長期化する懸念が強まっております。

企業の町、わが坂城町におきましても、大変な状況に直面しておりまして、この危機をどう乗り越えていくかが大きな課題といえます。

それでは、本題に入らせていただきます。

1. 21年度予算編成に向けて

これは同僚議員からもいろいろとご答弁いただきました。答弁の内容は変わりはないかなと思いますが、改めて質問をさせていただきます。

イ. 経済減速のなかで編成方針は

坂城町は世界に誇れる産業の町として、企業の皆さまのご努力と企業マインドの躍進によりまして支えられ、企業の町として、平成18年度工業製造品出荷額1,847億円余の実績と、県下町村ではトップであること、ご承知のとおりであります。従業員の方々につきましても、5,830人余と微増に推移している状況にあり、比較的雇用の安定が確保されている町でもあります。

また、商業にありましては、平成16年度の商業調査でございますが、年間商品販売額170億円余でありまして、また、農業の面では18年度でございますが12億6千万円余となっております。

しかしながら、ご承知のとおり、サブプライムローンに端を発し、世界経済をリードしてきた自動車産業が大きな減産に追い込まれ、またIT産業も直撃、9月15日のリーマンブラザーズの経営破綻により、世界的な金融危機が起こってまいりました。株価の乱高下、円高等により景気後退が鮮明になりまして、製造企業の経営環境の急速な悪化が浮き彫りになったわけであります。

金融機関も保有する債券や株式、また投資信託などの有価証券の評価損益が株式市場の急落や債権市場の混乱などを受けて悪化しまして、自己資本比率の低下に及んでいる状況にあります。県下の上場企業、9月の決算でございますけれども、前年同期と比較できる38社のうち、売上が減少した企業は7割近い26社という報道がされております。

町におきましても、基幹産業である自動車関連や輸出型産業におきまして、減産による影響を受けて、仕事量の減少、雇用に厳しさを増している状況にあります。

21年度は3年に一度の固定資産税の算定基礎とする基準値価格の評価替えの年でもあります。県内で06年度と比較して、比較可能な71市町村すべてにおいて下落し、平均下落率は11%、町では11.8%と報道されておりました。

定例会初日でございますが、代表監査委員さんから平成20年度9月末の町税賦課徴収状況について説明がございました。個人町民税、現年分でございますが、収入済額は4億5,291万3千円で前年比11.3%増でありましたが、法人町民

税、これも現年分でございますが、景気の減速によりまして、収入済額 2 億 9, 599 万 6 千円の前年比マイナス 38. 3%の減少と報告がございました。町内事業所の厳しい状況が伺われます。このような未曾有の状況の中、厳しい観測になるわけでございますが、21年度はどのような見通しを持たれ、また予算編成の重点や規模を考えておられるか、お伺いをしたいと思います。

ロ. 町内産業の実態と町の取り組みについて

先ほども申し上げましたところでございますが、金融危機をきっかけとした世界的な景気の悪化が日本企業に深刻な打撃を与え、基幹産業である自動車や電機など、輸出関連産業の不振が、経営環境を一段と厳しさを増している状況であります。

輸出減少から大手の減産体制に踏み切ったことから、設備投資にも慎重になっておりまして、中小企業は過去最悪の水準に落ち込むなど、下請企業の皆さんの受注や販売に打撃を与えておるわけでございます。

年末から来年の1月あるいは3月にかけて、経済情勢が一段と厳しくなるものと推定されております。景気対策の実行加速は緊急の課題と考える次第であります。

11月28日でございますが、商工会の役員の方々と懇談会に出席をいたし、現況のお話をいただきました。欧米が悪い、アメリカ向けは3月までストップ、3月までは何とか耐えたい、円高推移が心配だ、非常に厳しいとか貸し渋りの問題、来年はさらに厳しいとの見通しを持っておられたり、また、今の状況はカットでなくて生産の見直しだといわれていると。また、在庫を抱えており、来年1月、2月は発注がないだろう。

また、坂城の商業におきましては、先が見えない惨憺たるものだが、あと5年たったらどういう状況になるだろう、後継者もいなくなる、金融面での対策などのお話をいただきました。

これは世界的な外部要因はあるものの、やはり先人が培った「産業の町坂城」、「工業の町坂城」を行政、企業、地域が一体となって取り組む必要があるのではないかと思います。また先日も同僚議員からお話がございましたが、スーパーが撤退することになりました。本当に日常生活にも事欠く地域になりつつあることも事実でありまして、これもまた市場原理主義の負の遺産かなとも考えます。

「工業の町坂城」に現在、企業279社、従業員も先ほど申し上げました5, 800人余の雇用が存在する町でございます。坂城は本当に住みよい町に進んでいるのか。また町外から定住者を受け入れるような魅力ある町でなければと痛感

する次第であります。

町は商工会や県等と連結しながら、相談窓口機能の充実や国の経済対策を受け、特に中小企業の皆さんの資金繰り支援のための緊急保証制度の周知の努めていきたいということでもあります。年度末の12月あるいは来年3月をいかに乗り越えるかです。緊急経済対策として具体的に何ができるのか。また何をお考えになっておられるのかお伺いをして、1回目の質問を終わります。

町長（中沢君） 21年度予算、経済の厳しい中で、どのように編成するかというお尋ねであるわけでございます。

ご案内のとおり、世界的な金融危機、この秋以降の景気の後退局面によりまして、町内企業の実績が急速に悪化しているということで、大変憂慮しているところでもございます。耐えて、耐えて企業の皆さんに次なる段階へ頑張ってもらいたい、こんなふうにも思っております。高騰した原油価格も落ち着きを取り戻しているというような面にも期待してまいりたい、こんなふうにも思っております。

平成20年度の町税の状況でございますが、法人町民税につきましては、11月末現在の収入済額が4億4,700万円、前年同期に比べてマイナス36.5%、金額で2億5,700万円の減収となっております。町内企業への影響が伺えるわけでございます。当初予算では5億円を計上してまいったところでございますが、予算割れの心配も出てきているという状況でもございます。本年度の町税全体から見ると、固定資産税の償却資産分が伸びておりますので、予算では28億6千万円が確保でき、何とかしのげていくかなど、こんな思いでございます。

来年度の町税収入の見通しでございますが、このまま景気の後退が長期化するというところでございますので、個人所得の伸び悩み、固定資産税の評価替えなどもあって、極めて厳しい状況が予測される場所でもございます。また、地方交付税におきましても、ここ数年、国の交付税総額の圧縮が続いております。標準財政需要額の抑制等により、町税と合わせまして、一般財政ベースで2割程度の減額が見込まれるわけでございます。

新年度の重点施策でございますが、食育・学校給食センターの建設など、最終年度となるまちづくり交付金事業をはじめといたしまして、公共下水道事業の推進、学校施設の耐震化対策、産学官連携による産業の活性化、全町体制で一体となって臨んでまいります。さらにはサミット、あるいは辛味大根フォーラムなどには取り組んでまいりたいと、こんなふうにも思う次第でございます。

また、基幹道路、生活道路の整備の促進、少子高齢化社会に対応した福祉の充実、地域の確保、健康づくりへの取り組み、環境に配慮した環境社会への対応等々、いろいろな面での対応が求められているところでもございます。今後、予想される厳しい財政状況の中で、行財政改革の推進計画、集中プランの持続的な取り組みをより強めてまいらなければと考えているところでもございます。

当初経費につきましても、その重点化、事業の見直しによる削減の抑制、そして政策課題の実施に向けては、事業熟度あるいは必要性、緊急性等を考慮していくことが大事であるわけでもございます。従来の、これはやったほうがよいというような発想から、やらなければならないものに集中すること、行政と住民の担う分野はどうなんだ、行政あるいは企業が我慢しながらやる分野はどうなのか、県、国、地方自治体、いわゆる町村が独自に担わなければならないものは何なのかというものの十分な検討、そしてまた行政は総合行政でございますので、いろいろな新しい事業実施についても、その真の効果はどうだ、財源はどこから求めるんだというような厳しい検討が求められるなど、常に思っているところでもございます。

いずれにいたしましても、職員一人ひとりが厳しい行財政の状況をまず認識して、そして一連の構造改革への取り組みなど、国、県のいろいろな施策、動向を見るというよりもそういったものの施策検討等を行いまして、事業の必要性、費用対効果、後年度負担等にもいろいろと精査することが大事でございます。山積する行政需要に対して、優先度あるいは効率という面で、いろいろ頑張らなければいけないなど。これは議会ともどもにお願いするところでもございます。

総額では、先ほど申し上げましたように、一般財政ベースでは平成20年当初予算の20%の削減をしなければならない状況におかれているということをみんなで理解し合い、それに向けて対応してまいりたいと思う次第でございます。

産業振興課長（宮崎君） 町内産業の実態と町の取り組みについてのご質問に対して、お答え申し上げます。

町内の産業につきましては、工業に限らず、大変厳しい状況でございます。アメリカ発の金融危機の影響を受け、日本経済の低迷は長期化し、底が見えず、その影響は深く広がる状況と懸念しているところでございます。

町内には、部品の加工組み立て産業が多いわけでもございますが、特に自動車産業関連で、町内企業への影響が深刻化してございます。また、最近にはない円高の影響によりまして、輸出関連製造業に依存度の高い町内企業にとっては、さらに厳し

い経営環境となっております。また、日本工作機械工業会では、平成20年のこの1年、最高高と最低月産を記録するというようなことをごさいます、かつてない激動の波のある経済状況が窺い知ることができるということをごさいます。

町内企業におきましても、この非常事態にどのように対応するか、本当に大変厳しい状況と、選択も求められるというようなことであろうかと思ひます。このような状況は、もちろん町内、国内だけでなく世界的に、あるいは新興国等についてはさらに深刻ということで厳しさが窺い知るわけをごさいますけれども、中小企業などの皆さんの資金調達に不安が生じないよう、国は経済対策の一環として、緊急保証制度を設けたということをごさいます。

この制度の主な内容につきましては、中小企業庁よりセーフティネットの認定の対象となる業況の悪化している業種というのが618業種と拡大され、今日からさらに80業種増やされまして698業種というようなところをごさいます。その業種に該当し、一定の条件を満たした場合、セーフティネットの認定を受けることができます。この業種が認定され、さらに拡大されたことによりまして、町内の事業所ほぼすべてがこのセーフティネットの認定の対象業種になるものと考えております。この保証制度において、セーフティネット認定を受け、経営安定資金として、県、町の制度資金を活用した場合は、町に保証制度もごさいますので、保証協会による保証が100%というようなことで、全額、県、町で負担というような形になってまいります。

融資枠につきましても、一般の融資枠とは別に、最大2億8千万円まで新たな融資を受けることができます。別の融資制度でありますセーフティネット貸付という部分の中で充実も図られ、償還期間の延長、融資枠の拡大、下請事業者の保護などが強化された内容となっております。

町といたしましては、より多くの町内企業の皆さんにこの制度をご理解いただくということで、信用保証協会上田支店長さんによる緊急保証制度の説明会を本日10時から、商工会館において実施いたしてごさいます。説明会終了後、引き続き、金融個別相談会を日本政策金融公庫長野支店の担当者や商工会経営指導員により、それぞれの企業の状況に合わせた融資相談を行うというようなことを予定してごさいます。ぜひ大勢の企業さん、事業主さんの皆さんに参加していただければというふうにごさいます。

産業振興課内に相談窓口を設けまして、商工会や保証協会、各金融機関などの関

係機関と連携を図りまして、町内企業の資金調達のために、今回実施されました緊急保証制度や県、町の融資制度、金融機関の融資等、事業所の状況により合った資金調達のバックアップに努めてまいりたいと考えておるところでございます。

昨日もある企業の社長さんがお見えになりまして、公図が欲しいということでございました。担当のほうでどうするんですかと言ったら、担保を考えなければいけないと。今まで融資はあまり受けたことないけれども厳しいということ、その状況はわかったわけですが、そういう中でセーフティネット、経営安定資金のご説明をしたら、ああ、そんな制度は知らなかったわということで、さっそく今日の説明会とおつなぎするなどしたわけですが、この制度の周知というものも本当にやっていかなければいけないというふうにも考えております。説明会等、今回12月本日ということでございますけれども、年明け等についても、適宜開けるように進めてまいりたいと考えております。

2番（山城君） それぞれ答弁をいただきました。来年度の予算編成につきましては、先ほど町長からお話ございましたけれども、当初予算は2割減ということで、相当厳しさは私素人でもございまして、100のものが80になりますから、相当厳しい編成になることを私自身も承知をしています。

行政、民間でもそうですけれども、家庭においてもそうですけど、何か削るといったらやっぱり人件費とか物件費とか単純なことになりますけれども、これもやはりある程度効果はありましようけれども、また仮に人件費を削った場合に、これはまたそれぞれの働く立場になると、また士気が損われるということもございます。どこで、あれこれじゃなくて、何を優先するかということが重要な問題になるかと思いますが、この点は刻々と状況が変わっております。けさもニュースを見ますと、トヨタショックもそうでございますが、ソニーショックもございまして、1万6千人、正社員でさえ8千人もリストラするというような状況でございます。

行政の立場からしても大変なことは承知をしておりますけれども、今現在、何が特効薬か見出せないんじゃないかなと思います。でも、そういう2割減を目標とした予算にどんな特効薬を考えておられるか。ありましたらお答えをお願いいたします。

それから、産業の関係についてですけども、今日、実は緊急保証制度の説明会が開催されるとおっしゃられましたけれども、時期的にはもっと早くできたんじゃないかな、この辺はどうだったのか。また相談窓口を開くことをもう少し早くに行えれば、先ほど課長からもお話ございましたけれども、明日あるよということですが、

それは専門的なことも兼ねますので、なかなか難しい面はあるとは思いますが、保証制度の説明会、町側としてできる範囲はどうしてもおつなぎ申し上げるといふ範囲で、なかなか難しい面があるかと思いますが、もう少し早目の対応が欲しかったなと私は思っています。

それからこれについて、今後、国、県と協力は本当に大切なことですが、説明会、どの範囲まで、また予定をされているか、お聞き願えればと思います。

2回目を終わります。

町長（中沢君） 先ほどお話のございましたように、いろいろ大手企業の人員整理ということが1つの契機になって、本当に我慢に我慢を重ねている町内企業のそういった雇用がどのように動くか、どのように耐えていくか、耐えていってもらおうかという面、そして現実の問題として、周辺すべてが雇用というものに大変悩んでいるわけですので、従来のように次へという段階もないわけですので。そういったものへの対応が求められてくるなど。それは個々の対応として、いろいろ進めていきます。

それと何回も申し上げますように、坂城ならではの対応として、テクノセンターあるいはテクノハート協同組合、そして商工会が一体となって知恵を出し合うという仕組みもあるわけですので。そうした皆さんと本当にフェイストゥフェイス、悩みをともに共感しながら、施策的には国の施策のより有効な面、そしてまた産学官等を通じて今耐えることと、しかしながら2年、3年の中で、より頑張るといふような素地を何とか見出していくことが大事だなど。合わせて、明日、議会の一段落する中で、早急にふるさと納税について、各企業へ回って、そしていろいろと窮状、そしてまた、しかしながら、より町が求めている、そういった事業への参加ということでお願いし合うといふようなことまでしなければならぬ状況であると、そういう皆さんのお手もお借りしたいと、こんなふうにいる次第でございます。

産業振興課長（宮崎君） ご質問に順次、お答えしてまいりたいと思います。

まず、緊急保証制度の説明会、参集範囲等はどうなのかということですが、これにつきましては、この説明会を決めて、今月に入りまして12月4日から有線ということで町内PR、さらに金融機関等のほうにもお知らせをする中で、関係のところがあったら出ていただきたいといふようなことですが、その参集範囲は、企業、事業所といふようなことですが、どこからどこまでといふふ

うには決めてはございません。どのくらいの皆さんにお集まりいただくかというようなことで、ちょっとどうなのかという心配もしているところでございます。

あと、私どもの相談会、説明会が遅いじゃないかというようなご指摘でございます。おっしゃるとおりかというふうに思いますけれども、ご案内のとおり、10月、11月、急激に落ち込んでございます。そういう部分の中で、私どもの対応が遅れてしまったということではございますが、いろいろな説明会等を進めていく中では、関係機関との共通の認識の中で、ご協力をいただきながら進めなきゃという部分もでございます。ご案内のとおり、私どもの融資担当窓口も、個々の本当に深い部分で、企業のそれぞれの状況の経営分析等する中でという部分ではなくて、やっぱり受け持ちの中でやっている話でございますので、そこら辺をよく連絡しないと相談会等もなかなか単独でも効果のあるものにならないのではないかなというように、そんな懸念もございます。ただ、いずれにいたしましても、これを機に開いているわけでございますから、私どもとすれば、どういう形で、やっぱりおつながりがどういふうにできるかという部分も正直に言ってございます。できるだけの利用をいただければと考えております。

2番（山城君） お答えをいただきました。

時間がちょっと詰まっていますが、私も通告の範疇とと思っていましたけど、今町長から、ふるさと納税について、お話をいただきました。同僚議員が前に一般質問した内容でございますが、坂城町では現状はどうですか、状況をいただければよろしいかと思えます。

坂城の産業の関係についてですけども、これはできるだけ、それぞれテクノハートあるいはテクノセンター、または商工会の皆さん方、また行政と連携を強くして、前向きな対応をお願いしたいと思えます。

町長（中沢君） ふるさと納税については、インターネット等にもいろいろ提案し、お願いはしているんですけども、全県的な問題であり、全国的な問題でございますので、もう一押ししないといろいろ関心が薄いなど。知らない人もいるなどという状況でございます。現在、入れていただいた方もございますが、より周知してまいりたいと。また、皆さん方の中で、こんな方があるよということになれば、これは法で定められたことで、無理押しの寄付金ではございまして、そこら辺を理解していただきながら、応援していただければありがたいと、こんなふうに思う次第でございます。

先ほど答弁申し上げましたように、1、2はございますが、低調であることは説明したとおりでございます。

2番（山城君） 時間が詰まっていますから、次へ入らせていただきます。

2. まちづくり交付金事業について

イ. 最終年度となる事業の進捗は

まちづくり交付金は、地域の歴史、文化、自然環境の特性を生かした地域主導の個性あふれるまちづくりを実施し、地域住民の生活の質の向上と地域経済、社会の活性化を目的としているわけでございます。

坂城町は、都市再生整備計画を坂城開畝地区をエリアとして、平成16年に策定し、平成17年3月25日、国の採択を受けまして、計画期間は平成17年度から平成21年度の5年間ということで事業を進めてまいりました。第1次まちづくり交付金事業としまして、坂城駅南側進入路、老人福祉センター入り口の道路、それから中之条団地周辺道路、文化センター交差点の改良、中之条のふれあい公園、坂城駅多目的広場、坂城駅駅前歩行者広場、案内標識や散策道の整備、中之条団地2棟、坂城駅周辺防災事業として前田川バイパス路の整備、坂城駅周辺交流事業と花のまちづくり事業ということであります。

また、第2次まちづくり交付金事業といたしましては、仮称であります、坂城町食育・学校給食センターの建設、文化センター第2駐車場整備の計画が進められてございます。総額にいたしまして15億6,500万円余の事業でございますけれども、種々事業の進捗について、お伺いをいたします。

ロ. 見直しはあるのか

にぎわいのある町を取り戻し、誰もが住んでよかったと感じ、安心して暮らせる生活基盤の創設を目標にしたまちづくり交付金事業であります。第2次まちづくり交付金事業として、先ほど申し上げました食育・学校給食センターについて、関係者の要望や住民のアンケートの実施、学校給食の衛生管理基準の対応等々を含めまして、まちづくり交付金と安全・安心な学校づくり交付金を生かし、理想的なセンター建設の運びになったわけであります。

健全なる食生活の推進、地産地消による地域活性化など、食育活動の拠点ということでもあります。供用開始が平成22年4月という予定でございますが、当初の予定どおり進める方針を示されました。前回の定例会でもちょっとお話しましたが、県下初という立派な最新施設ということで期待をしているわけでございますけれども、

その内容とスケジュールについてお伺いをして、1回目の質問を終わります。

町長（中沢君） まちづくり交付金について、ご答弁申し上げます。

にぎわいのある町を取り戻し、誰もが住んでよかったなという、こんな町、安心して快適に暮らせる生活基盤を何とかつくりたいというような目標、テーマを掲げまして、坂城駅周辺地域から中之条開畝地区までの153haにわたる範囲で、平成17年から平成21年までの5カ年間を実施期間といいますか、これが補助金の交付される期間でございますが、都市再生整備計画を策定いたしまして、まちづくりに係る事業を順次進めているところでございます。

当初の計画におきましては、基幹事業として坂城駅南口の進入路などの道路整備4路線、中之条住宅団地あるいは坂城駅前多目的広場等の9事業もその中に入れております。それに併せまして、例年いろいろな被害を被ります前田川のバイパス路ができないか、そしてさらにソフトなものとして、花のまちづくり、ばらいっぱい
のまちづくり等の事業も進めているわけでございます。そして、この5年間に、総額で9億9,300万円ということでございます。その4割相当は国が助成するというものでございます。

その後、19年度に入りまして、都市再生整備計画を変更いたしました。町民の健全な食生活、そういったものや生涯にわたる食育教育の拠点として、最新基準、学校給食衛生管理基準にも適合した学校給食センターを併せ持つ食育・学校給食センターの建設ということで、新たに5億5,900万円を追加した次第でございます。

現在のまちづくり交付金の事業の状況といたしましては、道路事業4路線、坂城駅前の多目的広場等の地域生活基盤施設の4事業、中之条住宅団地、食育・学校給食センター、そして前田川の整備等々でございまして、ソフトの2事業を入れまして14事業で15億円ということになっております。

今年度までに8事業が完成し、継続事業がいろいろございますが、9億8,500万円がすでに予算化され、そしてまた、進捗状況も66%ということでございます。最終年度は来年でございます。これが過ぎるとこの制度がなくなるというようなこと等から、学校給食センター、この3月間の状況を見ると、極めて厳しい財政状況の中で、それができるのかどうかということ、いろいろな面から検討いたしましたけれども、こういうときでもやらなければならない事業だと、将来に向けてという事業の重さから考えて、これを継続するというにしましたわけござ

います。そういう中では、すべてこれはよしというのではなくて、機能面が充実していることがまず第一だと、そしてプラスいろいろ附帯的なものは儉約できるもの、簡素化できるものは簡素化していくという厳しい査定等をこれから行いまして、対応してまいりたいなど、こんなふうに思っております。

他の公共事業というものに対しても、いろいろと影響を及ぼすということもございしますが、それは後ほど、少し我慢していただいとすることで、順次進めてまいるといってございします。そういった面について、より具体的な進捗状況につきましては、担当課長から答弁させます。

建設課長（村田君） 個々の事業に関する進捗状況をご説明申し上げます。

町長答弁にもありましたように、現在、計画事業は14事業がございします。このうち、昨年度、平成19年度末までに完了いたしましたのは、老人福祉センター入り口事業、総事業費約990万円、町道A01号線文化センター北改良工事、総事業費約1,030万円の道路2事業がございします。平成17年度以降からの継続事業で、平成20年度末における各事業の進捗は、坂城駅南進入路事業、総事業費約2億6千万円が完成する予定でございしますので、道路4事業中3路線が完了し、道路整備事業費ベースで約91%の完了予定になってございします。

また、坂城駅前多目的広場事業、総事業費約8,200万円、坂城駅前歩行者広場事業、総事業費約890万円、文化センター第2駐車場整備事業、総事業費約790万円、案内板設置事業、総事業費約300万円の地域生活基盤施設4事業及び中之条住宅団地整備事業、総事業費約4億6千万円も今年度完了の予定となっております。

食育・学校給食センターにつきましては、今年度事業の用地及び建物設計等の部分が完了し、総事業費に対しまして約1億500万円ということございまして、進捗率で約19%の見通しとなる予定でございします。

継続事業として実施しております地域交流推進事業、総事業費約300万円、花のまちづくり事業、総事業費約500万円のソフト2事業につきましては、2つの事業を合わせて約55%の進捗状況でございします。中之条開畝地区のふれあい公園事業及び前田川バイパス整備事業につきましては、平成21年度の単年度事業として計画しておりますので、平成20年度末における事業費ベースの進捗はございません。

教育文化課長（西沢さん） ロの見直しはあるのかについて、お答え申し上げます。

食育・学校給食センターの建設につきましては、平成17年度に給食センター課題検討会を設置して以来、学校給食センター建設検討委員会を経て、今年度、食育・学校給食センター建設委員会におきまして、具体的な建設の検討に入ったところでございます。

財源につきましては、財政状況の厳しい中、検討を重ね、まちづくり交付金と安心・安全な学校づくり交付金を組み合わせて活用することとし、広報により町民の皆さまにまちづくり交付金事業についてアンケートをお願いし、事業を進めてまいりました。

食育・学校給食センターの今後の建設予定であります。12月1日の建設委員会で、実施設計に対してのご意見、ご要望をいただき、そのご意見、ご要望を踏まえた実施設計を12月中の完成を目指して、現在、作成中であります。実施設計終了後、引き続き、建築確認申請の準備を進めてまいります。来年1月早々に建築確認申請を提出し、また現在、土地開発公社で造成中の用地も2月ごろには完成する予定であります。

新年度には、早いうちに建築工事の入札を実施し、その後、工事を着工し、当初の計画どおり22年1月ごろには建築工事を完成させたいと考えております。なお、新センターからの子どもたちへの給食の提供の時期につきましては、今後、学校側と協議しながら、調整をしてまいりたいと考えております。

2番（山城君） それぞれ答弁をいただきました。時間がなくなりました。

1点だけ町長にお聞きをしたいと思います。

工事の進捗状況については、それぞれ答弁をいただきましたけども、一応計画どおりという判断をしております。1点申し上げますが、1つ、坂城駅前広場の工事をやっておるんですけども、あそこに駅を降りまして右側ですけども、ちょうど街路灯と電柱の間に、歩行道路用のところに消火栓がございますけども、これが私も常々ちょっと邪魔だなということを思ったんですが、この辺の交付金事業の中で移設が可能かどうか。せつかく駅前広場の整備を行っているんですが、これについて、景観上もよろしくないということで、お答えを1点だけ、お願いしたいと思います。

建設課長（村田君） ご質問の消火栓でありますけど、駅前広場、この広場の関連というご質問の中で、私のほうから答弁させていただきます。

今ご質問の中に、まちづくり交付金事業の中でというようなお話がございましたが、この都市再生整備計画のこの広場事業の中に当初計画は盛られていない状況で

ございます。国土交通省のこの補助事業の採択につきましては、非常に厳しい状況であるかなという状況でございます。そんな中で、ご質問の中にありましたとおり、歩道上、大変好ましくないという状況は、建設課といたしましても、そのように認識はしてございます。

ただ、移設ということになりますと、そこは県道敷地ということもございまして、また、移設工事ということになりますと、県営水道の直轄事業ということで、町負担でございますが、そんなようなことの中で、このまちづくり交付金の中の採択がなかなか厳しいという状況でございます。

いずれにいたしましても、立町通りの本管からの移設ということでございますので、財源的な要素も多分にあるわけでございます。また、そういう県との関係からもいろんな制約が出てくるというようなことでございます。状況はわかりますので、今後の検討課題ということで答弁させていただきます。よろしく願いいたします。

2番（山城君） ぜひ、今後の検討課題から少し進んだ、実施に向けた計画をお願いをしたいと思います。

3. 長野広域ごみ対応について

イ. 可燃ごみ減量化に向けて

自治区並びに町民の皆さまには、それぞれ大変なご理解、ご協力をいただき、分別収集がスムーズに運営をされております。これについては、心から感謝を申し上げます。

実は、今回の案件にもございましたけども、新たにごみ処理の建設につきましては、その建設に要する経費は人口割10%、ごみ割90%ということになりまして、そのごみ量割の基礎となりますごみ量については、その予算の属するその年度の前々年度中に処理された可燃ごみの重量によって割り当てられるということになっております。ごみ量が多くなるわけでございますが、多くなると町の負担がございまして、負担軽減に向けた減量化への協力や理解をいただくことが大切になります。町の取り組みについて、答弁をお願いします。

1回目を終わります。

住民環境課長（宮下君） 可燃ごみの排出量につきましては、山城議員さんからもございましたが、ここ数年、減少傾向にあります。しかし、引き続き、可燃ごみの削減が最大重点になろうと思います。

可燃ごみの約25%が生ごみといわれており、生ごみには多くの水分が含まれて

おります。各家庭で水切りをしていただきまして、生ごみの量を20%削減いたしますと、19年度の排出量で考えますと671トンが生ごみとなり、それを20%削減いたしますと134トンと、全体の4%の削減ができるということでございます。15年度比10%マイナスの目標値により近づくものでございます。町民の皆さまにとっても、ごみ量を減らし、町の負担を減らすということは、メリットがあるということでございますので、町民の皆さま、事業者の皆さまの一層のご理解とご協力をお願いしたいと存じます。

2番（山城君） 町でもそれなりの取り組みをされております。水分をなくすとそれだけ重量が減るわけですが、住民の皆さまの一層のご理解をお願いしたいと。

1点だけ、1つ申し上げたいと思いますが、町の中で可燃ごみを出されておるのですが、ちゃんとした保管の場所がない場所があります。これについては、やはり減量させる部分からしても何らかのバケツタイプ、例えば折り畳みのバケツもでございますが、その中へきちんと収納させていただいて、処理していただくと。終わった後はまた折り畳みできますので、それなりのスペースがとれないと思いますが、この辺の対応について、答弁をお願いします。

住民環境課長（宮下君） バケツを保管するためには、保管庫というものが必要となろうかと思っております。地域の中でご協議いただきまして、収集所または保管庫の設置のための用地確保ができますれば、町の補助制度をご利用いただきたいと思います。

2番（山城君） それぞれ答弁をいただきました。

まちづくり交付金事業は、にぎわいのある町を取り戻し、誰もが住んでよかったと感じる、また安心して快適に暮らせる生活基盤の創設を目標としております。来年は集大成の年でございます。取り巻く環境が厳しいわけですが、新しい年を迎えるにあたって、想定以上の課題に遭遇するかもしれません。ですけども、これは自律の町として、まさに真価を問う年となると思っております。

来る年は、運気はやっぱり今期のごとく、町民の皆さんから苦悩の選択であったけれどもよかったなというような年になることを願い、一般質問を終わります。

議長（池田君） ここで、10分間休憩いたします。

（休憩 午前11時01分～再開 午前11時12分）

議長（池田君） 再開いたします。

次に、13番 宮島祐夫君の質問を許します。

13番（宮島君） ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

今年も南条小学校の金管バンドが「第27回全日本小学校バンドフェスティバル」において金賞に入賞され、指導者の先生、生徒一体となり、練習の成果に対し、心からお喜び申し上げる次第であります。またさらに、ご家族のご苦勞に対しても、改めてこの場を借りて、感謝と敬意を申し上げる次第であります。わが坂城町の子どもたちの誇りとして、このようなことが続くことを願うわけであります。また、教育長さんをはじめ教育委員会も地域の3小学校の特性、また中学の特性などを含める中で、指導にあたっていただくことをお願いする次第でございます。

また、地域の伝統野菜のねぎみ大根の収穫も終わり、いよいよ食卓にもおしぼりうどんの料理の食べられる時期になってきているわけでございます。最近では、和食の柱、米と汁との存在感が薄れ、一汁三菜の庶民の食は、和食伝統が消えつつある昨今であるわけです。中でも、昔を忍びながらおしぼりうどんを食べる坂城町のブランド化についてもお願いするわけでございます。後ほど、これについては質問をさせていただきます。

また、今定例会は、世界的な金融危機によるわが坂城町の産業支援対策、行政と議会の一体的な議論という場でございますが、私は最後ということで、もうすでに出尽くしたという感があるわけでございますが、最後の最後まで議論を重ねていただくことをお願い申し上げまして、本題に入らせていただきます。

1. 厳しい経済状況での坂城町の実体と見通しについて

イ. 産業界の声は

米国発の金融危機が日本の実体経済に影響を及ぼし、日米欧揃って景気後退局面に入り、基幹産業の自動車、家電製造業の悪化と輸出不振と国内外のマーケットの減退による厳しい経済状況での坂城町の実体と見通し、産業界の声をどのように受け止めたかについて、まず最初にお伺いをさせていただきます。

ロ. 今年度自主財源の町税収納状況について

町内経済を支える企業の生産計画に不透明が増している状況の中で、先般開催された商工会主催地域経済懇話会、12月20日に開催の意見集約をどのように対応するかについてもお伺いをさせていただきます。

民間の景況判断指数の調査によると、11月まで連続して判断指数が下回ってい

るわけであります。従って、中小企業の景況感是最悪であり、年末から年始にかけ、さらに経済情勢が一段と厳しくなるのは必至であるわけであります。金融危機での経済成長は減少しており、自動車、電機などの主要産業での減産が拡大されている状況の中で、今年度の自主財源町税収納状況と上半期の収納状況の見通しはどうなっているかについてもお伺いをさせていただきます。

ハ．依存財源の状況について

ただいまの麻生首相の連日の発言あるいは失言等の問題発生が続く中で、いまだ不透明と思われることが非常に多いわけでありますが、国からの依存財源の状況と交付税、道路特定財源の見込みはどうなるのかについてもお伺いをさせていただきます。

ニ．平成21年度予算の編成方針について

町の財政は、地域の経済力があってはじめて運営できるわけであります。従って、地域経済の活力ある活性化対策が極めて重要課題でもあり、現下の経済状況からして、平成21年度の予算編成は、どのような見通しを立てて予算編成するのかについてもお伺いをさせていただきます。

町長（中沢君） 最初に、新しい経済状況の中で、その実態あるいは見通し等の中で、産業界の声をというお話でございます。

先日も開催されました地域経済振興懇話会でも、いろいろと金融危機と経済悪化をしているということを強く受け止めているところでもございます。今後の行方等を慎重かつ長期的に見据えている状況でもございます。また、さきに本田技研の吉野前社長さんが講演会にお見えになった折にも、その後の懇談会で、それぞれ産業界の皆さんにいろいろお聞きしているところでもございます。

そういう中で、皆一様に、景気ということの厳しさ、それと見通しがなかなか見えないというようなこと等についても、いろいろ悩み、困惑し、なかなか方向が見出せないということでもございます。地域経済産業の懇談会等に出た、そういった諸々の課題は、なかなかこういった小規模の町で、おれがやるというようなわけにはまいりません。国や県の施策動向をしっかりと見つめながら、そして、それに基づいて応援するという仕組み、これが基本であろうなど、こんなふうに思っております。

緊急保証制度も、今日も開かれておりまして、予想以上の皆さんにお集まりいただき、現在、いろいろ説明を受けて、相談に乗っているところでもございます。そ

うした中で、この制度がなかなか知らなかったというような例もございます。昨日、産業振興課のほうへ見えまして、いや、実はこの制度があるんだよというお話をしたら、ああ、そうですか、そんないい制度があるんですか、じゃあ、それを利用してみたい、早速、昨日のことですから、明日その会場に訪れてということでございますので、これはある程度長い目で、そしていろいろ啓発しながら、よりよい活用をしてまいりたいなど、こんなふうに思っているところでもございます。

皆さん方が、いろいろ町の融資制度等についてのご提案、その気持ちはわかるんですけれども、いろいろそういう中で、町がやってきた商工行政そのものには、いろいろな面で、他の市町村にない特色もあるということも自負しているところでもございます。長年のいろいろな経験の中で、金融行政というのは、やっぱり大事なことは、国、県を踏まえ、連動させ、なおかつ市場の商工団体あるいは金融機関等と相まっての対応が何より求められる、ある面で特出しますと、そういう面におきまして、県等でやるべきものが町に偏ってしまうという危険もあるわけでございます。産業政策ということの基本に据えながら、効率的でよりリスクの少ない方法をとってまいりたいなど、こんなふうに思っているわけでございます。

そういった中で、何度も申し上げていますが、テクノセンターあるいはテクノハート協同組合、商工会という仕組みの中で、今まで作り上げてきたその機構を、今日こそより生かして、そしてみんなで悩み、みんなでいろいろと耐えて、さらなる方向を見出していくということが大事でございます。今の状況を耐えるということ、次につなげる素地をつくること、いろいろな潜在力を生かしながら、進めていくということでございまして、よりよい情報収集と併せてそういった機会をつくる、高度な情報を提供できるということ、さらにテクノセンター、テクノハートと相まっての常に技術開発、人材要請、受注確保が大事であると。坂城の1つの新しい方向としての産学官連携等々も踏まえながら、進めてまいりたいと、こんなふうに思う次第でございます。

産業政策の中で、相当判断をしなければならないときは、人員の整理の問題もございましょうし、規模縮小の問題もありましょう。また、金融の役割の大きいことも十分承知しているつもりでございますけれども、企業の皆さんに潜在力を生かしながら、精一杯頑張っていただきたいなど、こんなふうに思う次第でございます。

産業界の声をということでご答弁申し上げたら、町長は予算編成についても語る状況になっているということでございますので、また、その面についてもご答弁申

上げます。

申すまでもございませんが、最近の経済情勢ということは、米国のサブプライム住宅ローンの問題に端を発し、世界的な金融危機そして原油、原材料の価格高騰や円高、いろいろ申し上げる中で、景気の減速は拡大しつつあるということで、先が見えてこないということでもございます。町内企業の経営も、先ほど町内の皆さん等とお聞きする中でも、大変危惧した状況にもなっているわけでもございます。

来年度の財政見通しでございますが、景気が後退している局面に入っているということと、個人所得が伸び悩むということ、これはいろいろな面が出てきております。また、土地等の下落が続く、固定資産税の評価替えという年でもあるわけでもございます。法人町民税をはじめとして、町の税収は、本当に厳しい状態におかれているなど、こんなふうに思います。しかし、法人税がいろいろ減収ということは、実状でやむを得ないことでもございますが、企業の皆さんにとっては、まず、企業を存続してもらおうということに思いを馳せまして、しかし減収の面については、私どもの責任において、何とか対応していくという道筋をはっきりさせてみたいと思っているところでもございます。

地方の交付税につきましても、国の交付税総額の圧縮、基準財政需要額の抑制等による減少傾向、あるいは町税や譲与税、交付金などを合わせての一般財源ベースでは、何度も申し上げておりますが、何とか2割ぐらい減少する規模にしたいなという気持ちはございますが、なかなか難しい面もあろうかなと、こんなふうに思っております。

国の予算編成方針に関連いたしまして、麻生首相が、地方交付税の1兆円規模での上積みを示しているということ、自由に使える財源確保という面で、これは期待ができるかなという面はございますが、交付税の増額による赤字国債の発行に伴うということでもございますので、そういった面は、やっぱり厳重に注視していかなければいけないなど、こういった問題もあろうかと思っております。

歳出面でございますが、学校給食センター、加えて食育・給食センターということで、これは交付税の最終年度ということ、ぎりぎりいっぱい時期に追い込まれておりますので、これはやっていくということでもございます。併せて、主要な公共下水道の問題、そしてまた、より前進させるべく小網地区の一般浄化槽化の問題等もございます。さらに、学校施設の耐震化対策、今いろいろ調査しておりますが、その結果を踏まえ、順次進めていくことかなと。基幹道路の整備でございますが、

県あるいは国等のそういった面での基幹道路ということになりますと、町が1割負担あるいはバイパスですと負担しなくも済むという、そういったものは、より前進させるといたしましても、時には道路の整備について、若干の先送りということもあろうかと思えます。

しかしながら、町の1つのまちづくりも前進しなければなりませんので、全国のばらサミットの開催、福祉施策の充実等も、あるいは健康づくり等もいろいろ手を引くわけにはいかないわけでございます。あれもこれもとございますけれども、できるだけ住民の皆さんの意に沿うような対応、今までのものは、取捨選択はいたしますけれども、できるだけ継続する方向でやっていきたいなと、こんなふうに思っております。

それにつけても、当面、町行財政改革の推進とか、あるいは地方改革プランがございますので、それに沿って、人件費、物件費等の削減ということには、意を用いていくということでございます。そういった中で職員の皆さんに、どのように意欲を持って取り組んでいただくか、取り組ませるかということ、これも新しい課題になってきていると、こんなふうにも思う次第でございます。公有財産の利活用、これも大事でございます。整備するもの、また買っていただけるものは買っていただくというようなこと等を踏まえながら、遊休財産というものについては、厳しく見極めてまいりたいと、こんなふうに思っております。

いずれにいたしましても、職員一人ひとりの皆さんが、事務事業の必要性、緊急性あるいは費用対効果等を十分精査する、一人ひとりが精査する上における積み重ねた判断をしてまいりたいなと、こんなふうにも思う次第でございます。総額において、一般財源ベースですと、前年の20%の削減はやむを得ないなと、努めていかなければならない課題だと、こんなふうにも思う次第でございます。

公債費の負担の適正化、平準化という観点からも、健全財政に努めるということは当然でございます。経常収支比率あるいは実質公債費比率の抑制、これらも1つの大きな課題として、いろいろな面から総合的に知恵を絞って、努力してまいりたいと、こんなふうにも考えるところでもございます。

以下、関係の面について、担当課長から答弁させます。

総務課長（中村君） 私からは、町税の収納状況等について、お答えをいたします。

最初に上半期の状況ということでございました。調定額が30億1,700万円、昨年同期に比べまして4,900万円の増ということ、収入額で20億9,800

万円、前年同期で7,200万円の増ということになっております。収納率は69.6%、昨年同期を1.3ポイント上回っております。

税目ごとに申し上げますと、個人住民税は、調定額が8億6,100万円、これは2,700万円の増、収入は4億5,300万円、4,600万円の増でありまして、収納率が52.6%、3.8ポイント昨年を上回っております。固定資産税であります、調定額が15億5,200万円、昨年同期に比べまして1億7,400万円の増、収入が12億5,200万円、2億円余りの増となっております。まして、収納率が80.7%、前年を4.4ポイント上回っております。

一方、法人町民税は、収納率は99.7%で昨年同様でございますけれども、調定額が2億9,700万円、前年同期に1億8,200万円足りません。収入が2億9,600万円、同じく1億8,400万円の減ということでありまして。

今後の見通しであります。11月分の申告状況を見ますと、11月までということで見ますと、調定額4億6,400万円、2億6千万円の減ということでありまして。収入済額も4億4,700万円ということで、2億5,700万円の減ということでございます。しかし、あと4カ月あるわけでありまして。また予算も5億円という計上であります。また、町税全体、11月末現在で、調定額が31億9,500万円ということで、収入済額25億6,100万円、収入率80%であります。当初予算に計上いたしております税は、歳入できるものと考えております。

次に、依存財源の状況ということでございます。

地方交付税でございますが、基準財政収入額27億8,400万円、8.4%、2億1,500万円の大幅増となっております。基準財政需要額は、頑張る地方応援プログラムによる割増算定や本年度新設をされました地域再生対策費などがあるものの、需要額31億9千万円、前年対比2.4%、7,600万円の増加にとどまっております。10月の再算定後の交付決定額は4億400万円余りで、前年対比マイナス25.2%、1億3,600万円の大幅なダウンとなった次第であります。

今後の見通しでございます。交付税総額は12年度をピークといたしまして減少を続けております。また、所得税から住民税への税源移譲などによる基準財政収入額の増等々、今後も続いていく傾向にあると思います。財政力指数の上昇とともに交付税を取り巻く情勢、一般財源の確保は、一層厳しくなるものと考えております。

次に、道路特定財源であります。現在、A01号線の道路改良事業につきまして、道路特定財源を原資といたします地方道臨時交付金、この補助率は10分の5.5ということでありますが、これが補助として入っております。また、まちづくり交付金事業におきましても、道路特定財源を原資とする交付金として充当がされております。来年度から、道路特定財源が一般財源化されるということでありまして、町への影響等につきましては、いまだ不透明な部分が多いわけでありまして、そこらはきちんと注視をして、誤りのないように努めてまいりたいと考えております。

13番（宮島君） いろいろご答弁をいただきましたが、あらかじめ通告の中では、町長に予算のことについては通告をしてありますので、そのつもりでひとつ、お答えをいただいております。

そこで、時間の配分もございまして、できるだけ私の質問をまとめて申し上げますが、いわゆる厳しい経済状況の実体の見通しの中で、町長にひとつお聞きするわけですが、我々議会の担当委員会で、今回、緊急対策要望が出されているわけですが、これらについては、殊さらわが坂城町は、いわゆる早い機会に自律というものを選択をしているわけですが、ここへ来て、大変経済状況が厳しくなっているわけですが、今回、それらを含める中で、いわゆる企業対策について、町長の、いわゆる今回2日間、今日で3日ですが、それらを総合して、この対策を打って出れば、絶対坂城町は自律の町を目指していかれるんだと。今殊さら、長野県下の中には、まだまだ合併をしようとするような町村もあるわけですが、合併シミュレーションに向かって、財政運営をしているわけですが、それらを含める中で町長の基本姿勢の中で、ただいま申し上げた我々議会の要望を含める中で対策のポイントは何か、これについて、ひとつ簡略に説明を願いたいと思います。

もう1点、担当課長にお願いをするわけですが、いわゆる私どもの財政の中で、基金というものがあるわけですが、一般で言うならば、へそくりということになるかと思いますが、この状況を昨年の決算の中で見てまいりますと、約26億4,400万円の総額があるわけですが、これらを今期のいわゆる20年度予算にもどのような取り口をするか、また新年度の中でのそういうもの予測をする中でやるかどうかについて、ひとつ財政の中で、いわゆる決算期において、剰余金3千万円、それから年度中に7,400万円崩した金は1億8,400

万円ほど取り崩しているわけですが、これらの考え方について、いわゆる今年の決算、来年の見通しの中でどんなふうに考えているかについて、この2点をひとつお願いしたいと思います。

町長（中沢君） 議会から対策ということで3点あったかなど。1つの相談機能の充実、そういったものは、もうすでに各部署ごとにきめ細かくやるということがございます。そしてまた、緊急制度の問題については国で国家的に進めているので、それを十分生かすということでもございます。

制度金融につきましては、県と連動していくことが大事なことだと。それと併せて、私が金融機関の皆さんとお話している中でも、あるいは産業の皆さんとお話する中で、そういったもののチャンスが生かせればいいというのが大事なことだと、そういう機能があるということが大事なことだということでもございますので、意向に沿って、ともに対応しているなど、こんなふうに思う次第でございます。

次に、これからのお話として、財政をいろいろ見つめる中で、一般財源の20%ぐらいをいろいろ軽減していかなければならないということもございますので、一般財源の要しない、いろいろ主要な施策というものは展開いたしますし、また、国、県と連動している福祉あるいは保健等、また教育等のお話については、何とか住民の皆さんにサービスが行き届かないということではなくて、精一杯努力していくということでもございます。

そしてまた、こういった不況を乗り越えるということは、正直申し上げまして、企業の皆さんのプロのノウハウ、今まで培った力を信じてお願いする以外にないと思います。こういう事態のときに、何かこれをやりましたというのは、それなりの気持ちはわかりますけれども、こういった時期における産業政策としては、より企業の皆さん、本当に耐えて頑張ってください、われらもそれに対して情報収集とかあるいは相談事には、そしてまた、みんなで生き延びる策はとりますからという仕組みづくりではなからうかと、こんなふうに思う次第でございます。

総務課長（中村君） 基金の状況ということで申し上げますが、へそくりというご発言がありました。これは決してそういうことじゃございませんで、予算に計上をして積み立てをしたり、予算に計上をして取り崩しをしたりということもございますので、お間違えのないようによろしくお願いいたします。

今年度も、財政調整基金から予算上、9億6,400万円ほど取り崩しをいたしております。そのほか、減債基金も1億4千万円ほどであります。そのほか、特定

目的基金等々もございます。現在、予算上の基金残高は25億円ほどございます。特定目的のものは、その目的にしか使えないというのが原則でありますから、予算のところへ、一般会計の予算の中で使える、現状、予算上の額というのは、財政調整基金で9億7千万円と10億円を割ってきている。過去、そんなにためておく必要はないじゃないかというようなご議論もあるにはあったんですが、こんなときにはもう少しあったほうがよかったかと、こんな気持ちを強くするところでございます。

一昨日も少し申し上げたかと思いますが、21年度の予算ももちろんそうなんですが、22年度も考えなければいけませんでしょうし、23年度も考えておかなければいけないだろうというように考えますと、9億7千万円もこの20年度の予算からも節約をしていって、少しでも増やしていきたいと、そんなように考えますし、そういったことで21年度の予算編成にあたって、多少なりともその基金を入れていくという予算編成になるんであろうと考えているところでございます。

13番（宮島君） いろいろご答弁をいただきましたが、どうか答弁のとおり、ひとつ実行に結びつけていただきたいというふうに思うわけであります。

ただいま総務課長から、私の発言の中で、へそくりというような表現、これは正式な言葉ではないですけども、いろいろ行政のほうの中にもそういう表現をしております。決して私の思いつきではないということ、文献にちゃんと載っていることをただ私は引用しただけでございますので、私の発想ではございませんので、そういう意味のことでひとつ、ただいま言っていたんですが、一般的にはそういうことが通っているということを申し添えておきます。

いよいよ時間もありませんので、かいつまんで申しますが、2番目の産業振興の方策はどう進めるかということでございます。

2. 産業振興の方策はどう進めるのか

イ. 農業、工業、商業の連携による振興策について

近年における地域経済社会の急速な変化について、国際化の著しい進展等に伴い、農工商の連携が、地域活性化のために最重要課題であるわけでありまして。従って、三者がバランスのとれた振興化が必要不可欠であるわけですが、これらの振興策について、お伺いをさせていただきます。

地域農業、農村を巡る状況は、大きく変化し、農業生産活動の停滞、加えて高齢化担い手不足、農産物の再生産確保が非常に困難な状況にあるわけでありまして、

農業者が自信と誇りを持って農業を展開し、農業の維持拡大を可能とする所得、経営安定対策を講ずるために、わが坂城町のある特産品、ばら、ぶどう、りんご、ねぎみ大根のブランド化の構築と販売戦略と町の施策はどう考えているかについてもお伺いをさせていただきます。

また、金融危機と景気の減退が深刻化し、家計の個人消費の変化により、大型店の撤退と小売店の廃業は、地域住民の生活には極めて重要な課題であるわけですが、ご案内のように、高齢者の買い物の便利性はどう対応するかについてもお伺いをさせていただきます。

また、上信越自動車道パーキングエリア、サービス施設についてでございます。私は平成19年3月、同じく12月に2回質問をしておりますが、その後の対策の変化があったら、また、早期実現はできないのかについて、お伺いをさせていただきます。

町長（中沢君） 産業振興施策の方向等については、実践的に苦勞している産業振興課長に答弁させることといたしまして、私のほうでは、上信越自動車道パーキングのこと、特色がございますので、答弁させていただきます。

上信越自動車道の坂城パーキングの利用ということは、宮島議員さんが何度もご質問し、その熱意にほだされるわけでございます。道路公団の民営化等によりまして、サービス施設の設置がより厳しくなり、また常に採算性が求められているという現状もございます。そういう中で、私も議員さんと同様、そういった夢を捨て切れず、何度か各方面へあたりながら、模索しているところでもございます。

昨年、パーキングエリアやサービスエリアにコンビニエンスストアが出店するというような事例が、いろいろ報道されたわけでございます。新たな方法として、それも1つの大事なことだなということで、副町長をはじめ関係課長にいろいろな手法、可能性等を関係の皆さんとお話し合いを持たせて、進められたところでもございます。いろいろ可能性ということもさることながら、こういったことが大事だという観点から、私は長野管理事務所やあるいは東京本社事業部の幹部の皆さんともお話し合いを持った次第でございます。

パーキングからのすばらしい眺めということについては、これは上信越道唯一だということは互いに認識し、こういったものが大事だということは、認識していただいているわけでございますけれども、さて、自分たちがやるということには、いろいろ慎重な中にも慎重だなと、こういった思いもございます。それは、コンビニ

の経営ということと併せて、私も欲深い、いろいろなご提案もしている関係もありましょうが、いろいろ問題も提起されております。

大型のコンビニエンスの方にいろいろ調査をし、直接、お会いもしているんですけども、そんなに積極的なお話はないと。少し時間をかけながらと、断られてしまうと大変でございますので、交渉は慎重にも慎重に、そして着実に、そして前進させるという手法が何よりということで、時間をいただきながら、そういった面での対応をより進めてまいりたいと、こんなふうに考える次第でございます。

以下、関係について担当課長から説明させます。

産業振興課長（宮崎君） 農業、工業、商業の連携による振興策について、お答えいたします。

国は、活力ある経済社会を構築するためには、地域経済の中心を成す中小企業者や農林漁業者の活性化を図ることが重要であるという考え方から、農商工等連携促進法を制定いたしまして、今年の7月から施行させたところでございます。

この事業は、法律に基づく認定を受けた中小商工業者と農林漁業者が共同で行う新商品の開発や販路開拓等の事業に対して、低利融資や設備投資減税、補助金交付など、各種の支援措置が受けられるものでございます。加えて、農商工等連携をより推進するために、事業者の支援を行う広域法人や商工団体などの支援機関に対する各種措置も設けられております。町及び商工会では、今年度、地域資源を生かした新商品の開発などを支援する補助事業でありますところの地域資源無限大全国展開プロジェクトに取り組んでおります。

本事業によりまして、来年度開催したいと考えております仮称「辛味大根フォーラム」に向けた体制づくりを行うとともに、ねずみ大根を中心とした町特産品の全国への情報発信やご質問のブランド化、新たな商品開発を目指してまいりたいと考えております。

さらに国では、地域の特性や強みを生かした企業立地や企業の設備投資等を促進するため、企業立地促進法に基づく支援措置を講じております。この支援措置に、地域を支える農林水産関連産業に対する支援策が追加、拡充されるなど、地域の農業、工業、商業の連携を含めまして、地域経済の活性化を促進することを目指しております。この事業におきましても、同法に基づく計画承認を受けた企業に対する支援と、財団法人さかきテクノセンター等の支援機関に対する支援がございました。町内におきまして、この事業を活用して設備投資を計画している企業もございました。

財団法人さかきテクノセンターでは、補助金をいただいて、試験検査機器の更新、整備やセミナー等の人材育成事業を行っております。

いずれにいたしましても、独自の技術集積を持つ当町の工業と農業、商業の連携によりまして、何か新しいものができないかと思うところでございます。町といたしましては、国等の支援策を十分活用する中で、また、農商工それぞれの関係機関と連携しながら、町特産品であるブランド化と販路の拡大に努めてまいりたいと考えております。

次に、地域量販店の撤退などによる高齢者の買い物への利便性への対応についてでございます。

ご案内のとおり、11月をもって西友坂城店が閉店されたわけでございます。地域に密着したスーパーマーケットの撤退が与える影響は、高齢者のみならず、地元の消費者へも及び、町といたしましても、本当に残念というようなことでございます。私どもも、状況を把握するために、西友本部の担当者をお呼びし、撤退に至るまでの経過説明をお聞きしたわけでございますが、全国的に展開をしている大手企業の経営の見直しの一環として進められた撤退ということで、この撤退にあたり、地権者へのアフターケアをしっかりと対応してほしいということを言うのが精一杯だったというのが実態でございます。

町内において、西友と同じような業種はほかにもあるわけですが、主に西友さんをご利用されていた地元消費者の皆さん、特に高齢者や移動が困難な皆さんの生活用品などの調達の利便性が悪くなるケースが生じてくるというふうにも考えられるわけでございます。利便性への対応ということでございますが、1つの経済活動の枠組みの中で生じてしまったというようなこと、また、町といたしましても、非常に急な状況であったというようなことで、有効な代替案といえますか、代替措置はなかなか見出せないというのが正直なところでございます。

そうは申しましても、地域内には地元のスーパーもございます。時といたしましては、村上、南条方面につきまして、循環バスの停車も、それぞれ関係のところにはバス停もございますので、このご利用等をしていただければということでございます。よろしくお願いいたします。

13番（宮島君） 町長に、先ほどパーキングエリアのことについて、お答えがあったわけですが、ちょっと私がテープをとって、ここへ書いてきているわけですが、今まで2回の経過の中では最初に、3月には、これは副町長さんの答えでございま

すが、「このことについては、またしばらく状況を見ていただきと考えておりますので、ご理解をいただきたい」と、こう結んでいるわけです。そして12月になったら何と答えたか、「その時点と状況はまったく変わってないというのが率直なところでございます」と、こういうことが答えとしてきているわけです。

それでただいま、私は早急にやるかどうかということ、しめることの中で、ある量販店に話を持っていっていると。これは本当に真新しい情報でもあり、これは本当に実現するかしないかは、それらはいろいろ経済状況もありますので、どうかひとつ、どこでやっているかということは、およそ見当はつきますけども、ぜひひとつ強力に、また次回にそのことがどう進んだかと言われないように、ひとつ実現に向けていただきたいということをお願いをしたいと。これは答弁はいりません。次回にそのことを、期待を申し上げているということで。

さてそこで、町長にいま一つ本題に入る前に、一昨日、先輩議員の中で答弁をしている、いわゆる県の出向の農業技術の関係の職員の話がありました。私はまさにそのことを今日質問しようと思ったら、一昨日、それを要望しているということ言われていますので、これは私が今回質問している、いわゆるブランド化なり、あるいは上信越のいわゆる地産地消というような、いろんな面から大事なことでありまして、また、それらを進めるには、今の産業担当職員の努力はわかるんですが、やはり最近、非常に新しい技術が出ているわけ。例えば品種にしても然り、もちろん技術もそうなんですが、一体どういう考え方の中で派遣社員を受け入れるか、あるいは年度はどことか、このことの質問をさせていただく。

というのは、実は一昨日、担当課のほうへ、建設課にそういう方が、専門官がいたが、この間見えないじゃないかと言ったら、4月に転勤されて、専門官であるので、浅川ダム、穴あきダムの今話題になっているところの専門官のところへ出ていると、こういう話を聞いて、ああそうか、私も明日は町長にその専門官にふさわしいような、いわゆるそういう地域の農業振興あるいはブランド化のできるようなことをぜひ要望したいわけですが、その状況についてちょっとかいつまんでお答えをいただきたいと思います。

町長（中沢君） 施策をより効率的に実のあるものにしていくということの中では、町の職員のノウハウをいただくことは当然ながら、さらにまた、違う角度から見られる、そういう方々にお手伝いをいただくということも大事なことでございます。今まで、町が県とのつながりの中では、町の職員は1年に一度ずつ必ず県のほうへ研

修に出しますよと。そういったものを厳しく勉強してくださいというのと併せまして、今までの過程の中では、工業が本当に大事なときは、工業の皆さんに来ていただきました。次にいろいろと建設事業を進めるときには、建設部の皆さんにお願いしたと。そしてまた、農業が大事だというときには、一昨々年ですか、そういった面でもお願いもしたわけでございます。

今町が抱えているものの中に、農業と工業と商業のこういった連携の中でのブランド化という課題があるわけでございます。そうしたブランド化というのは、単にここだけでこうというよりも、県あるいは国の応援も得るべき問題もあろうかと思えます。そういう観点から、来年度、今のばらのまちづくりあるいは辛味大根フォーラム等々を抱えており、なおかつ、いろんな課題を抱えておりますので、そういったところから優秀な人材を、私たちが発奮できるような、そういう素養を持った人材をお願いしたいということで、内々に進めているということで、現在は、そういう私たちの気持ちを県に伝えているという段階だということをご理解いただきたいと思えます。

13番（宮島君） ただいまのお答えは、今は気持ちを県につなげているということのようでございますが、ぜひひとつ実現をさせていただきたいと。これは、町の産業振興課のフォローなり、いわゆる地域農業の生産拡大あるいはブランド化のためにも、ぜひひとつ実現をお願いしたいというふうに思っております。

次に、時間の関係で2、3点、いわゆるブランド化についての事例を担当課長に申し上げ、ちょっとそのことは認識しているかどうかの確認をさせていただきたいわけですが。去る11月5日にさかき千曲川・ばらフォーラムがテクノセンターで行われました。私も参加させていただいたんですが、多分、課長もお出かけいただいているというふうに思うわけでございます。そのときのいわゆる坂城中学校の生徒の文書は、本当に涙ぐましい文句があるわけですが。坂城町のばら生産量は年々減少しております。その数字を見ても、生徒たちは、このままでは坂城のばらがなくなってしまう。何とかしなければならぬ気持ちを持っているという報告が出ているわけ。これは本当に未来を担う子どもたちの率直な声だというふうに受け止めてきました。またさらに、坂中も坂高もそうなんですが、いずれもちょっと時間の関係もございまして、私は資料を持ってきてはいますが、ぜひひとつ、もしお出かけにならなかったとしたら、この資料を見てください。非常にいろんな面で実態を見ているので、これをひとつお願いをするわけでございます。

もう1点、ブランド化の中に、先般、ちょっと所用がございまして、隣接する市へちょっと用があつて行ったわけですが、そこに信州地大根たくあんの張り紙が出ていたわけでございます。ちょっと参考に申し上げます。いかにねずみ大根の付加価値が高ければ、わが坂城町も味ロジックわくわくさかきもやっていると思いますが、これはいわゆる信州大根の地大根という表現でやっております。ここに資料もございすけども、何と1kgの樽入れ、7本ないし8本、これを2,100円で売っているわけだ。キロ単価2千円ですよ。それで地域をやるうとして、隣接の市がいろいろ枠を広げているという資料を私は持っているわけですが、そういった関係の中で、ぜひ参考にさせていただきたいというふうに思うわけでありまして。そんなことを付け加え、そして1つ、りんご、ぶどう、ただいまも町長からの話のように、そういう先端技術を持った県の職員の派遣もあるようでございますが、ひとことだけ、担当課としての考え方をまとめて、ひとつお願いをしたいと思っております。

産業振興課長（宮崎君） 今の特産品等に対する担当課の考え方ということでございます。今農業を取り巻く環境は非常に厳しいわけでございます。遊休農地対策を含めまして、非常に難しいと。いかに今ある農産物等の付加価値を高めて、生産意欲をそれぞれの農業の皆さんに増していただきながら、後継者をどうやって育てていくかというのは非常に難しい、難しいけれどもこれからの大きな課題というふうに認識してございます。

今、ばらフォーラム、地大根の話等をいただきましたわけですがけれども、今後もしろいろそういった先進的なところも勉強しつつ、取り組んでまいりたいと考えております。

13番（宮島君） 担当課長から大変心強いご発言をいただきました。ぜひひとつ、ただいまのような取り組みの姿勢を間違いなく全うしていただくことをご期待申し上げます。

いよいよ最後のお願いで締めくくりでございますが、これからいよいよ来年度の予算編成、また、事業計画等、大変目白押しに出てきて、もうすでに素案はできているかどうかわかりませんが、そういった中、今回、町長が何回も繰り返している国、県、それらの対策と併せて、ぜひひとつ新しい立派な予算ができ、町民が安心して暮らせるような、いわゆるものづくりとやすらぎの町を目指すために発展することを願い、私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（池田君） 以上で、通告のありました10名の一般質問は終了いたしました。

本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

ただいまから明日 1 1 日までの 2 日間は、委員会審査等のため休会にいたしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(池田君) ご異議なしと認めます。

よって、ただいまから明日 1 1 日までの 2 日間は、委員会審査等のため休会とすることに決定いたしました。

次回は 1 2 月 1 2 日午前 1 0 時より会議を開き、条例案、補正予算案等の審議を行います。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(散会 午後 1 2 時 1 2 分)

1 2 月 1 2 日 本 会 議 再 開 (第 5 日 目)

1. 出席議員 14名
- | | | | |
|-------|-----------|-------|-----------|
| 1 番議員 | 田 中 邦 義 君 | 8 番議員 | 春 日 武 君 |
| 2 〃 | 山 城 賢 一 君 | 9 〃 | 林 春 江 君 |
| 3 〃 | 柳 澤 澄 君 | 10 〃 | 安 島 ふみ子 君 |
| 4 〃 | 中 嶋 登 君 | 11 〃 | 円 尾 美津子 君 |
| 5 〃 | 塚 田 忠 君 | 12 〃 | 柳 沢 昌 雄 君 |
| 6 〃 | 大 森 茂 彦 君 | 13 〃 | 宮 島 祐 夫 君 |
| 7 〃 | 入 日 時 子 君 | 14 〃 | 池 田 博 武 君 |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者
- | | |
|-----------------|-----------|
| 町 長 | 中 沢 一 君 |
| 副 町 長 | 柳 澤 哲 君 |
| 教 育 長 | 長谷川 臣 君 |
| 会 計 管 理 者 | 塩野入 猛 君 |
| 総 務 課 長 | 中 村 忠比古 君 |
| 企 画 政 策 課 長 | 片 桐 有 君 |
| 住 民 環 境 課 長 | 宮 下 和 久 君 |
| 福 祉 健 康 課 長 | 塚 田 好 一 君 |
| 子 育 て 推 進 室 長 | 中 沢 恵 三 君 |
| 産 業 振 興 課 長 | 宮 崎 義 也 君 |
| 建 設 課 長 | 村 田 茂 康 君 |
| 教 育 文 化 課 長 | 西 沢 悦 子 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 柳 澤 博 君 |
| 総 務 係 長 | |
| 総 務 課 長 補 佐 | 塩 澤 健 一 君 |
| 財 政 係 長 | |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | 塚 田 郁 夫 君 |
| 企 画 調 整 係 長 | |
4. 職務のため出席した者
- | | |
|-------------|-----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 吾 妻 忠 明 君 |
| 議 会 書 記 | 金 丸 恵 子 君 |
5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

- 第 1 陳情について
- 第 2 発委第 4 号 坂城町議会会議規則の一部を改正する規則について
- 第 3 報告第 2 号 町長の専決処分事項の報告について
- 第 4 議案第 6 4 号 坂城町選挙ポスター掲示場の設置に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 5 議案第 6 5 号 工業振興施設等整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 6 議案第 6 6 号 坂城町土地開発公社定款の変更について
- 第 7 議案第 6 7 号 長野広域連合規約の変更について
- 第 8 議案第 6 8 号 長野県市町村自治振興組合規約の変更及び組合を組織する市町村数の減少について
- 第 9 議案第 6 9 号 長野県市町村総合事務組合を組織する市町村数の減少について
- 第 1 0 議案第 7 0 号 坂城町公の施設の指定管理者の指定について
- 第 1 1 議案第 7 1 号 平成 1 9 年度公共土木施設災害復旧事業橋梁災害復旧工事（昭和橋）変更請負契約の締結について
- 第 1 2 議案第 7 2 号 調停事件の合意について
- 第 1 3 議案第 7 3 号 平成 2 0 年度坂城町一般会計補正予算（第 5 号）について
- 第 1 4 議案第 7 4 号 平成 2 0 年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 第 1 5 議案第 7 5 号 平成 2 0 年度坂城町老人保健特別会計補正予算（第 2 号）について
- 第 1 6 議案第 7 6 号 平成 2 0 年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 第 1 7 議案第 7 7 号 平成 2 0 年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 追加第 1 議案第 7 8 号 坂城町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 追加第 2 発委第 5 号 共済法制定を求める意見書について

- 追加第 3 発委第 6 号 介護保険制度の抜本的改善を求める意見書について
- 追加第 4 発委第 7 号 介護労働者の処遇改善を求める意見書について
- 追加第 5 閉会中の委員会継続審査申し出について

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（池田君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、会議に入る前に、カメラ等の使用の届出がなされており、これを許可してあります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「陳情について」

議長（池田君） 各常任委員会に審査を付託いたしました陳情について、各委員長から審査結果の報告がなされております。

お手元に配付のとおりであります。

陳情第4号「共済法制定を求めることについて」

「質疑、討論なく（委員長報告賛成、挙手全員により）採択」

陳情第5号「介護保険制度の抜本的改善を求めることについて」

「質疑、討論なく（委員長報告賛成、挙手全員により）採択」

陳情第6号「介護労働者の処遇改善を求めることについて」

「質疑、討論なく（委員長報告賛成、挙手全員により）採択」

議長（池田君） 日程第2「発委第4号」以下、日程に掲げた議案につきましては、すべて去る12月2日の会議において、趣旨説明及び提案理由の説明を終えております。

◎日程第2「発委第4号 坂城町議会会議規則の一部を改正する規則について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第3「報告第2号 町長の専決処分事項の報告について」

専決第8号「平成20年度坂城町一般会計補正予算（第4号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）承認」

◎日程第4「議案第64号 坂城町選挙ポスター掲示場の設置に関する条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第5「議案第65号 工業振興施設等整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例について」

議長（池田君） これより質疑に入ります。

3番（柳澤君） 町が整備するという部分であります、「町が出資、出捐等を行う法人に対して補助を行い整備する場合を含む」を加えるということであり、これは新聞にも報道がされましたが、ここでちょっとお伺いをしておきたいわけですが、この括弧で付け加えられる部分について、具体的にどのようなことを想定されておられるのか、あるいはまた、その枠的な、例えば金額の上限だとか、こういうものとはどのような、そういう何か具体的な、そういったことの整理はされているのかどうか。そんなことを、これだけだとちょっと範囲とか、そういったことがわかりかねるので、ご説明をいただきたいと思います。

産業振興課長（宮崎君） どういうことを想定しているのかというようなことでございますが、この括弧書きにつきましては、財団法人さかきテクノセンターを想定しているところでございます。そういう中で、枠というのをどのように考えるのかというご質問につきましては、これについては、上限はいくらだとかというところはございませんが、それについては、やる場合については、もちろん予算計上というものも必要になってまいりますので、その都度、それについては、議会等でご審議いただく部分もあろうかと思っております。そんなことで、特にこれに対する枠というのは、この条例の中では定めてございません。

6番（大森君） 一応、今の説明で大体わかったわけですが、テクノセンターのいろんな検査機だとか、そういう高価なものの購入等にも流用することなどでしょうか。

産業振興課長（宮崎君） 現時点の中で、今想定しているのは、この中に施設、設備というような部分がございます、今補正予算でも上程させていただいてございま

すけれども、今試験機器類の整備をテクノセンターが補助金を得てやるというようなことで、それで利用者だとか、技術交流研究会あるいは役員の皆さんと相談する中で、主に環境に関するいろんな測定をするもの、あるいは省エネに対してする試験機器がどうしても必要ということでございまして、ここら辺について、補助していきたいということを考えてございます。

6番（大森君） 一応、想定はテクノセンターですが、例えば土地開発公社だとかあるいはまちづくり坂城だとか、そういうようなところへの今後、そういう方向性というのは、可能性としてはどうなんでしょうか。

産業振興課長（宮崎君） これにつきましては、あくまでも工業振興施設等整備基金ということでございますので、まちづくり坂城等に対するものについては考えてございません。

11番（円尾さん） 中身的にはそれぞれ答弁がありましたのでわかりましたけれども、テクノセンターを考えているんだというお話がありましたけれども、この中で、工業振興施設整備基金という形の中で、工業整備ということになると、ほかにもあるわけですがけれども、そういうのというのは、今後、今はテクノセンターを想定しているでしょうけれども、その枠を広げていくという考えはないのかどうか。その辺をお聞きしたいと思います。

それから、もしテクノセンターということがきちんとなっているんだしたら、要綱の中で、テクノセンターと明記すべきではないかと思うんですが、その辺についてはどうでしょうか。

産業振興課長（宮崎君） その前に、今の宮崎議員さんのご質問でございましたけれども、工業振興ということの中で、これについては、将来、工業団地の基盤を整備する、そういうような場合、この基金から支出するというような部分がございまして、土地開発公社等についても、これの中に含まれるというように解釈してございます。

そういう意味で、円尾議員さんのテクノセンターと明記してはどうかというようなことでございますけれども、現状の中ではそんなことで、括弧書きでこういう形の中で表現させていただいているというようなことでございまして、具体的に、この1つの条例の中に、固有名詞がいろいろ出てくるという部分もまた、いかがなものかと思っておりますので、現状にさせていただければと思います。

11番（円尾さん） 言葉を返すようですけども、条例に固有名詞をするわけではな

くて、要綱でも規則でも、その中でやっていけばいいと思いますが、私はちょっと心配になったのは、やっぱりテクノセンターを考えている上で、開発公社も入ってくる、いろいろ入ってくると、ほかのことで工業に関するもので、まだほかにも入る可能性があるんじゃないかということが心配になるからお聞きしているわけですが、今のところ想定しているのはテクノセンターであったり、開発公社であるというふうにとらえていいんでしょうかね。

産業振興課長（宮崎君） 現状の中では、今申し上げた部分でとらえていただければというふうにとらえていただければと思います。

いずれにしても、こういう基金の趣旨からいうと、やっぱりそういうところで、どのくらい広げるといってもまたそれも1つの課題でございます。当面、そういう形の中で進んでいきたいと。そうは言っても、先ほど申し上げましたけれども、必ず、支出の中で、いろいろ議会等のご審議もいただくということでございますので、そこら辺も含めてでございますが、当面はそんなところで想定してございます。

町長（中沢君） こういった工業の振興上の、そしてまた出捐している、そういったものに対する関係で、基金の使い道をより具体的に明確にしておきたいということの中での改正でございまして、今までの中でも議会にお諮りしながら予算は計上しているところでございます。

今後、そういった関連の施設等が出てくるとすれば、それはそれなりにその中に入るということでございます。そしてまた、具体的な対応等については、規則なり要綱を定めて、いろいろ進めてまいりたい。こんなふうに思っております。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第6「議案第66号 坂城町土地開発公社定款の変更について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第7「議案第67号 長野広域連合規約の変更について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第8「議案第68号 長野県市町村自治振興組合規約の変更及び組合を組織する市町村数の減少について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第9「議案第69号 長野県市町村総合事務組合を組織する市町村数の減少について」

「質疑・討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第10「議案第70号 坂城町公の施設の指定管理者の指定について」

議長（池田君） これより質疑に入ります。

1番（田中君） 指定管理者制度、2003年にスタートして更新期に入ってくるわけですけど、指定管理者制度のいわゆるねらいである民間ノウハウをいかに活用して取り組んで、効率的な運営そして住民サービスへの質の向上を図るという法律のねらい、趣旨でいきますと、質問として温泉とか今回更新の中に民間の企業なり団体なりが指定の候補としてどのように取り組んだか、状況をちょっと説明をお願いします。

総務課長（中村君） 指定管理者を選定するにあたって、議案の内容、それぞれ継続をいたしてということになってございます。民間と、この中でいいますと社会福祉法人2つ、これはいえば町が出資している部分もございますけれども、あるいは全く民間もございます。

これまでの指定管理者としてきちんと運営をされているということの中で、継続いたすが相当であろうという判断を審議会の中でいたしまして、それぞれ継続するという方向づけをいたしたところでございます。

1番（田中君） 昨年の全国の調査を見ますと、市町村においても民間企業や何かが指定管理者になっている割合、施設の割合が約18%台だったという思うんですね、5分の1近くあるんですけども、例えばそういうものへの今後の、今回は審議会で評価をされたら、今までの継続でということなんですけども、そういうことについて、本来の指定管理者制度の法律のねらいに基づくそういう民間活力を、こういうサービスや効率的な運営に活用するという、そういう趣旨からいって、そういうものについて今後の取り組みはどう考えているかも、まだこれから更新であと3年あるわけですけども、そういう民間なり企業の活用ということについても法律の趣旨からいって取り組むべきだという思いをするわけですけども、その辺はどう考えるかをちょっと聞かせていただければと思います。

総務課長（中村君） 個別、個別というお話だろうと思いますし、今朝の北信のある

市の施設のどうのこうのというような新聞記事もあったかなど。そんなような状況みたいなことにならないようにしていかなければいけないなというようにも感じます。

当然、その法なりが持つ趣旨、それからより効率的にということを考えましたらば、個別、個別の公の施設について、より効率を求めていくというのは、これは当然のことであろうと考えるところでございます。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第11「議案第71号 平成19年度公共土木施設災害復旧事業橋梁災害復旧工事（昭和橋）変更請負契約の締結について」

議長（池田君） これより質疑に入ります。

12番（柳沢君） 議案第71号の関係ですけれども、請負変更契約156万4,500円、これは一応仮締めというようなこと、鉄鋼の関係のようでも、工期は平成19年12月4日から平成21年3月27日までということなんですけれども、今現状、工事をやられてあるわけなんですけれども、この工事、大雨が降ったときに洪水が出たとき、このままの状況でいいのかどうかということも私もちょっと、今まで見た状況ではこれでいいのかなという疑問はあるわけなんですけれども、この変更増の関係をもう少し詳しくちょっとお話を聞きたいんですけども。

建設課長（村田君） この変更請負契約でございますが、議案の説明にもございました河道の洗掘が想定以上に深く洗掘されておるということで、当初はその周辺の土砂といいますか、川の土砂を集めて仮締切工を計画しておったわけでございますが、先ほども申し上げたとおり、予想以上に深いということの中で、周辺の土砂をダンプトラックで運搬をしながら、この仮締工をしなければいけないということで、先ほども質問にございましたが、大雨のときというようなことでございます。きちっと仮締工をおよそ200mほどでございますが、高さ2mほどにきちっと仮締工をやるには、その周辺から土砂をダンプトラックにて運ばなければいけないということで増加額156万4,500円を増額してお願いするものでございます。

12番（柳沢君） これは橋脚が相当年数的な問題、それから千曲川の流れ、こういう問題、洪水等については、今の現状でいくと相当大変な事態になるんじゃないかなというふうに憂いてのお話をしているわけなんですけれども、今の現状のテトラポットを置いてある程度のものであれば、もしやということになれば、これは

大変なことになるということなんです。この辺はきちっと監督管理、町としてもよくやっていていただかなければ、第2、第3というような、いろいろの被害が出てくるという場合で、被害が出てからでは遅いと。出る前にきちっとやっておいていただきたいということで、一応、私の今までずっと見た状況の中で申し上げているわけですが、この辺、監督管理のこれからの行き方として、どのように進められていくのか、その辺をお伺いしたいと思います。

建設課長（村田君） ご指摘の点、もっともでございます。請負業者の現場代理人、それから建設系の監督員、連携を密にいたしまして、本当にご質問の中にありましたとおり、第2次災害にならぬよう、きちっと施工管理、また現場等の巡視をいたしまして、完成に向けて頑張っていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第12「議案第72号 調停事件の合意について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第13「議案第73号 平成20年度坂城町一般会計補正予算（第5号）について」

議長（池田君） これより質疑に入ります。

7番（入日さん） ちょっと3点ほどお伺いします。

私が説明のときに聞き漏れたのかもしれませんが、5ページ、項2 国庫補助金の中で7 災害復旧事業、国庫補助金で約4千万円ほど減額になっていますが、これはそんなにかからなかったから減額になったのでしょうか。

それから9ページ、総務費の中の2 文書費で印刷製本費の100万円増えたというのは、条例の改正が多かったからでしょうか。

15ページ、衛生費の中で保健センターの改修工事830万円ですが、これはどんな改修をするのか。その3点お伺いします。

建設課長（村田君） 1 問目の5ページ、災害復旧事業の関係、私のほうからご答弁申し上げます。

この災害復旧事業でございますが、5カ所ほど災害復旧をされまして、主なものは昭和橋でございますが、事業をやらなかったということではなくて、19年度繰越事業ということになってございます。19年度の繰り越しの補助金でいただける

かどうか、またその分が20年度になるかという国の補助金の関係がございまして、今回、19年度繰越工事の国庫補助金として完了をいたしたということで20年度に盛りさせていただいた予算について、精算がついたものですから減額をさせていただくということでございます。

総務係長（柳澤君） 9ページ、文書費の印刷製本費の増という部分でございます。

この部分につきましては、例規集の加除に関する経費でございます。条例の改正が多かったのかという部分でございますけれども、例規集につきましては、条例のほか規則あるいは要綱といった部分の改正もございまして、この部分の経費が増加したということでございます。

福祉健康課長（塚田君） 保健センターの改修工事でございますが830万円。これは

は前々から懸案でありましたが、健診、相談等、最近健康問題に関するいろんな状況が増加する中、また見ていただくとご案内のとおり、事務室が大変狭い状況になっております。その関係で、事務室と診察室の前に概ね24㎡ほど増築をして、事務スペース、それから事務の効率の改善を図ると、そういうことで今回830万円計上させていただいた状況であります。

9番（林さん） 3点ほどお伺いいたします。

9ページ、款2総務費、項1総務管理費の目1一般管理費中、職員の海外研修負担金が21万4千円、これは何名でどちらへ行かれるのか、お伺いいたします。

15ページ、款4衛生費、項1保健衛生費、目10合併浄化槽設置費の中の152万6千円の補助金。これは何個をあてにして1個あたりどのくらいの補助ということか、お伺いいたします。

17ページ、款7商工費、目4商工企画費の中で聞かせていただければと思いますが、実は今回の議会では、だいたひ企業の皆さんの大変な状況の中で、財政支援、経済緊急支援などをというような質問が相次いだところでありまして、法人町民税について、この中でお聞かせいただきたいと思っております。

市町村の法人町民税率は資本金と従業員数に併せた額を決めるという均等割と、また一方では、法人税額に一定の割合を乗せるという税割法を取り入れているということでもありますけれども、税割は標準12.3%に対して14.7%まで超過できるところを、坂城町は14.5%ですかね、その辺でやっているということですが、この緊急な事態において、私の要望も含めての質問なんですけれども、この超過税率ということは、どんなところから、いつからの実施であるのかということ

と、また期間を決めて、超過の税率を決めているのかということをお聞きしたいんですけど。たぶん条例では決まっていると思うんですけど、議会に対して、そういう説明などはその後なされているのかという点もお聞かせいただきたいと思います。

総務係長（柳澤君） 9ページの総務管理費の職員研修の部分でございます。職員の海外研修という部分でございますが、本年度につきましては、市町村職員研修センターの企画に合わせまして、職員研修を行いたいという部分でございます。派遣の職員は1名を予定をしておりますが、派遣先につきましては、ヨーロッパということで想定をしているところでございます。

建設課長（村田君） 2番目の合併処理浄化槽の関係のご質問に答弁させていただきます。

152万6千円の中身は何かということですが、当初、5人槽を5基予定をしておりましたが、10基ということですが、この5人槽につきましては1基あたり33万2千円ということで、5基でございますから166万円。それから7人槽ですが、当初、20基という予定でしたが1基増えまして、これが41万4千円ということでございます。それで10人槽でございますが、当初、1基を予定しておりましたがこれがゼロということで、これが54万8千円ということで、これをマイナスさせていただくと152万6千円になるということでございます。

議長（池田君） 9番議員に申し上げますが、先ほど法人税に関する4目で関連で質問をしてきたわけでありましたが、これ担当課が違いますので関連扱いができません。それで、今前出でめくったんですけども、今回、法人税に関わる科目がちょっと見あたりませんので、質問をお受けかねますが。

9番（林さん） 私も歳入のほうで聞かなければと思いましたが、今議長おっしゃったように該当するのがなかったということで、あえて企業支援というほうで、産業担当のほうから質問させていただいたんですけども、お受けできないというようなことをおっしゃらないで、この大変な時期に拒否されるということは、何と申し上げていいか。大変残念というよりほかありませんけど、何分にもよきにお計らいいただいて、お引き受けいただきたいと思います。

議長（池田君） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前10時40分～再開 午前10時42分）

議長（池田君） 再開いたします。

総務課長（中村君） 住民税の法人分に限らず、これは地方税法という法律によって定められております。なおかつ、それぞれの税目に標準税率があつて、この範囲までは超過して賦課してよろしいということがあるわけでありまして。個人の住民税で今超過税率を使用している市町村は1市あります。これは夕張市であります。

それから法人分、均等割につきましても20%、120%まで均等割も超過して賦課してよろしいということ、県内市町村半分くらいは、不均一課税のところもありますけれども、半分くらいは超過して賦課している市町村がございます。

手元に資料がございませんので、記憶の範囲内で申し上げます。

それから、法人税割につきましても、これは制限税率が14.7%、標準税率が12.3%であります。これも不均一課税もございまして、超過税率を使っている市町村が多いということがございます。それで、現実に法人税割、私どもは超過税率を使用しているのは法人税割のみであります。これは何年度からやっているか、ちょっと記憶にないくらい古くからやっております。といいますのは、私は昭和59年から3年半ほど税務係長をやっております、その時点と一切、税率は同じであります。均等割につきましても、これは変化があります。

それで、地方税法という法律は、この枠の中で市町村が税条例を定めて賦課できる。市町村が税条例で定めて賦課するんだということでありまして、そういうことで賦課徴収をいたしておりますということでありまして。そして現実に法人税割をお納めいただいている法人、要するに黒字の法人というのは、法人税を均等割という形では納めていただくんですが、その3分の1、4分の1、場合によっては、年によっては5分の1ぐらいの法人からしか法人税割はかからないというようなこともございますけれども、少なくとも昭和50何年以降は、こういう超過税率を使用しておりますけれども、これまでもそうですけれども、超過部分につきましても、工業振興のために使うという目的があつて、いずれかの時点で超過税率を使うということになったんだろうなというようには考えられますし、今現実に超過した部分については、工業振興に使っている。予算として、歳出として工業振興のために充てているということでございます。

また、町内だけに法人があるようにお感じかもしれませんが、実は分割法人というようなことで、本社が東京であつたり、あるいは九州であつたり、それこそ申告をされる法人は長野県内ばかりでなくて、全国的に私どもへ申告をされるわけでありまして。税率の変更というのは、そういったところすべてにお知らせをして

いかなければならないということ、殊に法人の場合は申告の納付ですから、税率を承知した上で申告をされてまいるというようなこともございます。そう簡単に税率を動かせるという性格のものでもございません。

9番（林さん） ご無理な質問の中、総務課長からご答弁いただいてありがとうございます。

今お聞きしたところでは、簡単には動かせないけれど、いつのころからなっていたかということもわからないような状況の中で、この超過税率がずっと、ほとんどあたり前のように、当然のように企業の皆さんからいただいていたというようなことが想像できますけども、県の地方課のほうでも、課税自主権を尊重した上で、市町村の自主的な見直しを促したいという考え方も示しておられるようなことです。また、今日の新聞にも出ておりましたけれども、国のほうでも2009年度の税制改正大綱の中には企業税制にも法人税の軽減税率を22%から18%に、2年間の間引き下げるといような、そういう対応がこの緊急事態に対して施されているといような事態から、私はぜひ町のほうでも、こういう対応を考えていただくことが大事ではないかと思っているわけです。ずっとそうしろというんじゃなくて、この時期だからこそ、手を差し伸べたらどうかと。

また、企業の皆さんがこの危機を切り抜けられたら、また、そのときにはお願いするようなことが。とにかく企業の皆さんをこの際は守るということを優先にして考えていただきたいと思って質問したんですけど、その辺は町長、いかがでしょうか。

町長（中沢君） 企業のそういった法人の標準税率、ずっと調べていただきますと、企業が比較的多い町は、比較的高いなということは事実です。それは、ある程度工業振興を進める場合に、一般的な経費というよりも、企業の皆さんに何分にも負担していただいて、それでそれをより有効に、そして倍加していくということが行政の1つの哲学かなと、こんなふうに思っています。

具体的に言いますれば、坂城のテクノセンターあるいは勤労者福祉センター、そういったものは、他にない1つのものでもございますが、工業振興上、大事なことでございます。そういった経費というものは、法人税の上に課税されている、そういったものに利用していくんだと、有効にやるんだということは、常に企業の皆さんにお願いし、理解していただいておりますところでもあるわけでございます。こういった中で、町にもそれほど力がございません。これも低くしろ、これも低くしろ

というよりも、いただいたものをより知恵を絞って有効に、そしてまたそれが次の活性化につながるという手法が今こそ求められている時期ではないかと、私はそういうふうに理解しております。

2番（山城君） 17ページ、目の商工企画費、先ほども条例改正のお話でしたが、説明でテクノセンターの試験機器整備補助金でございますが、内容がわかりましたらお知らせを願います。

19ページ、目、道路新設改良費の説明でございますけども、改良事業A09号線、4千万円ほど、4,020万円減額になっておりますが、この理由をご説明お願いいたします。

産業振興課長（宮崎君） 17ページの商工企画費の関係、テクノセンター試験機器整備補助金について、ご答弁申し上げます。

これにつきましては、こういう非常に厳しい経済状況の中で、やっぱり中小企業が共同で利用する試験計測機器類、これが大変老朽化しているということと、それと時代のニーズに合ったものもやっぱり企業から整備を求められているというようなことで、国の補助金を得まして、総額では2,400万円ぐらいの事業でございます。その中で、半分は国からいただいて、残りは自己負担ということですが、その半分の半分をまた、約600万円を町が補助するというような内容でございます。

試験測定機器でございますけれども、全部で今のところ10基を予定してございます。中でも、エネルギー分散型蛍光X線分析装置というようなことでございまして、試料にX線を照射して発生する蛍光X線を検出する。元素の種類や含有量などを測定する機械ということで、それを照射することによって、試料の形態、固体、粉体、液体等の測定が非破壊でできるというようなこと、これは環境規制物質の検出を行っていくというもので、材料の関係で、これが900万円近いというようなことでございます。

こういったものを入れていく。あと、全体的には先ほども申し上げましたけれども、こういう時代になって省エネの関係の機器が必要ということで、これは細かい部分でございますけれども、例えばモーターの風速を測定する機械ですとか、電力を記録する装置ですとか、酸素の濃度、エンジン関係のものの濃度の測定だとか、そういったものをするような機器10台を購入する費用での補助ということでございます。

建設課長（村田君） 19ページの道路改良事業A09号線のご質問でございます。

お答え申し上げます。

この4千万円の減額につきましては、A09号線道路改良事業は、今年度の完成ということでございまして、すでに完成してございますが、その工事費について、精算減額をするものでございます。このA09号線につきましては、繰越事業として継続で進めてまいったわけでございますが、その繰越事業の中で、相当来工事ができました。また、20年度工事については、企業努力といいますか、工事が済んだということでございます。この減額については、この工事をやらないということではなくて、今申し上げたとおりの状況で、精算で減額をさせていただくということでございます。

10番（安島さん） まず、13ページですけれども、目4心身障害者福祉費の中の自立支援対策特別事業で、進行性筋萎縮症激変緩和34万8千円あります。筋ジストロフィーの方の対策だと思うんですけれども、これはどういう内容なのか、お聞きいたします。

それと15ページですが、先ほど入日議員からも、保健センター改修工事について聞かれましたけれども、これにつきまして、工事期間はどれくらいになるのか。また母子、高齢者、たくさんの方が利用されます保健センターの改修について、業務に差し支えはないのか、安全対策はどういうふうに考えられているのか、お聞きいたします。

次に、15ページ、その下ですが、合併処理浄化槽設置費についてでございます。先ほども質問がありました152万6千円ということでございますが、今非常に不景気になってまいりまして、政府が緊急経済対策の1つとして、生活対策ということで浄化槽の普及促進事業ということで、国の補助率を、合併浄化槽における補助率ですが、これまでの3分の1から2分の1に引き上げていって、浄化槽の普及促進、支援の拡充を図っていくというふうに今回出しておりますが、小網の合併浄化槽でやっていくというふうな町の方針が出ておりますけれども、そういった予算を今回の緊急対策の事業を使ってやれないのかどうか。その点をお聞きいたします。

議長（池田君） 審議の途中ですが、ここでテープ交換のため10分間休憩いたします。

（休憩 午前11時00分～再開 午前11時11分）

議長（池田君） 再開いたします。

お諮りいたします。

ただいま提出された追加議案を、日程に追加いたしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(池田君) ご異議なしと認め、日程に追加することに決定いたしました。

引き続き、審議を行います。

福祉健康課長(塚田君) 13ページの心身障害者福祉費、進行性筋萎縮症の激変緩和とということでございますが、この内容ということでございますが、本来、通常は全部1割負担という対応の中で行っておるんですが、この病気につきましては、利用者の負担軽減を図るという特別対策ができております。19年、20年度という2年間がとりあえず今対応になっておるんですが、一応補助事業ということで、取り扱っております。内容的には病院へ入所されているわけですが、それにかかる福祉サービス費、介護で該当にならない費用とか、食事あるいは医療費、それらについて、町のほうで自立支援法により、町のほうで給付関係を対応していくという状況のものでございます。

今回、予算計上させていただいておりますので、予算がお認めいただければ、早速、工事のほうの入札に対応していきたいと。年度内には完成をさせていきたいと思っております。ただ、工事に伴う保健業務がありますが、通常行っております。ただ、保健センターでの本年度の健診関係、一応12月で概ね終了をいたします。毎月行われている乳児健診等がございますけれども、影響のないように、安全には十分配慮していきたい。あとは、事務スペース、玄関のロビー等を工夫して、安全性を確保して対応していきたいというふうに考えております。

建設課長(村田君) 合併処理浄化槽のことでご質問をいただきました。平成20年度第2次補正予算案における浄化槽のご質問をいただきましたが、これにつきましては、事業の案といいますか、政府で出されている案は、地域生活排水対策推進浄化槽整備モデル事業ということでございますが、当町では、汚水処理施設整備交付金事業の中の個人設置型ということでございますので、当町は、もし、この案が進んでいくとしても、該当にはなりません。それで、小網地区の問題も、ご質問の中にありましたが、経費節減を図る中で、合併浄化槽方式ということで、今地元といろいろと協議をさせていただいておるということでございまして、これにつきましては、町といたしまして、できる限り、この方式による完成を目指し、できるだけの支援をしていきたいというふうに考えております。

10番（安島さん） 個人のお家の合併浄化槽は当てはまらないと思うんですけど、学校、公民館とか、公の施設とか、あとエコを推進しているところの浄化槽とか、そういうところに当てはまるように聞いているんですけども。例えば、小網の公民館の浄化槽とか、そういうところには使えないわけでしょうか。

建設課長（村田君） ご質問の中にありました公民館ということでございますが、これら大規模な集中合併ということにつきましては、該当になるのかなというふうに理解をしておるわけでございますが、まだ詳しい浄化槽の普及促進事業案について、県を通じて示されておられませんので、今のところ何とも申し上げられませんが、いずれにいたしましても、公民館ということになりますと、補助の残りの費用や、そういった負担についても、いろいろな調整が必要かなということになりますので、今後、そういう場面になりましたら、検討していきたいということでございます。よろしく願いいたします。

1番（田中君） 4点ほど、ちょっとお聞きいたします。できるだけ簡潔に申し上げますので、よろしく願いいたします。

まず1つ、町長にお聞きしたいんですけども、今回の一般会計補正予算は、私は一般質問でも行ったんですけど、非常に中小企業が疲弊しているという中で、補正予算を今回、その対策費を期待したんですけど、どうして上げなかったんですかという質問をしましたところ、町長は、通年予算主義だというような趣旨でおっしゃいました。自治体の通年予算主義、自治法でもそういう趣旨でいっているわけなんすけども、逆に言えば、補正予算の必要性の中に、いわゆる制度が変わったとか、国庫の補助金や負担金がついたとか、あるいは緊急な災害が起きたとかという中に経済変動というのもあるわけですね。

だからまさに今回などは、補正予算をすべき状況にあるんじゃないかと思うんです。そこで町長は通年予算主義ということで、まず1つは当初予算の中で間に合うんだというお考えだったのか。それから、国や県がやることにタイアップしていけばいいというお考えだったのか。それとも、必要ないということだったのか。もう1つは、これから緊急的に出すのか、その辺をちょっとお考えをお聞かせいただきたいと思います。

それから次に、細かい点で申しわけございません、3点ほどお願いします。

まず、予算補正書の中の5ページ、歳入の関係ですけども、国庫支出金、補助金が災害復旧の関係ですけども、計算しますと、今回減額して補助金の該当が104

万3千円になるわけですね。そうすると、国の補助金104万円ほどの補助金を受けると、どうしても補助金の交付の手續とか、いろいろ経費とか、費用対効果を考えると、これもやっぱり少しでも国保なりを財源として取り込む必要があるんですけども、この104万円も補助金として取り込むかどうか。そのメリットあるかどうか、ちょっと疑問だったので、ちょっと、もしお聞きします。歳入の5ページのところの13国庫支出金の7の災害復旧事業国庫補助金3,975万7千円減額してありますと、残りがたしか予算書から見ると104万3千円になると思いますので、その辺をちょっとお聞きいたします。

次に、今度は予算明細書の10ページでございます。総務費の総務管理費の中の7広報広聴費の関係でございます。LGWANサービス機器設定190万円、提供設備420万円、LGWANについて、パソコンだと思うんですけども、どういう設備なのかということ。それからLGWANの利用状況。総務省はできるだけ行政のネットは、これを使えとっているんですけど、今どういう状況で使っているのか。まだヤフーや何かの民間のネットワークで業務をやっているんじゃないかと、その辺をちょっと説明をお願いしたいと思います。

次に、14ページ、関連で一番後ろの給与明細書という、26ページ、同じですけども、保育園総務費が一般職で減額250万6千円ですか、減っているんですね。これはどういうことなのかということと、その給与明細説明の中の26ページの中で、時間外手当が323万円増えて、児童手当が395万円増えているわけです。児童手当、どうしてこんなに急に補正が必要なのか。それから時間外手当がこんなに増えた理由。一方で、職員給与費が250万円減っているということで、その辺の説明をお願いしたいと思います。

町長（中沢君） 田中議員も十分ご承知のように、議会は定例会で年4回あるわけでございます。通年予算を組みながら、そしてまた、その都度必要なものについて、そしてまた、その施策の必要性和併せて、予算の必要性なものについては、その都度提案し、対応しているということであるわけでございます。

今回の場合は、町がなぜ補正予算をしないのかと。補正予算というのは、施策があつて、新しい施策を入れることによって必要になってきた場合には、それは提案するわけでもございます。町として、いろいろ国が頑張っていておられます金融なんかについても、緊急措置もとられているようでございます。そういったものを、国、県の対応をよく見極めながら、それに対応していきたいということでもあ

るわけでございます。特別に町がこの面について、金利を下げてということまでは考えておらないわけでもあるわけでございます。

じゃあ、どうするかというお話の中で、私が申し上げるのに、こういうときにこそ経済の動向というものを十分質の高いものを見極める必要があるんだと。こんな思いをいたしております。

この間、鈴木敏文さんの履歴の中での『挑戦』という本を、2、3日前に送っていただきました。その基本となるのは、どういう時代、苦勞なときでも常に先を見つめて、的確に見つめて、そこに挑戦していくという素地がないとまらないんだということでの強い指摘があったかなと。今回の場合にも、この間、吉野さんの本田の経営者が来てもらった、あるいはまた通産省の、そしてまた今度は鈴木さんということでございますが、そういった経費は、テクノセンターあるいは商工会、また町等で、今までの予算の中で補おうということでございますので、仕事はするけれども、そういった経費というものは、その中で進めていくということでございますので、ご理解いただきたいなど。

そしてまた、国の施策によって、いろいろあれば、それは緊急的に処理するわけでございますが、今度のテクノセンターへの機器の導入あるいは人材育成等々については、これは必要でございますので、今回の補正の中にも盛り込ませていただいているということで、予算編成については、粛々と進めているということをご理解いただきたいと思っております。

建設課長（村田君） 5ページの災害復旧事業費の国庫補助金の中の104万3千円のご質問をいただきました。これにつきましては、繰り越しで行っておった昭和橋の工事でございますが、完了に向けて努力をしているということで、精算になるわけでございますが、当然、精算をして増えた分については、20年度国庫補助金がいただけるということでございますので、いただけるものはいただくという方針で補正をさせていただきました。

全体が終了するときには、当然、精算をしないわけにはいきませんので、この数字に対して、事務量がどうかというようなご質問がございましたが、そういう事務手続の負担はございませんということでご理解をいただきたいと思っております。

企画調整係長（塚田君） 10ページのLGWANサービスの関連でご質問をいただきました。お答えを申し上げます。

LGWANにつきましては、地方公共団体相互のコミュニケーションの円滑化で

すとか、情報の共有、情報の高度利用化をはじめ国における各省庁間を結ぶネットワーク、霞が関WANといいますか、これらと接続いたしまして、国との情報交換を図ることを目的としたシステムでありまして、通常のインターネットとは分離をした別のネットワークということで、高度のセキュリティを維持した行政専用のネットワークということでもあります。このネットワークを活用することで、国や県をはじめとする機関のネットワークが共有使用のもとに構築されるということで、市町村における重複投資ですとか、そういったものを抑制したりというような効果があり、運用負担の軽減を図れるということで、すべての自治体に投入されております。

具体的な利用とすれば、毎日の県あるいは国とのメールのやりとりといいますか、そういったことが主の、今現状の利用であります。それから一般とすれば、電子申請サービスをこのネットワークを使ってサービス提供をしているということで、まだ坂城町では十分に提供しているという状況ではありませんが、今後の課題ということでもあります。

もう1つ、建設課にこの端末が導入されておまして、設計積算システム、これは共通のものをこのネットワークを使って利用しているという状況であります。

それぞれの市町村で導入時期は異なるんですが、多くの自治体が坂城町と同様に平成16年3月にこれを導入しておまして、ここで5年が経過するというところで、基本的なサービスが、保守が切れる、サポートが切れてしまうということで、これもまた新たに設備、いわゆる情報機器ですので、コンピューター関係の機器ということですが、更新をしなければならないということで、今回補正をさせていただきました。今年の3月に切れるということは、当初にも見通しはついておったんですけれども、かなり高額なものでありまして、それぞれの市町村単独で導入するのではなくて、共同の利用ができないかということで、今年の初めぐらいから、それぞれの県の段階で検討してまいりましたが、どうしても厳しいと、そのシステム自体がまだ構築されていないというような状況の中で、県全体としての共同導入というのは断念せざるを得ないということで、その結果を待って、今回の補正ということでもあります。よろしく申し上げます。

総務課長（中村君） まず、14ページの人件費減額のお話であります。

田中議員さんをご存じでなかったかと存じますが、現役の職員が病を得て、闘病いたしておまして、快癒を祈っておったわけではありますが、お亡くなりになられ

ました。その方の分の給与等の減額が主であります。14ページの件は、そういうことでもあります。

それから、職員手当のうち、時間外勤務手当がずいぶん大きな補正になりました。これは主として、福祉保健係が、後期高齢者医療という制度が4月からスタートをいたしました。スタート時も多少なりとも住民の皆さま方のお問い合わせ等々で、そういう対応の中で、どうしても事務処理、時間外になってしまうというようなことがあったんであります。また、国保税の年金特徴というお話もありました。これもそれなりにございました。そうしましたら、これが実は途中で制度改正ということが後期高齢者、小さいのまで数えますと3回ぐらいあったかと思えます。国保の年金特徴についてもございました。これもやはり住民の皆さま方からのお問い合わせ、お知らせをした後のお問い合わせ、ご説明等々にかかなりの勤務時間をとられてしまいまして、具体的な事務処理はどうしても時間外になってしまうというようなことがありました。それから、今年から特定健診というようなことも入ってまいりまして、また、健康スクリーニングにつきましても、保健センター、勤務時間外、お休みの日なり、夜なりに健診をお受けいただくということで、より受診率を高められないかという取り組みを今年度いたしております。

そういうことで、あと、農業委員会費だったでしょうか、荒廃農地の全筆調査、農業委員さんと一緒にというようなことだと思いますけれども、これまでやったことがない全筆の遊休荒廃農地の調査というようなこともございました。その取りまとめ等々というようなこともございました。

税に関して言いますと、固定資産税の評価替えの事務的には最終の年でもあります。これから、実はご承知かもしれませんが、後期高齢者医療等、国保の年金特徴につきまして、またもう1回制度改正があります。1月中に取りまとめまして2月10日までに国保連などへデータをお送りするというので、また大変なんですけど、本当に職員の健康が心配になるぐらいでありますので、現在のところは、それなりに時間を制限しろと、休みの日は休めということで、職員には申し上げてあるところでございます。

それから、児童手当のお話であります。児童手当のお話は、ちょっと勘違いをされたかなということでよろしいでしょうか。

1番（田中君） だいぶ答弁でわかりました。町長にぜひお願いしたいんですけども、やっぱり緊急時でございますので、ひとつ早急にスピーディな対応が求められてお

りますので、ぜひ町独自の、工業の町ならではの中小企業対策の補正というか、事業に具体的に町としての事業に取り組んでいただくことを要望しておきます。

それから、私はうっかりしまして、職員の方がそういうことになったということを知らなかったものですから、すみません、ご冥福をお祈りさせていただきまして、私の質問を終わります。

6番（大森君） 1点だけお願いいたします。

19ページ、土木費、目3、説明がまちづくり交付金のところで15001道路新設の減額の説明をお願いします。

建設課長（村田君） 19ページの土木費のご質問でございますが、まちづくり交付金の中の道路新設500万円の減額でございます。この工事は、駅南進入路道路整備事業に関わるものでございまして、20年度完成に向けて、この夏に発注をして、今鋭意工事をやっておるところでございます。その中で、道路建設の工事につきましては、その計画の中で減額になってきたということでございまして、今年度完成ということでございます。

6番（大森君） 確認ですが、設計どおりきちとなされて、減額にできたということの確認でよろしいでしょうか。

建設課長（村田君） そういうことでございます。

11番（円尾さん） 1点のみお尋ねします。

4ページ、歳入の中で、目11分担金及び負担金の中で、土木負担金という形で項目が創設されたかと思えます。これは新しい町営住宅に関わることだろうと思うんですけども、普通、町営住宅というと使用料というような形になりますが、なぜここでこの項目が創設されたのか。それについて、ご説明いただきたいと思えます。

建設課長（村田君） 4ページの款11分担金及び負担金の中の住宅費負担金のご質問でございますが、これはご質問の中におりましたとおり、中之条団地の関係でございます。これにつきましては、家賃低廉化助成という制度がございまして、当町もこれの対象になる方には、そういう助成をしてまいるということでございまして、これは制度上、住宅使用料ではなくて、入居者負担金として家賃を徴収せよということでございますので、現在は該当になる方はおらないわけでございますが、今後、出てくる可能性もあるということで、新たに科目を設定をさせていただいたということでございます。よろしく申し上げます。

11番（円尾さん） 中身的にはわかりましたけれども、要は助成をしていくんだよというお話ですよ。その中で、今のところは該当者がいないんだということですけども、12月ぐらいから新しく入居が始まってきたかと思います。そんな中で、町営住宅の入居状況と、それからこれに関わってくるであろう対象者というのは、今はないけどこれからという形だろうと思うんですけども、把握できますでしょうか。予想できますでしょうか。その辺について、お尋ねします。

建設課長（村田君） ただいまのご質問の入居申込状況ということでございますが、この10月に現地見学会を開催をいたしましたところ、35世帯77人の方が見学においでたということでございます。現在でございますが、正式な申し込みは11件ございまして、その他、電話での問い合わせも数件寄せられている状況でございます。

それから、今の低廉化の助成の対象となる方ということで、今後、どうかというご質問がありましたが、今のところ、申し込みされた方では対象者はおりませんが、今後ということでございますが、何人いるかというのは、ちょっとまだ把握できてございません。よろしくお願ひします。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第14「議案第74号 平成20年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について」

議長（池田君） これより質疑に入ります。

11番（円尾さん） 国民健康保険特別会計の中身について、お尋ねします。

今、国保の滞納ということが大変問題になっていまして、国でも資格証をどうするかというようなことで対応が出てきていますが、新しい保険証が交付されて9月15日付で全県の調査されたのが報告されましたけれども、その中で坂城町は、資格証明書というものの発行も多いわけですよ。一応、81市町村がある中で37市町村だけが資格証明書というのを発行しているんですけども、そのことについて、これからはもう少し考えていく必要があるだろうということが1点です。

それからその中で、特に今国で、来年の4月からは、子どもさんのいるお宅へは資格証は出しませんよというような話が出てきています。これは決定されてくるだろうと思うんです。先日のニュースでも、委員会でこの法案が通ったという話が出ていましたので、4月から実施されてくると思いますが、すでに坂城町の中では、

子どもさんのいる家庭に1人だけ資格証明書が出ているんですが、ほかの市町村では、子どもさんに対してだけでも短期証を出すというような配慮が、この国の法律以前からやられているわけですよ。そんな点で、坂城町でも、それくらいのことはしてもいいんじゃないかと思うんですが、その辺についての見解をお聞きいたします。

福祉健康課長（塚田君） 資格証についてのご質問ですが、今後、どんなような方向で考えていくかということでもあります。

今のご質問のとおり、9月末におけます坂城町の資格証を発行されている方は18名、10月1日現在で新たに保険証を切り替えていきます関係で、1年間の状況を見ますと、そこへ多少、現状は増えているという状況になっております。

現在、資格証の発行については、町に国民健康保険滞納者対策事務処理規定要領がございまして、これは国民健康保険法に基づいて、一応、滞納者に対して、どういう対応をとっていくかということについての必要な事項を町で決めているものであります。その証明書の交付につきましては、議員さんをご存じかと思うんですが、特別な事情のない者について、1年間何も納付されなかった、保険税が納付されなかった世帯に対しまして保険証、被保険者証の返還を求めていくということになっております。また、短期証についても同じなんですけども、こういった返還を求めらるにあたっては、弁明書というものをその方から出していただいて、何で保険料を1年間も何も町のほうから催促、督促、臨戸徴収、いろんな相談をしたにも関わらず納付できなかったというような、そういうことの中で、弁明書を出していただくようになっております。

その中で、先ほどの事務処理要綱の中で、審査委員会を設けております。審査委員会の中で、その世帯に対する納入状況とか、納入の誓約関係のお話とか、そういうものについて審査をしまして、資格証を発行していくかどうかということを決めるのが一応9月、新しく保険証を出す前に決めていくということです。

いずれにしましても、やはり国民健康保険、相互扶助というような精神、それから税という関係で、公平の立場というものがあります。そんな関係から、今後、資格証の発行についてはどう考えていくんかというようなご質問でありますけども、保険法あるいは町の規定、そういうもの、それから今の国保の精神、それから納税の原則、そういうものに従って、慎重に対応していかざるを得ないんだろうかなと、そんなふうを考えております。

それから、今話題になっております無保険者、いわゆる資格証を出されることによって、子どもたちが無保険になってしまうということで、その子どもたちの取り扱い、町としましても、保険証を出していったらどうかというご質問です。

国では、来年4月から、簡単に言いますと、中学生以下の子どもには6カ月の短期保険証を交付するというのを、今国会に出して、そういう方向で進めていくということで今検討されていると思います。今申しましたように、町での資格証の取り扱いにつきましては、国民健康保険の滞納者の対策特別要綱に基づいて、国の法律に基づいて、一応対処しているということでもありますし、また、保険証を、資格証が発行されたからといって国保の資格を喪失するということではなくて、やはり無保険という状況になりますけれども、保険は受けられるということでもあります。その中で、特別医療ということで、受けた保険に対して、引き続き、補填もあるということで、本当に特別の事情がない限りは、現行どおり、法施行になるまでには、特別の保険証がない限りは、現行で対応していくのが基本ではないかというふうに考えております。

先ほど、今ご質問ありましたように、4月から国のほうで、そういった施行を進めておりますので、一番は安心して医療を受けられるということが基本でありますので、例えばその制度が施行されることによって、滞納者等の面談とか、相談とか、そういうものについて、より具体的に対応がなされるような状況がとれば幸いかなということ、今後、国、県の制度の運用に準じて対応していきたいと、そんなように私の立場では考えております。

11番（円尾さん） 縷々説明をいただきましたけれども、法律に沿ってやっていくんだとか、それから、いろんな審査会などを通してやっていくんだというのは、別に坂城町だけがそれをやるわけではないんですよ。ほかの市町村だって、みんなそれを順番を通してやってきていると思うんです。その中で、長野県下の中では81市町村がある中で、37市町村しか資格証明書を出していませんよということ、その辺で、その裁量だと思うんですよ、その市町村の。その辺については、もう少ししっかり考えを、法律のとおりやればいいんだとか、税の公平性だとかと言われてはいますが、その辺のところだってきちんと考えていく必要があるだろうと思います。

これで、県の資料によりますと、長野市なんかでは、かなり滞納世帯が多いんですよ。23.6%もあります。この坂城の町を見ますと、19.4%でしょうか。

そういう中で長野市では、資格証明書が3人しか出ていません。こういう中身を見たときに、やはりほかの市町村でどういうことが配慮されているのか、どういう検討がされているのか。滞納に対しては、みんなそれぞれ大変な思いをしながら処理するとか、いろんなことをやっているかと思うんですけども、しかし、町民やその人たちに対して、やっぱりどこまで町として限界が持てるんかというようなところは、きちんと判断していく必要があるだろうと思うんです。だから、ほかの市町村でやっていることにぜひ学んでほしいと思うんですけども、その辺については、町長の答弁を求めます。

町長（中沢君） 国民健康保険、そういったものが、本当に市町村の財政の中であることがいいのか、あるいはもっと違う国家的なものじゃないかというような思いは日ごろございます。

それはさておき、そういった保険の運営というものは、より多くの人に、そして、なるように努力はしたいけれども、健全な運営ということ、これまた大事でございます。そして、さらにそれぞれの皆さんが公平に負担してもらうという中での対応が強く求められているわけでございます。各町村、それぞれの事情はございますが、今回の場合も国のほうで子どもたちにかかる、そういった対応をとということで出てまいりましたけれども、そういったことそのものも全体でいろいろ施策を展開していかなければならない一貫性のあるものだなと、こんなふうにも思っております。いろいろな状況等を踏まえながら、いろいろ工夫を凝らして対応してまいりたいと、こんなふうにも思っております。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第15「議案第75号 平成20年度坂城町老人保健特別会計補正予算（第2号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第16「議案第76号 平成20年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第17「議案第77号 平成20年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第

2号) について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

議長（池田君） 審議の途中ですが、昼食のため午後1時まで休憩をいたします。

（休憩 午前11時58分～再開 午後1時00分）

議長（池田君） 再開いたします。

次に、追加議案の審議に入ります。

追加日程第1「議案第78号 坂城町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」から、追加日程第4「発委第7号 介護労働者の処遇改善を求める意見書について」までの4件を一括議題とし、議決の運びまでいたします。

職員に議案を朗読いたさせます。

（議会事務局長朗読）

議長（池田君） 朗読が終わりました。

提案理由の説明及び趣旨説明を求めます。

町長（中沢君） 議案第78号 坂城町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、説明いたします。

本案は、産科医療補償制度が創設されることに伴い、健康保険法施行令の出産育児一時金に関する一部改正が行われ、坂城町国民健康保険についても同様に対応するために、坂城町国民健康保険条例の一部を改正するものでございます。

その内容ですが、来年1月1日から始まります産科医療補償制度に加入する医療機関において、被保険者が出産した場合の出産育児一時金について、現在の支給額の35万円に3万円を加算して支給するものでございます。よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

4番（中嶋君） 発委第5号 共済法制定を求める意見書について、意見書の朗読をもって趣旨説明に代えさせていただきます。

ニセ共済の規制から始まった流れが、保険業法の改正により「団体内の助け合い」まで保険業の規制に含まれてしまいました。本来、社会のなりたちは、同等において行われる福祉教育施策（公助）や市場主義（自助）と並んで相互扶助（互助）が重要であることはいうまでもありません。現にわが国の公的施策の中に「協同組合」「NPO法人」などが位置づけられているほか、国民各階層の中に「共済」というかたちの助け合いが発展し広がってきました。そうした「非営利・協同」の

理念に基づく共済は、国民の安心と暮らしを支える上で大きな役割を果たしてきました。また「非営利・協同」が社会において重要であることは、国際社会においても広く認識され、国連やILO（国際労働機関）において高く評価され位置づけられているところであり、アメリカや欧州諸国では「共済法」などが整備されています。

ところが、わが国においては2006年4月施行の「改定保険業法」において、「原則として共済は認められない」「営利会社の実施する保険によること」という重大なしぼりがかけられ、国内各分野に大きな影響が発生し、国民の安心がおびやかされております。

そこで、わが国においても共済法を制定するよう強く要請する。

記 1. 互助共済制度の法律の制定をすること。2. 法律制定までは互助共済について保険業法の適用除外すること。

以上、よろしくご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、趣旨説明といたします。

3番（柳澤君） 私からは、発委第6号以下2件の発委がございますが、一括して説明いたします。

発委第6号 介護保険制度の抜本的改善を求める意見書について、意見書の朗読をもって趣旨説明に代えさせていただきます。

「安心して老後をおくりたい」、これはすべての国民の願いです。しかし、いま介護保険制度は崩壊の危機にさらされています。不透明な認定制度や様々なサービスの利用制限による「介護の取り上げ」が利用者に生活困難をもたらし、重い利用料負担がサービス利用の取りやめや減らさざるを得ない事態を生んでいます。この間の介護報酬の引き下げは労働者に多大なしわ寄せをもたらし、生活できない低賃金、働き続けられない労働環境の中、福祉・介護サービスに携わる労働者の確保を困難にしています。事業者にとっても介護報酬引き下げが経営難に直結する事態となっています。

第169通常国会では「介護従事者等の人材確保のための介護従事者等の処遇改善に関する法律」が全会一致で可決・成立しました。この法律を実効あるものにすることは国の責任であり、介護労働者の処遇改善をはじめ、介護保険制度の抜本的改善は待ったなしの状況です。

よって、国においては、介護保険制度の抜本的改善のために、以下の事項の実現

を強く要請します。

記 1. 利用者の必要なサービスを保障すること。2. 介護労働者の処遇改善を図り、介護の人材を確保すること。3. 介護報酬を引き上げること。4. 介護保険に対する国の負担を大幅に増やし、保険料や利用料を引き下げること。

以上、よろしくご審議の上、ご協賛を賜りますようお願い申し上げまして、趣旨説明といたします。

続いて、発委第7号 介護労働者の処遇改善を求める意見書について、意見書の朗読をもって趣旨説明に代えさせていただきます。

いま、介護・福祉労働者の人材確保が国民的課題となっている。

財団法人介護労働安定センターの平成18年度調査では、介護労働者の1年間の離職率は20.3%で、離職者の8割以上が「3年未満」と報道されており、介護労働者の処遇改善が緊急に求められている。

第169通常国会では「介護従事者等の人材確保のための介護従事者等の処遇改善に関する法律」が全会一致で可決・成立しているが、具体案は一切ない。

政府は、今後10年間に約40～60万人の介護労働者の確保が必要としており、現在約64万人の介護福祉士などの定着・増員は緊急の課題である。

介護報酬の引き上げとともに、報酬の引上げが保険料や利用料にはねかえらないように国庫負担を増額して労働条件を改善することを求めるものである。

記 1. 国は介護労働者の処遇改善について必要があると認め、直ちに具体化をはかること。2. 介護報酬を大幅に引き上げること。

以上であります。よろしくご審議の上、ご協賛を賜りますようお願い申し上げまして、趣旨説明といたします。

議長（池田君） 提案理由の説明及び趣旨説明が終わりました。

議案調査のため、暫時休憩いたします。

（休憩 午後1時13分～再開 午後1時21分）

議長（池田君） 再開いたします。

◎追加日程第1「議案第78号 坂城町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」

議長（池田君） これより質疑に入ります。

6番（大森君） 産科医療補償権ですか、これができるということで、条例改正されたわけですが、この3万円を上限ということと、もう1つは具体的にどんな制度的

な動きになるのか。ちょっとご説明願いたいと思います。

福祉健康課長（塚田君） この制度の条例改正の趣旨については、町長のほうからご説明がございましたけれども、健康保険法施行令の一部が改正されることに伴って、産科医療補償制度というものが創設されるということです。この制度が創設されるという目的、それからちょっとお話したほうがよろしいかと思うんですが、安心して子どもが産めるという、そういう環境の整備、それから分娩に係る医療事故、特に脳性マヒになった子ども、あるいはまたその家族の経済的な負担を速やかに補償していくと。それから、それらについての事故の原因だとか、将来そういった事故に対する防止の対策、情報収集。それから今分娩に対する訴訟だとか、紛争だとかは起きていますが、そういう早期解決。そういうことのないようにということで、産科医療制度というものが創設されたということです。

仕組みにつきましては、分娩機関と妊産婦との契約に基づきまして、通常の妊娠分娩等に関わらず脳性マヒとなった者に対して補償金を支払うという制度であります。分娩機関が補償金の支払いをするということで、契約者となりまして、損害保険に加入する。通常の保険金の金額が概ね3万円ということであります。

今回、3万円を加算するということにつきましては、この補償制度への加入、要するに補償金として分娩機関が補償機関へ支払いする金額を個人に転嫁しちゃうという状況が起きるとい状況の中で、その3万円を国保が負担をしていく。通常35万円の一時出産の費用に3万円を加え38万円を支給していくというふうに改正をしていきたいというものです。

補償の対象、内容ということなんですが、通常の分娩、妊娠分娩に関わらず脳性マヒとなった場合、ちょっと細かい制約があるんですが、補償金として3千万円、一時金として600万円で、成人になるまでの20年間、一時金を差し引いた2,400万円を20年間補償して、子ども、またその家族の経済的な負担を軽減していく。そういった内容の制度ができたことによって、今回この条例の一部を改正し、現行35万円の一時出産金を38万円にしていきたいというものでございます。

6番（大森君） 大まかな仕組みはわかりました。この3万円というのは、分娩された側に支払われて、それが医療機関のほうにその分が支払われるという見方でいいんでしょうか。ですから、35万円プラス3万円が分娩された方の懐に丸のまま、そのまま入るということではないということですかね。

福祉健康課長（塚田君） 産科医療制度として、いわゆる保険の掛け金というふうに考えていただければよろしいんですが、保険会社と契約している医療機関がその保険会社へ保険として3万円払うわけです。そうすると3万円は医療機関は負担になりますので、それを個人からいただかなければいけなくなってしまう。個人に転嫁をしていくような状況になってしまうということで、その3万円について、通常、出産費35万円をお支払いしているんですが、医療機関が補償制度としての保険会社へ掛ける3万円についても個人のほうへつけて、35万円を38万円に改正してお支払いする。ですから、町への請求は38万円。町からの支払いは38万円に個人にいくという形になります。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第2「発委第5号 共済法制定を求める意見書について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第3「発委第6号 介護保険制度の抜本的改善を求める意見書について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第4「発委第7号 介護労働者の処遇改善を求める意見書について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第5「閉会中の委員会継続審査申し出について」

議長（池田君） 各委員長から会議規則第75条の規定による閉会中の委員会継続審査、調査の申し出がありました。

お手元に配付のとおりであります。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査、調査とすることに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（池田君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査、調査とすることに決定いたしました。

議長（池田君） 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

ここで、町長から閉会のあいさつがあります。

町長（中沢君） 平成20年第4回坂城町議会定例会の閉会にあたり、ひとことごあいさつを申し上げます。

12月2日に開会されました今定例会は、本日までの11日間の長きにわたりご審議を賜りました。提案いたしました条例の改正案、一般、特別会計補正予算など、すべての議案について原案どおりご決定賜り、誠にありがとうございました。

年末を迎え、何かとあわただしい日々になってまいりましたが、現在、歳末特別警戒期間中でもございます。年末に向けて、警察、安協ともども交通安全運動を展開してまいりますし、消防団による歳末警戒も実施されます。

さて、本議会でも活発なご議論をいただきました緊急経済対策につきましては、10日に緊急保証の対象業種がさらに拡大し、689業種になりました。その日に商工会館で開催された説明会には、約20社の方々が参加いただいたところでございます。この保証対象は製造業だけでなく、町内の商業、サービス業等、ほぼ全業種が対象となっております。産業振興課あるいは商工会、金融機関にもいろいろとご相談いただきたいと思っております。商工会館で1月14日にも再度、説明会を開催いたしますので、関係の皆さまにご参加いただければと考えております。

また、1月4日の新春賀詞交歓会に先立ちまして、企業経営者を対象に、午前10時から、経済産業省製造産業局次長の後藤芳一さんに、経済状況等のご講演をいただく予定になっております。そしてまた2月14日には、名誉町民の鈴木敏文さんにいろいろと今日的課題等について、ご講演をお願いしてあるところでもございます。多くの皆さんが聴講され、何らかのいろいろな新たなる方向の1つを得られればと考えているところでございます。

来年6月開催予定の「ばら制定都市会議」ばらサミットに向けましては、薔薇人の役員の皆さん、また、職員によるばらサミット企画会議等をいろいろ開催して、準備を進めております。よりよきチャンスを生かしながらPRしてまいりたいなど思っております。

中之条住宅団地C・D棟の建設工事も、工程どおり進んでいます。すでに完成したA・B棟と併せて、いろいろ定住促進、雇用促進としての立場からも、先ほど町内の事業所を訪問し、より多くの皆さんが町外から入っていただくべくいろいろと

手当を講じているところでもございます。

年末年始、お手元に配付いたしましたように、盛りだくさんな行事が掲げられております。皆さんのそれぞれの予定もございましょうが、ご参加いただければと考えております。向寒に向かっております。くれぐれも健康に留意されまして、新しい年をお迎えいただきますようお願い申し上げます。閉会のごあいさついたします。

議長（池田君） これにて、平成20年第4回坂城町議会定例会を閉会といたします。ご苦労さまでした。

（閉会 午後1時36分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

坂城町議会議長

坂城町議会議員

坂城町議会議員

坂城町議会議員

一般質問通告一覧表

発言順位	要 旨	通 告 者	答弁を求める者
1	1. 地域医療の動向について イ. 住民医療の円滑な享受を ロ. 救命救急対策について 2. 計画事業の推進について イ. 食育・学校給食センター建設の進捗は ロ. 不況による減収と新年度予算編成の重点は 3. 企業用地について イ. 用地確保の実状は 4. 道州制問題について イ. 道州制論議について	12番 柳沢昌雄	町 長 福祉健康課長 教育文化課長 産業振興課長
2	1. ごみ減量に向けて イ. ごみ焼却施設について ロ. 長野広域連合規約の改正について ハ. ごみ減量の具体的施策は ニ. 携帯電話リサイクルの推進を 2. 指定管理者制度について イ. 導入効果は 3. 健康増進について イ. 子宮頸がんの予防について ロ. 妊婦健診 完全無料化について 4. 雇用促進住宅について イ. その後の経過と見通しは	10番 安島ふみ子	町 長 副 町 長 住民環境課長 企画政策課長 福祉健康課長 建設課長
3	1. 21年度予算編成について イ. 財源確保について ロ. 事業の優先度の判断は 2. 農業施策に重点を イ. 耕作放棄地調査から見えたものは ロ. 地域経済をささえる農業 3. 定額給付金について	11番 円尾美津子	町 長 総 務 課 長 産業振興課長

発言順位	要 旨	通 告 者	答弁を求める者
4	1. 緊急経済対策について イ. 緊急対策について ロ. 恒久的施策について 2. 食育・学校給食センターについて イ. 実施設計の決定過程について ロ. 運営はどうか 3. 消防の広域化について イ. 広域化で消防体制が強化になるか	6 番 大森茂彦	町 長 教 育 長 企画政策課長 建 設 課 長 教育文化課長 住民環境課長
5	1. 緊急経済対策について イ. 町議会と商工会提出の要望書を受けて ロ. 総合的相談窓口の開設を ハ. 相次ぐスーパーマーケットの閉店について 2. 中沢町政3期目の折返し点で イ. 公約達成をどう評価するか ロ. 任期後半に臨む課題と姿勢は	9 番 林 春江	町 長 産業振興課長
6	1. プラゴミ収集について イ. プラスチック製容器包装の収集について 2. 温暖化防止の取り組みについて イ. 新エネルギー活用について ロ. 自治体の省エネ計画は ハ. まきストーブの普及を 3. 坂城町の将来ビジョンは イ. 住み良い町づくりについて	7 番 入日時子	町 長 住民環境課長 企画政策課長
7	1. 中心市街地について イ. 一筋の小道がほしい ロ. ベンチがほしい ハ. 宿屋がほしい ニ. アイディアの受け皿がほしい 2. 古文書について イ. 目録づくりを急いで ロ. 保管できるか	8 番 春日 武	町 長 副 町 長 教 育 長 産業振興課長

発言順位	要 旨	通 告 者	答弁を求める者
8	1. 緊急中小企業対策の取り組みについて イ. 町内中小企業の景況把握について ロ. 緊急景気対策の取り組みについて 2. 景気悪化に伴う財政運営について イ. 町民税収の上期実績と今年度の見通しは ロ. 人件費を含む歳出削減策の取り組みを	1 番 田中邦義	町 長 産業振興課長 総務課長
9	1. 21年度予算編成に向けて イ. 経済減速のなかで編成方針は ロ. 町内産業の実態と町の取り組みについて 2. まちづくり交付金事業について イ. 最終年度となる事業の進捗は ロ. 見直しはあるのか 3. 長野広域ごみ対応について イ. 可燃ごみ減量化に向けて	2 番 山城賢一	町 長 産業振興課長 建設課長 教育文化課長 住民環境課長
10	1. 厳しい経済状況での坂城町の実体と見通しについて イ. 産業界の声は ロ. 今年度自主財源の町税収納状況について ハ. 依存財源の状況について ニ. 平成21年度予算の編成方針について 2. 産業振興の方策はどう進めるのか イ. 農業、工業、商業の連携による振興策について	13番 宮島祐夫	町 長 総務課長 産業振興課長

共済法制定を求める意見書について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第7項及び坂城町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

(別紙)

共済法制定を求める意見書

ニセ共済の規制から始まった流れが、保険業法の改正により「団体内の助け合い」まで保険業の規制に含まれてしまいました。本来、社会のなりたちは、同等において行われる福祉教育施策（公助）や市場主義（自助）と並んで相互扶助（互助）が重要であることはいまでもありません。現にわが国の公的施策の中に「協同組合」「NPO法人」などが位置づけられているほか、国民各階層の中に「共済」というかたちの助け合いが発展し広がってきました。そうした「非営利・協同」の理念に基づく共済は、国民の安心と暮らしを支える上で大きな役割を果たしてきました。また「非営利・協同」が社会において重要であることは、国際社会においても広く認識され、国連やILO（国際労働機関）において高く評価され位置づけられているところであり、アメリカや欧州諸国では「共済法」などが整備されています。

ところが、わが国においては2006年4月施行の「改定保険業法」において、「原則として共済は認められない」「営利会社の実施する保険によること」という重大なしかりがかけられ、国内各分野に大きな影響が発生し、国民の安心がおびやかされています。

そこで、わが国においても共済法を制定するよう強く要請する。

記

- 1 互助共済制度の法律の制定をすること。
- 2 法律制定までは互助共済について保険業法の適用除外すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年12月12日

内閣総理大臣 麻生太郎
内閣府特命担当大臣（金融） 中川昭一
法務大臣 森英介 殿
金融庁長官 佐藤隆文

長野県埴科郡

坂城町議会議長 池田博武

介護保険制度の抜本的改善を求める意見書について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第7項及び坂城町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

(別紙)

介護保険制度の抜本的改善を求める意見書

「安心して老後をおくりたい」、これはすべての国民の願いです。しかし、いま介護保険制度は崩壊の危機にさらされています。不透明な認定制度や様々なサービスの利用制限による「介護の取り上げ」が利用者に生活困難をもたらし、重い利用料負担がサービス利用の取りやめや減らさざるを得ない事態を生んでいます。この間の介護報酬の引き下げは労働者に多大なしわ寄せをもたらし、生活できない低賃金、働き続けられない労働環境の中、福祉・介護サービスに携わる労働者の確保を困難にしています。事業者にとっても介護報酬引き下げが経営難に直結する事態となっています。

第169通常国会では「介護従事者等の人材確保のための介護従事者等の処遇改善に関する法律」が全会一致で可決・成立しました。この法律を実効あるものにすることは国の責任であり、介護労働者の処遇改善をはじめ、介護保険制度の抜本的改善は待ったなしの状況です。

よって、国においては、介護保険制度の抜本的改善のために、以下の事項の実現を強く要請します。

記

- 1 利用者の必要なサービスを保障すること。
- 2 介護労働者の処遇改善を図り、介護の人材を確保すること。
- 3 介護報酬を引き上げること。
- 4 介護保険に対する国の負担を大幅に増やし、保険料や利用料を引き下げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年12月12日

介護保険制度の抜本的改善を求める意見書について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第7項及び坂城町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

(別紙)

介護保険制度の抜本的改善を求める意見書

「安心して老後をおくりたい」、これはすべての国民の願いです。しかし、いま介護保険制度は崩壊の危機にさらされています。不透明な認定制度や様々なサービスの利用制限による「介護の取り上げ」が利用者に生活困難をもたらし、重い利用料負担がサービス利用の取りやめや減らさざるを得ない事態を生んでいます。この間の介護報酬の引き下げは労働者に多大なしわ寄せをもたらし、生活できない低賃金、働き続けられない労働環境の中、福祉・介護サービスに携わる労働者の確保を困難にしています。事業者にとっても介護報酬引き下げが経営難に直結する事態となっています。

第169通常国会では「介護従事者等の人材確保のための介護従事者等の処遇改善に関する法律」が全会一致で可決・成立しました。この法律を実効あるものにすることは国の責任であり、介護労働者の処遇改善をはじめ、介護保険制度の抜本的改善は待ったなしの状況です。

よって、国においては、介護保険制度の抜本的改善のために、以下の事項の実現を強く要請します。

記

- 1 利用者の必要なサービスを保障すること。
- 2 介護労働者の処遇改善を図り、介護の人材を確保すること。
- 3 介護報酬を引き上げること。
- 4 介護保険に対する国の負担を大幅に増やし、保険料や利用料を引き下げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年12月12日

衆議院議長	河野洋平
参議院議長	江田五月
内閣総理大臣	麻生太郎
総務大臣	鳩山邦夫 殿
財務大臣	中川昭一
厚生労働大臣	舛添要一

長野県埴科郡

坂城町議会議長 池田博武

介護労働者の処遇改善を求める意見書について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第7項及び坂城町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

(別紙)

介護労働者の処遇改善を求める意見書

いま、介護・福祉労働者の人材確保が国民的課題となっている。

財団法人介護労働安定センターの平成18年度調査では、介護労働者の1年間の離職率は20.3%で、離職者の8割以上が「3年未満」と報道されており、介護労働者の処遇改善が緊急に求められている。

第169通常国会では「介護従事者等の人材確保のための介護従事者等の処遇改善に関する法律」が全会一致で可決・成立しているが、具体案は一切ない。

政府は、今後10年間に約40～60万人の介護労働者の確保が必要としており、現在約64万人の介護福祉士などの定着・増員は緊急の課題である。

介護報酬の引き上げとともに、報酬の引上げが保険料や利用料にはねかえらないように国庫負担を増額して労働条件を改善することを求めるものである。

記

- 1 国は介護労働者の処遇改善について必要があると認め、直ちに具体化をはかること。
- 2 介護報酬を大幅に引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年12月12日

内閣総理大臣 麻 生 太 郎
厚生労働大臣 舛 添 要 一 殿
財 務 大 臣 中 川 昭 一

長野県埴科郡

坂城町議会議長 池 田 博 武